

ジャーナリズム & メディア

日本大学法学部新聞学研究所

10

ジャーナリズム & メディア

第10号

日本大学法学部 新聞学研究所

2017年3月

ジャーナリズム&メディア

(第10号)
2017年3月

目次

【特集 震災映像アーカイブを用いた研究の可能性と課題】

特集によせて……………	5	米倉律
東日本大震災 TV 映像アーカイヴ化の試み — 日本大学法学部新聞学研究所のアーカイヴ化事業に関する覚書 — ……	7	大井眞二
震災テレビ報道における情報の「地域偏在」とその時系列変化 — 地名（市町村名）を中心としたアーカイブ分析から — ……	27	米倉律
東日本大震災から5年、テレビのキャスターニュース番組は何を伝えてきたか……………	47	原由美子
3月ジャーナリズムの中で、ニュースは何を話し・語り・伝えてきたのか — 東日本大震災・テレビ報道アーカイブにおけるメタデータの語用論 — ……	63	加藤徹郎
放送アーカイブ研究におけるメタデータ活用の試み — 震災報道アーカイブ研究から — ……	79	西田善行

【特別寄稿論文】

中国新闻出版管制的法律问题……………	95	張千帆
後記— 北京大学法学院張千帆教授の本学来訪について……………	112	山本賢二

【資料解題】

中国における外国報道機関・記者の報道・取材活動に関する規定……………	123	山本賢二
------------------------------------	-----	------

【研究ノート】

日本メディアが伝える中国イメージ……………	169	張新慧
— 2015年中国軍事パレードをめぐるテレビ番組の報道を例として —		

【調査研究報告】

地方メディアによる世論調査の実施と報道

- 沖縄タイムス社を事例として— 193
井田正道

【メディア・レポート】

- 「天皇制」と新聞論調 213
赤尾光史

- 出版界この一年 227
森重良太

- 2016年の放送界概観 233
片野利彦

【書評】

- Clifeord G. Christians, Mark Fackler & John P. Ferré *Ethics for Public Communication: Defining Moments in Media History*, Oxford University Press, 2012 237
塚本晴二郎

- 浜田幸絵『日本におけるメディア・オリンピックの誕生 ロサンゼルス・ベルリン・東京』
(MINERVA 社会学叢書 51) (ミネルヴァ書房 2016年) 241
石川徳幸

【海外研究動向】

- ビッグデータ環境と大統領選を検証する 246
別府三奈子

- メディアの予測は当たらなかった
—自己中メディアの雪だるま化と信頼回復へのチャンス— 250
伊藤英一

- 習近平執政4年と中国の言論空間 269
山本賢二

- 韓国のメディア・ジャーナリズム関連研究の動向：2016年度 290
小林聡明

- 2016年度新聞学研究所事業報告 305

- ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領 309

- 日本大学法学部新聞学研究所規程 312

本特集は、日本大学法学部新聞学研究所が整備・構築を進めてきた東日本大震災に関連するテレビ映像のアーカイブについて、その研究利用の可能性を検討した結果や、実際にそれを用いて行った研究成果を中間総括的にまとめ、報告するものである。

2011年3月の東日本大震災の発生からまる6年が経過した。震災は報道の現場、そしてジャーナリズム研究に様々な課題を投げかけてきた。しかし時間の経過とともに、被災地の復旧・復興や、福島第一原発の事故処理をめぐる動きを伝える報道は持続的に減少している。そして、震災をめぐる社会的関心の低下や記憶の風化も指摘されるようになっていく。

こうした中、当研究所では、公益財団法人放送文化基金の助成を受けて（平成26～27年度）、震災関連のテレビ映像アーカイブを構築し、震災およびそこから復旧・復興のプロセスをテレビがどう報道してきたのか、外部研究者との共同プロジェクトで検証作業を進めてきた。プロジェクトでは、当研究所の研究者4人に加え、外部研究者3人の参加を得て、「震災映像アーカイブ」の整備・構築を進めつつ、それを用いてどのような研究が可能か、分析—研究方法論上の課題や可能性などを検討する研究会を足かけ2年にわたって重ねてきた。また、各メンバーは、それぞれの問題意識に従って研究テーマを設定し、実際にアーカイブを用いた分析も進めてきた。さらに、その研究成果を小括しながら公表すること等を目的として、去年までに2回のシンポジウムを開催した。すなわち、①「進展する震災映像アーカイブの研究利用とその課題」（2014年11月29日開催）、②「東日本大震災が地域メディアに問いかけたもの」（2016年2月20日開催）である。（①は、プロジェクトのキック・オフ的な位置づけのもので、その内容は、本誌第8号に採録している。）

そして、本年（2017年）1月28日には、3回目となるシンポジウム「“3月ジャーナリズム”化する震災TV報道」を実施した。このシンポジウムは、2011年3月から2016年3月までのまる5年間のテレビ報道を対象とした時系列分析（アーカイブ分析）の成果報告をたたき台に、震災テレビ報道の傾向や課題について報道現場の当事者、関係者らを交えて議論を行うというものであった。

本特集には、このシンポジウムに登壇した4人のメンバー（大井真二、米倉律、原由美子、加藤徹郎）が、シンポジウムで研究報告した内容をもとに加筆修正した論文を掲載している。また、本プロジェクトの成果展開の一環として日本マス・コミュニケーション学会の2016年度秋季研究発表大会（帝京大学）のワークショップで研究報告を行った西田義行氏（法政大学）にも、本特集用に寄稿をお願いし併せて掲載した。

報道によれば、今年2月、福島原発事故と東日本大震災による福島県外への避難者数が3万

*よねくら りつ 日本大学法学部新聞学科 准教授

9818人と、2011年6月の調査開始以来、初めて4万人を割り込んだという。しかし、同時に原発事故で帰還困難区域に指定されているエリアのうち、今から5年後の2022年をめどに国の避難指示が解除される「特定復興拠点」の面積はわずか5%に留まるという試算も出ており、多くの避難者がいつ故郷に帰ることができるのか依然として不透明な状況が続いている。岩手県、宮城県においても、被災したエリアの高台移転や町の再建など、なお復旧・復興は長い道のりの途上である。

震災はまだ全く収束していない。そうである以上、災害報道・震災報道を対象とした研究も終わらせるわけにはいかない。本特集に掲載した研究成果が、今後の災害報道、震災報道に関わるジャーナリズム研究はもとより、関連の学際的研究や議論の進展にいささかでも貢献し、東日本大震災に対する社会的関心や記憶が維持され続けていくことを願うものである。

東日本大震災 TV 映像アーカイブ化の試み —日本大学法学部新聞学研究所のアーカイブ化事業に関する覚書—

大井 眞二*

1. 「2011年3.11」と共同研究プロジェクト

2017年3月11日、いまだに解決の緒にすらついていない福島原発事故を抱えながら、われわれは東日本大震災から7年目を迎える。標記のわれわれのプロジェクトもまた7年を迎える。本稿では、些か異例かもしれないが、100年に一度などと称される東日本大震災に際して急遽活動を開始し、これまで曲がりなりにも続けてくることができた、共同研究プロジェクトの経緯を記録にとどめ、それを踏まえながら進むべき方向を検討することにした。従ってはやや煩瑣になるが、註において、できる限り関連する資料をおさめることとした。了とされれば幸いである。

われわれ標記のプロジェクトに関わるメンバーは、東日本大震災発災当時、共同研究「メディア秩序の変革期におけるジャーナリズムのパラダイム転換に関する研究」(平成23年度・24年度継続研究 日本大学学術研究助成金 [総合研究]=研究代表 大井眞二⁽¹⁾)に関わっていた。この共同研究は、主たる研究目的として、われわれ法学部新聞学研究所が2007年に実施した「日本のジャーナリスト1000人調査」⁽²⁾のその後を検証するため、再びジャーナリスト調査を実施することを、調査研究の枠組みとしていた。同時にTV映像を記録し、分析することを調査目的に含んでいたが、記録対象とするトピックやイシューは様々な角度から検討中であった。そこで思いがけなく震災に遭遇し、急遽このプロジェクトを利用して大震災関連のTV映像を記録・保存し、分析の対象とすることにしたのである⁽³⁾。しかし当然のように、徐々に膨大なものになっていく映像データを記録・保存するための十分な予算措置をしていなかった。そうした折に「公益財団法人新聞通信調査会」の「大震災とメディアに関する公募委託研究」⁽⁴⁾に出会ったのである。資金的にショートしかけており、この公募委託研究は干天の慈雨であり、誠に有難かった。幸い調査研究費を頂戴することができ、その研究成果は、「公募委託研究 東日本大震災とマスメディアの役割」(平成23年7月～平成24年6月 公益財団法人日本新聞通信調査会=研究代表 大井眞二)に発表し、さらに東日本大震災に関する報道の研究を進め、成果の一部は日本マス・コミュニケーション学会シンポジウム⁽⁵⁾、学会誌『マス・コミュニケーション研究』⁽⁶⁾や『新聞通信調査会公募委託研究報告書』⁽⁷⁾において発表することができた。

この研究の過程で2011年3月11日の発災から今日に至るまで、東京キー局(6局)の大震災にかかるTV映像の記録・保存を進めており、映像資料データ量は50テラレベルに到達している。この映像記録はJCCのマックスチャンネル及び外部HDDに蓄えられている。共同研究者はインターネットネットワークを通じて映像データにアクセスし、またその分析に不可欠な二次資料(メタデータ)の検索(日大検索)などを通じて研究をすすめ、同時に学内ネットワークを介してPCを通じ

*おおい しんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

て映像資料を教育・研究に役立てている。⁽⁸⁾

しかしながら大量に記録・保存されたTV映像のデジタルデータは、技術の性格上バックアップだけでなく、バックアップのバックアップを必要とする。そのためTV映像記録を記録・保存するシステムとそれに伴うデバイスを別途用意しない限り、現状では実現を目指している「日大版震災TV映像アーカイヴ」の貴重な映像資料は維持することすら困難と言わざるを得ない。この種のシステムとデバイスは個人で所有できるものではなく、また組織として強固な基盤を持つに至っていない本研究所でもその段階にない。

周知のように、増加の一途をたどるデジタル映像資料は、量的に増加するだけでなく、質的にも高度化・高質化し、大学・研究機関はグローバルな展望に基づいて、電子化及びアーカイヴ（まずはアナログそしてデジタルの）構築の事業を急ピッチですすめてきた。すでに大学・研究機関は、各種のデータベース、電子ジャーナル、オンラインジャーナル、ヴィジュアル情報を提供しており、今後はさらなる電子化だけでなく、様々なアーカイヴのデジタル化を急ピッチで図るべき時期に来ている。印刷物資料に加えて映像資料の収集・記録・保存・整理及び利用のシステムの整備は、デジタル情報時代の大学・研究機関の喫緊の課題となっており、そうした体制の早急な整備が求められている。

2. アーカイヴ化プロジェクトの実際

TV映像情報の「アーカイヴ化」それ自体は、想定される様々な利用に関わる著作権など、TV映像情報に固有の様々な問題を解決する必要がある。しかし、これらの時間と労力そして何よりも大きな資金拠出を伴う課題の解決をただ拱手傍観するだけであってはならない。技術や費用を含め現状を改善する努力を傾ける一方で、たとえ不十分とはいえ、既存の、現状の資源を生かしながらさらに収集、記録、保存をすすめる。また他の機関との連携、例えばコンソーシアムを形成するなど、さまざまなレベルでネットワーク化を図る試みを至る所で、多様かつ多元的に仕掛けることが必要となろう。

こうしたさまざまな仕掛けによって、東日本大震災の記録・情報を内外に発信し続けること、さらにその記録を後の世代に継承することはきわめて重要な事業であり、具体的には被災地の復興事業、今後の防災や減災の対策・事業、様々な学術的研究、教育などに活用する道をさらに開くことになる。こうしたパースペクティブに立つと、本学の二つの共同研究の過程で記録・保存されることになった東日本大震災に関するTV映像資料は、いかなる組織が事業の主体となるべきか、はひとまずおくとしても、「日大版大震災TV映像アーカイヴ」は、大学が担うべき事業として整備・構築する価値のある企てである。またこのTV映像資料はアーカイヴ化することで、単独のアーカイヴとしてだけでなく、例えば国会図書館をはじめとした様々なレベルのアーカイヴ構築事業と連携することで、一組織の枠を超えたネットワーク化を図ることができ、こうして形成されるネットワーク化の社会的公益・便益には計り知れないものがある。電波という公共的資源を利用して制作されたTV映像記録資料は、映像それ自体が制作者に帰属するにしても、その性質上公的な機関や制度が記録・保存し、公共的に利用に供すべきいわば公共財でもある。⁽⁹⁾

次に、日大アーカイヴ化プロジェクトの実際について触れると、結果的に、東日本大震災のTV放送の映像は、3月11日の発災からずっと記録・保存している。ハードウェアの性能や使用法に

もよるが、われわれの使用している JCC の機械では実際には 8 チャンネルを記録・保存することができる。しかしスタッフの確保や容量の問題等さまざまな問題を考えながら、また TV 映像の記録と保存の時間に追われて実際には 6 局に絞ることにした。発災当初、NHK の E テレでは安否情報をずっと流すなど非常に重要な役割を果たしていたが、これも削らざるを得ないという判断をし、今のところこの 6 局でずっと録画を続け、データ量は 50 テラを超え、さらに大きくなっている。

周知のとおり、アナログとして存在する資料の保存・管理だけでなく、デジタルデータの記録と保存の場合も、どこに蓄え維持管理していくのかという重要なストレージの問題がある。前者の場合増加する資料の収納スペースの厄介な問題があるが、後者にはスペースがそれほど重要ではないにしても、年々発展していく技術的な側面にどのように対応するか、コストの問題を含めてのデジタル・アーカイブ特有の厄介な問題がある。われわれは、刻々と増加する映像データを JCC のマックスチャンネルに収容する一方で、それでは間に合わないため、既述の外部 HDD にも蓄えた。発災した 2011 年はそれでも時間的に間に合わず DVD に残したりもし、その数は 100 枚弱に及んだ。これは後々、バックアップの役に立つが、映像のデジタルデータはバックアップだけでなく、バックアップのバックアップをとるの必要があり、これはストレージに非常に大きなコストがかかることもあり、データの不慮の滅失を考えるとこれも今後の大きな課題である。

かつて Washington Post の Philip Graham は「ニュースは歴史の第一稿」であると述べたという (Allen and Johnson 2008: 387)。そうだとすれば、10 年後、50 年後に、われわれの記録・保存した映像資料は、われわれの時代、われわれ自身について何を語るだろうか。

3. アーカイブ化事業と研究

3-1 アーカイブ化事業

本プロジェクトでは、平成 24 年度以前は「日本大学総合研助成」によって、それ以後は法学部新聞学研究所の共同研究プロジェクトとして、アーカイブ化の事業と研究を進めてきた。前者は、①映像データ保存とニュース及び他の関連する映像情報の分類を初めとするデータベース構築のための作業を行い、その上で、②報道内容の質的、量的分析を行ってきた。②については分析をさらに精緻にするための映像情報の内容を分類し、インデックス化する作業を先行して行い、映像データの閲覧・公開への道筋をつける、以上を念頭に事業活動を行ってきた。平成 25 年から、上記の方針に基づき、この膨大かつ貴重な TV 映像データを研究活動に活用するため、① TV ニュース報道及び他の関連する TV 映像データの追加逐次保存と、これまで記録・保存した TV ニュース報道及び他の関連する TV 映像情報の分類・整理というデータベース構築のための作業を行い、その後②映像情報の内容の量的、質的な分析を通じて、東日本大震災関連のニュース報道など TV 映像情報の特徴を明らかにするための基礎的研究を続けてきた。なお平成 25 年度から着手した基礎的研究のための条件整備については継続してその作業を進めている。具体的には、本研究の目的は以下の 2 つであるため、作業に時間差を置いた上で、各作業を並行して行う計画を立てた。

- ① 2011 年 3 月 11 日から現時点までの映像データの分類研究を行う。
- ② 2011 年 3 月 11 日からの現時点までのニュース番組の報道内容の量的・質的な特徴を明らかにする。

研究計画の遂行上、まず初めに、①の作業を先行して行う必要があり、平成25年度は①の分類研究をすすめており、一定程度の成果を見るにいたった。しかし膨大な映像データの分類作業は、なお多くの時間及び労力を必要とし、①に関しては、かなりの多くの作業が残存しているのが現状である。そのため、データベース構築に向けた整理・分類というインデックス付与の作業を先行して行うこととした（HDD記録媒体の費用を計上、研究補助学生のデータ入力費用を計上）。②の作業の遂行は①の作業の進捗状況に従って、平成25年度同様に①の作業の進行に対応させる、つまりインデックス付与が終わったTV映像情報について順次質的・量的な分析作業を継続して実施することとした。こうした作業は後述するVanderbilt Television News Archive (VTNA) のアブストラクトとインデックス作成を参照にしている。⁽¹⁰⁾

本共同研究にとって、外部資金の導入は研究プロジェクト遂行のための重要な課題であったが、幸い平成27年度に「公益財団法人放送文化基金」の研究助成を受けることができた。この研究助成は「映像アーカイブを利用した震災・原発事故報道に関する実証的研究」と題するもので、本共同研究プロジェクト代表大井眞二を座長とし、小川浩一、小林義寛、佐幸信介及び、他大学や研究機関の研究者（NHK放送文化研究所の原由美子氏、法政大学の西田善行氏、加藤徹郎氏）を研究協力者に仰ぐものである。「放送文化基金」の研究助成を得て、本共同研究プロジェクトの課題であったメタデータの収集と分析のための機器を導入することができた。これはJCCが提供する「RCNアーカイバー」と称する機器であり、本共同研究に大いに資するものである。この「RCNアーカイバー」によって、膨大な映像データの分類・整理の作業は急ピッチで進んでいる。

また本共同研究プロジェクトは、さらに平成28年から「映像アーカイブを利用した震災・原発事故報道に関する実証研究Ⅱ」を研究課題として「NHK放送文化基金」の「継続研究」の助成を受けることができることになった。この助成によって本共同研究プロジェクトの大いなる進捗が期待される。

3-2 アーカイブに関わる研究

平成24年は、上記の事業活動以外に、小川浩一を研究代表として、共同研究プロジェクト「環境破壊問題に関する報道の分析—東日本大震災と原発事故を事例として—」を行った。研究目的は「東日本大震災のような社会的危機、とりわけ、福島第一原子力発電所の事故のような環境破壊問題に対して、伝統的なニュースメディア（新聞、テレビ）がいかに機能したのかを、下記の2点に絞って明らかにすること」にあり、「すなわち1. 「環境監視機能」を構成している①事実に関する報道機能、②事実に関する言論機能、が十分機能していたのか否か、2. 上記2機能の何れかないし双方が機能していなかった場合には、その理由はなんであるのかを明らかにすることを」目的としており、現在も継続中である。

平成25年度は、増え続けるTV映像資料をどのように利用するのかの、いわば本プロジェクトの最重要課題についての検討作業を進めた。いうまでもなく、TV映像資料の利用に関しては著作権や肖像権などに代表される法的な問題があり、この点をクリアしない限り、TV映像資料の利用は困難であるという認識に立って、この課題の検討を進めた。とりわけ著作権については、欧米諸国では認められている「フェア・ユース」の法理が日本では確実に認められているとは言い難い。本研究は法学部附置の組織でもあり、この問題に活路を見出すべく、これらの問題に関する法律

専門家を招き、平成 26 年 3 月 7 日「3.11 震災に関するテレビ映像資料アーカイブをめぐって」と題するシンポジウムを開催した。松嶋隆弘は「アーカイブの活用とフェア・ユース」について、早乙女宜宏や「映像資料の利用と著作権法」をテーマに、われわれのプロジェクトが蓄積する膨大な震災 TV 映像資料の利活用の方策を論じた。松嶋は、フェア・ユースの法理が期待できない現在、①「図書館」に関する規定の拡張と、②教育に関する規定の拡張、とりわけ①を中期的目標としつつ、②の可能性をにらんで実績を積む、という実際的かつ有意義な問題提起をした。他方早乙女は、フェア・ユースの不在を前提にすると TV 映像の利用は「引用レベルでしか利用できない」のが現状で、私的使用のための複製として解決するにも限度があるとして、フェア・ユース規定の導入を図るべきと論じた。同シンポジウムでは、大井眞二は本アーカイブ化プロジェクトが範とすべき例として Vanderbilt Television News Archive (VTNA) の「アーカイブ」としての持続可能性を探り、そのインプリケーションを指摘した。

東日本大震災、原発事故から 4 年も経過すると、震災報道をめぐるメディア研究、ジャーナリズム研究の対象は、当初の災害報道、緊急報道のあり方にかんするものから、膨大に蓄積されつつある映像、テキスト、データなどを利用した、長期的なコンテクストを踏まえた立体的、重層的なものに向かっているように思われた。しかし映像アーカイブそれ自体がほとんど存在せず、それ故長期的な視野に立ち特定のテーマを時系列的に追究する先行研究もほとんどない現状にあって、映像アーカイブを利用した研究については、分析のフレーム、よって立つべき方法論、他方でメタデータの作成、利用、著作権など法的な問題の処理など、様々なレベルの様々な課題が山積していた。

こうした状況に基づき、平成 27 年度は一定の進展を見ることになった大震災映像のアーカイブ化を踏まえて、2014 年 11 月 29 日新聞学研究所シンポジウム「進展する震災映像アーカイブの研究利用とその課題」を日本マス・コミュニケーション学会の共催として、本学において開催した。

「テレビドキュメンタリーは震災をどう伝えてきたか」(原由美子氏=NHK 放送文化研究所)、「原発事故報道の 3 年一言語計量分析から見えてくること」(西田善行氏=法政大学大原社会問題研究所)が報告として発表され、それらの報告に対して「震災映像アーカイブの研究利用のためのさらなる課題—メタデータ、アブストラクト、インデクスを巡って」(大井眞二=本学新聞学科)、「大震災アーカイブと著作権に関する問題」(早乙女宜宏=本学法科大学院)のコメントがなされた。

原報告は、本プロジェクトと同様 JCC の番組録画システムで生成されるメタデータを利用して(キーワードは地震、復興、原発、放射能、エネルギー)、2011 年 4 月～2014 年 3 月 31 日まで放送されたテレビドキュメンタリーを量的に分析した。同報告で原はテレビドキュメンタリーの時系列的分析の結果、東日本大震災関連の番組が時間の経過と共に、番組数や放送時間の漸減する傾向があること、さらに毎年 3 月 11 日を中心にして集中的に放送されるようになっている傾向、すなわち「3 月ジャーナリズム化」の傾向を明らかにした。

他方東日本大震災に関わるテレビ映像の分析は、アーカイブ化の進展共に新たな分析の可能性を示すようになってきた。こうした動きを巧みにとらえて新たな実証の可能性を示したのが、西田報告である。同氏は、法政大学環境報道アーカイブというプロジェクトに関わり、PTP 社の SPIDER PRO の機器及びサービスを利用して環境報道の記録と分析を進めており、本シンポジウム報告では言語計量分析の手法を用いて、主としてメタデータを素材として TV が福島原発事故をどのように報道(発災から 3 年半)したのかを分析した。西田報告は、メタデータ分析の可能性と

限界を明らかにするだけでなく、震災映像アーカイブの課題についても論究しており、その研究は極めて大きな示唆に富む。

日本大学新聞学研究所は、ここ数年にわたって継続的に取り組んできたもう一つにプロジェクト、放送関係者の聞き取りを中心としてオーラルヒストリーの試みを続けてきたが（『ジャーナリズム&メディア』7～9号を参照のこと）、平成27年度は、このプロジェクト及び震災TV映像アーカイブのプロジェクトを柱に、「2015年連続シンポジウム」と題して、地域ジャーナリズムの課題と可能性に関する二つのシンポジウムを実施した。その①は「地域と民放—変容するローカルティ」と題して、平成27年12月4日に実施した。そしてこれを受けて、その②「東日本大震災が地域メディアに問いかけたもの」を平成28年2月20日実施した。ここでは、いわゆる被災3県のメディア関係者を招いて、地域の復興の状況をメディア報道と絡めて報告して頂き、それに「大震災TV映像アーカイブ」の研究成果を照応させることで、シンポジウムの基調を設定し、それに基づき広範な話題をテーマに活発な議論が行われた。福島テレビの糠澤修一氏はかなりの復興が進む福島が原発事故を焦点化して報道され、「風化と風評」が同時進行している問題を指摘し、IBCの宿輪智浩氏は、メディア報道の偏りと報道体制の問題を取り上げ、NHKの古澤健氏は、「節目」にしか震災を報道しなくなった震災報道の現状を逆手にとって、3月11日が被災者に思いを寄せる機会として取り上げる視点を提示した。中でも、印刷機を被災で失い、代わりに手書き新聞を発行して被災者に提供したことで知られる、「石巻日日新聞」の武内宏之氏は、目に見える復興はようやく始まったが、それに対して目に見えない「心の復興」の重要性について、非常に興味深い報告をした。震災報道研究の成果を踏まえて、震災報道の現状を分析した大井眞二は、弱者救済を重要な報道の役割と見なす日本のジャーナリズムの特徴を上げ、人びとを結び付けるジャーナリズムの課題を指摘した。

こうして、2011年3月11日に発災した東日本大震災及び福島原発事故は、2017年3月に6年のまさに「節目」を迎える。本プロジェクトも、同じくこの「節目」を迎えることになる。これまでのアーカイブ化プロジェクトの事業と、アーカイブの研究が明らかにしてきた知見、すなわち東日本大震災は、すくなくともTV映像を見る限り、「毎年の3月を節目」とする「3月ジャーナリズム化」しているのではないかと知見がかなりの妥当性をもつようになってきた。「3月ジャーナリズム化」は、ジャーナリストだけでなくジャーナリズム研究者に突き付けられた大きな課題であろう。

本学新聞学研究所は、これをテーマに平成29年1月28日にシンポジウムを開催する。「3月ジャーナリズム化」は、われわれにとっていかなるインプリケーションをもつのだろうか。このシンポジウムは、本プロジェクトのこれからの方向性を考える上で、重要な示唆を与えてくれるだろう。

註

(1) 「メディア秩序の変革期におけるジャーナリズムのパラダイム転換に関する研究」の概要は以下のとおりである。

【研究代表=大井眞二；伊藤英一、小川浩一、岩渕美克、福田充、小林義寛、佐幸信介、山本賢二、宮脇健[※]は以上法学部、仲川秀樹（文理学部）、兼高聖雄（芸術学部）、※は現危機管理学部】

【研究の対象】メディアによって作り出されたり、媒介されたりする現実（media-reality）が、現代社会

ほどわれわれの生活を大きく規定している時代はない。われわれが生の営みを続ける限り、リアルな現実にはわれわれにとって重要な意味をもつ。しかし、他方でわれわれの現実生活の有り様を批判的に振り返ってみれば、われわれが生活の対象としているのは、リアルな現実ばかりではなく、むしろ圧倒的にメディアに媒介される現実である事実に気づかされる。われわれの社会観、現実感覚、世界認識などは、メディア・リアリティの大きな影響の下に形成されていると言わざるを得ない。

今、そのメディアが、ラディカルな変革期のただ中にある。既存のメディア秩序が大きく揺らいでいる。しかし、オンラインジャーナリズム、ウェブログ、市民メディアが一定程度オルタナティブなジャーナリズムの機能を果たすようになったとはいえ、いまなお、メディア・リアリティ形成の大半を担っているのは伝統的なジャーナリズムであろう。メディア秩序や環境の変化がいかなる方向に向かうにせよ、ジャーナリズムがよって立つメディアがいかなるものになるにせよ、メディアが果たすべき公共的役割を期待されているのもジャーナリズムであり、ジャーナリストであろう。

メディアは、デジタル化を中心として、一方では融合・収斂へ、他方では分散・断片化へと異なるベクトルに向かっているように思える。変革の只中であって、問い掛けをするならば、

①ジャーナリズム、ジャーナリストは今、どのような状況におかれているか。②何に悩み、何を問題とし、何に解決策を求めているか。③公共的問題への関心の低下、公共的生活からの撤退を喧伝される市民は、メディアに、ジャーナリズムに、ジャーナリストに何を思い、期待しているか。何を問題と見なし、どのような評価を下しているか。④伝統的な社会制度でもあるジャーナリズムは、既成の社会制度一般に対する不信の一部でもあるのか。⑤ジャーナリズムは制度疲労を起こしているのだろうか。単に不祥事として片付けられる問題は、構造的レベルに起因するのではないだろうか、といった問題が提起される。

本研究は、これらの極めて重要な問題を、専門は異なるが広義のメディア研究に従事する研究者によって、①理論的な究明だけでなく、②ジャーナリストの集中的な面接調査、③大規模なジャーナリストの数量的な実態調査、④メディアの言説及び内容の分析、などを通して総合的に考究することを目的としている。

【研究の意義】 研究代表者と若干の研究分担者は、以上のような問題の状況を明らかにするため、2007年にニュースの生産に関わる制度をジャーナリズム、人びとをジャーナリストと広義に定義して、5000人を超える新聞記者、編集者、報道番組制作者などのジャーナリストを対象に、大規模な質問票調査（以下「日大1000人調査」）を行った。調査のキーワードは「持続と変化」である。質問項目は多岐にわたり、

①ジャーナリズムの役割概念と遂行度、②ジャーナリストのイメージ、③プロフェッショナリズム、④ジャーナリズム環境変化の認知、⑤オンライン・ジャーナリズムの評価、⑥ジャーナリズム活動の問題点認知、⑦客観報道の規範性、⑧オーディエンス評価、⑨ジャーナリストの政治的傾向、⑩ニュースソース

との関係などを問うた。幸い、日大調査は学界だけでなく、メディアの世界においても高い評価を得ることができた。

しかし、日本では、ジャーナリズム、ジャーナリストを対象にした数量的な調査それ自体が極めて乏しい状況にある。本研究は先の日大調査後の「持続と変化」を大きく発展させるものであるが、それ以前の先行研究は「新聞記者アンケート」（日本新聞協会研究所、1994年）、「民放テレビ報道担当者調査」（日本民間放送連盟、1996年）を数えるのみであり、極めて不十分な状況にある。また、そうした大規模調

査に、インテンシブな面接調査、新聞・放送の言説・内容分析を加味した研究は、皆無に等しい。既存の研究は、対象とするメディアを新聞や放送などに限定し、さらに研究対象は狭く、特定の問題に考究を絞る部分的、限定的研究が大勢を占める現状にある。その意味で、本研究は、日本のジャーナリズム研究、メディア研究の既存の状況を大きく改善する意義をもっていると言えるだろう。

【研究の位置づけ】本研究は、主として日本を対象としているが、実は比較メディア分析の視座を含むグローバルなパースペクティブをもっている。この点は、内外の研究動向からの位置づけとして重要な意義をもつ。変革期においてその変化の相を明らかにしようとするならば、歴史的パースペクティブや比較ジャーナリズム学的視座が不可欠となる。時代の流れの中で、何が変わり、何が変わらなかったのか、それらは個別に日本に特殊なのか、それともグローバルな傾向の中の一部であり、普遍的現象といえるのか、などの問題の考究は極めて重要である。

研究代表者と2名の研究分担者は、先の日大1000人調査を踏まえて、David Weaver、Lars Wilnut 編「Global Journalist in the 21st Century」(2012, Routledge) に1章として「The Japanese Journalist in Transition: Continuity and Change, by Shinji Oi, Mitsuru Fukuda, and Shinsuke Sako」を寄稿した。その論考は言うまでもなく、比較ジャーナリズム学的視座を含むもので、グローバルなコンテキストにおける日本の状況を考究している。

本研究は米国の研究、John W. Johnston 他編、「The News People」(1976)、David Weaver 他編「The American Journalist」(1986, 1991, and 2007) における調査結果や知見との比較考究を試みる計画であり、日本のジャーナリズム、メディア研究だけでなく、グローバルなそれらの研究にも裨益するものとなるであろう。

- (2) 日本大学法学部新聞学研究所 (2008)、「日本のジャーナリスト1000人調査報告書」、『ジャーナリズム & メディア』(創刊1号) 83~121頁。大井眞二 (2008)、「日本のジャーナリスト像—「1000人調査」から見る持続と変化」、『朝日調研レポート』(2008年1月号朝日新聞社)。
- (3) 2011年3月11日、学生さんは春休み中。授業期間でないことが多少幸いした。午後2時46分、法学部三崎町校舎にはそれほど多くの学生さんはいなかった。サークル活動、ゼミ活動などに関わる学生が数百人いた程度であった。この日は、日本大学法学部の学内学会が開催され、またその他の雑用でかなり多くの教員と通常勤務の職員が居合わせた。こうした人たちが、学内の様々な場所でこれまで経験したことがない大きな揺れとその後の帰るに帰れない不安な一夜を大学で過ごすことになった。サブゼミ中の筆者のゼミ生も含めて、多くの学生は大規模な交通網のマヒにも拘らず帰宅を敢行し、中には翌日未明ようやく自宅にたどり着いたものもいた。われわれ教職員は多くの学生を残して帰宅する訳にもいかず(実際帰宅不能)「帰宅困難学生」の安全を確保するため様々な対応に走りまわった。比較的最近建築された耐震機能を備えた、研究棟を含めた校舎に学生を移動させ、非常用食料を配布し、他方で被災箇所をチェックしたり、被災情報の入手や対策に追われた。

筆者の研究室は、耐震設備のない古い建物の最上階にあり、発災後すぐにエレベーターは自動停止、防火シャッターは降り、最上階のフロアに閉じ込められることになった。研究室は書架のすべての書物・資料が落ち、床に立錐の余地なく散乱。1時間ほどして、建物からの退去命令がで、防火シャッターをあげてもらって漸く外にでることができた。大したことはできなかったが、一通りの対応が終わったあと、ねぐらを求めて、耐震対応のある研究棟の小林義寛研究室に。彼の研究室も物が全部散乱しており、中へは入れない。幸い停電を免れたので、刻々と被災状況を告げるテレビをつけっぱなしにして廊下で雑魚寝と

なった。当時、法学部にはマスコミ学会の事務局があり、事務局に来ていた外部の先生方とともに狭い廊下で眠れぬ一夜を過ごした。

しんしんと冷え込む廊下で雑魚寝。他にすることもなく、テレビを見ているときに JCC の TV 映像録画システムが動いていることに気がついた。この時だった。恐らくこのシステムが動いていなかったら、このプロジェクトは始まらなかった。黙々と記録を続ける JCC の HDD。本来の用途とは全く異なるが、このシステムを使ってとにかく映像を録り続けよう。いくつかの偶然が重なってこのプロジェクトは細々と始動することになったのである。今を迎えるまでには、機械の不調で映像記録が途切れそうになり、急遽休日出勤をたびたび余儀なくされる、予算もないことから記録媒体の入手に困じて右往左往する、さまざまな綱渡りでここまで来た、というのが偽りなき実感で、録画内容を検討し、いかに映像研究に生かすか、どのようなアーカイブを構築するかなどは全て後回しになった。いつまでになるかわからないけれど、とにかく記録を続ける。これが発端であった。



2011年3月11日、午後2時56分（発災後10分）
 日本大学法学部3号館前の道路で不安そうな学生や住民
 提供（城戸譲＝大井ゼミ3年、現 J-cast 社編集記者）

- (4) 新聞通信調査会の公募委託研究については、『メディア展望』（臨時増刊＝2012.4.1＝新聞通信調査会）を参照のこと。公募委託研究は、2012年3月1日に中間報告会を開催した。概要は以下。

「社会的危機」としての東日本大震災—ニュースメディアの「社会的危機の概念化」に関する実証的研究（研究代表：大井眞二、小川浩一、伊藤英一、山本賢二、福田充、小林義寛、佐幸信介、宮脇 健＝日本大学）

中間報告

「東日本大震災は「社会的危機」として概念化することができ、こうした危機に対して、伝統的なニュースメディアは長年にわたって、プロフェッショナル化と商業化を背景にした制度化を進め、「予想されないことを予想する（ルーティン化）する」メディア組織の構築をはかってきた。しかしながら、東日本大震災は、従来型の「ルーティン化」を超えた規模と広がりを持ち、その脆弱さを端なくも露呈したと言っていいたいだろう。

社会的危機に関するニュースメディアのルーティン化は、規模の大小を問わず、突発的な事件・事故といった事象の危機に対応する取材・報道のネットワーク構築、マンパワーの管理と運営、後方支援体制の確立といったハードの側面およびそうした危機に関するニュースや情報のフレーミング、ニュースのアジェンダ、公的情報源の選択などソフトの側面から構成される。

社会的危機に関する研究は、近年 U. Beck の「危機社会」の提唱以来、危機管理やリスク・コミュニケーションの領域でかなりの進展を見せている。現代社会は、地震や津波などの自然災害や地球温暖化を

はじめとする環境問題あるいは世界的な感染症の流行やさらに技術化社会がもたらす原発事故など、潜在的に大きな被害を生み出す社会的危機に常に直面している。こうした危機に対して、ニュースメディアが従来型の「予想されないことを予想する（ルーティン化）」報道体制では不十分であることを、東日本大震災は端無くも明らかにした、と言ってよい。

東日本大震災のような社会的危機への社会的対応に関しては、専門家の「科学的（リアルな）危機」観と個人や様々な社会集団の「認知される危機」に関する価値観は、時として大きなかい離を示す。しかしながら、ニュースメディアは、両者の間に立って、「不確実性」の現状の下で、読者・視聴者に「社会的危機」のありようを報道しなければならない、という極めて重大な課題を担うことになる。本研究は、こうした視点に基づいて、ICTの、現在も進展しつつあるメディア環境・情報環境の下において、社会的危機に際してニュースメディアの報道の有り様を問い直す視点を提起することを目的として、研究を進めている。

中間報告では、研究課題を巡る理論的な整理、進行中の数量的な研究、メディアの震災報道に関する調査などについて報告する。

- (5) 大井眞二 (2012)、「大震災後のジャーナリズム・スタディーズ」、日本マス・コミュニケーション学会シンポジウム『震災後のメディア研究、ジャーナリズム研究』（6月3日、於：宮崎公立大学）
- (6) 大井眞二 (2013)、「大震災後のジャーナリズム・スタディーズ—媒介・メディア化されるリスク・危機・災害」、『マス・コミュニケーション研究』（82号、日本マス・コミュニケーション学会、学文社）
- (7) 大井眞二他、「東日本大震災とニュースメディア—社会的危機としての大震災—」、『大震災・原発とメディア報道』（新聞通信調査会刊）

序章 はじめに

- | | |
|---|------|
| 1章 グローバルな危機とジャーナリズム・スタディーズ | 大井眞二 |
| 2章 大震災の報道分析とメディア報道の評価（大田区民） | 宮脇 健 |
| 3章 災害報道とクライシス・コミュニケーション—東日本大震災と福島第一原発事故を例に— | 福田 充 |
| 4章 メディアの多元化と〈安全〉報道—東日本大震災とリスク社会— | 佐幸信介 |
| 5章 福島原発事故をめぐる中国の社会危機対応と輿論誘導 | 山本賢二 |

- (8) 「日大版東日本大震災 TV 映像アーカイブ計画」について以下概要を説明すると、

(1) 映像記録は3月11日の発災から継続中で、東京キー局（6局：NHK 総合、NTV、テレ朝、TBS、テレ東、フジ）の大震災にかかるTV映像の記録・保存（データ量は50テラレベル）、ストレージはJCCのマックスチャンネル及び外部HDD、メタデータ検索はRCN（日大検索）を利用（詳細は(3)を参照）

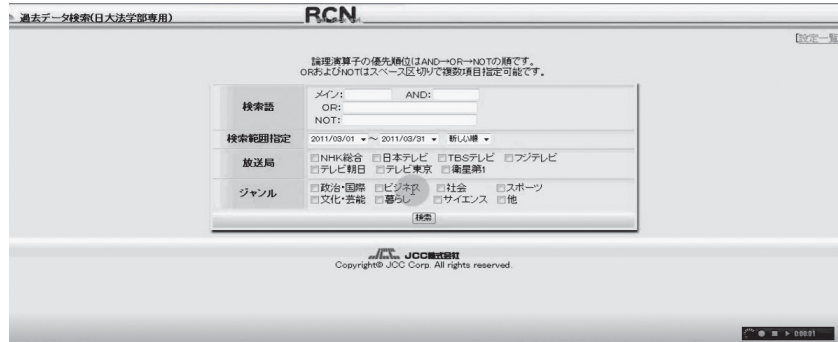
(2)①本研究プロジェクトでは、従来の分析対象の番組・映像をあらかじめ録画設定する手続きを不要にするJCC株式会社のマックスチャンネルのテレビ録画システムを利用している。この方法では、最大8チャンネルを2週間録画機に取り込むことができ、収録データを保存している。

②2週間以内の番組であれば、必要なときに映像を見ることができる。JCCのWEBサイト“過去データ検索”にて、キーワード検索、放送局選択して、見たい映像を絞り込み、パソコン上で見ることができる。

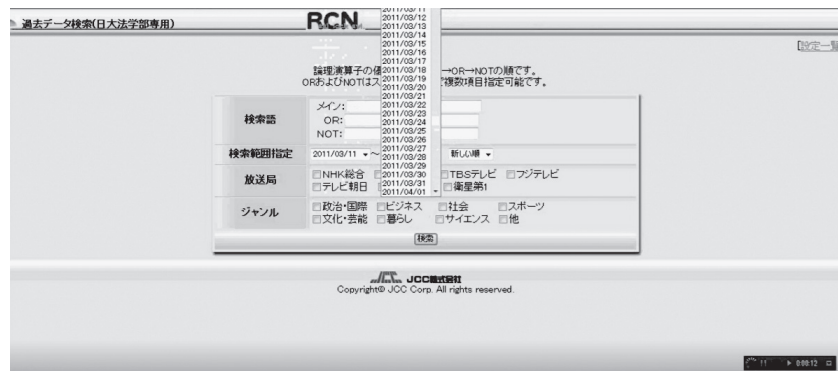
③録画機に保存されている映像データは、MPEGファイルのため、パソコンの映像再生ソフトWindows Media Playerにて見ることもできる。

(3) メタデータ検索の方法は以下。

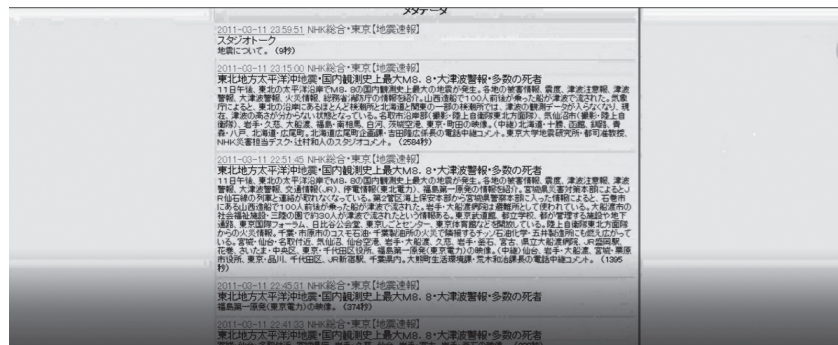
RCN 検索の方法：基本画面



① 検索期間、検索語、放送局をそれぞれ選択しチェックマークを入れ、下段の「検索」をクリック



② 抽出されたメタデータの該当箇所をクリックする



③ 該当画面が表示される



(9) 国立国会図書館東日本大震災アーカイブの検索対象データベース一覧 (2016年12月1日現在、50音順)。

名称	概要説明
青森震災アーカイブ	東日本大震災により被災した青森県内の八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町の共同事業として構築されたアーカイブ。行政文書のほか、市民から集めた、写真、動画や体験談も収録している。
あおもりデジタルアーカイブシステム (サイト閉鎖)	あおもりデジタルアーカイブ・コンソーシアムが運営するデジタルアーカイブ。行政文書や地元事業者及び個人からの提供画像等の震災関連資料を保存・公開している。 (平成28年1月8日サイト閉鎖。平成28年7月末にあおもりデジタルアーカイブのコンテンツは、青森震災アーカイブへ移管されました。)
浦安 震災アーカイブ	東日本大震災により被災した千葉県浦安市により構築されたアーカイブ。浦安市の行政文書・写真・動画のほか、民間の研究機関や大学などで作成された学術資料や調査記録、市民の皆さんから集めた体験談などを収録している。
河北新報 震災アーカイブ	河北新報社の記者、カメラマンが撮影した写真、市民より提供された写真等のほか、1991年以降の震災に関連した新聞記事の見出しを収集・保存する、河北新報社による東日本大震災アーカイブプロジェクト。東北大学災害科学国際研究所の支援のもと運営。また、毎月11日に、震災に関連した新聞記事の見出しに対応した記事が無償で公開している (通常は、記事見出しに対応した新聞記事を見るためには有料の河北新報データベースと契約する必要がある。)
カレントアウェアネス・ポータル※	図書館界、図書館情報学に関する最新の情報をお知らせする、国立国会図書館のサイト。
久慈・野田・普代震災アーカイブ	東日本大震災により被災した岩手県内の久慈市、野田村、普代村の共同事業として構築されたアーカイブ。行政文書のほか、市民から集めた、写真、動画や体験談も収録している。
原子力規制委員会 (東京電力福島第一原子力発電所事故情報に係るアーカイブ)	東京電力福島第一原子力発電所事故に関する、記者会見やホームページ等で公開された資料を原子力規制委員会がアーカイブしたもの。旧原子力安全・保安院等が所有していた資料 (公表済) のうち、東日本大震災発災後約1年分が対象となっています。放射線のモニタリング結果や被災状況、東京電力からの通報などの資料からなります。 ひなぎくで公開している資料は、全て原子力規制委員会から提供されたものです。 ※ファイル番号の頭文字F及びRのものについては、現在、公開に向けて準備中です。 (参考) ファイル番号頭文字 F・・・原子力現地災害対策本部で保管されていた資料 (公表済)、FF・・・福島県から提供された資料 (公表済)、FK・・・旧原子力安全・保安院が東京電力から受けた通報資料 (公表済)、R・・・旧原子力安全・保安院で保管されていた資料 (公表済)
郡山震災アーカイブ	東日本大震災により被災した福島県内の郡山市、富岡町、双葉町、川内村の連携事業として構築されたアーカイブ。写真や行政文書のほか、市民から集めた、写真や体験談などを収録している。
国土地理院	地理院地図 (電子国土Web) から、平成23年 (2011年) 東北地方太平洋沖地震による被災地域に対し、平成23年5月から平成24年4月の間に撮影した空中写真 (垂直写真及び斜め写真) を収録。
国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP) ※	国内発信のウェブサイトを収集したサイト。公的機関のウェブサイトの他、許諾を得て収集している企業・団体のウェブサイトや電子雑誌を収集・保存・提供している。

名称	概要説明
国立国会図書館雑誌記事索引※	国立国会図書館が収集・整理した国内刊行和文雑誌（一部外国刊行和文雑誌・国内刊行欧文雑誌を含む。）から、固有の論題をもつ記事をデータベース化したもの。雑誌記事の論題名、論題中の単語、著者を検索語として、文献の掲載誌・掲載箇所を特定することができる。
国立国会図書館蔵書※	国立国会図書館所蔵の図書、雑誌新聞、電子資料、和古書・漢籍、博士論文、地図、音楽録音・映像資料を対象とした検索データベース。
国立国会図書館デジタルコレクション※	国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料を検索・閲覧できるサービス（収集・保存したウェブサイト、CD/DVD等のパッケージソフトは除く）。著作権保護期間が満了した資料についてはインターネット上で閲覧することができる（保護期間内の資料は、国立国会図書館内でのみ閲覧可）。
災害撮影〔事業活動と社会貢献〕（株式会社パスコ）	株式会社パスコが災害時の状況把握と情報提供活動のため、同社HPの「災害撮影〔事業活動と社会貢献〕」で公開している災害発生後に航空機や衛星で撮影した写真などを収録。
災害・文献データベース（中越防災安全推進機構）	平成16（2004）年10月23日に発生した新潟県中越大地震のメモリアル拠点4施設、3公園を結ぶ「中越メモリアル回廊」のうち、長岡震災アーカイブセンターきおくみらいで所蔵する、図書、雑誌、新聞、広報誌、パンフレット等の情報を収録。データベースはきおくみらい内のタブレット端末、PC端末でのみ公開している。
参議院インターネット審議中継	参議院インターネット審議中継で公開されていた審議中継動画から、東日本大震災に関連した審議が行われた本会議及び委員会の審議中継動画を収録している。収録範囲は以下のとおり。 第177回国会（平成23年3月11日（発災当日）以降）から第180回国会までに開催された本会議及び委員会。
市町村史に記された地震の記録（埼玉県立浦和図書館）	埼玉県立浦和図書館で所蔵している、埼玉県内の市町村史に記載された過去の地震についての主題書誌。各市町村史における、安政大地震（1855）、関東大震災（1923年）、西埼玉地震（1931）等についての記述箇所を記載している。
衆議院インターネット審議中継	衆議院インターネット審議中継で公開されている審議中継動画から、東日本大震災に関連した審議が行われた本会議及び委員会の審議中継動画を収録している。収録範囲は以下のとおり。 第177回国会（平成23年3月11日（発災当日）以降）から第180回国会までに開催された本会議及び委員会。
震災関連資料コーナー（岩手県立図書館）	東日本大震災の記憶を風化させることなく後世に引き継ぐとともに、災害復興、防災対策などに役立てられるよう、「震災関連資料コーナー」として公開している資料。震災に関する書籍や雑誌、復興計画等の行政資料、チラシなどの一枚もの資料等を収録。
震災文庫	神戸大学附属図書館による、阪神・淡路大震災に関する資料を収集したデータベース。
政府インターネットテレビ	総理の動きや政府の重要政策を動画で紹介するサイト。ひなぎくでは、政府インターネットテレビから東日本大震災追悼記念式典等の動画を収録。
赤十字原子力災害情報センターデジタルアーカイブ	福島第一原子力発電所事故に対する日本赤十字社の活動を中心に、原子力災害とそれに対応する赤十字活動に関する資料を保存・公開している。
東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）HPに掲載されていた、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会、記者会見、タウンミーティングの映像を収録。日本語版と英語版がある。

名称	概要説明
土木学会東日本大震災アーカイブサイト	土木学会委員会・会員の東日本大震災に関する活動成果を集約・公開するサイト。提言や調査団報告等のほか、活動の過程で収集した各種資料、学会誌の特集記事や各部門の関連論文、あるいは会員が記録した写真・映像資料等を収集・分類・登録・保存・公開している。
長岡市災害復興文庫 (長岡市立中央図書館 文書資料室)	長岡市災害復興文庫は、被災した古文書等を収集・保存した「被災歴史資料」と災害・復興に関する資料である「災害復興関連資料」から構成されている。ひなぎくでは、「災害復興関連資料」から、中越大震災関連情報を中心とした一部の目録情報を検索することができる。長岡市災害復興文庫の一部資料は、ひなぎく上（提供元「長岡市立中央図書館文書資料室」に収録）から見ることができる。
日本財団	2012年以降に日本財団が開催した東日本大震災に関する写真・動画コンクールの応募作品のうち許諾をいただいたものを収録。2012年、2013年の応募作品はそれぞれの年の3月11日に撮影され、2014年の応募写真はその年の3月に撮影される。
日本原子力研究開発機構図書館蔵書	日本原子力研究開発機構の中央図書館所蔵資料に対する検索システム。同図書館が所蔵する図書、レポート、会議資料、雑誌、Docketが検索できる。
農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ (農林中金総合研究所)	農林中金総合研究所では、農林水産業・食糧・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業協同組合の実践的研究、経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を行っている。このサイトでは、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合など）や全中・全漁連・全森連などと連携し、震災・原発事故からの復旧・復興にどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けている。
はまどおりのきおく —未来へ伝える震災 アーカイブ	いわき明星大学震災アーカイブ室は福島県浜通り地区を主な対象地域にして、震災に関する紙資料、映像資料、証言記録、書籍等を収集・保存している。いわき明星大学震災アーカイブ室が運営する「はまどおりのきおく」では、このうち証言記録と映像資料の一部を公開している。
東日本大震災アーカイブ Fukushima	慶應義塾大学が中心となって立ち上げたデジタルアーカイブ。地方自治体が保有する広報誌等の行政文書や企業、病院、市民団体等が保有する震災関連資料を保存・公開している。
東日本大震災アーカイブ 宮城	東日本大震災に関する記憶の風化を防ぐとともに、防災・減災対策や防災教育等に関する効果的な利活用を図るため、宮城県内の東日本大震災の記録を収集、デジタル化し、公開するシステム。行政資料のほか、写真、動画等も収録している。
東日本大震災写真保存プロジェクト	Yahoo! Japanによる、「震災前の、美しい日本の記録を保存すること」、「未曾有（みぞう）の震災を風化させず、後世に伝えること」、「将来の防災研究などに役立てること」を目的とした、非営利目的のプロジェクト。 ※「写真保存プロジェクト 写真検索 API」を利用させていただくことにより、検索対象としています。
東日本大震災の記録 Remembering 3.11	東日本大震災の被害状況とその復旧に関わる資料を集約し保存することにより将来的な活用に資することを目的としたアーカイブ。特に震災直後に学校法人東北学院において作成・配布された手書きメモ等を含む資料や、復旧作業記録・震災に関わる各種活動記録等を収録している。
東日本大震災福島県復興ライブラリー (福島県立図書館)	平成23年3月に発生した東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故とそれに伴う県内の被災・復興についての関連資料を収集・保存し、後世に残すために、福島県立図書館内に平成24年4月に開設。震災・原発事故に関する書籍や雑誌、新聞、視聴覚、地図などの資料等を収録。
被災地斜め航空写真	朝日航洋が、東日本大震災の翌日である平成23（2011）年3月12日に福島県いわき市から宮城県石巻市の沿岸部（一部地域を除く）を撮影した航空写真（斜め写真）を収録。朝日航洋が運営する「東日本大震災情報特設ページ」の中の「被災地域地図情報」でも公開。 写真の著作権はすべて朝日航洋に帰属。

名称	概要説明
福島原子力事故関連情報アーカイブ (FNAA)	日本原子力研究開発機構が運営する東京電力福島第一原子力発電所事故に関する東京電力・国・地方自治体・研究機関等のインターネット情報及び学会口頭発表情報を検索・閲覧することや、関連する文献情報データベース (JOPSS、JAEA OPAC、INIS Repository、CiNii Articles) の横断検索が可能なアーカイブ。国立国会図書館東日本大震災アーカイブ (ひなぎく) では、東京電力福島第一原子力発電所事故に関するインターネット情報を検索することが出来る。
防災科学技術研究所自然災害情報室蔵書目録※	防災科学技術研究所自然災害情報室の蔵書目録。自然災害や防災に関する資料を収集し、利用に供している。
防災専門図書館 (全国市有物件災害共済会) 蔵書	全国市有物件災害共済会防災専門図書館が所蔵する資料の検索システム。収集対象は、地震・風水害などの自然災害、および火災・環境問題・原発事故・交通災害・鉱害・戦災など人災に関する資料。これらには地域防災計画などの災害対策だけでなく、心のケアやボランティアなどの周辺領域も幅広く含まれている。このうち、東日本大震災および福島第一原子力発電所に関する書誌データをひなぎくから検索可能。
みえ防災・減災アーカイブ	三重県・三重大学 みえ防災・減災センターによる、防災・減災に関するデジタルアーカイブ。防災・減災の社会理解を促進させることを目的として、昭和19年の南海地震に関連した証言映像、津波の碑や市史町史等における災害情報などが収録されている。
未来へのキオク	Google が運営するインターネット上の写真・動画共有サービスに投稿された震災で失われた美しい風景や、懐かしい景色、また、写真・動画などの思い出を、未来へのキオク HP で、公開するプロジェクト。 ※「キオク検索 API」を利用させていただくことにより、検索対象としています。
みちのく震録伝	東北大学災害科学国際研究所による、産官学の機関と連携して、東日本大震災に関するあらゆる記憶、記録、事例、知見を収集し、国内外や未来に共有する東日本大震災アーカイブプロジェクト。
陸前高田震災アーカイブ NAVI (サイト閉鎖)	陸前高田市で震災によって失われたまちなみと共に、伝統や文化や知恵の伝承にも焦点をあて、貴重な記録を収集。合わせて大槌町においても一部アーカイブを実施。 (平成26年11月30日サイト閉鎖。ひなぎくでは、陸前高田震災アーカイブ NAVIにてインターネット公開されていた一部のコンテンツを承継しております。詳細は、「陸前高田震災アーカイブ NAVI 収録資料公開」をご覧ください。)
立教大学共生社会研究センター	立教大学共生社会研究センターが収集している市民団体のニューズレターなどに掲載された、東日本大震災に関する記事索引。
わかりやすいプロジェクト 国会事故調編	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 (国会事故調) の報告書の内容を概観できるストーリーブックやイラスト動画を公開している。国会事故調報告書の作成に従事したメンバーと、大学生、社会人が始めたプロジェクト。
CiNii Articles ※	国立情報学研究所が運営する学協会刊行物・大学研究紀要・国立国会図書館の雑誌記事索引データベースなど、学術論文情報を検索の対象とする論文データベース・サービス。
ICT 地域の絆保存プロジェクト「東日本大震災を語り継ぐ」 (東松島市図書館)	東松島市図書館が、東松島市の東日本大震災に関する写真・映像・会報・文集などの発行物等を収集・公開するプロジェクト。「東松島市の震災を風化させない。この悲劇を繰り返さない。」「被災された方々が一日でも早い復旧・復興への願い。」「今後の防災教育に活かされること。」「今後のまちづくりの一助となること。」「防災・減災のために調査・研究がされ、今後の自然災害からの被害が少なくなること。」を願い、公開している。

名称	概要説明
JAIRO ※	国立情報学研究所が運営する大学等の研究機関の電子アーカイブシステム（機関リポジトリ）に蓄積された学術情報（学術雑誌論文、学位論文、研究紀要、研究報告書等）を横断検索するシステム。
J-STAGE ※	科学技術振興機構が運営する日本国内の科学技術情報のデータベース。電子ジャーナルを中心に、予稿集・要旨集・報告書等を収録しており、一部は本文も見られる。
NHK 東日本大震災アーカイブス	東日本大震災被災者の証言を中心にNHKが持つ震災関連の映像及び音声を収録したサイト。NHKは証言者のプライバシーやその他の権利を守る意味から動画及び音声の再生はNHKのサイト上に制限している。NHKのコンテンツの著作権を含む一切の権利はNHKが保有・管理している。
niconico	株式会社ドワンゴが運営する動画サービス。ひなぎくでは、niconicoで公式生放送された東日本大震災に関連する会見・イベント・番組等を検索することが出来る。なお、niconicoでは、東日本大震災関連の投稿動画や公式生放送の情報を集約した「東日本大震災3.11 特集」特設ページを開設している。 （※ niconicoで公式生放送された東日本大震災に関連する会見・イベント・番組等を見るためには、niconicoのウェブサイト内で、ニコニコ会員（無料）またはニコニコプレミアム会員（有料）の登録を行う必要があります。）
NWEC 災害復興支援女性アーカイブ	国立女性教育会館（NWEC）と女性関連施設等が連携して構築する、女性の視点からの災害復興支援活動の記録のアーカイブ。女性関連施設等による復興支援を通じた地域コミュニティ再生実践の記録を収集・保存している。
2011年東日本大震災デジタルアーカイブ	ハーバード大学エドウィン・O・ライシャワー日本研究所が構築している震災アーカイブ。「2011年3月11日の震災とその後の出来事に関するデジタル情報を整理、保存し、できる限り多くの方にとって活用可能な状態にすること。」「皆様お一人おひとりが、そして研究者や政策に携わる方が、情報を共有し、協力し合い、対話することができる公共空間を提供すること。」「震災から大きな被害を受けた方や、今後を強く憂慮している方が、記憶や思いを共有できる場となること。」の三点を使命としている。
3がつ11にちをわすれないためにセンター（せんだいメディアテーク）	東日本大震災後の2011年5月3日に「せんだいメディアテーク」に開設された「3がつ11にちをわすれないためにセンター」は、市民、専門家、スタッフが協働し、復旧・復興のプロセスを個々人の視点で記録、発信していくプラットフォームとして、映像、写真、音声、テキストなどさまざまなメディアの活用を通じ、情報共有、復興推進に努めるとともに、収録されたデータを「震災の記録・市民協働アーカイブ」として記録保存している。
3.11 震災文庫（仙台市民図書館）	東日本大震災の記憶や記録を後世に伝えるとともに、震災からの復興や生活再建を支援するため、仙台市民図書館が震災後の2011年5月から収集し、「3.11 震災文庫」として市民に利用提供している資料。震災に関する書籍や新聞、行政資料、さらに震災発生当時から現在までのさまざまな資料がある。
311 ドキュメンタリーフィルム・アーカイブ（山形国際ドキュメンタリー映画祭）	認定NPO法人山形国際ドキュメンタリー映画祭（YIDFF）が行う、東日本大震災の記録映画とその作品資料を蒐集・保存し、その作品情報を発信する事業。
3.11 忘れない FNN 東日本大震災アーカイブ	東日本大震災時の地震、火災、津波などの映像を収録したサイト。FNN（フジニュースネットワーク）加盟局の映像を中心に収録されている。

(10) Vanderbilt Television News Archive の検索方法を以下掲記する。アブストラクトとインデクス付与の参考となる。

ABSTRACT 検索で「earthquake」を打ち込む

検索画面①：TSUNAMI、EARTHQUAKE、JAPAN、NUCLEAR で絞込をかける
03/11/2011

VANDERBILT Television News Archive

Home | Search | Requesting Videos | About the Archive | Institutional Subscriptions | Contact | login to my account

found 3990 items where the Title or the Abstract contains the phrase "earthquake". Showing page 25 of 200.


Home > Search > View result listing > View Item Details > Select > Checkout

No.	Date	Headline	Video	Type	Network	Begin	Length
481	03/11/2011	Japan / Earthquake and Tsunami		Evening News	NBC	05:30:40 pm	14:20
482	03/11/2011	Barack Obama Press Conference		Special Program	FNC	11:32:00 am	56:00
483	03/11/2011	Barack Obama Press Conference		Special Program	ABC	11:30:00 am	54:00
484	03/11/2011	Barack Obama Press Conference		Special Program	CBS	11:30:00 am	53:00
485	03/11/2011	Barack Obama Press Conference		Special Program	NBC	11:30:00 am	53:00
486	03/11/2011	Barack Obama Press Conference		Special Program	MSNBC	11:28:00 am	01:04:00
487	03/11/2011	Barack Obama Press Conference		Special Program	CNN	11:26:00 am	58:00
488	03/07/2011	East coast rapist caught/ High School Senior arrested in death of NY girl/ Weather Report/ Troops conduct drills in South Korea/ Chile earthquake/ Mudslides in Bolivia/ Carnivale in Brazil/		Evening News	FNC	06:39:46 pm	06:24
489	03/06/2011	Search for teen suspended after shallow grave discovered/ Search continues for missing US college student in Spain/ Earthquake in Chile/ Highway collision kills at least 20 people in Brazil/ Nightclub fire in Taiwan/ Protests again military intervention in Afghanistan/ Actor Sean Penn meets with Venezuela president Chavez/		Evening News	FNC	06:41:59 pm	03:30
490	02/27/2011	New Zealand / Earthquake		Evening News	NBC	05:41:00 pm	02:00
491	02/25/2011	Making a Difference (Mayor Bob Parker)		Evening News	NBC	05:56:20 pm	02:30
492	02/25/2011	New Zealand / Earthquake		Evening News	ABC	05:52:50 pm	00:30
493	02/24/2011	Air Force awards \$35 Billion contract to Boeing/ Video footage of earthquake in Christchurch, New Zealand/ Nearly 2000 teachers informed they could lose their jobs in Providence, RI/		Evening News	FNC	06:51:44 pm	03:21
494	02/24/2011	New Zealand / Earthquake		Evening News	NBC	05:52:10 pm	00:20
495	02/23/2011	360 Bulletin		Evening News	CNN	09:52:40 pm	02:00
496	02/23/2011	Admin will no longer defend anti-gay marriage law/ Hawaiian governor signs civil unions Into law/ New Zealand earthquake/ Somali pirates' fate/		Evening News	FNC	06:13:52 pm	04:17
497	02/23/2011	New Zealand / Earthquake		Evening News	ABC	05:42:00 pm	02:50
498	02/23/2011	New Zealand / Earthquake		Evening News	NBC	05:39:00 pm	02:20
499	02/23/2011	New Zealand / Earthquake		Evening News	CBS	05:38:20 pm	01:50
500	02/22/2011	New Zealand / Earthquake		Evening News	CNN	09:55:10 pm	03:40

検索画面②：TSUNAMI、EARTHQUAKE、JAPAN、NUCLEAR
 期間を設定する：03/11/2011～03/12/2011

VANDERBILT Television News Archive						
Home Search Requesting Videos About the Archive Institutional Subscriptions Contact login to my account						
found 3990 items where the Title or the Abstract contains the phrase "earthquake". Showing page 24 of 200.						
Home > Search > View result listing > View Item Details > Select > Checkout						
No.	Date	Headline	Video Type	Network	Begin	Length
461	03/12/2011	Japan / Earthquake and Tsunami	Evening News	NBC	05:30:40 pm	14:40
462	03/11/2011	Nightline	Special Program	ABC	10:35:00 pm	31:00
463	03/11/2011	First hour of earthquake coverage noted	Evening News	CNN	09:55:20 pm	00:10
464	03/11/2011	Japan / Earthquake and Tsunami	Evening News	CNN	09:52:50 pm	00:40
465	03/11/2011	Japan / Earthquake and Tsunami / A Discussion	Evening News	CNN	09:28:40 pm	07:00
466	03/11/2011	Japan / Earthquake and Tsunami	Evening News	CNN	09:17:00 pm	07:40
467	03/11/2011	Japan / Earthquake and Tsunami / Nuclear Plants	Evening News	CNN	09:00:10 pm	13:30
468	03/11/2011	Introduction/Preview Anderson Cooper (New York)	Evening News	CNN	09:00:00 pm	00:10
469	03/11/2011	Nuclear scare in Japan/ Cooling systems failing at Japanese reactors/ President Obama says US is ready to help/ 7 US ships and aircraft carriers heading to region/ Pictures and Video footage of destruction in Japan/ Student in Tokyo gives account of Earthquake/	Evening News	FNC	06:30:18 pm	14:08
470	03/11/2011	Intro/ Preview (Shephard Smith)/ Summary of Japan Earthquake and Tsunami/ Hundreds confirmed dead/ Rescuers unable to reach hardest-hit areas/ Tsunami spreads across the Pacific at 500 mph, hits Hawaii and West Coast/ House budget bill cuts funding for US tsunami warning CTR/	Evening News	FNC	06:00:23 pm	10:50
471	03/11/2011	Japan / Earthquake and Tsunami	Evening News	CBS	05:58:20 pm	00:30
472	03/11/2011	Japan / Earthquake and Tsunami	Evening News	ABC	05:57:30 pm	01:20
473	03/11/2011	Japan / Earthquake and Tsunami	Evening News	NBC	05:57:00 pm	02:10
474	03/11/2011	(Commercial: Exelon; JPMorgan Chase and Co.; Tums; GMC; earthquake on "20/20" and "Nightline")	Evening News	ABC	05:54:50 pm	02:40
475	03/11/2011	Japan / Earthquake and Tsunami	Evening News	NBC	05:52:40 pm	00:30
476	03/11/2011	US / Earthquake and Tsunami	Evening News	ABC	05:48:00 pm	03:00
477	03/11/2011	California / Earthquakes / Japan	Evening News	NBC	05:47:20 pm	02:40
478	03/11/2011	Japan / Earthquake and Tsunami / Ring of Fire	Evening News	CBS	05:47:10 pm	03:00
479	03/11/2011	Japan / Earthquake and Tsunami	Evening News	ABC	05:31:10 pm	15:20
480	03/11/2011	Japan / Earthquake and Tsunami	Evening News	CBS	05:31:10 pm	13:00
Prev 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105						

チェックマークの詳細

VANDERBILT Television News Archive	
Home Search Requesting Videos About the Archive Institutional Subscriptions Contact login to my account	
found 3990 items where the Title or the Abstract contains the phrase "earthquake". Showing item 469 of 3990.	
Home > Search > View result listing > View Item Details > Select > Checkout	
FNC Evening News for Friday, Mar 11, 2011	
Headline: Nuclear scare in Japan/ Cooling systems failing at Japanese reactors/ President Obama says US is ready to help/ 7 US ships and aircraft carriers heading to region/ Pictures and Video footage of destruction in Japan/ Student in Tokyo gives account of Earthquake/	
Broadcast Type: Evening News Segment Type: News Content	
Program Time: 06:30:18 pm - 06:44:26 pm. Duration: 14:08	
Record Number: 1008134	
Link to this page http://tvnews.vanderbilt.edu/program.pl?ID=1008134	
Context Display entire listing for this broadcast	
Request a copy of the video for this item	
Loan request:	<input type="button" value="Add this clip to my compilation request"/>
You may request a loan of this item from our collection. We charge fees to recover our expenses on providing this service.	
	
<input type="button" value="New Search"/> <input type="button" value="Browse by Month"/>	
Vanderbilt University Television News Archive 110 Twenty-first Avenue South, Suite 704 Nashville, TN 37203. Phone 615-322-2927 tvnews@vanderbilt.edu	
The Library of Congress, the National Science Foundation, and the National Endowment for the Humanities, provide support to the work of the Archive. Privacy Policy	

番組の全体構成

VANDERBILT Television News Archive

[Home](#) | [Search](#) | [Requesting Videos](#) | [About the Archive](#) | [Institutional Subscriptions](#) | [Contact](#) | [login to my account](#)

Home > Select Broadcast > View Broadcast listing > Select > Checkout

FNC Evening News for Friday, Mar 11, 2011

This program is about 59.8 minutes long

Program Listing:

Intro/ Preview (Shephard Smith)/ Summary of Japan Earthquake and Tsunami/ Hundreds confirmed dead/ Rescuers unable to reach hardest-hit areas/ Tsunami spreads across the Pacific at 500 mph, hits Hawaii and West Coast/ House budget bill cuts funding for US tsunami warning CTR

03/11/2011	06:00:23 pm-06:11:13 pm	Friday	FNC	<input type="button" value="Add to Request List"/>
------------	-------------------------	--------	-----	--

(Commercial: Alev; Match.com; WM Bagster; Orkin; TD Ameritrade; Progressive; FOX Business.)

03/11/2011	06:11:13 pm-06:14:17 pm	Friday	FNC	<input type="button" value="Add to Request List"/>
------------	-------------------------	--------	-----	--

President Obama discusses Qaddafi/ Saudi Arabia Day of Rage/ Economic report/ Twitter must give info on users tied to Wikileaks/

03/11/2011	06:14:17 pm-06:18:49 pm	Friday	FNC	<input type="button" value="Add to Request List"/>
------------	-------------------------	--------	-----	--

(Commercial: Norfolk Southern; Bank of America; Motorola Xoom; Campbell's; Bass Pro Shops; FOX News; Stephens; Bott Radio Network.)

03/11/2011	06:18:49 pm-06:22:05 pm	Friday	FNC	<input type="button" value="Add to Request List"/>
------------	-------------------------	--------	-----	--

States emergency at two nuclear power plants after quake in Japan/ NFL Labor Talks fallout/ Weather Alert: Flooding in Northeast

03/11/2011	06:22:05 pm-06:26:47 pm	Friday	FNC	<input type="button" value="Add to Request List"/>
------------	-------------------------	--------	-----	--

(Commercial: NYSE Euronext; Olay; Dodge Durango; Visiting Angels; Accu-Chek Aviva; ChristianMingle.com; Topsy Turvy; Travelers.)

03/11/2011	06:26:47 pm-06:30:18 pm	Friday	FNC	<input type="button" value="Add to Request List"/>
------------	-------------------------	--------	-----	--

Nuclear scare in Japan/ Cooling systems failing at Japanese reactors/ President Obama says US is ready to help/ 7 US ships and aircraft carriers heading to region/ Pictures and Video footage of destruction in Japan/ Student in Tokyo gives account of Earthquake/

03/11/2011	06:30:18 pm-06:44:26 pm	Friday	FNC	<input type="button" value="Add to Request List"/>
------------	-------------------------	--------	-----	--

(Commercial: Progressive; One A Day; Match.com; Nexium; Smart Balance; John Deere; Fidelity.)

震災テレビ報道における情報の「地域偏在」とその時系列変化 —地名（市町村名）を中心としたアーカイブ分析から—

米倉 律*

1. 目的

本稿の目的は、東日本大震災からの5年間を対象に、震災関連のテレビ報道の量がどのように変化してきたかを時系列分析することによって、被災地に関する報道・情報の「地域偏在」の詳細および問題点を明らかにすることである。

2011年3月11日に発生した東日本大震災から、まもなくまる6年が経過しようとしている。政府は、震災から6年目を迎えた2016年4月以降を、「被災地の自立」を促進し「復興の総仕上げ」を目指す「復興・創生期間」と位置づけ、復興は新たなステージに入ったとしている⁽¹⁾。しかし被災地の復興は順調に進展しているとは言い難い。津波で大きな被害を受けた町の高台移転など人びとの生活の再建はようやくこれからが本番という状況である。また、福島第一原発事故に伴う避難区域の設定等により避難を余儀なくされた人々の数は、ピーク時の16万人超からは半分程度にまで減少しているものの、なお8万人以上の人々が福島県内外で不自由な避難生活を続けている⁽²⁾。

他方で、新聞やテレビなどマス・メディアによる震災関連の報道は減少を続けている。そして被災地・被災者に対する社会的関心の低下や記憶の風化といった問題が指摘されるようになっていく。しかしそれと同時に、宮城県石巻市や福島県南相馬市などのように、メディアの報道において、今なおしばしばその地名を耳にする市町村と、殆ど地名を聞くことのなくなった地域とが存在している。このことは、社会的関心の低下や記憶の風化といった問題が、どのエリアにおいても一様に生じているというよりも、地域間で差異や濃淡が存在していることを示していると考えられる。言い換えれば、震災報道における情報の「地域偏在」の問題が、震災からの時間の経過とともに深刻さの度合いを増している可能性がある。

2. 「地域偏在」をめぐる研究動向

新聞やテレビなどマス・メディアの震災報道における情報の「地域偏在」、すなわち地域や市町村によって報道量に偏りが見られるという問題は、震災後の比較的早い段階から指摘されてきた。震災からの1年（2011年3月～2012年3月）を対象に、関連テレビ報道の定量分析を行った松山秀明（2013）によれば、市町村別での報道回数は仙台市、石巻市、南三陸町、気仙沼市、陸前高田市など宮城県北部から岩手県南部の沿岸部に集中する傾向が見られた（松山 2013：82 - 83）。こうした傾向の要因として「被害の程度」が大きいエリアほど報道量が多くなるということが想定されるが、松山は「報道出現回数」と「被災量（＝死者・行方不明者率）」のあいだに有意な相関はないと指摘する。例えば、山元町、亘理町（以上、宮城県）、野田村、田野畑村（以上、岩手県）

*よねくら りつ 日本大学法学部新聞学科 准教授

のように死者・行方不明者が多く大きな被害が出たにもかかわらず、報道量が相対的に少ないエリアがあった。代わりに情報の地域偏在の要因として挙げられるのは、①地理的要因、②津波の記憶の2点である。

①の地理的要因とは、東日本大震災では被災地域が広域にわたり、特に津波被害の大きかった沿岸部では交通が遮断されたため、アクセスが比較的容易な地域に取材・報道が集中したという問題である。この問題については山田健太（2013）も同様の指摘をしている。山田によれば、特に在京マス・メディアにおいて、気仙沼、南三陸、釜石などの地区の中での特定の大規模避難所を取材拠点にする傾向が顕著であった。そして、その結果、支援物資の多くがそうした場所にのみ集中的に届けられ、逆にそこからほんのわずかしか離れていない別の避難所では飲み水の確保にも苦労するといった事態が生じたという（山田 2013：74-75）。

②の津波の記憶とは、三陸沿岸など歴史的に津波被害が繰り返されてきたエリアと、宮城県南部のように津波被害が殆ど想定されていなかったエリアとの違いが、「テレビ報道を積極的に向かわせる動機の差となって表れた」ということを意味する（松山 2013：92）。この点に関連して、三浦伸也（2012）は、津波に対する人びとの先入観が作用した可能性を指摘している。すなわち、「津波はリアス式海岸」「津波といえば、大船渡」といった「先入観（津波に対する人びとのリジッドな意識、認識、イメージ）が、メディアの報道をリアス式海岸地域に向かわせた」のであり、「メディアを含めて、人びとは津波災害に対する柔軟な思考ができなくなっていたと考えられる」としている（三浦 2012：49）。

また、稲増一憲・柴内康文（2015）は、全国紙・地方紙・テレビの各メディアにおける「地域偏在」について2011年3月～8月の期間を対象に比較分析している。注目されるのは、どのメディアにおいても報道・情報の地域偏在が見られるものの、メディアによってその傾向に差異が見られた点である。すなわち、報道量の減少については、地方紙よりも全国紙のほうが、そして全国紙よりもテレビのほうが急激に減少する傾向が見られたこと、また、各県の地方紙が県内全体を比較的幅広くカバーする傾向があるのに対して、全国紙やテレビは被害が大きかったエリアや原発事故等による避難者数が多いエリアなどに集中したこと、そして特にテレビは地方紙・全国紙と比べて少数の自治体に報道が集中する傾向が強かったこと、などが明らかになっている（稲増・柴内 2015：58）。

ただし、震災報道における情報の「地域偏在」に関する以上のような指摘は、いずれも発災から半年ないし一年程度を対象としたものである。では、震災後3～5年といった長期的なスパンで見るときには、地域偏在の問題はどのように表れているだろうか。長期間を分析対象とした研究では、原由美子（2015）がテレビドキュメンタリーを対象に行っている。原は、2011年3月から2014年3月までの3年間にNHK、民放の各局が放送した震災を扱ったドキュメンタリー番組・計250本を対象とした分析を行っている。これによれば、ドキュメンタリー番組で取り上げられた地域は、石巻市、気仙沼市、陸前高田市、釜石市、南相馬市など津波被害の大きかった地域に集中している。原はまた、被害者数、被害者率（死者・行方不明者／人口）と番組との相関係数を算出し、被害者率よりも実数としての被害者数（死者・行方不明者数）の大きかった地域ほど取材され、番組内で言及される傾向があると指摘している（原 2015：16-17）。ただし、原のこの研究は、NHK、民放の主要なドキュメンタリー番組を対象を限定したものであり、ニュースや情報番組な

ど震災テレビ報道の全体を対象にしたものではない。

3. 対象と方法

以上の先行研究を踏まえ、本研究では、分析対象を震災からの5年間（2011年3月～2016年3月）に設定し、その期間に放送された震災関連のテレビ報道について、すべてのジャンルを対象に分析することとした。そして、その中で震災関連情報の「地域偏在」がどのように出現・推移しているかを明らかにすることとした。

分析に用いたのは、日本大学法学部新聞学研究所が収集・保存している震災関連のテレビ放送（NHK、民放の地上波全国放送）のアーカイブである。⁽³⁾このアーカイブは、株式会社JCCのシステム（Max Channel Digital）を利用したもので、メタデータに「震災」「復興」「原発」のいずれかを含む映像およびそれらの映像に関するメタデータをすべて保存したものである。メタデータは総計21万3716項目に及ぶ。なお、ここでいう「項目」はデータ上の区切りに基づくもので、例えばあるニュース番組の中で震災に関連するニュース項目があれば、それぞれを1項目（データ上の1行）としている。従って、一つの番組の中で複数の関連項目がある場合は、それに応じて項目数がカウントされる。例えば、2016年3月11日に放送されたテレビ朝日の夜のニュース番組『報道ステーション』では、震災関連で12項目のニュース・関連情報などが放送されているため、メタデータ上は12項目となる。⁽⁴⁾また、ドキュメンタリーのように放送時間の長い番組では、多くの場合、メタデータ上では番組内での意味内容や構成上のまとまり等によって複数の項目に分割されている。例えば、2016年3月10日に放送された『NHKスペシャル 風の電話～残された人々の声～』は22時～22時49分までの49分間の番組であるが、メタデータ上は5項目に分かれている。⁽⁵⁾

分析では、この21万3716項目の震災関連報道のメタデータを用いて被災三県（岩手、宮城、福島）の県名および各県の全市町村名を検索し、その出現件数をカウントするという方法を採用した。⁽⁶⁾出現件数は、メタデータに含まれる件数を意味しており、1つの項目の中に同じ地名が複数回登場することもあるため、必ずしも項目数（報道数）と出現件数は一致しないが、今回の分析では検索によるカウントが容易であり、また対象データが項目だけで21万を超えるために出現件数の傾向をもって報道量の傾向と見做しても差し支えないと判断し、主として出現件数を用いた分析を行った。

4. 結果

以下では、はじめに震災報道の推移と傾向に関する概要を把握したうえで、岩手、宮城、福島いわゆる「被災三県」のそれぞれの状況について市町村別の報道件数とその特徴を中心に分析していく。

(1) 持続的減少と“3月ジャーナリズム”化

図1は、2011年3月から2016年3月までの震災関連報道についての項目数の推移である。前述のように、ここでは「震災関連報道」を、JCC社のシステムのメタデータ上で「震災」「原発」「復興」という3つのキーワードのいずれかを含むものとして扱っており、図中の「3ワードまとめ」がこれに該当する。参考までに3つのキーワードごとの推移も示している（各年・各月のデータの

詳細は文末の付表1 - 1~4 参照)。

これをみると、月別では2011年4月が最も多く(19,182項目)、以下2011年3月(15,206項目)、同5月(14,778項目)、同6月(12,256項目)の順となっている。半年後の2011年9月には項目数は当初の半分以下の水準(7,550項目)に減少し、以降、これを上回ることはない。そして、震災関連報道は5年間に渡って持続的に減少してきたことが分かる。また、もう一つの特徴として読み取ることのできるのが、いわゆる“3月ジャーナリズム”化である。2012年以降の各年の3月には項目数が多くなっていることが分かる。震災後の毎年3月には、震災の発生した3月11日前後を中心に、テレビ各局は震災(および復旧、復興など)をテーマにしたニュースや番組を数多く編成・放送しており、データはそれを反映している。こうした傾向は、震災報道の「周年報道化」と言い換えることもできるだろう。

図1 震災報道(項目数)の推移(2011年3月~2016年3月)

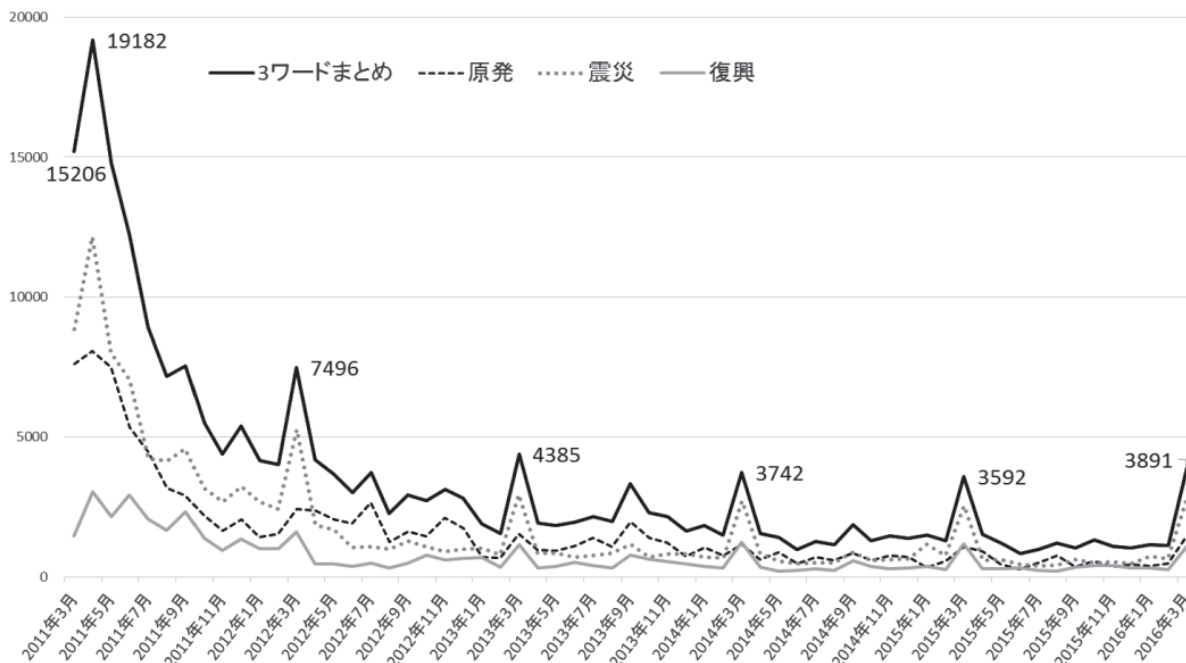
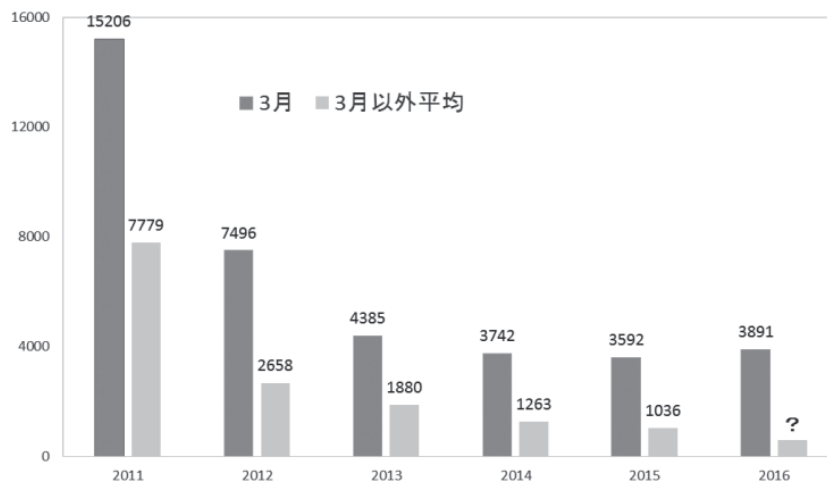


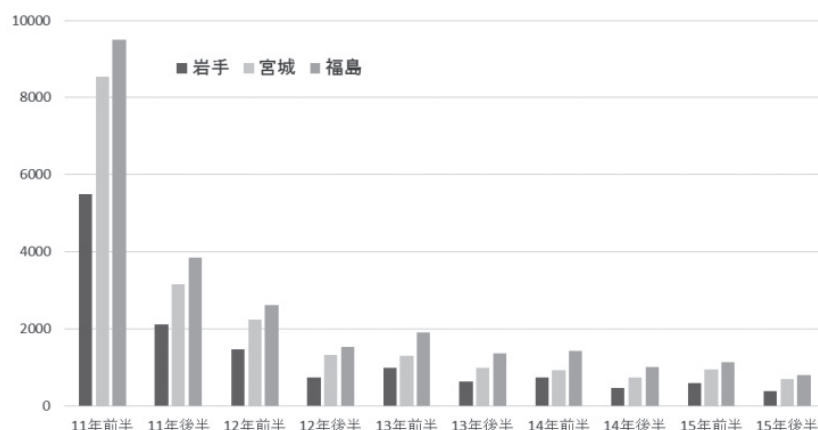
図2 震災報道(項目数)の推移(各年「3月」と「3月以外平均」の比較)



「周年報道化」とは震災関連の報道が「震災〇周年」と銘打たれる傾向を指すが、そうした傾向が強まっている可能性があることを示すのが図2である。図2は、2011年からの各年における震災からの「周年」に当たる「3月」と「3月以外（＝4月～翌2月）（月平均）」の報道数（項目数）を示したものである。各年ともに「3月」の報道数が「3月以外」の月平均の2倍以上と、「3月」が突出して多くなっていること、そしてその差が年を追うごとに拡大していることが分かる。2011年から2015年の4年間で項目数の減少率を、「3月」と「3月以外（月平均）」で比較すると、「3月」が15,206項目から3,891への減少で減少率は76.4%であるのに対して、「3月以外」では7,779項目から1,036項目への減少で減少率は86.6%と、「3月以外」で減少幅がより大きくなっている。震災から6年目にあたる2016年～17年の「3月以外」はまだデータが揃っていないので平均値は出せないが、5周年が経過して以降、減少幅はさらに拡大している可能性が高い。このように「3月ジャーナリズム」化は、単に「〇周年」にあたる「3月」で報道量が増えるということの意味するのみならず、それ以外の時期において報道量が顕著に減少していくということと裏腹の関係になっていることに注目しておく必要があるだろう。

ちなみに「3月ジャーナリズム」という言い方は、「8月ジャーナリズム」に倣った造語である。周知のように、日本では毎年8月上旬から「終戦記念日」の15日までの期間に、新聞、テレビなど各マスコミによって戦争関連の特集が組まれることが恒例となっている。こうした傾向は「8月ジャーナリズム」と呼ばれ、日本における戦争関連のジャーナリズムの大きな特徴であると同時に、「風物詩」のように形骸化・儀式化する傾向があり、戦争に関する真摯な反省や必要な歴史的・批判的検証作業に繋がっていないことも指摘されている（例えば保坂 2006；佐藤 2014）。震災報道の「3月ジャーナリズム」化においてもこうした問題がないかについては、量的・質的両面から継続的に検証され続けていくべき課題であると言える。

図3 「被災三県」の出現件数の推移



次に地名の出現件数の概要をみてみる。図3は「被災三県」といわれる岩手、宮城、福島の各県の出現件数の推移を示したものである。ここで言う「出現件数」とは既述のとおり、メタデータの検索において地名（県名・市町村名等）が出現した数を指す（以下、同様）。これをみると、各県ともに5年の間に持続的に減少していることが分かる。三県の件数を比較すると、福島県、宮城県、岩手県の順となっている。5年間の合計では、福島県 25,141件、宮城県 20,821件、岩手県

13,587 件であり、福島県が岩手県の 2 倍近くになっている。ただし、震災後 4 年間で減少率をみると三県のあいだで大きな差異はない。すなわち、2011 年前半から 2015 年前半のあいだでの減少率は、福島 88%、宮城 89%、岩手 89%、また同様に 2011 年後半から 2015 年後半のあいだでの減少率は、福島 79%、宮城 78%、岩手 82% となっている。

このように県単位でみると、三県のあいだに出現件数の「地域偏在」は確認されない。しかし、自治体（市町村）単位では顕著な地域偏在が見られる。図 4 は、三県の全 128 市町村の出現件数の上位 20 位までを示したものである。20 位まではすべての市町村で 5 年間の合計件数が 1,000 を超えている。いずれも震災で大きな被害（死者・行方不明者）が生じた市町村であるか、あるいは人口規模の大きい都市である。しかし、1 位の石巻市（宮城県）（8377 件）と 20 位の相馬市（福島県）（1140 件）のあいだでは件数が約 8 倍の開きがある。また、震災からの 5 年間の出現数の推移をみると、市町村によってその傾向に大きな差異が見られる。図 5 は、出現件数上位 20 位の市町村の中から 6 市町村を抜き出して、5 年間の推移を示したものである。グラフの縦棒は左から右へ 1 年目～5 年目の数字を示している。これをみると、どの市町村も 5 年のあいだに出現件数は減少していることが分かる。しかし、1 年目から 5 年目への減少率を比較すると市町村によって大きな開きがある。出現件数が最も多い石巻市は 1 年目の 4,178 件から 5 年目は 650 件に減少しており減少率は 85% である。同様に気仙沼市 88%、福島市 92%、飯舘村 91% などと軒並み 90% 前後の減少率となっている。しかし、大熊町（福島県）の減少率は 71% と相対的に低く、椎葉町は 1 年目の 384 件から 5 年目は 371 件で減少率はわずか 4% にとどまっている。

図 4 市町村別の出現件数（5年計）

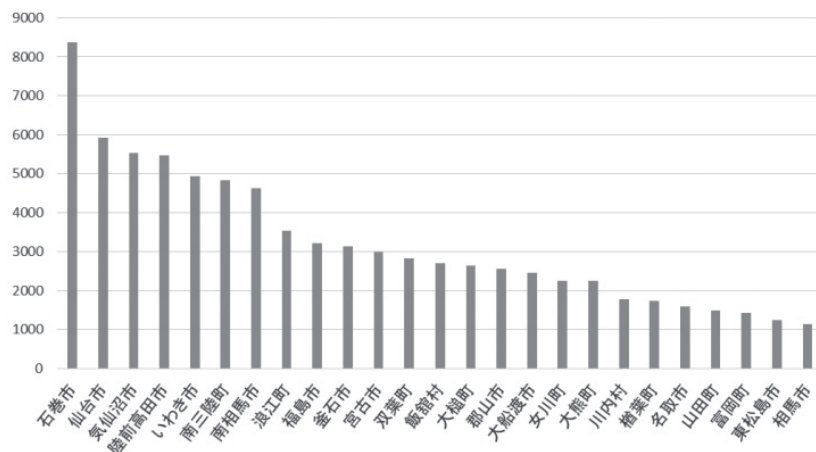
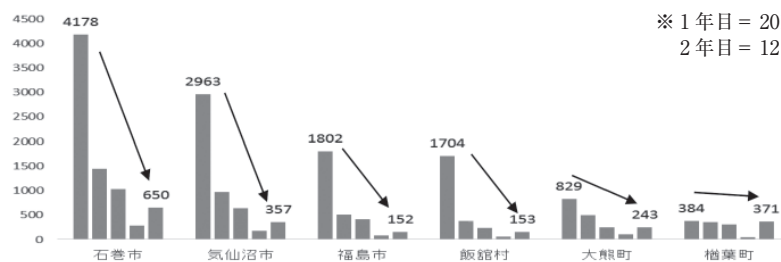


図 5 自治体別の出現件数の推移（震災 1 年目～5 年目）



※ 1 年目 = 2011 年 3 月～12 年 2 月、
2 年目 = 12 年 3 月～翌 2 月（以下、同様）

以上のように、県単位では見られない地域偏在が市町村別では顕著に確認できることが分かる。こうした背景にどのような要因があるのか、次節以降では県別にその詳細をみていく。

(2) 岩手県の市町村における「地域偏在」

図6は震災から5年間における岩手県の市町村の出現件数を示したものである（全34市町村のうち上位10市町村）。最も多かったのが陸前高田市の5,472件で、以下、釜石市、宮古市、大槌町、大船渡市の順となっている。上位5市町村を合わせた数は16,700件である。岩手県の市町村の出現件数の合計が21,262件だから上位5市町村だけで全体の78%を占めていることになる。

図6 市町村別の出現件数（岩手県）（上位10市町村）

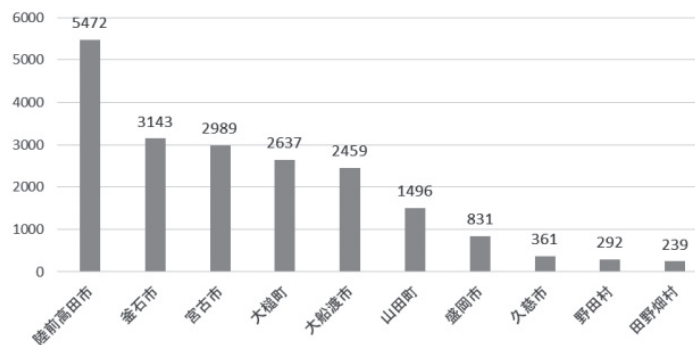


表1 市町村別の出現件数と死者・行方不明者数（岩手県）

	出現件数	順位	死者・行方不明者数	順位
陸前高田市	5472	1	1807	1
釜石市	3143	2	1145	3
宮古市	2989	3	568	5
大槌町	2637	4	1277	2
大船渡市	2459	5	498	6
山田町	1496	6	835	4
盛岡市	831	7	6	
久慈市	361	8	6	
野田村	292	9	39	7
田野畑村	239	10	32	8
計	19919		6213	

※死者・行方不明者数は消防庁（2015）による

では、これらの市町村の出現件数が多かった理由は何だろうか。表1は、出現件数上位10市町村について、出現件数の順位と震災による被害状況（死者・行方不明者数）を示したものである。上位10市町村の死者・行方不明者は計6,213人で、この10市町村だけで岩手県全体（6,256人）の99.3%を占めている。上位5市町村に絞っても、死者・行方不明者数は5,295人と岩手県全体84.6%にあたる。従って、出現件数がこれらの市町村に集中する傾向があったとしても不自然では

ない。しかし出現件数の順位と死者・行方不明者の順位を比較すると、両者が一致していないことが分かる。出現件数1位の陸前高田市の死者・行方不明者は1,807人と岩手県内最多である。他方、死者・行方不明者が2番目に多かった大槌町は出現件数では4位、死者・行方不明者が4番目に多かった山田町は出現件数では6位などとなっている。逆に、死者・行方不明者の順位では大槌町、山田町を下回る釜石市や宮古市が出現件数では2位、3位と上位となっている。また、死者・行方不明者数で盛岡市、久慈市を大幅に上回っている野田村、田野畑村は、出現件数では7位、8位の盛岡市、久慈市を下回ってそれぞれ9位、10位となっている。さらに、表には示されていないが、死者・行方不明者がそれぞれ9、10位だった一関市（16人）、岩泉町（10人）は出現件数では10位以内に入っていない（一関市の報道件数は11位、岩泉町は同15位）。

こうした「地域偏在」が生じた背景としては、先行研究でも指摘されていたように、各メディアの取材拠点（支局など）があり、かつ内陸部からのアクセスが比較的容易だった釜石市や宮古市、久慈市などでの取材・報道が多くなり、逆に大きな被害が出たにもかかわらず道路が寸断されるなどして取材が困難だった大槌町、野田村、田野畑村、岩泉町などの取材・報道が相対的に少なくなったことがあったのではないかと考えられる。

では、こうした「地域偏在」について震災からの5年間という時間軸で見ると、どのような変化があっただろうか。表2は、出現件数10位までの市町村について、震災からの1年目と5年目の出現件数および件数のシェアを示したものである。シェアは10市町村の出現件数を分母とした割合である。ここで注目されるのは、第一に、上位5市町村（陸前高田市、釜石市、宮古市、大槌町、大船渡市）のシェアの変化である。震災1年目における上位5市町村のシェアは合わせると81.8%であったのに対し、5年目は84.9%であった。このことは、1年目から上位5市町村に集中する傾向のみられた震災報道が、5年目にはその傾向をさらに強めたことを意味している。

表2 市町村別の出現件数とシェア（1年目、5年目）の比較（岩手県）

	1年目		5年目	
	出現件数	シェア	出現件数	シェア
陸前高田市	2844	26.1%	403	24.9%
釜石市	1647	15.1%	287	17.8%
宮古市	1595	14.6%	225	13.9%
大槌町	1148	10.5%	242	15.0%
大船渡市	1329	12.2%	134	8.3%
山田町	752	6.9%	111	6.9%
盛岡市	790	7.3%	86	5.3%
久慈市	163	1.5%	20	1.2%
野田村	121	1.1%	5	0.3%
田野畑村	82	0.8%	9	0.6%
計	10471	100%	1522	100%

※1年目 = 2011年3月～2012年2月

5年目 = 2015年3月～2016年2月

第二に注目されるのは、市町村によって1年目と5年目のシェアに増減が見られ、またその傾向に差異が見られることである。1位の陸前高田市は1年目26.1%から5年目24.9%と殆ど変化がなく、釜石は15.1%から17.8%へ、大槌町も10.5%から15%へそれぞれ増加している。これに対して、大船渡市は12.2%から8.3%へ、盛岡市も7.3%から5.3%へそれぞれ低下している。また、1年目からシェアが低かった9位の野田村、10位の田野畑村は5年目にはさらにシェアを低下させ、それぞれ1.1%から0.3%へ、0.8%から0.6%となっている。

このように市町村によってシェアの増減の傾向に差異が見られる背景については、このデータだけでは詳細までは分からないが、次のような要因が考えられる。第一に、陸前高田市や大槌町のよう中心部が津波によって壊滅的被害を受けた町ではその後の復興も大規模であり、いわば復興の「シンボル」のように位置づけられたために、5年目においても出現数シェアが変わらないか（陸前高田市）、増加した（大槌町）と考えられる。第二に、内陸部にある盛岡市は岩手県の県庁所在地であり、県の災害対策本部が置かれるなど発災当初においては関連の情報が多かったが、震災による被害自体は相対的に小さく、むしろ沿岸部や福島からの避難者を多く受け入れてきた。同市では時間の経過とともに震災関連の動きが減少し、その結果、同市についての情報は徐々に減少してきたのではないかと考えられる。また第三に、当初から情報の過小が指摘されていた野田村や田野畑村は、復旧・復興のプロセスにおいても他市町村と比べて注目される要素に乏しく、そのことがシェアを下げることに繋がった可能性がある。ただし、これらの諸点については報道・内容等の分析を含めて更に検証していく必要がある。

(3) 宮城県の市町村における「地域偏在」

次に宮城県の市町村についてみていく。図7は、震災から5年間ににおける宮城県の市町村の出現件数を示したものである（全35市町村のうち上位15市町村）。最も多かったのが石巻市の8,377件で、以下、仙台市、気仙沼市、南三陸町、女川町の順となっている。先にみたように、石巻市は「被災三県」の市町村の中でも最も出現件数が多い自治体である。上位5市町村を合わせた数は26,883件である。宮城県の市町村の出現件数の合計が33,849件だから上位5市町村だけで全体の79%を占めていることになる。

表3は、出現件数上位15市町村について、出現件数の順位と震災による被害状況（死者・行方不明者数）を示したものである。出現件数、死者・行方不明者数ともに1位の石巻市は、東日本大震災での犠牲者が自治体別では全国で最も多かった町である。上位15市町村の死者・行方不明者は計11,720人で、この15市町村で宮城県全体（11,788人）の99.4%を占めている。また、上位5市町村の死者・行方不明者数は8,063人で宮城県全体68.4%にあたる。

しかし、岩手県と同様に、出現件数の順位と死者・行方不明者の順位は一致していない。例えば、死者・行方不明者の順位では5位の仙台市が出現件数では2位となっている。また、死者・行方不明者の順位が7位の南三陸町、同6位の女川町の出現数がそれぞれ4位、5位となっている。逆に、死者・行方不明者が3位の東松島市、同4位の名取市の出現数はそれぞれ7位、6位などとなっている。特に死者・行方不明者の順位では東松島市、名取市を下回る南三陸町、女川町が出現件数で上回っていること背景には、三浦（2012）も指摘するような「津波被害＝三陸沿岸」という人々のあいだでの「意識、認識、イメージ」の影響を読み取ることができるかもしれない。ただ

し、南三陸町、女川町は、町の人口に対する死者・行方不明者の割合（＝死者・行方不明者率）ではそれぞれ4.77%、8.68%と高い割合となっている。⁽⁷⁾このことは両町の被害が極めて深刻なものだったことを意味しており、この被害の深刻さが出現件数の多さに繋がったと見たほうが妥当であるようにも思われる。

図7 市町村別の出現件数（宮城県）（上位15位）

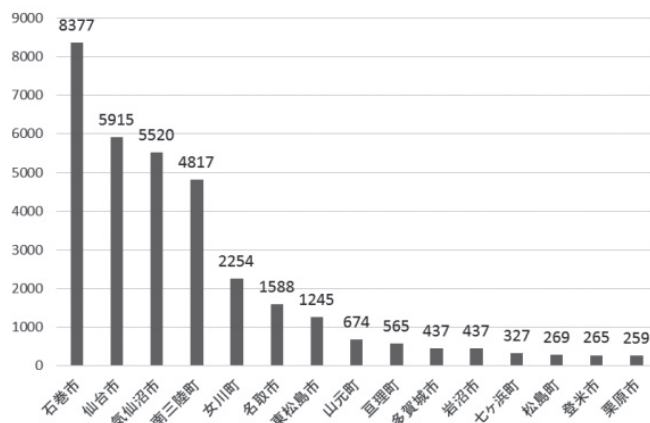


表3 市町村別の出現件数と死者・行方不明者数（宮城県）

	出現件数	順位	死者・行方不明者数	順位
石巻市	8377 件	1	3975 人	1
仙台市	5915	2	950	5
気仙沼市	5520	3	1434	2
南三陸町	4817	4	832	7
女川町	2254	5	872	6
名取市	1588	6	993	4
東松島市	1245	7	1152	3
山元町	674	8	717	8
亘理町	565	9	287	9
多賀城市	437	10	219	10
岩沼市	437	11	187	11
七ヶ浜町	327	12	81	12
松島町	269	13	7	17
登米市	265	14	13	13
栗原市	259	15	1	21

※死者・行方不明者数は消防庁（2015）による

表4 市町村別の出現件数とシェア（1年目、5年目）の比較（宮城県）

	1年目		5年目	
	出現件数	シェア	出現件数	シェア
石巻市	4178	24.5%	650	23.7%
仙台市	3330	19.5%	442	16.1%
気仙沼市	2963	17.4%	288	10.5%
南三陸町	2736	16.0%	357	13.0%
女川町	923	5.4%	351	12.8%
名取市	704	4.1%	205	7.5%
東松島市	623	3.7%	106	3.9%
山元町	309	1.8%	58	2.1%
亘理町	250	1.5%	63	2.3%
多賀城市	245	1.4%	47	1.7%
岩沼市	177	1.0%	53	1.9%
七ヶ浜町	141	0.8%	41	1.5%
松島町	164	1.0%	20	0.7%
登米市	173	1.0%	29	1.1%
栗原市	150	0.9%	33	1.2%
計	17066	100%	2743	100%

※1年目 = 2011年3月～2012年2月

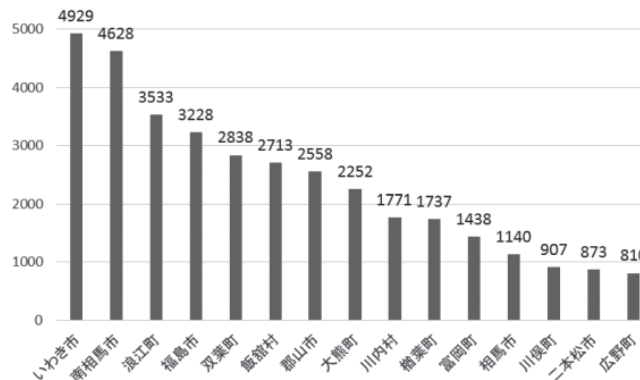
5年目 = 2015年3月～2016年2月

次に、表4は、宮城県の市町村の出現件数が震災1年目と5年目とでどのように変化したかを示したものである。岩手県では上位5市町村を合わせたシェアが1年目から5年目で拡大していたが、宮城県では逆に上位5市町村を合わせたシェアは1年目の82.8%から5年目の76.1%へと減少している。この原因は、2位の仙台市が19.5%から16.1%へ、3位の気仙沼市が17.4%から10.5%へ、4位の南三陸町が16%から13%へとそれぞれシェアを低下させたことによる。逆に5位の女川町は5.4%から12.8%へとシェアは増加している。また、6位～12位の名取市、東松島市、山元町、亘理町、多賀城市、岩沼市、七ヶ浜町は、それぞれ少しずつシェアが増加している。こうした結果が意味していると考えられるのは、まず1位の石巻市は岩手県における陸前高田市と同様に、被害の大きさや復興の規模などからも、宮城県における震災からの「復興のシンボル」的な位置づけを与えられており、それゆえに1年目も5年目も出現件数が1位であり、シェアも殆ど変化がなかったということである。また、津波で大きな被害を受けた三陸～太平洋沿岸地域の中で女川町が5年目のシェアを大きく拡大させている（5.4%→12.8%）が、これはJR石巻線の全線開通、新駅の開業（2015年3月）、駅前商店街の町開きなどの話題が続いたことなどが影響していると考えられる。3位の気仙沼市、4位の南三陸町のシェアが低下した理由については不明である。報道・情報内容等の分析を含めた更なる検証が必要である。

(4) 福島県の市町村における「地域偏在」

最後に、福島県の市町村の状況である。図8は、震災から5年間ににおける福島県の市町村の出現件数を示したものである（全59市町村のうち上位15市町村）。最も多かったのがいわき市の4,929件で、以下、南相馬市、浪江町、福島市、双葉町、飯館村、郡山市などの順となっている。岩手県、宮城県では上位5市町村を合わせた出現件数が県全体の8割近くを占めていたが、福島県では様相が異なっている。上位5市町村を合わせると19,156件でこれは福島県全体の39,718件の48%にとどまっている。これは福島県では震災関連の報道が特定の市町村に集中するよりも、むしろ報道が広域にわたったということを意味している。

図8 市町村別の出現件数（福島県）（上位15位）



例えば、福島県では出現件数1,000件以上の市町村は12市町村あるが、岩手県では6市町村、宮城県では7市町村である（文末・付表5参照）。また出現件数100以上の市町村は福島県では25市町村に達している（岩手県は同16市町村、宮城県は同19市町村）。このように福島県における震災報道が広域にわたった要因として考えられるのは、原発事故の影響である。福島県では、沿岸部における津波被害だけでなく、福島第一原発事故が発生した影響で周辺自治体の多くの住民が避難生活を余儀なくされたことが、震災関連の報道をより広域にわたるものにしたと考えられる。図9は、福島県の市町村別の出現件数を頻度別で分類して地図上に示したものである。出現件数2,000回以上を濃い網掛け、1,000回以上～2,000回未満を中程度の網掛け、100回以上～1,000回未満を薄い網掛けで表示している。これを見ると、2,000回以上の4市町村のうち3市町は沿岸部であるが福島市は内陸部である。また、1,000回以上～2,000回未満では郡山市、飯館村、川内村などの内陸部の市町村がみられる。そして100回以上の市町村は会津地方を含む広域に分布していることが分かる。

福島県における報道・情報の「地域偏在」の問題を考える場合、岩手県や宮城県と異なり、被害規模（死者・行方不明者数）だけでなく、避難者の数という要因も重要である。そこで、表5では、出現件数上位15市町村について、死者・行方不明者数（順位）と避難者数（順位）を示した。これをみると、出現件数が上位に入っている市町村は、ほとんどが死者・行方不明者数が上位であるか、避難者数が上位であるかのいずれか、または両方の市町村である。ただし、幾つかの例外もある。広野町は2,137人という多くの避難者（7位）がいるが出現件数では15位にとどまっている。また、新地町は死者・行方不明者数が108人で順位は9位であるが、出現件数は303回

図9 市町村別の出現件数（頻度別分布）（福島県）

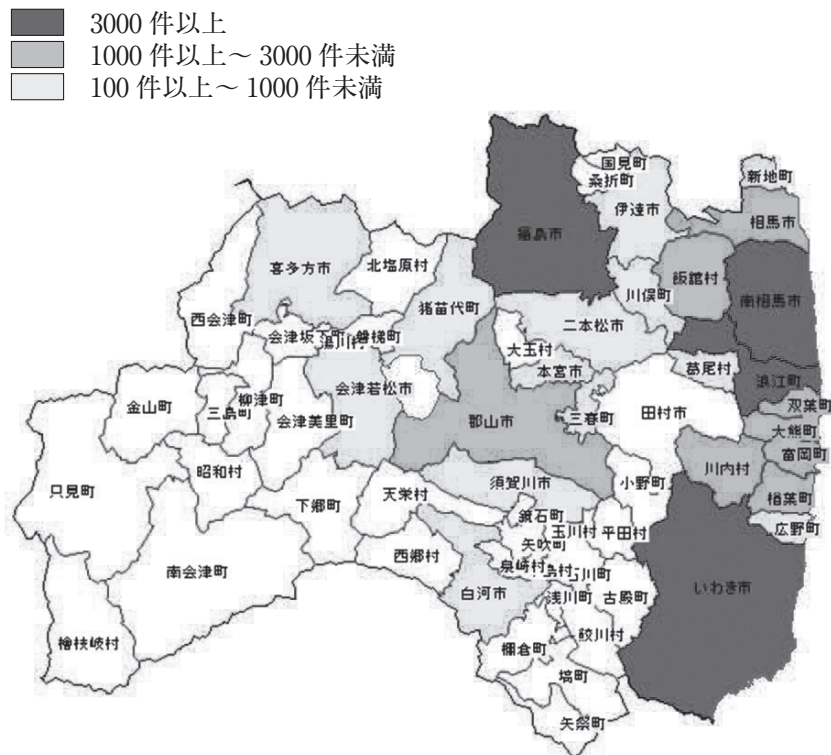


表5 市町村別の出現件数と死者・行方不明者数、避難者数（県内）

	出現件数	順位	死者・行方不明者		避難者（県内）	
いわき市	4929	1	468	4	2033	8
南相馬市	4628	2	1126	1	9044	1
浪江町	3533	3	536	2	7549	2
福島市	3228	4	13	13	457	16
双葉町	2838	5	159	6	1480	9
飯館村	2713	6	43	12	3766	5
郡山市	2558	7	9	19	1370	11
大熊町	2252	8	128	8	3483	6
川内村	1771	9	89	10	1474	10
楡葉町	1737	10	134	7	4358	4
富岡町	1438	11	360	5	5051	3
相馬市	1140	12	484	3	323	17
川俣町	907	13	26	14	883	13
二本松市	873	14	0		0	
広野町	810	15	48	11	2137	7

※死者・行方不明者数は消防庁（2015）による避難者数は福島県災害対策本部（16年9月）

(20位)で表外となっている。つまり被害規模が大きかったり、あるいは多くの避難者を出したりしている市町村であっても、必ずしも多く報道されるとは限らないという「地域偏在」が見られると言える。さらに、福島市、郡山市は、死者・行方不明者と避難者数の順位で共に低位であるにもかかわらず、出現件数では4位、7位と上位に入っている。二本松市は、死者・行方不明者、避難者がともにランク外(0人)であるが出現件数では14位に入っている。これはこれら3つの市が、人口規模が大きく、かつ福島第一原発から相対的に離れているために、多くの避難者を受け入れていることによるものと思われる。

表6 市町村別の出現件数とシェア(1年目、5年目)の比較(福島県)

	1年目		5年目	
	出現件数	シェア	出現件数	シェア
いわき市	2266	13.1%	410	13.4%
南相馬市	2259	13.0%	468	15.2%
浪江町	1544	8.9%	287	9.3%
福島市	1802	10.4%	152	4.9%
双葉町	1316	7.6%	197	6.4%
飯館村	1704	9.8%	153	5.0%
郡山市	1455	8.4%	158	5.1%
大熊町	829	4.8%	243	7.9%
川内村	849	4.9%	127	4.1%
楡葉町	384	2.2%	371	12.1%
富岡町	462	2.7%	232	7.6%
相馬市	965	5.6%	68	2.2%
川俣町	583	3.4%	80	2.6%
二本松市	517	3.0%	32	1.0%
広野町	407	2.3%	93	3.0%
計	17342	100%	3071	100%

※1年目 = 2011年3月～2012年2月

5年目 = 2015年3月～2016年2月

次に、表6は、福島県の市町村の出現件数が震災1年目と5年目とでどのように変化したかを示したものである。特徴的なのは、岩手県、宮城県と比較して、1年目と5年目のあいだのシェアの変化の大きな市町村が目立つことである。1位のいわき市は1年目と5年目で殆ど変化がないが、大熊町、楡葉町、富岡町ではシェアが大きく上昇している。逆にシェアを大きく下げた市町村としては福島市、飯館村、郡山市、相馬市、二本松市が挙げられる。こうした変化が生じた要因として考えられるのは、以下の諸点である。

第一に、事故を起こした福島第一原発に近接する双葉町、大熊町、浪江町では、1年目から出現件数もともと多かったが、5年目にもそうした状態を維持しているか、あるいはシェアが上昇し

ている。これは地下水の汚染対策などを含めた事故処理や廃炉に向けた動きなど原発事故関連のニュースや情報が、震災からの時間の経過の中でも常に一定の割合で報道されてきたためではないかと考えられる。第二に、シェアが上昇した市町村の中には、避難指示解除など住民の帰還に向けた動きが目立ったエリアがある。南相馬市、楢葉町、富岡町などである。これらの市町村では、エリア内で避難指示に向けて、避難指示解除準備区域の設定、住民の準備宿泊の実施、住民の帰還に向けて除染や被災建物の解体、生活インフラの整備など復興関連の動きが伝えられてきた⁽⁸⁾。なかでも1年目の2.2%から5年目の12.1%へとシェアが急上昇した楢葉町は、原発事故で全町避難を余儀なくされていたが、全域避難の対象となってきた町村の中ではじめて2015年9月に避難指示が解除され住民の帰還が始まったことが大きな話題となった。こうしたことがシェアの上昇という形に表れているのではないかと考えられる。

第三に、シェアに変化がないか、あるいは低下している町村のなかには全域避難など大規模な避難が行われている市町村も含まれているが、そうしたところの多くでは避難指示解除など目立った動きがあまり見られなかったことが影響した可能性がある。飯館村、川内村、川俣町などがこれに該当する。例えば、事故後全村避難が続いている飯館村では2012年7月に村内全域を「帰還困難」「居住制限」「避難指示解除準備」の3区域に再編したことがニュースとなった。その後、「居住制限」「避難指示解除準備」の両区域で2017年3月をもって避難指示が解除されることが決まったのは、今回の分析対象期間外にあたる2016年6月のことである。

第三に、相馬市では1年目から5年目でシェアを6%から2%へと大きく下げているが、この背景には相馬市が震災による被害が大規模（死者・行方不明者484人＝3位、住宅・建物の全半壊1806棟）だったにもかかわらず、避難指示の対象とならなかったために避難者の数が相対的に少なかったこと（323人＝17位）が関係していると考えられる。

第四に、シェアが大幅に下がった市町村のうち、福島市、郡山市、二本松市は、震災による被害程度は相対的には小さかった一方、他の市町村からの広域避難を受け入れた自治体であった⁽⁹⁾。例えば、福島市では震災後、ピーク時には1万2千人の避難者を、郡山市では同9000人の避難者を受け入れた。二本松市でも震災後、浪江町や南相馬市から3000人近くの避難者を受け入れた。こうした市ではその後も、市内の仮設住宅、借り上げ住宅、公営住宅などで多くの避難者が生活を続けてきたが、福島原発周辺の自治体における避難指示解除のような目立った動きが多くないためにニュース・情報が減少したのではないかと考えられる。

5. おわりに

以上の分析から得られた結果は次のように要約できる。

①震災関連のテレビによる報道・情報量は震災から5年のあいだで持続的に減少しており、毎年3月には一時的に増加するという“3月ジャーナリズム”化、「周年報道」化の傾向が顕著になっている。その一方で、テレビによる震災報道の持続的減少は、地域を問わず一様に生じているのではなく、「地域偏在」がさまざまな形で存在している。

②「地域偏在」の様相には、岩手、宮城、福島各県でそれぞれ異なった特徴がある。岩手県、宮城県では大きな津波被害を受けた陸前高田市、石巻市など特定の市町村に集中する傾向が見られるのに対して、福島県では震災関連の報道・情報はより広域にわたっている。これは震災による被

害が津波による被害が中心であった岩手県、宮城県と、津波被害に加えて原発事故の影響が大きい福島県のあいだの差異を反映しているものと考えられる。

③震災からの5年間について時系列でみると、どの県においても出現件数におけるシェアが上昇した市町村に共通した特徴があった。それは、町の復興や避難住民の帰還、あるいは原発事故関連の動きなどにおいて目立った動き、ニュースとして扱われやすい動きがあった市町村では出現件数のシェアが上昇、又は高止まりしていた点である。震災からの半年間の報道について、新聞（地方紙、全国紙）、テレビというメディア間の特徴を比較した稲増・柴内（2015）は、新聞と比べてテレビは報道量の増減が急激で、特定の出来事に反応して大きく反応する傾向があることを指摘しているが、今回の分析からもテレビの震災報道にそうした傾向が存在する可能性が示された。

④そうした反面において、出現件数のシェアが大きく減少したり、もともと低かったシェアがそのままであるような市町村では、町の復興や避難者をめぐって目立った動きがあまりない、もしくは相対的に乏しいという特徴があった。

⑤盛岡市、福島市、郡山市、二本松市のように、震災による直接的な被害が相対的に小さく、むしろ多くの避難者を受け入れてきた市町村で報道件数のシェアが低下していることも共通の特徴であった。これらの都市では、今なお多くの人々が仮設住宅や借り上げ住宅、公営住宅などで避難生活を送ったり定住化が進んだりしているが、テレビの震災報道ではそうした人々の状況が次第に扱われにくくなり、後景化している可能性がある。

ただし、上記の諸点については今後、さらに多角的かつ実証的に検証していく必要がある。最後に今後に向けて幾つかの研究課題を整理しておきたい。

第一に、今回の分析は県名、市町村名を検索するという量的分析であったが、そこから見られた幾つかの傾向（例えばシェアの上昇や低下など）の要因や背景について詳細を明らかにするためには量的分析だけでは限界がある。それぞれの市町村についての報道・情報の内容分析や事実に関する動向分析などを組み合わせた、より精緻な検証が今後必要である。

第二に、今回の分析では、地上波のNHK・民放各局のすべてのテレビ番組をジャンルの区別なく扱っている。しかし、局によって震災関連の報道・情報の傾向に差異が存在する可能性がある。また、ニュース・情報番組と、ドキュメンタリー、あるいはドラマなどジャンルの違いによっても、扱われる情報の内容やテーマ、取り上げられ方は異なるであろう。そしてジャンルによって「地域偏在」の様相にも異なる傾向が見られる可能性がある。従って、局別、ジャンル別でより詳細に内容を分析していくことも今後の課題である。

第三に、今回の分析で各県において報道量の減少が著しい幾つかの市町村の存在が明らかになったが、それらの市町村については、本来報道されるべき情報が報道されていない可能性があることは否定できない。そうした情報とは何か、それが伝えられないことでどのような問題が生じているかといった問題についてより具体的に検証する必要がある。震災報道の減少とそれに伴う社会的関心や記憶の低下の問題は、今後、特定の市町村やエリアなどの地理的特性や背景等と関連づけられながら掘り下げられていくべきであろう。

第四に、今回の分析対象は震災からの5年間であった。しかし、もとより被災地の震災からの復興、原発事故の処理は今後さらに長期間にわたるものとなる。5周年の節目を過ぎて6年日以降（2016年4月以降）、報道量の減少がさらに進行しているという指摘も少なくない。そうした中で

また新たな傾向や問題が生じる可能性もある。従って、今後はさらに長い期間を対象にした分析作業を可能にする映像／データのアーカイブ構築も重要な課題であるといえる。

注

- (1) 平成 28 年 3 月 11 日閣議決定（「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針）
- (2) 福島県「ふくしま復興ステーション」<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271.html> 参照（2016 年 12 月 27 日閲覧）。
- (3) NHK 総合テレビと地上民放局 5 局（＝日本テレビ、テレビ朝日、TBS、フジテレビ、テレビ東京）の全国放送が対象。なお、NHK の E テレは含まれていない。
- (4) オープニングやエンディング、気象情報やスポーツコーナー等といったなかでも、メタデータ上で震災関連の記述があればすべて保存されており、それらも 1 項目として扱われる仕組みになっている。
- (5) JCC 社によれば、通常は、番組の映像に文字テロップとして出現するコーナータイトル等が項目に分割する際の目安となっている。
- (6) メタデータの各項目には、番組やコーナーのタイトルおよび内容のサマリーが記述されている。従って、同じ地名が一つの項目の中に複数含まれている場合には、それだけ件数がカウントされる。ここでは出現件数を報道量として扱うが、必ずしも項目数などとは一致しない。
- (7) 女川町の 8.68% は、岩手、宮城、福島の 3 県の中で最も高い死者・行方不明者率であった。以下、大槌町（8.36%）、陸前高田市（7.75%）、南三陸町（4.77%）、山田町（4.48%）、山元町（4.29%）の順となっている（消防庁 2015）。
- (8) 南相馬市では 2016 年 7 月に同市小高区、原町区の一部に出されていた避難指示が解除された。これはそれまでで最大規模の避難指示解除となった。富岡町は 2017 年 3 月に避難指示解除が予定され、特に 2016 年に入ってからそれに向けた様々な動きが伝えられた。
- (9) 福島市資料（<http://www.jca.apc.org/labornow/jichirokifukoza/20130507.pdf>）、郡山市資料（<https://www.city.koriyama.fukushima.jp/061000/seisaku/documents/4.pdf>）佐藤彰彦（2015）、小松幸夫（2014）、関西学院大学災害復興制度研究所ほか編（2015）など参照。

文献

- 稲増一憲・柴内康文（2015）「テキストデータを用いた震災後の情報環境の分析」池田謙一編『震災から見える情報メディアとネットワーク』東洋経済新報社
- 関西学院大学災害復興制度研究所ほか編（2015）『原発避難白書』人文書院
- 小松幸夫（2014）「福島第一原発事故による広域避難で生じた福島県二本松市の対応について」『消防科学と情報』No.116
- 佐藤彰彦（2015）「長期化する原発避難の実態と復興政策の現実」『サステイナビリティ研究』Vol.5
- 佐藤卓己（2014）『増補 八月十五日の神話——終戦記念日のメディア学』ちくま書房
- 消防庁（2015）「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第 153 報）」
- 原由美子（2015）「震災後 3 年間 テレビで何が伝えられてきたのか～ドキュメンタリー番組に描かれた被災者、被災地～」『NHK 放送文化研究所年報 2015』
- 保坂正康（2006）「ジャーナリストが『歴史』に向き合う能力とは何か」『月刊民放』8月号

- 松山秀明 (2013) 「テレビが描いた震災地図—震災報道の『過密』と『過疎』」丹羽美之・藤田真文編『メディアが震えた テレビ・ラジオと東日本大震災』東京大学出版会
- 三浦伸也 (2012) 「311 情報学の試み——ニュース報道のデータ分析から」高野明彦・吉見俊哉・三浦俊哉『311 情報学 メディアは何をどう伝えたか』岩波書店
- 山田健太 (2013) 『3.11 とメディア 徹底検証 新聞・テレビ・WEBは何をどう伝えたか』トランスビュー

付表

付表 1-1 項目数の推移 (= 3 キーワードまとめ) (2011 年 3 月~2016 年 3 月)

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	合計
1 月		4170	1906	1838	1504	1149	10567
2 月		4028	1559	1485	1294	1115	9481
3 月	15206	7496	4385	3742	3592	3891	38312
4 月	19182	4177	1911	1541	1520		28331
5 月	14778	3660	1844	1418	1192		22892
6 月	12256	3015	1952	968	827		19018
7 月	8933	3738	2143	1272	969		17055
8 月	7160	2264	1966	1150	1216		13756
9 月	7550	2918	3338	1867	1019		16692
10 月	5516	2732	2303	1297	1311		13159
11 月	4387	3118	2148	1456	1078		12187
12 月	5388	2813	1637	1386	1041		12265
合計	100356	44129	27092	19420	16563	6155	213715

付表 1-2 項目数の推移 (キーワード = 「震災」) (2011 年 3 月~2016 年 3 月)

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	合計
1 月		2691	1004	706	1151	718	6270
2 月		2416	798	684	764	648	5310
3 月	8839	5256	2935	2699	2543	2756	25028
4 月	12135	1858	840	849	597		16279
5 月	8015	1686	851	563	625		11740
6 月	7055	1040	702	467	458		9722
7 月	4217	1087	748	492	390		6934
8 月	4143	996	859	499	409		6906
9 月	4561	1264	1157	871	607		8460
10 月	3181	1070	702	579	493		6025
11 月	2684	914	820	624	534		5576
12 月	3220	993	814	640	469		6136
合計	58050	21271	12230	9673	9040	4122	114386

付表 1-3 項目数の推移 (キーワード = 「原発」) (2011年3月~2016年3月)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	合計
1月		1419	699	1056	316	392	3882
2月		1521	682	748	546	469	3966
3月	7605	2417	1531	1168	1089	1462	15272
4月	8082	2371	968	618	912		12951
5月	7486	2047	938	862	453		11786
6月	5337	1895	1118	468	278		9096
7月	4463	2659	1404	708	511		9745
8月	3161	1237	1078	599	772		6847
9月	2897	1621	1966	854	353		7691
10月	2184	1439	1390	587	572		6172
11月	1635	2119	1210	767	359		6090
12月	2060	1722	719	705	445		5651
合計	44910	22467	13703	9140	6606	2323	99149

付表 1-4 項目数の推移 (キーワード = 「復興」) (2011年3月~2016年3月)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	合計
1月		1003	689	362	371	328	2753
2月		1001	349	308	248	262	2168
3月	1458	1616	1158	1223	1179	1086	7720
4月	3045	467	327	350	284		4473
5月	2164	453	379	197	276		3469
6月	2914	367	505	220	315		4321
7月	2052	488	395	284	232		3451
8月	1669	306	303	234	207		2719
9月	2332	487	763	574	337		4493
10月	1382	780	631	379	404		3576
11月	953	610	534	290	407		2794
12月	1337	654	462	329	323		3105
合計	19306	8232	6495	4750	4583	1676	45042

付表2 岩手・宮城・福島の各県における市町村の出現件数 (2011年3月～2016年3月までの5年間)

順位	市町村 (岩手県)	出現件数	市町村 (宮城県)	出現件数	市町村 (福島県)	出現件数
1	陸前高田市	5472	石巻市	8377	いわき市	4929
2	釜石市	3143	仙台市	5915	南相馬市	4628
3	宮古市	2989	気仙沼市	5520	浪江町	3533
4	大槌町	2637	南三陸町	4817	福島市	3228
5	大船渡市	2459	女川町	2254	双葉町	2838
6	山田町	1496	名取市	1588	飯館村	2713
7	盛岡市	831	東松島市	1245	郡山市	2558
8	久慈市	361	山元町	674	大熊町	2252
9	野田村	292	亶理町	565	川内村	1771
10	田野畑村	239	多賀城市	437	檜葉町	1737
11	一関市	215	岩沼市	437	富岡町	1438
12	遠野市	188	七ヶ浜町	327	相馬市	1140
13	花巻市	133	松島町	269	川俣町	907
14	平泉町	129	登米市	265	二本松市	873
15	岩泉町	107	栗原市	259	広野町	810
16	奥州市	102	大崎市	150	会津若松市	715
17	洋野町	93	美里町	119	伊達市	599
18	普代村	86	利府町	106	葛尾村	564
19	北上市	71	丸森町	100	三春町	345
20	住田町	55	大和町	68	新地町	303
21	二戸市	51	加美町	67	須賀川市	260
22	矢巾町	15	白石市	47	本宮市	199
23	滝沢市	13	塩竈市	35	白河市	177
24	葛巻町	12	大衡村	34	喜多方市	128
25	紫波町	12	蔵王町	32	猪苗代町	128
26	藤沢町	12	角田市	26	浅川町	87
27	雫石町	11	富谷町	25	大玉村	79
28	八幡平市	7	涌谷町	21	会津美里町	71
29	岩手町	6	大河原町	15	桑折町	64
30	軽米町	6	川崎町	15	会津坂下町	58
31	九戸村	6	村田町	14	西郷村	55
32	西和賀町	5	柴田町	13	南会津町	48
33	金ヶ崎町	5	色麻町	8	石川町	43
34	一戸町	3	大郷町	4	天栄村	38
35			七ヶ宿町	1	国見町	33
36					平田村	30
37					矢吹町	27
38					北塩原村	26
39					塙町	24
40					柳津町	23
41					只見町	19
42					三島町	18
43					昭和村	18
44					棚倉町	18
45					磐梯町	17
46					古殿町	17
47					小野町	16
48					泉崎村	15
49					鮫川村	15
50					金山町	14
51					玉川村	12
52					西会津町	11
53					矢祭町	11
54					中島村	10
55					檜枝岐村	8
56					田村市	7
57					鏡石町	7
58					湯川村	5
59					下郷町	1
計		21262		33849		39718

東日本大震災から5年、テレビのキャスターニュース番組は何を伝えてきたか

原 由 美 子*

はじめに

2016年3月、東日本大震災発生から5年の節目を迎えた。この間、テレビはこの未曾有の大災害をどのように伝えてきたのだろうか。本稿では、各局が平日夜間に放送するキャスターニュース番組を対象として、これらの番組が5年間に報じた東日本大震災関連のニュースの推移を分析した結果を報告する。⁽¹⁾

I 分析の方法

1-1 関連番組の収集と保存

まず、分析の方法についてまとめておきたい。東日本大震災が発生した直後から、NHK放送文化研究所では、この大災害の状況やその後の推移をテレビがどのように伝えたかを検証する必要があると考え、関連番組の収集と保存を開始した。災害の発生当初数ヶ月は、手作業で報道番組や関連番組の保存を行っていたが、同時に、テレビ番組の内容や関連情報の提供を行う企業の利用可能性を検討し、2011年8月から、そうした企業の一つであるJCC社のシステムを利用することとした。

関連番組の収集にあたっては、キーワードを設定し、そのキーワードがメタデータに含まれる番組を保存する、という方法をとった。設定したキーワードは、「震災」「復興」「原発」「放射能」「エネルギー」の5つである。

1-2 メタデータとは

JCC社などのシステムでは、テレビ番組がどのような内容を伝えたかを簡潔に要約した文字情報やその時間量が提供される。その内容の詳細は、データを作成する企業によって特徴があるようである。また、番組の種類によってもその濃淡が異なるが、情報番組や報道番組については、扱われた内容や取材地、登場人物など、比較的詳細な情報が付されている。これをメタデータと呼び、分析対象番組を特定したり、そのおおよその内容を把握したりするのに利用できる。⁽²⁾

図1は、JCC社のRCNアーカイバーというシステムで収集保存した番組を表示する画面の例である。放送日等の情報を入力すると、指定したキーワードを含む番組とその概要（メタデータ）の一覧が表示される。

これらのメタデータは、エクセルのデータとして保存することが可能である。表1はエクセルに保存されたメタデータの一部である。

このデータには、放送日、放送局、番組名、番組の放送開始と終了時間、キーワードを含むメタ

*はら ゆみこ NHK放送文化研究所 研究主幹

図1 JCC 画面例



データを付されたコーナーの開始と終了時間、その時間量（秒数）、コーナーのタイトル、コーナーの概要（メタデータ）が含まれている。

1-3 分析の手順

① 分析対象番組のデータへの限定

表1に示した段階では、データには関連キーワードを含むすべての番組が放送時間順に並べられている。そこでまず、分析対象番組のデータだけに絞り込む必要がある。今回は、後述する6つのキャスターニュース番組のデータにしぼって分析した。

② ノイズの除去

関連キーワードは、前述したように「震災」「復興」「原発」「放射能」「エネルギー」の5語であるが、それらを含むからといって必ずしも東日本大震災関連の内容であるとは限らない。今回の場合も、いくつもの無関係なデータ（ノイズ）が含まれていた。表2は、その一部である。「エネルギー」という語を含むデータには、中東関係のニュースなどが数多く含まれていた。また「復興」や「原発」も、異なる文脈で用いられたものを拾うケースが少なくなかった。

これらの一見無関係なデータも、どこまでをノイズとするかは分析者の判断次第である。

今回は、海外の出来事など明らかに無関係なものは除外したが、「阪神淡路大震災からの復興」や「原発の再稼働」関連のものについては、除外せずに集計することにした。

こうした判断の難しさもさることながら、大量に収集されたデータから1件ずつ精査してノイズを除外していくためには時間と手間が膨大にかかる。今後、こうしたビッグデータを利用した分析作業が増えると考えれば、あえてノイズは除外せず、統計データの誤差と同様に考えて処理するという考え方も成り立つのかもしれない。ノイズを極力少なくし、しかも必要な番組を確実に収集するために、設定するキーワードの吟味が重要であることは言うまでもない。

表1 JCCメタデータ例

放送日	放送局	番組名	番組開始	番組終了	放送開始	放送終了	放送時間	<コーナー名> ニュースタイトル	詳細
2011/4/1	NHK 総合	視点・論点	2011/4/1 4:20	2011/4/1 4:30	2011/4/1 4:20	2011/4/1 4:25	302	長期の視点 で支援	NPO レスキュー・ストックヤード代表理事・栗田暢之の解説。自衛隊、消防、警察が必死の救援活動をしているが、ボランティア元年と呼べた。1995年の阪神淡路大震災は138万人が駆けつけ、ボランティアと呼べた。ボランティアを受け入れる仕組みとして、社会福祉協議会を中心に、ボランティアやNPOが連携し、災害ボランティアセンターが設立されるようになった。しかし、今回の東日本大震災では社会福祉協議会が被災したり、拠点となる庁舎が流された地域もある。そのため、受け入れ態勢自体が困難な状況。今回の震災の特徴は、非常に広範囲であること、原発事故を含め、支援の姿が複雑化して長期化が懸念されること。人が入りやすくなったこれからはボランティアの活動が求められる時期になる。
2011/4/1	NHK 総合	視点・論点	2011/4/1 4:20	2011/4/1 4:30	2011/4/1 4:25	2011/4/1 4:29	278	長期の視点 で支援	NPO レスキュー・ストックヤード代表理事・栗田暢之の解説。ボランティアに行く人には、現地の状況を確かめてもらいたい。避難所は被災者の住まい。土足で踏む込むようなことはできない。どろどろになった家財道具はごみでなく、思い出のつまったもの。被災者の思いに立った支援が必要。現地の支援がスムーズにできるよう、東日本大震災支援全国ネットワークを3月30日に設立した。支援が入らうとする団体間の過不足を補い合うための情報の広場とした。また、支援が入らない地域をなくしていききたい。「おたがいがさま」の精神で、「絆」を基礎に、ボランティア活動をすすめていきたい。
2011/4/1	NHK 総合	視点・論点	2011/4/1 4:20	2011/4/1 4:30	2011/4/1 4:29	2011/4/1 4:30	9	予告・復旧・復興過程の 災害情報・田中淳	
2011/4/1	NHK 総合	おはよう日本	2011/4/1 4:30	2011/4/1 8:00	2011/4/1 4:30	2011/4/1 4:33	197	海の汚染・ モニタリング強化	福島第一原発の1～4号機の水を流す放水口付近で、国の基準の4385倍のヨウ素131を検出した。5号機6号機の放水口付近でも1425倍。原子力安全保安院はモニタリングを強化し、放射性物質の水が海でどのように広がっているか調査することとしている。原子力発電所内で見つかった汚染された水の処理が少しずつ進んでいる。原子力安全保安院、東京電力のコメント。福島第一原発の映像。DigitalGlobe、日立ソリユーションズ。撮影：自衛隊、国土交通省東北地方整備局。
2011/4/1	NHK 総合	おはよう日本	2011/4/1 4:30	2011/4/1 8:00	2011/4/1 4:33	2011/4/1 4:36	158	福島県飯館村・ 土壌から避難基準の2倍	IAEAは福島第一原発周辺地域でセシウム137とヨウ素131を測定した。その結果、福島県飯館村の土壌から放射性物質2000万ベクレル/平方メートルが検出された。IAEAは、避難基準の2倍にあたるとして、日本政府に状況の注視を求めた。原子力安全委員会は、屋内退避の地域を変更する状況にはないとの考えを示した。専門家は、屋内退避や避難も含めて対策を検討する必要があると指摘している。原子力安全委員会、名古屋大学大学院・山澤弘実教授のコメント。IAEAの調査、福島県飯館村の映像。

表2 ノイズの例

放送日	放送局	番組名	番組開始	番組終了	放送開始	放送終了	放送時間	<コーナー名> ニュースタイトル	詳細
2011/8/25	NHK 総合	ニュース ウォッチ9	2011/8/25 21:00	2011/8/25 22:00	2011/8/25 21:04	2011/8/25 21:05	92	リビア・反政府勢力・ 新政権へ始動	リビアでは戦闘が続く一方で新政権発足への動きが加速。問題は資金不足。カター ルで24日に開かれた欧米やアラブの支援国との会合で、2000億円の緊急支援が決 定したが、復興にはさらに資金が必要。注目されているのがカダフィ政権の巨額の 資産。リビア・ベンガジ、カターハ、カダフィ大佐の家族の住居の映像。 国民評議会・アブドゥルジャリル議長、カターハ、アディーヤ国際協力相のコメン ト。
2011/8/25	NHK 総合	ニュース ウォッチ9	2011/8/25 21:00	2011/8/25 22:00	2011/8/25 21:05	2011/8/25 21:07	92	リビア・復興の切り札 “カダフィ資産”	リビアは世界8位の石油埋蔵量を誇り、オイルマネーがカダフィ政権を支えてき た。カダフィ大佐や一族が国外に保有していた資産は約10兆円。日本にも総額で 3300億円の資産。2月以来、国連の制裁決議で凍結されている。国連安保理で は凍結されている資産を人道援助に充てる案の協議を開始。米国が凍結した一部、 約1150億円を食糧援助等に充てようという。暫定政府の成立を目指す反政府勢力 側は、カダフィ政権の資産を活用して新たな国づくりに乗り出せるかが焦点。国連 本部の映像。ドイツ・ベルギー国連次席大使のコメント。
2011/6/9	テレビ 東京	ワールド ビジネス サテライト	2011/6/9 23:00	2011/6/9 23:58	2011/6/9 23:38	2011/6/9 23:39	99	米国・金融政策・ 難しいかじ取り	ECB・トリシエ総裁は9日米月の利上げを示唆したが、米国では出口政策の議論が 行われているに過ぎず、金融引き締めめのタイムリにはまだ視野に入っていない。た だデフレリスクが後退し、緩やかなインフレに転換する中、追加の金融緩和策・ QE2の延長やQE3の導入はいまのところないとみられている。8日に発表された 全米地区連銀の経済報告・ベージュブックからすれば、今月下旬のFOMCでは、 景気判断の下方修正は小幅となり、QE2も予定通り終了になる見通し。ベージュ ブックでは、日本の震災による供給障害や、資源高を受けた景気減速が報告された が、経済活動は全般的に拡大したとされ、このところの急速な経済指標の悪化と比 べや明らかな内容となった。また労働市場の緩やかな改善傾向が指摘されたほ か、食品・エネルギー価格の上昇とそれを受けた価格転嫁の動きも指摘されてい る。ただ今後1〜2か月で経済指標が急速な改善を示すことは難しく、景気の再加 速が後ずれした場合には追加緩和にも出口政策にも動けない状況に追い込まれる可 能性が高いとみられている。三菱東京UFJ銀行 NY・岩岡聰樹のスタジオコメン ト。(中継) ニューヨーク支局。
2011/7/12	テレビ 東京	ワールド ビジネス サテライト	2011/7/12 23:00	2011/7/12 23:58	2011/7/12 23:43	2011/7/12 23:45	111	欧州の信用不安直撃・ 1ドル80円突破	ギリシャからイタリアなどに広がりを見せている欧州の信用不安がきよりの東京市 場を直撃した。日経平均株価は1万円割れ、為替相場では円高が進み、1ユーロは 109円台、1ドルは80円を突破した。そうした中日銀の金融政策決定会合が開か れ、震災の影響で今年度の成長率を0.4%に下方修正し、さらなるリスクとして欧 州情勢への警戒感が示された。トウキョウォラブル上田ハローの映像。民主 党・枝野官房長官、日銀・白川総裁の会見。野田財務大臣のコメント。
2011/7/13	テレビ 東京	ワールド ビジネス サテライト	2011/7/13 23:00	2011/7/13 23:58	2011/7/13 23:00	2011/7/13 23:01	59	円急騰一時78円台	ユーロ安に端を発した円高は今朝、震災後の3月17日以来となる一時1ドル78円 台に突入した。円高はギリシャの財政問題が、イタリアなどに波及するとの懸念が きっかけで進んだ。さらに日本時間の今朝、米国の格付け会社・ムーディーズがア イルランドの格下げを発表したことで円が急騰。これを受けて民主党・野田財務大 臣が「一方的な動きだ」と相場をけん制したが、円高基調は変わらなかつた。
2011/8/4	テレビ 東京	ワールド ビジネス サテライト	2011/8/4 23:00	2011/8/4 23:58	2011/8/4 23:54	2011/8/4 23:56	114	<WBSocial> 視聴者からの質問	米債務上限引き上げ問題の混乱劇から日本が学べることは？ 三菱東京UFJリサー チ&コンサルティング調査部長・五十嵐敬喜のスタジオコメント。消費税引き上げ について。■あすの予告・「売れ行き逆転」に商機あり■原発汚染水処理に挑む日 本企業。

③ 集計データの作成

表1を見るとわかるように、関連キーワードを含むコーナーは、それぞれ1行のデータとして表示される。同一番組の中で表示された複数のコーナー時間量の総計を求めれば、その番組の中で扱われた関連報道の量が求められる。

コーナーの区切りは、メタデータ作成者の判断によるため、必ずしも統一的ではないようである⁽³⁾。そのため、ドキュメンタリー番組の構成などといった内容を把握するためにメタデータだけを用いるのは危険である。コーナー概要の冒頭に同じ表現の語句が並んでいたり、番組によっては全体を一つのコーナーとして要約したりする場合もあるからである。しかしニュース番組の場合は、このコーナー区切りをニュースの項目の区切りとして代用できると考えた。したがって本稿で行うニュースの件数推移は、このコーナー数で求めている。

このように、1行に1件のデータシートになっていれば、各種統計ソフトにかけられるデータとして用いることができる。今回の分析では、放送時間量データと文字データをそれぞれSPSSとTrue Teller⁽⁴⁾を用いて分析した。

1-4 分析対象番組

5年間の報道傾向の推移を探るにあたり、分析対象番組を、各局夜間のキャスターニュース番組とした。これらの番組は、東京キー局6局のすべてで編成されていること、平日毎日放送され、1日の締めくくり、まとめの位置にあること、各局を代表するニュース番組と考えられることなどの理由による。具体的には、以下の番組である。

- NHK 「ニュースウオッチ9」
- 日本テレビ 「NEWS ZERO」
- テレビ朝日 「報道ステーション」
- TBS 「NEWS23」
- テレビ東京 「ワールドビジネスサテライト」
- フジテレビ 「ニュース JAPAN」(2015年3月まで)
- 「LIVE2015 あしたのニュース&すぽると！」(2015年4月～2016年3月)

II キャスターニュース番組の5年間

2-1 震災関連報道の量的推移

図2は6番組全体での5年間の関連報道時間量の推移を示したものである。2011年4月には月に61時間あまり(222,342秒)もの報道量があったが、11月まで月を経るごとに減少し続け、11月の報道量は14時間半程度(52,189秒)へと激減した。その後は、毎年3月の節目の月の報道量は多いものの、徐々に減少を続けている。2016年3月は5年目ということもあり、それまでの3月を上回る報道量であった。

図2を見ると、毎年3月には報道量が増えるが、3月を越すごとに報道量が段階的に減少している。そこで年ごとに、3月と、3月以外の月の平均値を算出してみた。(図3)これをみると、3月以外の月の報道量の減少がより際立っていることが明らかである。

表3は、震災関連報道が番組全体に占める占有率の推移を番組別に示したものである。

図2 震災関連報道時間量推移

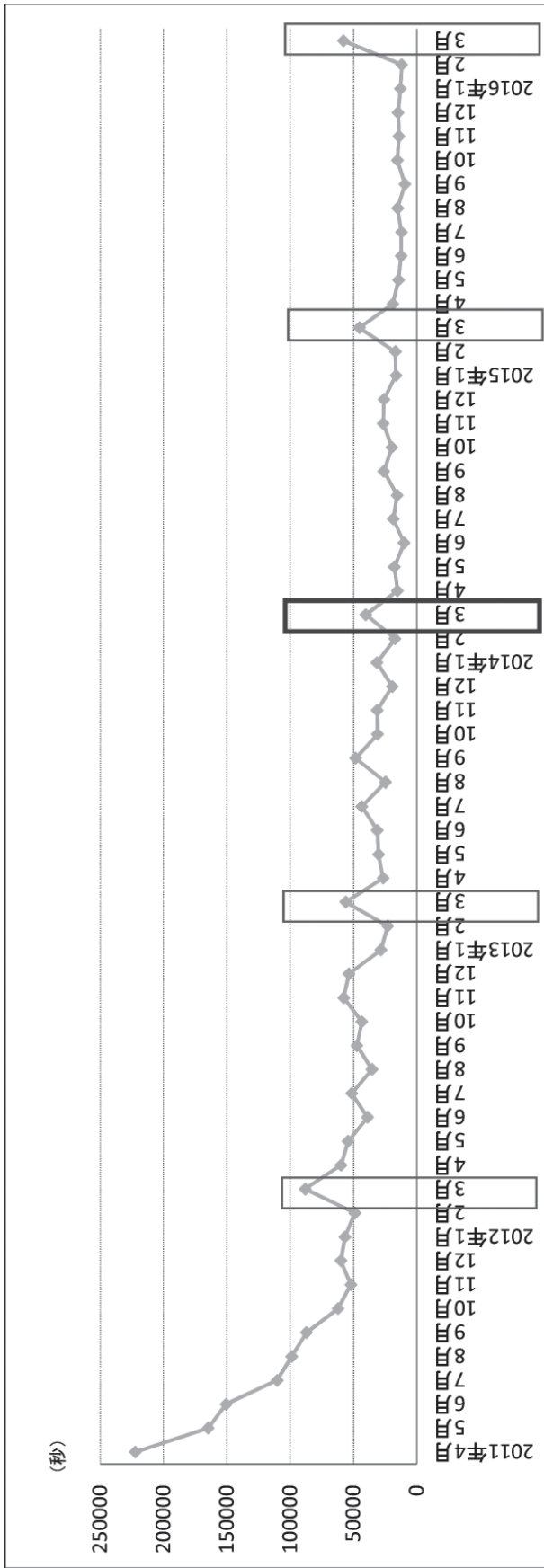


図3 月別報道時間量の推移

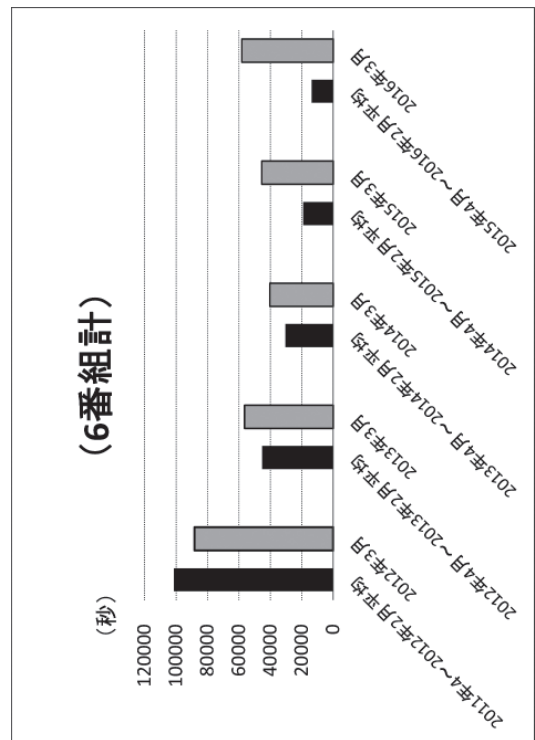


表3 番組別・月別推移

	NW9	ZERO	報ステ	N23	WBS	JAPAN / あした
2011年4月	78.7%	39.0%	43.2%	46.4%	38.2%	62.4%
2011年5月	62.1%	32.0%	27.6%	34.5%	30.7%	41.7%
2011年6月	52.2%	29.4%	34.8%	28.1%	24.7%	37.7%
2011年7月	39.0%	23.6%	27.5%	19.5%	16.9%	31.5%
2011年8月	35.4%	17.7%	24.1%	16.7%	12.0%	20.5%
2011年9月	32.2%	18.2%	20.3%	10.9%	12.9%	20.7%
2011年10月	30.3%	8.3%	14.1%	7.9%	10.1%	20.4%
2011年11月	18.6%	14.0%	10.6%	7.4%	5.8%	16.3%
2011年12月	27.1%	12.7%	14.4%	11.8%	7.9%	12.6%
2012年1月	24.7%	10.7%	16.5%	11.5%	7.8%	12.8%
2012年2月	21.4%	9.9%	9.6%	10.7%	6.7%	12.4%
2012年3月	37.4%	18.3%	18.2%	16.3%	10.8%	18.7%
2012年4月	25.0%	8.0%	17.1%	10.3%	9.6%	14.8%
2012年5月	18.9%	7.1%	18.2%	7.3%	7.0%	9.2%
2012年6月	14.6%	4.5%	13.4%	5.1%	5.8%	9.8%
2012年7月	17.2%	8.1%	14.2%	9.6%	6.3%	17.8%
2012年8月	9.8%	3.2%	10.8%	7.8%	5.4%	11.5%
2012年9月	16.3%	10.5%	15.7%	9.8%	4.2%	12.5%
2012年10月	12.3%	7.1%	10.7%	7.4%	6.5%	15.8%
2012年11月	19.6%	6.6%	19.6%	10.5%	5.7%	17.6%
2012年12月	20.2%	12.7%	11.7%	12.5%	6.5%	15.1%
2013年1月	8.6%	5.6%	9.3%	5.3%	4.7%	9.3%
2013年2月	9.0%	3.4%	8.0%	4.7%	2.6%	6.3%
2013年3月	18.3%	16.9%	14.3%	6.4%	8.4%	11.0%
2013年4月	11.7%	3.4%	6.7%	5.7%	3.1%	2.2%
2013年5月	10.0%	3.3%	11.7%	4.3%	2.3%	4.4%
2013年6月	10.0%	5.2%	11.4%	8.3%	3.2%	5.2%
2013年7月	13.8%	6.7%	15.1%	7.1%	4.0%	3.9%
2013年8月	9.0%	5.4%	7.2%	2.8%	3.2%	4.6%
2013年9月	21.0%	7.6%	16.3%	6.5%	3.7%	11.2%
2013年10月	12.2%	2.8%	10.0%	4.2%	3.9%	4.5%
2013年11月	12.5%	2.8%	11.9%	3.7%	4.2%	8.1%
2013年12月	6.9%	2.5%	9.1%	3.1%	2.9%	0.3%
2014年1月	7.7%	2.9%	13.8%	7.5%	5.7%	7.4%
2014年2月	6.7%	1.0%	7.9%	2.2%	3.1%	2.8%
2014年3月	15.9%	10.6%	6.2%	5.2%	10.6%	7.0%
2014年4月	5.6%	0.9%	5.4%	3.0%	2.3%	2.6%
2014年5月	5.9%	3.1%	6.2%	4.3%	1.3%	1.2%
2014年6月	4.3%	1.8%	2.4%	2.1%	1.7%	2.0%
2014年7月	5.0%	3.9%	5.1%	3.0%	4.2%	1.4%
2014年8月	6.9%	1.5%	5.4%	1.2%	3.6%	2.5%
2014年9月	11.0%	5.0%	6.7%	4.6%	2.8%	4.0%
2014年10月	9.3%	1.5%	6.8%	1.9%	2.7%	0.4%
2014年11月	11.0%	2.0%	11.3%	3.9%	5.9%	0.4%
2014年12月	14.7%	2.9%	8.4%	4.7%	2.7%	1.7%
2015年1月	7.3%	4.1%	4.2%	3.1%	3.0%	1.7%
2015年2月	8.0%	1.9%	6.4%	1.6%	3.1%	3.5%
2015年3月	21.2%	10.8%	8.0%	8.6%	6.0%	3.3%
2015年4月	7.8%	3.2%	5.4%	2.2%	1.8%	2.7%
2015年5月	5.8%	2.7%	3.7%	2.6%	2.7%	1.3%
2015年6月	3.4%	3.3%	3.5%	1.8%	1.9%	0.7%
2015年7月	5.5%	0.7%	3.9%	2.6%	1.0%	0.0%
2015年8月	6.0%	1.0%	5.3%	2.0%	4.3%	0.4%
2015年9月	4.4%	2.0%	1.7%	2.4%	1.0%	0.0%
2015年10月	4.5%	2.9%	4.6%	3.0%	2.3%	1.4%
2015年11月	4.4%	1.5%	3.7%	4.1%	3.3%	1.2%
2015年12月	5.9%	3.1%	3.7%	4.9%	2.9%	0.6%
2016年1月	6.5%	2.0%	3.4%	2.0%	2.7%	1.1%
2016年2月	6.8%	1.9%	2.5%	2.0%	1.8%	0.4%
2016年3月	20.9%	10.7%	9.1%	12.3%	11.0%	4.2%

10% ごとに網掛けを濃くした

10%ごとに枠内の色の濃度を変えてあるが、徐々に濃度が薄くなる様子がわかる。

震災発生当初の3ヶ月、「ニュースウォッチ9」では5割を超え、民放各番組も3割強が続いていた。その後2012年3月まで、「ニュースウォッチ9」は2～3割台、民放各番組も1割強で推移する。2012年4月以降「ニュースウォッチ9」は1～2割が続くが、民放では1割を切る月も出てくる。民放番組の中では「報道ステーション」の占有率が比較的高い。

その後も減少傾向が続き、2014年になると、番組によってはほとんど扱わない月も出てきていた。なお、2013年9月に報道量が増えているのは、その月に福島第一原発4号機タンクからの汚染水漏れが判明したためである。

2-2 キーワード別の推移

図4は、5つのキーワードごとに、それが含まれる項目の件数推移をみたものである。(6番組全体)

「震災」または「原発」を含む項目が、他の3つの語を含むものに比べ圧倒的に多い。「復興」を含む項目は、節目の3月や防災の日のある9月などに増加する傾向がみられるが、「放射能」や「エネルギー」については少ない状況が続いている。とくに「放射能」を含む項目は少ない。

① 「震災」関連の報道

では、それぞれのキーワードに関連する報道では、どのような内容が伝えられていたのだろうか。本節では、テキストマイニングソフトを用いた分析結果を報告する。

表4は、「震災」という語が含まれた項目全体での頻出語彙のランキングの推移(上位50語のみ掲載)をまとめたものである。左端が5年間全体、右に行く順に、2011年4月～2012年3月、2012年4月～2013年3月というように1年ごとに頻出単語をみてみた。

5年間全体では、「東日本大震災」「コメント」「映像」「震災」「被災地」「復興」などの語が上位に挙がっている。このうち、「コメント」と「映像」が多いのは、メタデータ内の記述の特徴として「□□についてコメント」「△△の映像」といった語句が頻繁に使われるためである。

「被災地」が5位、「復興」が6位に挙がっているが、1年ごとの推移でも、これらの語はいずれの年も10位以内に入っている。そのほか、「津波」や地名「宮城」「福島」など上位の語はあまり変わっていない。

その中で、1年目19位、2年目89位、3年目34位だった「被災者」という語は、4年目以降は100位以内に入らなくなった。メタデータの語彙の分析なので、番組内で実際に「被災者」という言葉がどの程度使われていたかは特定できない。しかし、番組内で使用されないことが、メタデータの記述にもある程度反映していると考えられる。被災した人々も、それぞれの状況が変化する中で、ひとくくりの「被災者」という言葉で指し示すことがふさわしくなくなっている状況を示しているのかもしれない。⁽⁵⁾

② 「原発」関連の報道

表5は、「原発」を含む項目全体の頻出語彙ランキングの推移(上位50語のみ掲載)である。

「東京電力」や「福島第一原発」「福島第一原発事故」などの語がいずれの年にも上位にある。し

図4 キーワード別件数推移

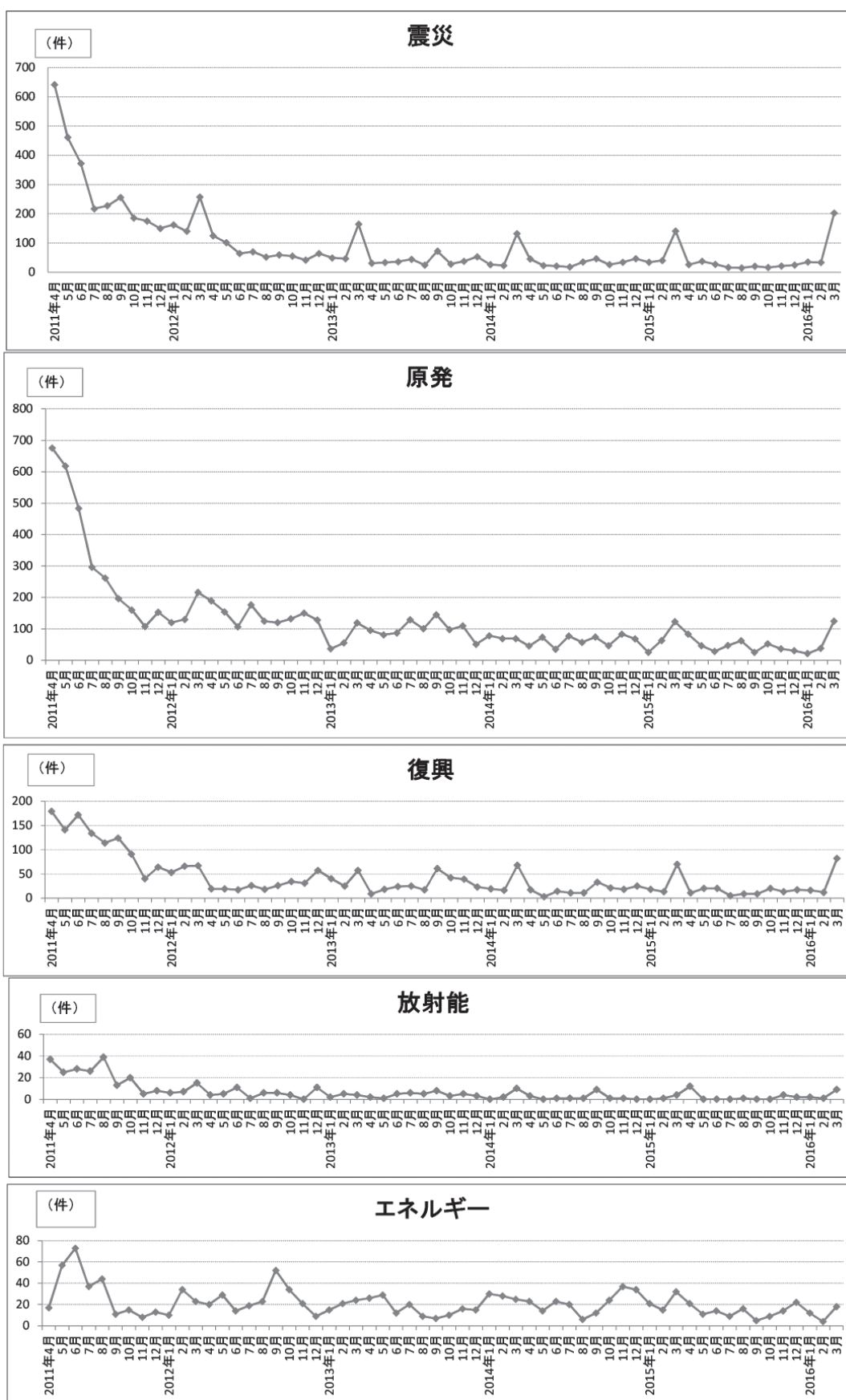


表4 「震災」関連メタデータ 頻出語上位

順位	震災 (5653)		2011/04/01~ 2012/03/31 (3243)		2012/04/01~ 2013/03/31 (890)		2013/04/01~ 2014/03/31 (539)		2014/04/01~ 2015/03/31 (509)		2015/04/01~ 2016/03/31 (472)	
	単語	件数	単語	件数	単語	件数	単語	件数	単語	件数	単語	件数
1	東日本大震災	4324	東日本大震災	2472	東日本大震災	686	東日本大震災	399	東日本大震災	401	東日本大震災	366
2	コメント	3118	コメント	2051	コメント	527	映像	305	映像	286	映像	233
3	映像	3058	映像	1717	映像	517	コメント	245	震災	180	震災	228
4	震災	2108	震災	1179	震災	309	震災	212	コメント	150	宮城	149
5	被災地	1453	被災地	843	被災地	212	被災地	144	復興	140	コメント	145
6	復興	1234	復興	684	津波	176	復興	130	被災地	128	津波	126
7	津波	1022	東京	509	復興	160	津波	119	話す	121	被災地	126
8	東京	944	津波	498	東京	142	福島	99	人	117	人	120
9	人	862	影響	479	日本	136	宮城	98	宮城	116	復興	120
10	日本	817	日本	463	去年	133	東京	94	東京	113	コメントする	106
11	宮城	809	受ける	461	宮城	118	人	86	福島	106	話す	106
12	被害	784	人	438	被害	111	岩手	79	津波	103	福島	96
13	受ける	764	被害	431	地震	107	言及	75	日本	96	岩手	89
14	影響	683	宮城県	389	きょう	105	ロゴ	71	岩手	91	被害	89
15	福島	627	岩手県	338	人	101	きょう	69	被害	91	東京	86
16	きょう	601	多い	336	言及	100	今	65	きょう	80	受ける	83
17	宮城県	589	宮城	328	取材する	91	被害	62	受ける	73	言及	77
18	多い	588	政府	304	政府	91	紹介する	61	思う	71	思う	77
19	地震	559	被災者	294	対策	91	取材する	60	述べる	65	今	70
20	行う	514	地震	291	受ける	88	日本	60	災害	63	多い	69
21	取材する	509	行う	289	宮城県	87	受ける	59	多い	62	きょう	64
22	政府	503	取材する	289	福島	85	つく	57	今	59	行う	62
23	岩手	498	民主党	287	紹介する	83	中継	57	地震	59	日本	62
24	岩手県	493	きょう	283	影響	82	住民	54	コメントする	58	日	59
25	福島県	465	福島県	283	発表する	82	多い	51	行われる	58	町	56
26	行われる	460	スタジオ コメント	271	行う	77	地震	51	住民	55	中継	53
27	言及	456	発表する	267	スタジオ コメント	76	述べる	50	言及	53	ある	52
28	紹介する	456	行われる	242	つく	74	地区	50	地域	53	大きな	51
29	対策	451	支援	242	行われる	73	大きな	49	大きな	52	地元	51
30	住民	446	紹介する	242	経済	72	する	48	ある	50	地震	51
31	大きな	430	福島	241	住民	71	宮城県	46	出る	48	当時	50
32	去年	429	対策	237	多い	70	仮設住宅	43	する	47	ロゴ	48
33	被災者	429	ある	228	福島県	70	対策	43	考える	47	活動	48
34	発表する	428	出る	224	米国	69	被災者	43	どう	46	宮城県	48
35	今	423	住民	223	新たに	67	ある	42	中継	46	男性	48
36	ある	420	社長	222	岩手県	64	行う	42	影響	45	見る	47
37	スタジオ コメント	403	大きな	222	起きる	62	去年	41	対策	45	行われる	47
38	支援	400	新たに	215	国	61	原発	41	起きる	44	災害	46
39	出る	387	求める	207	最大	61	思う	41	行う	44	使う	46
40	新たに	378	企業	206	支援	61	コメントする	40	進める	43	事業	46
41	地域	370	全国	205	地域	61	影響	40	当時	43	石巻市	46
42	民主党	368	東京電力	203	防災	61	行われる	40	見る	41	する	45
43	国	367	今後	195	どう	60	福島県	40	取材する	41	どう	45
44	使う	366	示す	195	中継	60	話す	40	いる	40	去年	45
45	中継	365	会見	194	調査	59	どう	39	今回	40	考える	44
46	ロゴ	359	続く	194	避難	59	国	39	ロゴ	39	述べる	44
47	災害	355	活動	192	紹介	56	問題	39	言う	39	住民	43
48	活動	353	使う	191	大きな	56	使う	38	国	39	国	42
49	問題	349	岩手	189	全国	55	子ども	38	使う	38	続く	42
50	社長	348	必要だ	189	出る	54	政府	38	訪れる	38	原発事故	41

網掛けは地名を表した語

かし、それ以外の語をみると、「震災」関連項目に比べ、変動が大きいように見受けられる。

「放射能」や「放射性物質」に関わる語彙を見てみると、1年目には、「放射性物質」14位、「放射線量」21位、「汚染水」42位、「放射線」78位と、100位以内に4つの語が入っている。ところが2年目になると100位以内には77位の「放射性物質」1語だけになる。3年目の2013年には、前述したように、9月に「汚染水漏れ」の問題が浮上したこともあり、「汚染水」6位、「放射性物質」13位、「汚染水漏れ」34位、「汚染水対策」80位など「汚染水」にかかわる語が多く登場している。4年目になると、「汚染水」29位、「放射性物質」33位のほか、「廃棄物」という語が99位に入ってくるが、5年目では、100位以内にある「放射能」関連の語は、「放射性物質」25位、「放射線量」92位の2語のみとなっている。

この「原発」関連項目の出現語推移を見てみると、福島第一原発事故関連のニュースだけでなく、再稼動に関するニュースが数多く伝えられるようになる様子が浮かび上がってくる。

「再稼動」という語は、5年間全体で17位であるが、1年目には100位以内に入っていない。ところが2年目になると、8位に浮上、3年目14位、4年目6位、5年目5位と、「原発」に関して「再稼動」に関する問題が徐々に多く取り上げられるようになってきたことが明らかである。「大飯原発」や「川内原発」「関西電力」「九州電力」など、再稼動にかかわる原発や関連会社を示す語も上位に頻出するようになっている。

このように「原発」関連項目では、必ずしも震災時の原発事故に関わる問題だけが取り上げられているわけではなく、福島第一原発事故に関するニュースは、相対的に比重が薄れていっているとも考えられる。

そこで、「原発」を含む項目数と、そこに「福島」という語が含まれる項目数を算出してその推移を見てみた。(図5) これを見ると、2012年3月～2013年2月ごろは、「原発」関連報道が比較的多いにもかかわらず、「福島」についての言及率が低くなっている。2012年5月に国内の原発50基すべてが運転停止した後、関西電力大飯原発の運転再開への動き(6月に再開決定、7月4号機運転再開、8月3号機運転再開、11月大飯原発活断層調査開始など)があったためである。

③ 何が伝えられていないか

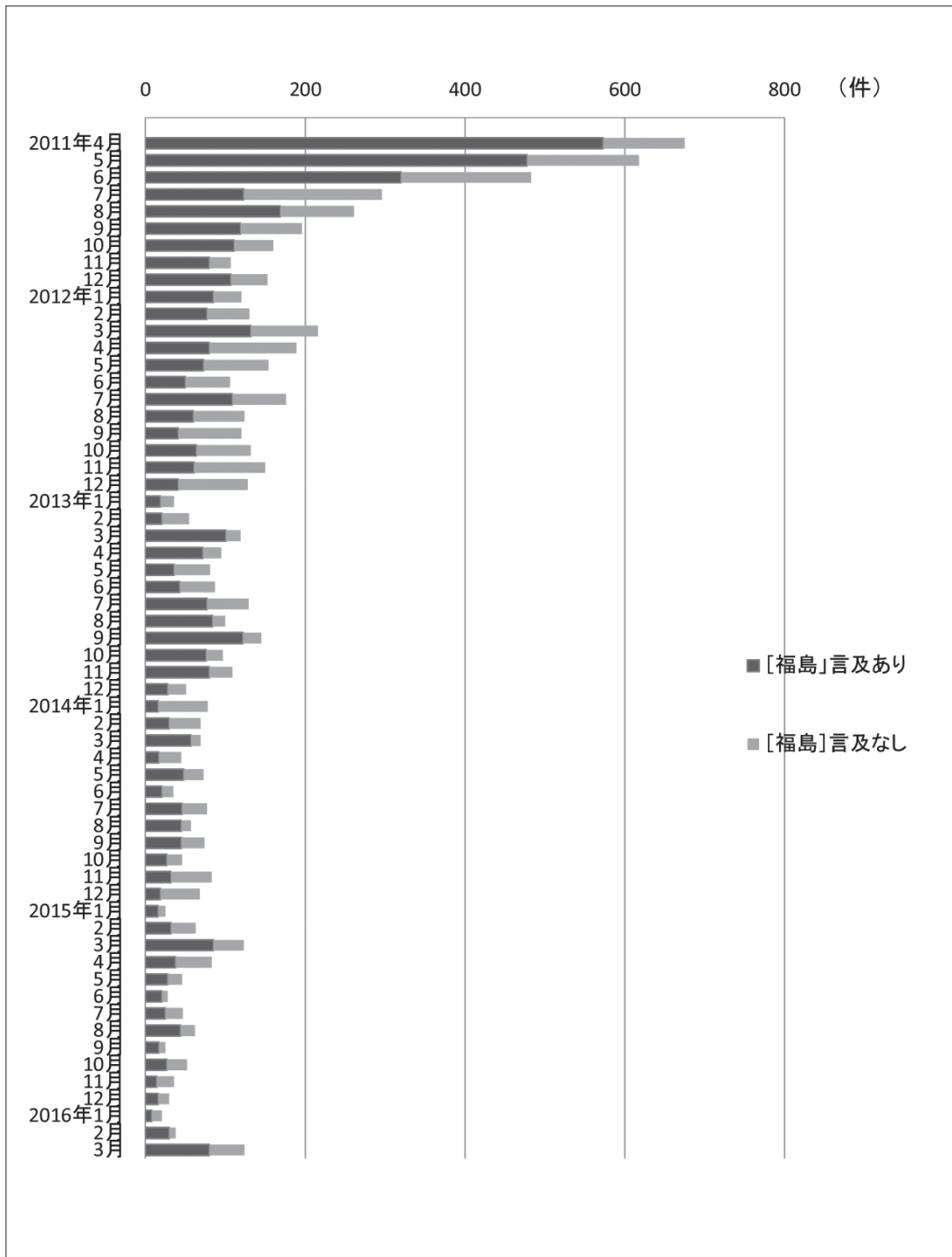
少し長くなるが、ある記事を引用する。

『『あの日』から5年になる。福島県内のほとんどの地域では日常を取り戻しているが、東京電力福島第一原発事故は依然、現在進行形で節目感はない。今なお10万人近い人たちが古里を追われ、生業を失い、家族を引き裂かれたまま仮設住宅などで不自由な生活を強いられている。先が見えない暮らしは人々の心身をむしばみ、震災(原発事故)関連死は直接死を大きく上回り、2000人を越えた。県内の除染で出た膨大な量の廃棄物を搬入する中間貯蔵施設の整備も遅々として進まず、避難住民への賠償問題も決着していない。

風化と風評という『二つの風』が容赦なく吹き付ける中、地元紙としていかに『福島は今』と事故の教訓を伝え続けるのか、悪戦苦闘の日々もまた継続中だ。』⁽⁶⁾

これは、震災5年目に災害報道特集を組んだ雑誌に、福島の地元紙の責任者が寄せた文章の一部である。この中にある「関連死」「風評(被害)」について、キャスターニュース番組での5年間の推移を調べてみた。(図6、図7)

図5 原発関連項目の推移



「風評被害」については、全体で167件、原発事故発生直後の時期には比較的言及されていたが、その後は言及件数が激減している。「関連死」にいたっては、全体でも43件しかなく、2014年以降毎年3月には若干の言及があるが、全体での言及はたいへん少ないことがわかる。

「震災関連死」は、福島県では2000人を超え、震災での「直接死」を上回ったという。にも関わらず、全国放送のニュースで取り上げられる機会は非常に少ないのが現状である。

地元紙の責任者でさえ、「『福島の今』と事故の教訓を伝え続けるのに悪戦苦闘」と語るように、

図6 「風評被害」言及件数推移

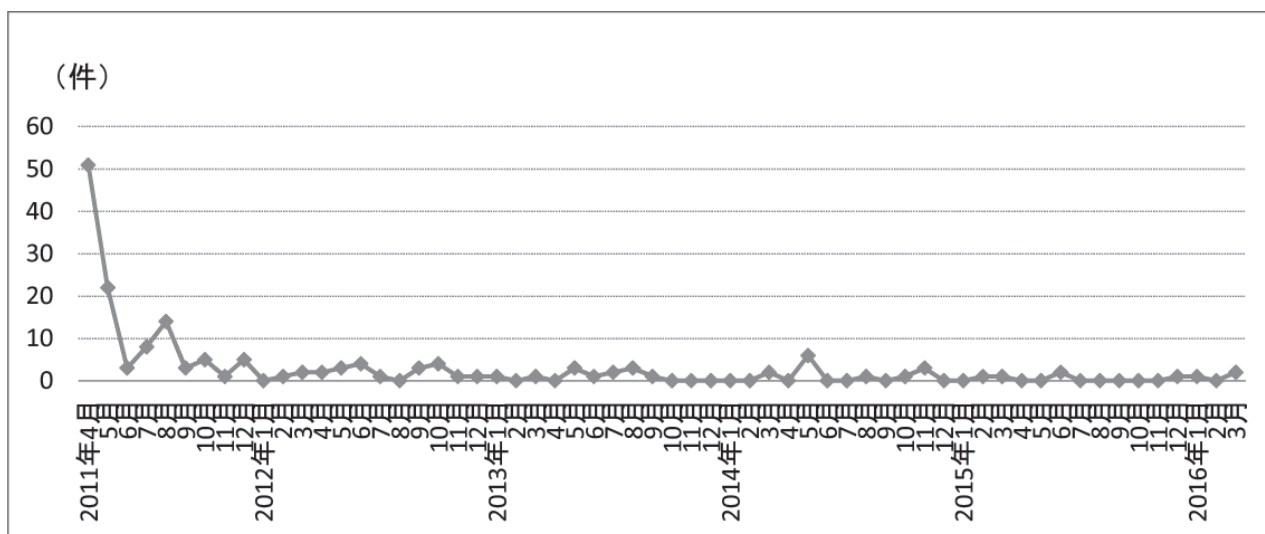
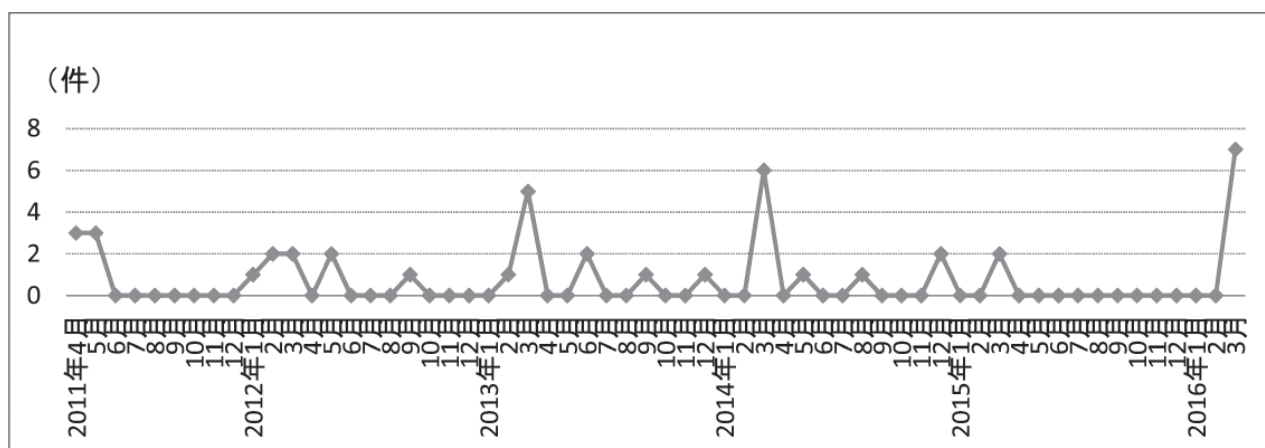


図7 「関連死」言及件数推移



時間が経過し、さまざまな事件・事象が起り続けるなかで、未曾有の大災害であった東日本大震災も、未だに多くの課題を抱える福島第一原発事故も、全国向けニュースの中では取り上げられる機会が減少していくことは否めない。その中で、どのように被災地の現状や問題を被災地以外の人々と共有していくか。5年目の節目を越えたこれからこそ、全国への発信力を持つメディアの果たすべき役割が大きいと言えるだろう。

おわりに

東日本大震災の発生から5年の年月を経て、関連報道の減少と3月への集中傾向が見出された。戦争や平和を考える報道や番組が、広島・長崎への原爆投下の日や終戦記念日のある8月に集中することを「8月ジャーナリズム」と呼ぶことがあるが、東日本大震災についても「3月ジャーナリズム」という現象が起きているように見える。こうした現象は「カレンダージャーナリズム」とも言われ、年に一度だけ、一時に集中的に報道すること、報道の仕方や語り口が定形化してくること

などが批判される。しかし、たとえ1年のうちの限られた期間であっても、その時期だけは当時や当事者に思いを馳せ、認識を新たにすることがあることは、それなりに意義があるといえるだろう。

とはいえ、被災した人々にとっては、節目の日だけに問題が浮上してくるわけではない。

1年に1度の集中的な報道を免罪符にすることなく、折に触れて被災地以外の人々の記憶を呼び覚ます努力が、メディア、とりわけ全国に発信力を持つメディアには求められる。

今回の報告は、5年間の経過をまとめたものだが、5年目の節目を越えれば、報道はさらに減少するおそれがある。政府の定めた「集中復興期間」が終了し、国内のいろいろな地域が、地震や台風・豪雨など多くの災害に見舞われる中で、東日本大震災に関わる問題は相対的に後景に追いやられる可能性がある。震災発生当時、メディアは、被災の経験を「風化させてはならない」、被災者や被災地を「忘れない」と唱えたが、果してどこまで継続的に追いつけることができるのだろうか。「5年までは継続して報道ができます。10年目もやれます。苦しいのは6年目から9年目です」とのメディア関係者の発言もある。⁽⁷⁾6年目以降の報道状況について、引き続き検証を続けていく必要があるだろう。

注

- (1) 本論文の内容とともに、ドキュメンタリー番組についても検証を加えた論文が、『NHK 放送文化研究所 年報 2017』に掲載されている。
- (2) メタデータの特徴やその研究への活用における課題等について、詳しくは、本誌掲載西田善行論文を参照されたい。また、西田報告をもとにメタデータの研究への活用法について議論するワークショップ「放送アーカイブ研究におけるメタデータ活用の試み～震災報道アーカイブ研究から」が2016年10月29日、日本マス・コミュニケーション学会2016年度秋季研究発表会において実施された。
- (3) 前掲西田論文参照。
- (4) IBM SPSS Statistics version21.
野村総合研究所 TRUE TELLER version8.5を使用。
- (5) 「被災者」という言葉については、震災発生直後の取材者がなるべく使わないように配慮したという報告もある。井上裕之「『被災者』ではなく『被災した人』～東日本大震災のNHK取材者アンケートから～」『放送研究と調査』2013年9月号
- (6) 早川正也「原子力災害の複雑な状況を丸ごと捉え県民目線で地域社会の問題に向き合う」『Journalism』2016年2月号
- (7) 鎌田靖「『復興が成し遂げられるか』6年目も伝えたい—特集・メディアは震災5年をどう伝えたか」『GALAC』2016年6月号

3月ジャーナリズムの中で、ニュースは何を話し・語り・伝えてきたのか —東日本大震災・テレビ報道アーカイブにおけるメタデータの語用論—

加藤 徹郎*

1. はじめに

本稿は、テレビ・アーカイブのメタデータを分析対象としながら、東日本大震災におけるテレビニュースの報道が、過去5年という期間を通じてどのように変化したのかを問うものである。2011年の震災以来、もうすぐ6年が経とうとしている。この間、テレビ各局は様々な内容・形式で震災の経緯を映し出してきた。対して視聴する側も、録画機器の進化によって、個人で番組を全録することも可能になったし、またそうした全録機を駆使しながら、多量の番組の保存・収集を行っている各種研究機関・団体もある。こうした背景から、これまでは保存に限界のあったテレビ映像をアーカイブしていくことの意義は、震災以来盛んに議論されており、またアーカイブに付帯するメタデータを利用した計量的調査も、多く行われている⁽¹⁾。

一方、この6年という期間で、震災に対する「風化」の問題も、様々なところで指摘されている。例えば山田健太は、震災5年目の節目における論考の中で、テレビ各局の人員削減、取材拠点の減少を背景とした「情報の偏在」を指摘しながら、「このことは、現在進行形の被災地の現状を、多くの視聴者の日常から切り離すことに役立っているともいえる。あるいは周年の節目報道が、結果として震災を過去のものとの印象を与える効果も否定できない」という（山田 2016：23）。日常における通時の震災報道が少なくなればなるほど、逆に周年の節目報道が目立ってしまい、出来事の非日常性が際立ってしまうという指摘である。

しかしだからこそ、こうしたテレビ・アーカイブの持つ意義は、ますます強くなっているともいえるのではないだろうか。テレビが描き、語ってきた震災がそのまま、人々が見聞きしてきた震災であるとするなら、アーカイブによってその経験を召喚し、「メディア環境において震災、原発事故の何が、どのように描かれ、語られ」てきたのか、「風化」の問題をも含めて検証することが、必要なのだとおもわれる（小林 2015：67）。

本稿はこうした立場に依拠しつつ、過去5年のなかで東日本大震災の語られ方が、テレビを通じてどのように変化していったかを考察するものである。法政大学環境アーカイブでは、2011年8月以来、SPIDER_PROという録画機器を使用し、震災関連の様々な番組を収集してきた。また、それに伴い、この機器の提供元であるPTP社から発信される番組のメタデータについても、震災関連のものはすべて保存している。今回はそのメタデータを利用しながら、徐々に焦点を絞っていき、実際のメタデータを参照しながら過去5年分のテレビの語りがどのように変化したのか、見ていきたいとおもう。具体的には、まずは保存してあるメタデータの概況を示す。そのうえで件数が目立って突出していた各年3月のメタデータを抜き出し、夜間帯のニュースを対象としながら、そ

*かとう てつろう 法政大学社会学部 兼任講師

こでの記述の特徴をあぶりだす。そうした過程を通じて、今度は実際のメタデータに当たりながら、5年に渡る震災報道の変遷について、考察してみようとおもう。

2. SPIDER_PRO メタデータの概況

ではまず、PTP 社 SPIDER_PRO が提供している震災報道に関するメタデータの概況からみていこう。SPIDER_PRO とは、約 2 週間分の地上波デジタル放送が全録可能なハードディスク・レコーダーのことであり、かつすべての番組に関するメタデータが PTP 社よりオンラインで提供される。

メタデータの種類には番組全体の概要を示したものと、CM のデータ、さらに番組を細かく内容ごとに区切った“コーナー”と呼ばれるものがある。また、全てのメタデータには「放送局」「開始日時」「終了日時」「番組内容」「出演者」の各項目が付与され、放送された番組全てのデータが配信される。さらに、こうしたメタデータの中から、検索キーワードを用いて放送内容を絞り込むことも可能である。

法政大学環境報道アーカイブでは、3・11 以降の震災・原発・環境問題に関連する 12 項目のキーワードを常時設置し、2011 年 8 月から現在まで、ニュース、ドキュメンタリー、バラエティなどの各種番組、およびそのメタデータを収集・保存している。

なかでも今回は、「復興」「震災」「原発」という 3 つのキーワードに絞り、それらが夜間帯ニュースの中でどのような推移で震災報道がなされているのかを見てみた（【図 1】）。唯一「原発」に関してのみ、福島原発問題以外にも様々な政策関連ニュースがその時々によって上げられるため、全体的な件数の傾向に多少のばらつきが認められる。しかし全体としてみると、震災 3 年後に行った西田善行（2015）や原由美子（2015）の調査と同じく、5 年後の傾向も、毎年 3 月という周期で報道が集中する「3 月ジャーナリズム」（「カレンダー・ジャーナリズム」「季節ジャーナリズム」）の傾向が読み取れる。そこで今回は、この 3 月という時期にのみ焦点をしぼり、夜間帯ニュースがそれぞれの年にどのような形で震災を取り上げているのか、見ていくことにしたい。

図 1 各キーワードにおけるメタ・データ総数の推移

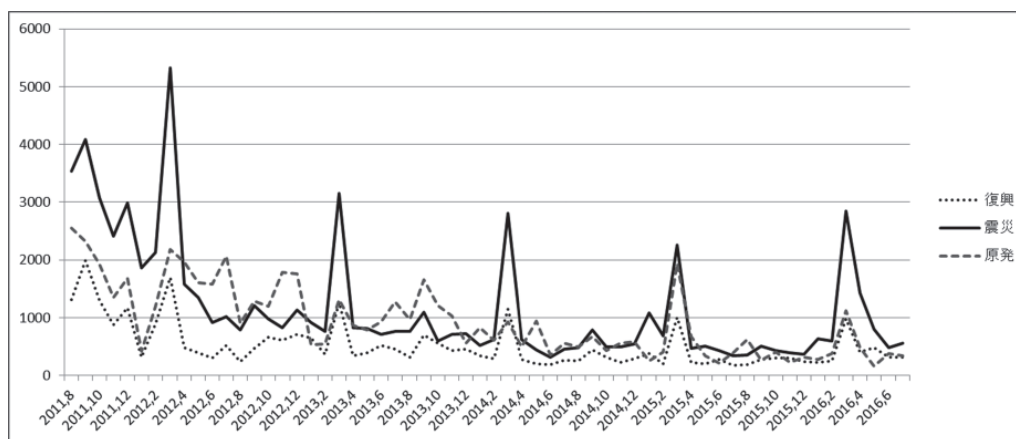


表1 各夜間帯ニュースにおけるキーワード検索の総数（2012 - 2016年3月）

	震災	復興	原発
NW9	220	72	147
ZERO	247	105	118
NEWS23 クロス	166	73	112
JAPAN	98	40	54
報ステ	114	34	144
WBS	97	48	42

3. 分析手法

分析に当たってはまず、SPIDER_PROのメタデータの中から、NHKに加えて在京キー局の夜間帯ニュースについて、2012年から2016年まで過去5年分、3月のものに絞って抜き出すことから始めた。それぞれ、「ニュースウオッチ9」「NEWS ZERO」「NEWS23」「報道ステーション」「ニュース JAPAN（現：あしたのニュース）」「ワールドビジネスサテライト（現：WBS）」である。これらのニュースからさらに、それぞれのメタデータを「復興」「震災」「原発」でキーワード抽出し、それらを分析対象とした。各ニュースにおけるデータの総数は【表1】のとおりである。単純にコーナー検索でヒットした件数をカウントしただけのものであるが、「原発」問題に関してのみ、報道ステーションが精力的に取り上げているものの、全体としてみればニュースウオッチ9、NEWS ZERO、NEWS23の3番組が震災関連のニュースを多く取り上げているのがわかる。

3-1. 共起ネットワーク分析

こうして抽出したデータを、今度はテキストマイニング・ソフトであるKH Coderにかけて解析を行った。とりあえずは6番組各3項目のデータごと、18のコーディングシートを作成し、個別に共起ネットワーク分析をかけてみた。

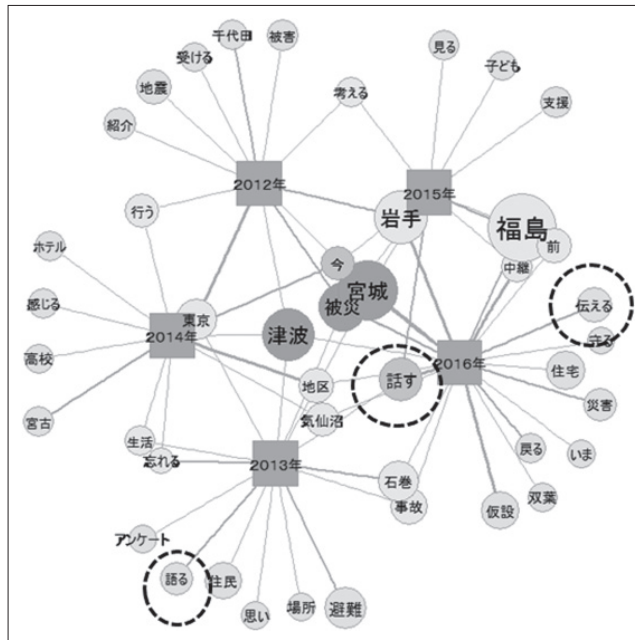
共起ネットワーク分析とは、分析対象テキストにおける出現パターンの似通った語（共起関係の強い語）を、図として可視化できるものである（樋口 2014：155 - 156）。すなわち、対象テキストにおいて共起の程度が強い語であるほど、強い線で結ばれた図として反映される。したがって作成した各コーディングシートをこの分析にかければ、それぞれのニュースが「震災」「復興」「原発」というそれぞれのテーマを、5年に渡ってどのような表現で構築してきたのか、その特徴と傾向がわかるはずだ。

結論からいうと、全てのキーワードに共通するような象徴的な事例は見つからなかった。しかし一方、いくつかのニュースにおいて「話す」「語る」「伝える」という言葉の表記関係に、特徴的な傾向がみられた。すべての共起ネットワーク図を例示するわけにもいかないの、とりあえずここでは各ニュースにおける該当コーナー件数をカウントしたものを載せておく（【表2】）。これを見ても、ニュースウオッチ9、NEWS ZERO、NEWS23に、しかも「震災」の項目に件数が集中しているのがわかるだろう。報道ステーションの「震災」「原発」に関しては「話す」という語が比較的多く使用されているものの、「語る」と「伝える」に関しては前の3つのニュースに比べて比率が圧倒的に少ない。したがって以下では、以上3つのニュースを対象に、「震災」カテゴリにおける共起関係について、図を用いながら検討していこう。⁽²⁾

表2 各番組・各キーワードにおける「話す」「語る」「伝える」の総数

		話す	語る	伝える
NW9	復興	45	15	13
	震災	105	50	62
	原発	86	23	34
ZERO	復興	47	18	29
	震災	96	43	71
	原発	43	14	25
NEWS23 クロス	復興	19	37	10
	震災	59	51	35
	原発	49	19	20
JAPAN	復興	30	14	5
	震災	48	18	14
	原発	10	2	1
報ステ	復興	21	11	1
	震災	85	30	9
	原発	65	11	12
WBS	復興	16	6	9
	震災	31	12	32
	原発	19	4	9

図2 ニュースウオッチ9の共起関係図



【図2 - 4】がそれぞれの結果である。まず、「話す」に関して、ニュースウオッチ9では2013～16年まで、線の強弱はあるものの継続的に共起が結ばれているのがわかる。特に、2015、16年のラインは太く結ばれている。そしてNEWS ZEROでは2013、14年に、NEWS23では2013、15年に強い共起がみられる。次に「語る」であるが、ニュースウオッチ9では2015～16年に、NEWS

図3 NEWS ZERO の共起関係図

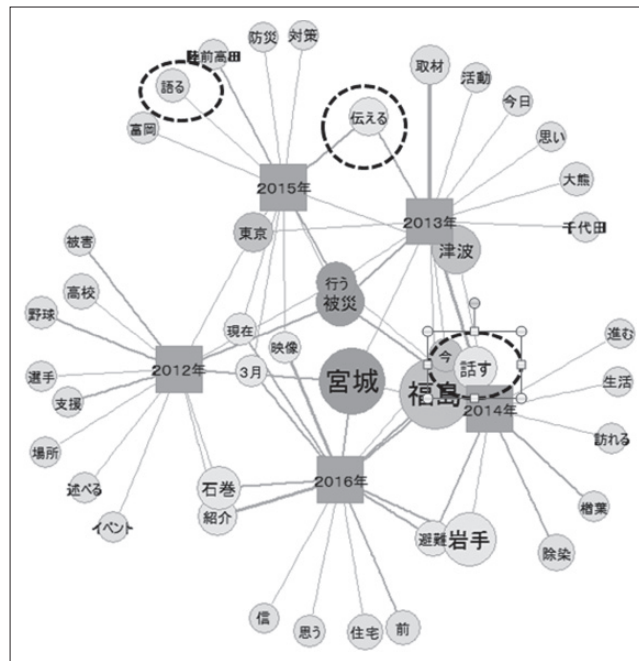
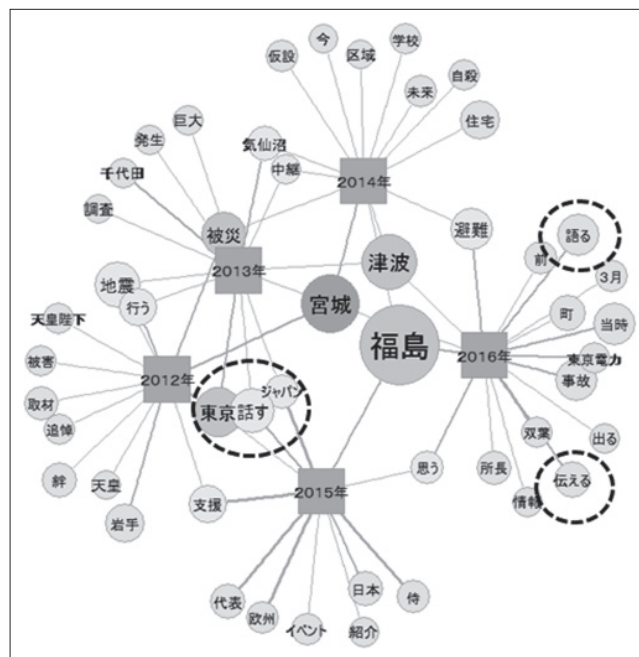


図4 NEWS23 の共起関係図



ZERO では 2013～14 年に、NEWS23 では 2013 年と 15 年に強い共起がみられるのがわかる。最後に「伝える」を見てみると、ニュースウオッチ 9 と NEWS23 は 2016 年に共起が顕著であり、NEWS ZERO では 2015 年に多く使われている。

つまり、3つのニュースにおける全体の傾向としては、「話す」という語は比較的早い段階から継続的に使用されており、「語る」という語は各番組によって分散的、「伝える」という語は 2015

年以降、特徴的に使われている語句として考えることができるだろう。

3-2. コード出現率とバブルプロット

では、「話す」「語る」「伝える」という言葉、あるいはそれらに意味的に関連しうる言葉は、それぞれのニュース内で一体どのような推移で使用されているのだろうか。

KH Coder には、任意であるコードを設定し、テキスト全体のなかで、そのコードに付与された語句がどのようなボリュームで使用されているのか分析する機能がある。言葉単体というよりも、もう少し大きな「概念・コンセプト・事柄」といったものが、全体の中でどのように推移しているのかを見るのにこの分析は適している（樋口 2014:44）。

ここでは、KH Coder に付随する抽出語検索機能を使用し、「話す」「語る」「伝える」、各語句に関連する言葉がそれぞれの番組中にどのような形で現れているかを調べた。そのうえで、こうした言葉を複数ピックアップして「概念」としてまとめた、以下のようなシートを作成した。これを外部変数として、先のコーディングシートにかけ合わせてやるわけである。

* 話す

話す、話、話題、秘話、話し合い、話し合う、実話、話しかける

* 語る

語る、語らい、語り合う、語りかける、物語る

* 伝える

伝える、伝わる、伝う、伝承、語り継ぐ

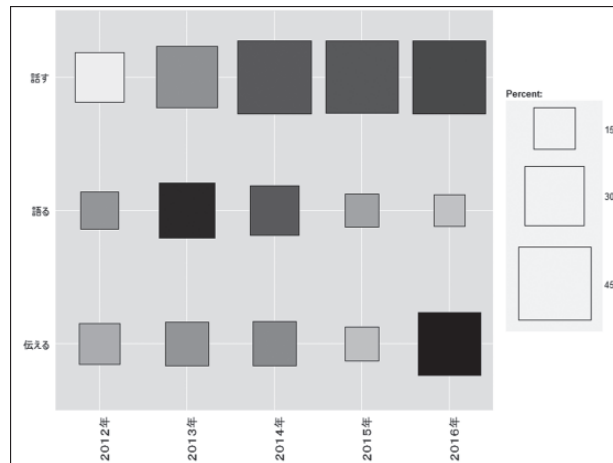
なお、動詞の活用に関しては KH Coder は自動で判別してくれる。また「語り継ぐ」という言葉は、本来は「語る」カテゴリーに出現した検索語句であったが、語意を考慮して「伝える」のカテゴリーに組み入れてある。

分析結果は、【図5-6】のようなバブルプロットとして現れる（それぞれの図に付された表は、バブルプロットを形成するもととなる実数での分析結果である）。バブルプロットはコードの出現率が大きいほど、つまり縦軸の関係で割合が大きいほど正方形が大きくなり、他の部分に比べて残差が大きいほど、つまり横の関係で特徴的であるほど色が濃く表示されるようになっている。各ニュースの特徴をみておこう。

◎ ニュースウオッチ9

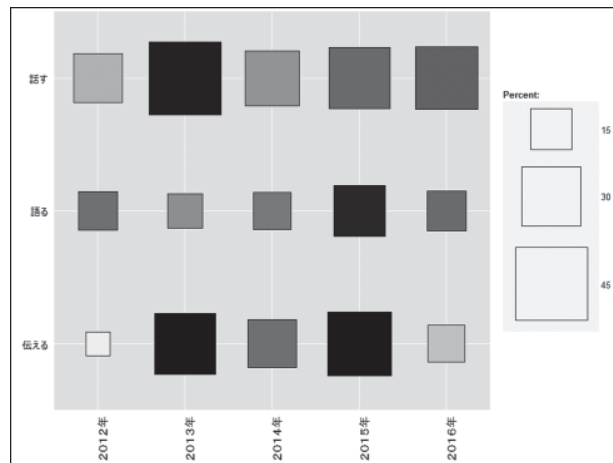
ニュースウオッチ9は例年、全体としてはほぼ似たような大きさの正方形がそろっている。それぞれのカテゴリーがバランスよく配置されているといえるだろう。つまり、言葉の使用頻度に関しては、毎年それほどの開きはないと考えて良い。一方、横軸については「話す」カテゴリーは2014年以降に使用頻度が上がっている。「語る」は2013年、「伝える」については、2016年に集中的に使用されている。

図5 ニュースウオッチ9のコード出現率とバブルプロット



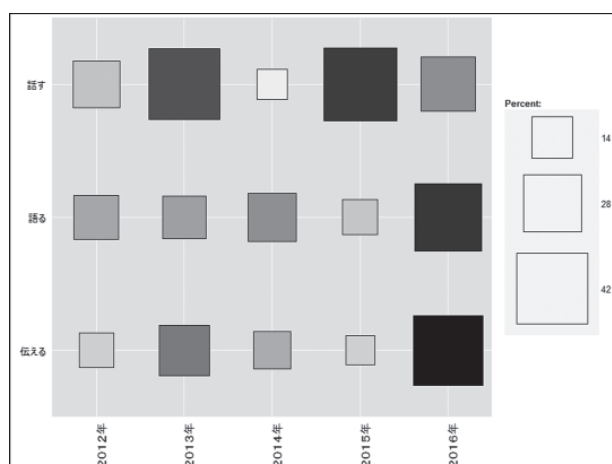
	*話す	*語る	*伝える	ケース数
2012年	12 (21.05%)	7 (12.28%)	8 (14.04%)	57
2013年	16 (32.65%)	13 (26.53%)	8 (16.33%)	49
2014年	11 (45.83%)	5 (20.83%)	4 (16.67%)	24
2015年	14 (45.16%)	3 (9.68%)	3 (9.68%)	31
2016年	27 (45.76%)	5 (8.47%)	20 (33.90%)	59
合計	80 (36.36%)	33 (15.00%)	43 (19.55%)	220
カイ2乗値	10.285*	8.74	11.199*	

図5 NEWS ZEROのコード出現率とバブルプロット



	*話す	*語る	*伝える	ケース数
2012年	8 (20.51%)	5 (12.82%)	2 (5.13%)	39
2013年	27 (45.76%)	6 (10.17%)	19 (32.20%)	59
2014年	13 (26.00%)	6 (12.00%)	10 (20.00%)	50
2015年	13 (32.50%)	9 (22.50%)	14 (35.00%)	40
2016年	20 (33.90%)	8 (13.56%)	7 (11.86%)	59
合計	81 (32.79%)	34 (13.77%)	52 (21.05%)	247
カイ2乗値	8.253	3.376	18.076**	

図5 NEWS 23 のコード出現率とバブルプロット



	* 話す	* 語る	* 伝える	ケース数
2012年	11 (18.33%)	10 (16.67%)	6 (10.00%)	60
2013年	8 (42.11%)	3 (15.79%)	4 (21.05%)	19
2014年	2 (7.69%)	5 (19.23%)	3 (11.54%)	26
2015年	13 (44.83%)	3 (10.34%)	2 (6.90%)	29
2016年	8 (25.00%)	12 (37.50%)	13 (40.63%)	32
合計	42 (25.30%)	33 (19.88%)	28 (16.87%)	166
カイ2乗値	14.498**	8.488	17.718**	

◎ NEWS ZERO

NEWS ZERO については、縦軸の関係でいうと「語る」が他に比べて若干比率がすくない（正方形が小さい）。しかし全体としてみれば語句の使用頻度じたいは均等な配分で使用されているといえるだろう。一方、横軸においては「話す」は2013年によく使われ、「語る」が2015年に多く使用されている。そしてそれらに付随するかのよう、2013年と2015年に「伝える」が多く使用されていることがわかる。

◎ NEWS23

NEWS23 に関していえば、縦軸と横軸ともに言葉の使用頻度にばらつきがあることが確認できる。縦軸でみると、2013年と2015年に「話す」関連の語句が多く使用されている傾向があり、横軸に注目すると、「語る」「伝える」は2016年に集中して使用されていることがわかる。

共起ネットワーク分析では、各年に特徴的な言葉をピックアップしただけであったが、このようにコード出現率としてみると、「話す」「語る」「伝える」、それぞれの語句は、割合としていえばほぼ例年均等に使用されているということがわかる。特徴的なのはむしろ、同じ語句の使用における、他の年度と比べたときの残差なのである。

4. 実際のメタデータから～それぞれの言葉の使用例～

4-1. 揺らぐ表記～キャスターのコメント～

では、この差には何か特徴があるのだろうか。それぞれの語句の使用頻度が年々変わっていく背景には、いったいどのような意味があるのだろうか。以下では、メタデータを読み込みながら、「話す」「語る」「伝える」それぞれの語句の使用例についてみていこう。実際のデータに当たってみると、キャスターのコメントを記述しているコーナーでは、例外的に各語句がやや不用意に使用されているような印象をうける。

【case.1】

- ・スタジオトーク▼スタジオで被災地の医療危機についてトーク。(略) アンケートによると、6割を超える人が震災が記憶から薄れているという。大越健介は、「忘れまいと言いつけさせることが大事」と話した。(ニュースウオッチ9 2013/3/4 21:38 63秒)
- ・スタジオトーク▼村尾信尚キャスターは被災地では震災の記憶が風化することを恐れているとコメント。右松健太キャスターは多くのアスリートが被災地支援を続け、風化を防ぐことに繋がっていると語った。(NEWS ZERO 2015/3/12 23:24 36秒)
- ・東日本大震災から2年、膳場貴子は今日の放送は気仙沼市(宮城)から中継で播磨卓士とお伝えすると伝えた。(以下略) (NEWS23 クロス 2013/3/11 23:22 191秒)

これは各番組のスタジオトーク、あるいはオープニングトークのメタデータの抜粋である。コーナーの時間(秒数)はそれほど大きくもなく、具体的な内容はさして無いが、逆にそれだけに、記述における語句の使用基準は曖昧なようだ。⁽³⁾

4-2. 現状を「話す」、理念化された想いを「語る」

「話す」と「語る」と「伝える」、三者の語感は似ているから、スタジオトークなどの短い枠でキャスターの行為を記述するのであれば、実際どの言葉を使用しても違和感はないと思われる。また、比較的多く時間を割いているコーナーでも、「話す」と「語る」は、比較的同じメタデータに併記されていることも多い。ただ、後者に関しては語句の使用に若干の区分があるようにも思われる。まずは具体例をみておこう。「話す」と「語る」の併記は、例えば以下のような記述にみられる。

【case.2】

<ニュース> “町を元気にするために” “100人の笑顔” 撮る高校生▼中心部のほとんどが津波の被害にあった大槌町(岩手)に住む高校生の釜石望鈴さんを取材。釜石さんは震災直後から町の風景や町の知り合いの写真を撮り続けている。▼釜石さんはNPOカタリバが授業料無償で開いている学習塾「大槌臨学舎」の高校生たちが町のためにできることを考えるプロジェクトに参加。カタリバの代表は釜石さんは震災前と比べコミュニケーション能力が発達していると話し

た。▼釜石さんは100人の笑顔というテーマを掲げ、つつみ乳幼児保育園で子どもらの写真などを撮影した。▼町が元気になることを望み写真を撮り続けている釜石さんは「笑顔の輪ができるようにみんなが笑顔になってほしい」と語った。

(NEWS23 クロス 2013/3/11 23:35 631 秒)

このニュースの焦点は震災直後から町の風景や知り合いの写真を撮り続けている高校生・釜石さんの活動である。その釜石さんの言葉には「語る」が使用されている。一方、釜石さんが参加しているNPOの代表の言葉には「話す」が使われている。どうやら、ニュースのテーマの中心となる主体の言葉には「語る」が使用され、それをとりまく第3者の、ニュースのテーマや主体の行動を補足する応答には「話す」が使われているようだ。「語る」という言葉が当該ニュースの主体に使われるという傾向は、複数の被災者たちの言葉に寄り添うように構成されたニュースになると、より強くなる。

【case.3】

<5年そしてこれから>各地で鎮魂の祈り 東日本大震災から5年▼東日本大震災から5年。宮城県南三陸町や石巻市や名取市閑上など各地で、鎮魂の祈りが捧げられた。妻と子どもを亡くした人は「妻には5年長く生きてますよと子どもには今年成人なのでプレゼント何がいい?って(風船に)メッセージを書きました」と語った。閑上中を卒業した人は「5年たって私たちは20歳になったけど震災のことは忘れずに亡くなった人の分までしっかり前向きに生きていきたい」と語った。女川町では息子を亡くした母が「たてばたつほど思いが深くなってとにかく会いたい。つらいつらい5年だった」と語った。仙台市若林区では慰霊塔を訪れた遺族が「いまだに悲しい、天国で元気にやっていますかっていうのと私たちも元気でやっているのでという報告」と語った。(以下略)

(NEWS23 2016/3/11 23:32 466 秒)

このニュースは震災5年をむかえた東北各地の鎮魂セレモニーを取材しながら、当事者たちのインタビューをつなげていったものであろう。その際、メタデータには一切「話す」は使われていない。当事者たちの現状を伝えるコメントを、カギカッコを用いながら示し、述語には「語る」という語句を連続して使用している。

では、中継現場に直接被災者を招いてインタビューするような場合、あるいはキャスターが現地に赴いて被災者とロング・インタビューをするような場合ではどうだろうか。ここでも、「話す」と「語る」とでは若干ニュアンスが異なる。ニュースウォッチ9から、次の2つのコーナーを挙げておこう。

【case.4】

<ニュース> “決断”と“分断” 震災3年 中継・福島▼福島飯舘村の区長を務めている鳴原良友さんと、長泥地区から生中継で当時の様子などを伝える。鳴原さんは、やはり長泥地区を去っていく人たちがどんどん増えてきて寂しい気持ちはあると話した。長泥地区で先祖代々続く「田植踊り」と呼ばれるお祝いの写真を公民館から拝借して紹介した。地域の人達を泥沼地区に繋ぎ止

める活動として、懇親会を行うことや区報作りでコミュニケーションを取るようにしたり、長泥の現状を伝えることに力を入れていると話す。(ニュースウオッチ9 2014/3/10 21:10 320秒)

【case.5】

<ニュース>東日本大震災3年 前に進むために▼たろう観光ホテルの松本勇毅社長が6階の部屋からインタビューに応じる。3年前の震災の際に今いる部屋に逃げ込んで難を逃れたという経験を持っている。津波の恐ろしさを伝える為の活動を行っている。▼震災遺構として残される「たろう観光ホテル」は訪問者がこれまで6万人が訪れている。松本さんは、ここから見た景色として津波の恐ろしさを見せる映像を流す。ここに来た人にだけしか公開していない。見た人は伝わるものがあつた、学ぶ機会があつてよかつたと語つた。▼たろう観光ホテルの松本勇毅社長は、1番伝えたいこととして、逃げるのができれば助かる人がもっといたのに逃げようとしなかつた人が大勢いた事、恐ろしさが伝わつたかどうかであり目に見えることが重要であると語つた。メッセージを受けて次の対策へとつなげると語つた。

(ニュースウオッチ9 2014/3/11 21:27 201秒)

上記2つの例では、中継インタビューの構成をとった同じ性質のニュースでも、その言葉のニュアンスに若干の違いがあることが確認できるだろう。case.4は飯舘村の区長が長泥地区から人が去っていくことへの寂しさ、続いてそうした人たちをつなぎとめるための努力が報じられている。一方case.5では、よりシリアスな記憶と記録をどのように伝承していくかについて報じることがテーマである。その際、前者が、地区に人をとどめるための努力を、区長自身の私感として述べているのに対し、後者は、震災遺構の運営の意味をどのようなところに位置づけるのか、よりパブリックな問題に言及されている。“訪問者”のやや雑感的な「語り」も、最後の「次の対策へとつなげる」「語り」と呼応してのことであろう。こうした違いの中で、「話す」と「語る」は使い分けられている。

ところで、辞書を引くと「話す」と「語る」には、次のような違いがある。「話す」の意は「談話する」ことであり、「口に出して述べる」こと。そして「語る」の意は「物事を順序だてて話して聞かせる」こと。⁽⁴⁾このことを考慮すれば、これまで検討してきたcase.2からcase.5、それぞれの記述のあり方がより理解できるようなるだろう。つまり、現状での奮闘話や苦労談、あるいはテーマに関連する雑感を述べるさいは「話す」が用いられ、出来事の記憶を人がいったん引き受け、自分のなかで飲み込んで理念化された想いを述べる時、あるいは震災遺構などの対象物を前に、それに対する想いを述べる時、「語る」が使用されているのである。

4-3. 時間経過とともに変わる「伝える」

それでは、「伝える」はどうか。本稿はこれまで、この語義についての定義には触れずにおいた。ところが「伝える」という言葉の語義を調べてみると、「移行のなかだちとなることに重点をおく場合」と「渡しやる方に重点をおいて用いる場合」の、二つのケースがあることに気づく。前者の場合は「言葉を取りつぐ／伝言する／なかだちをする」というような語義となり、後者は「後代まで言い知らせる／語り継ぐ／言い残す」という語義となる。⁽⁵⁾実はメタデータをよく読み込んで

みると、東日本大震災以降、年を追うごとに、「伝える」という言葉のニュアンスに、ある意味変化が生じていることに気づく。

【case.6】

＜“被災地の今” 伝える大学生＞“被災地の今” 伝える大学生 ▼環境省が（略）整備を計画している「東北トレイル」のモニターとしておよそ700kmを歩く早大生の後藤さんに（略）取材を行った。後藤さんは環境省のHPで地元の人との交流、現地の食べ物等をブログで発信している。（略 - 後藤さんは）津波被害が残る歌津大橋や伊里復興商店街を取材。「歩いていくなかで東北の人たちの励ましのメッセージが原動力になっている。」と後藤さんは話した。 ▼志津川・袖浜漁港で後藤さんはわかめをとる漁師を見かけると話しかけた。「まだ震災前の状況に戻るのには難しい」という声も聞こえ、「2年たっても場所によって復興の進行に開きがある」と後藤さんが語った。（以下略）
（NEWS ZERO 2013/3/5 23:14 439秒）

【case.7】

＜震災 あの日から5年＞命を守るために語り継ぐ ▼岩手県宮古市田老地区より中継。津波で大きな被害を受けた、たろう観光ホテルはそのまま残されている。災害から命を守るために何ができるのか、震災の教訓を後世に伝えるため何をすべきか考える。ゲストの伊勢谷友介は災害との向き合い方が大きな試練となって与えられていると話した。
（ニュースウオッチ9 2016/3/11 21:04 166秒）

＜震災 あの日から5年＞命を守るために 遺構で知る“あの日” ▼災害の記憶を後世に伝えるために震災遺構として一般に公開される「たろう観光ホテル」を伊勢谷友介が訪れた。田老地区で震災の教訓を伝える活動をしている元田久美子さんは4月からホテルでもガイドとして活動する。たろう観光ホテルの経営者がホテルの6階から津波を撮影していた。そとのとき撮影した映像は田老を訪れないと見ることはできない。（ニュースウオッチ9 2016/3/11 21:14 331秒）

case.6は2013年のデータ、case.7は2016年のデータである。前者には「伝える」という語句はあるものの、それはタイトルのみで本文には一切出てこない。また内容を確認すると、後藤さんという大学生が被災地を訪れ、現状を“伝えて”いるというものになっている。したがってここでの「伝える」の語義は、当の出来事を人から人へ「なかだちをする」という意味として理解できるだろう。つまりこの段階、2013年の段階では、復興への道筋はまだ中途であり、このニュースはその現状を「伝え」ようとしているのだ。

一方、case.7では冒頭でいきなり「語り継ぐ」という語句が登場する。またその内容も遺構やガイドを通じて、震災の「記憶」や「教訓」を「後世に伝える」ためとなっている。つまり、ここでの「伝える」の語義は「後代まで言い知らせる」方のニュアンスが強くなっている。これは、なにもcase.6とcase.7の単純な比較では収まらない。case.7のニュースは岩手県宮古市田老地区が舞台だが、ニュースウオッチ9はこの“たろう観光ホテル”を、実は過去にも取り上げている。それがcase.5である。

いま一度、case.5を確認しておこう。case.5では、ホテルの社長がインタビューに応じるという構成をとる。取材を受けているのは、震災当時、社長自らが逃げて助かったホテルの6階であり、ホテルを震災遺構にした理由を、「津波の恐ろしさを伝えるため」と語る。そしてその「伝える」相手は、ホテルを見学しにきた「訪問者」たちであり、現場で映像を見せることで、「目に見えるかたちで恐ろしさを伝えることが「重要」だと述べる。つまり、当事者と訪問者が空間を共にし、生々しい震災の出来事を現場で分かち合うことに重点がおかれているのだ。

しかしcase.7は違う。結論からいえば、震災はすでに過去のものとなっている。過去にあった出来事を「記憶」に残し、「教訓」として「後世に伝える」ため、それを考えるためにニュースが構成されている。芸能人という第三者を配し、感想を述べさせ、(当事者ではない我々の)「試練」として、震災遺構をどう捉えるかということに主題がおかれている。そこでは、当事者性は一般化へとむかう一方、震災の生々しさ、目に見える形での「恐ろしさ」を現場で共有することの重要性は薄れてしまっている。

こうした事例の中に、先のテキストマイニングで得られた知見を重ね合わせることはできないだろうか。つまり、東日本大震災という出来事と、それを体験した我々自身が抱く生々しさは、年々風化してしまっている。それが、メタデータの表記にも現れる。もちろん、それぞれのニュースにおいて使用される語句の傾向に違いはある。「話す」という語句は使用法も広範囲にわたるので、当然その使用傾向は各ニュースをみるとばらつきもみられる。しかし、「語る」「伝える」という表記が、全体的に2015年、2016年に集中していたことを思い起こそう。震災の記憶を抽象化して振り返る意味で「語り」、それを後世に「語り継ぐ」ために「伝える」。こうした語句が年を重ねれば重ねるほど多く使用されるのは、震災の経験をとらえる報道のあり方、そして我々自身の感覚が変化してきたからなのではないだろうか。「話す」から「語る」へ。そして「語る」から「伝える」へ。ちょっとした語句の、単なる言い回しの違いではあるが、それらの言葉の使用量と使い方を順に追っていくと、同じ震災の報道においても、その内容の変化、アプローチの仕方に変化が読み取れるのである。

5. おわりにー課題と展望

以上、本稿では2012年から16年の夜間帯ニュースにおける、東日本大震災関連の報道を3月分のみ抜き出し、とりあえずそのすべてのメタデータを対象としつつ、徐々に焦点を絞って分析を行ってきた。まずは、それぞれのニュースで各年における特徴的な語句を抽出した。ここでは、各ニュースによって違いはあるものの、ある年との関連の中で、「話す」「語る」「伝える」という3つの語句に対する強い共起関係がみられた。次に、コード出現率を分析することによって、上記3つの語句がどのような経緯で使用されているかを調べた。結果、それぞれ上記3つの語句を使用していない年はないものの、ある年によって語句の使用に特徴的な年があることが確認された。その上で、実際のメタデータに当たったところ、微妙な差異ではあるが、それぞれの言葉の使用法に違いがあることが確認された。これらの分析をもとに、ここでは最後に、今後の考察への課題と展望を示しておきたいと思う。

第一に、本稿の分析対象がメタデータであったことは考慮に入れておくべきだろう。メタデータは、あくまで番組内容の要約であって番組そのものではない。三浦伸也も指摘しているように、こ

うしたメタデータを使用した分析では、「特定の言葉がいつから使われるようになったのか、もしくは使われなくなったのかなどは把握できるが、専門家や解説者の言い回しややりとり、報道の『蛇行』や『ブレ』は分析できない」（三浦 2012：108）。

本稿が取り上げたテーマは、この三浦の指摘を甘受せざるをえない。「話す」「語る」「伝える」という語句は、まさに三浦のいう「言い回しややりとり」に関連する部分であるからである。また、加えてメタデータを作成するコーダー（記録者）の恣意性にも考慮しなくてはならないだろう。メタデータを作成する際、地名や団体・企業名などの用語の統一基準はあっても、映像に写る人々の動作や態度、口調にまで細やかな基準が定められているかは不明である。⁽⁶⁾ましてや、流れてくる映像を常に注視しながら、述語に関する部分にまで配慮して記述を統一させるには、コーダーの熟練も必要となるだろう。このような事情をふまえると、本稿が行ったメタデータの記述分析は、確定的な論拠はなく、“仮説を構築していくための試論”として措定せざるをえない。

しかし、だからこそ第二に、こうしたメタデータの分析は、実際に映像を分析する前段階において、その対象選択を広範囲かつ長期的なスパンの中で成立させてくれる可能性もある。これまでのテレビ・コンテンツにおける言説分析というものは、分析対象の代表性に関していえば、研究者個人の手腕に委ねられることが多かったように思う。それは録画機器のキャパシティーの限界や、ある対象にむけてそのすべてを網羅的・系統的に把握するのは、個人の、研究者一人の力では、その作業量が膨大すぎたからであろう。

しかし、メタデータを用いた分析はそれが比較的容易である。今回の分析も、過去五年分のメタデータの集積・整理から始まり、3月のデータのみ限定したうえで、各夜間帯ニュースで使用される語句の相違点を抽出、そこから「話す」「語る」「伝える」という、それぞれの語句が使用される際の傾向について考察してきた。こうした手順を踏めば、分析対象となる映像の選択基準も、明示的に、かつ客観的に模索することができるだろう。

したがって第三に、次の展望として、こうした考察にもとづいた実際の映像分析も行っていく必要がある。膨大なデータを一定の手順にそって絞っていき、最終的に実際のメタデータに当たってみると、そこには映像に写る人々の“語り”の位相が、わずかながらにも見えてきたように思える。「話す」とことと「語る」とこととの違い、それから「伝える」という語句における時系列的な意味の変化。また、分析を進めていく中で「震災遺構」という具体的なトピックも見えてきた。こうしたキーワードを手掛かりとして、今度は実際の映像を分析したうえで、本稿の考察にフィードバックすることも可能であるだろう。従って筆者の次の目論見としては、今回の考察を元にした映像の詳細な分析ということになるが、それについては今後の課題として、稿を改めて検討したいと思う。

注

- (1) 筆者が確認したものとして、初期報道における研究として遠藤（2012）、伊藤（2012）など、比較的ながいスパンでの研究は三浦（2012）、松山（2012）をあげておく。また、震災後3年の節目において、テレビ・アーカイブのメタデータを使用しつつ、総体的な分析を行った研究としては、原（2015）、西田（2015）がある。
- (2) とりあげる共起ネットワークの代表性について。本稿でとりあげた3番組について、NEWS ZEROに

については「復興」「原発」にも同じく「話す」「語る」「伝える」という語の共起関係が認められた。ただし、後に実際のメタデータに当たってみたところ、「震災」ですでにとりあげられているものと重複している場合も多く、今回は「震災」一本に絞った。また、報道ステーションにおいては「震災」における分析に「話す」が共起関係として現れてはいたものの、「語る」「伝える」に関してはネットワーク図にすら現れてこなかったため、今回の分析対象からは外してある。

- (3) 語句使用の判断基準について。今回の分析は、5年分のメタデータの中から、「話す」「語る」「伝える」それぞれの語句が一回でも入っているものはすべて抜き出し、ひとつずつ読み込みながら、代表的なものを抽出している。ただし分析作業をするなかで、筆者一人の解釈だけでは、正直判断に迷うようなケースも多かった。今後このような研究をすすめていくのであれば、方法論としては複数人のコーダーによる判別を行うべきかもしれない。
- (4) 小学館 日本国語大辞典を参照。
- (5) 同辞典を参照。
- (6) 筆者は参加できなかったが、震災映像アーカイブ研究会では、SPIDER_PROを提供しているPTP社長、有吉昌康氏にリスニングを行っている。取材者の報告によれば、PTP社の場合、メタデータの入力規則・マニュアルは自社で作成しており、固有名詞のチェックなどはコンピューターも用いて行っているとのことである。データを作成するさい重要なのは、固有名詞の記述を統一することあり、また、キャスターやコメンテーターの意見なども、詳細に記述するよう心掛けているらしい。そのさい、データ記入に関しては極力記入者の解釈は入れないようにしているということである。それ以上の報告は受けていないが、「極力解釈は入れない」ということであれば、今回本稿が取り上げた対象のように、データを書きしていく作業の中では、述語使用に関して記録者もそれなりの配慮をしているのかもしれない。

参考文献：

- ・遠藤薫（2012）『メディアは大震災・原発事故をどう語ったか：報道・ネット・ドキュメンタリーを検証する』東京電機大学出版
- ・原由美子（2015）「震災後3年間 テレビ番組で何が伝えられてきたのか——ドキュメンタリー番組に描かれた被災者・被災地」『NHK 放送文化研究所年報2015』pp7-47
- ・樋口耕一（2014）『社会調査のための計量テキスト分析 内容分析の継承と発展を目指して』ナカニシヤ出版
- ・伊藤守（2012）『ドキュメント テレビは原発事故をどう伝えたのか』、平凡社
- ・小林直毅（2015）「解題：震災、原発事故とメディア」『サステナビリティ研究 Vol.5』、法政大学サステナビリティ研究所、pp67-70
- ・松山秀明（2013）「テレビが描いた震災地図——震災報道の「過密」と「過疎」、丹羽美之・藤田真文編『メディアが震えた The Media Quaked：テレビ・ラジオと東日本大震災』、東京大学出版、pp73-117
- ・三浦伸也（2012）「311情報学の試み——ニュース報道のデータ分析から」、高野明彦 吉見俊哉 三浦伸也『311情報学 メディアは何をどう伝えたか』岩波書店、pp33-114
- ・西田善行（2015）「テレビが記録した「震災」「原発」の3年——メタデータ分析を中心に」、『サステナビリティ研究 Vol.5』、法政大学サステナビリティ研究所、pp125-143
- ・山田健太（2016）「震災・原発報道における情報の空白と偏在」『GALAC 2016年6月号』放送批評懇談会 pp22-25

放送アーカイブ研究におけるメタデータ活用の試み —震災報道アーカイブ研究から—⁽¹⁾

西田 善行*

1. 本稿の目的

かつてテレビは「流しっぱなし」のメディアであり、視聴者は映像として保存する術を持たなかった。家庭用ビデオデッキの普及が進んだ1980年代以降も、テレビ番組、とりわけ再放送やDVDなどによる販売の機会のないニュースやワイドショー、ドキュメンタリーは、視聴者あるいは研究者が選択的に記録した番組を除けば、再び見られる機会はほとんどなかった。そのため、データベースが充実し、記事へのアクセスも容易で長期的な分析が可能となっている新聞に比べ、研究者がテレビでの放送・報道内容の長期的なスパンでの分析、検証は、非常に困難なものであった。

周知の通り、テレビの視聴環境はここ数年で変化している。ビデオ・オン・デマンドのサービスの拡充や、全録機など大容量録画機の増加など、タイムシフト視聴が一層容易なものとなりつつある。国立国会図書館による放送アーカイブ構想も含め、テレビ番組のアーカイブ化は一つの潮流といえる(西田, 2016)。一方でリスクや情報の管理やの立場から自らの情報を収集する企業などに対して、テレビ番組の放送内容についてその情報を提供する企業も存在する。こうした状況は、テレビ番組を研究利用する場合においても重要である。特定のテーマに関する放送内容が、キーワードを利用して探し出すことが可能となったため、これまでであれば見逃されていたような番組での言及についても確認することが可能となった。こうした特性を研究に活かせば、あるテーマに関する報道量の変化やその特性などを分析できる。実際番組データ提供サービスや、文字放送データを利用した研究はすでに行われてきている。とりわけ、2011年の東日本大震災と福島第一原発の事故については、発災当初の放送内容の分析に関してこうしたテキストデータを用いた分析が少なからず見られた(遠藤, 2012 松山, 2013 三浦, 2012 原, 2015 加藤, 2015 稲増・柴内, 2015)⁽²⁾。筆者もまた、およそ5年間に渡り東日本大震災と原発事故に関連するテレビ報道のアーカイブ化と、それを利用した分析を行ってきた(西田, 2015)。これらの研究は、かつて行うことの出来なかった新たなテレビ研究の可能性をもたらしている。それは「テレビは何を伝えているのか」について、メタデータがもたらす膨大な情報から、その全体像を捉えることを可能にしているように見えるからである。

資料としてこうしたデータを取り扱うことについて、問題提起者も含め多くの研究者がその限界について指摘はしているものの、メタデータの性質や特徴について、十分に検討されてきたとはいえない(石田・岩谷, 2012)。企業による番組データの提供サービスは、顧客に対して迅速なデータ提供を行うため、その記述が概略的であり、記述内容等に厳密性を欠く部分があることは否定できない。そのため、データの性質を見極めることなく研究調査に利用することは、調査結果の信頼性

*にしだ よしゆき 法政大学社会学部 兼任講師

を損なうことになりかねない。そもそも従来からテレビ番組の内容分析の困難として指摘されていた通り、文字情報が中心の新聞以上に、テレビ番組は映像や音声、図像、テロップ、音楽など、マルチモダルな記号によって成り立っているのであり、データ記述には何らかの恣意的な選択と言語化が伴うこととなる。

そのため、本稿では、こうした企業が提供する放送番組データを用いて研究すること、そして研究のためのアーカイブを構築することが、どのような意義を持ち、どのような課題があるのか、その方途について議論していきたい。

その議論のたたき台として、まず企業が提供する放送番組データについて、言語計量分析や実際の映像との比較、あるいはサービス提供企業へのヒヤリングなどをもとに、データの特徴を示していく。そして震災報道の研究利用の際、こうしたデータは何を分析でき、何を分析できないのか提示する。

2. メタデータとは何か

議論を始める前にテレビの番組内容の確認の際に用いられている「メタデータ」とはそもそもどういったものなのか整理しておきたい。一般的な定義・理解としては、メタデータとは「データに関するデータ」あるいは「データに関する構造化されたデータ」である（堀池・吉田, 2003 谷口・緑川, 2016）。谷口祥一と緑川信之は人間の学術や芸術、日常記録などの知的活動によって生産された、紙メディアや電子メディア、通信メディアなど何らかのメディア上に体现したものを知識資源と定義し、知識資源自体が組織化された一種のデータと呼びうるものであり、そのデータを組織化したものがメタデータであるとしている（谷口・緑川, 2016）。

メタデータは管理や保存を目的としたもの、記述を目的としたものなど、それを付与する目的によって記述される内容が異なっている（堀池・吉田, 2003）。例えば放送番組にメタデータを付与する場合、放送日時や放送番組のタイトルといった基本的な情報だけでなく、それを保存した媒体の名前やその番号、あるいは所在場所を記載するのは、管理や保存・保管を目的としたデータ項目といえる。一方で放送局がメタデータを付与する場合は、その後の二次利用なども考えて使用した音楽の著作権者や映し出された人の連絡先などが必要となるだろう。つまりメタデータの作成、すなわちデータの組織化・体系化は、それをアーカイブ化する主体の目的・意図によって異なった構造となるということであり、そこから得られる情報・知も異なったものとなるのである。

どのような目的で記載するのであれ、メタデータはデータそのものではなく、データにまつわる二次的な記述物であり、記述には記載者の意図が介在する。そのため、メタデータを何らかの理由でその分析対象とする場合、たとえ新聞データベースのような文字情報を記録したものであっても、厳密な意味ではデータそのものを分析したことにはならない。その意味でメタデータはデータそのものとは異なる自律性を有しているといえる。

そのため、もし本来の分析の対象である知的資源の代わりに、そのメタデータを分析することでその知的資源の一定の傾向を示そうとするのなら、分析対象となるメタデータがどのような意図をもって、どのように作成されたのか、検証を行う必要があるのではないだろうか。

3. 番組メタデータに関する調査・分析

(1) 番組メタデータ提供サービス企業へのヒヤリングから

先述の通り、2011年の東日本大震災及び福島第一原発事故に関するテレビ報道の一定の傾向を知るために、複数の研究で用いられていたのが、民間企業提供のテレビ番組の報道内容に関するデータであった。これらの企業は、日常的にテレビ番組をモニタリングし、その内容に関するメタデータを集積して企業や官公庁にその情報を提供するサービスや、こうしたデータを用いて番組内容を検索して視聴する全録機の販売などを行っている⁽³⁾。

ここではまず、番組メタデータ提供サービス企業へのヒヤリングの結果から、メタデータがどのような意図のもとで作成されているのかを示しておこう。ヒヤリングを行ったのは、株式会社PTP代表取締役社長、有吉昌康氏である⁽⁴⁾。社のホームページによると、2000年に創立したPTPは「ハードディスクレコーダー SPIDER と、SPIDER 上で検索やソーシャルサービスなどを実現するためのクラウド・サービスを開発、販売する。ハードウェアの設計からソフトウェアの開発、クラウドサービスの開発・運用まで一気通貫で全て自社で行う。2007年よりスタートした法人事業では、SPIDER PRO とプロフェッショナル用サービスを提供し、一般企業の広報部、宣伝部だけでなく、中央官庁、地方自治体、放送局、広告代理店など幅広い業界で利用されており、利用企業は約500社・団体にのぼる。(2014年11月時点)」(PTP, 2014)。有吉氏によると、ヒヤリングを行った2016年5月時点で利用企業は約600社・団体となっている。

ヒヤリングではまずPTPでのメタデータの入力体制について尋ねた。有吉氏によれば、当初はエム・データ社の提供するメタデータを使用していたが、それでは顧客からの依頼、例えば企業情報に関する固有名詞の修正などの対応をしきれないため、自社による独自の体制を整えることになった。現在メタデータの輸入は、自社で作成したマニュアルをもとに、一定のトレーニングを積んだアルバイトが行っている。作業は4社の協力企業と自社の計5社、およそ70名で8時間シフトによって行われている。作業分担はまずCMと番組で2つに別れ、さらに1つの番組内のコーナーについて出演者、関連ワード、内容といった形で複数名により分担して書き加えつつ、最後に自社でクオリティ・チェックを行うという形で行われている。

次にメタデータの入力規則について尋ねた。SPIDER PROでは放送局がEPG(電子番組表)で提供する番組情報と、自社で独自に作成した「CM」「コーナー」というデータ項目から、番組やCMを検索しての視聴や、そのデータを取得が可能となっている。ただしこのコーナーのデータは、番組によってその記述量に偏りが見られる。例えば報道番組ではコーナーを分けて詳細な記述がなされているのに対し、ドラマやスポーツ中継では出演者情報など概要的な記述にとどまっている(図1)。またNHK教育テレビについては一部のニュース(手話ニュースなど)を除いてコーナー記述は行われていない。こうした違いがどのような意図から生まれているのか尋ねた。有吉氏によれば、SPIDER PROは法人向けサービスであり、一般企業や官庁の広報や報道対応を行っている部署が顧客の中心で、自社情報がニュースや情報番組でどのように取り扱われているのか、その確認・対応のために使われている。例えば大阪市の橋下徹前市長や東京都の猪瀬直樹元知事などは、自らの発言がどのように取り扱われているのか、チェックして対応を決めていた。こうしたニーズの問題から、顧客に関する最新の情報が出るニュース・情報番組は詳細に輸入し、ドラマやスポーツ中継などについては基本的にはコーナー記述を省略しているとのことである。

図1 SPIDER PRO ジャナルによるメタデータの比較例

<p>【ニュースのコーナーメタデータ例】 [放送局名] NHK 総合1・東京 [番組開始日時] 2016/3/11 12:00 [番組終了日時] 2016/3/11 12:20 [番組名] ニュース [字] [コーナー開始日時] 2016/3/11 12:08 [コーナー長さ (秒)] 155 [内容] <全国のニュース>今後5年間の復興基本方針 閣議決定▼政府は今日の閣議で震災発生から10年間で合わせて32兆円程度の復興予算を確保して、被災地の自立に繋がり地方創生のモデルとなるような復興を実現するなどとし、復興・創生期間と名付けた今後5年間の基本方針を決定した。方針には、東京五輪・パラリンピックなどを復興五輪とし、被災地で聖火リレーなどを行い世界に発信することなどが盛り込まれている。関連ワード：【イベント】東京パラリンピック、【イベント】東京五輪、【施設】福島第一原発（福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22）、【企業】東京電力、【用語】聖火リレー、【用語】復興・創生期間、【用語】東日本大震災、【用語】復興予算 カテゴリ：ニュース [出演者] 【レギュラー出演】高瀬耕造（日本放送協会）、【その他】山本剛史（日本放送協会）</p>
<p>【ドラマのコーナーメタデータ例】 [放送局名] テレビ朝日 [番組開始日時] 2016/3/7 14:59 [番組終了日時] 2016/3/7 15:55 [番組名] 科捜研の女11 #14 [字] [再] [コーナー開始日時] 2016/3/7 15:22 [コーナー長さ (秒)] 335 [内容] <本編3>事件現場に残されていた作業台にあった和菓子とゴミに捨ててあった和菓子の成分を調査した…▼黒い樹海の番組宣伝。 関連ワード：【番組宣伝】黒い樹海 カテゴリ：ドラマ [出演者] 【レギュラー出演】沢口靖子、風間トオル、斉藤暁、長田成哉、栗塚旭、奥田恵梨華、岡田義徳、内藤剛志</p>

またニュースや情報番組などのコーナー区分の基準について尋ねると、まずVTRとスタジオコメントが大きな区分としてあり、連続的な報道内容についても、テロップの変化によってコーナーを区切ることもしていると答えた。ただしどこからどこまでが同一のニュースかの区分も無視しているわけではなく、タイトルテロップなどを記載することで、そのつながりがわかるようにしている。VTRとスタジオコメントを区別するのは、クライアントはVTRだけでなくスタジオでのキャスターやコメンテーターの意見も気にしており、クライアントの中にはスタジオコメントのみを確認したいという要望もあるということだった。またSPIDER PROのメタデータにはコーナー記述の際に取り上げられた地域や企業、商品、用語などの「関連ワード」が記載されているが、これはテロップやフリップ、音声などから明らかになる固有名詞は極力入力する方針によるものである。商品名や企業名の映り込みについては、スポーツ中継での商品や企業ロゴの表示なども含め、広告会社などからの依頼はあるが、ニーズは多くないため行っていない。一方で内容部の記載に際して極力記入者の解釈を排除しており、コメンテーターの感情などは基本的には記入しないことにしている。

こうした入力に関する規則は、クライアントの要望による微調整を除けばこれまで大きく変化しておらず、今後の放送番組の形式が大きく変わるなどがない限り基本的には変化しないと述べていた。

以上のヒヤリングから明らかなのは、SPIDER PROが提供するメタデータが、企業・団体の日

常の報道対応とリスク管理に資する情報の提供を主な目的として作成されているということである。その結果、顧客に関わる情報が示される可能性の高いニュースや、情報番組が詳細に書かれる一方で、ドラマやスポーツ中継、教育番組などの記述が省略されている。またコーナーの区分についても、必要な情報に手早くアクセスするため、VTRとスタジオコメントを分けるなど、利用者の利便性に配慮した区切りとなっている。PTPに限らず、多くの番組メタデータ提供サービス企業も、作成するメタデータの企業による違いはあっても、視聴者一般のニーズというより企業・団体の日常の報道対応とリスク管理に資する情報を提供することが、そのサービスの主な目的であることは同様である。

(2) 番組視聴によるメタデータの検討

① 分析対象と分析方法

上記のヒヤリング結果を踏まえ、ここでは実際にメタデータがどのように作られているのか、具体的に番組の放送内容とメタデータを比較し、その特徴について検討を行う。対象とする番組は、NHKの「ニュースウォッチ9」の2016年3月9日放送分(68分、以下「NW9」と、同じく2016年3月9日放送の、テレビ朝日「報道ステーション」(76分、以下「報ステ」)である。この日は福井県にある高浜原子力発電所の3号機と4号機の運転差し止めの仮処分の決定を、天津地方裁判所が出しており、両番組ともこれがトップニュースとなった(NW9は14分12秒、報ステは5分01秒)。また東日本大震災から5年となる2016年3月11日に向けて、この週は両番組とも連日震災や原発事故に関連した特集番組が組まれており、この日もNW9は南相馬の複合災害について(20分57秒)、報ステは大槌町の復興状況について(9分39秒)の特集が放送された。このように多くの時間を「原発」と「震災」関連のニュース、特集に割いたこの日の両番組は、「震災」「原発」関連報道に関するメタデータの検証に際して、格好のサンプルといえよう。

本稿では、当日の2番組の放送内容から、高浜原発3・4号機の運転差し止めのニュースと、東日本大震災に関する両番組の特集、計49分49秒について、その音声内容とテロップ・フリップを書き起こし⁽⁵⁾、メタデータの該当箇所との比較を行った。まずニュース・特集1本においてメタデータが実際どのように区分されているのか、先のヒヤリングを踏まえて検討を行う。次に要約としてまとめられたメタデータの言葉は、音声やテロップの書き起こしとどのような言語的相違点があるのか、「KH Coder」(樋口, 2014)を用いた言語計量分析を行った。ここから各項目の特徴的語句の析出と、頻出語句による対応分析から、その特徴を検討する。最後に映像との比較からメタデータが何を記述し、何を記述していないのか詳細に検討する。

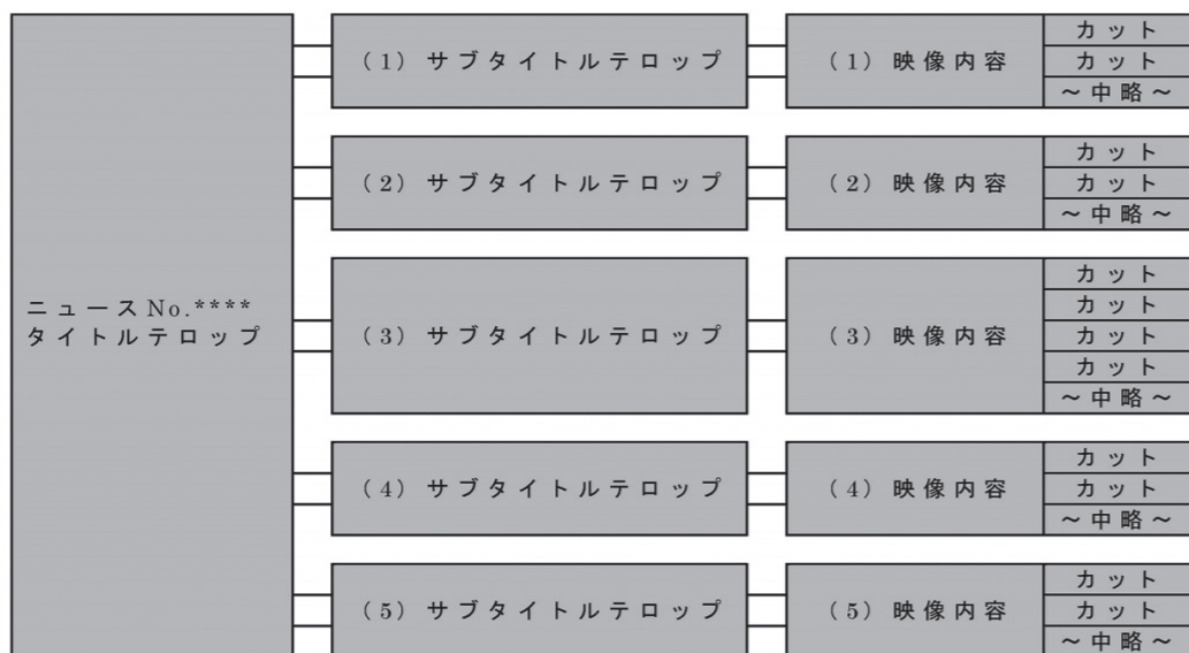
② ニュースの区切りをめぐって

先のヒヤリングでSPIDER PROのメタデータが、ユーザーの利便性を考えて主にVTRとスタジオコメントに区分されていること、VTRの中もテロップの変化などでさらに区分されているとの証言を得た。それを踏まえ分析対象において実際にメタデータがどのように区分したのか検討することにしよう。

ある報道内容に関連する報道量を見る際、そのニュースの本数を数えることは内容分析として一般的といえるだろう。ロンドンオリンピックのニュースの内容分析を行った中正樹らは、NHKと

民放キー局の4社のニュース5番組を対象に、ニュースの本数と時間数からその報道量の調査を行っている(中・日吉・小林, 2015)。中らは、オリンピックスタジオでアナウンサーやキャスターが要約的な説明を始めた際に画面に表示されるテロップをタイトルテロップと呼び、そのニュースをさらに説明する「サブタイトルテロップ」のもと、複数の映像内容が束ねられて1本のニュースを構成するものとして説明している(図2)(中・日吉・小林, 2015)。

図2 ニュース1本の構成



(出典：中・日吉・小林, 2015,155)

この基準で考えると、NW9の3月9日の放送では、「高浜原発3・4号機 運転停止命じる仮処分決定」という1つのニュースが、番組開始冒頭から14分10秒の間放送されたことになる。中身を見ていくと、まず冒頭の1分38秒で「全国初の決定「稼働中の原発ストップ」 どうなる日本の原発」というサブタイトルテロップのもと、高浜原発という稼働中の原発を止めるという、これまでなかった判決が下されたことをトップニュースとして提示している。その後スタジオでアナウンサーの鈴木奈穂子が、「福井県にある高浜原子力発電所3号機と4号機について、大津地方裁判所は、稼働中の原発に対して初めて運転の停止を命じる仮処分の決定を出しました。関西電力は異議を申し立てる方針ですが、今回の決定によってすみやかに原子炉を止めなければならなくなりました」と述べ、「高浜原発3・4号機 運転停止命じる仮処分決定」というタイトルテロップが提示される(30秒)。その後「高浜原発運転停止 大津地裁が仮処分決定 稼働中の原発で全国初」というサブタイトルテロップのもと、VTRで決定した仮処分の内容、関西電力、地元福井県、原子力規制委員会、専門家などのコメントなどを示した後(6分41秒)、スタジオで司法担当記者と原発担当記者の二人による判決の解説が行われる(6分19秒)。⁽⁶⁾

表1 NHK「news watch 9」2016年3月9日放送分
「高浜原発3・4号機 運転停止命じる仮処分決定」メタデータ

長さ (秒)	内容
94	<p><ニュース>全国初の決定“稼働中の原発ストップ” どうなる日本の原発▼福井県にある高浜原子力発電所3号機と4号機の運転停止を命じる仮処分決定を大津地方裁判所が出した。大阪では号外が配られた。菅官房長官は世界最高水準と言われる新規性基準に適合すると判断したもので政府としてその判断を尊重し再稼働を進めるとの方針に変わりはないと記者会見で述べた。 関連ワード：【住所・地域】大阪（大阪）、【住所・地域】高浜町（福井）、【施設】高浜原子力発電所3号機と4号機（福井県大飯郡高浜町田ノ浦1）、【団体】大津地方裁判所（滋賀県大津市京町3-1-2）、【企業】関西電力 人物：菅官房長官 人物（正式名）：菅義偉（自由民主党） カテゴリ：ニュース</p>
439	<p><ニュース>高浜原発3・4号機 運転停止命じる仮処分決定▼福井県にある高浜原子力発電所3号機と4号機の運転停止を命じる仮処分決定を大津地方裁判所が出した。関西電力は意義を申し立てる方針だが、今回の決定によって速やかに原子炉を止めなければならなくなった。滋賀県内の住民29人が去年1月に高浜原発3・4号機の運転停止を求める仮処分を申し立てていた。稼働中の原発の運転停止を命じる仮処分の決定は初めてとなる。住民代表は画期的な決定が出たとコメント。大津地裁は去年4月から住民・電力会社から4回の意見聴取を行った。住民は地震の大きさを過小評価していると主張し、関西電力は安全性に問題はないと反論していた。大津地裁の山本善彦裁判長は、関西電力の方法はサンプルが少なく科学的に異論ないと考えることができず、避難計画についても疑問が残り、安全性の確保について説明を尽くしていないなどとした。関西電力は明日3号機を停止し、仮処分の決定取り消しを求めて異議申し立てを行うと記者会見で明らかにした。▼高浜原発3号機はことし1月に新しい規制基準のもと再稼働したが、仮処分は直ちに効力が発生するため、関西電力は3号機を速やかに止める必要がある。4号機は先月29日に原子炉が自動停止するトラブルがあったが、仮処分で再稼働の時期が見通せなくなった。原発がある福井県高浜町民は理解できない判決だ、危険はあると思うから複雑な心境だなどと語った。福井県の西川知事は立地地域の不信・不安を危惧するもので遺憾に思うとコメント。福島第一原発事故から間もなく5年となるが、仮処分や集団訴訟は約30件にのぼっている。高浜原発の3号機・4号機をめぐるのは、去年4月に福井地裁が再稼働を認めない仮処分決定を出したが、別の裁判長が関西電力の意義申し立てを受けて決定を取り消している。再稼働の審査を行ってきた原子力規制委員会の田中俊一委員長は、どういう理由で仮処分決定が出たか分からないので、安全審査にどう影響するか分からない、世界最高レベルに近づいているとの認識は変える必要はないと思っているとコメント。原発と社会の関係を研究している福島大学の開沼博特任研究員は、実際に動いている営業損害が出るものまで止めるのは相当な根拠がなくてはできないのでそれがあったというのが裁判所の判断だ、安全規制を高めていくことにより広い理解が求められる時代になっていると指摘した。 関連ワード：【住所・地域】滋賀県、【住所・地域】福井県、【住所・地域】高浜町（福井）、【施設】高浜原発の3号機・4号機（福井県大飯郡高浜町田ノ浦1）、【施設】高浜原子力発電所3号機と4号機（福井県大飯郡高浜町田ノ浦1）、【企業】関西電力、【団体】原子力規制委員会、【団体】大津地裁（滋賀県大津市京町3-1-2）、【団体】大津地方裁判所（滋賀県大津市京町3-1-2）、【企業】福島大学、【用語】福島第一原発事故 人物：開沼博特任研究員、田中俊一委員長、山本善彦裁判長、西川知事 人物（正式名）：開沼博（福島大学）、田中俊一（原子力規制委員会）、山本善彦、西川一誠 カテゴリ：ニュース 出演者：【レギュラー出演】鈴木奈穂子（日本放送協会）</p>
319	<p><ニュース>高浜原発 運転停止 大津地裁が仮処分決定 稼働中の原発で全国初▼大津地裁が高浜原発3・4号機の停止を命じる仮処分決定を出したことについて、社会部司法担当の横井記者が解説。稼働中の原発を停止する判断に至った理由を、説明が不十分と解説。大津地裁は安全性の説明を関西電力に求めたが、その説明が不十分だと判断し、原子力規制委員会の安全基準に合格しただけでは不十分だと指摘した。仮処分の特徴は即効性で、関西電力は速やかに原発を止めなければならない。関西電力が異議申し立てを行うと、大津地裁で再び審理が行われることになる。▼大津地裁が高浜原発3・4号機の停止を命じる仮処分決定を出したことについて、科学文化部原発担当の本木記者が解説。関西電力は速やかに原発を停止しなければならず、営業運転をしている3号機は、明日の午前10時頃から出力を落とし、夜の8時頃に停止させる予定。トラブルで停止中の4号機はそのままの状態になる。原子力規制委員会の審査を受けている原発は全国に15原発22機あり、国や電力会社は再稼働を目指す方針に変わりはないとみられるが、今回の仮処分を受けて原発停止を求める動きが各地で活発になる可能性がある。 関連ワード：【施設】高浜原発3・4号機（福井県大飯郡高浜町田ノ浦1）、【団体】大津地裁（滋賀県大津市京町3-1-2）、【企業】関西電力、【団体】原子力規制委員会 カテゴリ：報道特集 出演者：【レギュラー出演】鈴木奈穂子（日本放送協会）、【その他】本木孝明（日本放送協会）、横井悠（日本放送協会）</p>

表1はNW9でのこのニュースに関する内容部と出演者情報のメタデータである。SPIDER PROにおけるコーナーメタデータの1件は、必ずしも中らの言うニュース1本となっていない。このニュースのメタデータは冒頭のVTR（1分34秒）、アナウンサーの冒頭要約とVTR（7分19秒）、スタジオ解説（6分19秒）の3つに分かれており、ヒヤリングでの指摘を裏付けるものとなっている。このメタデータでは「ニュース」と「報道特集」という二つの「カテゴリ」によってVTRとスタジオ解説部が区別されていることがわかる。

表2 テレビ朝日「報道ステーション」2016年3月9日放送分
「稼働中の原発」では初 高浜3・4号機 運転差し止め」メタデータ

長さ (秒)	内容
207	<ニュース> “稼働中の原発” では初 高浜3・4号機 運転差し止め▼滋賀県の住民が高浜原発3/4号機の運転禁止を申し立てた仮処分。大津地裁は運転差し止めを決定した。差し止めはすぐに効力を発揮するため、関西電力は高浜原発3号機を差し止める方針。裁判長は原子力規制委員会の新規性基準がそもそも妥当ではないとした。さらに「避難計画」については国が主導して具体的に早急に策定するように求めた。 関連ワード：【住所・地域】滋賀県、【施設】高浜原発（福井県大飯郡高浜町田ノ浦1）、【団体】原子力規制委員会、【企業】関西電力 カテゴリ：ニュース 出演者：【レギュラー出演】古館伊知郎、【その他】田村信大（朝日放送）
93	<ニュース>スタジオトーク▼原発は立地している地域だけでなく周りの地域、または日本全体に及ぼすものだとことを問いかけたと話した。 カテゴリ：トーク/MC 出演者：【レギュラー出演】ショーン・マクアードル川上、古館伊知郎

次に報ステの高浜原発の運転差し止めのニュースを見ていこう。番組はまず「稼働中の原発」では初 高浜3・4号機 運転差し止め」というタイトルテロップのもと、キャスターの古館伊知郎が「まず最初にお伝えするのはですね、福井県の高浜原発3号機が現在動いていて、4号機は送電というところで警報が鳴って今停止という状態にあるわけですが、この3・4号機に関して、運転差し止めの決定です」という形でニュースを提示し（29秒）、VTRに入る。VTRでは仮処分の決定内容を読み上げるナレーションと共にその決定文が映し出され、その後には弁護団、原子力規制委員会、関西電力の会見を映している（2分57秒）。そしてこの問題についてのキャスターとコメンテーターとのやりとりがスタジオで行われる（1分34秒）。表2のメタデータではやはりキャスターの提示部とVTR（3分27秒）、スタジオでのキャスターとコメンテーターとのやりとり（1分33秒）という二つのコーナーに分かれており、「ニュース」と「トーク/MC」という別々のカテゴリになっていることがわかる。

メタデータの冒頭部はコーナータイトルであり、基本的には内容上の分類やまとまりを山かっこ(<>)で提示し、タイトルテロップやサブタイトルテロップが記載されている。またこのコーナータイトルはCMなどでコーナーが複数にまたがった場合に結びつける役割をしている。ただし表1と表2のコーナータイトル部を見てわかるように、コーナータイトルが必ずしも一致しない場合もあり、「震災」や「原発」といったキーワードで検索を行っても検索から漏れることもある⁽⁷⁾。

このようにSPIDER PROの示すメタデータの1コーナーが、必ずしもひとまとまりのニュースを意味しないことが明らかとなった。そのため、従来の内容分析をこうしたメタデータをそのまま応用することには慎重になる必要がある。ただし、SPIDER PROなどのメタデータがニュースやワイドショー、情報番組などにおけるコーナー区分の仕方に一貫性が認められるのであれば、キー

ワードにかかったコーナー数の推移が、長期的なスパンに立った報道量の推移を見る上で有益なデータであることは確かであろう。

② メタデータの言語的特徴

次にメタデータがどのような言語的特徴を持つのか、KH Coder（樋口, 2014）を使用して、音声文字起こししたものと、テロップとフリップを記録したもの（以下「テロップ」）との比較から明らかにしていく。表3は分析対象における総文字数、総抽出語数、異なり語数を示したものである。

表3 分析対象の語数

	NW9 (35分09秒)			報ステ (14分40秒)		
	音声	テロップ	メタデータ	音声	テロップ	メタデータ*
総文字数	10076	3012	3866	4328	2088	535
総抽出語数	6289	1862	2430	2670	1337	334
異なり語数	985	587	527	704	470	175

*報ステのメタデータは震災特集箇所のスタジオトーク部分（94秒）なし

表4 各項目の特徴語句の検出

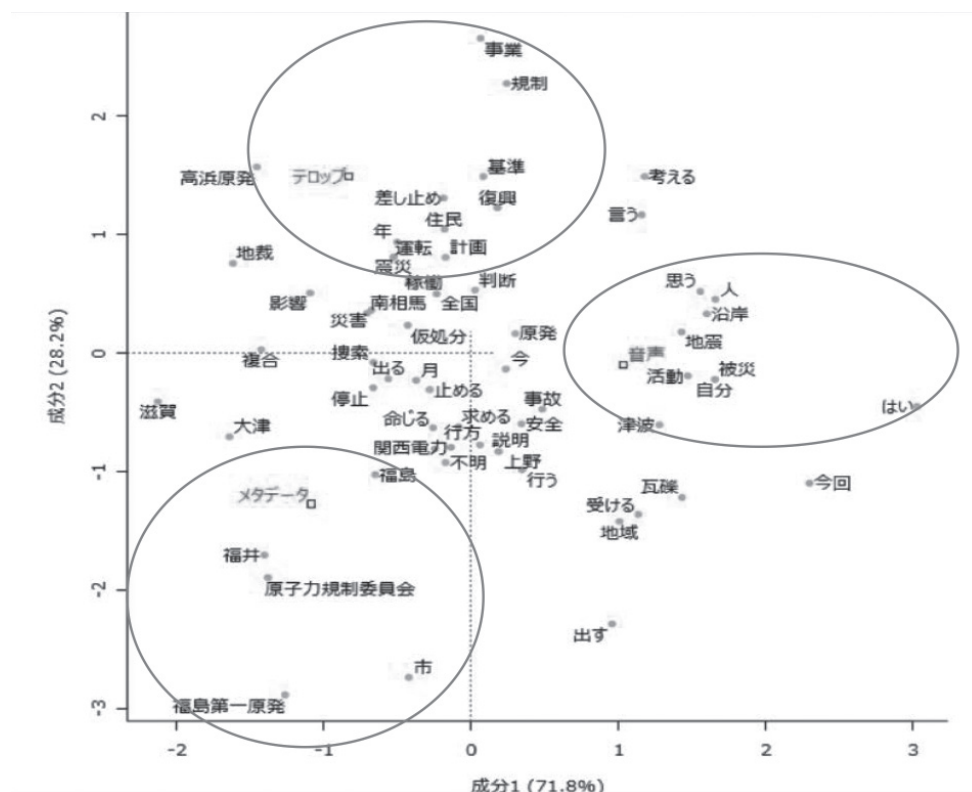
メタデータ		音声		テロップ	
字	.455	原発	.159	高浜原発	.081
大字	.455	決定	.138	地裁	.053
北原	.455	はい	.138	午後	.038
大熊	.455	思う	.135	中継	.025
東日本大震災	.455	津波	.122	現実	.025
夫沢	.455	仮処分	.109	町民	.017
ニュース	.429	事故	.100	平成	.013
双葉	.385	今	.098	4月	.013
大飯	.364	人	.093	お茶	.013
田ノ浦	.364	関西電力	.084	平野	.013

ここから番組内容の差ではなく、メタデータ、音声、テロップという3つの項目の特性を見るため、両番組を統合してそれぞれの項目に特徴的な語句をKH Coderを用いて検出した（表4）。ここからSPIDER PROのメタデータには、音声やテロップではあまり登場しない特徴的な語句があることがわかる。SPIDER PROのメタデータでは、関連ワードとして映し出された施設や団体の住所が記載されている。そのため福島第一原発の所在地（福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原）を示す語句など、場所を表す語が特徴的な語句として現れることになる。ここからメタデータが実際の放送では表示されない場所に関する独自情報を記載していることがわかる。一方でメタデータ上

には応答を示す「はい」や、「思う」といった会話で示される動詞など口語的語句や、テロップによく示される「中継」や「地裁」といった場所や状況を指し示す語句があまり登場しないことがわかる。

メタデータにおけるこうした特徴を、頻出語句の使用傾向からさらに見ていこう。KH Coderを用いて総出現数15回以上の65語から差異の顕著な60語を使用し、各項目に関する対応分析を行った(図3)。「メタデータ」「音声」「テロップ」それぞれに特徴的な語句が集まっていると思われる場所をマルで囲った。ここでもメタデータに特徴的な語句として「福井」や「福島」といった場所を示すものが示されているが、それに加えて「福島第一原発」や「原子力規制委員会」といった関連ワードとして表示されている語も登場している。このようにヒヤリングで語られたメタデータでの固有名詞の意識的な記載という点が、分析の上でも裏付けられることとなった。

図3 各項目の対応分析



一方で音声上では「地震」や「津波」といった言葉が繰り返し用いられる傾向がある。例えばNW9での高浜原発の運転差し止めのニュースでは、「今回の仮処分の決定はどのように判断されたのか。大津地裁は、去年4月から、4回にわたって住民と電力会社から意見を聞いていました。この中で住民は、『地震』の揺れが想定が不十分で、起こりうる『地震』の大きさを過少評価しているなどと主張。一方関西電力は、厳しい想定で対策を講じており、安全性に問題はないなどと反論していました。今回の決定で、大津地裁の、山本善彦裁判長は、関西電力の『地震』の最大の揺れを評価する方法は、サンプルが少なく、科学的に異論のない方法と考えることはできないと指摘しました」というナレーションが判決内容の解説としてなされているが、このなかで「地震」という

言葉が3回用いられており、判決が地震をめぐる関西電力の評価と対策の不備をついたものであることが強調されていることが見えてくる。また「テロップ」に近い場所にある「差し止め」という語は、報ステで「稼働中」では初めて 高浜原発 運転差し止め」というタイトルテロップが提示されたことで、繰り返し表示されることになった。このようにテロップや音声からは番組が何を強調したいのか、その傾向がメタデータよりも明瞭に示されていると考えられる。

③ 映像からわかるメタデータの特徴

ここではより詳細にメタデータを音声内容、テロップ（文字情報）、映像内容と比較し、メタデータが何を記述し、何を記述していないのか仮説的に提示していく。表5はNW9の冒頭映像について、音声、テロップ、映像内容を記述し、メタデータと比較したものである。メタデータと対応していると思われる個所は太字とした。⁽⁸⁾

表5 NW9冒頭 (94秒) における記載内容比較 (太字メタデータ対応部)

音声内容	テロップ (文字情報)	映像内容
<p>ナレーター「雨の中走ってきて掲げたのは、原発の再稼働差し止めの文字でした。」 女性「よかったー。」 男性「号外です。朝日新聞の号外です。朝日新聞の号外出ました。どうぞ。」 大坂市民インタ(女)「原発を動かすってことに関しては、やはり一抹の心配がありますもんね。そういう意味でストップは良かったなど。」 大坂市民インタ(男)「原発反対とは言ってますけど、じゃあ原発がなくなって、あの、電気代が上がった時、そっちも結構大変だなどと思うんです。」 ナレーター「福井県にある高浜原子力発電所3号機と4号機。その運転停止を命じる仮処分決定を、大津地方裁判所が出したのです。稼働中の原発にストップを命じるという初めての決定に」 菅官房長官「世界最高水準と言われる新規制基準に適合する、という判断をされたものであってですね、政府としてはその判断を尊重して、再稼働を進めるとの方針に、これ変わりはありません。」 「やった〜」(歓声) ナレーター「東京電力福島第一原発事故から間もなく5年。今後の原発を巡る動きにどのような影響を与えるのでしょうか。」</p>	<p>news watch 9 (ロゴ) 大津地裁前 午後3時半すぎ 全国初の決定 (タイトルテロップ) “稼働中の原発ストップ” どうなる日本の原発 (サブタイトルテロップ) 大阪 原発を動かすことには一抹の心配がある そういう意味でストップは良かった 原発反対と言うが、原発がなくなって 電気代が上がった時大変だと思う 高浜原発 福井 高浜町 “運転停止命じる” 仮処分決定 菅官房長官 (原子力規制委員会が) 世界最高水準と言われる新規制基準に適合すると判断したもので 政府としてその判断を尊重し再稼働を進めるとの方針に変わりはない 今後 日本の原発は?</p>	<p>[大津地裁前] 走ってくる弁護団の男性 「いのちとびわ湖を守る 運転差し止め決定!」「再稼働差し止めの 画期的決定!」の垂れ幕 判決に喜ぶ女性 (BS) 判決に喜ぶ二人の女性 (BS) [大阪] 号外が配られる 号外を配る男性 女性の手にとられた号外 原発停止を肯定的に捉えるインタビュイーの女性 原発停止を否定的に捉えるインタビュイーの男性 [高浜原発] 高浜原発 (空撮) 高浜原発 (空撮) 高浜原発 (地上から) [官邸] 記者会見壇上に向かう菅官房長官 判決について答える菅官房長官 「いのちとびわ湖を守る 運転差し止め決定!」「再稼働差し止めの 画期的決定!」の垂れ幕 高浜原発 (空撮)</p>
<p>【メタデータ】 <ニュース>全国初の決定 “稼働中の原発ストップ” どうなる日本の原発▼福井県にある高浜原子力発電所3号機と4号機の運転停止を命じる仮処分決定を大津地方裁判所が出した。大阪では号外が配られた。菅官房長官は世界最高水準と言われる新規制基準に適合すると判断したもので政府としてその判断を尊重し再稼働を進めるとの方針に変わりはないと記者会見で述べた。 関連ワード：【住所・地域】大阪 (大阪)、【住所・地域】高浜町 (福井)、【施設】高浜原子力発電所3号機と4号機 (福井県大飯郡高浜町田ノ浦1)、【団体】大津地方裁判所 (滋賀県大津市京町3-1-2)、【企業】関西電力 人物：菅官房長官 人物 (正式名)：菅義偉 (自由民主党) カテゴリ：ニュース</p>		

これをみるとメタデータがテロップやフリップなどの文字情報に多くを拠っていることがわかる。タイトルテロップやサブタイトルテロップ、要人とその発言など、文字情報がメタデータ入力に利用されていることが見て取れる。これは先ほど示した図3の頻用語による対応分析での、全体の71.8%を構成する横軸の成分1の位置で、メタデータとテロップが似通った位置にあることとも符合するものである。音声内容はこれを補足する形でメタデータに使用されており、コメント時などには音声内容から選択する形で要約が行われている（資料）。

一方で映像内容については、テロップでも示されている場所に関する内容を除けば、ほとんど記載されていないようであり、例えば運動側の「いのちとびわ湖を守る 運転差し止め決定!」「再稼働差し止めの 画期的決定!」といった垂れ幕はメタデータには残されていない。また表情などから読み取れる発話者の感情なども、言語化されない限り記録に残されることはない。これに加え、人物がテロップや音声などで示されていない、匿名の人物についてもメタデータに掲載されにくく、大阪での街頭インタビューも省略されている。

これらの内容も、メタデータ入力の際には記入者の解釈を極力排除し、表情などから感情を読み取るようなものは極力避けられているという、ヒヤリングでの証言を裏付けるものである。その一方で、テレビの本質が「一瞥にある」（小林直毅, 2005）ことを踏まえるならば、ニュースをはじめ多くのテレビ番組が、その意味内容を大まかに理解するだけであれば、そこに何が映っているのかという、映像への注視がなされなくてもその視聴が成立するような表現様式となっているともいえる。

4. まとめと考察

本稿では企業が提供するテレビ番組のメタデータを活用して、放送アーカイブ研究を行うにあたり、企業側がどのような意図に基づいてメタデータを作成しているのか、またメタデータは企業側の意図がどのように反映されているのか、さらにメタデータという文字メディアがマルチモダルな記号によって成立するテレビ番組の内容をどのように要約するのか検討した。結果PTP社の提供するメタデータが、企業・団体の日常の報道対応とリスク管理に資する情報を提供することが主な目的として作成されており、必要な情報に手早くアクセスするため本来のニュースとしての認識では分割されないVTRとスタジオコメントを分けるなど、利用者の利便性に配慮した区切りとなっていた。また内容としては検索のフックをつける目的から、固有名詞を多く記録し、しかも施設などについては住所なども付加されていた。また記録の確実性から記述が不一致となりやすい映像の説明よりも、テロップや音声情報による内容要約がその中心であった。

ここまでの議論を踏まえ、もう一度「メタデータ」とりわけ「テレビ番組のメタデータ」について考えておこう。テレビは「震災」や「原発」など、様々な事象に関わる出来事を、一定の意味に沿って構成していく。企業が提供するテレビ番組のメタデータは、このような出来事を構成したテレビを見ながら、マニュアル化された項目内容を記入する、複数のアルバイトによって作成され、重ねられていく、「テレビをめぐる記録物」である。それは顧客の欲する情報を効率よく収集できるように作られており、特定の意図を持った記録物でもある。そのため、テレビ番組のメタデータはそれ自体、知的資源であるテレビ番組とは異なる自律的意味を持つ、知的資源なのである。

この自律性を持った知的資源であるテレビ番組のメタデータは、独自の記述スタイルを持ちつつ

も、テレビ番組へのアクセスを可能とする、インデックスとしての役割を持つことは言うまでもない。メタデータは確かに映像そのものについて記述してはいないかもしれないが、「震災」や「原発」といった言葉から紐づけられた記述されない映像へのアクセスを可能とするのはこうしたメタデータであり、「震災」や「原発」にまつわる映像が、一定のボリュームを持ってその番組、そのニュースの中に現れている可能性を提示するのもメタデータである。例えば SPIDER PRO のメタデータが、映像として映し出された場所を提示していることで、「震災」「原発」にまつわる場所との出会いを可能とするのである。⁽⁹⁾

一方でメタデータがあるニュースを「震災」や「原発」というキーワードから検出した時、「震災」「原発」報道とは何か」という問いが浮上する。そして同時に、「震災」あるいは「震災」に関する映像として何を名指すのかという問いも生まれる。例えば 2011 年の 3 月から月日が経つ中で、「東日本大震災」にまつわるニュースとして、被災地における人口減少の加速化という問題が取り沙汰されているが、こうした問題は 2011 年 3 月以前から東北地方を始めとする各地で問題となっていたものであり、震災はまさにそれを「加速化」させたに過ぎない。一方で「南相馬」や「陸前高田」や「釜石」からのニュースに、「震災」という言葉が現れなかった時、例えば「南相馬市でドローンの自力飛行実験が行われた」というニュースは、「震災」報道と捉えるべきなのだろうか。時間の経過のなかで、常に東日本大震災との関係で捉えるべきか否かの判断には両義的な意味合いを孕むこととなる。長期的な「震災」「原発」報道の研究を継続する上では、メタデータにおける「震災」や「原発」と「被災地」をめぐる出来事のアートキュレーションの問題が、一つの課題として浮上することになるだろう。今後もメタデータそのものの特性に注視しつつ、メタデータが示す「震災」「原発」報道の意味について考えていくことが必要である。

- (1) 本稿は 2016 年 10 月 29 日に帝京大学で行われた日本マス・コミュニケーション学会 2016 年度秋季研究発表会ワークショップでの報告資料をもとに作成している。またワークショップでの討議にも多くの示唆を得た。
- (2) ここであげた研究は、松山秀明 (2013) による文字放送データ (NII の研究用テレビアーカイブシステム) を利用した研究以外は企業による番組データの提供を受けたものとなっている。
- (3) 企業や官公庁などに CM も含めたテレビ番組の情報を提供する企業として、ニホンモニター株式会社や、株式会社プロジェクト、株式会社エム・データ、JCC 株式会社などがある。
- (4) ヒヤリングは 2016 年 5 月 19 日、PTP 社会議室にて行われた。ヒヤリングに同席したのは筆者のほか、大井眞二、原由美子の 3 名。
- (5) 音声内容等の入力に際し、日本大学法学部の学生 2 名の協力を得た。
- (6) なお本文中で提示した時間とメタデータが示す時間が異なっているが、これは独自に時間を記録したものと、メタデータの記録との誤差のためである。
- (7) 今回対象とした 3 月 9 日放送の報ステのメタデータでも、震災特集箇所のスタジオトーク部分 (94 秒) が「震災」や「復興」といったキーワードでの検索から見つけ出すことが出来なかった。
- (8) 同様に資料として高浜原発関連ニュースにおける両番組のメタデータと、スタジオ解説、スタジオコメント部の音声やテロップとの比較を最後に付した。
- (9) ただし、メタデータが示すのはあくまで「可能性」であることは忘れてはならない。先述の通りメタ

データはその放送において何が映されたのか、つまり「震災」「原発」報道における映像内容については、視聴によって確認されるべきものである。そのため、メタデータのみであたかも映像そのものを確認したかのように結論付けることは厳に慎むべきであろう。

文献

- 遠藤薫 (2012) 『メディアは大震災・原発事故をどう語ったか—報道・ネット・ドキュメンタリーを検証する』 東京電機大学出版局
- 原由美子 (2015) 「震災後3年間 テレビ番組で何が伝えられてきたのか—ドキュメンタリー番組に描かれた被災者・被災地」『NHK放送文化研究所年報2015』 p7-p47
- 樋口耕一 (2014) 『社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して』 ナカニシヤ出版
- 堀池博巳・吉田暁史 (2003) 「ネットワーク情報資源の組織化 (グループ研究発表, 〈特集〉第44回研究大会)」『図書館界』 55号 (2), p94-p100
- 石田佐恵子・岩谷洋史 (2012) 「テレビ映像資料の収集と保存に関する実践的研究—311 テレビ番組アーカイブの事例から」『人文研究』 63号 p109-p132
- 稲増一憲・柴内康文 (2015) 「テキストデータを用いた震災後の情報環境の分析」池田謙一編『震災から見える情報メディアとネットワーク』 東洋経済新報社 p47-p84
- 加藤徹郎 (2015) 「生活情報番組における「放射」報道の変化—報道番組アーカイブのメタ・データよりみる人為時事性の考察」『サステナビリティ研究』 5号 p145-p162
- 小林直毅 (2005) 「環境としてのテレビを見ること」田中義久・小川文弥 (編) 『テレビと日本人—『テレビ50年』と生活・文化・意識』 法政大学出版局 p127-p169
- 松山秀明 (2013) 「テレビが描いた震災地図—震災報道の「過密」と「過疎」」丹羽美之・藤田真文編『メディアが震えた = The Media Quaked: テレビ・ラジオと東日本大震災』 東京大学出版会 p73-p117
- 中正樹・日吉昭彦・小林直美 (2015) 「ロンドンオリンピック開催期間における日本のテレビニュース報道に関する内容分析」『ソシオロジスト—武蔵社会学論集』 17号 (1), p147-p182
- 西田善行 (2015) 「テレビが記録した「震災」「原発」の3年—メタデータ分析を中心に」『サステナビリティ研究』 5号 p125-p143
- 西田善行 (2016) 「「史資料」としてのテレビ報道—環境報道アーカイブの取り組みから」『社会政策』 7巻3号 p68-p78
- 三浦伸也 (2012) 「311 情報学の試み—ニュース報道のデータ分析から」高野明彦・吉見俊哉・三浦伸也『311 情報学—メディアは何をどう伝えたか』 岩波書店 p33-p118
- PTP (2014) 「株式会社 PTP About」株式会社 PTP ホームページ (<http://www.ptp.co.jp/about/>) 2017年1月9日閲覧
- 谷口祥一・緑川信之 (2016) 『知識資源のメタデータ 第2版』 勁草書房

資料 記載内容比較 (太字メタデータ対応部)

【NW9 スタジオ解説 (94 秒)】

音声内容	テロップ (文字情報)
<p>鈴木奈穂子「はい。ではここからは、司法担当の横井記者と、原発取材を担当している本木記者とともにお伝えしていきます。まずは横井さん。あの、稼働している原発に停止を命じるという、今回初めての決定になったわけですが、この判断に至った理由を、一言でいうとどうということになりますか。」横井記者「はい。キーワードはこちらになります。」鈴木「はい。」横井「説明が不十分。」鈴木「はい。」横井「裁判所は、原発が安全だということについて、関西電力の説明が、不十分だと判断しました。裁判所は、住民側が原発の安全性が確保されてないと訴えたことを受けて、安全性の証明を関西電力に求めました。」鈴木「はい。」横井「この中でですね、原子力規制委員会が策定した、新しい規制基準に合格しただけでは安全だという証明としては不十分だと指摘したんです。」鈴木「はい。」横井「そのうえでですね、想定される最大規模の地震の揺れ、基準地震度についてや、設備面の事故対策など、それぞれの争点について、え～関西電力が、十分に説明を尽くしたかどうかを、検討した結果、事故を防ぐには不十分だと結論付けました。」鈴木「う～ん。であの、今回のその決定は、判決ではなくて、仮処分ということなんですよ。」横井「はい。」鈴木「はい。この仮処分というのは、どういう特徴があるんですか。」横井「はい。」鈴木「はい。」横井「こちらをご覧ください。」鈴木「はい。」横井「こちら、仮処分の特徴としてはですね、え～決定の効力がすぐに生じる、まあ即効性があることなんです。」鈴木「はい。」横井「今回の決定でもですね。え～速やかに、関西電力は原発の運転を止めなくてはなりません。正式な裁判との違いは、この点なんです。」鈴木「はい。」横井「裁判の場合、判決が出ても控訴すれば通常はすぐに効力は生じません。仮処分の決定に対してはですね、双方が異議申し立てや、抗告などを行うことができますので、その過程で、取り消されなければ決定の効力は、続きます。」鈴木「はい。」横井「で逆にですね、決定が覆れば、仮処分の効力は失われますので、その時点で関西電力は高浜原発の3号機と4号機を再稼働できるということになります。」鈴木「そうですね。そうしますと今後の司法の争いというのはどうなっていくのでしょうか。」横井「はい。関西電力は今日の決定の取り消しを求めて、異議申し立てを行えば、再び大津地方裁判所で決定が妥当かどうかの審議が行われます。今回の決定は、まあ専門家によっても評価も分かれていまして、まあ今後の審議で、どのような判断が示されるかは見通せません。今後の司法判断に引き続き注目していきたいと思います。」鈴木「はい。続いて本木さんに聞いていきますが」本木「はい。」鈴木「まあ今回の仮処分を受けて、関西電力としては原発を速やかに止めると、いうことになるわけですね。」本木「そうですね。あの関西電力は、今後速やかに不服申し立ての手続きを行うというふうなコメントはしているんですけども」鈴木「ええ。」本木「ただ、まあ仮処分の決定はすぐ効力が生じますので、え～すでに営業運転に入っている3号機については、明日の午前10時ごろから徐々に原子炉の出力を落としていきまして、え、夜の8時ごろに停止させる予定になっています。」鈴木「はい。」本木「え～もう一方でトラブルで停止している4号機の方は、まあそのままの状態になります。」鈴木「う～ん。まあ原発再稼働の動きというのは、高浜原発以外にも各地で相次いでいるわけですが、まあ今回のこの仮処分の決定というのは、どういう影響を今後与えそうでしょうか。」本木「そうですね。あの現在原子力規制委員会の、審査を受けている原発というのがですね、全国に15原発22機あるんですが」鈴木「はい。」本木「国や電力会社は、引き続き再稼働を目指すですね、方針に変わりはないとみられています。」鈴木「はい。」本木「まあ一方で、今日の決定を受けまして、仮処分を通じて原発の停止を求める動きというのが、今後各地でより活発になることも予想されます。」鈴木「そうですね。あの～今回の仮処分の決定、こう、どのように受け止めたらいいのかなという、疑問があるんですが、そこはどうでしょうか。」本木「そうですね。」鈴木「ええ。」本木「あの新しい規制基準というのは、そもそも福島第一原発の事故を教訓に作られました。」鈴木「はい。」本木「重大事故の対策を義務付けて、地震や津波の、対策を強化するなど、まあ、その内容についてはですね、規制委員会も世界最高水準だとしています。」鈴木「はい。」本木「これに対して今回の決定というのは、まあ、それでも国民の間では、十分に安全性が確保されたとは必ずしも納得していないと、いったことを突き付けられた形になりました。」鈴木「はい。」本木「え～、事故を経て原発の安全に対する国民の、考え方というのは大きく変わっています。まあ決定の中で繰り返し、関西電力の説明不足が指摘されていますように、原発にどこまでの安全性を求めるべきか、何をもちいて安全というのか、この点について一部の専門家だけではなく国民全体の議論が必要だと思いました。」鈴木「はい。ここまで横井記者、そして本木記者とともにお伝えしました。高浜原発の運転停止を命じる仮処分の決定についてお伝えしました。」</p>	<p>高浜原発 運転停止 (タイトルテロップ) 大津地裁が 仮処分決定、稼働中の原発で全国初 (サブタイトルテロップ) 横井悠 (社会部司法担当)本木孝明 (科学文化部原発担当) 説明が不十分 (フリップ) 判断の理由は 仮処分の特徴は? 即効性 (フリップ) 「仮処分」の効力 関西電力本店 今後の行方は 高浜原発いつ停止? “仮処分”影響は 大津地裁</p>

【メタデータ】 <ニュース>高浜原発 運転停止 大津地裁が仮処分決定 稼働中の原発で全国初▼大津地裁が高浜原発3・4号機の停止を命じる仮処分決定を出したことについて、社会部司法担当の横井記者が解説。稼働中の原発を停止する判断に至った理由を、説明が不十分と解説。大津地裁は安全性の説明を関西電力に求めたが、その説明が不十分だと判断し、原子力規制委員会の安全基準に合格しただけでは不十分だと指摘した。仮処分の特徴は即効性で、関西電力は速やかに原発を止めなければならない。関西電力が異議申し立てを行うと、大津地裁で再び審理が行われることになる。▼大津地裁が高浜原発3・4号機の停止を命じる仮処分決定を出したことについて、科学文化部原発担当の本木記者が解説。関西電力は速やかに原発を停止しなければならず、営業運転をしている3号機は、明日の午前10時頃から出力を落とし、夜の8時頃に停止させる予定。トラブルで停止中の4号機はそのままの状態になる。原子力規制委員会の審査を受けている原発は全国に15原発22機あり、国や電力会社は再稼働を目指す方針に変わりはないとみられるが、今回の仮処分を受けて原発停止を求める動きが各地で活発になる可能性がある。 関連ワード：【施設】高浜原発3・4号機（福井県大飯郡高浜町田ノ浦1）、【団体】大津地裁（滋賀県大津市京町3-1-2）、【企業】関西電力、【団体】原子力規制委員会 カテゴリー：報道特集 【レギュラー出演】鈴木奈穂子（日本放送協会）、【その他】本木孝明（日本放送協会）、横井悠（日本放送協会）

【報ステスタジオトーク部（93秒）】

音声内容	テロップ（文字情報）
<p>古館「はい、あのショーンさん、地元高浜の方で原発ありきで経済活動をずっとやってこられた方含めてですね、こういうことになると困るといのは、当然想定・想像できるのですが、ちょっと視野を変えてみると、こういうことは大事だと思うんですね。」</p> <p>ショーン「そうですね、今回の司法の判断は、一つは、今ご指摘にあったように、その人知の限界ということが一つと、人格権の尊重ということは非常に重要なことを言っていたと思いますし、またその立地外の地域、その隣接する自治体、ひいては、原子力災害がひとたび起こってしまえば、地元を越えて隣接の自治体あるいは日本全体の問題なのだというような、非常に重要な問いかけを改めて判断としてしたんだと思うんですね。」</p> <p>古館「あの、大飯原発のときだったと思うんですけど、非常に印象に残っていて、裁判長がその多数の人の生存権にかかわる権利と、電気代が高い低いの問題を並べて論じるなどということをはっきり書いていたのを覚えているんですね。やっぱりそれは大事な視点・考え方だと思いますし、それから去年の福井地裁の差し止めに関しても同じ裁判長でいらっしゃいますけど、その人は、人事異動しちゃってるんですね。まあ、それはどうしてかは私の想像でしかないわけですけど、やっぱりこうやって今回の差し止めのように、今おっしゃるように、ごくごくまっとうなことをおっしゃっている裁判長の方はぜひ人事異動しないでほしいと思います。」</p>	<p>“稼働中”では初めて 高浜原発運転差し止め（タイトルテロップ）</p> <p>経営コンサルタント ショーン・マクアードル川上 企業の戦略コンサルティングに従事 テレビ、ラジオの経済番組に出演多数</p> <p>滋賀・大津地裁 午後3時半すぎ</p> <p>福井・高浜原発 高浜原発4号機緊急停止時の様子 先月29日</p>
<p>【メタデータ】 <ニュース>スタジオトーク▼原発は立地している地域だけでなく周りの地域、または日本全体に及ぼすものだと問いかけたと話した。 カテゴリー：トーク/MC</p> <p>【レギュラー出演】ショーン・マクアードル川上、古館伊知郎</p>	

中国新闻出版管制的法律问题

张 千帆*

一、中国新闻出版限制的历史与现状

1. 中国历史上对新闻出版的法律规定

在历史上，中国对言论和出版自由的限制源远流长，并深受其害。早在秦始皇三十四年（公元前213年），秦朝高官淳于越反对当时实行的“郡县制”，要求根据古制分封子弟。丞相李斯加以驳斥，并主张禁止“儒生”以古非今，以私学诽谤朝政。秦始皇采纳李斯的建议，下令焚烧《秦记》以外的列国史记，对不属于博士馆的私藏《诗》、《书》等也限期交出烧毁；有敢谈论《诗》、《书》的处死，称赞过去的而议论现在政策的灭族；禁止私学，想学法令的人必须以官吏为师。这种措施引起许多读书人的不满。第二年，许多方士、儒生攻击秦始皇。秦始皇派人调查，并将460多名方士和儒生挖大坑活埋。到了汉代，儒学“翻身”了，从异端邪说摇身变为享受“独尊”待遇的“正统”。遗憾的是，遭受迫害的儒家并没有吸取压制言论的教训，自己成为“正统”后又去压制别的“异端邪说”，徒然引发无端的迫害、斗争和倾轧。

可能是因为技术上的限制，中国在传统上一直对出版物采取事前放任、事后追究制度⁽¹⁾。即使是严酷的清朝文字狱，在性质上也只不过属于事后惩罚。最早的事前限制是1908年的光绪报律，对于报社成立规定了交纳押金和报告官府的条件，并对报刊的发行实行事前审查制度。这种制度对报纸的发行增添了极大的负担，且官府也不胜烦琐。

民国成立后，《临时约法》承认言论和出版自由，清末报律自然废止。但《临时约法》第15条规定，约法权利“有认为增进公益、维持治安或非常紧急必要时，得依法律限制之”。1914年，袁世凯曾颁布报纸条例和出版法，其中报纸条例专门规定报纸的出版，出版法则规定报纸以外的“文字图画”之出版。袁世凯时期的报纸条例和出版法规定了事前限制。

报纸条例采用许可和保证金制度。报刊必须在出版前获得警察机关的认可，并交纳押金。如果未获许可或未交纳保证金而发行，警察官署可以直接决定罚金并停止发行。凡涉及下列九项内容的报刊均为非法：淆乱政体，妨害治安，败坏风俗，涉及经有关官署禁止发行的外交军事秘密及其他政务，预审尚未获得公审的案件或禁止旁听的诉讼，涉及国会及其他官署会议依法禁止旁听的内容、煽动、庇护、赞赏、救护犯罪人或刑事被告人或陷害刑事被告人，攻击个人隐私或损害其名誉。如果报纸被指控违反了上述禁止，其处分权属于法院。1916年，黎元洪复任总统，废止了报纸条例。于是报纸的出版受制于出版法。该法对出版仅规定了备案制，但对合法出版内容的限制和报纸条例类似。1926年，段祺瑞因各方面的反对意见而废止了出版法。此后，全国新闻出版实行自由。但北京仍存在着“管理新闻营业规则”，对限制报社的成立甚至比报纸条例更为严格⁽²⁾。

1930年，南京政府颁布了新的出版法，其管辖范围包括报纸杂志、书籍及“其他出版品”。根据该

*チャン チェンファン 政治学博士，北京大学法学院教授

法，报纸和杂志采用备案制，国民党统治时期主要实行事后追究制。书籍和其他出版物则可自由发行。但出版物不得登载下列内容：意图破坏国民党或三民主义，意图颠覆国民政府或损害中华民国利益，意图破坏公共秩序，妨害善良风俗，禁止公开诉讼的辩论。一党专制和一种教条对新闻出版的限制，从此开始。对于违法的出版物，内政部可以纠正、警告或扣押。虽然1931年的《训政时期约法》规定了“发表言论及刊行著作之自由”，但第15条允许法律加以限制，因而出版法并不违反约法。以后，国民党又规定了若干新闻检查办法；凡是重要都市的报纸，必须经过审查后方可发行。

2. 中国对新闻出版的现行法律限制

1949年中共建制后，1954年、1975年、1978年、1982年四部宪法都规定了新闻出版的自由。1982年现行宪法第35条规定：“公民有言论、出版、集会、结社、游行、示威的自由。”然而，有关法规却对出版物实行了相当严格的事前审查和事后追究制度。1997年，国务院颁布了《出版管理条例》。第5条规定：“公民在行使出版自由的权利的时候，必须遵守宪法和法律，不得反对宪法确定的基本原则，不得损害国家的、社会的、集体的利益和其他公民的合法的自由和权利。”

根据第11条，出版单位的设立首先必须向省级政府的出版行政部门申请，经审核同意后转报国家新闻出版署审批。在获得许可证并登记后，出版单位即取得法人资格。图书、音像及电子出版物出版社的年度计划及“涉及国家安全、社会安定等方面的重大选题”，（第19条）须经省级政府的出版行政部门转报新闻出版署备案。在出版物发行前，出版单位应向新闻出版署、北京图书馆（现国家图书馆）和中国版本图书馆免费送交样本。第25条规定，任何出版物不得含有下列八项内容：反对宪法确立的基本原则，危害国家统一、主权和领土完整，危害国家安全、荣誉和利益，煽动民族分裂、侵害少数民族风俗习惯、破坏民族团结，泄露国家机密，宣扬淫秽、迷信或暴力、危害社会公德和民族优秀文化传统，侮辱或诽谤他人，以及“法律、法规规定禁止的其他内容”。如果从事出版、发行、印刷或复制业务的违反了上述规定，可“没收出版物和违法所得，并处违法所得三倍以上十倍以下的罚款”，情节严重的可责令停业整顿或吊销许可证，构成犯罪的可追究刑事责任。

鉴于互联网技术发展后，网络也成为公民个人出版的一种手段，中国对网络出版的规制也相应出台。2005年9月，国务院新闻办公室和信息产业部联合发布《互联网新闻信息服务管理规定》，其第19条对互联网信息划定了11处禁区，主要包括违反宪法确定的基本原则，危害国家安全、泄露国家秘密、颠覆国家政权和破坏国家统一，损害国家荣誉和利益，煽动民族仇恨、民族歧视、破坏民族团结，破坏国家宗教政策、宣扬邪教和封建迷信，散布谣言、扰乱社会秩序并破坏社会稳定，散布淫秽、色情、赌博、暴力、恐怖或者教唆犯罪，侮辱或者诽谤他人、侵害他人合法权益，煽动非法集会、结社、游行、示威、聚众扰乱社会秩序，以及以非法民间组织名义活动。对于违规者，国务院新闻办公室或各省政府新闻办公室依据各自职权责令停止违法活动，并处1万元以上3万元以下的罚款。⁽³⁾与此同时，地方政府也通过有关措施限制互联网活动。例如江苏省委颁发了《加强和改进大学生思想政治教育的实施意见》，要求加强校园网络管理，建立监控和管理平台，“过滤”删除错误信息，并要求电子公告栏严格实行用户实名注册制度。⁽⁴⁾

二、各级政府对新闻出版自由的违法限制

1. 地方政府封杀官方报道

除了法律限制之外，中国的新闻报道有时还必须面对地方政府所采取的违法封杀，甚至中央党报都不能幸免。2003年8月28日，《人民日报》第5版刊登出一篇报道，题为“如此拆房为谁谋利”。文章大意是批评江西省定南县政府先违规出让土地，后又不顾法院要求诉讼期间“停止执行”的裁定，组织人力赶在法官到达前强行拆毁地上房屋。8月30日上午，县武装部门口的水泥墙上悄悄贴上了这篇文章的复印件，引来许多人观看。不一会儿，人群中传闻县里已经派人把这张报纸封杀了。一位面色严肃的人挤进人群，一手撕掉了墙上的复印文章。据说第二天下午，县里来了两位领导，要求带走前一天的《人民日报》。最后，8月28日《人民日报》第5版被单独抽出来“封存”了。因此，除了私下复印的一些报纸之外，那一天的《人民日报》第5版从当地全部“失踪”。⁽⁵⁾

如果地方政府对新闻报道不满，有可能采取违法手段进行干预。⁽⁶⁾例如2005年7月4日，新华社“新华视点”专栏播发“浙江临海：政府图政绩学校比气派”，报道了浙江临海市多所中小学在政府的推动下，不惜背债几千万元甚至高达数亿元，竞相攀比迁建豪华校舍陷入困境的现象，在当地引起强烈反响。⁽⁷⁾报道播发后，《人民日报》、《新华每日电讯》和台州市委机关报《台州日报》等60多家媒体刊登了报道。一时间，临海群众争相传阅，认为“符合事实”、“反映了群众的呼声”，且新华社敢于将真相公布出来，是在挽救临海的教育。许多百姓寄希望于舆论批评能引起当地政府的重视，加以整改。然而，当地某些领导却指责当地报纸转载“这样的文章”“不负责任”。在临海的一次领导干部会议上，该市的一位主要领导公然指责有关部门“监管不严”，让临海不好的影响扩大化。7月7日，在市里的统一布置下，《今日临海》在头版用整版的篇幅以“教育，临海的一张名片——我市教育发展纪实”为题，并配发评论员文章予以回应。当地电视台也挤出黄金时段，在很长的一段时间里不懈宣传临海教育的“辉煌成就”。当新华社又派记者调查临海教育问题时，当地政府得知后立即紧急部署，要求一些校长通知学校教职工，遇到记者采访时“不要乱说话”、“推说不知道”，并马上向上级报告，如果谁把临海学校问题捅出去，就要“严肃处理”。

2. 地方政府压制民间出版

如果地方政府连党媒都敢封杀，普通出版物当然就更不在话下了，而所用的手段也更为严厉，可能诉诸《刑法》规定的某些边界不明的“口袋罪”。2010年8月19日，几名来自陕西渭南的便衣警察带走了报告文学《大迁徙》的作者谢朝平，罪名是“涉嫌非法经营”。⁽⁸⁾所谓“非法经营”，是指谢朝平与《火花》杂志社达成协议，以增刊方式印了一万册《大迁徙》，而增刊没有事先上报审批。此前，渭南市文化稽查队已经以“杂志属非法出版物”为由，没收了几千册《大迁徙》；库区各县市政府还派出公安、乡镇干部和文化稽查队员，从移民家里搜走《大迁徙》增刊，并扣压了4600册运回的“非法出版物”。

要说谢朝平“非法经营”，显然是无稽之谈，因为“经营”的目的必然是赢利，而谢朝平只是出于一个记者和作家的正义感，应渭南当地移民的请求写了反映他们境遇的《大迁徙》，没有证据表明他收了任何人的钱款。事实上，为了争取作品的出版，谢朝平自己掏了五万元印刷费。在缺乏任何赢利目的的情况下，“非法经营”显然不成立，渭南警方对谢朝平的拘留构成对公民人身自由的任意侵犯。即便因为程序瑕疵而构成“非法出版”，违规主体也是杂志社而非作者，因为申报审批是杂志社

的义务，作者本人是无法履行这一义务的。

其实谁都知道，渭南警方不仅侵犯了谢朝平的人身自由，而且也侵犯了他和众多移民的言论自由以及中国公众的知情权。渭南之所以对谢朝平大动干戈，当然不是因为什么“非法经营”，而是他写的《大迁徙》真实记录了三门峡库区几十万移民的历史，揭露了当地官员挪用移民安置款、占用移民土地、造成大量移民上访等问题。既然关涉地方政府的“形象”和官员个人的“乌纱帽”，渭南不遗余力拘捕谢朝平、压制《大迁徙》出版的行为动机也就不难理解了，而这种真实目的不可告人的行为严重违背了宪法第35条保障公民享有的言论与出版自由。陕西省有关部门以程序瑕疵为由将《大迁徙》定性为“非法出版物”，不啻授予渭南政府一柄滥用公权、压制言论的尚方宝剑。省市两级串通合谋，无非是为了继续隐瞒地方移民问题的真相。如果揭露真相的作品成了“非法出版物”，那么能够出版的信息就必然充斥着假象。

宪法第35条规定言论和出版自由的目的是为了为了防止发生在渭南的所有这一切，进而给中国社会带来真正的和谐稳定。如果公民失去了抗议政府违法的言论自由，如果任何揭露地方官员腐败的报道或出版物都将受到封杀、相关记者或作家都将以莫须有的罪名遭到迫害，那么中央政府和全国人民一样都将沉浸在表面的“和谐”与“稳定”中，地方政府官员则将更加肆无忌惮地滥用公权力并造成越来越严重的社会不公，冤假错案、流离失所、民不聊生将伴随着贪污腐败遍布全国各地，“上访”大军源源不断，群体性冲突此起彼伏，而中央却只能等到事件发展到不可收拾的地步才有所察觉。如此发展下去，整个中国犹如“盲人骑瞎马，夜半临深池”，岂非迟早有一天会面临“国将不国”的厄运？言论和出版自由的功能正在于及时揭露地方问题，以利中央尽早发现问题并进行整治，进而从源头上消除社会的不稳定因素并增强体制合法性。

三、中国地方官员的“名誉维权”

近年来，尤其是随着互联网和手机短信作为传播方式的发展，中国各级官员频繁诉诸法律维护自己的“名誉权”。反映政府自我保护意识的一个最极端的事件发生在湖北天门市，城管将一位用手机拍摄野蛮执法的企业主当场围殴致死⁽⁹⁾。这种暴力行为显然违法，但从宪政国家的经验看，即便“合法”维护官员名誉也是违背宪法常识的作为。

1. 公民批评或举报

官员名誉权的第一个案例是2006年发生在重庆的“彭水诗案”，重庆市彭水县教委借调干部秦中飞因一则针砭时弊的短信诗词失去了自由。8月中旬，秦中飞编了一则手机短信《沁园春·彭水》：

马儿跑远，伟哥滋阴，华仔脓胞。看今日彭水，满眼瘴气，官民冲突，不可开交。城建打人，公安辱尸，竟向百姓放空炮。更哪堪，痛移民难移，徒增苦恼。

官场月黑风高，抓人权财权有绝招。叹白云中学，空中楼阁，生源痛失，老师外跑。虎口宾馆，竟落虎口，留得沙陀彩虹桥。俱往矣，当痛定思痛，不要骚搞。

由于该短信有代指地方领导的内容，县委领导获悉短信内容后立即要求公安部门介入调查，警方很快就确定了短信编写者。当时彭水县领导层即将换届，重庆市委干部考察工作组就要进驻彭水县。如果这当口出乱子，很可能影响其政绩评价。县领导欲借处理“彭水诗案”整肃人文环境，化解不良影响。9月1日上午，彭水县公安局、检察院侦查监督科、法院刑庭多个部门领导坐在一起研究案情。

研究结果很快出炉，决定以涉嫌诽谤罪立案调查，否则会影响社会稳定和政治稳定。一名县领导会上提出了具体要求：“出手要狠，效果要好，五天内办结。”当天，警方两次审讯秦中飞，同时对秦中飞的办公室进行了搜查。当晚，县长、县委副书记和政法委书记兼公安局局长会同检察院等部门再次就此案件召开会议。县长认为公安局办案不力，效果不明显，要求加派人手办案并让检察院提前介入。会后，彭水县公安局马上以涉嫌“诽谤罪”将秦中飞刑事拘留，羁押在看守所。公安局随后向检察院提请逮捕秦中飞。由于之前的会议对此案已经有了“定论”，检察院迅速下发了逮捕令并启动起诉程序。经媒体曝光后，在全国造成了很大的影响，中央领导也对此作出了批示。重庆市有关部门组成调查组展开调查后，认定秦中飞无罪、撤销起诉并发放了国家赔偿金。

重庆“彭水诗案”之后，国内出现了一连串通过手机短信或上网等方式“诽谤”地方干部的事件。这些事件的始作俑者大都立即受到地方政府的全力调查和严厉惩罚。例如据《新京报》2007年4月9日报道，张志坚只是在网上转贴了海口康力元公司与国家药监局官员“权钱交易”的文章，就被关押九个月，直到国家药监局长案发后才被检方撤诉，而在此期间，他丢了自己的工作和未婚妻，可谓损失惨重。根据同一天的报道，山西稷山县人大法工委主任等三名干部认为县委书记在投资环境、职工工资等问题上失信于民，将问责材料邮寄给运城市委等单位，十天后便遭到警方调查和拘留，并被判为“诽谤”。不论这些人的最终命运如何，其他人有了他们的“前车之鉴”，注定再也不敢“诽谤”领导干部，免得自己“吃不了兜着走”。这样一来，诸如药监局的“官药勾结”等腐败行为也就因为只有“天知、地知”而更肆无忌惮了。

在处理官员名誉问题上，法治发达国家基本上采用了和美国同样的规则，在纵容批评错误和官员腐败这两种风险中做出了一边倒的选择。中国没有必要照搬其它国家的做法，但是中国同样有舆论监督和控制腐败的需要。事实上，宪法第41条明确规定，公民“有提出批评和建议的权利”，以及“向有关国家机关提出申诉、控告或者检举的权利”，而且“任何人不得压制和打击报复”。这样看来，公民是否可以“诽谤”官员不应该是一个问题，因为除非是出自主观恶意，即便公民对政府官员批评错了，那也不应该构成“诽谤”。

2. 报刊诽谤

2008年，辽宁西丰的短信诽谤案又增加了一层变数。西丰县赵俊萃因不满其加油站被征收并遭遇法律迫害，编了一首攻击西丰县委书记的打油诗，通过短信发给部分西丰领导干部，结果以“偷税、诽谤”的名义受到通缉，并在北京举报期间被抓回西丰。西丰县人民法院一审判决赵俊萃“捏造事实诽谤他人，情节严重，危害社会秩序”，已构成“诽谤罪”，判处有期徒刑一年半。《法制日报》的《法人》杂志详细报道了此事经过，并被网络媒体广泛转载。和地方政府以往对诽谤案的反应稍有不同的是，这次的西丰县似乎过分“自信”了一点，不仅将“诽谤”者打入大牢，而且派遣大批警察来到北京的杂志社，声称负责报道的记者也犯了“诽谤罪”，还出示了《立案通知》及《拘传证》。在西丰县委领导眼里，不仅公民对县委的批评构成“诽谤”，而且媒体对“诽谤”事件的报道也构成了“诽谤”。笔者不得不说，这些判断是缺乏宪法常识的。

在信息爆炸的现代社会，任何个人的声音都是微弱的，即便通过手机短信等现代化工具也不例外。公民的声音如何受到社会重视？这就要靠《法人》杂志这样的媒体，媒体相当于公民言论的“扩音器”；它将重要事件从纷繁嘈杂的信息海洋中过滤并提取出来，引起全国关注，帮助人民监督政府和政府自我监督。可以说，中国社会近年来取得的每一点重大进步都离不开媒体的作用；没有报刊、电

视、广播、网络的新闻报道，国民都不可能知道“孙志刚事件”、山西黑砖窑事件、厦门PX事件……，更不用说解决这些事件中的问题了。新闻监督是最有效的社会监督机制，也是公民权利最有力的保障。因此，如果说公民个人的言论自由受到宪法保护，那么媒体的报道自由更应该受到保护。事实上，美国“纽约时报案”就是专门针对媒体的报道自由；为了避免给言论自由“泼冷水”，政府不仅不得禁止公民个人“诽谤”，也不得禁止媒体“诽谤”。当然，就和个人一样，媒体也得承担法律和道义的责任；如果媒体诽谤了平民百姓，就得承担相应的法律责任。然而，为了保护普通百姓的基本权利，为了保证政府受到有效监督，政府官员就不能因为媒体报道对自己不利而随便指责“诽谤”；即使报道错了，政府也得“忍”着点，而不是像西丰县委那样利用自己掌握的公权力到处抓人。

四、讨论

随着媒体的市场化，中国的新闻出版自由比改革开放之前已有很大进步，但是新闻出版自由作为一项制度尚未得到确立。不仅新闻报道受到事前审查和事后追惩，文学、艺术、电影也受到同样限制。曾有一篇文学专业的硕士论文提出了一个值得深思的主题：半个多世纪以来，中国竟没有一部真正的悲剧文学。“文革”结束后，一度流行过“伤痕文学”，可是“伤痕文学”并不是悲剧，因为那些老教师、老干部虽然受到过迫害，政府最后还是为他们平反了，所以结尾仍然是喜剧。记得以前有一部上世纪二三十年代的电影，《一江春水向东流》。这是一部真正的悲剧，因为结尾是主人公自杀了，再“平反”也没有用了。但它所反映的是国民政府时代的悲剧，而不是中共执政的当代悲剧。然而，众所周知，中国近60年来显然是存在大量悲剧的。远的不说，近年来因为经济发展而产生了种种社会冲突，对于有的个人或家庭来说是以悲剧结束的。但是中国作家却不能写这些东西，写了也不可能发表。作家的“自我审查”使中国社会生活在一种“集体的无知”之中，使国民误以为这些悲剧不存在，误以为造成这些悲剧的隐患不存在。既然不知道问题的存在，那就更不可能通过理性的讨论去及时发现问题、消除隐患、防止悲剧的重演，而这对于建设和谐社会显然是不利的。如果文学艺术不能体现虚拟的悲剧，那么现实社会必将会发生真实的悲剧。⁽¹⁰⁾

不可否认，中国的历史传统对于言论和新闻出版自由是相当陌生的。自古以来，我们一直采用“堵嘴”的方式：政府把人的嘴堵上，然后组织御用文人批判一通，将其“批倒批臭”、名誉扫地，以为这样就一劳永逸解决问题。但是事情其实并没有了结，有时还适得其反。近三十年的一个常见现象是，官方的批评反而成了个人成名的捷径。一个人原先可能知名度不高，一旦被点名，他的仕途到此为止，但他在社会上顿时红火起来；一本书可能本来是很普通的，但一旦被定为“禁书”，它在各大书店销声匿迹，但马上成为全国畅销书，黑市小贩到处可见，男女老少一睹为快。笔者自己就有这样的亲身经历。这种现象完全是制度造成的对不同观念的饥渴所产生的。就像有一种果子被禁止品尝，但是人们偏偏就想去尝一尝“禁果”一样。越是禁止的东西，人们就越想去碰一碰。言论也是一样，因而对不同言论和思想的禁止往往得不偿失。希望这种现象能对中国各级政府有所触动，进而促使他们更加尊重宪法第35条规定的言论和新闻出版自由。尤其在互联网日益发达的大背景下，限制言论和新闻自由注定徒劳的。

注)

(1) 王世杰、钱端升：《比较宪法》，北京：中国政法大学出版社1997年版，第91页。

- (2) 同上, 第 93 页。
- (3) “互联网严禁煽动非法游行”, 《新京报》2005 年 9 月 26 日。
- (4) “江苏高校 BBS 将实行实名制”, 《新京报》2005 年 10 月 6 日。
- (5) 成功、陶达嫔:“定南‘人民日报事件’后果前因”, 《南方周末》2003 年 9 月 18 日。
- (6) 例如见“不满乱收费被曝光, 交警队长率众冲击报社”, 《生活日报》2005 年 10 月 22 日。
- (7) “建豪华校舍遭曝光, 当地领导指责媒体‘不负责任’”, 《新京报》2005 年 9 月 18 日。
- (8) 钱昊平:“陕西渭南警方进京抓走作家, 称其出书涉非法经营”, 《新京报》2010 年 9 月 1 日。
- (9) 黄鹏程、程平:“男子拍下城管粗暴执法照片, 拒绝删除被打死”, 《楚天都市报》2008 年 1 月 8 日。
- (10) 2006 年上映的《三峡好人》不算是严格的悲剧, 但总算反映了一点社会阴暗面。

(日本語訳)

中国におけるプレス管制についての法律問題

張 千帆*

一、中国におけるプレス規制の歴史と現状

1. 中国の歴史におけるプレスに対する法的規制

歴史上、中国は言論、出版の自由に対する規制が長く、しかも、害を深く被っている。早くも、始皇帝三十四年（BC213）には、秦朝の高官淳于越が当時行われていた郡県制に反対し、古制に基づき、子弟を官職につけることを要求した。丞相李斯はこれに反駁するとともに、儒生が過去の例を持って現在を批判すること、私学をもって朝廷を誹謗することを禁止するよう主張した。始皇帝は李斯の提案を受け入れ、『秦記』以外の列国の歴史記録を焼却するよう命じた。博士館に属していない私蔵されていた『詩』、『書』なども期間を切って提出させ、焼き払い、あえて『詩』、『書』について議論する者がいれば、それを処刑し、過去を称賛し、現在の政策を議論する者については、その一族全員を滅ぼした。また、私学を禁止し、法令を勉強したい人は必ず官吏に師事しなければならなかった。このような措置は数多くの知識人の不満を引き起こした。二年目には、たくさんの方士、儒生が始皇帝を攻撃した。始皇帝は人に調査させるとともに、460余名の方士、儒生を大きな穴を掘って生き埋めにした。漢になると、儒学は「変身」し、異端邪説から「独尊」の処遇を享受する「正統」に変わった。残念なことには、迫害を受けた儒家は言論の圧抑から教訓を汲み取るのではなく、自ら「正統」になった後、別の学説（異端邪説）を圧迫するようになり、理由のない迫害、闘争および軋轢を引き起こした。

技術面の規制によるものであらうと思われるが、中国は伝統的に出版物に対して事前放任、事後追究制度を採ってきた⁽¹⁾。如何に厳しい秦朝の文字の獄であっても、性質的には事後懲罰に属するものに過ぎない。一番早い事前規制は1980年の光緒報律であり、新聞社の設立に対して保証金を納入し、政府に報告するという条件を定め、これに合わせて、新聞雑誌の発行に対して事前審査制度を実施するようになった。このような制度は新聞紙の発行にとって大きな負担を増やし、しかも政府にも煩雑さをもたらした。

民国が成立した後、『臨時約法』が言論と出版の自由を認めたことで、清末報律（新聞法律）は自ずと廃止された。しかし、『臨時約法』第15条は、「約法の権利」には「公益を増進する、治安を維持する、或いは非常に緊急であると考えられる時、法律によってこれを規制しなければならない」と規定している。1914年、袁世凱はかつて新聞紙条例と出版法を公布した。新聞紙条例は新聞紙の出版を規定し、出版法は新聞紙以外の「文字、図画」の出版を規定した。袁世凱時期の新聞紙条例と出版法は事前規制を規定していた。

*チャン チェンファン 政治学博士、北京大学法学院教授

新聞紙条例は許可と保証金制度を採用した。新聞雑誌は出版する前に必ず警察機関の認可を得て、保証金を納めなければならない。許可を得ず或いは保証金を納めずに新聞紙を発行した場合は、警察官署は直接罰金を決めるとともに、発行を停止させることができる。下記の九項目の内容に関わった新聞雑誌は不法とされた。政体を混乱させること、治安を妨害すること、風俗を悪化させること、関係機関に発行禁止された外交軍事秘密およびその他の政務に関係すること、予備裁判中であり、また公的裁判に関わっていない事件および傍聴が禁止された訴訟、国会や他の役所が法に従って傍聴禁止した内容に関わること、犯罪者或いは刑事被告人を扇動、庇護、称賛、救済することや刑事被告人を陥れること、個人のプライバシーを攻撃したり、その名誉に損害を与えること。もし、新聞紙が上記した禁止事項に違反したと指摘される場合は、その処分権は裁判所に属することになる。1916年、黎元洪は大統領に復帰し、新聞紙条例が廃止された。このように、新聞紙は出版法による束縛を受けた。この法は出版に対して「登録法」を定めたものであり、合法出版物内容に対する規制は新聞紙条例と一致していた。1926年、段祺瑞は各方面から反対の意見があったため、出版法を廃止した。その後、全国のプレスは自由になった。しかし、北京では依然として「新聞紙の営業管理規則」が存在しており、新聞社の設立を規制することに対しては新聞紙条例よりもより厳しくなっていた。⁽²⁾

1930年、南京政府は新しい『出版法』を公布したが、その管轄範囲には新聞紙、雑誌、書籍および「他の出版物」が含まれていた。この法によれば、新聞紙と雑誌は「登録制」を採用した。国民党の統治時期は主に事後追究制が実施された。書籍やその他の出版物は自由に発行できる。しかし、出版物は下記の内容を出版することができなかった。国民党や三民主義を破壊する意図、国民政府を覆す或いは中華民国の利益に損害を与える意図、善良な風俗に害を与えること、公開禁止の訴訟を議論すること。プレスに対しての一方独裁と一種の教条による規制はこれから始まる。違法な出版物に対して、内政部は是正、警告又は押収することができる。1931年の『訓政時期約法』は、言論を發表することと著作を刊行する自由を規定したが、第15条では、法律によって規制を加えることを認めているので、出版法は約法に違反しているものではない。それ以後、国民党はいくつかの新聞検閲弁法を規定した。重要都市の新聞紙はすべて発行する前に審査を経なければ発行ができないようになった。(訳者：朱 夢倩)

2. プレスに対する中国の現行の法的規制

1949年、中国共産党が政権を打ち立てた後、1954年、1975年、1978年、1982年それぞれ四つの憲法はすべてプレスの自由を規定している。1982年の現行憲法の第35条は、「公民は言論、出版、集会、結社、デモ、示威の自由がある。」と規定している。しかしながら、関係法規は、出版物に対して相当に厳しい事前審査と事後追究制度を実施している。1997年、国務院は『出版管理条例』を公布した。第5条は以下のように規定している。「公民が出版の自由の権利を行使する場合、憲法と法律を遵守しなければならない、憲法によって確定された基本原則に反対してはならず、国家的、社会的、集团的利益及びその他の公民の合法的自由と権利を害してはならない。」

第11条によると、出版単位の設立は最初に、省レベルの政府の出版行政部門に申請し、審査、承認、同意を得た後に、国家新聞出版署に転送し、審査を受けなければならない。許可証を得るとともに登録した後に、出版単位は法人資格を得ることになる。書籍、AV及び電子出版物（デジタ

ル出版物)の出版社の年度計画及び「国家安全、社会安定などの方面と関わっている重大なテーマ」(第19条)は、必ず省レベルの政府の出版行政部門を通じて新聞出版署に転送、報告し記録にとどめなければならない。出版物を発行する前に、出版単位は新聞出版署、北京図書館(現国家図書館)及び中国版本図書館へ見本本を無料で送るべきである、とされている。第25条は、すべての出版物も下記の八項目の内容を含んではいないと規定している。憲法によって確立された基本原則に反対すること、国家統一、主権と領土保全に危害を加えること、国家安全、荣誉及び利益に損害を与えること、民族分裂を扇動し、少数民族の風俗習慣を侵害し、民族団結を破壊すること、国家機密を漏えいすること、わいせつ、迷信あるいは暴力を宣揚し、社会公德及び民族の優秀な文化伝統に危害を与えること、他人を侮辱或いは誹謗すること、及び「法律、法規によって禁止が規定されている他の内容。」である。もし、出版、発行、印刷或いは複製の業務に従事しているものが上述の規定に違反したならば、「出版物と違法所得を没収するとともに、違法所得の三倍以上十倍以下の罰金に処する」ことができ、情状が重大なものには休業、整顿を命じたり、或いは許可書を取り消すことができ、犯罪を構成する場合は、刑事責任を追究することができる。

IT技術の発展にかんがみて、インターネットも公民の個人出版の一つの手段となったので、インターネット出版物に対する中国の規制もこれに応じて登場してきた。2005年9月、国務院新聞弁公室と情報産業部は『インターネットニュース情報サービス管理規定』を共同で発布した。その第19条はインターネットに対して、11項目の禁止範囲を定めたが、これは主に以下が含まれる。憲法によって確定された基本原則に違反すること、国家安全に危害を加え、国家機密を漏えいし、国家政権を転覆させ、さらに国家統一を破壊すること、国家荣誉と利益に損害を与えること、民族の憎み、民族差別を煽動し、民族団結を破壊すること、国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚すること、流言をまき散らし、社会秩序を混乱させ、あわせて社会安定を破壊すること、わいせつ、色情、とばく、暴力、恐怖をまき散らす、或いは犯罪を教唆すること、他人を侮辱或いは誹謗し、他人の合法的權益を侵害すること、不法の集会、結社、デモ、示威を煽動し、人を集めて社会秩序を混乱させること、及び不法の民間組織の名義で活動を行うこと。違反者に対して、国務院新聞弁公室或いは各省政府新聞弁公室は各自の職権に基づいて違法活動の停止を命じるとともに、1万元以上3万元以下の罰金に処罰することができる⁽³⁾。これと同時に、地方政府もそれに関係措置を通じてインターネット活動を制限することができる。例えば、江蘇省委員会は『大学生の思想政治教育を強化、改善することについての実施意見』を公布し、以下のことを要求している。キャンパス内のインターネットの管理を強化し、監視・制御と管理のプラットフォームを打ち立て、誤った情報を「濾過し」、削除することを要求するとともに、BBS(電子掲示板)にはユーザー実名登録制度を厳格に実施することを要求した⁽⁴⁾。(訳者：蔡 昕悦)

二 プレスの自由に対する各級政府の違法規制

1. 地方政府がオフィシャル報道を封印

法的規制以外には、中国の新聞報道は、時として地方政府が取った違法封印に直面しなければならない。これは中央の機関紙さえも免れることができない。2003年8月28日、『人民日報』第5面に「こうした強制的立ち退きは誰の利益を謀るものなのか」と題する報道が掲載された。文章の大

意は、江西省定南県政府がまず土地を不法譲渡し、その後裁判所の訴訟期間における「実行停止」という裁定を無視して、裁判官が到着する前に人を集めて、地上の家屋を強制的に取り壊したというものであった。8月30日午前、県武装部の入り口のセメントの壁面にこの文章のコピーが貼られた、たくさんの人がこれを見ていた。しばらくして人々の中で、県政府が人を派遣し、この新聞紙を封印したと伝えられた。一人の厳しい顔つきの人間が来て、壁に貼られたコピーを破り捨てた。翌日の午後、県から二人の指導者が来て、前日の『人民日報』を持ち去るよう要求したそうだ。最後には、8月28日《人民日報》第5面は現地からすべて「行方不明」になった。⁽⁵⁾

もし地方政府が新聞報道に不満であれば、違法な手段を使って干渉する可能性がある。⁽⁶⁾例えば2005年7月4日、新華社は「新華視点」というコラムで、「浙江省臨海学校：政府は政治的成果を求め、学校は立派さを競う」を流し、浙江省臨海市には、政府の推進の下、多くの小中学校が、数千万元さらには数億元の借金を背負い、豪華な校舎を立て、争って競い合い、苦境に陥っている現象を報道し、現地において強い反響を呼んだ。⁽⁷⁾報道が伝えられた後、「人民日報」、「新華毎日電信」および台州市委員会の機関紙「台州日報」など60余りのメディアが報道を掲載した。あつという間に、臨海の大衆は争って読み、「事実に符合する」、「大衆の声を反映している」とし、新華社が敢えて真相を公表したのは臨海を救済するための教育であると考えた。多くの庶民は世論批判が現地政府の重視を喚起し、整頓改革を行うことを望んでいる。しかし、現地の一部の指導者は「このような文章」を地元紙が転載したことを「無責任」と非難した。臨海のある指導幹部会議で、同市の一人の主要な幹部は関連部門に「監督が厳しくない」、臨海に悪い影響を拡大させていると非難した。7月7日、市の統一配置の下、「今日臨海」はトップページ全面を使って「教育、臨海の一枚の名刺——我が市教育発展ドキュメンタリー」と題するとともに、コメンテーターの文章もつけて、これに応えた。現地テレビ局もゴールデンタイムをくめんして、長い時間を使って、臨海教育の「輝かしい成果」をたゆまぬ宣伝した。新華社がまた記者を派遣して臨海の問題を調査した時、地元政府は知るとすぐに緊急に配備し、一部の校長に、学校職員に通知して、記者の取材に遭遇した時、「よけいな話をしない」、「知りません」と答えるようにするとともに、すぐに上級に報告するよう求め、もし臨海の学校問題を漏らす者がいれば、「厳粛な処理」をおこなうとした。(記者：張 潔然)

2. 地方政府が民間出版を封印

もし、地方政府が党のメディアさえ封印するのであれば、普通の出版物については当然のように問題にならない。その上地方政府が使用している手段もより厳しいものとなり、『刑法』の規定する境界がはっきりしない一部の『口袋罪』(曖昧な罪)として訴えられる可能性がある。2010年8月19日、何人かの陝西省の渭南から来た私服警官がルポルタージュ『大移動』の作者謝朝平を連れ去ったが、その罪名は不法な経営の嫌疑であった。⁽⁸⁾いわゆる「不法な経営」とは謝朝平と「火花」雑誌社が合意に達し、刊行物の増刷の方法を使って、『大移動』一万冊をプリントしたが、この増刷にあたって事前に報告審査承認を受けていなかったことを指す。これより以前、渭南市の文化調査チームがすでに「雑誌は不法な出版物に属する」ことを理由にして、『大移動』数千冊を没収している。三峡ダム地区の各県、市政府は公安、郷鎮幹部や文化調査員を派遣して、移住者の家から増刷の『大移動』を持ち去るとともに、4600冊の持ち帰った不法な出版物を差し押さえた。

謝朝平が「不法な経営」をしたというのであれば、これは明らかにあり得ない話である。なぜならば経営の目的は必然的に利益をあげることであり、謝朝平はただ単に一人の記者及び作家としての正義感から出発して、渭南の移住者の願いを聞き入れて、彼らの境遇を反映した『大移動』を書いたに過ぎないからであり、彼が誰かのお金を受け取ったということを明らかにする証拠はなかった。実際には作品の出版を勝ち取るために、謝朝平は自分で五万円の印刷費を払った。何らの営利目的もない状況下においては「不法な経営」は、明らかに成立せず、渭南の警察当局が彼を拘束したのは公民の人身の自由に対してのほしいままの侵犯を構成するものである。手続き上の瑕疵で「不法な出版」が構成されたとしても、規則に違反した主体は作者ではなく、雑誌社である。何故ならば、審査承認を申請するのは雑誌社の義務であり、作者自身がこの義務を履行するすべはないからである。

実際には渭南警察当局が謝朝平の人身の自由を侵し、しかも彼と多くの移民の言論の自由及び中国公衆の知る権利を侵していることは誰でも知っている。渭南が謝朝平に対し、大々的に攻撃した理由はもちろん「不法な経営」などによるものではなくて、彼が書いた『大移動』が「三门峡ダム地区」の数十万人の移民の歴史を如実に記録し、現地の政府関係者が移民定住のための公金を流用し、移民のための土地を占用したことで、大量の移民の上訴を作り出すなどの問題を暴露したことにある。地方政府のイメージと官僚個人の「烏帽子（特権）」に関わることであるから、渭南は必死になって、謝朝平を拘束逮捕し、『大移動』の出版を抑圧した行為の動機も理解が容易なことであり、こうした真の目的を人に知られられない行為は憲法第35条の保障する公民は言論と出版の自由を享受することにゆゆしく違反している。陝西省の関係部門は手続き上の瑕疵を理由にして、『大移動』の性質を「不法な出版物」と定義し、渭南政府に公権力を濫用して言論を抑圧する宝刀一つを授けただけであった。省市二つのクラスが共謀したことは引き続き地方の移民問題の真相を隠すためのものに他ならなかった。もし、真相を暴露した作品が「不法な出版物」とされれば、出版できる情報は必然的に嘘でかためられたものになるであろう。

憲法第35条が言論と出版の自由を規定した目的は正に渭南で発生したこれら全てのことを防止し、さらに進んで中国社会に真の調和と安定をもたらすためにほかならないのである。もし、公民が政府の違法行為に抗議する言論の自由を失えば、また全ての地方官僚の腐敗を暴露するいかなる報道あるいは出版物がいずれも封印され、関係記者あるいは、作家がいずれも捏造された罪名によって、迫害を受けるとすれば、中央政府は全国人民といずれも表面上の「調和」と「安定」の中に浸ってしまい、地方政府の官僚は、より勝手きままに、公権力を濫用し、あわせてますます重大な社会的不公平、冤罪、でっちあげ、誤審案件を作り出し、住むところを失い、生活苦にあえぐことが汚職腐敗に伴って全国各地に蔓延することになり、「上訴」の大軍は絶えることなく、群体性の衝突が至るところで起きることになるが、中央はただ事件の発展が収拾できないところになって始めてそれに気づくのである。このように発展して行くとすれば、中国全体はあたかも「盲人が盲の馬に乗り、夜中に深い池に臨む」ようになり、遅かれ早かれ、いつかは国が国でなくなるという悪い運命に直面することになるであろう。言論と出版の自由の機能はまさに地方の問題を適時に暴露し、それによって、中央ができるだけ早く問題を発見するとともにそれを解決し、さらに進んで根本から社会の不安定要因を排除するとともに、体制の合法性を強化することに利するところにあるのである。(訳者：賀 壹)

三、中国地方官僚の「名誉権擁護」

近年では、特に伝達手段とするインターネットとショートメールの発展に伴って、中国の各級の官僚は頻繁に法律に訴え、自分の「名誉権」を擁護している。政府の自己保護意識を反映する一つの極端な事件は、湖北天門市で発生したものであって、城管（記者注：都市治安管理者）が野蛮な法律執行を携帯で撮影した経営者をその場で集団で殴り死亡にさせた⁽⁹⁾。この暴力行為は明らかに違法であるが、立憲国家の経験から見れば、「合法的に」官僚の名誉権が擁護されたものであっても、憲法の常識に背くやり方である。

1. 公民からの批判或いは摘発

官僚の名誉権に関する一番目の判例は、2006年に重慶で起こった「彭水詩案」であり、それは重慶市彭水県の教育委員会へ出向している幹部秦中飛が時局風刺の詩をショートメールで流して、自由を失ったことである。八月中旬に秦中飛が『沁園春・彭水』というショートメールを書いた。

「馬（馬平）が遠くいった、偉兄（周偉）は滋養強壮であり、華仔（藍慶華）がおできのような同胞である。今日の彭水を見ると、全てが瘴気であり、官民が衝突し、てんてこまいする。都市建設管理局が人を殴り、警察が遺体を辱め、庶民には空砲を撃つ。さらに、移民するにしても移民できず、むなしく苦悩を増すだけである。

役場は月がなく風が強い夜のように、人の権利・財権を掴む奥の手を持っている。白雲中学校を嘆く、砂上の楼閣であり、生徒達がこなくなり、先生が外に逃げてしまう。虎口ホテルは虎の口に落ちてしまい、砂沱虹橋だけを残す。もうすでに過ぎ去ったことであり、胸が張り裂けるようになるが、あれこれも問題にはならない」。

そのショートメールは地方指導者のことを指す内容があるため、県委の指導者はメールの内容を知ったのち、すぐに公安部門に介入し調査するよう求めた。警察当局はいち早くショートメールのライターを確認した。当時彭水県の指導層がまもなく交代するため、重慶市市委幹部考察組も彭水県に進駐しようとしていた。その時に騒ぎがあったら、政績の評価に悪い影響を与える可能性が高かった。県指導者は「彭水詩案」にかこつけて人文環境を整頓し、悪い影響を解消しようとした。9月1日午前、彭水県公安局、検察院偵察監督科、裁判所刑事法廷などの指導者たちが一同に会して事件の状況を検討した。検討の結果がすぐ出、名誉毀損罪の嫌疑で立件し調査することを決めた。そうでないと、社会の安定と政治の安定に悪い影響を与えることになる。ある県指導者は具体的な要求を提起した、「厳しく着手し、良い効果を求め、五日以内に解決する」。同日、警察当局は秦中飛を二度尋問し、同時に秦中飛の弁公室を捜査した。その夜、県長、県委副書記と政法委書記兼公安局局長は、検察院などの部門と共同でこの事件について再び会議を開いた。県長は公安局が仕事を精一杯やらず、効果が顕著ではないので、人手を増やす、とともに検察院に繰り上げて介入するよう求めた。会議後、彭水県公安局はすぐに「名誉毀損罪」の嫌疑で秦中飛を留置場に拘留した。公安局はその後、検察院に秦中飛の逮捕要請を行った。その前の会議によって、この事件についてすでに「定説」が出せられていたことによって、検察院はすみやかに逮捕状を下達すると

もに、起訴の手続きを開始した。メディアによって曝露された後、全国に大きな影響がもたらされ、中央の指導者もこれに対して指示を出した。重慶市の関連部門は調査組を組織して調査を行った後、秦中飛が無罪であることを認定し、起訴を取り消すと同時に、国家賠償金を支給した。

重慶「彭水詩案」の後、国内ではショートメールあるいはインターネットの方式を通じて地方幹部を「名誉毀損」する一連の事件が起きた。これらの事件の張本人は大部分直ちに地方政府に全力で調査され、厳重な処罰を受けることになった。例えば、『新京報』2007年4月9日付け報道によると、張志堅はインターネットで、海口康力元会社と国家薬監局（国家製薬業者監査局）官僚の間の「権力とカネの取引」に関する文章を転載しただけで、九ヶ月拘留されてしまい、国家薬監局局長事件が起きてはじめて、検察側はその訴訟を取り下げた。その間に張は仕事と婚約者を失ってしまったが、これはきわめて大きな損失をこうむったと言える。同じ日の報道によると、山西省稷山県の人大法工委（訳者注：人民代表大会常務委員会法制工作委员会）主任など三名の幹部は、省委書記が投資環境、従業員の給料などの問題で市民から信用されないと考えて、問責資料を運城市市委などの部門に郵送したが、十日後、逆に三人は警察当局の調査を受け、拘留され、「名誉毀損」だと判断された。それらの人々の運命がいかなるものになったとしても、その他の人々は彼らという一つの「戒め」を得たことで、自らの責任を負うことを免れるために、決して指導者を二度と「名誉毀損」することはなくなるであろう。こうなると、薬監局の「役人と薬局の結託」などの腐敗行為は「天知る、地知る」というものになってしまい、さらにほしきままに行われるようになるのである。

官僚の名誉に関する問題を扱う際に、法制度の発達した国においては基本的にアメリカと同じような規則を採用しており、批判の誤りと官僚の腐敗を容認する、この二つのリスクの中において、ある一方だけの選択を行う。中国は外国のやり方をそっくりそのまま取り入れる必要がないが、中国は外国と同じように世論の監督と腐敗の抑制の必要がある。実際には、憲法第41条、公民は「批判または提案する権利がある」、及び「関係国家機関に上訴、告訴または摘発する権利がある」、そして「いかなる人も抑圧や打撃報復を行ってはならない」と明確に規定している。こう考えてみると、公民が官僚を「名誉毀損」できるかどうかは一つの問題とするべきではなく、主観的な悪意から出たものは別として、公民が政府の官僚へ誤った批判を行ったとしても、それは「名誉毀損」を構成することではないのである。（訳者：王 雪彤）

2. 新聞雑誌の名誉毀損

2008年、遼寧省西豊県のショートメール名誉毀損事案はまた変数を一つ加えた。西豊県の趙俊萃は自分のガソリンスタンドが差し押さえられるとともに、法律の迫害に遭遇したことに不満で、西豊県の省委書記を攻撃する諧謔詩を作り、ショートメールを通じて西豊県の一部の指導者と幹部に送った。結果は「脱税、名誉毀損」の名によって指名手配されるとともに、北京において摘発期間中に捕らえられ、西豊県に戻された。西豊県の裁判所は一審で趙俊萃が「事実を捏造して、他人を名誉毀損し、その情状は重大であり、社会秩序に危害を及ぼした」ことで、「名誉毀損罪」を構成するので、有期懲役1年半に処する判決を下した。『法制日報』の『法人』雑誌は詳細にこの事件の経緯を報道するとともに、ネットメディアによって広範に転載された。地方政府の過去の「名誉毀損事件」に対する反応と少し異なるところは、今回の西豊県はちょっと「自信」を持ち過ぎた

ようであり、「名誉毀損」者を拘留しただけではなく、さらに多数の警察を北京の雑誌社に派遣し、報道に責任を負う記者にも「名誉毀損罪」を犯したと公言し、また「立件通知」及び「拘引証」さえ提示した。西豊県の指導者の見るところでは、公民の県委に対する批判は「名誉毀損」を構成するだけでなく、メディアの「名誉毀損」事件に対する報道も「名誉毀損」を構成しているものであった。筆者はこれらの判断は憲法の常識が欠如していると言わざるを得ない。

情報の爆発している現代社会においては、いかなる個人の声であっても、いずれも微弱なものであり、たとえ携帯電話のショートメールなどの現代化された道具を通じたとしても、それは例外ではないである。公民の声がどうすれば社会の重視を受けるのか？それは公民の言論の「スピーカー」に相当する『法人』雑誌のようなメディアに頼ることになる。それは重要な事件を入り組んだ情報の海原の中から濾過、抽出するとともに、全国の関心を引き起こし、人民の政府に対する監督と政府の自己監督を助けることになる。言わば、中国社会が近年来勝ち取った重大な進歩のすべてはいずれもメディアの作用と不可分である。新聞雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットのニュース報道がなければ、国民は「孫志剛事件」、「山西黒レンガ工場事件」、「アモイPX事件」…など知り得ないし、ましてやこれらの事件の中の問題を解決するなど言うまでもないことである。メディアの監督は最も効果的な社会監督メカニズムであり、公民の権利の最も有力な保障でもある。そのため、国民の個人の言論の自由が憲法の保護を受けるといえるのであれば、メディアの報道の自由はなおのこと保護を受けべきである。事実上、米国の「ニューヨークタイムズ事案」は特にメディアの報道の自由に対してのものである。言論の自由に「冷水を浴びせる」ことを免れるために、政府は公民個人の「名誉毀損」を禁止できないばかりではなくて、メディアの「名誉毀損」も禁止することはできない。

もちろん、個人と同じように、メディアも法律と道義上の責任を負わなければならない。もしメディアが普通の庶民を名誉毀損したら、相応の法律責任を負わなければならない。しかし、普通の庶民の基本的な権利を保護するため、また政府が有効な監督を受けることを保証するため、政府の官僚はメディアの報道が自己に不利であったことで、勝手に「名誉毀損」だと非難することができない。たとえ報道が間違えても、政府も「我慢」しなければならず、西豊県委のように自己の掌握した公権力を利用して至る所で人を捕らえてはならない。(訳者：孫 鑫鈺)

四、討論

メディアの市場化にしたがって、中国のプレスの自由には改革開放の前より大きい進歩があった、しかし、制度としてプレスの自由はまだ確立されていない、新聞報道が事前審査と事後追究を受けるだけでなく、文学、芸術、映画も同様の規制を受ける。ある文学専攻の修士論文が深く考えるべきテーマを提出したことがある、それは、「半世紀あまりにわたって、中国には本当の悲劇文学が一冊もない」文化大革命が終わった後、「傷痕文学」は一度流行したが、その「傷痕文学」は決して悲劇というものではない、なぜならば古参教師、古参幹部は迫害を受けたが、政府が最後には彼らの名誉を回復したので、結末は依然として喜劇であったのである。以前、前の世紀20、30年代に『一江春水向东流』という映画があったことを覚えている。これは本当の悲劇である、なぜならば結末に主人公が自殺したので、名誉が回復されても意味がないことである。それが反映して

いるのは国民政府時代の悲劇であって、中共の執政下における当代の悲劇ではない。しかし、周知のとおり、中国ではこの60年来、明らかに大量の悲劇が存在する。遠いことはさておき、近年、経済発展によって様々な社会的衝突が起きているが、ある個人や家庭にとっては悲劇によって終わりを告げている。しかし、中国の作家はこれらのことを書くことができず、書いても発表することが不可能である。作家の「自己審査」は中国社会生活を「ある一種の集団の無知」の中におき生活させており、国民にこれらの悲劇を作り出す弊害は存在しないと勘違いさせている。問題の存在を知らない以上、理性的討論を通じて適時に問題を発見し、隠れた弊害を取り除き、悲劇の再演を防止することはさらに不可能となり、それは調和社会を建設することに明らかに不利になる。文学芸術が疑似的な悲劇を体现できないとすれば、現実社会では真実の悲劇がかならず発生するに違いない。⁽¹⁰⁾

否定できないことは、中国の歴史伝統は言論とプレスに対してかなりよく知らない。昔から、我々はずっと「口止め」の方式を採用し、政府が人の口をふさいだ後、御用文人を組織して批判したり、それを「批倒批臭」（徹底的に批判する）したり、名誉を地に落としめ、こうすれば永遠に問題を解決できると考えた。しかし、ことはまだ終らず、時には逆効果にもなってしまう。30年来よく見られる現象は、政府の批判は逆に個人のなまえが知れ渡る近道になっている。ある人はもともと知名度が恐らく高くはなかったが、いったん名前が出ると、彼の官吏になる道はそこまでで終る、それに対して、社会的にはすぐさま炎上し有名になり、一冊の本がもともと一般的なものであっても、発禁本にされると、それはそれぞれ各大きな書店では完全に消え去るが本屋で消されでも、すぐに全国のベストセラーになり、アングラ露店ではどこにでも見られるようになり、老若男女何とか読みたいとなる。筆者自身にもこうした自らの体験がある、こうした現象は完全に制度によって作り出された異なる観念に対する飢餓によって生まれたところのものである。まるで一種の果実を食べることが禁止されると、人々はどうしても「禁断の果実」を食べたいと思うように、禁止されればされるものほど人々がそれに触りたいと考える。言論も同じであり、なぜならば、異なる言論と思想に対する禁止は、往々にしてその目的を達することができない。このような現象が中国の各級政府に少しでも触発することができ、彼らをして憲法第35条が規定する言論とプレスの自由をより尊重するように促せることを望む。特にインターネットが日増しに発達しつつある大きな背景の下では、言論と報道の自由を規制することは必ず徒労に終るからである。（訳者：徐森）

注)

- (1) 王世杰、钱端升：《比较憲法》，北京：中国法政大学出版社1997年版，第91ページ。
- (2) 同上，第93ページ。
- (3) 「インターネットでは不法なデモを扇動することを厳禁する」，《新京報》2005年9月26日。
- (4) “江蘇省の大学ではBBSに実名制を実施する”，《新京報》2005年10月6日。
- (5) 成功、淘达斌：「定南「人民日报事件」の因果関係」《南方週末》2003年9月18日
- (6) 例えば「むやみに料金を徴収することの不満が露呈，交通警察の隊長が隊員を率いて新聞社を衝撃」，《生活日報》2005年9月18日。
- (7) 「豪華な校舎を建てるのが露呈，現地の指導者がメディアを「無責任」だと非難」，《新京報》2005年

9月18日。

- (8) 钱昊平：「陝西渭南の警察が北京に行って作家を捕まえ、その出版物発行を不法経営だと述べた」，《新京報》2010年9月1日。
- (9) 黄鹏程、程平：「ある男子、都市管理者が乱暴に法執行する写真を撮った、削除を拒否し殺される」，《楚天都市報》2008年1月8日。
- (10) 2006年に上映された《山峡好人》は厳格な悲劇ではないが、何とか社会の暗い面を反映させた。

張千帆教授略歴

1964年1月 上海生まれ

(1) 学 歴

南京大学 (1980-1984) 固体物理学学士 (1984)

Carnegie-Mellon University (1984-1989) 生物物理学博士 (1989)

University of Texas at Austin (1995-1999) 政府学博士 (1999)

(2) 職 歴

南京大学法学院教授・博士課程教授 (1999-2002)

北京大学法学院教授・博士課程教授 (2003- 現在)

(3) 所属学会 中国法学会宪法学会 (副会長)

(4) 主要な研究分野 中国憲法、比較憲法、言論法

(5) 榮譽賞 『西方宪政体制』(西側の憲政体制)(上冊) 江蘇省第七回哲学と社会科学優秀成果一等賞、『西方宪政体制』(西側の憲政体制)(下冊) 司法部優秀成果三等賞・中国憲法学会優秀成果二等賞など

(6) 研究業績

(著 書) 『西方宪政体制』(西側の憲政体制)、『宪法学导论』(憲法学導論)、『为了人的尊严—中国古典政治学批判』(人の尊嚴のために—中国古典政治学批判)、『宪政原理』(憲政原理)、『宪政中国的命运』(憲政中国の命運) など30余冊。

(論 文) 『言论自由与宪政』(言論の自由と憲政)、『网络言论自由与边界』(ネットの言論の自由と境界)、『新闻自由是世界和平的制度保障』(新聞の自由は世界平和の制度保障である)、『论言论自由的重要性』(言論の自由の重要性を論ず)、『舆论斗争的阶段与走向』(世論闘争の段階と趨勢) など多数。

後記—北京大学法学院張千帆教授の本学来訪について

山本 賢二*

張千帆教授は招きに応じて日本大学法学部「外国人研究者」として2016年4月17日から23日まで本学において下記の3回の特別講義を行うとともに、上掲の論文『中国新闻出版管制的法律问题』（『中国におけるプレス管制についての法律问题』）を本誌に寄稿された。本論文の日本語訳には本学大学院新聞学研究科で学ぶ朱夢倩、蔡昕悦、張潔然、賀壹、王雪彤、孫鑫鈺、徐森の7名が当たり、博士後期課程の蔡昕悦がこれを整理した。

特別講義

- 4月18日（月） 大学院講義「中国における人格権と報道の自由」
- 4月20日（水） （教員対象） 研究会「中国の憲政と政治」
- 4月21日（木） 学部講義「言論の自由と中国憲法」

本誌に寄稿された論文は張教授の著書『宪法学导论』（第二版）（法律出版社2008.8）の「(五) 中国对新闻自由的法律限制」（「新聞の自由に対する中国の法的制限」）（pp.567-569）の延長線上にあるものであり、その部分を訳出すると以下ようになる。

.....

(五) 新聞の自由に対する中国の法的制限

中国のそれぞれの憲法においてはいずれも言論と新聞の自由が保障されているが、この自由は一貫して立法による普遍的制限を受けてきた。出版物に対して、中国は伝統的に事前放任、事後追究制度をとってきた（王世傑、錢端升1999.91）。過酷であった清朝の文字の獄であっても、性質的には事後懲罰に属するものにすぎなかった。最も早い事前制限は1908年の光緒報律であり、新聞社の設立に対し保証金納入と官府への報告の条件を規定するとともに、新聞刊行物の発行に対して事前審査制度を実施した。こうした制度は新聞紙の発行に対し極めて大きな負担を増やすとともに、官府にもこの上ない煩雑さをもたらした。

中華民国成立後、『臨時約法』が言論と出版の自由を認めたことで、清末の報律は自ずと廃止された。しかし、『臨時約法』第15条は、約法の権利は「公益を増進し、治安維持、あるいは非常緊急必要時には法律に依ってこれを制限することができる」と規定している。1914年、袁世凱は新聞紙条例と出版法を公布したが、その内、新聞紙条例は新聞紙の出版をもっぱら規定し、出版法は新聞紙以外の「文字図画」の出版を規定するものであった。新聞紙条例は許可と保証金制度を採用した。新聞刊行物は出版前に警察機関の認可を得るとともに、保証金を納めなければならなかった。もし、許可を得なかったり、保証金を納めずに発行すれば、警察官署は直接罰金を決め

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

るとともに発行を停止することができた。下記の九項目の内容に踏み込んだ新聞刊行物はいずれも非合法とされた。政体を混乱させるもの、治安を阻害するもの、風俗を乱すもの、関係官署が発行を禁止した外交軍事機密およびその他の政務に係わるもの、公的裁判を終えていない案件あるいは傍聴が禁止された訴訟をあらかじめ審理するもの、国会及びその他の官署の意義が法律に依って傍聴を禁止した内容に係わるもの、犯罪者或いは刑事被告人を煽動、庇護、称賛、救護するもの、或いは刑事被告人を陥れるもの、個人のプライバシーを攻撃、あるいはその名誉を棄損するもの。もし新聞紙が上記の禁止事項に違反したと指摘されると、その処分権は法院に属することになる。

1916年、黎元洪が総統に復帰すると、新聞紙条例は廃止された。それによって、新聞紙の出版は出版法の制限を受けるようになった。同法は出版に対し届出制を規定しているだけであったが、合法的に出版された内容に対する制限は新聞紙条例と似通ったものであった。1926年、段祺瑞は各方面の反対意見によって出版法を廃止した。これ以降、全国の新聞出版は自由になった。しかし、北京では依然として「新聞営業管理規則」が存在し、新聞社の設立制限に対し、新聞紙条例よりも厳格にさえた（王世傑、錢端升1999.93）。

1930年、南京政府は新しい出版法を公布したが、その管轄範囲は新聞刊行物雑誌、書籍及び「その他の出版物」を包含した。同法に基づくと、新聞紙と雑誌は届出制を採用し、書籍とその他の出版物は自由に発行できるようになった。しかし、出版物は下記の内容を掲載してはならないというものであった。国民党あるいは三民主義を破壊することを意図としたもの、国民政府を転覆あるいは中華民国の利益を損なうことを意図したもの、公共の秩序を破壊することを意図したもの、善良な風俗を阻害するもの、訴訟の議論の公開を禁止する。新聞出版に対する一党専制と一つの教条の制限が、ここから始まるのである。違法な出版物に対して、内政部は是正、警告あるいは差し押さえができるようになる。1931年の「訓政時期約法」は「言論の発表および著作刊行の自由」を規定しているものの、第15条は法律が制限を加えることを許しているので、出版法は約法に違反しているものではない。以後、国民党は若干の新聞検閲方法をさらに定め、重要都市の新聞紙は審査を受けて始めて発行できるなどとした。

1949年以後、四つの憲法はいずれも新聞出版の自由をそれぞれ規定している。1982年憲法は第35条に「公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。」と規定している。しかし、関係法規は出版物に対してかなり厳格な事前審査と事後追究制度を実施している。1997年、国务院は「出版管理条例」を公布した。第5条は「公民は出版の自由の権利を行使する際、憲法と法律を遵守しなければならない、憲法の確定した基本原則に反対してはならず、国家の、社会の、集団の利益とその他の公民の合法的自由と権利を損なってはならない。」と規定している。第11条に基づくと、出版単位の設立はまず省級政府の出版行政部門に申請をしなければならず、審査承認同意を得た後に、国家新聞出版署に審査認可を求めることになる。許可証を得るとともに登記した後、出版単位は法人資格を得るのである。図書、AVおよび電子出版物の出版社の年度計画及び「国家の安全、社会の安定などに係わる重大なテーマ」（第19条）は省級政府の出版行政部門を通じて新聞出版署に報告届出される。出版物の発行前に、出版単位は新聞出版署、北京図書館（現国家図書館）及び中国版本図書館に無料で見本書を送らなければならない。第25条は如何なる出版物も下記の八項目の内容を含んではならないと規定している。憲法の確立した基本原則に反対するもの、国家の統一、主権と領土保全に危害を与えるもの、国家の安全、荣誉及び利益に危害を与え

るもの、民族分離を煽動、少数民族の風俗習慣を侵害し、民族団結を破壊するもの、国家機密を漏えいするもの、猥褻、迷信及び暴力を宣揚するもの、社会公德と民族の優秀な文化伝統に危害を与えるもの、他人を侮辱或いは誹謗するもの、及び「法律、法規が禁止を定めているその他の内容」。もしも出版、発行、印刷或いは複製業務に従事する者が上述の規定に違反したならば、「出版物と違法所得を没収するとともに、違法所得の3倍以上10倍以下の罰金に処する」ことができ、情状の重大なものは営業停止整頓を命じたり許可証の取り消しもでき、犯罪を構成するものは刑事責任を追究することができる。

2005年9月、国務院新聞弁公室と情報産業部は合同で「インターネットニュース情報サービス管理規定」を公布したが、その第19条はインターネット情報に対して11のタブーを設定した。それは主に、憲法が確定したところの基本原則に違反するもの、国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの、国家の荣誉と利益を損うもの、民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの、国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの、デマを散布し、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊するもの、猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの、他人を侮辱、誹謗あるいは他人の合法的權益を侵害するもの、不法な集会、結社、デモ、示威を煽動し、民衆を集めて社会秩序を乱すもの、不法な民間組織の名によって活動を行うもの、などである。規定に違反した者に対して、国務院新聞弁公室或いは各省政府の新聞弁公室はそれぞれの職権に基づき違法活動の停止を命令するとともに、1万元以上3万元以下の罰金に処する（互联网严禁煽动非法游行『新京报』2005年9月26日）。これと同時に、地方政府も関係措置を通じてインターネット活動を制限している。例えば、江蘇省委は「大学生の思想政治教育強化改善の実施意見」を公布し、キャンパスのインターネット管理を強化し、監視と管理プラットフォームを作り、誤った情報を「フィルタリング」、削除するよう求めるとともに、電子掲示板にはユーザー実名登録制度を厳格に実施するよう求めている（江苏高校BBS将实行实名制『新京报』2005年10月6日）。

.....

以上の内容および寄稿論文から明らかな張教授の論旨は、中国の統治者は歴史的にさまざまな規制を通じてプレスと言論の自由を制限してきたが、中華人民共和国においても憲法には「公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。」と明記しているが、さまざまな規制を設けてそれに一定の枠をはめてきた、というものである。

そして、張教授が本学における特別講義などで繰り返し語ってきたことは、改革開放以来、中国における言論の自由は長足の進歩を遂げた、しかし、憲法に明文規定されている関連条項はまだ十分に実現されていないので、今後さらに公民の権利を確実に保障してゆくべきであるというものであった。こうした中国の憲法に基づく議論は彼の一貫した態度であり、それが彼を「憲政（立憲）主義者」だとする所以である。

張教授は特別講義の中で「いかなる政府も良い法を制定することを通じて、きれいな入り口を維持しようと望むが、良い法が与えたところの義務を担おうとはしない。」「現体制は表面の民主と実質の専制が一つに結びつき、民主と独裁の最も悪い部分をつなぎ合わせたもので、長期的理性が

存在しない。」としながら、「官僚は憲法を回避するが、庶民は真剣に向き合う。憲法は人民の利益を保護するために制定されているからである。」「人民が絶えず憲法意識を向上させ、自覚して憲法を運用すれば、『入り口』の憲法でも公民の権利を保護するために限定的な役割を發揮できる。」とし、憲法の有用性を指摘すると同時に、「中国の憲政に向けての二つの道」について「政府の道」と「民間の道」を挙げ、「政府の道は政府が制度改革を自ら推進でき、その原価はより低くより効果的でもあるが、持続可能性が欠如している。」とし、「民間の道は民間が呼びかけ制度改革を進めるよう政府を促すが、原価は高く、難度も大きく、結果は不確定である。」と指摘し、両者の長所短所を示したうえで、米国の「憲法の父」と称される第四代大統領 James Madison の言葉を引用し『『人民自身』だけが自由の最も頼りになる守護者であり、一度人民が政治の舞台から消え去ってしまえば憲法は一枚の紙くずになってしまう。』とし、「人民自身」に期待を寄せると同時に、清末の立憲運動の指導者張謇の「憲政は政府が実施することが必要であるが、人民も一緒に推進しなければならない。」という言葉によって、「政府」と「人民」の協働の必要性を語り、民間からの憲政推進には「周期的な選挙、党内民主と党外の競争、異なる権力の中心の相互チェック、中立機関の司法審査」のような「制度による支持」が必要であるとしている。

張教授のこうした観点は張教授の所属する北京大学憲法・行政法研究センターが2012年11月に『炎黄春秋』誌と共同開催した「改革コンセンサスフォーラム」（「改革共识论坛」）において採択された「改革コンセンサスアピール」（「改革共识倡议书」）に現れている。

同「アピール」は政治改革が遅々として進まず、「官僚の腐敗、公権の乱用、貧富の格差拡大」など社会に不満が鬱積しているが、「体制外には改革の圧力がなく、体制内には改革の動力がない」中で、「中共18全大会報告は政治体制改革の確固とした意志を伝え、習近平総書記の憲法公布施行30周年記念大会での講話が憲法の実施を重点的に強調したことで、我々に憲法に基づく執政、改革深化の希望を見させた。」「当面、中国の改革は再び十字路にさしかかっている。中国社会は特に改革の原則問題と総体的方向に対してコンセンサスを持たなければならず、特に現代文明の求めたところの民主、法治、人権尊重など憲政の原則に対し基本的なコンセンサスを持たなければならない。」と指摘し、「一、憲法に基づく執政を推進する」、「二、選挙民主を根付かせる」、「三、表現の自由を尊重する」、「四、市場経済を深化させる」、「五、司法の独立を実現する」、「六、憲法の効力を保障する」の6項目のコンセンサスの実現を掲げた。

その中の「三、表現の自由を尊重する」では、「(1)ネット言論が不必要の制限を受けている」ことに対し、「全面的にネット言論管制を解消し、各地の政府がネット言論で公民に対し断罪したり、労働教化を行うことを厳禁すべきである。」とし、「(2)新聞出版が不必要な制限を受けている」ことに対しては、「新聞出版領域の管理は事前の政治的関与から、事後の法的監督に転換し、違法に出版された情報については事後に法的責任を追究すべきである。」とするとともに、「現行の憲法がいまだ効果的に実施されていず、憲法35条の規定する基本的権利がいまだ効果的に保護されていないことにかんがみ、言論と出版の自由の法的保障を着実に強化するとともに、言論出版の自由の法的境界を明確に確定するため、『新聞法』制定の必要がある。」としている。

また、「(3)公民の集会が不必要な制限を受けていること」に対し、「行進示威申請の審査許可は内容審査から手続き的審査に転換すべきであり、審査の目的も公民の表現の自由を制限するのではな

く、暴力衝突、交通渋滞など秩序を混乱させる現象を防止するところに置く。」とし、「(4)公民の結社の自由も不必要な制限を受けている」ことに対しては、「公民の結社申請も同様に内容審査から手続き的審査に転換すべきであるとともに、団体に対し法制化された管理を行うのに便利なように、団体届け出登記制度をつくるべきである。」と呼びかけている。

同「アピール」は、最後に「『世界の潮流は、ぐんぐん流れている。これに順うものは昌え、これに逆らうものは亡びる。』、民主、法治、人権、憲政は阻むことのできない世界の潮流である。…我々は左右の違い、朝野の別をのり越えて、民主、法治、人権尊重、民富国強の憲政中国を打ち立てるため共に努力しよう！」ということばで結んでいる。(http://user.qzone.qq.com/622007780/blog#!app=2&via=QZ.HashRefresh&pos=1356424559)

これより先、6月26日には中国内外の知識人126名の署名した「公民憲政コンセンサス」(「公民憲政共識」)がネットに公表されていた。もちろん、張教授はこの「公民憲政コンセンサス」の署名者の一人でもある。

この「公民憲政コンセンサス」は冒頭に「我々は公民として、自由民主憲政、社会主義憲政、儒家憲政などの違いはあるものの、自分の人としての尊厳を守るために、文明生活に合致した憲政秩序が打ち立てられることを望んでいる。憲政は反社会主義だとか、中国には憲法だけが必要であり、憲政は必要ではないともいう人がいるが、周知のように、往時憲政のない憲法は迫害を受け死に至らしめられた国家主席を保護することさえできなかった。憲政のみが、歴史の暴政再演を防止できる。」と指摘し、「一、人の尊厳は侵されない」、「二、憲政はみんなの清潔な水と空気である」、「三、憲政を擁護し、憲法を実施する」、「四、選挙民主を推進する」、「五、言論の自由を実践する」、「六、信仰の自由を尊重する」、「七、司法の独立を実現する」、「八、官民共治に向かう」という8項目について「コンセンサス」を得たとしている。

その中の「五、言論の自由を実践する」は全文次のように指摘している。

「言論、新聞、集会、結社の自由は公民の尊厳の最たるものであり、公権力を規制し、長期にわたる治世の安定を実現する基本的保障でもある。言論の自由、情報の充足を保証することによって、公民は道徳と心智が成熟に向かうとともに、独立思考によって自分自身の利益にかかわる公共の実務に対し理性的判断を下す能力を持つことができる。ネット時代においては、言論の主導権は個人の掌中に握られており、公民として公共の実務に対し沈黙を保つ理由はない。公民は正当なルートを通じて自己の訴えと要求を表現する権利を持つとともに、他人の表現の自由を尊重する義務もある。公民の言論の自由—特に政府を批判する言論の自由—は政府による剥奪あるいは制限を受けてはならない。新聞と出版の自由は社会の理性の基礎であり、公権力の抑圧を受けてはならない。ひとたび公権力が新聞出版を支配するようになると、必然的に輿論の公器を自分のために奉仕させるよう動かし、国民に対して系統的な情報詐欺と精神的支配を行い、さらに進んで彼らの歴史観や世界観を捻じ曲げ、閉鎖保守、不遜尊大、現実逃避および過激な民族主義などの非理性的心情を助長し、あわせて国家全体を狂乱の中に陥れるのである。この面において、国人はすでに多くの血なまぐさい痛ましい代価を払っている。中国社会を正常に戻すには、必ず新聞独占を打破し、輿論管制を解消しなければならない。」(http://boxun.com/news/gb/yuanqing/2013/06/201306262138.shtml) (「J&M」海外研究動向 山本賢二「中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動」参照)

もちろん、張教授の観点について、社会主義を批判し、中国共産党の指導を否定、中華人民共和国を転覆させるものとして批判する者（典型例としては「乌有之乡」に掲載された『图穷匕见：張千帆暴露了“社会主义宪政”的真面目作者：白啸风』www.wywxwk.com/Article/zatan/2015/12/356464.html）もいる。しかし、張教授がいまもって研究者、教授として北京大学にあり、憲政啓蒙活動が行えることは「中国における言論の自由は長足の進歩を遂げた」ことの証明であると同時に、党内にも支持者がいることの反映でもある。

そして、最近において張教授のこうした観点がよく示されるのが彼の言論活動の一部を構成する時評であり、以下にいくつか例示し、彼の「憲政主義者」としての啓蒙活動の一端の理解に資するとともに、「後記」を閉じたい。

① 民主は回り道できないくほみである—『中国震撼』を評す
（「炎黄春秋」2014年第12号）

張千帆：民主是绕不过的坎——评《中国震撼》
2014年第12期 炎黄春秋杂志

『中国震撼』という本は問題があり過ぎる。私は『中国震撼』あるいは国内左派のすべての観点を一律に否定するものではない。『中国震撼』というこの本の「価値」はその観点の説得力にあるのではなく、それはわれわれに民主体制自体の問題、とりわけなゼインドにおいて民主がかなり発展しているにもかかわらず、長期にわたり貧困にあるばかりでなく、環境も保護できていないのかを再考させるところにある。実際には、西側の学者も自分たちの体制を絶えず再考、批判している。こうした現象自体憲政体制の健全さを示している。如何に整った制度を設計しても、実践過程においてはいずれも完全とはなり得ず、いずれも欠点、弱点をもつものであり、そのため批判監督が必要であり、そうして始めて誤りを正し、絶えず進歩することができる。不幸なことは、国内の少なからぬ「左派」は機を見て巧く立ち回り、民主体制が容認しているところの自由な批判を民主に泥を塗る汚点だとして、この点をとらえ、限りなく誇大し、人々を惑わせている。しかし、実際に問題を書くとなれば、中国の公権の腐敗、強制撤去、環境破壊…何冊本が書けるであろうか。ひとたび国内の批判の声が抑えられ、国外の状況に対しても民衆が分からないとなれば、『中国震撼』および国内の一部メディアなどがもたらす輿論の誤導はとりわけ警戒すべきである。

.....

国内の左派が民主対しいかなる愛憎があろうとも、民主はすべての正常な国家が回り道のできないくほみなのである。民主を誹り、「国粹」を持ち上げ、一部の民主の成功していない国を特に探し出し、民主から逃避する心理的慰めにし、惜しむことなく事実を歪曲しさえし、ある種の既定の結論を「論証」しようとするよりも、自分の問題を直視し、病気に薬を処方すべきである。つまるところ、他人が良いか悪いかは他人の事である。自分が病になっているのに薬を飲むことを拒めば、最後に被害を受けるのはやはり自分なのである。

② 言論の自由は社会の分裂を補てんする基礎である

(「ウォールストリートジャーナル」中国語ネット版 2015年4月10日)

张千帆：言论自由是弥合社会分裂的基础

《华尔街日报》中文网：cn.wsj.com/gb/20150410/ZQF171740.asp

このほど、中央テレビ局キャスター畢福劍が食卓で毛沢東を揶揄した動画がネットに上げられ大きな騒ぎになっている。柴静のスモッグ動画によって引き起こされた論争が主に自由主義陣営内部で起きたものとすれば、畢福劍の騒ぎは現今の中国左右両派の深刻な分裂を直接明らかにしたものであるので、より意義があり、より見ごたえがある。

.....

畢福劍の言論は明らかに私的な話に属するものであり、かれの同意を経ずネット上に公表したのは明らかに非道徳である。畢は「公共人物」に属するかもしれないが、公共人物にもプライバシーはある。小さな範囲でのわれわれの個人的話は往々にして公開の場における発言と異なるが、これは古今東西同じである。もちろん、彼が語ったところの毛沢東はなおのこと公共の話題であり、もともと確かに何んら「秘密保護」すべきものではない。言論の自由のある国家においては、国家の指導者について何を言っても問題は無いし、故人となった指導者についてはなおのこと言うに及ばないが、中国の「国情」については周知のとおりである。こうした言論については「自由」が無いことは言うに及ばず、厳粛な議論でさえ空間をもたないのである。幸運にも三十年余りの改革の後、個人の言論空間は大いに拡大された。もし公開の場での言論では「政治的最低ライン」を遵守しなければならないとすれば、私的にあれこれ文句を言ったり、不満をぶちまけてもよいであろう。

こうした意味で言えば、今回の「密告」(あるいは「摘発」)の罪は個人と公共の言論という二つのもともと異なる空間をぶち抜き、個人の空間に私的秘匿性を失わせ、公共空間の不自由をして相対的自由な私的空間を圧迫させるものである。もしこうした行為をそのまま蔓延させていくとすれば、私的言論空間は大きな抑圧を受けることになり、社会的信頼もさらに破壊されるであろう。

.....

私的言論の自由は中国の改革の最大の進歩であり、現代中国の北朝鮮、あるいは五六十年代の中国社会と異なる標識でもある。まさか「文革」期の夫婦同床異夢の時代に戻りたいと考えるものがあるとしてもいいのか。もし同じテーブルで食事をしている人が「密告」できるとすれば、妻は夫の「反動的言論」を摘発できるものなのか。もちろん、こうした状態はまさに極めて少数の現実から遊離した左派が求めることではあるが、左派たちが喜ぶのは早すぎる。一昨日、私はマイクロメール上で、一部の左派の公共墓地において江青を弔う活動が制御され、何人かの年寄りが警察に殴打されたことを見たばかりである。自由派はもちろんこの「文革」の第一線にあった攻撃手を記念するはずはないが、左派たちの言論の自由は尊重するであろう。言論の自由は確かに左右を分けることなく、それは全ての人の権利と言えるものである。君が言論の自由を今日尊重しなければ、明日は自分が言論抑圧の犠牲者になるかもしれない。人は一定の先見性を備える理性的動物であるべきであり、なぜ遅かれ早かれ自分を虐待する制度を支持するというのであろうか。

.....

自由派から見ると、江青を弔う行為は愚かであるが、それがはっきりとした目に見える危害を生み出すことを示す証拠はないので、左派は江青を弔う完全な自由を有する。左派から見ると、毛沢東を揶揄する言論は誤りであるが、現在に至るまで畢福劍の言論はいかなる実際の危害も生んでいない。ネット上では怒涛のようにさまざまな輿論が巻き起こり、左右の論戦は激しく、ますます極端になる趨勢さえあるようである。このままいけば天が崩れるであろうか。私は絶対そうならないとみている。ネット上でさらに騒ぎ立てても、それは口角戦に過ぎず、誰をも傷つけることはない。まして言論は安全弁でもあるので、社会の気分を発散させるのに有益である。人々に発散させなければ、心の中のわだかまりを解消できず、かえって非理性的行動をより引き起こしやすくなる。

事実上、現今の中国の左右分裂はまさに言論の自由の欠如が作り出したものである。公共空間に言論の自由が欠如していることによって、左右はいくらかの基本問題について直接対話ができず、各自の小さな範囲で言論を発表することができるだけで、公開対話の欠如によって必然的に生じる各種「陰謀論」が混ざることによって中国の左右は今日のようにそれぞれが極端に益々走ることになり、基本的理解と同情が欠如するところまで至ってさえいる。彼らの間はずでに観点と立場の違いではなく、二種類の異なる動物、さらには不倶戴天の敵にさえなりつつある。

.....

中国の左右を分割する最大の溝は毛沢東に対する評価である。自由に議論する基盤によってのみ、異なる意見はこの根本的問題に対して最低限のコンセンサスを形成することができる。私のこうした判断には少なくとも二つの理由がある。一つは言論の自由は一定程度毛沢東本人を助けることができる。多数の右派が毛沢東を憎んでいる理由は、主に彼が「大飢饉」と「文革」の悪の第一人者だからである。もしあの時、言論の自由が少しなりともあったとすれば、民族に重大な危害を及ぼしたこの二つの大災難は起きなかったか、あるいは起きたとしてもあれ程までの激しさには至らなかったであろう。とすれば毛沢東は左右の評価が全く異なる人物にはならなかったであろうし、彼に対する評価もこんなにもことさら隠すタブーにはならなかったであろう。

二つは毛沢東がこの二つの悲劇に対して何らかの歴史的責任を負うべきだとしても、自由に議論し、話したいことを余すところ話し、それぞれ腰を下ろし、「事実を並べ、道理を語る」ことのみによってはじめて真相がはっきりし、人を心服させることができるのである。今日この問題において左右の意見の食い違いがかくも大きい理由は、そのカギは政府筋が正常な自由な議論を許さず、左派がある種の重大な歴史事件に対し選択的な「失明」をかこっているからである。

.....

政府がやはり蓋をし、自らが一つの唯一「正確」な答案を提供し、それぞれに「従う」よう望むとすれば、言えることは、中国社会はこの根本的問題に対しコンセンサスを形成することはできず、左右はますます乖離していくであろうということである。人民はずでに子供ではなく、そこにおとなしく座って答えを待つものではない。「思想を正し」、「認識を統一する」時代はずでに過ぎ去り戻ってこない。明智ある為政者は逆行できない歴史の流れに従うべきである。少なくとも、庶民が私的に話したいことを彼らに話させればよいであろう。ましてや政府内部に同様な考えを持つ人も多くなっており、自ら考えているのに、何をもって人には話させないのか。

- ③ 言論をもって罪を定めることは法治でもつとも忌避するものである
〔「フィナンシャルタイムズ」中国語ネット版 2015年05月22日 11:50 AM〕

張千帆：以言定罪是法治大忌

来源：金融时报

2015年05月22日 11:50 AM

最近、北京市検察院第二分院の弁護士浦志強に対する起訴状は「民族の恨みを煽動した」と「故意に事を起こした」という二つの罪状で告発した。起訴状は被告が新浪ウェイポーを利用し、「雲南の暴力テロ事件などにかこつけて、前後八回にわたり多くのウェイポーを流し、情報ネットワークを利用し、民族関係を挑発し、多数のネット利用者がそれを閲覧した後転送やコメントを流すことを誘発し、民族団結を破壊した。」、さらに「社会のホットな事件などに対して、侮辱的言葉で関係者田なにかし、申なにかしなど多数の人にたいして思いのまま罵倒し、多数のネット利用者がそれを閲覧した後転送やコメントを流すことを誘発し、悪辣な社会的影響をつくり出した。」ことで、これによって被告が「情報ネットワークを利用し、民族関係を挑発し、その情状は重大であり」、「公然と他人を罵倒し、その情時用は悪辣であり、社会秩序を破壊した。」と認定したと述べている。

以上が起訴状のすべての要点である。不要な不部分を除けば、起訴状の実質は一ページに満たない。これが公安、検察が一年余り延ばし、何度か返却し補充捜査を行った「協力の成果」であり、驚かざるを得ない。起訴状は被告の「犯罪」事実に対し簡単に羅列し、何を言っているか不詳で、すべての罪を定める証拠は被告が過去の数年間に発表した若干のウェイポーであり、そのため典型的な言論を以て罪を定めるものである。

こうしたやり方は被告の憲法 35 条によって保護されている言論の自由を侵害する疑いがあるばかりでなく公安と検察が公民の基本的人身の自由に対して畏敬が欠如していることを具現化しており、この自由をはく奪する公権力を行使する過程の中で明らかに軽率すぎる。浦志強の表現方法は辛辣で厳しいものかもしれないが、自らの思考を経て発表した責任ある言論である。いったい正しいか誤りかは言論が自由で、言いたいことを余すところなく言える環境の下で、すべての聴く者に決めさせるべきであり、国家機器によって刑法の手段を繰り出し、沈黙を強制するべきではない。もし、公安と検察を国家機器の「腕」に例えれば、彼らに公民が何を話すことができ、何を話すことができないかを決めさせることであり、あたかも「腕が頭を管理する」に等しく、このように国を治めることは明らかに極めて危険である。

.....

人類が国家を打ち立てた理由は、第一の目的は人民の安全を保障することにある。人民が国家を打ち立てた際それにすべてを独占する合法的暴力を授けた理由は、個人が暴力を行使して互いに傷つけあうことを防止するためである。国家が打ち立てられたのち、すべての個人の暴力は正当防衛のためを除き、非合法になった。国家の基本任務は独占している正当な暴力を通じて正当ではない個人の暴力を制圧、防止するものであり、暴力独占機関は「公共安全」に責任を負う警察である。しかし、警察も誤りを犯す凡人でもある。彼らが権力で私利を図り、国家が付与した公権力を

自己の私権力に変えることも防止しなければならない。もし、彼らの権力に対し制約がないとすれば、警察も人民の保護者ではなく抑圧者となる可能性を持つ。公安は公共の安全をもたらさないばかりか、逆に人民の安全を損なうことになる。

.....

もちろん、言論の中には若干の誤り、あるいは有害情報も含まれる可能性があるが、これらの誤りは一つの自由な交流とやり合う環境の下で始めて識別できるのである。言葉を換えて言えば、言論の誤りを正すには、沈黙を強制するのではなく、より多くの自由な言論を通じなければならない。もし国家が議論の中断を強行するならば、真理と誤謬はかえってはっきりしなくなってしまう。価値判断は人によって異なり、国家は支配者自身の立場を人民に強要する権利はない。

.....

本案の起訴状は浦志強が発表した一部のウェイポーの言論が「故意に事を起こし」、さらには「民族の恨みを煽動した」と公言しているが、われわれはただ「情状が重大であり」、「社会秩序を破壊した」などの一連の空虚なレッテルを目にするだけである。一年余りを経ても、これらの言論がなんらかのよくない現実的後の結果を生んでいることを目の当たりにしていない。起訴状の中の被害者「田なにがし」、「申なにがし」、あるいは政府部門のスポークスマンであれ、全国人民代表大会代表であれ、その公共人物としての名誉は言論の自由の前では譲歩すべきである。名誉が棄損されたとしても、国家の控訴機関が出てきて言論に懲罰を与えるのではなく、彼ら自身が立ち上がって権利を守るべきである。

.....

もし警察が、公民がなにかを言ったことで勝手に人を捕まえることができるとすれば、我々すべての人間は「腕が頭を管理する」という危険な国家に生活していることになり、いかなる人の言論の自由と人身の安全も基本的な保障が得られなくなる。準司法機関としての検察院は本来公安という「腕」を管理すべきである。憲法第 131 条は特にそれに「独立して検察権を行使し、行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けない」よう責任を与えている。しかし、この薄い起訴状は北京第二分院が今回尽くすべき憲法の職責を履行しなかったことを示しているだけである。

④ ファシズムは決して我々から遠く去ってはいない

(「ウォールストリートジャーナル」中国語ネット版 2015 年 9 月 4 日)

張千帆：法西斯并未离我们远去

《华尔街日报》中文网：<http://cn.wsj.com/gb/20150904/ZQF123529.asp>

各国が反ファシズム勝利 70 周年を記念しているとき、中国も規模の膨大な観閲式を行った。中国は日本の侵略戦争の苦しみを深く被ってきたので、当然勝利を記念する必要があるが、記念は勝利を歓呼し、侵略を非難するレベルに留まるべきではなく、このファシズム戦争が発生したところの原因を再考すべきである。もし、自国が戦勝国と被害者であり、軍国主義、ファシズムが日本、ドイツの事であると簡単に考えるだけだとすると、これらの国が特に残忍で好戦的であり、これらの民族には戦争を仕掛ける「文化的遺伝子」があるかのようになるが、それは皮相的であるばかり

でなく、危険でもある。事實は、往時中国侵略戦争と太平洋戦争を仕掛けた日本はまさに第一次世界大戦の戦勝国の立場で出現したものである。日本が軍国主義の道に足を踏み入れた理由は、日本人が特に「悪い」、あるいは生まれながらにしてある種の侵略性を備えていたからではなく、その自由民主憲政制度が完全に転覆させられていたからである。もし、国家制度に根本的問題が生じるとすれば、誰でもファシズムとなる可能性があるのである。

.....

今年の早い時期に、国内で日本の学者前坂俊之の『太平洋戦争と日本の新聞』（前坂 俊之（著）『太平洋戦争と新聞』講談社学術文庫 2007/5/11）が翻訳出版されたが、これは日本の中国侵略の制度的原因を明らかにした力作だと言える。このそれほど厚くない本は一つ一つのストーリーで戦争と新聞の関係を直截的に映し出し、一つの国がファシズムに向かうのには、先ず民主を廃棄し、新聞を統制しなければならないことを生き活きと描いている。なぜならばこの両者は国家のファシズム化の最大の障害だからである。往時、日本が戦争に向かった理由は、新聞統制下のメディアがその職責を全うしなかったことにその責任があることを免れ得ない。

.....

『太平洋戦争と日本の新聞』は、われわれに日本の中国侵略戦争が如何にして政府のメディア統制の下で仕掛けられ、持続的に行われたのかを生き活きと明らかにしている。

…ファシズムは一種のウイルスのように、一度日本とドイツを襲ったが、その変種がロシアと中国を相次いで襲ってもいる。こんにち、ドイツ日本はすでに憲政民主国家になっており、このウイルスから根本的に離脱した。安倍政府はメディアに対する統制を強めているかのようであるが、前の世紀の二三十年代とはすでに同じに論じることはできなくなっている。日本の新聞の自由は早くに確立されており、昔に回帰することは不可能であり、国家の政策方針に百年近く前のようなとんでもないことが起きるはずもなくなっている。ひるがえって、新聞の自由の欠如はすでにわれわれに重大な対価を払わせている。「大飢饉」、「文革」のような悲劇が発生した理由は、第一に基本的な言論と新聞の自由が無いためである。言論と新聞の自由が無ければ、一つの国に戦争を含むいかなる事柄をも発生させる。戦争が終結して70周年になるが、ファシズムが我々から遠く去ってしまったとは考えてはいけない。新聞の自由と民主制度が確立されなければ、いかなる者もこの保証書を出すことはできない。

.....

実際には、中国と日本の平和を永久に保障し、両国関係を徹底的に修復することは決して難しいものではなく、その前提は両国人民が政府の干渉の無い前提の下で、自由な交流を通じて、相互に理解し、気持ちを通わせ、より多くの中国人に真実の日本を理解させ、より多くの中国人に真実の中国を理解させることである。国家がニュースを故意に創り出したり、制限したりせず、さまざまな「抗日神話」をでっちあげるのに参与せず、人民間に人為的障害と誤って導く環境がない中で自由に交流させられることが出来さえすれば、誤解や恨みは最終的に無くなるであろう。極左あるいは極右のファシズム勢力は両国において依然として存在していくであろうが、彼らは自由民主政体という大局を主導することはできないであろう。

資料解題

中国における外国報道機関・記者の報道・取材活動に関する規定

山本 賢二*

はじめに

中国情報は中華人民共和国の成立、混乱、発展とともに国際関係を理解する上で不可欠のものとなっている。中国の「真実」は中国を見る人によって千差万別となるが、「事実」は事実であることによって、われわれにとって始めて「真実」に接近するための情報としての価値がある。最も信頼できる「事実」はわれわれ自身の五感によって得ることであり、それは「百聞不如一见」（百聞は一見に如かず）という言葉に象徴されるが、それにしても多くの人がすでに「ステレオタイプ」をもっており、その「コード」に合わせて「事実」を受容するため、「真実」に接近するための情報を得たとは確言できない。そして、その「ステレオタイプ」の生成につながる「擬似環境」を形成する「事実」がメディアによって日常的に流されていることを忘れてはいけない。

中国のメディアが提供する情報は基本的に中国共産党の選択・解釈した「事実」であり、われわれにとってそれは中国の「真実」に接近するための情報の一つである。また、日本のメディアが伝える情報も中国の「真実」に接近するための一つの「事実」に過ぎないのであり、前者との違いは日本においては私企業、または公共機関としてのメディア、あるいは編集を含む記者個人の選択・解釈を経たものであるということである。つまり、日中双方のメディアから流される情報は、それぞれ主体は異なってもいずれも選択・解釈を経て構成された「事実」であり、その「事実」を客体としてのわれわれが受け取るということである。

中国における外国報道機関・記者の報道・取材活動については、「条例」などによって「規定」が設けられており、その範囲内で報道・取材活動が行われている。その「規定」は中国における報道と取材に分けられる。前者の中国における報道とは主に中国のユーザーに対する情報の提供を意味し、新華社が統一的に管理しており、外国の報道機関が自由に情報を中国域内に発信させることはできない。また、後者の中国における取材とは自国を含む国外に向けて情報を提供するための外国報道機関の取材活動を指す。

この資料解題では先行研究を利用させていただきながら、外国の報道機関の中国における報道と取材に関する「通知」、「弁法」、「条例」、「規定」などを対象とし、その原文を転載、訳出すると同時に、その歴史的流れを略述するものである。その目的は中華人民共和国における外国報道機関・記者の報道・取材活動に対する管理を通時的に理解することを通じて、報道機関の伝える中国の「事実」に接するわれわれが中国の「真実」を見極めるうえでその「客体」から「主体」となるための一つの参考資料を提供するところにある。

なお、外国報道機関・記者の中国における取材についての先行研究を挙げると、日本では富窪高

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

志の「中国に常駐する外国人記者の取材活動について」(『外国の立法』239(2009.3) pp.113-128)がある。富窪はその論文の中で中国における外国人記者の取材環境について、「北京オリンピック大会及びその準備期間中の中国における外国人記者の取材に関する規定」から始め、在華外国人記者クラブ(FCCC)、外交部外国人記者新聞センター、国務院新聞弁公室と報道官制度などを概観すると同時に、FCCCが2007年に国際オリンピック委員会に提出した「最近(2007年8-10月)の報道環境及び勧告」を紹介した上で、2008年10月17日国務院第31回常務会議で採択された「常駐外国報道機関及び外国人記者の取材に関する条例」の条文をこれより先1990年1月11日に国務院第53回常務会議で採択された「外国人記者及び常駐外国報道機関管理条例」とも比較しながら詳述している。

一方、中国では陳開和の「1949年以来我国对外国驻华记者管理制度的演变」Evolution of China's Policy towards Foreign Journalists since 1949(《全球传媒学刊》2012年第1期, 总第9期, 2012年3月 pp.5-12)などがある。陳開和は「1949年以来のわが国の駐華外国人記者に対する管理制度の変遷」と題する論文名から分かるように、中華人民共和国建国以来の外国報道機関・記者の中国における取材環境について時系列的に論述している。

さらに、訳文のみについて挙げれば、中田崇編の「中華人民共和国建国前後のメディア関連文献 I」(『現代中国事情』第24号2009年3月5日 pp.217-223)にいくつかの文献が訳出されている。

本資料解題では、既訳のある資料はそれを利用していただいた。例えば、富窪はその論文に「常駐外国報道機関及び外国人記者の取材に関する条例」と「外国人記者及び常駐外国報道機関管理条例」の二つの「条例」を訳出し後掲している。この二つの「条例」の内、本資料解題では許諾を受けて後者を転載している。富窪氏はもとより、許諾された国立国会図書館調査及び立法考査局に感謝したい。

前者の2008年の新しい「条例」については駐日中国大使館のホームページにアップされているので、富窪の訳文もあるが公・私の順に従って、大使館版を転載している。また、同ホームページには「北京オリンピック大会及びその準備期間中の中国における外国人記者の取材に関する規定」もあるので、この「規定」も転載した。いずれも転載について同大使館新聞司の許諾を受けており、感謝したい。

そして、既訳のない文献は本学新聞学研究科博士前期課程・後期課程修了・在籍者である蔡昕悦、閻瑾、朱瑞璽、叶柳、神尾優、王雪彤、賀壹、孙鑫钰、徐淼、朱夢倩が試訳に当たった。なお、出典、訳者名が記されていないものについては筆者が訳出したものである。

1. 中華人民共和国成立前後の関係文献

アヘン戦争以来、西欧の侵略を受けてきた中国は日本との長期にわたる戦争を経て連合国の一員として第二次世界大戦の勝者となった。1945年のこの勝利から程なく、国民党と共産党の内戦が勃発し、1949年10月1日に中華人民共和国の成立が宣言された。この中国が中華民国から中華人民共和国に政体が変わったことはまさに革命であり、毛沢東言うところの「新民主主義革命」による「反植民地、半封建」という環境からの転換が緒に就いたことでもあった。

その中華人民共和国成立以前については、その前夜1948年11月8日に中国共産党中央委員会か

ら出された「关于新解放城市中中外报刊通讯社的处理办法」（新たに解放された都市の中における中外新聞雑誌通信社に関する処理弁法）がある。当時の中国共産党の中国におけるメディア状況についての観点は同「弁法」の前文に示されている。

前文は「これらの都市には、都市の人民の生活に重大な影響を与える大量の新聞、刊行物、通信社が存在し、国際宣伝に極めて大きな影響があるとともに、外交に関係ある外国通信社、外国人が経営する新聞、刊行物及び外国の新聞、刊行物、通信社の中国駐在の記者が存在する。これらの報道宣伝手段は、大部分が反動派によって握られ、少数が中間的なものであり、極少数だけが進歩的なものである。」という認識を示した後、「新聞、刊行物と通信社は、一定の階級、党派と社会団体が階級闘争を進める一種の手段であり、生産事業ではない。」とする中国共産党のメディア観を明らかにすると同時に、「・・・中国の私営の報道宣伝事業と呼ばれるものは、大部分が反動的な政治背景をもつものであり、このような私営の新聞刊行物と通信社に対して、無制限の放任政策」を採るべきではないとするとともに、その記者についても「既存の編集者と記者については、状況が異なり、そのなかの大部分は、官僚ブルジョア階級の抑圧と搾取を受けてもいるので、彼らを味方とすることに努め、味方とすることができるが、一方、彼らは長期的な反動政治教育を受けてきたことにより、それから人により程度の違いはあるが長期にわたり反動的な宣伝業務に従事したことにより、あるいは濃厚な間違った思想があることにより、我が党に接収された報道宣伝機関において、既存の人員に対して一律に留用する政策をとるべきではなく、慎重な区別留用及び段階的使用政策をとるべきである。」としている。

そして、同「弁法」は「(六) 外国通信社、外国人記者、外国人が出版する新聞、刊行物に対する処理弁法」として下記の三点を挙げている。

- (甲) 外国通信社は中央の許可を得ずに解放区において原稿を送信してはならず、また一律に送受信局を私的に設置してはならない。
- (乙) 外国人記者で解放区に留まり引き続きその記者業務を行う者については、外交手続きにもとづき人民民主政府に許可を求めるべきであると同時に、私的に送受信局を設置してはならず、それが送信した原稿は、中央の指定する機関の検査を受けるべきものとする。
- (丙) 外国人は中央の許可を得ずして解放区において新聞と刊行物を出版することはできず、元々出版されていたものについても中央に報告し処理するべきものとする。

上記の「弁法」通達後、約二か月後、中共中央は1949年1月18日に「帝国主義通信社の電信を処理する方法に対する規定」（対处理帝国主义通讯社电讯办法的规定（1949.01.18））を下達、「帝国主義」国の「通信社の電信」に対する「処理」の方法を具体的に示した。

同「規定」は上記「弁法」の延長線上にあり、冒頭に「帝国主義国家の通信社は帝国主義が反動宣伝を行う最も重要な武器の一つであり、これらの通信社の電信をわが人民政府の下では、決して自由に伝播させてはならない。」とした上で、その「処理」方法を「一」で「各地のあらゆる私営新聞社および通信社は、すべて勝手に送受信局を設置して、各外国通信社の電信を受信してはならない。」「二」で「各地のあらゆる公私の新聞紙、刊行物は全て各帝国主義国家の通信社の電信を掲載してはならず、すべての国際ニュースは新華総社の配信原稿に基づき発表しなければなら

い。」「三」で「各地の新華分社あるいは党機関紙新聞社は新華総社の配信したニュース参考資料」など「発行名簿」に従い「発給」できるなどとしている。さらに、「四」では「あらゆる帝国主義国家の通信社は帝国主義が侵略を進める上での道具であり、従来から中国人民の解放事業を敵視しており、各帝国主義国家の侵略勢力及び国民党反動勢力のために力を尽くしているため、決して彼らの電信を解放区で公然と自由に発表することを許容できない。」と「帝国主義国家の通信社」の「解放区」からの排除の理由を明記している。

こうした中、海南島、台湾などを除き中国が「解放区」となった1949年10月1日、中華人民共和国の成立が宣言され、中央人民政府が設置され、行政が始動する。その後については、陳開和の論文に詳しい。

陳によると、1949年10月19日、中央人民政府政務院に新聞総署が設置され、その下に国際新聞局がつくられ、対外ニュース伝播仕事を統一的に管理し、その主要業務には対外的にニュース原稿を発表するのと対外宣伝刊行物を出版するほか、中国における外国人記者の管理も含まれていた、とある。さらに、陳は「1949年12月9日、に中央人民政府政務院が公布した『中央人民政府およびその所属各機関の重要ニュースを統一的に発表することに関する暫定弁法』（关于统一发布中央人民政府及其所属各机关重要新闻的暂行办法）の中で、『外国人記者に中央人民政府およびその所属各機関のニュースを発表することについては、新聞総署国際新聞局によって統一的に処理する。各政府機関は自由に外国人記者にニュースを発表してはならない。』（对于外国记者发布中央人民政府及其所属各机关的新闻一事，由新闻总署国际新闻局统一办理。各政府机关不得自由对外国记者发布新闻。）と規定している。」（陳は同「弁法」を「中国社会科学院新聞研究所編『中国共产党新闻工作文件汇编』（上冊）290-291頁，北京，新華出版社1980」から引用しているが、最近では『中国新聞法制通史』第五卷「史料卷（下）」南京師範大学出版社2015年12月p.009にも掲載されている。）として、対外情報発信について「新聞総署国際新聞局」が「統一的に処理する」ことになったことを明らかにしている。

これに続き、陳は外交部情報司（後に新聞司になる）の「下に専門の科（60年代後に処となる）が設置され、外国人新聞記者および外国通信社との連絡と管理の責任を負うようになった。」、同司は「外国人記者を管理する関係規定に関する文書」を起草し、「1952年7月、外交部が公表した『外国人記者登録証暫定条例』（外国记者登记证暂行条例）が正式に発効した。これは周恩来総理が自ら修正承認した新中国で初めての駐華記者管理制度である。」としている。陳はその11条からなる内容について「《我外交部颁发外国记者登记证暂行条例》，中华人民共和国外交部档案馆藏，档号116-00010-01（1）。」から引用し、「外国人記者（新聞社、通信社、雑誌社、ニュース映画社、放送局の記者を含む）が中国域内で職務を行う時、外交部情報司に外国人記者登録証を申請すべきである。外国人記者が登録証を求めるとは、代表しているところの新聞、社、会社の正式証明文書提出すべきであり、一つ以上の新聞、社、会社を代表する外国人記者は申請の際ははっきり明記すべきあるとともに、それが代表している新聞、社、会社に限ってのみ原稿を発信できる。わが国の法令に違反する行為があったり、或いはわが国に対して事実を歪曲する報道があった時には、情報司は随時登録証を取り消すことができる。」と紹介している。

陳はまた、同「暫定条例」の1955年版では「すでに外国人記者の範囲をテレビ局及び映画会社にまで拡大するとともに、『中国公民は全て外国の新聞社、通信社、雑誌社、ニュース映画社、ラ

ジオ局、テレビ局及び映画会社を代表する記者にはなれない』と明確に規定した。こうしたことで、国際新聞局は外国人記者を接遇する具体的事柄の責務を負わなくなった。」（已经把外国记者的范围扩大到电视台及电影公司，并且明确规定“凡中国公民，一律不得代表外国报社、通讯社、杂志社、新闻摄影社、广播公司、电视台及电影公司为记者”。由此，国际新闻局不再负责接待外国记者的具体事宜。）としている。すなわち、この「外国人記者登記証暫定条例」がつくられたことによって、外国報道機関と記者に対する管理が新聞総署から外交部に移行したのである。

そして、陳はこの50年代に作られた「外国人記者登記証暫定条例」の「より一層改善」されたのが1981年3月9日に国務院から公布された行政法規の14条からなる「外国報道機関の常駐記者の管理に関する国務院の暫定規定」（《中华人民共和国国务院关于管理外国新闻机构常驻记者的暂行规定》，共十四条）だと指摘している。

(1) 中共中央关于新解放城市中中外报刊通讯社的处理办法（1948年11月8日）

(原文)

我军现已解放许多大中城市，以后还要解放许多大中城市，这些城市中存在着大量的对城市人民生活有重大影响的报纸、刊物与通讯社，其中并有少数对国际宣传极有影响，并与外交有关系的外国通讯社、外国人办信报纸、刊物，以及外国报纸、刊物与通讯社派驻中国的记者。这些新闻宣传工具，绝大部分是反动派所掌握的，少数是中间性的，只有极少数是进步的。在许多城市中，则根本没有进步的和中间性的报纸刊物。报纸、刊物与通讯社，是一定的阶级、党派与社会团体进行阶级斗争的一种工具，不是生产事业，故对于私营报纸、刊物与通讯社，一般地不能采取对私营工商业同样的政策，除对极少数真正鼓励群众革命热情的进步报纸刊物，应扶助其复刊发行以外，对其他私营的报纸刊物与通讯社，均不应采取鼓励政策。而且因为中国所谓私营的新闻宣传事业，绝大部分有反动的政治背景，对这些所谓私营报纸刊物与通讯社，如采取毫无限制的放任政策，也会使某些反动的政治势力容易获得公开地合法地联系与影响群众的阵地，则对人民极为不利。但旧有报刊中既有少数中间性的和进步的，如不分青红皂白，轻率地一律取消，亦于人民不利。无限制地放任的政策和一律取消的政策，这两种政策均不符合于我党保护人民的言论出版自由，和剥夺反人民的言论出版自由的原则。至于旧有的编辑与记者，则有不同情形，他们中的大部分，一方面，也受官僚资产阶级的压迫与剥削，故应当争取，也可能争取他们，但是在另一方面，又因为他们受了长期的反动政治教育，与长期从事于程度不等的反动宣传工作，或有浓厚的糊涂思想，故在被我党所接收的新闻宣传机关中，对旧有人员不能采取一律留用的政策，而应当采取慎重地个别留用，和有步骤地使用的政策。由于这是一个严重而复杂的问题，我们必须采取既严肃而又慎重的态度，方能处理适当。为此，中央特作如下之决定：

.....

(日文)

我が軍はすでに多くの大中都市を解放し、今後もさらに多くの大中都市を解放していくであろう。これらの都市には、都市の人民の生活に重大な影響を与える大量の新聞、刊行物、通信社が存在し、国際宣伝に極めて大きな影響があるとともに、外交に関係ある外国通信社、外国人が経営する新聞、刊行物及び外国の新聞、刊行物、通信社の中国駐在の記者が存在する。これらの報道宣伝

手段は、大部分が反動派によって握られ、少数が中間的なものであり、極少数だけが進歩的なものである。しかし多くの都市では、進歩的、中間的新聞刊行物は、全くないのである。新聞、刊行物と通信社は、一定の階級、党派と社会団体が階級闘争を進める一種の手段であり、生産事業ではない。そのため、私営の新聞、刊行物と通信社に対しては、一般的に私営の工商業者に対するのと同様の政策をとってはならず、極少数の真に人民の革命的情熱を鼓舞する進歩的な新聞刊行物については、出版刊行を支援するほかは、その他の私営の新聞刊行物と通信社に対してすべてに奨励政策をとるべきではない。さらに中国の私営の報道宣伝事業と呼ばれるものは、大部分が反動的な政治背景をもつものであり、このような私営の新聞刊行物と通信社に対して、無制限の放任政策をとるなら、一部の反動的な政治勢力に公然かつ合法的に大衆と連係し影響を及ぼす障地を容易に獲得させるため、人民に対し極めて不利益となる。しかし、既存の新聞刊行物のなかには少数の中間的なものと進歩的なものがあるので、区別せず、軽率に一律に廃刊することは、また人民に不利となる。無制限の放任政策と一律に廃刊する政策は、いずれも我が党の「人民の言論と出版の自由を保護し、反人民の言論と出版の自由を剥奪する」という原則に合致しない。既存の編集者と記者については、状況が異なり、そのなかの大部分は、官僚ブルジョア階級の抑圧と搾取を受けてもいるので、彼らを味方とすることに努め、味方とすることができるが、一方、彼らは長期的な反動政治教育を受けてきたことにより、それから人により程度の違いはあるが長期にわたり反動的な宣伝業務に従事したことにより、あるいは濃厚な間違った思想があることにより、我が党に接收された報道宣伝機関において、既存の人員に対して一律に留用する政策をとるべきではなく、慎重な区別留用及び段階的使用政策をとるべきである。これは重大かつ複雑な問題であるため、我々は厳粛かつ慎重な態度をとらなければならない。こうすることによって適切に処理できるのである。このため、中央は特に以下の決定を行う。

.....

(原文)

(六) 対外国通讯社，外国記者，外国人出版的报纸、刊物的处理办法如下：

(甲) 外国通讯社非经中央许可不得在解放区发稿，并一律不得私设收发报台。

(乙) 外国記者停留解放区继续其记者业务者，应根据外交手续向人民民主政府请求许可，并不得私设收发报台，其发出之稿件，应受中央所指定之机关检查。

(丙) 外国人非经中央许可不得在解放区出版报纸与刊物，原已出版者亦须报告中央处理。

(日訳)

(六) 外国通信社、外国人記者、外国人が出版する新聞、刊行物に対する処理弁法は以下の通り。

(甲) 外国通信社は中央の許可を得ずに解放区において原稿を送信してはならず、また一律に送受信局を私的に設置してはならない。

(乙) 外国人記者で解放区に留まり引き続きその記者業務を行う者については、外交手続きにもとづき人民民主政府に許可を求めるときであると同時に、私的に送受信局を設置してはならず、それが送信した原稿は、中央の指定する機関の検査を受けるべきものとする。

(丙) 外国人は中央の許可を得ずして解放区において新聞と刊行物を出版することはできず、元々出版されていたものについても中央に報告し処理するべきものとする。

(中田崇編「中華人民共和国建国前後のメディア関連文献Ⅰ」『現代中国事情』第24号2009年3月5日 pp.217-223)。

(2) 对处理帝国主义通讯社电讯办法的规定 (1949.01.18)

(原文)

中共中央对处理帝国主义通讯社电讯办法的规定 (1949年1月18日)

帝国主义国家的通讯社，是帝国主义进行反动宣传的最重要的武器之一，这些通讯社的电讯，在我人民政权下，绝不能听其传布。过去各地对于此类电讯处理办法，没有统一的规定，而现在在我军新解放的各大都市中此类电讯，又一向传播颇广。因此特规定处理办法如下：

一、各地所有私营报社及通讯社，一律不得擅自设立收报台抄收各外国通讯社电讯。除新华总社外，只有各中央局、分局和各野战军司令部得令新华分社抄收各外国通讯社的电讯，其他各级党、政、军机关均不得抄收。如确有抄收必要者，须经所属中央局、分局、前委审查批准后，方得抄收。

二、各地所有公私报纸、刊物，一律不得登载各帝国主义国家通讯社（如合众社、美联社、美新闻处、路透社、英新闻处、法新社、协同社等）的电讯，一切国际新闻，均须根据新华总社广播稿发表。

三、各地新华分社或党报报社，可以将新华总社广播的新闻参考资料，或自行抄收的外国通讯社电讯，印成专页，发给党的高级干部及其他在工作上必须阅读的人员，并可发给与我党合作的高级党外人士及必须阅读的工作人员，以作参考之用。发行名单，由各中央局、野战军司令部或大都市的军事管制委员会审查决定之。

四、各地于执行上述措施时，应向党内外阐明，所有帝国主义国家通讯社是帝国主义进行侵略的工具，美国合众社、美联社、美新闻处、英国的路透社、英新闻处、法国的法新社、日本的协同社等等，一向敌视中国人民的解放事业，为各帝国主义国家的侵略势力及国民党反动势力张目，因此决不能容许它们的电讯在解放区公开自由发表。对它们必须施以严格的管制，这是中国人民利益所完全必须的。我们这样做，必然会引起一部分自由资产阶级和一部分资产阶级知识分子的不满，他们会指摘我们新华总社所发的国际新闻太少，太慢不和他们的口味等。自然，我们的新华总社应当努力使我们所发的国际新闻更多些，更快些，更好些。但是，为着弄清楚某一事件的真相，为着取得必要的时间来对某一事件加以比较和充分的研究，以便我们的报道确实对中国人民有益，而不是冒昧的地做了帝国主义义务宣传起见，我们的国际新闻发得少些、发得慢些，是完全必要的，是符合中国人民的利益。反之，如果我们只追求数量，追求时间，结果必然使中国人民的利益受到损害。而且我们的主要读者，即广大的劳动人民。并不需要知道帝国主义国家通讯社所宣传的一切，特别是这些通讯社所惯用的那些造谣、污蔑、诽谤。

(中共中央对处理帝国主义通讯社电讯办法的规定 (1949年1月18日) 中国社会科学院新闻研究所编『中国共产党新闻工作文件汇编』(上) 新华出版社 pp.265-266)

(日訳)

帝国主義通信社の電信を処理する方法に対する規定 (1949年1月18日)

帝国主義国家の通信社は帝国主義が反動宣伝を行う最も重要な武器の一つであり、これらの通信社の電信をわが人民政府の下では、決して自由に伝播させてはならない。これまで、各地のこの類の電信に対する処理方法に統一された規定はなく、現在わが軍が新たに解放した各大都市の中でこの類の電信は、ずっと幅広く伝播されている。そのため、特に処理方法を下記のように規定する。

- 一、各地のあらゆる私営新聞社および通信社は、すべて勝手に送受信局を設置して、各外国通信社の電信を受信してはならない。新華総社を除き、各中央局、分局および各野戦軍司令部のみが新華社分社に各外国通信社の電信を受信させることができ、その他の各級党、政、軍機関はいずれも受信できない。確かに受信する必要があるものは、所属中央局、分局、前線委の審査承認を得て始めて受信できる。
- 二、各地のあらゆる公私の新聞紙、刊行物は全て各帝国主義国家の通信社 (UPI、AP、米広報センター、ロイター、英広報センター、AFP、共同など) 電信を掲載してはならず、すべての国際ニュースは新華総社の配信原稿に基づき発表しなければならない。
- 三、各地の新華分社あるいは党機関紙新聞社は新華総社の配信したニュース参考資料、或いは自ら受信した外国通信社の電信を冊子にして、党の高級幹部およびその他の仕事上読まなければならない人員に発給でき、併せてわが党に協力している高級党外人士および読まなければならない工作人員に発給し、それを参考に用いることができる。発行名簿は各中央局、野戦軍司令部或いは大都市の軍事管制委員会の審査によって決定される。
- 四、各地が上記の措置を実行する際、党の内外に明らかにするべきは、あらゆる帝国主義国家の通信社は帝国主義が侵略を進める上での道具であり、従来から中国人民の解放事業を敵視しており、各帝国主義国家の侵略勢力及び国民党反動勢力のために力を尽くしているので、決して彼らの電信を解放区で公然と自由に発表することを許容できない、ということである。(略)

(3) 外国記者登记证暂行条例 (1952年7月)

(原文)

外国記者 (包括报社、通讯社、杂志社、新闻摄影社、广播公司之记者) 在中国境内执行职务时, 应呈请外交部情报司发给外国记者登记证; 外国记者请领登记证, 应提交所代表之报、社、公司的正式证明文件, 代表一个以上报、社、公司之外国记者, 应于申请时写明, 并只限于向其所代表之报、社、公司发稿; 如有违反我国法令行为, 或对我国有歪曲事实之报道时, 情报司得随时取消其登记证; 登记证只能证明外国记者之身份, 不得作旅行护照或其他证明之用; 对于非外籍而代表外国报社、通讯社、杂志社、新闻摄影社及广播公司之记者, 同样适用本条例。(《外国记者证登记暂行条例》, 中华人民共和国外交部档案馆藏, 档号 116-00200-03 (1)。)

(日訳)

外国人記者（新聞社、通信社、雑誌社、ニュース映画社、放送局の記者を含む）が中国域内で職務を行う時、外交部情報司に外国人記者登録証を申請すべきである。外国人記者が登録証を求めるには、代表しているところの新聞、社、会社の正式証明文書提出すべきであり、一つ以上の新聞、社、会社を代表する外国人記者は申請の際はっきり明記すべきあるとともに、それが代表している新聞、社、会社に限ってのみ原稿を発信できる。わが国の法令に違反する行為があったり、或いはわが国に対して事実を歪曲する報道があった時には、情報司は随時登録証を取り消すことができる。登録証はただ外国人記者の身分を証明できるだけで、旅行パスポート、或いはその他の証明に使うことはできない。非外国籍で外国の新聞社、通信社、雑誌社、ニュース映画社及び放送局を代表する記者に対しても本条例が適用される。

2. 外国人記者の中国における取材活動

その「外国報道機関の常駐記者の管理に関する国務院の暫定規定」は1981年3月9日に国務院から公布され、即日施行された。ここでは主にその取材活動に関する条文を取り上げる。

まず、「暫定規定」は「第九条」に「常駐記者が機関、団体、企業、事業及びその他の単位を取材するには、中華人民共和国外交部新聞司の要求に従い、事前に関係当局に申請を提出し、同意を得て、始めて取材ができる。」とすると同時に、「第十二条」では「常駐記者の業務活動は正常な取材報道の範囲を超えてはならない。」「常駐記者及びその家族の中国における一切の活動および中国国境の出入りは、中国の法律、法令と関連規定を遵守すべきである。法に違反すれば、中国の関係主管機関が法律に基づいて処理する。」としている。

また、この「暫定規定」を発展させ、新たに「管理条例」として1990年1月11日に国務院常務会議で採択制定された行政法規が「外国人記者及び常駐外国報道機関管理条例」であり、同「管理条例」は「第14条」に「外国人記者及び常駐外国報道機関は、登録した業務範囲又は合意した取材計画内で、業務を行わなければならない。」「外国人記者及び常駐外国報道機関は、報道を職業とするものの道徳を遵守し、事実を歪曲し、謠言を捏造し、又は不当な手段を用いて取材してはならない。」「外国人記者及び常駐外国報道機関は、その身分及び性格にふさわしくない並びに中国の国家的安全、統一及び社会の公共利益を害する行動を行ってはならない。」とすると同時に、「第15条」では「外国人記者が、中国の主要指導者を取材する場合は、新聞司を通して申請するとともに、同意を得なければならない。外国人記者が中国の政府部門又はその他の組織を取材する場合は、関係外事部門を通して申請するとともに、同意を得なければならない。」「外国人記者が、中国の開放地区に取材に赴く場合は、事前に関係の省、自治区及び直轄市人民政府の外事弁公室の同意を得なければならない。中国の非開放地区に取材に赴く場合は、新聞司に文書により申請し、認可を得るとともに、公安機関に赴き、旅行証明書の手続きをしなければならない。」として、取材にあたっての事前手続きを明記している。また、「第19条」では「外国人記者及び常駐外国報道機関が、この条例の規定に違反した場合、新聞司は、情状により、警告し、業務活動を一時停止又は停止させ、外国人記者証又は常駐外国報道機関証を没収することができる。」「中華人民共和国外国人出入国管理法又はその他の法律、法規に違反した者は、中国の関係主管機関が法に従い処理す

る。」と罰則規定を設けている。さらに、「第20条」では「この条例に規定する常駐外国人記者及び常駐外国報道機関以外のその他の外国人及び機関は、中国国内で報道業務に従事してはならず、違反した者は、中国の公安機関が情状により処罰する。」という条文を加えている。

「管理条例」にある上記の取材に対する事前申請は、2008年の北京オリンピックを契機に、臨時に解除される。「北京オリンピック及び準備期間中の外国人記者の中国取材に関する規定」と題した2007年1月1日から2008年10月17日までの時限規定はその「第6条」に「中国で取材をしようとする外国人記者は、取材される団体又は個人の同意を得るだけでよい。」とし、外国報道機関と記者の中国における取材を開放した。

上述の「規定」が満期を迎えるのに呼応し、2008年10月18日に新しい「常駐外国報道機関及び外国人記者取材条例」が公布され、その「第17条」に「中国国内で取材をする外国人記者は、取材される単位〈事業所〉及び個人の同意を得る必要がある。外国人記者は取材にあたって、常駐外国人記者証又は短期取材記者査証を携帯しかつ提示しなければならない。」とあり、取材に当たっては「取材される単位〈事業所〉及び個人の同意」を得るだけでよいことが明記された。罰則規定も「第20条」で「外国人が有効な常駐外国人記者証又は短期取材記者査証を取得せず又は所持しないで、中国国内でニュースの取材・報道活動をしたときには、公安機関がニュース取材・報道活動の中止を命じるとともに、関係の法律によって処分をする。」、「第21条」で「常駐外国報道機関及び外国人記者がこの条例の規定に違反したときには、外交部が警告を与え、その業務活動の一時停止又は終了を命じる。情状が重いときは、常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証又は記者査証を取り上げる。」、「第22条」で「常駐外国報道機関及び外国人記者が中国の他の法律、法規及び規則・規定に違反したときには、法によって処分する。情状が重いときは、外交部が常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証又は記者査証を取り上げる。」と規定された。

この中には「国外退去」という処分規定はないが、「外交部が常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証又は記者査証を取り上げる。」ということは必然的に在留資格を失うことであり、「国外退去」と同じ効力をもつことは言うを待たない。

(1) 国务院关于管理外国新闻机构常驻记者的暂行规定（1981年3月9日）

(原文)

国务院关于管理外国新闻机构常驻记者的暂行规定

(1981年3月9日发布)

第一条 外国新闻机构请求派遣记者常驻中国进行采访报道，应当向中华人民共和国外交部提出申请，经批准后，向外交部新闻司办理登记手续。

第二条 常驻记者不得向其所代表的新闻机构以外的其他新闻机构发稿。

两个以上新闻机构要求派出同一名常驻记者，各有关新闻机构都应当分别按照第一条规定履行申请和登记手续。

第三条 中华人民共和国外交部新闻司办理常驻记者登记时，发给为期一年的记者证。常驻记者及其家属应当持记者证向当地公安机关申请办理居留手续，领取居留证件。

第四条 外国新闻机构要求更换常驻记者，应当提前四十五天向中华人民共和国外交部提出申请，经批准后，自新记者开始工作，原记者停止采访报道活动。

常驻记者及其家属，人员变动，住址变动，都应当申请办理居留证件的相应的变更手续。

第五条 常驻记者所持记者证期满，需要继续其采访报道活动的，应当在期满前十天向中华人民共和国外交部新闻司申请办理延期手续。

常驻记者停止在中国的业务活动，应当提前三十天书面通知中华人民共和国外交部新闻司，并于税务和其他有关事宜清理完毕后，办理注销登记手续。

第六条 中华人民共和国政府依法保护常驻记者的正当权益，并对其采访报道活动提供方便。

第七条 常驻记者租用房屋、聘请工作人员，应当委托当地外事服务单位办理。

第八条 常驻记者不得在中国境内架设电台。对于业务需要的新闻电信线路、通信设备等，应当向当地电信、电视等单位申请租用。

第九条 常驻记者采访机关、团体、企业、事业和其他单位，都应当按照中华人民共和国外交部新闻司的要求，事先向有关当局提出申请，经同意后始能进行。

第十条 常驻记者应当遵照中国税法规定，向当地税务机关办理纳税登记手续，照章纳税。

第十一条 常驻记者进口办公、生活用品和交通工具，应当向中国海关申报，办理纳税等有关手续。

上述进口物品，非经海关批准，不得私自出售或转让。

第十二条 常驻记者的业务活动不得超出正常的采访报道范围。

常驻记者及其家属在中国的一切活动以及出入中国国境，都应当遵守中国的法律、法令和有关规定。违法的，由中国有关主管机关依法处理。

第十三条 本规定未尽事宜，应当根据中国有关法律、法令和规定办理。

第十四条 本规定自发布之日起施行。

(日訳)

外国報道機関の常駐記者の管理に関する国務院の暫定規定

(1981年3月9日に公布)

第一条 外国報道機関が取材報道を行うため、中国に記者を派遣・常駐させることを請求には、中華人民共和国外交部に申請を提出し、承認を得た後、外交部新聞司で登録手続きを行うべきである。

第二条 常駐記者はそれが代表している報道機関以外のその他の報道機関に原稿を配信してならない。

二つ以上の報道機関が同一の常駐記者を派遣することを求める場合、それぞれ関わりがある報道機関はいずれも第一条の規定に従い、申請と登録の手続きを履行するべきである。

第三条 中華人民共和国外交部新聞司は常駐記者の登録の手続きを処理する際、有効期間一年の記者証を発給する。常駐記者及びその家族は、記者証を持って現地の公安機関で在留手続きの申請をし、在留証明書を受け取るべきである。

第四条 外国報道機関が常駐記者の交代を求めるには、四十五日前に中華人民共和国外交部に申

請を提出し、承認を得た後、新しい記者が仕事を始めることにより、これまでの記者は取材報道活動を停止すべきである。

常駐記者及びその家族の人員の変動、住所の変更があれば、いずれも在留証明書と相応する変更手続き申請をすべきである。

第五条 常駐記者が所持する記者証が満期になり、その取材報道活動を継続する必要があるれば、満期になる十日前に、中華人民共和国外交部新聞司で延期手続きを行う申請をすべきである。

常駐記者が中国での業務活動を停止するには、三十日前に書面で中華人民共和国外交部新聞司に通知するとともに、税務とその他関係事項をきれいに処理した後、登録抹消手続きを行うべきである。

第六条 中華人民共和国政府は法律に従い常駐記者の正当な権益を保護するとともにその取材報道活動に便宜を提供する。

第七条 常駐記者が部屋を借りたり、人員を雇ったりするには、現地の外事サービス単位にその処理を委託すべきである。

第八条 常駐記者は中国域内で通信局を設置してはならない。業務に必要なニュース電信回路、通信設備などは、現地の電信、テレビなどの単位にリースの申請をすべきである。

第九条 常駐記者が機関、団体、企業、事業及びその他の単位を取材するには、中華人民共和国外交部新聞司の要求に従い、事前に関係当局に申請を提出し、同意を得て、始めて取材ができる。

第十条 常駐記者は中国税法の規定に従い、現地の税務機関で納税登録手続きを行い、規定に合わせて納税すべきである。

第十一条 常駐記者が事務、生活用品及び交通手段を輸入するには、中国税関で申告、納税などの関連手続きを行うべきである。

上述した輸入物品は、税関の承認を得ずして、無断で販売あるいは、譲渡してはならない。

第十二条 常駐記者の業務活動は正常な取材報道の範囲を超えてはならない。

常駐記者及びその家族の中国における一切の活動および中国国境の出入りは、中国の法律、法令と関連規定を遵守すべきである。法に違反すれば、中国の関係主管機関が法律に基づいて処理する。

第十三条 本規定が定めない事項は、中国の関連法律、法令と規定に基づいて行うべきである。

第十四条 本規定は公布された日から施行する。

(訳者・整理：蔡昕悦)

(2) 外国記者和外国常駐新聞機構管理條例 (1990年1月11日)

(原文)

外国記者和外国常駐新聞機構管理條例

國務院令 第47號發布 1990年1月11日國務院第五十三次常務會議通過

第一條 為了促進國際交往和信息傳播，管理外國記者和外國常駐新聞機構在中國境內的活動，便

利其开展业务，制定本条例。

第二条 本条例适用于外国常驻记者、外国短期采访记者（外国常驻记者和外国短期采访记者统称外国记者）和外国常驻新闻机构。

外国常驻记者，是指依照本条例由外国新闻机构派遣常驻中国六个月以上、从事新闻采访报道业务的职业记者。

外国短期采访记者，是指依照本条例来中国六个月以内、从事新闻采访报道业务的职业记者。

外国常驻新闻机构，是指依照本条例由外国新闻机构在中国境内设立，从事新闻采访报道业务并有一名或者一名以上人员的分支机构。

第三条 中华人民共和国政府依法保障外国记者和外国常驻新闻机构的合法权益，并为其正常业务活动提供方便。

外国记者和外国常驻新闻机构必须遵守中华人民共和国的法律、法规。

第四条 中华人民共和国外交部（以下简称外交部）是外国记者和外国常驻新闻机构的主管部门。

第五条 外国新闻机构派遣常驻记者，应当向外交部新闻司（以下简称新闻司）提出申请。申请书应当由该机构总部负责人签署，并包括以下内容和文件：

- （一）该新闻机构基本情况；
- （二）派遣记者的姓名、性别、年龄、国籍、职别、履历、常驻地区；
- （三）派遣记者的职业记者证明文件。

两个或者两个以上外国新闻机构派遣同一名常驻记者的，应当依照前款规定分别履行申请手续，并在各自申请书中注明该记者所兼任的记者身份。

第六条 派遣常驻记者的申请经批准后，该记者应当在抵达中国后七天内，持该机构总部负责人签署的委任书和本人护照，到新闻司办理注册手续，领取《外国记者证》。

驻北京以外地区的外国常驻记者，应当在抵达中国后七天内，到新闻司委托的地方人民政府外事办公室（以下简称新闻司委托的机关）办理前款规定的手续。

第七条 外国新闻机构设立常驻新闻机构，应当向新闻司提出申请。申请书应当由该机构法定代表人签署，并包括以下内容和文件：

- （一）该新闻机构基本情况；
- （二）在中国境内设立机构的名称、常驻地区、业务范围、人数、负责人及其他人员的姓名、性别、年龄、国籍、职别、履历；
- （三）该新闻机构本国注册证书副本。

第八条 设立常驻新闻机构的申请经批准后，该常驻新闻机构负责人应当在抵达中国后七天内，持外国新闻机构法定代表人签署的委任书和本人及其他人员的护照到新闻司办理注册手续，领取《外国常驻新闻机构证》。

驻北京以外地区的外国常驻新闻机构，其负责人应当在抵达中国后七天内，到新闻司委托的机关办理前款规定的手续。

第九条 外国常驻记者离开中国一个月以上六个月以内，其派遣机构要求派遣代任记者的，应当由该机构总部负责人事先向新闻司或者新闻司委托的机关提出书面申请，并附具代任记者的姓名、性别、年龄、国籍、职别、履历和职业记者的证明文件。代任记者经批准并办理证件后，方可从事业务活动。

第十条 外国常驻记者应当每满一年到新闻司或者新闻司委托的机关办理一次《外国记者证》送验、延期手续。无正当理由逾期三十天不办理送验、延期手续的，自行丧失外国常驻记者资格。

外国常驻新闻机构更换负责人、增减人员或者作其他重大变更，应当向新闻司提出申请，经批准并办理变更注册手续。

第十一条 外国记者随国家元首、政府首脑或者外交部长来中国访问，应当由该国外交部事先统一向中国外交部申请并经批准。

第十二条 外国短期采访记者、记者团组到中国采访报道，应当向中国驻外使领馆或者中国国内有关部门提出申请，经批准后，到中国驻外使领馆或者外交部授权的签证机关办理签证。

应中国国内单位邀请的外国短期采访记者、记者团组，应当持邀请函电到中国驻外使领馆或者外交部授权的签证机关办理签证。

第十三条 外国短期采访记者在中国境内的采访活动由接待单位负责安排、提供协助。

外国短期采访记者因正当理由需要延长采访时间的，须经接待单位同意并按规定办理延长签证手续。

第十四条 外国记者和外国常驻新闻机构应当在注册的业务范围或者商定的采访计划内进行业务活动。

外国记者和外国常驻新闻机构应当遵守新闻职业道德，不得歪曲事实、制造谣言或者以不正当手段采访报道。

外国记者和外国常驻新闻机构不得进行与其身份和性质不符或者危害中国国家安全、统一、社会公共利益的活动。

第十五条 外国记者采访中国的主要领导人，应当通过新闻司提出申请，并经同意；外国记者采访中国的政府部门或者其他单位，应当通过有关外事部门申请，并经同意。

外国记者赴中国开放地区采访，应当事先征得有关省、自治区、直辖市人民政府外事办公室同意；赴中国非开放地区采访，应当向新闻司提出书面申请，经批准并到公安机关办理旅行证件。

第十六条 外国常驻记者和外国常驻新闻机构应当依照中国的有关规定，租用房屋设立办公场所。

外国记者和外国常驻新闻机构通过当地外事服务单位可以聘用中国公民担任工作人员或者服务人员；聘用本国或者第三国公民担任工作人员或者服务人员，须经新闻司同意。

第十七条 外国记者和外国常驻新闻机构不得在中国境内架设无线电收发信机和安装卫星通信设备；在中国境内使用对讲机及类似通信设备，须向中国政府通信主管部门提出申请，并经批准。

外国短期采访记者因特殊情况，需要携带和安装卫星通信设备，须向外交部提出申请，并经批准。

第十八条 外国常驻记者应当于离任前三十天书面通知新闻司，并在离境前到新闻司或者新闻司委托的机关注销《外国记者证》。外国常驻新闻机构应当于关闭前三十天通知新闻司，并在关闭后到新闻司或者新闻司委托的机关缴销《外国常驻新闻机构证》。

第十九条 外国记者和外国常驻新闻机构违反本条例规定的，新闻司可以视情节，予以警告、暂停或者停止其业务活动、吊销《外国记者证》或者《外国常驻新闻机构证》。

违反《中华人民共和国外国人入境出境管理法》或者其他法律、法规的，由中国有关主管机关依法处理。

第二十条 除本条例规定的外国记者和外国常驻新闻机构外，其他外国人和机构不得在中国境内从事新闻业务活动。违者由中国公安机关视情节予以相应处罚。

第二十一条 本条例由外交部负责解释。

省、自治区、直辖市可以根据本条例，制定实施办法。

第二十二条 本条例自发布之日起施行。1981年3月9日国务院发布的《中华人民共和国国务院关于管理外国新闻机构常驻记者的暂行规定》同时废止。

(日訳)

外国人記者及び常駐外国報道機関管理条例

(1990年1月11日国務院第53回常務会議で採択)

第1条 国際交流及び情報伝達を促進し、外国人記者及び常駐外国報道機関の中国国内における活動を管理し、その業務展開の便宜を図るため、この条例を定める。

第2条 この条例は、常駐外国人記者、短期取材外国人記者（常駐外国人記者及び短期取材外国人記者を外国人記者と総称する）及び常駐外国報道機関に適用する。

常駐外国人記者とは、この条例に基づき、外国の報道機関が派遣しニュース取材及び報道業務に職業として従事する記者で、中国における常駐期間が6か月以上のものをいう。

短期取材外国人記者とは、この条例に基づき、6か月以内の期間、中国においてニュース取材及び報道業務に職業として従事する記者をいう。

常駐外国報道機関とは、この条例に基づき、外国の報道機関が中国国内に設立し、ニュース取材及び報道業務を行う支社組織で、1名又は1名以上の職員がいるものをいう。

第3条 中華人民共和国政府は、法に従い常駐外国報道機関の合法的権利利益を保障するとともに、その正常な業務活動のために便宜を図る。

外国人記者及び常駐外国報道機関は、中華人民共和国の法律、法規を遵守しなければならない。

第4条 中華人民共和国外交部（以下外交部という）は、外国人記者及び常駐外国報道機関の主管部門である。

第5条 常駐外国報道機関が常駐記者を派遣する場合、外交部新聞司（以下新聞司という）に申請しなければならない。申請書は、当該機関の本社の責任者が署名するとともに、次に掲げる内容及び書類を含むものでなければならない。

- (1) 当該報道機関の基本状況
- (2) 派遣する記者の姓名、性別、年齢、国籍、職種、履歴及び常駐する地区
- (3) 派遣する記者の記者としての職業証明書類

2社又は2社以上の外国の報道機関が、同一の常駐記者を派遣する場合は、前項の規定に従い、個別に申請手続きを行うとともに、それぞれの申請文書に、当該記者が兼任する記者の身分を明記しなければならない。

第6条 常駐記者の派遣申請が認可を得た後、当該記者は、中国に到着後7日以内に、当該機関の本社の責任者の署名がある委任状及び本人の旅券を持参のうえ新聞司に赴き、登録手続きを行い、外国人記者証を受け取らなければならない。

北京以外の地区に常駐する常駐外国人記者は、中国に到着後7日以内に、新聞司が委託する地方人民政府の外事弁公室（以下新聞司の委託する機関という）に赴き、前項に定める手続きを行わな

ければならない。

第7条 外国の報道機関が常駐の報道機関を設立する場合、新聞司に申請しなければならない。申請書は、当該機関の本社の法定代表者が署名するとともに、次に掲げる内容及び書類を含むものでなければならない。

(1) 当該報道機関の基本状況

(2) 中国国内に設立する機関の名称、常駐地区、業務範囲、人数、責任者及びその他の職員の姓名、性別、年齢、国籍、業種、履歴

(3) 当該報道機関の本国における登録証明書類の副本

第8条 常駐報道機関の設立申請が認可を得た後、当該報道機関の責任者は中国に到着後7日以内に、外国報道機関の法定代表者が署名した委任状並びに本人及びその他の職員の旅券を持参のうえ新聞司に赴き、登録手続きを行い、常駐外国報道機関証を受け取らなければならない。

北京以外の地区に常駐する常駐外国報道機関は、その責任者が中国に到着後7日以内に、新聞司が委託する機関に赴き、前項に定める手続きを行わなければならない。

第9条 外国人の常駐記者が中国を1か月以上6か月以内の期間離れ、その派遣機関が代理の記者の派遣を必要とする場合、当該機関の本社の責任者は事前に、新聞司が委託する機関に文書により申請するとともに、代理記者の姓名、性別、年齢、国籍、業種、履歴及び記者の身分を証明する書類を添付しなければならない。代理記者は、認可を得て証明手続きを終了後、業務活動に従事することができる。

第10条 常駐外国人記者証が満1年に達したときは、新聞司又は新聞司が委託する機関に赴き、外国人記者証の検収、延長手続きを行わなければならない。正当な理由なく30日を超えて検収、延長手続きを行わないものは、常駐外国人記者の資格を自動的に喪失するものとする。

常駐外国報道機関は、責任者の交替、職員の増減又はその他重大な変更がある場合、新聞司に申請し、認可を得た後、登録変更手続きを行わなければならない。

第11条 外国人記者が、国家元首、政府首脳又は外交部長に随行して中国を訪問する場合、当該国の外交部が、事前に中国の外交部に一括して申請し、認可を得なければならない。

第12条 短期取材外国人記者及び記者団が中国で取材及び報道する場合、中国の在外大使館若しくは領事館又は中国国内の関係部門に申請し、認可を得た後、中国の在外大使館若しくは領事館又は外交部が授権する査証取扱い機関に赴き、査証手続きを行わなければならない。

中国国内の組織の招請により短期取材する外国人記者及び記者団は、招請状を持参し中国の在外大使館若しくは領事館又は外交部が授権する査証取扱い機関に赴き、査証手続きを行わなければならない。

第13条 短期取材外国人記者が中国国内で行う取材活動については、招待組織が責任を持って手配し、協力する。

短期取材外国人記者が、正当な理由により取材期間の延長を必要とする場合は、招待組織の同意を得るとともに、規定により査証の延長手続きを行わなければならない。

第14条 外国人記者及び常駐外国報道機関は、登録した業務範囲又は合意した取材計画内で、業務を行わなければならない。

外国人記者及び常駐外国報道機関は、報道を職業とするものの道徳を遵守し、事実を歪曲し、誣

言を捏造し、又は不当な手段を用いて取材してはならない。

外国人記者及び常駐外国報道機関は、その身分及び性格にふさわしくない並びに中国の国家的安全、統一及び社会の公共利益を害する行動を行ってはならない。

第15条 外国人記者が、中国の主要指導者を取材する場合は、新聞司を通して申請するとともに、同意を得なければならない。外国人記者が中国の政府部門又はその他の組織を取材する場合は、関係外事部門を通して申請するとともに、同意を得なければならない。

外国人記者が、中国の開放地区に取材に赴く場合は、事前に関係の省、自治区及び直轄市人民政府の外事弁公室の同意を得なければならない。中国の非開放地区に取材に赴く場合は、新聞司に文書により申請し、認可を得るとともに、公安機関に赴き、旅行証明書の手続きをしなければならない。

第16条 常駐外国人記者及び常駐外国報道機関が家屋を賃借して事務所とする場合、中国の関係規定に依拠しなければならない。

外国人記者及び常駐外国報道機関は、常駐地区の外事服務組織を通して、業務人員として又は服務員として、中国公民を採用することができる。本国又は第3国の公民を業務人員又は服務員として採用する場合は、新聞司の同意を得なければならない。

第17条 外国人記者及び常駐外国報道機関は、中国国内に無線受発信機を設置し及び衛星通信設備を据え付けてはならない。中国国内でトランシーバー及び同種の通信設備を使用する場合は、中国政府の通信主管部門に申請するとともに認可を得なければならない。

短期取材外国人記者が、特殊な条件下で、衛星通信設備を携帯し及び据え付ける必要がある場合は、外交部に申請するとともに認可を得なければならない。

第18条 常駐外国人記者は、離任の30日前までに文書で新聞司に通知するとともに、出国までに新聞司又は新聞司が委託する機関に赴き、外国人記者証の無効手続きを行わなければならない。常駐外国報道機関は、閉鎖の30日前までに新聞司に通知するとともに、閉鎖後、新聞司又は新聞司が委託する機関に赴き、常駐外国報道機関証を返却し廃棄しなければならない。

第19条 外国人記者及び常駐外国報道機関が、この条例の規定に違反した場合、新聞司は、情状により、警告し、業務活動を一時停止又は停止させ、外国人記者証又は常駐外国報道機関証を没収することができる。

中華人民共和国外国人出入国管理法又はその他の法律、法規に違反した者は、中国の関係主管機関が法に従い処理する。

第20条 この条例に規定する常駐外国人記者及び常駐外国報道機関以外のその他の外国人及び機関は、中国国内で報道業務に従事してはならず、違反した者は、中国の公安機関が情状により処罰する。

第21条 この条例の解釈については、外交部が責任を負う。

省、自治区、直轄市は、この条例に基づき、実施弁法を制定することができる。

第22条 この条例は、公布の日から施行する。1981年3月9日に國務院が公布した「外国報道機関の常駐記者の管理に関する中華人民共和國國務院の暫定規定」は同時に廃止する。

(富窪 高志「中国に常駐する外国人記者の取材活動について」『外国の立法』239 (2009.3))

pp.126-128)

(3) 中华人民共和国外国常驻新闻机构和外国记者采访条例（2008年10月17日）

（原文）

中华人民共和国外国常驻新闻机构和外国记者采访条例

第一条 为了便于外国常驻新闻机构和外国记者在中华人民共和国境内依法采访报道，促进国际交往和信息传播，制定本条例。

第二条 本条例所称外国常驻新闻机构，是指外国新闻机构在中国境内设立、从事新闻采访报道业务的分支机构。

本条例所称外国记者包括外国常驻记者和外国短期采访记者。外国常驻记者是指由外国新闻机构派遣，在中国境内常驻6个月以上、从事新闻采访报道业务的职业记者；外国短期采访记者是指在中国境内停留期不超过6个月、从事新闻采访报道业务的职业记者。

第三条 中国实行对外开放的基本国策，依法保障外国常驻新闻机构和外国记者的合法权益，并为其依法从事新闻采访报道业务提供便利。

第四条 外国常驻新闻机构和外国记者应当遵守中国法律、法规和规章，遵守新闻职业道德，客观、公正地进行采访报道，不得进行与其机构性质或者记者身份不符的活动。

第五条 中华人民共和国外交部（以下简称外交部）主管外国常驻新闻机构和外国记者事务。国务院新闻办公室和其他部门在各自职责范围内负责外国常驻新闻机构和外国记者有关事务。

地方人民政府外事部门受外交部委托，办理本行政区域内外国常驻新闻机构和外国记者事务。地方人民政府新闻办公室和其他部门在各自职责范围内负责本行政区域内外国常驻新闻机构和外国记者有关事务。

第六条 外国新闻机构在中国境内设立常驻新闻机构、向中国派遣常驻记者，应当经外交部批准。

第七条 外国新闻机构申请在中国境内设立常驻新闻机构，应当直接或者通过中国驻外使领馆向外交部提交以下材料：

- （一）由该新闻机构总部主要负责人签署的书面申请；
- （二）该新闻机构情况介绍；
- （三）拟设立机构的负责人、拟派遣的常驻记者以及工作人员情况介绍；
- （四）该新闻机构在所在国设立的证明文件副本。

第八条 在中国境内设立常驻新闻机构的申请经批准后，该常驻新闻机构负责人应当自抵达中国之日起7个工作日内，持本人护照到外交部办理外国常驻新闻机构证；其中，驻北京市以外地区的常驻新闻机构，其负责人应当自抵达中国之日起7个工作日内，持本人护照到外交部委托的地方人民政府外事部门办理外国常驻新闻机构证。

第九条 外国新闻机构申请向中国派遣常驻记者，应当直接或者通过中国驻外使领馆向外交部提交以下材料：

- （一）由该新闻机构总部负责人签署的书面申请；
- （二）拟派遣记者情况介绍；

(三) 拟派遣记者在所在国从事职业活动的证明文件副本。

两个以上外国新闻机构派遣同一名常驻记者的，应当依照前款规定分别办理申请手续，并在各自的书面申请中注明该记者所兼职的外国新闻机构。

第十条 向中国派遣常驻记者的申请经批准后，被派遣的外国记者应当自抵达中国之日起7个工作日内，持本人护照到外交部办理外国常驻记者证；其中，驻北京市以外地区的常驻记者，应当自抵达中国之日起7个工作日内，持本人护照到外交部委托的地方人民政府外事部门办理外国常驻记者证。

外国记者办理外国常驻记者证后，应当到居住地公安机关办理居留证。

第十一条 外国常驻新闻机构变更机构名称、常驻地区等事项，应当向外交部提交书面申请，经批准后办理变更手续。

外国常驻新闻机构变更负责人、办公地址等事项，应当在变更后7个工作日内书面告知外交部；其中，驻北京市以外地区的常驻新闻机构变更负责人、办公地址等事项，应当在变更后7个工作日内书面告知外交部委托的地方人民政府外事部门。

第十二条 外国常驻记者证有效期届满需要延期的，外国常驻记者应当提前向外交部或者外交部委托的地方人民政府外事部门提出申请，办理延期手续；逾期不办理的，视为自动放弃外国常驻记者资格，其外国常驻记者证将被注销。

第十三条 外国常驻新闻机构拟终止业务的，应当在终止业务30日前告知外交部，并自终止业务之日起7个工作日内到外交部或者外交部委托的地方人民政府外事部门办理外国常驻新闻机构证及其常驻记者的外国常驻记者证注销手续。

外国常驻新闻机构连续10个月以上无常驻记者，视为该机构已经自动终止业务，其外国常驻新闻机构证将被注销。

外国常驻记者在中国境内居留时间每年累计少于6个月的，其外国常驻记者证将被注销。

外国常驻新闻机构应当在其常驻记者离任前到外交部或者外交部委托的地方人民政府外事部门办理该记者外国常驻记者证注销手续。

第十四条 外国常驻新闻机构证、外国常驻记者证被注销后，应当向社会公布。

外国常驻记者证被注销的记者，其记者签证自注销之日起10日后自动失效。

外国常驻记者证被注销的记者，应当自外国常驻记者证被注销之日起10日内持相关证明，到居住地公安机关申请办理签证或者居留证变更登记。

第十五条 外国记者常驻或者短期采访，应当向中国驻外使领馆或者外交部授权的签证机构申请办理记者签证。

第十六条 外国记者随国家元首、政府首脑、议长、王室成员或者高级政府官员来中国访问，应当由该国外交部或者相关部门向中国驻外使领馆或者外交部授权的签证机构统一申请办理记者签证。

第十七条 外国记者在中国境内采访，需征得被采访单位和个人的同意。

外国记者采访时应当携带并出示外国常驻记者证或者短期采访记者签证。

第十八条 外国常驻新闻机构和外国记者可以通过外事服务单位聘用中国公民从事辅助工作。外事服务单位由外交部或者外交部委托的地方人民政府外事部门指定。

第十九条 外国常驻新闻机构和外国记者因采访报道需要，在依法履行报批手续后，可以临时进口、设置和使用无线电通信设备。

第二十条 外国人未取得或者未持有有效的外国常驻记者证或者短期采访记者签证，在中国境内从

事新闻采访报道活动的，由公安机关责令其停止新闻采访报道活动，并依照有关法律予以处理。

第二十一条 外国常驻新闻机构和外国记者违反本条例规定的，由外交部予以警告，责令暂停或者终止其业务活动；情节严重的，吊销其外国常驻新闻机构证、外国常驻记者证或者记者签证。

第二十二条 外国常驻新闻机构和外国记者违反中国其他法律、法规和规章规定的，依法处理；情节严重的，由外交部吊销其外国常驻新闻机构证、外国常驻记者证或者记者签证。

第二十三条 本条例自2008年10月17日起施行。1990年1月19日国务院公布的《外国记者和外国常驻新闻机构管理条例》同时废止。

(日訳)

中華人民共和国常駐外国報道機関及び外国人記者取材条例

2008/10/18

第1条 常駐外国報道機関及び外国人記者の中華人民共和国内での法に基づく取材・報道の便宜をはかり、国際交流と情報伝達を促進するため、この条例を定める。

第2条 この条例で常駐外国報道機関とは、外国の報道機関が中国国内に設立し、ニュース取材・報道業務に従事する出先機関をいう。

この条例でいう外国人記者には常駐外国人記者と短期取材外国人記者を含む。常駐外国人記者とは外国の報道機関によって派遣され、中国国内に6カ月以上常駐し、ニュース取材・報道業務に携わる職業記者をいう。短期取材外国人記者とは、中国国内の滞在期間が6カ月を超えず、ニュース取材・報道業務に携わる職業記者をいう。

第3条 中国は対外開放の基本国策をとり、法律に基づいて常駐外国報道機関及び外国人記者の合法的権利・利益を保障するとともに、それらが法に基づいてニュース取材・報道業務に従事するための便宜をはかる。

第4条 常駐外国報道機関及び外国人記者は中国の法律、法規と規則を順守し、報道の職業道徳を順守し、客観的、公正に取材・報道を行わなければならない、その機関の性格又は記者の身分にふさわしくない活動をしてはならない。

第5条 中華人民共和国外交部（以下「外交部」と略称）は常駐外国報道機関及び外国人記者に関する事務を主管する。國務院新聞〈訳註報道〉弁公室その他の省庁は、それぞれの職責の範囲内で常駐外国報道機関及び外国人記者に関連する事務を担当する。

地方人民政府の外事部局は外交部の委託を受けて、当該行政区域内の常駐外国報道機関及び外国人記者に関する事務を処理する。地方人民政府の新聞弁公室その他の部局はそれぞれの職責の範囲内で、当該行政区域内の常駐外国報道機関及び外国人記者に関連する事務を担当する。

第6条 外国の報道機関は中国国内に常駐報道機関を設立し、中国に常駐記者を派遣するときは、外交部の認可を受けなければならない。

第7条 外国の報道機関は中国国内に常駐報道機関の設立を申請するときは、直接に又は中国の在外公館を通じて、外交部に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) その報道機関本社の主要責任者が署名した申請書
- (2) その報道機関の紹介

(3) 設立しようとする機関の責任者、派遣しようとする常駐記者及び職員の紹介

(4) その報道機関が所在国に設立されていることを証明する文書の副本

第8条 中国国内に常駐報道機関を設立する申請が認可された場合、その常駐報道機関の責任者は中国に到着した日から7業務日以内に、外交部で本人の旅券を示して常駐外国報道機関証の手続きをとらなければならない。うち北京市以外の地区にある常駐報道機関の責任者は、中国に到着した日から7業務日以内に、外交部が委託した地方人民政府の外事部局に本人の旅券を示して常駐外国報道機関証の手続きをとらなければならない。

第9条 外国の報道機関は中国への常駐記者の派遣を申請するときは、直接に又は中国の在外公館を通じて外交部に以下の資料を提出しなければならない。

(1) その報道機関本社の責任者が署名した申請書

(2) 派遣しようとする記者の紹介

(3) 派遣しようとする記者が所在国で職業活動に携わっていることを証明する文書の副本

二つ以上の外国の報道機関が同一人の常駐記者を派遣するときには、前項の規定によってそれぞれ申請手続きをとるとともに、それぞれの申請書にその記者が兼職している外国の報道機関を注記しなければならない。

第10条 中国への常駐記者派遣の申請が認可された場合、派遣される外国の記者は中国に到着した日から7業務日以内に、外交部で本人の旅券を示して常駐外国人記者証の手続きをとらなければならない。うち北京市以外の地区にいる常駐記者は、中国に到着した日から7業務日以内に、外交部が委託した地方人民政府の外事部局に本人の旅券を示して常駐外国人記者証の手続きをとらなければならない。

外国人記者は常駐外国人記者証の手続きをとった後、居住地の公安機関で居留証の手続きをとらなければならない。

第11条 常駐外国報道機関が機関の名称、常駐地区などの事項を変更するときは、外交部に申請書を提出し、認可を受けた後変更の手続きをとらなければならない。

常駐外国報道機関は責任者、事務所所在地などの事項を変更するときは、変更後7業務日以内に外交部に書面で告知しなければならない。うち北京市以外の地区の常駐報道機関が責任者、事務所所在地などの事項を変更するときは、変更後7業務日以内に、外交部が委託した地方人民政府の外事部局に書面で告知しなければならない。

第12条 常駐外国人記者証の有効期間が満了し、延長する必要があるときには、常駐外国人記者は事前に外交部又は外交部が委託した地方人民政府の外事部局に申請し、期間延長の手続きをとらなければならない。期間が過ぎても手続きをしないときには、常駐外国人記者の資格を自動的に放棄したものとみなされ、その常駐外国人記者証は取り消される。

第13条 常駐外国報道機関が業務を終了しようとするときには、業務終了の30日以前に外交部に告知し、かつ業務終了の日から7業務日以内に外交部又は外交部が委託した地方人民政府の外事部局で常駐外国報道機関証とその常駐記者の常駐外国人記者証の取り消し手続きをとらなければならない。

常駐外国報道機関に10カ月以上連続して常駐記者がいなるときは、同機関はすでに業務を自動的に終了したものとみなされ、その常駐外国報道機関証は取り消される。

常駐外国人記者の中国滞在期間が毎年累計で6カ月より少ないときには、その常駐外国人記者証は取り消される。

常駐外国報道機関はその常駐記者の離任に先立ち、外交部又は外交部が委託した地方人民政府の外事部局で同記者の常駐外国人記者証の取り消し手続きをとらなければならない。

第14条 常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証が取り消されたときは、一般に公表しなければならない。

常駐外国人記者証を取り消された記者の記者査証は取り消しの日から10日後自動的に効力を失う。

常駐外国人記者証を取り消された記者は、記者証取り消しの日から10日以内に、居住地の公安機関で関係の証明を示して、査証又は居留証の変更登録を申請し、手続きをとらなければならない。

第15条 外国人記者が常駐し又は短期取材するときは、中国の在外公館又は外交部が権限を与えたビザ発給機関に申請して、記者査証の手続きをとらなければならない。

第16条 外国人記者が国家元首、政府首脳、議長、王族又は政府高官に随行して中国を訪問するときは、その国の外交部又は関係省庁が中国の在外公館又は外交部が権限を与えたビザ発給機関に統一的に申請して、記者査証の手続きをとらなければならない。

第17条 中国国内で取材をする外国人記者は、取材される単位〈事業所〉及び個人の同意を得る必要がある。

外国人記者は取材にあたって、常駐外国人記者証又は短期取材記者査証を携帯しかつ提示しなければならない。

第18条 常駐外国報道機関及び外国人記者は外事服務単位を通じて、補助業務に携わる中国公民を採用することができる。外事服務単位は外交部又は外交部が委託した地方の人民政府の外事部局によって指定される。

第19条 常駐外国報道機関と外国人記者は取材・報道上必要がある場合、法に基づく許可手続きをとった後、無線通信設備を臨時に輸入し、設置し及び使用することができる。

第20条 外国人が有効な常駐外国人記者証又は短期取材記者査証を取得せず又は所持しないで、中国国内でニュースの取材・報道活動をしたときには、公安機関がニュース取材・報道活動の中止を命じるとともに、関係の法律によって処分をする。

第21条 常駐外国報道機関及び外国人記者がこの条例の規定に違反したときには、外交部が警告を与え、その業務活動の一時停止又は終了を命じる。情状が重いときは、常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証又は記者査証を取り上げる。

第22条 常駐外国報道機関及び外国人記者が中国の他の法律、法規及び規則・規定に違反したときには、法によって処分する。情状が重いときは、外交部が常駐外国報道機関証、常駐外国人記者証又は記者査証を取り上げる。

第23条 この条例は2008年10月17日から施行する。1990年1月19日に国务院が公布した「外国人記者及び常駐外国報道機関管理条例」は同時に廃止する。

(4) 北京奥运会及其筹备期间外国记者在华采访规定（2006年12月1日）

(原文)

北京奥运会及其筹备期间外国记者在华采访规定

第一条 为了便于北京奥运会及其筹备期间外国记者在中国境内依法采访报道，传播和弘扬奥林匹克精神，制定本规定。

第二条 北京奥运会及其筹备期间，外国记者在中国境内采访报道北京奥运会及相关事项适用本规定。

本规定所称北京奥运会是指第29届奥林匹克运动会和第13届残疾人奥林匹克运动会。

第三条 外国记者来华采访，应当向中国驻外使领馆或者外交部授权的签证机构申请办理签证。

持奥林匹克身份注册卡的外国记者，在奥林匹克身份注册卡的有效期限内免办签证，凭奥林匹克身份注册卡、有效护照或者其他旅行证件多次入出中华人民共和国国境。

第四条 外国记者来华采访所携带的合理数量的自用采访器材可以免税入境，有关器材应当在采访活动结束后复运出境。

外国记者办理自用采访器材免税入境的，应当到中国驻外使领馆办理由器材确认函，入境时凭器材确认函和J-2签证办理通关手续；持奥林匹克身份注册卡的外国记者，可以凭第29届奥林匹克运动会组织委员会出具的器材确认函办理通关手续。

第五条 外国记者因采访报道需要可以在履行例行报批手续后，临时进口、设置、使用无线电通信设备。

第六条 外国记者在华采访，只需征得被采访单位和个人的同意。

第七条 外国记者可以通过外事服务单位聘用中国公民协助采访报道工作。

第八条 北京奥运会外国记者服务指南由第29届奥林匹克运动会组织委员会依据本规定制定。

第九条 本规定自2007年1月1日起施行，2008年10月17日自行废止。

(日訳)

北京オリンピック及び準備期間中の外国人記者の中国取材に関する規定

2006/12/01

第1条 北京オリンピック及び準備期間中に、外国人記者が中国国内で法に従って取材・報道をし、オリンピック精神を伝え広める際の便宜を図るため、この規定を定める。

第2条 北京オリンピック及び準備期間中、外国人記者が中国国内で北京オリンピック及び関連事項を取材、報道するときは、この規定を適用する。

この規定で北京オリンピックとは、第29回オリンピック競技大会及び第13回パラリンピック競技大会をいう。

第3条 中国で取材をしようとする外国人記者は、中国の在外大使館・領事館又は外交部が権限を与えた査証（ビザ）機関で査証の申請をしなければならない。

オリンピックIDカードを所持する外国人記者は、カードの有効期間中、査証が免除され、オリ

ンピック I Dカード、有効な旅券又はその他の旅行証明書を示して中華人民共和国国境を数次にわたり出入りすることができる。

第4条 中国で取材をする外国人記者が携帯する合理的な数の自用のための取材器材は免税によって持ち込むことができる。ただしそれらの器材は取材活動終了後、再び持ち帰らなければならない。

外国人記者が自用のための取材器材を免税で持ち込もうとするときは、中国の在外大使館・領事館で器材確認書の手続きをとり、入国時に器材確認書及びJ-2査証を示して通関手続きをとらなければならない。オリンピック I Dカードを所持する外国人記者は、第29回オリンピック競技大会組織委員会が発行する器材確認書を示して通関手続きをとることができる。

第5条 外国人記者は取材・報道のために必要な場合、通常の許可手続きをとって、無線通信設備を一時的に持ち込み、設置し、使用することができる。

第6条 中国で取材をしようとする外国人記者は、取材される団体又は個人の同意を得るだけでよい。

第7条 外国人記者は外事サービス機関を通じて、取材・報道活動に協力する中国公民を採用することができる。

第8条 北京オリンピック外国人記者メディア・ガイドは第29回オリンピック競技大会組織委員会がこの規定に基づいて定める。

第9条 この規定は2007年1月1日から実施し、2008年10月17日に自動的に廃止する。

(中華人民共和国駐日本国大使館 <http://www.china-embassy.or.jp>)

3. 外国報道機関の中国における報道活動

外国のメディアに発表、掲載された情報を直接翻訳した記事を載せる『参考消息』を除き、中国においてマスメディアに現れる外国報道機関のニュースは全て新華社を通じて流されている。こうした規制は中華人民共和国成立前後における中国共産党の「帝国主義通信社」に対する対処方針から出発している。既述した「帝国主義通信社の電信を処理する方法に対する規定」の冒頭にある「帝国主義国家の通信社は帝国主義が反動宣伝を行う最も重要な武器の一つであり、これらの通信社の電信をわが人民政府の下では、決して自由に伝播させてはならない。」という文言がそれを象徴している。また、現在では主権国家としての中華人民共和国はその情報にも主権があるとする主権の概念から派生した情報主権という考えによって情報の管理が強化されている。

国務院弁公庁から1995年12月31日に出された「外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することに対し、新華通信社に権限を与え、集中管理を実行することに関する通知」は国家の主権を擁護し、国内の経済情報ユーザーの合法的な権益を保護し、我が国の経済情報事業の健全な発展を促すため、国務院は新華通信社に外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することに集中管理を実行する権限を授ける。」として、新華社が外国通信社の中国域内における経済情報発信を管理することについて10項目を挙げた。

翌1996年4月15日にはこの「通知」に基づき「外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で

経済情報を配信することについての管理弁法」が公布された。その「第一条」には「国家主権を擁護し、国内の経済情報ユーザーの合法的權益を保護し、我が国の経済情報事業の健全な発展を促すため、國務院弁公室の『外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することに対し、新華通信社に権限を与え、集中管理を実行することに関する通知』に基づき、本弁法を制定する。」として制定の理由を述べるとともに、「第二条」に「その合資、単独資本会社あるいは代行会社委託を含む外国通信社及びその所属情報機関が、中国域内で経済情報を配信することについては新華通信社により、集中管理が実行される。新華通信社渉外情報管理センターは集中管理の業務を具体的に引き受ける。」として、具体的には「新華通信社渉外情報管理センター」（新华通讯社涉外信息管理中心）が関連業務を担うことを明記した。

その後、2006年9月10日に公布された「外国通信社が中国域内でニュース情報を配信することに関する管理弁法」では関連業務を担うとされていた「新華通信社渉外情報管理センター」が消え、「第三条 新華通信社は外国通信社が中国域内でニュース情報を配信することに対して統一的な管理を実行する。」とあるのみで、関連業務を具体的に担当する部署は明記されていない。

この「管理弁法」には「十一条」に「外国通信社が中国域内で発信するニュース情報には、以下に列挙した内容を含んではならない。」として、新華社の管理以前に、外国通信社が中国域内で伝える情報に下記の10項目の禁止事項を提示した。

1. 『中華人民共和国憲法』に確定された基本原則に違反するもの。
2. 中国の国家統一、主権と領土保全を破壊するもの。
3. 中国の国家安全と国家榮譽、利益に危害を加えるもの。
4. 中国の宗教政策に違反し、邪教、迷信を喧伝するもの。
5. 民族の怨恨と民族差別を扇動する、民族の団結を破壊する、民族の風俗習慣を侵害する、民族の感情を傷つけるもの。
6. 虚偽の情報を巻き散らし、中国の経済、社会秩序を乱し、中国の社会の安定を破壊するもの。
7. わいせつ、暴力を喧伝し、あるいは犯罪を教唆するもの。
8. 他人を侮辱、誹謗し、他人の合法的な權益を侵害するもの。
9. 社会公衆道徳あるいは中華民族の優秀な文化伝統に危害を与えるもの。
10. 中国の法律、行政法規の禁止するその他の内容。

(1) 国务院办公厅关于授权新华通讯社对外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息实行归口管理的通知（1995年12月31日）

（原文）

国务院办公厅关于授权新华通讯社对外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息实行归口管理的通知

（1995年12月31日）

为维护国家主权、保护国内经济信息用户的合法权益、促进我国经济信息事业的健康发展、国务院

授权新华通讯社对外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息实行归口管理。现将有关事项通知如下：

一、外国通讯社及其所属信息机构在中国境内开展经济信息业务，需向新华通讯社提出申请。新华通讯社应根据本通知和国家有关规定对申请者及其发布经济信息的品种进行审批。

二、对经审核批准的外国通讯社及其所属信息机构，由新华通讯社统一组织与其签订有关在中国境内发布经济信息的各项协议并确定收费标准。

三、外国通讯社及其所属信息机构不得在中国境内直接发展经济信息用户，也不得以合资、独资公司或通过代理公司等形式在中国境内直接发展经济信息用户。

四、外国通讯社及其所属信息机构向中国用户发布的信息中，如有借此进行为中国法律、法规所不允许的活动以及对我国进行诬蔑诽谤、有损我国国家利益的内容，由新华通讯社会同有关部门对发布机构依法处理。

五、各级政府部门及各企业、事业单位订购外国通讯社及其所属信息机构的经济信息，均需到新华通讯社办理登记手续。任何部门、单位不得直接向外国通讯社及其所属信息机构订购经济信息。

六、新华通讯社对外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息实行归口管理后，要采取切实有效的措施，确保用户接收经济信息的时效性和可靠性。

七、此通知发布前已在中国境内发展用户的外国通讯社及其所属信息机构，须在本通知发布后3个月内向新华通讯社补办审批手续。

八、此通知发布前已向外国通讯社及其所属信息机构订购经济信息的部门、单位，须在本通知发布后3个月内向新华通讯社补办登记手续。

九、台湾、香港、澳门地区的通讯社及其所属信息机构在我境内发布经济信息由新华通讯社参照上述规定实施归口管理。

十、实施本通知的具体办法由新华通讯社依据本通知和国家有关规定制定并公布实施。

(日訳)

国務院弁公庁の外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することに対し、新華通信社に権限を与え、集中管理を实行することに関する通知（1995年12月31日）

国家の主権を擁護し、国内の経済情報ユーザーの合法的な權益を保護し、我が国の経済情報事業の健全な発展を促すため、国務院は新華通信社に外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することに集中管理を实行する権限を授ける。ここに、関係事項を下記のように通知する。

一、外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報業務を繰り広げるには新華通信社に申請を提出しなければならない。新華通信社は本通知と国家の関係規定に基づき、申請者及び配信する経済情報の種類に対して審査承認を行うべきである。

二、審査承認を得た外国通信社及びその所属情報機関に対しては新華通信社によって、中国域内で経済情報を配信することに関する各種の取り決めが統一的に組織、調印されるとともに、料金の基準を確定する。

三、外国通信社及びその所属情報機関は中国域内で直接経済情報ユーザーを拡大してはならない

し、合資、単独資本の会社あるいは代理会社を通じるなどの形でも中国域内において直接経済情報ユーザーを拡大してはならない。

四、外国通信社及びその所属情報機関が中国ユーザーに配信した情報の中に、もし、それによって中国の法律と法規が許さざるところの活動を行ったり、また、中国に対して中傷、誹謗を行ったり、中国の国家利益を損なう内容があれば、新華通信社は関係部門とともに配信した機関に対して法律に基づいて処置する。

五、各級政府部門及び各企業、事業単位が外国通信社及びその所属情報機関の経済情報を発注する際には、いずれにも新華通信社に行き、登録手続きを行わなければならない。いかなる部門、単位も直接外国通信社及びその所属情報機関に経済情報を発注してはならない。

六、新華通信社は外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することの集中管理を実施した後、実際に効果的な措置を取り、ユーザーが経済情報を受け取る上での速報性と信頼性を確保しなければならない。

七、本通知が公布される前に、中国域内でユーザーを拡大した外国通信社及びその所属情報機関は、本通知公布後三ヶ月以内に新華通信社で審査承諾補完手続きを済ませなければならない。

八、本通知が公布される前に、外国通信社及びその所属情報機関に経済情報を発注した部門、単位は、本通知公布後三ヶ月以内に新華通信社で登録補完手続きを済ませなければならない。

九、台湾、香港、マカオ地域の通信社及びその所属情報機関が我が域内で経済情報を配信するには、新華通信社によって上述の規定に合わせて、集中管理が行われる。

十、本通知を実施する上での具体的な方法は、新華通信社によって本通知と国家の関係規定に基づいて制定されるとともに、公布、実施される。

(訳者：朱夢倩・整理：蔡昕悦)

(2) 外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息的管理办法 (1996年4月15日 新华通讯社)

(原文)

外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息的管理办法
(1996年4月15日 新华通讯社发布)

第一章 总则

第一条 为了维护国家主权, 保护国内经济信息用户的合法权益, 促进我国经济信息事业的健康发展, 根据国务院办公厅《关于授权新华通讯社对外国通讯社及其所属信息机构在外国境内发布经济信息实行归口管理的通知》(以下简称《管理通知》), 制定本办法。

第二条 外国通讯社及其所属信息机构, 包括其合资、独资公司或委托代理公司, 在中国境内发布经济信息由新华通讯社归口管理。新华通讯社涉外信息管理中心具体承办归口管理工作。

第二章 外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息的审批

第三条 外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息必须经新华通讯社审批。申请审批需向新华通讯社涉外信息管理中心提交书面申请。书面申请，需提供下列材料：

- 1、外国通讯社及其所属信息机构合法存在的证明文件；
- 2、播发经济信息的种类及内容简介；
- 3、传播手段及技术服务说明材料；
- 4、各种经济信息的收费标准及收费方法；
- 5、在中国境内开办的经营经济信息公司、合资公司、办事处或委托技术服务公司、代理公司的有关情况。

第四条 已在中国境内发布经济信息的外国通讯社及其所属信息机构，需向新华通讯社涉外信息管理中心补办书面申请，补办申请材料除本办法第三条规定材料外，还需向新华通讯社涉外信息管理中心提供其在中国境内的经济信息用户名称、法定住所及双方签订的合同副本。

第五条 新华通讯社涉外信息管理中心，自收到外国通讯社及其所属信息机构全部申请材料之日起，二十天内对申请作出答复。本办法第三条、第四条所述材料，凡涉及商业机密，新华通讯社涉外信息管理中心应当负责予以保密。

第六条 经新华通讯社批准，允许在中国境内发布经济信息的外国通讯社及其所属信息机构，其发布的信息种类、传播手段、收费标准、收费方法、技术服务方式等内容，需经新华通讯社涉外信息管理中心审核认定。

上述内容如需变更，必须向新华通讯社涉外信息管理中心提交变更书面申请，如调整收费标准，由新华通讯社核报国家计委审批。新华通讯社涉外信息管理中心自收到申请材料之日起，十日内给予答复。

第七条 未经新华通讯社审批的外国通讯社及其所属信息机构，不准在中国境内发布经济信息。

第八条 新华通讯社涉外信息管理中心对外国通讯社及其所属信息机构所发布的各类经济信息进行同步审视，外国通讯社及其所属信息机构需无偿提供接收其经济信息的设备（和相应的技术服务）及在中国境内发布的各类经济信息。

第九条 经批准在中国境内发布经济信息的外国通讯社及其所属信息机构，需向新华通讯社缴纳监管费。监管费缴纳办法另定。

第三章 中国境内用户使用外国通讯社及其所属信息机构经济信息的审批

第十条 中国境内用户使用外国通讯社及其所属信息机构经济信息，必须经新华通讯社审批。自《管理通知》发布之日起，需要使用外国通讯社及其所属信息机构经济信息的单位，必须向新华通讯社涉外信息管理中心申请办理登记手续。凡已订购外国通讯社及其所属信息机构经济信息的用户，必须向新华通讯社涉外信息管理中心申请补办登记手续。需要使用外国通讯社及其所属机构经济信息的单位应提出书面申请，并提供下列材料：

- 1、法人和非法人的证明文件（复印件）；
- 2、申请单位的简要介绍材料；

- 3、订购经济信息种类；
- 4、经济信息使用情况及范围；
- 5、接收经济信息的方式。

第十一条 已订购外国通讯社及其所属信息机构经济信息的用户，在补办登记手续时需提供与外国通讯社及其所属信息机构签订的合同文本（复印件）和法人、非法人的证明文件（复印件）以及法定住所。

第十二条 新华通讯社涉外信息管理中心应当自收到申请材料之日起，十天内对用户所提出的申请作出答复。任何单位未经新华通讯社涉外信息管理中心登记审核，均不得订购外国通讯社及其所属信息机构的经济信息。

第十三条 经批准订购外国通讯社及其所属信息机构经济信息的用户，原则上为最终用户，对所抄收经济信息的使用范围，必须按新华通讯社涉外信息管理中心审核认定的合同执行。

第十四条 中国境内用户向新华通讯社涉外信息管理中心办理登记手续，不缴纳监管费用。

第四章 技术服务

第十五条 涉外信息实行归口管理后，用户原接收信息的设备及方式不变，其技术服务及设备安装仍由外国通讯社及其所属信息机构负责。

第五章 合同管理

第十六条 外国通讯社及其所属信息机构与中国境内的用户必须签订经济合同。合同的内容必须遵守《中华人民共和国合同法》及相关法律、法规的规定。

第十七条 外国通讯社及其所属信息机构与中国境内用户签订的合同，需报新华通讯社涉外信息管理中心审批、备案，方可执行。外国通讯社及其所属信息机构在《管理通知》颁布前与用户已签订合同的，按照本管理办法第四条有关规定，补办审批、备案手续。

第十八条 外国通讯社及其所属信息机构与中国境内的用户签订经济合同，必须向新华通讯社涉外信息管理中心提交合同正本。合同除应具备主要条款外，还必须包括下列内容：

- 1、信息种类；
- 2、信息的收费标准及总额；
- 3、提供信息服务的期限；
- 4、传播、接收信息的方式与技术服务。

第十九条 新华通讯社涉外信息管理中心为此类经济合同的批准机关。当事人双方如变更或解除原合同，其变更需报批准机关批准，其解除应报批准机关备案。对中国境内用户的合同管理，依照本管理办法第十条、第十一条和第十三条的有关规定执行。

第六章 监督管理

第二十条 新华通讯社涉外信息管理中心在同步审视外国通讯社及其所属信息机构所发布的各类信

息中，如发现有《管理通知》第四项所列的内容，新华通讯社将会同有关部门对外国通讯社及其所属信息机构依法处理。对违反本管理办法第三条、第四条、第六条、第七条、第八条、第九条规定的外国通讯社及其所属信息机构，新华通讯社视情节轻重采取取消其在中国境内的部分、全部经济信息发布业务、直到撤消其在中国境内发布经济信息资格等措施。

第二十一条 对违反本办法第十条、第十一条、第十二条第二款、第十三条规定的中国境内用户，新华通讯社视情节轻重采取不予登记、停止其接收外国通讯社及其所属信息机构的经济信息、直至撤消登记等措施。

第七章 附则

第二十二条 台湾、香港、澳门地区的通讯社及其所属信息机构在我境内发布经济信息，参照本管理办法执行。其它信息机构在向中国境内发布的经济信息中若转发外国通讯社及其所属信息机构提供的经济信息，参照本管理办法执行。

第二十三条 新华通讯社涉外信息管理中心根据全国各地的具体情况，设立新华通讯社涉外信息管理中心办事机构，为用户办理登记、审核手续。

第二十四条 本办法由新华通讯社负责解释。

第二十五条 本办法自发布之日起施行。

(日訳)

外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することについての管理弁法
(1996年4月15日)

第一章 総則

第一条 国家主権を擁護し、国内の経済情報ユーザーの合法的權益を保護し、我が国の経済情報事業の健全な発展を促すため、国务院弁公室の『外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することに対し、新華通信社に権限を与え、集中管理を実行することに関する通知』(以下『管理通知』に省略する)に基づき、本弁法を制定する。

第二条 その合資、単独資本会社あるいは代行会社委託を含む外国通信社及びその所属情報機関が、中国域内で経済情報を配信することについては新華通信社により、集中管理が実行される。新華通信社涉外情報管理センターは集中管理の業務を具体的に引き受ける。

第二章 外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することについての審査・承認

第三条 外国通信社及びその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信するには、新華通信社の審査・承認を得なければならない。審査・承認の申請は新華通信社涉外情報管理センターに書面による申請を提出しなければならない。書面による申請については、下記の資料を提供しなければならない。

らない。

- 1、外国通信社及びその所属情報機関が合法的に存在する証明文書。
- 2、送信する経済情報の種類及び内容概要。
- 3、伝播手段及び技術サービスの説明資料。
- 4、各種経済情報の料金の基準及び料金の徴収方法。
- 5、中国域内で開設された経済情報を経営する会社、合資会社、事務所あるいは委託する技術代理サービス会社、代行会社に関する状況。

第四条　すでに中国域内で経済情報を配信している外国通信社及びその所属情報機関は、新華通信社渉外情報管理センターに、書面による補完申請を行わなければならない。補完申請資料は、本弁法の第三条に規定された資料以外に、新華通信社渉外情報管理センターに、中国域内でのその経済情報ユーザーの名称、法定の住所及び双方が調印した契約書の副本を提供しなければならない。

第五条　新華通信社渉外情報管理センターは、外国通信社及びその所属情報機関のすべての資料を受け取った日から二十日以内に、申請に対して回答する。本弁法第三条、第四条で述べられた資料の中に、ビジネス機密に関わるものについては、新華通信社渉外情報管理センターが秘密保護に責任を負うべきである。

第六条　新華通信社の承認を得て、中国域内で経済情報を配信することが許された外国通信社及びその所属情報機関のそれが配信する情報の種類、伝播手段、料金基準、徴収方法、技術サービス方式などの内容については、新華通信社渉外情報管理センターによって、審査・認定されなければならない。

上述した内容に変更を必要とする時には、必ず新華通信社渉外情報管理センターに書面による変更の申請を提出しなければならない。例えば料金の基準を調整する際には、新華通信社によって国家計画委員会に審査・承認を上申する。新華通信社渉外情報管理センターは申請資料を受け取った日から十日以内に回答を与える。

第七条　新華通信社の審査・承認を得ていない外国通信社及びその所属情報機関は、中国域内で経済情報を配信してはならない。

第八条　新華通信社渉外情報管理センターは外国通信社及びその所属情報機関が配信した各種類の経済情報に対し、歩を同じくして審査・閲読するが、外国通信社及びその所属情報機関は経済情報を受信する設備（とそれにふさわしい技術サービス）及び中国域内で配信した各種類の経済情報を無償で提供しなければならない。

第九条　審査・承認を得て中国域内で経済情報を配信する外国通信社及びその情報機関は、新華通信社に監督・管理の料金を納めなければならない。監督・管理料金納入の方法は別に定める。

第三章　中国域内のユーザーが外国通信社及びその情報機関の経済情報を使用することについての審査・承認

第十条　中国域内のユーザーが外国通信社及びその情報機関の経済情報を使用するには、新華通信社の審査・承認を得なければならない。「管理通知」が公布された日から、外国通信社及びその情報機関の経済情報を使用する必要がある単位は、新華通信社渉外情報管理センターに登録手続き

の申請を行わなければならない。外国通信社及びその情報機関の経済情報をすでに発注しているユーザーはすべて新華通信社渉外情報管理センターに補完登録手続きを申請しなければならない。

外国通信社及びその所属機関の経済情報を利用する必要がある単位は書面による申請を提出するとともに、下記の資料を提供すべきである。

- 1、法人と非法人の証明文書（コピー）。
- 2、申請単位の簡潔な紹介資料。
- 3、発注する経済情報の種類。
- 4、経済情報の使用状況及び範囲。
- 5、経済情報を受信する方式。

第十一条 外国通信社及びその情報機関の経済情報をすでに発注しているユーザーは、補完登録手続きの際に外国通信社及びその所属情報機関と調印した契約のテキスト（コピー）と法人、非法人の証明文書（コピー）及び法定の住所を提供しなければならない。

第十二条 新華通信社渉外情報管理センターは申請資料を受け取った日から十日以内にユーザーが提出した申請に回答すべきである。

いかなる単位も新華通信社渉外情報管理センターで登録審査を受けていなければ、すべて外国通信社及びその情報機関の経済情報を発注できない。

第十三条 承認を得て外国通信社及びその情報機関の経済情報を発注するユーザーは、原則的に最終ユーザーになり、それが受け取った経済情報の使用範囲に対しては、新華通信社渉外情報管理センターが審査・認定した契約に合わせて執行しなければならない。

第十四条 中国域内のユーザーは新華通信社渉外情報管理センターで登録手続きを行う際、監督管理費を納入しない。

第四章 技術サービス

第十五条 渉外情報に集中管理が実行された後、ユーザーのこれまでの情報受信設備及び方式は変えず、その技術サービス及び設備の設置は、外国通信社及びその情報機関が責任を負う。

第五章 契約管理

第十六条 外国通信社及びその所属情報機関は中国域内のユーザーと経済契約を締結しなければならない。契約の内容は「中華人民共和国渉外経済契約法」及び関連法律、法規の規定を遵守しなければならない。

第十七条 外国通信社及びその所属情報機関が中国域内のユーザーと調印した契約は新華通信社渉外情報管理センターに報告し審査・承認、記録に留めることによってはじめて執行できる。

外国通信社及びその情報機関が「管理通知」の公布前にユーザーと契約を締結したものは、本管理弁法第4条の関係規定によって、補完審査・承認、記録に留める手続きを行う。

第十八条 外国通信社及びその所属情報機関が中国域内のユーザーと経済契約を締結したら、新華通信社渉外情報管理センターに契約の原本を提出しなければならない。

契約は備えるべき主要な項目以外、下記の内容を含まなければならない。

- 1、情報の種類。
- 2、情報の料金基準及び総額。
- 3、情報サービスを提供する期間。
- 4、情報を伝播受信する方式と技術サービス。

第十九条 新華通信社渉外情報管理センターはこの種の経済契約の承認機関である。もし、当事者双方が原契約を変更もしくは解除する場合、その変更は承認機関に報告し、承認を得る必要があり、その解除は承認機関に報告し、記録に留めるべきである。中国域内のユーザーの契約管理については、本管理弁法第十条、第十一条及び第十三条の関係規定に合わせて実行する。

第六章 監督管理

第二十条 新華通信社渉外情報管理センターが外国通信社及びその所属する情報機関により配信された各種の情報を歩を同じくして審査・閲読する中で、もしも「管理通知」第四項に列記された内容を見つけたら、新華通信社は関係部門と共に外国通信社及びその所属する情報機関に対し法律に基づいて処置する。

本管理弁法第三条、第四条、第六条、第七条、第八条、第九条の規定に違反する外国通信社及びその所属する情報機関に対し、新華通信社は情状の軽重を見てその中国域内で経済情報を配信する業務を部分的、あるいは全部の取り消し、その中国域内で経済情報を配信する資格の抹消などの措置をとる。

第二十一条 本弁法第十条、第十一条、第十二条第二項、第十三条の規定に違反する中国域内のユーザーに対し、新華通信社は情状の軽重を見て登録させない、外国通信社及びその所属する情報機関の経済情報の受信停止、登録の抹消などの措置をとる。

第七章 付則

第二十二条 台湾、香港、マカオ地域の通信社及びその所属する情報機関が我が域内で経済情報を配信するには、本管理弁法を参照し実行する。

そのほかの情報機関が中国域内に向けて配信する経済情報の中で、もしも外国通信社及びその所属する情報機関が提供した経済情報を転送するには、本管理弁法を参照し実行する。

第二十三条 新華通信社渉外情報管理センターは全国各地の具体的状況に基づき、新華通信社渉外情報管理センター事務機関を設立し、ユーザーのために登録、審査手続きを行う。

第二十四条 本弁法は新華通信社が解釈の責任を持つ。

第二十五条 本弁法は公布の日から施行する。

(訳者：王雪彤 蔡昕悦 徐森・整理：蔡昕悦)

(3) 外国通讯社在中国境内发布新闻信息管理办法（2006年9月10日新华社社）

（原文）

外国通讯社在中国境内发布新闻信息管理办法（2006年9月10日新华社社发布）

第一条 为了规范外国通讯社在中国境内发布新闻信息和国内用户订用外国通讯社新闻信息，促进新闻信息健康、有序传播，根据国家法律、行政法规和国务院的有关规定，制定本办法。

第二条 外国通讯社在中国境内发布文字、图片、图表等新闻信息，适用本办法。

本办法所称外国通讯社包括具有通讯社性质的外国新闻信息发布机构。

第三条 新华社对外国通讯社在中国境内发布新闻信息实行统一管理。

第四条 根据《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》，外国通讯社在中国境内发布新闻信息，应当经新华社批准，并由新华社指定的机构（以下简称指定机构）代理。外国通讯社不得在中国境内直接发展新闻信息用户。

除指定机构外，任何单位和个人不得经营、代理外国通讯社的新闻信息。

第五条 外国通讯社申请在中国境内发布新闻信息，应当具备以下条件：

- （一）在所在国家（地区）有相应的合法资质；
- （二）在新闻信息发布业务领域有良好信誉；
- （三）有确定的业务范围；
- （四）有与其开展业务相适应的技术传播手段；
- （五）中国法律、行政法规规定的其他条件。

第六条 外国通讯社在中国境内发布新闻信息，应当向新华社提交书面申请，并提供下列材料：

- （一）所在国家（地区）主管当局出具的相应的合法资质证明；
- （二）所在国家（地区）有关机构出具的良好信誉记录证明；
- （三）所发布新闻信息的细目、说明和样品；
- （四）传播手段说明；
- （五）新华社规定的其他材料。

第七条 指定机构代理外国通讯社在中国境内发布新闻信息，应当具备以下条件，并向新华社提交书面申请：

- （一）有合法资质；
- （二）在新闻信息代理发布业务领域有良好信誉；
- （三）有开展与其代理业务相适应的服务网络和技术传播手段；
- （四）中国法律、行政法规和部门规章规定的其他条件。

第八条 新华社应当自收到外国通讯社和指定机构提交申请材料之日起20日内作出批准或者不批准决定。批准的，发给批准文件；不批准的，书面通知申请人并说明理由。

第九条 外国通讯社依据批准文件核定的业务范围在中国境内发布新闻信息，应当与指定机构签订代理协议，并自协议签订之日起15日内报新华社备案。

第十条 外国通讯社变更业务范围、传播手段等事项的，应当在变更前向新华社重新申请核发

批准文件。

第十一条 外国通讯社在中国境内发布的新闻信息不得含有下列内容：

- (一) 违反《中华人民共和国宪法》确定的基本原则的；
- (二) 破坏中国国家统一、主权和领土完整的；
- (三) 危害中国国家安全和国家荣誉、利益的；
- (四) 违反中国的宗教政策，宣扬邪教、迷信的；
- (五) 煽动民族仇恨、民族歧视，破坏民族团结，侵害民族风俗习惯，伤害民族感情的；
- (六) 散布虚假信息，扰乱中国经济、社会秩序，破坏中国社会稳定的；
- (七) 宣扬淫秽、暴力或者教唆犯罪的；
- (八) 侮辱、诽谤他人，侵害他人合法权益的；
- (九) 危害社会公德或者中华民族优秀传统文化的；
- (十) 中国法律、行政法规禁止的其他内容。

第十二条 新华通讯社对外国通讯社在中国境内发布的新闻信息有选择权，发现含有本办法第十一条所列内容的，应当予以删除。

第十三条 国内用户订用外国通讯社新闻信息，应当与指定机构签订订用协议，不得以任何方式直接订用、编译和刊用外国通讯社的新闻信息。

国内用户使用外国通讯社新闻信息时，应当注明来源，并不得以任何形式转让。

第十四条 外国通讯社和指定机构应当每年在规定期限内分别就其发布、代理新闻信息的情况向新华通讯社提交报告。

新华通讯社可以根据报告情况进行核查；经核查合格的，方可继续从事新闻信息的发布或者代理业务。

第十五条 任何单位和个人发现有违反本办法行为的，有权向新华通讯社举报，新华通讯社应当依法调查、处理。

第十六条 外国通讯社违反本办法规定，有下列情形之一的，由新华通讯社视情节给予警告、限期改正、暂停特定内容发布、暂停或取消发布资格：

- (一) 超出批准文件核定的业务范围发布新闻信息的；
- (二) 直接或者变相发展新闻信息用户的；
- (三) 发布的新闻信息含有本办法第十一条所列内容的。

第十七条 国内用户违反本办法规定，有下列情形之一的，由新华通讯社视情节给予警告、限期改正、责令指定机构中止或者解除订用协议：

- (一) 超出订用协议范围使用外国通讯社新闻信息的；
- (二) 转让所订用的外国通讯社新闻信息的；
- (三) 使用外国通讯社新闻信息不注明来源的。

第十八条 违反本办法规定，有下列情形之一的，由新华通讯社提请国务院有关部门依法给予行政处罚：

- (一) 未经新华通讯社批准发布新闻信息的，未经新华通讯社指定机构订用外国通讯社新闻信息的；
- (二) 擅自经营、代理外国通讯社新闻信息的；

(三) 擅自直接编译、刊用外国通讯社新闻信息的。

第十九条 指定机构违反本办法规定，代理未经批准的外国通讯社新闻信息的，由新华通讯社责令改正，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员给予纪律处分。

第二十条 新华通讯社工作人员有下列行为之一的，由新华通讯社给予纪律处分：

- (一) 向不符合本办法规定条件的申请人颁发批准文件的；
- (二) 不依法履行监督管理职责的；
- (三) 接到对违法行为的举报后不依法调查处理的；
- (四) 有滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊等行为的。

第二十一条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的通讯社及其他具有通讯社性质的新闻信息发布机构，在内地发布新闻信息，参照本办法执行。

第二十二条 本办法自发布之日起施行。1996年4月15日新华通讯社发布的《外国通讯社及其所属信息机构在中国境内发布经济信息的管理办法》同时废止。

(日訳)

外国通信社が中国域内でニュース情報を配信することに関する管理弁法

(2006年9月10日)

第一条 外国通信社が中国域内でニュース情報を配信することと国内のユーザーが外国通信社のニュース情報を購入・使用することを規範化し、ニュース情報を健全に、秩序正しく伝播させることを促すため、国家の法律、行政法规及び国务院の関連規定に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 外国通信社が中国域内で文字、図画、図表などのニュース情報を配信するには、本弁法を適用する。

本弁法のいうところの外国通信社には通信社の性質を備える外国ニュース情報配信機関を含む。

第三条 新華通信社は外国通信社が中国域内でニュース情報を配信することに対して統一的な管理を実行する。

第四条 「国务院が保留する必要がある行政審査・承認項目に対して行政許可を設定する決定」に基づき、外国通信社が中国域内でニュース情報を配信するには、新華通信社の承認を得るとともに、新華通信社に指定された機関（以下『指定機関』に省略する）によって代行されるべきである。

外国通信社は中国域内で直接ニュース情報ユーザーを拡大することができない。

指定された機関以外、いかなる単位と個人も外国通信社のニュース情報を運営・代行することができない。

第五条 外国通信社が中国域内でニュース情報を配信することを申請するには、以下の条件を備えるべきである。

1. 所在国（地域）で相応の合法的な資質を持つ。
2. ニュース情報を配信する業務領域で良い信望を持つ。
3. 明確な業務範囲がある。
4. 業務を繰り広げることに相応する技術伝播手段を持つ。

5. 中国の法律、行政法規に規定されたその他の条件。

第六条 外国通信社が中国域内でニュース情報を配信するには、新華通信社に書面による申請を提出するとともに、下記の資料を提供すべきである。

1. 所在国（地域）の主管当局により証明された相応の合法的な資質証明。
2. 所在国（地域）の関連機関により証明された良い信望の記録証明。
3. 配信するところのニュース情報の細目、説明及びサンプル。
4. 伝播手段の説明。
5. 新華通信社の規定するその他の資料。

第七条 指定機関が外国通信社の中国域内でニュース情報を配信することを代行するには、以下の条件を備えるとともに、新華通信社に書面による申請を提出すべきである。

1. 合法的な資質を持つ。
2. ニュース情報を代行・配信する業務領域で良い信望を持つ。
3. その代行業務を繰り広げることに対応するサービスネットと技術伝播手段を持つ。
4. 中国の法律、行政法規と部門規則に規定されたその他の条件。

第八条 新華通信社は外国通信社と指定機関が提出する申請資料を受け取った日から、20日以内に承認あるいは不承認の決定を行うべきである。承認したものには、承認文書を交付する；不承認のものには、申請者に書面で通知するとともに、理由を説明する。

第九条 外国通信社が承認文書で決められた業務範囲に基づいて、中国域内でニュース情報を発信するには、指定機関と代行取り決めに調印するとともに、取り決めに調印した日より、15日以内に新華通信社に報告し、記録に留めるべきである。

第十条 外国通信社が業務範囲、伝播手段などの事柄を変更するには、変更の前に新華通信社に承認文書発給を再度申請すべきである。

第十一条 外国通信社が中国域内で発信するニュース情報には、以下に列挙した内容を含んではならない。

1. 『中華人民共和国憲法』に確定された基本原則に違反するもの。
2. 中国の国家統一、主権と領土保全を破壊するもの。
3. 中国の国家安全と国家榮譽、利益に危害を加えるもの。
4. 中国の宗教政策に違反し、邪教、迷信を喧伝するもの。
5. 民族の怨恨と民族差別を扇動する、民族の団結を破壊する、民族の風俗習慣を侵害する、民族の感情を傷つけるもの。
6. 虚偽の情報を巻き散らし、中国の経済、社会秩序を乱し、中国の社会の安定を破壊するもの。
7. わいせつ、暴力を喧伝し、あるいは犯罪を教唆するもの。
8. 他人を侮辱、誹謗し、他人の合法的な權益を侵害するもの。
9. 社会公衆道徳あるいは中華民族の優秀な文化伝統に危害を与えるもの。
10. 中国の法律、行政法規の禁止するその他の内容。

第十二条 新華通信社は外国通信社が中国域内で発信したニュース情報に対して選択権を持つので、本法第十一条に列記された内容を見つけたら、それを削除すべきである。

第十三条 国内のユーザーが外国通信社のニュース情報を購入・使用するには、指定機関と購

入・使用取り決めに締結すべきであり、如何なる方式でも直接外国通信社のニュース情報を購入・使用、編集・翻訳及び掲載してはならない。

国内のユーザーは外国通信社のニュース情報を使用する際、出所を明記すべきであるとともに、如何なる形式でも譲渡してはならない。

第十四条 外国通信社と指定機関は毎年規定された期間内にそれぞれそのニュース情報を発信、代行した状況について、新華通信社に報告を提出すべきである。

新華通信社は報告された状況に基づいて、審査・承認を行うことができる。審査・承認に合格したものだけが、始めてニュース情報の配信あるいは代行業務に引き続き従事することができる。

第十五条 いかなる単位と個人も本弁法に違反する行為を発見した場合は、新華通信社に摘発する権利があり、新華通信社は法律に基づいて調査、処置すべきである。

第十六条 外国通信社が本弁法の規定に違反し、下記の状況の一つがある場合は、新華通信社によって情状を見て、警告を与えられたり、期限を切って改善が求められたり、特定の内容を配信することを一時停止したり、配信資格を一時停止、あるいは取り消されたりする。

1. 承認文書によって決められた業務範囲を超えて、ニュース情報を配信するもの。
2. 直接、あるいは形を変えて、ニュース情報ユーザーを拡大するもの。
3. 配信したニュース情報に本弁法の第十一条の内容が含まれるもの。

第十七条 国内のユーザーが本弁法の規定に違反し、下記の状況の一つがある場合は、新華通信社によって情状を見て、警告が与えられたり、期限を切って改善が求められたり、指定機関に命じて、購入・使用の取り決めに中止、あるいは解除されたりする。

1. 購入・使用の取り決めの範囲を超えて、外国通信社のニュースを使うもの。
2. 購入・使用するところの外国通信社のニュース情報を譲渡するもの。
3. 外国通信社のニュース情報を使う時、ニュースソースを明記しないもの。

第十八条 本弁法の規定に違反し、下記の状況の一つがある場合、新華通信社によって国务院の関連部門に提案して、法律に基づいて行政処罰が与えられる。

1. 新華通信社の承認を得ず、ニュース情報を配信する、新華通信社の指定機関を経ず、外国通信社のニュース情報を購入・使用するもの。
2. 勝手に外国通信社のニュース情報を経営、代行するもの。
3. 勝手に外国通信社のニュース情報を直接編集翻訳、掲載するもの。

第十九条 指定機関で本弁法の規定に違反し、承認を得ないで外国通信社のニュース情報を代行する場合、新華通信社によって、改善が命じられ、直接に責任を負う主管者とその他の責任者に対して、規律処分が与えられる。

第二十条 新華通信社の従業員で下記の行為の中の一つがある場合、新華通信社によって規律処分が与えられる：

1. 本弁法の規定する条件に合致しない申請者に向けて、承認文書を授与するもの。
2. 法律に基づかず、監督管理の職責を履行するもの。
3. 違法行為の摘発を受けた後、法律に基づいて調査処置しないもの。
4. 職権を濫用し、職務を怠り、私的な悪事を働く行為があるもの。

第二十一条 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地域の通信社及びその他の通信社の性質

がある情報配信機関が内地でニュース情報を配信するには、本弁法を参照し、執行する。

第二十二條 本弁法は公布の日より施行する。1996年4月15日新華社が公布した「外国通信社およびその所属情報機関が中国域内で経済情報を配信することについての管理弁法」は同時に廃止する。

(訳者：王雪彤 賀壹 孫鑫钰・整理：蔡昕悦)

4. 二つの「新聞法」草案に見る関係規定

中国において「新聞法」についての議論はずっと続いてきた。それが花開いたのが1989年の民主化運動前後につくられた三つの「草案」であった。一つは1988年4月に公表された社会科学院新聞研究所新聞法研究室編の「中華人民共和国新聞法（草案）」、もう一つは上海で1988年7月につくられた「中華人民共和国新聞法（上海起草小グループ、意見聴取稿）」（《中華人民共和国新聞法（上海起草小組、征求意见稿）》）であり、三つ目が国家新聞出版署によって1989年につくられた「中華人民共和国新聞法（審議用稿）」（《中華人民共和国新聞法（草案）送审稿》）である。その社会科学院新聞研究所新聞法研究室版と国家新聞出版署版には外国報道機関、外国人記者関連条項がある（上海版は手許に全文がないため不明）。

この両者の違いは、後者の国家新聞出版署版には「第38条」から「第41条」まで、明確な制限規定が設けられていることである。特に「第38条」は「駐華外国人記者が中国の主要な指導者を取材したい場合、中国政府の主管部門に書面申請を提出すべきである。國務院の部委および記者の駐在している都市の開放単位を取材する場合、関係外事単位と連絡を取ることができる。」としており、この草案がつくられる前の1981年3月9日に下達された「外国報道機関の常駐記者の管理に関する國務院の暫定規定」の「第九條」の「常駐記者が機関、団体、企業、事業及びその他の単位を取材するには、中華人民共和国外交部新聞司の要求に従い、事前に関係当局に申請を提出し、同意を得て、始めて取材ができる。」を踏襲したものといえよう。

また、前者の社会科学院版はその「第四十八條」に「中国政府は法律により駐華外国報道機関の正当な權益を守り、できる範囲以内において、来華外国人記者に便宜を提供する。」とあるように、外国報道機関と記者の「權益」を政府が守るべきことを明記している。これは「暫定規定」の「第六條」の「中華人民共和国政府は法律に従い常駐記者の正当な權益を保護するとともにその取材報道活動に便宜を提供する。」を援用したものである。また、「第四十九條」では「駐華外国報道機関と来華外国人記者は報道活動に従事する時」の「義務」の一つとして、その「(2)」に「普遍的に認められた国際法及び国際関係の準則を遵守する。」が挙げられている。こうした違いはこの二つの「草案」の性格を明確に示しているといえる。

しかし、この「新聞法」は法律という形では結実することはなかった。（拙稿「解題 中国『新聞法』草案について」『ジャーナリズム&メディア』第7号2014.3pp.281-313、「中国の『新聞法』論議考」『国際関係研究』第9巻第2号1988.12pp.99-119参照）。とはいえ、こうした当時の時代を反映した研究者の営みは高く評価すべきであり、史料価値も高いので、社会科学院版と新聞出版署版の関連条項の原文と訳文を下記に転載する。

(1) 中华人民共和国新闻法（草案）（新闻法研究室试拟）（1988年4月）

（原文）

第六章 外国驻华新闻机构和来华记者

第四十一条 有两名以上常驻记者、或一名常驻记者和两名以上雇员的，以收集和传递新闻为其职业活动的外国派驻中国的新闻机构，称为外国驻华新闻机构。

以从事新闻活动为职业的，在华逗留连续九十天以上的外国派驻中国的记者为外国来华常驻记者。

以从事新闻活动为职业的，在华逗留九十天以下的外国来中国的记者为外国临时来华记者。

第四十二条 （一）外国要求在中国设立新闻机构，须提前三十天向中华人民共和国外交部申请。

（二）申请应写明下列事项：

- 1、外国新闻机构的名称；
- 2、国籍；
- 3、人数及其姓名、性别、年龄；
- 4、负责人姓名、性别、年龄。

外国新闻机构具有法人资格。

第四十三条 （一）外国新闻机构向中国派遣记者，须提前三十天向中华人民共和国外交部申请。

（二）申请应写明下列事项：

- 1、记者姓名、性别；
- 2、出生年月日、地点、国家；
- 3、国籍；
- 4、所属外国新闻机构名称；
- 5、所持证件的签发国、地点、日期及号码；
- 6、外国临时来华记者应写明在外国的居住地址。

外国驻华新闻机构的雇员应按同样手续进行申请。

第四十四条 外国驻华新闻机构、外国来华记者及雇员的申请，由中华人民共和国外交部负责审批，经批准后，在外交部新闻司办理注册手续。

第四十五条 中华人民共和国外交部在办理注册时，向外国来华常驻记者颁发由新闻出版署和外交部共同签发的为期一年的记者证。

外国来华常驻记者所持记者证期满，需要继续其采访、报道活动的，应当在期满前十五天向中华人民共和国外交部申请办理延期手续。

第四十六条 外国驻华新闻机构要求更换记者，应当提前三十天向中华人民共和国外交部提出申请。经批准和注册后，原记者自新任记者开始工作之日起，停止在华的采访报道活动。

第四十七条 如停止在华新闻活动，外国驻华新闻机构应提前三十天，外国来华常驻记者应提前十五天书面通知中华人民共和国外交部，并在税务和其他有关事宜清理完毕后，办理注销注册手续。

第四十八条 中国政府依法保护外国驻华新闻机构及外国来华记者的正当权益，在能力所及的范围内，为外国来华记者从事新闻活动提供方便。

第四十九条 外国驻华新闻机构和外国来华记者在从事新闻活动时，有下列义务：

- (一) 遵守中华人民共和国的法律、法规和有关规定，
- (二) 遵守普遍承认的国际法及国际关系准则；
- (三) 禁止诽谤、污辱中国国家领导人和中国公民；
- (四) 尊重事实，准确地进行报道，禁止发布虚假的新闻；
- (五) 其业务活动不得超出正常的采访报道范围。

第五十条 外国驻华新闻机构和外国的新闻设施不得设置在外交或领事代表机构内，其工作人员不得是外交或领事机构的成员。

(日訳)

第6章 駐華外国報道機関と来華記者

第四十一条 2名以上の常駐記者、あるいは常駐記者1名と2名以上の職員を擁し、ニュースの収集と伝達をその職業活動とする外国が中国に派遣駐在させる報道機関を駐華外国報道機関と称する。

新聞活動に従事することを職業としているもので、中国に連続九十日以上滞在している中国に派遣駐在している外国人記者を来華常駐外国人記者と称する。

新聞活動に従事することを職業としているもので、中国滞在九十日以下の外国から中国に来た記者を臨時来華外国人記者と称する。

第四十二条 (1) 外国が中国で報道機関を設立することを求める場合には、三十日前に中華人民共和国外交部に申請しなければならない。

(2) 申請には以下の事項を明記すべきである：

- 1、外国報道機関の名称。
- 2、国籍。
- 3、人数及びその氏名、性別、年齢。
- 4、責任者の氏名、性別、年齢。

外国報道機関は法人の資格をもつ。

第四十三条 (1) 外国報道機関が中国に記者を派遣する場合には、三十日前に中華人民共和国外交部に申請しなければならない。

(2) 申請には以下の事項を明記すべきである：

- 1、記者の氏名、性別。
- 2、出生年月日、出生地、国家。
- 3、国籍。
- 4、所属する外国報道機関の名称。
- 5、所持ビザの発給国、発給地、日付けおよび番号。
- 6、臨時来華外国人記者は外国における住所を明記すべきである。

駐華外国報道機関の職員も同様の手続きによって申請すべきである。

第四十四条 駐華外国報道機関、来華外国人記者および職員の申請については、中華人民共和国外交部が責任を負って審査許諾を行い、許諾された後、外交部新聞司で登録手続きを行う。

第四十五条 中華人民共和国外交部は登録を処理する時、来華常駐外国人記者に新聞出版署と外交部が共同で発給した期限一年の記者証を交付する。

来華常駐外国人記者の所持する記者証が期限を迎え、引き続き取材報道活動を行う必要がある場合は、期限満了十五日前に中華人民共和国外交部に延長手続きの申請をすべきである。

第四十六条 駐華外国報道機関が記者の変更を要求する場合、三十日前に中華人民共和国外交部に申請を出すべきである。許諾と登録を経た後、原記者は新記者が仕事を始めた日から、在華の取材報道活動を停止しなければならない。

第四十七条 在華報道活動を停止したい場合、駐華外国報道機関は三十日前、来華常駐外国人記者は十五日前に書面形式で中華人民共和国外交部に通知しなければならず、併せて税務とその他の関係する事項を清算完了後、登録抹消手続きを行う。

第四十八条 中国政府は法律により駐華外国報道機関の正当な権益を守り、できる範囲以内において、来華外国人記者に便宜を提供する。

第四十九条 駐華外国報道機関と来華外国人記者は報道活動に従事する時、以下の義務を有する：

- (1) 中華人民共和国の法律、法規と関係規定を遵守する。
- (2) 普遍的に認められた国際法及び国際関係の準則を遵守する。
- (3) 中国の国家の指導者と中国公民を誹謗、侮辱することを禁止する。
- (4) その業務活動は正常の取材報道の範囲を超えてはならない。

第五十条 駐華外国報道機関と外国の報道施設はその外交あるいは領事代表機関に設置してはならず、その従業員は外交あるいは領事機関の成員であってはならない。

(翻訳：閻瑾 叶柳 朱瑞璽 整理：神尾優)

(2) 中华人民共和国新闻法草案（送审稿）（1989年）

(原文)

第五章 外国驻华新闻机构与驻华记者

第三十四条 外国新闻机构派遣驻中国以从事新闻活动为职业的记者有两名以上，或一名以上及雇员两名以上的，称为外国驻华新闻机构。

以从事新闻活动为职业、在华停留两个月以上的外国新闻机构派驻中国的记者，称为外国驻华记者。

第三十五条 外国要求在中国设立新闻机构或派遣驻华记者，须由派遣机构总部负责人提前三十天向中国政府主管部门申请并办理登记手续。

第三十六条 中国政府主管部门在办理登记时，发给外国驻华记者为期一年的记者证。

外国驻华记者所持记者证期满，需要继续其采访、报道活动，应当在期满前十五天向中国政府主管部门申请办理记者延期手续。每次延长期一年。无正当理由而逾期不办延期手续超过

三十天的，即视为离任，自动失去驻华记者的资格。

第三十七条 外国驻华新闻机构要求更换记者，应当提前三十天向政府主管部门提出申请，从新任记者办理完成登记手续之日起，原任记者停止在中国的新闻活动。

外国驻华新闻机构和驻华记者如停止在中国的新闻活动，应提前二十天书面通知中国政府主管部门，并在税务和其他有关事宜清理完毕后，办理注销登记手续。

第三十八条 外国驻华记者采访中国主要领导人应向中国政府主管部门提出书面申请。采访国务院部委及记者驻在城市的开放单位，可同有关外事单位联系。

第三十九条 赴中国政府规定的开放地区采访，应同有关省、自治区、直辖市外事部门联系。赴非开放地区采访或旅游，应向中国政府主管部门提出书面申请，经批准并到公安机关办理旅行证后方可前往。

第四十条 未经批准为驻华记者的外国人，不享受驻华记者待遇，不得在华进行新闻活动。

第四十一条 外国驻华记者的新闻活动不得超出正常的采访报道范围，不得以不正当或非法手段进行新闻活动。外国驻华记者作为旅游者去外地，不得进行新闻活动。

第四十二条 中国政府依法保护外国驻华新闻机构和驻华记者的正当权益，为驻华记者进行正常的新闻活动提供方便。

第四十三条 外国驻华记者不得在中国境内架设电台。对于业务需要的新闻电讯线路、通讯设备等，

应当向当地电讯、电视等单位申请租用。

第四十四条 外国驻华新闻机构和外国的新闻设施不得设置在外交或外事代表机构内，其工作人员不得是外交或领事机构的成员。

(日訳)

第五章 駐華外国報道機関と駐華記者

第三十四条 外国の報道機関が中国に派遣駐在させ新聞活動に従事することを職業とする記者が2名以上、あるいは1名以上及び職員2名以上いるものを、駐華外国報道機関と称する。新聞活動に従事することを職業として、中国に二ヶ月以上滞在する外国報道機関から中国に派遣駐在する記者を駐華外国人記者と称する。

第三十五条 外国が中国に報道機関を設立、あるいは駐華記者を派遣することを求める場合、派遣機関本社の責任者は30日前までに中国政府主管部門に申請し、併せて登記手続きをとらなければならない。

第三十六条 中国政府主管部門は登記を処理する時、駐華外国人記者に期限1年の記者証を発給する。駐華外国人記者の所持する記者証が期限を迎え、引き続きその取材報道活動を行う必要がある場合は、期限満了15日前に中国政府主管部門に記者延長手続きの申請をすべきである。毎度期限の延長は1年である。正当な理由がなく、期限切れから30日を越えて延長の手続きをとらない場合、すなわち離任と見なし、駐華記者の資格を自動的に失う。

第三十七条 駐華外国報道機関が新聞記者の交替を求める場合、30日前までに政府主管部門に申請すべきであり、新記者が登記の手続きを完了した日より、原記者は中国における新聞活動を停止しなければならない。

駐華外国新聞機関および駐華記者が中国での新聞活動を停止する場合は、20日前までに、中国政府の主管部門へ書面で通知し、併せて税務およびその他の関連事項を清算完了後、登記抹消手続きを行う。

第三十八条 駐華外国人記者が中国の主要な指導者を取材したい場合、中国政府の主管部門に書面申請を提出すべきである。国務院の部委および記者の駐在している都市の開放単位を取材する場合、関係外事単位と連絡を取ることができる。

第三十九条 中国政府の規定する開放地区に赴き取材する場合、関係省、自治区、直轄市の外事部門と連絡をとるべきである。非開放地区に赴き取材あるいは観光をする場合、中国政府の主管部門に書面申請を提出し、許可を得てから、併せて公安機関に行き旅行証の手続きをして始めてその地域へ行くことができる。

第四十条 駐華記者の承認を受けていない外国人は駐華記者の待遇を享受できず、中国において新聞活動は行えない。

第四十一条 駐華外国人記者の新聞活動は正常の取材報道範囲を超えてはならず、不正あるいは不法な手段によって新聞活動を行ってはならない。駐華外国人記者は旅行者として外地に行く場合、新聞活動を行ってはならない。

第四十二条 中国政府は法律に基づいて、駐華外国新聞機関および駐華記者の正当な権益を保護し、駐華外国人記者が正常な新聞活動を行うのに便宜を提供する。

第四十三条 駐華外国人記者は中国域内で通信局を設立してはならない。業務上必要なニュース電信回線、通信設備などについては、当該地の電信、テレビなどの単位に借用申請をすべきである。

第四十四条 駐華外国報道機関と外国の報道施設は、外交あるいは外事代表機関内に設置してはならず、その従業員は、外交または領事機関の成員であってはならない。

(翻訳：閻瑾 蔡昕悦 朱瑞璽 整理：神尾優)

おわりに

対内的に国際情報を管理してきた新華社はただ単なる通信社から巨大な情報産業企業に変貌しつつある。それを象徴しているのが2016年4月26日に正式に設立された新華社中国経済情報社(新華社中国经济信息社)である。そのニュースを伝えた新華社北京4月26日電(新華社北京4月26日電(記者趙超))によると、「新華社は1985年1月に全国に先駆けて経済情報事業を創業し、30余年の建設発展を経て、比較的整った経済情報商品とサービス体系を構築し、内外に2万社のユーザーをもつ」。同社はその新華社の経済情報編集部(经济信息编辑部)、中経社ホールディングス(中経社控股有限公司)、中国金融情報センター(中国金融信息中心)などの部門と企業が一つにまとまったもので、「今後新華社の経済情報業務の市場主体となり、新華社の経済情報商品の生産とサービスの責任を負う」とされ、この中国経済情報社は「通信社の優位性を発揮し、国家通信社と世界的通信社のネットと資源を十二分に運用し、新華社の国の内外の239の支社機関、5000余名の取材編集要員、および中国経済情報社千名近い専門家集団に依拠し、世界の重点地区と経済センター、金融センターに経済情報収集機関を設置し、全地球をカバーする経済情報収集加工体系を打ち立て、より良いものにし、国際的に権威ある経済情報の集積地なる。」としている。これは世界に打って出る(走出去)政策の反映ではあるが中国の経済情報のみならず、世界の経済情報を発信するシフトが整ったことを示している。

中国の経済情報に限って言えば、信頼を勝ち取ることができるのが外国報道機関と外国人記者の中国における取材による報道か、それとも新華社の情報資源をバックにした中国経済情報社のそれなのか。中国情報をめぐる今後の発展に注目したい。

日本メディアが伝える中国イメージ — 2015年中国軍事パレードをめぐるテレビ番組の報道を例として —

張 新 慧*

1. 問題提起

1972年の日中国交正常化以来45年を経たが、その間、両国は蜜月期、冷淡期を経験した後に現在の紛争頻発期に至った。歴史、領土、軍事、経済、政治体制などの問題をめぐり、両国間には自他に関する多くの認識のギャップが存在し、それを背景に両国の意見の相違が顕在化している。両国のメディアでもこれらの問題についてたびたび取り上げられ報道されてきた。世論調査⁽¹⁾によると、現在は日本国民の対中感情が最も冷え込んでいる時期でもある。そして、「中国は日本にとって軍事的な脅威を感じる国・地域である」と認識する日本人が多くいる⁽²⁾。つまり、日本は中国の軍事力の増強を警戒すべきであり、中国は脅威となる存在であるという認識が強まっていることも明らかになっている⁽³⁾。

2015年は第二次世界大戦および太平洋戦争の終結から70年目にあたる。この年、中国はこの戦争の主要な参戦国として、「中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利70周年記念式典」と銘打った盛大な記念行事を行った。特に9月3日に行われた中国人民解放軍の軍事パレードは初めて中国の建国記念日以外の日に開催されたこともあり、日本を含め世界の多くの国々から大きな注目を浴びた。特に、日本のメディアは強い関心を示し、さまざまな角度からこれを報道した。

日本人の中国情報は圧倒的に日本のテレビニュースに依存していることにより⁽⁴⁾、日本人の対中認識及びイメージの形成がテレビの報道から大きく影響を受けるものと想定できる。そのため、テレビニュースの分析は、日本のメディアが伝える中国イメージを明らかにすると同時に、日本人の対中意識への影響を考えるうえで、有益な資料を提供してくれるものと考えられる。

2. 研究目的と分析方法

2-1. 研究目的

前述した現状認識の下に、分析対象として2015年中国軍事パレードを取り上げたのは、当面、日本にとって中国の「軍拡」は「脅威」として捉えられていることに加えて、それは「中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利70周年記念式典」の中の最大イベントでもあったからであり、アジア太平洋戦争の「戦勝国」であった現在の中国に対する日本のメディアの反応が直接現れると考えたからである。その検証のため、本研究ではNHK、日本テレビ、テレビ朝日、TBS、フジテレビのテレビニュースを分析対象とし、各局間の差異と全体の傾向を分析し、日本のテレビの中国報道の一端を明らかにすることを目的とした。

なお、この検証作業の理解に資するため軍事パレードの概要と日本政府の反応を略述すると同時

*チャン シンホイ (Zhang Xinhui) 日本大学大学院新聞学研究科博士後期課程3年

に、今後の課題を提起する意味を込めて紙メディアとの比較も試みた。また、参考資料として式典における「習主席の談話」を後掲した。

2-2. 分析方法

これまで中国報道に関する実証的研究の少なさが指摘されてきたが、⁽⁵⁾同時にその実証的分析の多くは内容分析の方法を採って検証されてきた。⁽⁶⁾その検証作業は一定の成果を上げてきたが、筆者はそれに加えてフレーム分析⁽⁷⁾の手法に着目した。

本稿は、フレーム分析の手法の1つである「フレームリスト法」を採用し、2015年の中国軍事パレードを事例とし、「演繹的アプローチ」によって、日本のテレビがそれをどのように報道し、どのようなイメージが伝えられたのかを明らかにすることを通じて、日本のテレビ番組に見る中国報道の特徴を検証するものである。

3. 2015年中国軍事パレードの概要と日本政府の反応

3-1. 2015年中国軍事パレードの概要⁽⁸⁾

「中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利70周年記念式典」が2015年9月3日に北京市の天安門広場にて行われた。今回の中国軍事パレードを含め、中国では1949年に中華人民共和国が建国されて以来これまでに15回の軍事パレードが行われてきた。午前10時に国務院総理・李克強により式典開始の宣言がなされ、国家主席・習近平による演説が行われた。それに続き、軍事パレードが開始された。この軍事パレードはこれまでの軍事パレードとは違い、初めて国慶節の時以外で行われた。それは「中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利」を記念するためのものであり、習近平が中国国家主席に就任して初めての大規模なイベントともなった。

国营通信社新華社が運営する新華網は今回の中国軍事パレードが行われる際に、「中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利70周年記念式典」の特集ページを開設し、以下のように軍事パレードを定義した。

「今回の閲兵式は古参兵が参加することで、烈士を回想し、英雄を敬慕し、過去の時代の精神を継承するためのものである。英雄である模範部隊が参加することにより、抗戦の歴史を追憶し、抗戦精神を発揚し、抗戦成果を維持する決心と意志の表れである。海外の軍隊を招待することで、世界反ファシズム戦争の勝利を記念すると共に我が国の国際性を国内外に示し、また、将官が閲兵部隊を率いることで、高級将校が党の指導に従い率先して模範となる姿は、戦争を指揮するリーダーシップを示すだろう。新型兵器の装備の展示は、世界平和を擁護し、国家の主権、安全、発展という利益を守る決心と能力を体現するものである（筆者訳）」⁽⁹⁾。周知のとおり、中国におけるメディアは中国政府と中国共産党の「喉と舌」とも言われているので、上述した内容は中国政府と中国共産党の公的な見解と言える。

また、習近平の演説の中で、今回の記念行事はこのように定義されている。

「私たちが中国人民抗日戦争ならびに世界反ファシズム戦争勝利70周を記念するのは、歴史を銘記し、烈士を偲び、平和を大切にし、未来を切り開くためです。」。

上記を要約すると、「今回の軍事パレードは中国の過去の不幸な歴史から現在の平和な生活の尊さを実感し、未来の発展に努力する意図を表している。そして、中国国内の団結を強化すると同時

に、世界反ファシズム戦争の一員として勝利した中国が、これから国際的に平和発展路線を歩みいく意志の表れでもある」と理解できる。

3-2. 2015年中国軍事パレードに対する日本政府の反応

今回の中国軍事パレードに対し、まず、日本政府の反応を菅官房長官の記者会見の中から読み取ることができる。菅は記者会見で、中国がこの軍事パレードを行うことについて、「政府としてコメントすることは控えたい」と前置きしたうえで、今後の中国に対し「未来志向で取り組む姿勢を明示してほしい」との意見を述べた。そして、式典への韓国・ロシアの首脳の出席については論評しないが、国連の潘基文事務総長が出席することについては中立性に疑問を持ち、残念の意を示した。⁽¹⁰⁾

また、菅は習近平国家主席の演説に対し、「日中間の和解の要素が見られなかったことに、非常に残念」と語り、中国人民解放軍における30万人の兵力削減については、「中国の軍事力の透明性を求める」と語っている。その一方で、外務省幹部は「習主席の演説の中で反日的な発言があったという印象はない」と述べ、政府内では「今回の記念行事で現在の日中関係の改善の流れが変わることはないだろう」との見方が大勢となつている。⁽¹¹⁾

今回の記念式典に日本の安倍首相は国会審議の状況などを理由に出席せず、他の日本政府の要人も出席を見送っている。これは欧米諸国の首脳が出席を見合わせていることや、この行事が反日的なものになるのではないかと懸念が関係しているという指摘がなされた。⁽¹²⁾また、中国のメディアによって出席の可能性が注目されていた日本の元首相・村山富市も式典の直前に体調不良を理由に欠席している。

4. 2015年中国軍事パレードに対するテレビの報道についての分析

4-1. 分析対象

今回の中国軍事パレードに関する日本のテレビ報道は主にその日（9月3日）の午後から夜までのニュース番組に集中している。本稿ではゴールデンタイムに放送された番組を分析対象に据え、番組構成の差異を考慮した上で最終的に6つの番組にまとめ、その各番組における報道時間を表1に示す。

4-2. 分析方法

まず、分析対象番組における中国軍事パレードに関係する報道を抽出し、次にそれらのニュースタイトルとサブニュースタイトルに使われるキーワードに注目して、番組内で多用される言葉の頻度とその使用目的を一つ目の分析項目として設定する。さらに、ニュース内容を把握するために、各番組内容を予め設定してあるフレームに従って分類する。以上の作業結果をもとに各々の報道の特徴を明らかにする。

4-3. 分析結果

9月3日に各番組によって報道されたニュースの内容は様々であるが、分析対象の6つの番組では、いずれも中国軍事パレードをトップニュースとして扱っている。表1が示すように、NHKの

「ニュース7」と「ニュースウォッチ9」では番組全体の放送時間の24.50%と35.44%を占めている。「ニュースウォッチ9」における割合は6つの対象番組の中で最も多い。また、日本テレビの「NEWS ZERO」とTBSの「NEWS23」ではいずれも約13%であり、テレビ朝日の「報道ステーション」とフジテレビの「LIVE2015 あしたのニュース」ではそれぞれ24.36%と23.40%を占める。これらの数量的な分析結果から、中国軍事パレードは今回の分析対象番組にとって大きなニュースバリューがあると認識されていることがわかる。

表1 分析対象番組一覧と中国軍事パレードの報道比例

放送局	番組名	開始時刻	終了時刻	中国軍事パレードの報道時間	
				時間秒数	番組全体を占める比率
NHK	ニュース7	19:00	19:30	441	24.50%
NHK	ニュースウォッチ9	21:00	22:00	1276	35.44%
日本テレビ	NEWS ZERO	23:30	23:59	482	13.39%
テレビ朝日	報道ステーション	21:54	23:10	1111	24.36%
TBS	NEWS23	22:54	23:53	502	13.95%
フジテレビ	LIVE2015 あしたのニュース	23:30	23:55	351	23.40%

以下では、これらの報道における内容の特徴と分析結果を3つのトピックに分けて報告する。

●報道特徴①：軍事パレードの意図を推測し、中国への警戒を促している。

今回の中国軍事パレードは正式な名称が「中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利70周年記念式典」との行事の主要な一環となる。中国政府・中国メディアおよび日本メディアのいずれでも、パレードの呼称は統一されていない。本稿の研究対象にした番組において使用された今回の軍事パレードの名称、及び軍事パレードを形容する表現に注目し、それを以下の表2にまとめた。

この結果で明らかなのは、分析対象となる民放テレビ番組の報道においては「抗日」という表現が目立つことである。今回の軍事パレードの名称・表現は全部で38箇所あり、「抗日」または「対抗」という言葉を使用した箇所は16箇所ある。その中でも、「抗日戦争勝利70年を記念する」と表現したものが最も多い。NHKの「ニュース7」と「ニュースウォッチ9」はタイトルに「抗日」の意味を含む言葉を避け、「中国 大規模軍事パレード」、または「中国軍事パレード」と表現している。また、NHK以外の民放の番組ではニュースタイトルのみならず、「抗日」の意味を含む言葉が報道内で繰り返し使われている。これらの事実により、正式な名称が「中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利70周年記念式典」である今回の行事に対して、分析対象となる民放のテレビ番組では「反ファシズム戦争勝利」よりも「抗日戦争勝利」という表現に重点が置かれていると言える。

また、これらの報道では「大規模」という言葉も強調されている。様々な軍事パレードの呼称・表現の中に「大規模」という言葉、及び軍事パレードの規模の大きさを形容する表現は11箇所ある。TBSの「ニュース23」を除いた他の分析対象番組の中でこの表現を採用している。例えば、日本テレビの「NEWS ZERO」には、「1万2000人の兵士と軍用機などおよそ200機が参加

表2 分析対象番組における中国軍事パレードの名称・表現

NHK 「ニュース7」	中国大規模軍事パレード
	中国による抗日戦争勝利70年を記念する大会
NHK 「ニュースウォッチ9」	中国 大規模軍事パレード
	抗日戦争勝利70年を記念する大会
	大規模な軍事パレード
	「抗日戦争勝利70年」を記念する大会 厳重な警戒態勢が敷かれる中に行われた軍事パレード
日本テレビ 「NEWS ZERO」	中国「抗日勝利70年」大規模軍事パレード
	日本との戦争勝利から70年を記念する大規模の軍事パレード
	1万2000人の兵士と軍用機などおよそ200機が参加した行われた軍事パレード
	日本との戦争勝利から70年を記念する軍事パレード
	建国記念日以外で軍事パレードが行われるのは初めて
	アメリカや日本の首脳の出席が見送り中、ロシアのプーチン大統領や韓国の朴クネ大統領など30カ国あまりの首脳クラスが出席した今回の軍事パレード
	あくまでも「平和のイベント」だと強調する
テレビ朝日 「報道ステーション」	抗日戦争70年式典 異例軍事パレード
	凄まじい規模の軍事パレード
	建国の国慶節以外では初めて行われた軍事パレード
	抗日戦争勝利70年の記念式典
	6年ぶりの軍事パレード
	猛々しい武器ショー
	過去最大規模の軍事パレード
	国内不安要素をかかえた中行われた抗日戦争勝利を祝う今日の軍事パレード
TBS 「NEWS23」	中国「抗日戦争70年パレード」
	演出づくし式典
	抗日戦争勝利70年の記念式典
	抗日戦争勝利を祝う式典
	今回初めて抗日戦争勝利を祝う軍事パレード 国家の威信をかけたイベント
フジテレビ 「LIVE2015 あしたのニュース」	大規模パレード
	「打倒日本帝国主義」式典
	「威信」「対抗意識」のセレモニー
	国の威信をかけた抗日戦争勝利70年を記念式典
	大規模な軍事パレード
	抗日戦争勝利70年記念する式典
	6年ぶりの軍事パレード
	10月1日の建国記念日以外の軍事パレード
	中国を不安視する空気が世界中に広がる中で開かれた今日の式典 対日戦争勝利記念日に初めて軍事パレード

表3 分析対象番組における中国軍事パレード報道のニュースタイトルとサブニュースタイトル

テレビ局・番組名・ニュースタイトル	サブニュースタイトル
NHK「ニュース7」 中国 大規模軍事パレード	習主席「戦勝国」誇示 市内は厳戒態勢
	最新鋭兵器を披露 中国のねらい
	習主席「戦勝国」誇示 兵力30万人削減も
	欧米諸国首脳級 ほとんど出席せず
	日本政府内の見方は 関係改善 流れ変わらぬ
NHK「ニュースウォッチ9」 中国 大規模軍事パレード	兵力30万人削減 一方で軍事力を誇示
	街は？市民は？記者が見た「その時」
	日本政府の反応は
	米・中板挟みの中 韓国の決断狙いは
	緊密な関係を強調 ロシアの思惑は
懸念示していたアメリカ ワシントンから最新情報	
日本テレビ「NEWS ZERO」 中国「抗日勝利70年」 大規模軍事パレードの思惑	初公開兵器が次々と大規模軍事パレード思惑
	兵力30万人削減表明 大規模軍事パレード 思惑
	愛国心高めるツアー人気 長蛇の列の先には
	中国で注目スポット 若者が銃を構え…狙いは？
テレビ朝日「報道ステーション」 中国「抗日戦勝70年式典」	中国「抗日戦勝70年式典」 異例軍事パレードの意味
TBS「NEWS23」 中国「抗日戦勝70年パレード」 「兵力30万人削減」の真意は？	「抗日戦勝70年パレード」 50ヶ国出席 軍事力を誇示
	「抗日戦勝70年パレード」 ドローンも 演出づくし式典
	「抗日戦勝70年パレード」 平和路線の真意は—
	抗日戦勝70年パレード 初公開の最新兵器 性能は？
	「抗日戦勝70年パレード」 G7首脳なく メンツ慣れた
フジテレビ「LIVE2015 あしたのニュース」 中国が大規模パレード 新兵器も続々 ちらつく「大国意識」	「打倒日本帝国主義」式典は夜まで 「戦勝」中国アピール
	84%が初公開 軍事力を見せつけ 日本射程のミサイルも
	「威信」「対抗意識」のセレモニー 暗に安倍批判も
	「中国パレード」成功？失敗？ 「抗日」際立つ

して行われた軍事パレード」というように、参加した兵士の人数、軍用機の数に言及し、その規模の大きさを描写している。テレビ朝日の「報道ステーション」ではドイツメディアの報道を引用して「猛々しい武器ショー」という表現が用いられている。

次に、「初」、「異例」と「思惑」という表現も多用されている。分析対象番組には、「抗日」と「異例」という言葉を大々的に用いることによって、今回の中国軍事パレードが中国の建国記念日

以外で初めて行われた軍事パレードであり、初の抗日戦争勝利を祝うイベントである点を伝えようとしたと読み解ける。その上で、表3に見られるように、各番組のニュースタイトルとサブニュースタイトルをまとめた結果によると、フジテレビの「LIVE2015 あしたのニュース」以外の番組には、今回の中国軍事パレードを行った中国政府の意図はいったい何なのかとの様な表現があった。例えば、「中国のねらい」、「大規模軍事パレードの思惑」、「異例軍事パレードの意味」、そして「平和路線の真意」などのような表現を使用していた。その意味は、それらの番組がパレードの裏に秘められた中国政府の意図を探ろうとしていたと言える。

これらの呼称・表現に頻繁に使用されるキーワード、すなわち、「抗日」、「大規模」、「初」、「異例」と「思惑」に留意すれば、分析対象番組の報道が視聴者の関心を惹きつけるとともに、中国からの「脅威」を視聴者へ伝えていることが表現的に読み取ることができる。

●報道特徴②：各局は注目点が異なるが、「兵器」、「演説」、「他国の対応」というフレームに最も多く関心を払った。

2015年中国軍事パレードに関する分析対象番組の報道は、主に7つの内容をめぐるものであった。すなわち「軍事パレードで展示された様々な新式兵器についての紹介と解説」「習近平国家主席の演説の引用と解説」「軍事パレードが持つ中国国内への影響と中国国民の評価や反応」「その他の中国における社会状況」「日本政府の対応と評価」「日本メディアによる評価」及び「他国メディアによる評価と各政府の対応」である。この7つの内容は、これまでの分析から、それぞれの番組の基調をなすテーマ群であり、そのテーマを支えるフレームとなりうるものである。この考察に基づき、論述ごとに各フレームに分類し、その具体的な内容を示したのが下記の表4である。

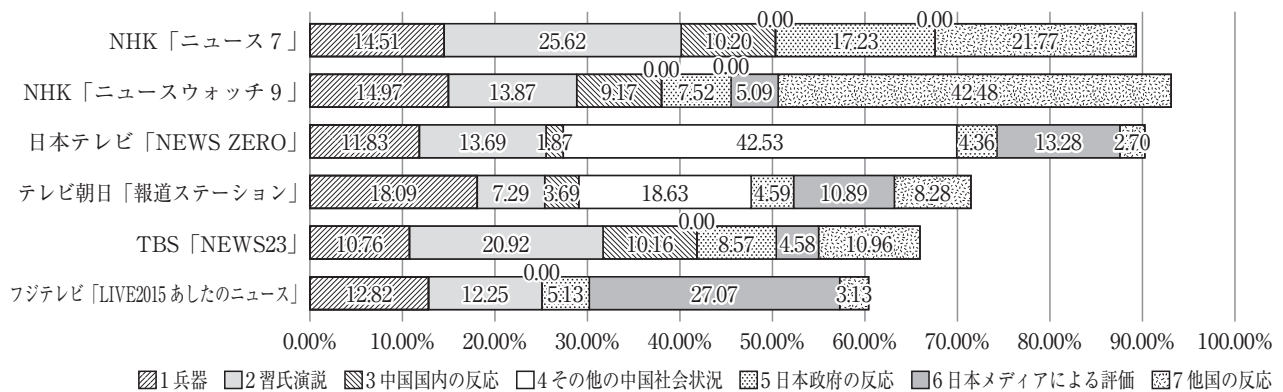
表4 中国軍事パレードに関する報道の各フレームの具体的な内容

1 兵器	軍事パレードに展示された兵器
	展示された兵器についての専門家による解説
2 習氏演説	演説の様子
	演説内容についての解説
3 中国国内の反応	人々が集まる様子
	国民へのインタビュー
	道路規制・店への影響など
4 その他の中国社会状況	軍事パレード以外に取り扱われた中国事情
5 日本政府の反応	菅官房長官の記者会見
	安倍首相の対応
	その他の政府関係者の対応
6 日本メディアによる評価	軍事パレードに関する日本メディアの発言・評価
7 他国の反応	出席状況（韓国・ロシア及び他国の首脳）
	中韓関係
	中ロ関係
	他国メディアの報道

次にこうしたフレームのいずれが強調されていたのかに注目し、分析の結果を示す。前述した7

つのフレームによる報道内容項目の放送時間量を算出して示したものが以下の図1である。

図1 各番組におけるフレーム別報道量の比率



上記6番組の合計報道時間と、個別のフレームの合計時間の結果を集計すると次のようになる。

まず、各番組が注目するフレームが異なる。NHKの「ニュース7」においては、「その他の中国社会状況」と「日本メディアによる評価」に言及せず、「習氏演説」と「他国の反応」フレームの報道量の比率が比較的に高かった。そして、NHKの「ニュースウォッチ9」には「他国の反応」フレームの比率が目立つ。このフレームは全体の42.48%を占めた。番組が中韓、中ロ関係の背景や現状を紹介することを通じてこのフレームを強調した。続いて、テレ朝の「報道ステーション」は全ての7つのフレームを上げ、他の分析対象番組より全面的に軍事パレードの報道を行っていたと言える。TBSの「NEWS23」では「習氏演説」フレームの報道量が最も多かったが、「その他の中国社会状況」には言及しなかった。

これらのフレーム以外に注目すべきなのは、テレビ朝日「報道ステーション」と日本テレビの「NEWS ZERO」が取り扱った、図1の中の4に示されている「その他の中国社会状況」のフレームである。特に日本テレビの「NEWS ZERO」では報道全体の約半分を占めた。「報道ステーション」では中国経済の下落と、中国社会における貧富格差問題を指摘するために、出稼ぎ労働者・李小英さんの生活苦を取材している。また「NEWS ZERO」では、中国湖南省で賑わいをみせる中国共産党ゆかりの地を訪れるツアー・「赤い旅行」について報道している。中国政府はこの「赤い旅行」と呼ばれるツアーを推進することにより、民衆の愛国心を高める働きがあると番組は伝えた。

日本のメディアでは中国について報道する際に、中心の報道テーマ以外に中国の社会問題や国情を同時に取り上げる傾向が見られる。例えば、北京オリンピックの報道研究⁽¹³⁾では中国の人権問題、環境問題、食品安全などの問題も多く取り扱われていたことが明らかにされている。同様に温州高速列車事故に関する報道の中でも中国共産党の一党独裁や中国政治の腐敗問題などにも触れられており、同じ傾向が見られた。⁽¹⁴⁾

このように今回の中国軍事パレードの報道でも、「兵器」、「習氏演説」及び「他国の反応」の3つの要素が強調されると同時に社会・政治問題にも触れている。こうした報道には視聴者の認識を

誘導するフレーミング効果がある⁽¹⁵⁾と考えられる。

また、「兵器」、「習氏演説」、「日本政府の反応」と「他国の反応」フレームは、各番組の報道に占める比率は異なっているが、いずれの番組においても言及されている。但し、他の3つのフレームに比べ、「日本政府の反応」のフレームは比率が低い。また、各番組における各フレームの報道時間を加算し、そしてそれらが総フレームの報道時間に占める比率を統計した結果は表5に示してある。それによると、最も多く取り上げられた内容は、7の「他国の反応」フレームであり、全体の19.43%を占めている。次いで1の「兵器」フレームと2の「習氏演説」フレームはそれぞれ14.70%と14.05%となっており、他のフレームに比べ大きく注目されていることがわかる。

表5 分析対象の6番組における中国軍事パレードに対する各フレームの総報道時間と総比率

フレーム		秒数	全体を占める比率
1	兵器	612	14.70%
2	習氏演説	585	14.05%
3	中国国内の反応	263	6.32%
4	その他の中国社会状況	412	9.90%
5	日本政府の反応	305	7.33%
6	日本メディアによる評価	368	8.84%
7	他国の反応	809	19.43%

●報道特徴③：論調が同一化の傾向が見られる。

次に、「兵器」、「習氏演説」及び「他国の反応」の3つのフレームの中で、具体的にどのような内容が取り上げられているのかを検証する。

まず、分析対象番組、特に民放テレビ番組は、軍事パレードで展示された新型兵器を紹介し、専門家の解説を加えることで、視聴者に中国の「脅威」を伝えている。今回のパレードには戦車・ミサイルなどが40種類余り、さらに200機近い航空機などを含んだ最新型の主力兵器が披露された。特に「東風5B中距離核ミサイル」と「弾道ミサイル東風21D」は分析対象番組の大きな注目を集めた。そして、これらの兵器の威力を形容する際に、分析対象の民放テレビ番組は、「アメリカ全土が射程内に入る複数の核弾頭を搭載できる」、「射程の距離のみならず、命中率の精度に自信が現れ、完全にアメリカや日本という国を対外的に意識した」、「射程が日本の全土を覆う、打ち方によっては、日米のミサイル防衛で防ぐことが難しい、隠然と日本側の背中をとった」など、具体的な数字の代わりに、日本とアメリカを仮想攻撃目標として設定することで、中国のミサイルの威力と現実的な「脅威」を表している。これには視聴者に中国に対する警戒心を抱かせるフレーミング効果を生むと考えられる。

そして、「習氏演説」フレームに関しては、中国が主張する平和的發展路線は疑問であると分析対象番組が伝えている。

習近平の演説は「中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利70周年記念式典」の最初に行われ、その演説内容は下記の4つの項目に分けることができる。(後掲添付資料1参照)

- ① 来賓などへの挨拶、合計406字。
- ② 戦争時代の不幸及び戦争の勝利の喜びの論述、合計576字。

- ③ 現代の中国の平和発展への歩みと兵力の削減宣言、合計 948 字。
- ④ 共産党の指導の正当性と未来への展望、合計 402 字。

文字数から見ると③がこの演説の中心的な要素であることが分かる。この部分の内容は分析対象番組でも最も多く引用されているが、分析対象番組は専門家へのインタビューや解説によって、兵力削減の宣言は中国軍の“量”から“質”への転換⁽¹⁶⁾であり、軍の現代化に充てていると指摘し、中国の平和的発展路線に対して不信の態度を表明した。

また、前述したように「他国の反応」フレームは対象番組において最も多く言及されている。分析対象番組では、当然日本政府の対応も取り扱っている。そして日本以外の国、特に韓国とロシアの首脳が今回の軍事パレードに出席したことにも大きな関心を払っていた。いずれの国も「中国と良好な関係を築きたい」ためであろうと推測されており、特にNHKの「ニュースウォッチ9」では韓国と中国、ロシアと中国の関係について掘り下げた分析を行っていた。また、アメリカやイギリスなど西側の先進国の首脳のほとんどが出席を見送ったことも報道したが、その他、国際連合事務総長潘基文、元ドイツ連邦共和国連邦首相ゲアハルト・シュレーダー、そしてイギリスの元首相トニー・ブレア、フランス共和国政府の外相ローラン・ファビウスなどの出席についてはほとんど言及していない。

さらに、分析対象番組では出席を見送った諸外国のメディア及び政府の否定的なコメントを取り扱い、軍事パレードの正当性に疑問の態度が示されていた。それはアメリカのみならず、ドイツやフランスのメディアによる報道についても言及し、中国で展示された兵器の大規模化、そして兵力削減による平和的発展路線に疑問符が付くとの声を伝えている。これらは今回の中国軍事パレードが後述する世界的な普遍的価値観に違反する行動であると捉えているものと考えられる。

5. 新聞との比較

最後に、今回の軍事パレードに対する評価、あるいは軍事パレードを行った意図についての日本の紙メディアの新聞の反応に触れ、今回の分析対象としたテレビ報道との初歩的比較を試みたい。

NHKを除き、本稿で分析対象とした「NEWS ZERO」の日本テレビ系列は読売新聞、「NEWS23」のTBSテレビ系列は毎日新聞、「報道ステーション」のテレビ朝日系列は朝日新聞、「LIVE2015 あしたのニュース」のフジテレビ系列は産経新聞という紙メディアの全国紙との関係が深い。この四紙は軍事パレードのあった翌日の9月4日から5日にかけてそれぞれ社説を掲載し、「意見」を述べている。こうした「意見」が系列テレビ局のニュース報道に影響を与えたか否かについては、紙メディアのニュース記事を含めて比較分析が必要であるが、ここでは試みにその社説を初歩的に分析し、本稿で取り上げた民放四社のテレビニュースとの関連に触れたい。表6が示しているように、各新聞社の社説は今回の軍事パレードをめぐり、主に5つの内容をめぐるものであった。そして、各社説における5つのフレームの文字数の総計は表7に示している。

表6 中国軍事パレードに関する各社の社説における各フレームの具体的な内容

1 兵器	軍事パレードに展示された兵器
	兵器についての解釈・評価
2 習氏演説	演説の引用
	演説に対する解釈
3 日本政府の反応	日本政府の評価
	日本首脳の出席
4 他国の反応	出席状況（韓国、ロシア及び他国の首脳）
	中韓関係
	中ロ関係
5 背景	中国政治の背景
	中国軍事の背景
	その他の社会背景

表7 中国軍事パレードに関する各社説における各フレームの文字数

	読売新聞	朝日新聞	産経新聞	毎日新聞
1 兵器	130	186	0	94
2 習氏演説	103	346	98	40
3 日本政府の反応	26	0	0	0
4 他国の反応	787	0	540	316
5 背景	570	266	436	250

5-1. 日本テレビ系列「NNN」

読売新聞「抗日戦勝70年 習氏が内外に誇示する軍事力」（9月4日）

読売新聞の社説は軍事パレードに関連し、幅広い問題に言及している。

社説はその冒頭に「強大な軍事力の誇示は中国の軍拡路線を象徴するもので、地域の安定を脅かす。習近平政権は戦後の国際秩序に挑戦する行動を自制すべきだ。」として、「軍拡」への「自制」を呼び掛けると同時に、日本側からの視点から、「習国家主席は『この偉大な勝利で、日本の軍国主義のたくらみを徹底的に粉碎した』などと演説した。」「中国は、記念行事は『今日の日本を標的にしていない』と説明してきたが、対外的な『反日宣伝』活動の一環であるのは明白だ。」「過去に過度に焦点を当て、和解や未来志向の要素を排することは日中関係の改善に逆行する。」として強く批判し、「安倍首相が行事への出席要請を断ったのは、妥当である。」と述べている。

さらに、「習氏は、「戦勝国」や「強軍」をアピールすることを通じて国民の愛国心を煽り、政権の求心力を維持したいのだろう。」と国内に対する習近平の思惑を指摘するとともに、国際的には「注目すべきは、米本土を射程に収める新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）を初公開したことだ。演説で、第2次大戦で米国が果たした役割を無視したのと合わせ、アジア秩序から米国を排除しようという意図もうかがえる。」としている。

また、抗日戦争に触れて「日中戦争当時の中国は、主として国民党の統治下にあった。中華民族全体の勝利と位置付けることにより、共産党政権の正統性を強調するつもりなのだろう。この論理は歴史の歪曲わいきょくではないか。」とその「正当性」に疑問を投げかけている。

次に「行事とパレードには、ロシアのプーチン大統領や韓国の朴槿恵大統領ら20か国余の元

首・首脳が出席した。日本のほか、欧米主要国首脳は参加を見送った。」ことについて、「パレード出席は、中国の軍備増強を容認したと解されかねない。会場が民主化運動を弾圧した天安門事件の現場である点も、不参加の背景にあらう。」として、1989年の「天安門事件」まで持ち出している。そして、「国連安保理常任理事国の首脳ではプーチン氏しか参加せず、かえって中露の異質さが際立った。独裁体制を一段と強めている国が『反ファシズム戦争勝利』を標榜しようぼうしても、共感を得られまい。」と述べ、「独裁体制を一段と強めている国」として中国とロシアを位置付けている。

これに合わせて、国連の潘基文事務総長の出席について「問題なのは、潘基文・国連事務総長が出席したことである。ロシアの『対ドイツ戦勝70年記念式典』にも参加した潘氏は『終戦70年を記念する様々な行事に出席している』などと正当化している。」とした上で、「これでは、東・南シナ海とウクライナで一方的な現状変更を図る中露の行動を容認するメッセージにならないか。菅官房長官が『国連は中立であるべきだ』と懸念を示したのは、当然だろう。」として、中露の「一方的な現状変更を図る」「行動」を「容認」する「メッセージ」を潘が送っていると捉えている。

社説は韓国の朴槿恵大統領にも及び、「朴氏のパレード出席には、韓国の最大の貿易相手で、経済依存を強める中国を重視せざるを得ない事情があらう。」と同情を示すと同時に、「朴氏はパレードに先立って習氏と会談し、『前世紀、両国は困難な歴史を共にした』と語った。両国民が日本の侵略と闘ったという習氏の発言を肯定するものだ。」と述べ、これに対し「歴史問題を巡る韓国の中国傾斜が改めて印象づけられた。」とした後、「韓国は日本と戦っていないという事実を目をつぶり、独立運動で植民地支配からの解放を勝ち取ったという独善的な歴史認識を強調したいのだろうか。」とその「歴史認識」を批判している。これに加えて、「韓国は米国の同盟国でありながら出席した。同盟の原点は、中国が北朝鮮側に立った朝鮮戦争で米国が韓国と共闘したことだ。最近の南北の緊張緩和に力を貸した中国に揺さぶられ、安全保障分野でも迷走しているのではないか。」と指摘し、「日米韓の連携にくさびを打とうとする動きに、日米は改めて警戒を強めねばならない。」として、中国への「警戒」を呼び掛け、最後に「日本は、戦略的かつ生産的な首脳外交を展開することが大切である。」で締めくくっている。

5-2. テレビ朝日系列「ANN」

朝日新聞「中国の軍事力 『平和貢献』 というなら」（9月5日）

朝日新聞の社説は軍事問題に特化している。

同社説は「中国の習近平（シーチンピン）国家主席が、3日の軍事パレードでの演説で、中国軍約230万人の兵力を30万人減らす考えを表明した。」ことを取り上げ、「だが、これを単純に『軍縮』と歓迎することはできない。」と疑問を呈し、その理由を「陸軍から海軍、空軍、ミサイル部隊へという中国軍の『質』の転換、それに伴う兵器の高度化と表裏一体の動きだからだ。」と述べ、「中国国防省は、軍の方針について『完全に防御が目的』『永遠に覇権を求めず、永遠に拡張しない』と説明し、平和への貢献を強調している。」、「だが、軍事パレードによる力の誇示と、力任せの海洋進出を見るにつけ、説得力を欠く。」、「中国は核ミサイルを着々と増やし、宇宙空間での攻撃テストも行った。軍事力の実態は相変わらず不透明だが、防御目的を超えているのは明らかだ。」として、軍備増強に警鐘を鳴らしている。

また、習近平の意図について、「共産党と軍のトップに就いてからの3年弱、習氏は軍の腐敗に切り込み、最高幹部を摘発してきた。自らの手で軍を立て直すという意思が感じられる。」「慣例を破って戦勝70年にあわせて行い、しかも改革開放後では最大規模だった。全軍への指導力を固める節目にしようとした狙いも見える。」「だとしても、日本を含む周辺国から見れば、艦船、航空機、ミサイルを充実させる中国が、地域の不安定要因であることに変わりはない。」と指摘している。

そして、結びに「軍事偏重を改め、地域の安定に努める。中国のいう『平和貢献』が国際社会の信頼を得る道は、それしかない。」と結論付けている。

5-3. TBS テレビ系列「JNN」

毎日新聞「抗日戦勝70年 力の誇示が不安を招く」（9月4日）

社説はまず「式典にはロシアのプーチン大統領や韓国の朴槿恵（パク・クネ）大統領ら首脳級を含めて約50カ国の政府代表団と、潘基文（バン・キムン）国連事務総長ら国際機関の代表らが出席したが、安倍晋三首相やオバマ米大統領ら欧米主要国の首脳は参加を見送った。」「多くの犠牲者を出した先の大戦を記念する行事に異論はなくても、軍事力拡張を誇示するようなパレードを嫌った国が少なくなかったとみられる。ウクライナ問題で対立するプーチン大統領との同席を敬遠した国もあっただろう。」とした上で、「中国は『特定の国家、今日の日本に対するものではない』と強調してきたが、「抗日」が主題では日本にとって心地のよいものではない。軍事が前に出ればなおさらだ。」と日本の立場から軍事パレードについて語り始めている。

同社説は次に「中国ではよく『落後すれば、殴られる』という。アヘン戦争以来の近代の歴史で欧州列強や日本の侵略を受けた経験からの教訓だ。経済発展に励み、強国になることが国を守り、平和を守る最大の手段という認識につながってきた。」「さらに国民党との内戦に勝利して政権を握った中国共産党には軍事力への信奉が根強い。習近平（しゅう・きんぺい）国家主席が軍のトップとなって3年で初物づくしの軍事パレードに踏み切った背景には内外に軍権を掌握し、権力基盤を強固にしたことを示す狙いがあったと見られている。」と同情を示しながらも、「国力が先進国に遠く及ばなかった時代ならともかく、今や米国に次ぐ世界第2位の経済大国だ。軍事力も急速に強化されている。力を誇示すれば、周辺諸国が圧力を感じるのは当然だ。そうした国際社会の懸念に気づいてはいるのだろう。習主席は式典で『兵員30万人の削減』を表明し、何度も『平和』の重要性に言及した。朴大統領との会談で日中韓首脳会談の開催に合意し、日本への一定の配慮も見せた。」と指摘するとともに、「重要なのは実際の行動だ。パレードには複数の核弾頭を持つ大陸間弾道ミサイルや空母キラーと呼ばれる対艦ミサイルなど最新兵器も登場した。南シナ海で海洋進出を急ぐことと重ね合わせれば、中国の意図に疑問を持たざるを得ない。」と「疑問」を投げかけている。

そして、最後に「『戦勝国』としての立場を強調することも式典の狙いだったとみられるが、自国の利益追求だけでは信頼は得られない。国際社会、地域全体の安定に貢献し、軍事力信奉を抑制することが中国の言う『平和』に説得力を持たせるのではないか。」と結論付けている。

5-4. フジテレビ系列「FNN」

産経新聞「中国の抗日行事 秩序の「破壊者」は誰か 異形の国との関係に心せよ」（9月4日）
産経新聞の主張（社説）も読売新聞と近く、内容が多岐にわたっている。

同主張はまず軍事パレードについて「抗日戦を掲げ中国共産党の『政権の正統性』を強調しつつ、1万2千人の兵士を動員し、新型兵器の威力を誇示する好戦的な行事が繰り返された。」としたあと、「日本や欧米主要国首脳が招請に応じなかったのは、時代錯誤とも受け取れる国威発揚の儀式に、手を貸すことを拒んだからだ。」とした上で、「自由や人権を認めない一党独裁の強権体制や、力による現状変更の試みを、国際社会はけっして受け入れない。中国はその現実こそ正視すべきである。」と述べ、それは「日本に対する「歴史戦」の年と位置付け、その重要な一幕としているためだろう。国民の愛国心に訴え、政権の求心力を高めたい意図があらわだ。また、軍事パレードはそれ自体が、日本を含む周辺諸国への威嚇であることも指摘しておかねばならない。」と強調している。

また、抗日戦争そのものについても「毛沢東の共産党軍が日本軍を打ち負かしたとする構図には、そもそも無理がある。抗日戦の主体は蒋介石率いる国民党軍であり、内戦の末に中華人民共和国が建国されたのは1949年だ。中国共産党が抗日戦で脇役だったことは世界に広く知られている。『抗日勝利』の大きかりな祝賀から違和感は拭えない。」と疑問を呈している。

次に、天安門楼の上に立ったプーチン大統領に関連し、ロシア「日本の北方領土は、ソ連が中立条約を無視して対日参戦し、後継国家のロシアが不法占拠を続けている。行事の直前、ロシア外務省幹部は、北方領土問題について『70年前に解決済みだ』と発言した。不当に領土を奪取した歴史を覆い隠すものでしかない。中露両国は『戦勝国』として、戦後の国際秩序の守り手だと称している。習氏は演説で『中国は永遠に覇を唱えず、拡張も行わない』とも語ったが、いかにもむなし言葉だ。」とすると同時に、「中国は国際ルールを無視して海洋進出を図り、力を背景に尖閣諸島の奪取をうかがっている。南シナ海では、岩礁を埋め立てて軍事拠点化しようとしている。ロシアはウクライナのクリミア半島を併合した。秩序の守り手どころか、破壊者の側に立っているとみられていることを認識すべきだ。」と指摘している。

さらに、韓国については「中韓首脳会談では、日本を含む3カ国首脳会談を来月にも開催することで合意したという。だが、安全保障上の軸として、より上位に置くべき日米韓の枠組みをなぜ軽視するのか。」「中韓には「反日」という共通項がある。日中韓首脳会談が、新たな歴史戦の舞台と化すことへの警戒も怠ってはならないだろう。」としてその行動に対しての「警戒」を呼び掛けている。

同主張はまた中国の現状について「冷戦終結によるイデオロギーの破綻を受け、中国共産党政権は高度経済成長に伴う生活の向上を提供し、国民の批判を抑えた。」「だが、高度成長は格差問題などの矛盾を招いた。習政権は「新常态」と呼ぶ安定成長路線に軌道修正したが、輸出や消費の低迷などで景気が減速し、世界同時株安の発信地になった。それを糊塗（こと）するため、ナショナリズムへの傾倒を強めているのではないか。」と指摘している。

そして、最後に「たとえ異形の大国であっても、日本は近隣国として関係を維持していかなければならない。だが、歴史を歪曲（わいきょく）した批判などには粘り強く反論していく必要がある。現状変更の試みを許さず、米国などと協力し平和を守るための抑止力の強化も忘れてはならな

い。」と述べるとともに、「『抗日』宣伝に屈せず、戦後の世界平和への貢献を誇り、その姿勢を貫くことが求められる。」と指摘し結んでいる。

以上、四紙の社説を見てきたが、その内容を総合的に見ると、国外宣伝に関して中国は第二次世界大戦における戦勝国の一員として軍事パレードを行ったものの、戦時の同盟国である欧米首脳が欠席している点、様々な新兵器が展示されることにより国際社会の懸念を強めている点が指摘され、中国の対外イメージアップが失敗に終わったとする一方で、中国国内に対しては、多様な社会問題を抱える中国共産党の統治の正当性がアピールでき、中国国民を団結させる効果があったと伝えている。

また、四紙の社説を個別に見ると、読売新聞と産経新聞、朝日新聞と毎日新聞の二グループに分けられる。前者が軍事パレードに付随する諸問題を多面的に取り上げているのに対し、後者は毎日新聞が「出席状況」にも触れているが、基本的には軍事問題に特化している。両者に共通するのは中国の軍事的脅威に対する警戒感であるが、その顕著な違いの1つを挙げるとすれば前者が「抗日戦争」をめぐる中国共産党政権の正当性に疑問を投げかけてさえいることである。

これを本稿で分析してきた民放四社の系列テレビ局のニュース報道と比較すると、まず、分析対象となった番組と新聞の社説とも軍事パレードが行われたことを日本にとっての中国の軍事的脅威の増大と結び付けて語られていることが読み取れる。また、分析対象番組と社説においては、各フレームについての報道の程度に差があるが、新聞の社説を見ると、読売新聞と産経新聞には「背景」を含め多面的な内容が盛り込まれていることとその系列テレビ局の日本テレビとフジテレビのニュース内容は相似する。特に日本テレビが中国共産党の抗日教育の話について時間をかけて報道を行っていることは、読売新聞の社説がその歴史的正当性に疑問を呈していることと符合しているといえよう。一方、朝日新聞と毎日新聞の系列テレビ局のテレビ朝日とTBSは両紙の社説の基調であった軍事問題のみならず、多くのトピックを取り扱って報道を行っていた。

こうした比較結果の因果関係を明らかにするには、もとより新聞に掲載されたニュース記事を含めての解析、さらには新聞社と系列テレビ局との詳細な関係、それぞれのニュース番組のニュースソースなどの変数を考えなければならない。ここでは問題提起の意味を込めて試みに新聞の社説との比較を行ったが、上述の紙メディアとの詳細な比較分析は今後の課題とし、稿を改めて論じたい。

6. 考察と今後の展望

6-1. 考察

本稿では中国関連報道のうち、2015年中国軍事パレードに焦点を当て、日本のテレビニュース番組が伝えた中国イメージについて検証した。分析対象番組の報道内容において、中国は日本にとって脅威の存在であるといった否定的な表現で描写されている。それは、試みに比較した新聞の社説内容とも符合する。現在の日本では、中国の軍事力の増強への警戒と、中国は脅威の存在であるとの認識が強まっている⁽¹⁸⁾中で、これらの報道を見た視聴者の中に、中国に対する軍事的脅威をさらに感じる人が増えることが予測される。

日本のメディアの中国関連報道は天安門事件が起きた1989年を境として、それ以前に主流であった好意的な報道から、徐々に批判的な報道が多くなっていった(高井, 2012)。中国の政治体

制に対する批判から、その後、1998年の江沢民の訪日を境に、彼が繰り返し主張した「歴史認識」問題、2002年の留学生による社長殺害事件、2004年に中国で開催されたサッカーのアジアカップでの中国人のマナー違反問題、2008年に発生した毒餃子事件、近年の尖閣列島をめぐる領土問題や南シナ海の問題、つい最近の日本での中国観光客のマナー問題など、政治、社会、スポーツ、そして領土、領海という広範囲に及ぶネガティブな報道がなされてきた。ことばを換えていえば、中国報道は以前の外信部から社会部にまで広がることになり、多様な中国情報が提供されるようになってきた。古い言葉ではあるが「人間が犬をかむ」のがニュースだとすれば、特異なネガティブな報道が中心になることは避けられない。これは日本の国民に中国に対する「嫌悪感」を生じさせるとともに、その「嫌悪感」に迎合する中国報道が行われ、擬似環境がつけられてきた。その一線上にあるのが今回の軍事パレードをめぐる報道であるともいえる。

先行研究は外国報道に関するメディア・フレームについて以下の5つの特徴があると指摘している⁽¹⁹⁾。それらは①エキゾチシズム。②自文化の優越性の強調。③道徳的優越性の強調。④自国における改革にブレーキをかける。⑤ねたみ、そねみの感情に基づく攻撃、である。これらは世界中のどの国のマスメディアの国際報道にもありえるメディア・フレームであるが、日本の中国関係報道にはこれら以外の現れがちな「メディア・フレーム」も存在する。すなわち、日中両国間の歴史的いきさつ、不信感、劣等感、屈折した意識等に基づく報道傾向が生じることが考えられる。

中国にとってはその「道徳的優越性」を内外に強調できるテーマが「抗日戦争」と「世界反ファシズム戦争」の「勝利」であった。しかし、中国がそれを軍事パレードという形で行ったことに対して、日本のテレビニュースは「軍拡」に反対する「道徳的優越性」に立脚した視座からこれを「脅威」と捉え、否定的に報道したともいえる。もちろんそこには「抗日戦争」の主役は「中国共産党」ではないとする「歴史的いきさつ」、経済大国になった中国に対する「劣等感」、「不信感」など「屈折した意識」が反映している。

6-2. 今後の展望

本稿は日本のテレビにおける中国報道の分析に1つの実証的研究データを添えることができたと考えている。本来は、内容分析結果に対応して受け手調査を行うことを通じて、結論を充実させるべきであるが、この分析におけるテレビ番組のデータを事後的に利用し難い状況があるため、視聴者に対するアンケート調査を実行できなかった。また、メディアの報道と日中間の相互イメージとの関係を解明するには、両国とも分析対象にするべきであるが、本稿においては「日本のメディアが伝える中国イメージ」の考察を第一義的課題としているため、中国側に関する分析を取り扱わなかった。

また、試みに紙メディアの新聞の社説との比較も行ったが、それはあくまでも問題提起の範疇を超えるものではなく、本格的な紙メディアとの比較に入るための予備作業であることを理解されたい。

ニュースメディアには政府を監視し、積極的な世論形成を促し、国と国の融和へと導く力がある。両国のメディアは日本と中国の相互理解を促進し、両国の国民感情を改善するため、「ピースジャーナリズム」(Lynch and McGoldrick, 2005)として機能することが期待される。この「ピースジャーナリズム」については、日中間のコミュニケーションギャップ解消の可能性と合わせて、

その概念を明確にするとともに理論化を図っていきたい。

今後、一層の資料蓄積とその実証的分析を通じて、両国の相互意識の形成にかかわる要因を解明する研究を続け、その研究を通じて日中間の相互理解へメディアが寄与する方途を探っていきたいと考えている。

注

- (1) 日本内閣府に行われた「外交に関する世論調査」による。<http://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-gaiko/zh/z10.html>
 - (2) 2015年に行われた日本言論NPO第11回「日中共同世論調査」によると、日本人の68.3%が、日本にとって軍事的な脅威だと感じる国・地域が「ある」と考えている。具体的な国・地域について、「北朝鮮」を選んだ回答者が75.0%で最も多く、「中国」が68.1%でそれに続いた。<http://www.genron-npo.net/pdf/2015forum>
 - (3) 注(2)の同調査では、その理由をたずねている。それによると、「しばしば日本の領海を侵犯しているから」が72.5%で最も多く、これに「日中間には、尖閣諸島や海洋資源で紛争があるから」が61.7%と続いている。増加が目立ったものとしては、「中国の軍事力はすでに強大だから」が昨年の31.9%から41.3%へと10%増加している。
 - (4) 日本言論NPO第8回「日中共同世論調査」による。日本人の中国に関する情報源は9割以上が「日本のニュースメディア」から得ているとされている。そして約8割近くの人が「テレビ」から最も多くの情報を得ている。<http://www.genron-npo.net/world/archives/4347.html>
 - (5) 張 寧、「中国はどう語られてきたか—3大紙の中国報道における報道フレームとその規定要素に関する社会学的研究—」、筑波大学博士（社会学）学位論文、2003年3月25日授与。
 - (6) 例えば、小玉美意子（2012）「北京オリンピック報道～テレビニュースは何を伝え、視聴者の対中国意識はどう変化した～」。山本明（2007）「躍進する中国—テレビニュースが構築する中国イメージ」、『テレビニュースの世界像—外国関連報道が構築するリアリティ』が挙げられる。
 - (7) フレーム分析は多くの学問領域に採用され、統一な概念がなく、研究方向や研究手法も研究者により異なり、まだ混沌としている研究領域であると言われる（潘，2006）。最初に認知心理学研究領域において「フレーム」の概念が提出されたが、その後にゴフマンによって社会学に提唱された。マス・コミュニケーション研究においてフレームないしはフレーミング（＝フレームを状況に適用する行為）という概念がギトリンによって導入されたのは1980年代だが、研究者の間で広く注目を集めるようになったのは1990年代以降である（竹下，2007）。ギトリンによれば「メディア・フレームとは、メディアにおける認知・解釈・提示、あるいは選択・強調・排除に関する永続的パターンである。シンボル操作者達はそうしたパターンによって、言語的であれ視覚的であれ、言説を一定の枠にはめて構成する」（Gitlin, 1980）。またエントマンは、「フレームは共通認識された現実の一部を選択することを通じ、受け手の現実認識において、意図的にイシューの顕著性と重要性を提示する役割を果たす」と提示している（Entman, 1993）。そして、竹下（2003）によれば、「フレームはメディアの情報の受け手のある争点や出来事についての解釈の枠組みに影響を及ぼし、さらにその争点や出来事に対する特定の評価の傾向を誘発する」としている。
- フレームの所在はコミュニケーターの認知、テキスト、受け手の認知とコミュニケーション活動とテキストの流通の社会文化シーンにある（Entman, 1993）。そして、メディア・フレーム分析は3つの関連す

る部分に分けることができる。つまり、「テキストの構築」、「テキスト」と「テキストの受け入れ」である（潘，2006）。実行の可能性を考え、本稿は「テキスト」だけに注目した。つまり、中国軍事パレードに対する日本のメディアの報道内容と手法を考察する。

フレームを構築するのは「選択」と「突出」であるとエントマン（1993）が指摘する。ニュースフレームの内容を分析する方法としては「帰納的」（Gamason, 1992）と「演繹的」の2つのアプローチがあると Semetko & Valkenburg（2000）が指摘する。前者は特定の争点のフレームの仕方を探りながら事後的に分析する（萩原，2007）。後者は事前に定義したいくつかの理念のフレームを用いて、どのフレームが使用されたか、その程度を測定する。そして、このアプローチは異なるメディアと同メディアのフレーミングの違いを簡単に明確できる（Semetko & Valkenburg, 2000）。そして、Tankard がより具体的なフレーム測定方法「フレームリスト法（the list of frame approach）」を提出した。この方法は「タイトル、サブタイトル、写真、キャプション、序文（内容提要）、ソースの選択、引用の選択、引用の強調、ロゴ、データと図表と結論（筆者訳）」という11つの要素を考察することを通じて記事のフレームを分析する。

(8) 以下では「中国軍事パレード」と略称する。

(9) 新華網 http://news.xinhuanet.com/2015-08/26/c_128168590_6.htm による。

(10) 2015年9月4日の読売新聞の記事は、自民党は3日、外交・経済連携本部などの合同会議を党本部で開き、衛藤征士郎本部長は「国際社会の連帯と融和、発展のための国連事務総長だ。大変素晴らしい」、そして、「8月31日には訪米中の大島理森衆院議長も潘氏に直接、同様の懸念を伝えた」としている。

(11) 2015年9月3日 NHK「ニュース7」による。

(12) 2015年9月3日 NHK「ニュース7」による。

(13) 小玉美意子（2012）「北京オリンピック報道～テレビニュースは何を伝え、視聴者の対中国意識はどう変化した～」、『武蔵大学総合研究所紀要』（18），29

(14) 筆者修士論文「中国はどう語られているのか—日本のニュース・報道・情報番組に見る対中報道を手がかりとして—」の分析結果による。

(15) フレーミング効果とは、ニュースメディアの潜在的機能の一つであり、ある公共的問題を取り上げる際に、その切り口（ニュースフレーム）が異なれば、同じ問題に対する視聴者の認識の仕方も異なるという現象を指す。萩原 滋・斉藤 慎一・李 光鎬・横山 滋・川端 美樹・福田 充（2001）『変容するメディアとニュース報道—テレビニュースの社会心理学—』、P183 による。

(16) 2016年9月3日 日本テレビ「NEWS ZERO」による。

(17) 2016年9月3日 NHK「ニュース7」による。

(18) 注(2)の第11回「日中共同世論調査」。

(19) 伊藤陽一（2000）、「ニュース 報道の国際流通に関する理論と実証」、『メディア・コミュニケーション』（50），45-63

参考文献

【書籍】

伊藤陽一・河野武司（2008）『ニュース報道と市民対外国意識』慶応義塾大学出版会

伊藤陽一（2005）『ニュースの国際流通と市民意識』慶応義塾大学出版会

川竹和夫（2000）『外国メディアの日本イメージ』学文社

- 小玉美意子 (2008) 『テレビニュースの解剖学—映像時代のメディア・リテラシー』 新曜社
- 萩原滋 (2001) 『変容するメディアとニュース報道—テレビニュースの社会心理学』 丸善株式会社
- 萩原滋 (2007) 『テレビニュース世界像：外国関連報道が構築するリアリティ』 勁草書房
- 萩原滋 (2004) 『テレビと外国イメージ—メディア・ステレオタイプング研究』 勁草書房

【論文・その他】

- 上瀬由美子、萩原滋 (2010) 「北京オリンピック視聴と中国、中国人イメージへ変化—大学生のパネル調査分析から」『メディア コミュニケーション研究紀要』 慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所 (60) 67-88
- 小玉美意子 (2008) 「北京オリンピック報道～テレビニュースは何を伝え、視聴者の対中国意識はどう変化したか～」『武蔵大学総合研究所紀要』 (18)
- 桜井武 (2005) 「英国マス・メディアの対日報道」『ニュースの国際流通と市民意識』 29-50
- 小玉美意子 (研究代表者) (2012) 「北京オリンピック報道 テレビニュースは何を伝え、視聴者の対中国意識はどう変化したか」国際テレビニュース研究会
- 卓南生 (2003) 『日本のアジア報道とアジア論』 日本評論社、67-88
- 高井潔司 (2012) 「変わる報道フレーム、変わらない報道規制—国交正常化 40 周年、中国報道の現状と課題」『新聞研究』 (733) 8-11
- 高井潔司 (2012) 「日本メディアの対中報道フレームの転換」『亚洲的未来与中日关系——纪念中日邦交正常化 40 周年国际学术研讨会论文集』 302-312
- 竹下俊郎 (2007) 「議題設定とフレーミング 属性型議題設定の 2 つの次元」『三田社会学第 12 号』 4-18
- 張寧 (2000) 「三大紙の中国関係報道における議題設定効果の検証—天安門事件を中心に—」『年報筑波社会学』 (12) 26-42
- 張寧 (2003) 「中国はどう語られてきたか—三大紙の中国報道における報道フレームとその規定要素に関する社会学的研究—」博士学位論文
- 伏本佳織・上田修一 (2009) 「映像の分析と視聴者調査からみたテレビニュースの形式と内容の変化」『library and information science』 (62) 167-192
- 松葉侑子・上田修一 (2011) 「テレビニュースと新聞におけるエピソード型フレームとテーマフレーム：総選挙の分析」『library and information science』 (65) 83-107
- 山本賢二 (2009) 「日中相互理解とメディアリテラシー—中国メディアの現状を中心に—」『現代中国事情』 (23) 38-79
- 山本賢二 (2002) 「東芝のノートパソコン事件報道に見る中国メディアの日本報道傾向」『文科省科研費報告書』
- 渡辺光一・伊藤恭子 (2000) 「日本のメディアの伝える中国イメージ—一九九七年のテレビ番組の分析—」『外国メディアの日本イメージ』 119-124
- 潘忠党 (2006) 「架構分析：一個極需理論澄清的領域」『伝播輿社会学刊』 (1) 17-46

【英文】

- Entman, Robert M., (2004) *Projections of Power: Framing News, Public Opinion, and U.S. Foreign Policy*, The University of Chicago.
- Entaman, Robert M, (1993) Framing: Toward clarification of a fractured paradigm, *Journal of*

Communication, 43(4)51-58

Gamason (1992) Media Images and the Social Construction of Reality, *Annual view of Sociology*, (18)373-393

Gitlin, Todd (2003) *The Whole World Is Watching: Mass Media in the Making and Unmaking New Left with a New Preface*, University of California Press.

Goffman Erving (1974) *Frame Analysis*. Philadelphia, University of Pennsylvania Press

James W. & Tankard, Jr. (2001) The empirical approach to the study of media framing, *Framing public life: Perspectives on media and our understanding of the social world*, Lawrence Erlbaum Associates, Inc., Publishers

Lynch, Jake and McGoldrick (2005) *Peace Journalism*, Hawthorn Press

Semetko & Valkenburg (2000) Framing European politics: A content analysis of press and television news, *Journal of Communication*, 50(2): 93-109

参考資料

本稿の内容を理解する上で必要な「習主席の談話」（筆者は本文中では「演説」としている）の日本語訳と原文を以下に参考資料として転載する。なお同「談話」の中国側の訳文は本稿で転載した「人民網」版のほかに、新華社の運営する「新華網」の「日本語チャンネル」版（山本賢二『『口号』（スローガン）・中国・『抗日戦争勝利70周年』』『ジャーナリズム&メディア』第9号（2016年3月発行）291-316参照）がある。

1. 中国人民抗日戦争勝利70周年記念行事における習近平主席の談話（日本語翻訳）

全国の同胞の皆さん、尊敬する国家元首各位、政府首脳各位、国連など国際組織の代表各位、尊敬する来賓各位、観閲を受ける全将兵、紳士淑女の皆さん、同志の皆さん、友人の皆さん。

本日は世界の人々が永遠に記念すべき日です。70年前の今日、中国人民は14年間の長きに及ぶ非常に困難な闘争を経て、中国人民抗日戦争の偉大な勝利を収めたことで、世界反ファシズム戦争の完全な勝利を宣言し、平和の光が再び大地をあまねく照らしました。

ここに私は中共中央、全国人民代表大会、国務院、全国政協、中央軍事委員会を代表して、抗日戦争に参加した全国の元兵士、元同志、愛国者の人々および抗日将兵に、中国人民抗日戦争の勝利に重大な貢献をした国内外の中華民族の人々に、崇高な敬意を表します。侵略に抵抗する中国人民を支援し、助けた外国の政府および友人に心からの感謝の意を表明します。本日式典に参加した各国の来賓と軍人友人の皆さんに、熱烈な歓迎の意を表明します。

中国人民抗日戦争と世界反ファシズム戦争は正義と邪悪、光と闇、進歩と反動の大決戦でした。あの凄惨な戦争において、中国人民抗日戦争は最も早く始まり、最も長く続きました。侵略者を前に中華民族の人々は不撓不屈で、血みどろになって奮戦し、日本軍国主義侵略者を徹底的に打ち負かし、5000年余り発展した中華民族の文明の成果を守り、人類の平和事業を守り、戦争史上における奇観、中華民族の壮挙を築きました。

中国人民抗日戦争の勝利は、中国にとって近代以降の外敵の侵入に対する初の完全な勝利でした。この偉大な勝利は、中国を植民地化・奴隷化しようとする日本軍国主義の企てを徹底的に粉碎

し、近代以降侵略への抵抗と反撃において連戦連敗だった民族の屈辱を晴らしました。この偉大な勝利は、世界の大国としての中国の地位を再び確立し、中国人民は平和を愛する世界の人々の尊敬を勝ち取りました。この偉大な勝利は、中華民族の偉大な復興という明るい展望を切り開き、長い歴史を持つ中国が不死鳥のように復活する新たな道程を切り開きました。

あの戦争において、中国人民は大きな民族的犠牲によって世界反ファシズム戦争のアジアの主戦場を支え、世界反ファシズム戦争の勝利に重大な貢献を果たしました。中国人民抗日戦争は国際社会の広範な支持も得ました。中国人民は中国抗日戦争の勝利への各国の人々の貢献を永遠に銘記します。

戦争を体験した人々は、平和の貴さをなおさらに理解しています。私たちが中国人民抗日戦争ならびに世界反ファシズム戦争勝利70周年を記念するのは、歴史を銘記し、烈士を偲び、平和を大切にし、未来を切り開くものです。

あの戦争の戦火はアジア、欧州、アフリカ、オセアニアにまで及び、軍隊と民衆の死傷者数は1億人を超えました。このうち中国の死傷者数は3500万人を超え、ソ連の死亡者数は2700万人を超えました。歴史の悲劇を決して繰り返させない。これは私たちが当時人類の自由、正義、平和を守るために命を捧げた英霊、痛ましくも殺戮された無辜の霊に対する最良の記念です。

戦争は、平和の貴さをより良く人々に認識させる鏡です。今日、平和と発展がすでに時代の基調となっています。しかし世界はなお太平には遠く、戦争のダモクレスの剣が依然として人類の頭上に吊されています。私たちは歴史を鑑として、平和を維持する決意を揺るぎないものにしなければなりません。

平和のために、私たちは人類運命共同体意識をしっかりと確立しなければなりません。偏見と差別、恨みと戦争は惨禍と苦しみをもたらすだけです。相互尊重、平等な付き合い、平和的発展、共同繁栄こそがこの世界の正しい道です。世界各国は国連憲章の趣旨と原則を中核とする国際秩序と国際体制を共同で守り、協力・ウィンウィンの中核とする新型の国際関係を積極的に構築し、世界平和・発展という崇高な事業を共同で推進すべきです。

平和のため、中国は平和的発展路線を終始堅持します。中華民族はかねてより平和を愛してきました。どの段階まで発展しようとも、中国は永遠に覇権を唱えず、永遠に拡張せず、自らがかつて経験した悲惨な境遇を他の民族に押しつけることも永遠にありません。中国人民は世界各国の人々との友好的付き合いを堅持し、中国人民抗日戦争ならびに世界反ファシズム戦争の勝利の成果を断固として守り、人類のために新たな、より大きな貢献を果たすべく努力します。

中国人民解放軍は人民の子弟兵であり、全軍将兵は誠心誠意人民に奉仕するとの根本的目的を銘記し、祖国の安全と人民の平和な生活を守るという神聖な責務を忠実に履行し、世界平和の維持という神聖な使命を忠実に遂行しなければなりません。私は軍の定員を30万人削減することを宣言します。

「初め有らざるは靡（な）し、克（よ）く終わり有るは鮮（すく）なし」（初めは誰でも頑張るが、最後までやり遂げるのは容易ではない）。中華民族の偉大な復興の実現には一代、また一代の人々の努力が必要です。5000年余りの歴史を持つ輝かしい文明を創造した中華民族は、さらに輝かしい明日を創造することも必ずできます。

前進の道において、全国各族人民は中国共産党の指導の下、マルクス・レーニン主義、毛沢東思

想、鄧小平理論、重要思想「3つの代表」、科学的發展觀を指導思想として堅持し、中国の特色ある社会主義の道に沿って、「4つの全面」という戦略的目標に従い、偉大な愛国主義精神を発揚し、偉大な抗日戦争精神を発揚し、万民が心をつにして、風雨を妨げとせず、われわれの既定の目標に向かって引き続き勇気を奮って前進しようではありませんか。

正義は必ず勝つ！平和は必ず勝つ！人民は必ず勝つ！歴史の啓示したこの偉大な真理を共に銘記しましょう。

(人民網より <http://j.people.com.cn/n/2015/0903/c94474-8945500.html>)

2. 中国人民抗日戦争勝利 70 周年記念行事における習近平主席の談話 (中国語版)

在纪念中国人民抗日战争暨世界反法西斯战争胜利 70 周年大会上的讲话

(2015 年 9 月 3 日)

习近平

全国同胞们，

尊敬的各位国家元首、政府首脑和联合国等国际组织代表，

尊敬的各位来宾，

全体受阅将士们，

女士们、先生们，同志们、朋友们：

今天，是一个值得世界人民永远纪念的日子。70 年前的今天，中国人民经过长达 14 年艰苦卓绝的斗争，取得了中国人民抗日战争的伟大胜利，宣告了世界反法西斯战争的完全胜利，和平的阳光再次普照大地。

在这里，我代表中共中央、全国人大、国务院、全国政协、中央军委，向全国参加过抗日战争的老战士、老同志、爱国人士和抗日将领，向为中国人民抗日战争胜利作出重大贡献的海内外中华儿女，致以崇高的敬意！向支援和帮助过中国人民抵抗侵略的外国政府和国际友人，表示衷心的感谢！向参加今天大会的各国来宾和军人朋友们，表示热烈的欢迎！

女士们、先生们，同志们、朋友们！

中国人民抗日战争和世界反法西斯战争，是正义和邪恶、光明和黑暗、进步和反动的大决战。在那场惨烈的战争中，中国人民抗日战争开始时间最早、持续时间最长。面对侵略者，中华儿女不屈不挠、浴血奋战，彻底打败了日本军国主义侵略者，捍卫了中华民族 5000 多年发展的文明成果，捍卫了人类和平事业，铸就了战争史上的奇观、中华民族的壮举。

中国人民抗日战争胜利，是近代以来中国抗击外敌入侵的第一次完全胜利。这一伟大胜利，彻底粉碎了日本军国主义殖民奴役中国的图谋，洗刷了近代以来中国抗击外来侵略屡战屡败的民族耻辱。这一伟大胜利，重新确立了中国在世界上的大国地位，使中国人民赢得了世界爱好和平人民的尊敬。这一伟大胜利，开辟了中华民族伟大复兴的光明前景，开启了古老中国凤凰涅槃、浴火重生的新征程。

在那场战争中，中国人民以巨大民族牺牲支撑起了世界反法西斯战争的东方主战场，为世界反法西斯战争胜利作出了重大贡献。中国人民抗日战争也得到了国际社会广泛支持，中国人民将永远铭记各国人民为中国抗战胜利作出的贡献！

女士们、先生们，同志们、朋友们！

经历了战争的人们，更加懂得和平的宝贵。我们纪念中国人民抗日战争暨世界反法西斯战争胜利

70周年，就是要铭记历史、缅怀先烈、珍爱和平、开创未来。

那场战争的战火遍及亚洲、欧洲、非洲、大洋洲，军队和民众伤亡超过1亿人，其中中国伤亡人数超过3500万，苏联死亡人数超过2700万。绝不让历史悲剧重演，是我们对当年为维护人类自由、正义、和平而牺牲的英灵、对惨遭屠杀的无辜亡灵的最好纪念。

战争是一面镜子，能够让人更好认识和平的珍贵。今天，和平与发展已经成为时代主题，但世界仍很不太平，战争的达摩克利斯之剑依然悬在人类头上。我们要以史为鉴，坚定维护和平的决心。

为了和平，我们要牢固树立人类命运共同体意识。偏见和歧视、仇恨和战争，只会带来灾难和痛苦。相互尊重、平等相处、和平发展、共同繁荣，才是人间正道。世界各国应该共同维护以联合国宪章宗旨和原则为核心的国际秩序和国际体系，积极构建以合作共赢为核心的新型国际关系，共同推进世界和平与发展的崇高事业。

为了和平，中国将始终坚持走和平发展道路。中华民族历来爱好和平。无论发展到哪一步，中国都永远不称霸、永远不搞扩张，永远不会把自身曾经经历过的悲惨遭遇强加给其他民族。中国人民将坚持同世界各国人民友好相处，坚决捍卫中国人民抗日战争和世界反法西斯战争胜利成果，努力为人类作出新的更大的贡献。

中国人民解放军是人民的子弟兵，全军将士要牢记全心全意为人民服务的根本宗旨，忠实履行保卫祖国安全和人民和平生活的神圣职责，忠实执行维护世界和平的神圣使命。我宣布，中国将裁减军队员额30万。

女士们、先生们，同志们、朋友们！

“靡不有初，鲜克有终。”实现中华民族伟大复兴，需要一代又一代人为之努力。中华民族创造了具有5000多年历史的灿烂文明，也一定能够创造出更加灿烂的明天。

前进道路上，全国各族人民要在中国共产党领导下，坚持以马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论、“三个代表”重要思想、科学发展观为指导，沿着中国特色社会主义道路，按照“四个全面”战略布局，弘扬伟大的爱国主义精神，弘扬伟大的抗战精神，万众一心，风雨无阻，向着我们既定的目标继续奋勇前进！

让我们共同铭记历史所启示的伟大真理：正义必胜！和平必胜！人民必胜！

（新華網より） http://news.xinhuanet.com/2015-09/03/c_1116456504.html

地方メディアによる世論調査の実施と報道 —沖縄タイムス社を事例として—

井田 正道*

序

わが国のメディア報道、とくに政治報道の分野において、世論調査報道は確固たる一角を占めるようになってきている。民主主義国家における政治報道は、政治家など政策決定過程に影響を及ぼすアクターに対する取材などによる、いわば「政治エリート報道」と、主権者の意見や意識を把握する「民意報道」に大別することができる。このうち、「民意報道」には、「街の声」など、実際に有権者や市民に取材し、生の声を聞く手法も存在するものの、意見の代表性という観点からすると世論調査が優っていることは言うまでもない。ただ、世論調査を実施するコストのことを考えると、記者が街に出て一般市民の声を取材する方がはるかに“安上がり”であり、また“生の声”を拾えることから、この方法は今後も廃れることはないだろう。

世論調査には、有権者の政権評価や政策意見の把握という政治世論調査のほかに、選挙情勢の把握や結果の分析を目的とする選挙世論調査があり、そのほか社会意識や生活意識に関する調査なども含まれる（篠原・清水・榎本・大矢根 2010）。世論調査の歴史を振り返ると、近代的な世論調査（public opinion poll）は1930年代のアメリカで始まった選挙世論調査に始まる。その背景には選挙結果をより早く予測したいという株式関係者からのニーズが生じていた上に、選挙民の著しい増加と多様化という背景が存在していた。したがって、世論調査の発達には、選挙予測と「切っても切れない関係」にあったわけである（盛山・近藤・岩永 1992：47、世論調査研究会 1990）。

日本で主として民主主義と訳されるデモクラシーの語源を辿ると、デモス（民衆）とクラティア（権力・支配）の合成語であり、民衆の支配という意味から来ている。選挙での投票行動は民衆による権利の行使であるとともに、権力の行使でもある。また、権力関係を影響力関係と捉える関係説的権力観に従えば、世論調査に回答することも権力の行使とみなすことも可能である。例えば、世論調査結果は、首相の退陣のきっかけをもたらすこともあり、また首相や内閣の政策判断に影響を及ぼしうるからである。むろん、世論調査の結果は選挙における候補者の政策的主張にも影響を及ぼしうる。

すでに様々なところで指摘されているように、全国メディアによる世論調査の頻度は増加傾向にある。世論調査の回数が増加した主な理由として、RDD電話法の導入による世論調査コストの大幅削減がある（大沼 2011、井田 2011b、2013）。世論調査回数が増大し、その報道が増加するということは、より一層の民主化の進展として、歓迎すべき傾向であると捉えることも可能である。しかし、他方で、この傾向がメディアの世論調査頼りの姿勢に関連し、記者の取材力の低下や、メディアの論調に対する自信の低下など、メディアの劣化を表している、とする批判もみられる（例えば二木・松本 2010）。

*いだ まさみち 明治大学政治経済学部教授・日本大学大学院新聞学研究科非常勤講師

読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞といった全国紙の場合、独自にあるいは系列のテレビ局と共同で全国世論調査を行い、その都度記事化している。それに対して、地方紙の多くは全国世論調査に関して共同通信社の世論調査記事を掲載している。とはいえ、地方メディアとしても、当該地域の世論を把握することは、全国メディアと同様に、必要性が認められてしかるべきであり、そのためには地方メディアが世論調査の主体になることの必要性も生じる。昨今の全国世論調査によると、およそ1000サンプル程度の規模で行われることが多く、そのため特定の県のサンプル数はかなり少数になってしまう。したがって、標本調査で生じる標本誤差の範囲が大きすぎてしまうため役に立たない。ただ、世論調査を実施するとなると、少なからぬ調査費用が発生するため、発行部数の少ない新聞社の場合、財政的な面で実施が困難であるという判断につながりかねない。

長らく米軍基地問題を抱える沖縄県では、他の46都道府県と比べて特異な事情を抱えており、地方メディアによる世論調査の実施頻度が群を抜いて高いと推定される。そこでわれわれは、2016年2月下旬に沖縄を訪問し、沖縄タイムス社と琉球新報社にてヒアリング調査を実施し、併せて過去の世論調査記事の資料を得た。⁽¹⁾ これら2社は、ここ20年間で、ともに多数の世論調査を実施してきており、とりわけ沖縄タイムス社での調査回数が多いことが判明した。ここでは、沖縄タイムス社の世論調査の実態および報道について取り上げ、なぜ多くの調査が可能となったのか、などについて考察を加えたい。

1. 増加する世論調査—全国紙の場合—

沖縄タイムス社の世論調査を述べる前に、まず全国紙の世論調査の回数について触れておきたい。1946年から2007年までの朝日新聞世論調査の年間回数（内閣支持調査を含むもの）を検討すると、1946年から1978年までは1年に1~3回実施していたが、79年以降は4回以上に増え、1998年以降は2桁の回数に増加した。1993年から電話調査も採用するようになり、2001年からはRDD法による調査に移行した。RDD法に移行してからは世論調査の回数はさらに増加し、2007年には23回に達している。ここ20年間で世論調査の頻度は大きく増大しているのである。その他、時事通信社は1960年から毎月の定例調査を継続しており、読売新聞社は1978年から原則毎月実施の定例調査を始めた。

雑誌『リベラルタイム』の大沼雄次がまとめたところによると、1990年の1年間の世論調査（内閣・政党支持率調査）回数は、朝日新聞5回、読売新聞11回、毎日新聞5回であった。それが2010年は（11月15日現在）、朝日25回、読売27回、毎日13回にそれぞれ大きく増加している（大沼 2011）。

調査回数が増加した最大の理由は、調査方法の主流が面接調査から電話調査に移行し、一回の調査にかかるコストが大幅に低下したことにある。主要紙の中で最後に面接法から電話法に移行したのが、読売新聞であったが、電話法へ移行した主要な理由のひとつに、「最大の金食い部署」であるとの指摘を受けていた世論調査部のコスト削減が挙げられていた。

このような調査回数の増大に対して、一時、批判もまた多くみられた。日本で世論調査の回数が批判の対象となっている理由は、調査結果の政治的影響力が過大であるという認識が広まっているためである。とはいえ、例えばアメリカと比較して、日本の世論調査の回数が多いというわけでは

ない。アメリカでは民間の調査会社であるギャラップ社が原則毎日世論調査（デイリー・ポール）を実施しており、結果は同社のホームページ上で公表している。日本でメディアが世論調査を「やりすぎだ」という批判が存在するのは、2006年以降、短命内閣が続いたという政治状況と関係している（井田 2011b）。それは、頻繁な世論調査が政治を不安定化させる一要因であるという認識があったためであり、2012年末からの第二次安倍政権が安定軌道に乗ると、そのような批判は影を潜めた。ただ、わが国でこのような批判がみられたということは一考に値する現象と言えるだろう。

一方で、筆者は大手新聞社の世論調査担当者から「世論調査は血液検査である」という見方を耳にしたこともある。確かに、政権側が世論調査により、主権者である国民からどのように評価され、各争点に対して有権者がどのような考えを抱いているのかを知ることにより、異常がみられた部分の回復をこころみるがごとく軌道修正し、政権の安定化に繋げていくきっかけを得ることもなりうる。したがって、世論調査の頻繁な実施は時の政権にとって必ずしも不安定要因とばかりはいえない。

さて、全国メディアと異なり、地方メディアが調査主体となって世論調査を実施することはさほど多くない。われわれは2016年3月に長崎新聞社、長崎文化放送、にてヒアリング調査を行ったが、これら2社は特段、世論調査は実施しておらず、例えば「街の声」などをインタビューで拾うことにより、県民世論を推測するなどとしているという。このように世論調査をほとんど実施しない地方メディアは多数派を占めていると推測される。

そのほか、長崎調査において、隣県の佐賀新聞社は独自に世論調査を実施しているという情報を得たため、急遽、佐賀新聞社においてもヒアリング調査を行なった。佐賀新聞では毎年10月に県民世論調査を行い、知事支持率や玄海原発に対する意見といった政治世論だけでなく、県への愛着度なども質問項目に入れている。ちなみに24回目となる2015年調査は10月2日～4日にかけて実施され、調査方法は県内有権者を市町別・男女別・年代別に比例配分した600人に対してRDD方式で調査を行なっている（佐賀新聞 2015年10月11日）。

長崎と佐賀におけるヒアリング調査に先立ち、われわれは2016年2月末に沖縄を訪問し沖縄タイムス社と琉球新報社でヒアリング調査および資料収集を行った。沖縄の場合、米軍基地問題を抱えていることもあって、県民世論を把握することのニーズは他の46都道府県に比してとりわけ高いのではないかという推定が存在していたからである。事実、これら2社は地方メディアとしては異例ともいえる調査経験を有しており、なかでも沖縄タイムス社は世論調査回数の多さが目を引いた。ここでは同社の世論調査の実態について記述し、その報道についても触れたい。

2. 沖縄タイムス社による世論調査

図1には1986年から1989年までの各年の沖縄タイムスの世論調査回数を示す（2016年は2月末時点まで）。1986年を起点とした理由は、2016年2月に沖縄タイムス社を訪問し、ヒアリング調査を実施した際に、担当者から1986年までは遡ることができたとのコメントを得たことにある。1986年から1996年までは年一回実施するかどうかという状態が続き、一回も実施しない年の方が多かった。それが1997年には年間5回に急増している。その後は1年間に一度も実施されない年もあるにはあるが、大半の年で調査が行われており、また複数回実施されている年が多くなっている。したがって、1997年を境にして、調査回数が多くなっていることが明白にわかる。

図1 沖縄タイムス調査回数：1986—2016

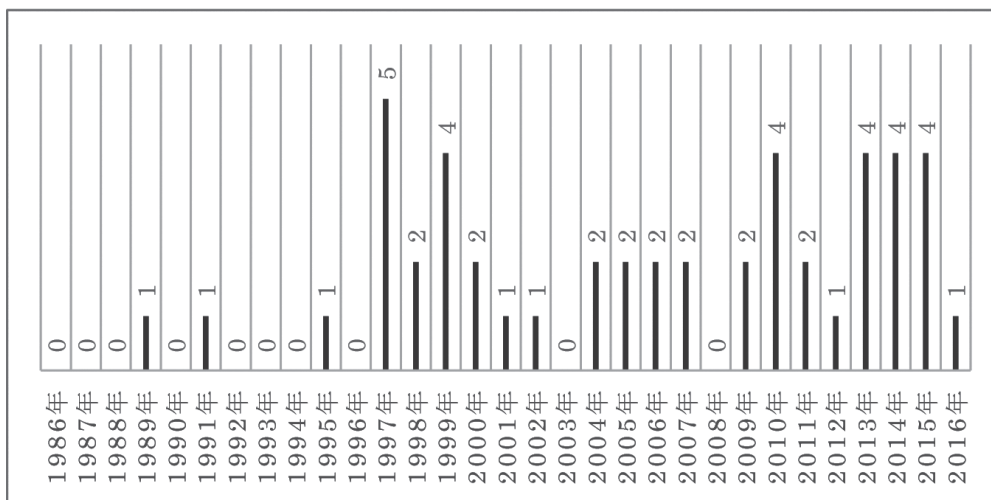


表1には、調査対象地域、調査年月、共同調査の相手、調査のメインテーマ、調査方法、標本抽出方法を示す。このあいだに計48回の調査が実施されているが、うち単独調査は13回で他社との共同調査が35回にのぼる。選挙情勢調査が11回、住民投票情勢調査が1回である。うち41回が沖縄県域調査である。標本抽出がランダムサンプリングであれば、区間推定が可能であるが、比率50%の場合の統計的誤差の範囲は回答者数400でプラスマイナス5ポイント、回答者数1000でプラスマイナス3.2%である（涌井・涌井 2015：153）。沖縄タイムス調査では600名～1000名のケースが多いが、1000以上のケースも9件存在していた。

共同調査のパートナーとしては、その創刊時より関係の強い朝日新聞社の他、県内メディアとして琉球朝日放送、琉球放送がある。そのうち、朝日新聞社との共同調査はここでカバーした48件中、半数の24件にのぼる。沖縄タイムスは朝日新聞社との共同調査も多く、朝日RDD方式の採用や、選挙世論調査における記事表現の基準などにおいて朝日新聞のノウハウを活用している。地方メディアが世論調査を実施するうえで、全国メディアとの連携が重要な意味を持っていることも特質に値する。他社との共同調査のメリットとして、拠出費用の削減効果がある。選挙世論調査に関しては全て他社との共同調査となっており、選挙調査は他社においても費用負担があっても乗りやすいという性格を有している。

調査のメインテーマを、(1) 選挙、(2) 基地問題、(3) 憲法、(4) その他の4つに分類すると、(1) 選挙13件、(2) 基地問題22件（名護市住民投票を含む）、(3) 憲法4件、(4) その他9件となる。計48回のうちの半分近くが基地問題で占めていることが特徴的である。母集団の地域的対象は県全体が41件、特定の市町村が7件であった。

注目すべきは、沖縄タイムス社は、ここに示した1989年以降の調査の全てで調査方法として電話法を採用していることである。メディア世論調査の場合、たいていの場合は調査期間が3日間以内であるため、面接法か電話法が採用される。面接法はコストが高いという欠点をもつ代わりに、本人確認が可能である、長い質問や難しい質問が可能であるなど、優れた長所ももっている。それに対して電話法は長い質問や難しい質問を行うことが難しいという欠点を有するほか、標本が電話保有者に偏ることが欠点として指摘されていた（盛山・近藤、岩永1992：62）。しかし、電話帳非

表1 沖縄タイムスによる世論調査

年	月	with	主テーマ	調査方法	抽出方法	回答者数
1989	7	朝日	参院選	面接法	無作為	728
1991	12	単独	復帰 20 年	電話法	無作為	502
1995	10	朝日 + 米国ハリス	安保・基地	面接法	無作為	598
1997	4	朝日	基地	電話法	無作為	846
1997	4	朝日 + 米国ハリス	安保・基地	面接法	無作為	710
1997	9	単独	基地	電話法	無作為	483
1997	9	単独	基地・全県自由貿易地域	電話法	無作為	874
1997	12	朝日	名護市住民投票	電話法	無作為	546
1998	7	朝日	基地	電話法	無作為	714
1998	11	朝日	知事選	電話法	無作為	737
1999	4	単独	ガイドライン	電話法	地点無作為	500
1999	7	単独	国旗国歌法案	電話法	地点無作為	600
1999	12	朝日	基地	電話法	無作為	1015
1999	12	朝日	基地	電話法	無作為	566
2000	6	朝日	衆院選	電話法	RDD、ユニット法	
2000	11	朝日	那覇市長選	電話法	無作為	517
2001	11	朝日 + 琉球朝日	中城湾埋め立て	電話法	無作為	478
2002	4	朝日	復帰 30 年	電話法	RDD	879
2004	4	琉球 + 琉球朝日	憲法	電話法	RDD	
2004	9	朝日	基地	電話法	RDD	901
2005	8	琉球朝日	基地	電話法	RDD	800
2005	11	朝日	基地	電話法	RDD	915
2006	4	単独	基地	電話法	RDD	800
2006	5	朝日	憲法	電話法	RDD	919
2007	4	単独	憲法	電話法	RDD	800
2007	11	単独	健康	電話法	RDD	1000
2009	5	朝日	基地移転	電話法	RDD	858
2009	11	単独	基地	電話法	RDD-AC	811
2010	1	朝日	名護市長選	電話法	RDD	844
2010	4	単独	基地	電話法	RDD-AC	703
2010	5	単独	基地	電話法	RDD-AC	663
2010	11	朝日 + 琉球朝日	知事選	電話法	RDD	906
2011	8	単独	教科書	電話法	RDD-AC	1251
2011	12	琉球放送	復帰 40 年	電話法	RDD	500
2012	4	朝日	基地	電話法	RDD	1331
2013	4	琉球朝日	基地	電話法	無作為-AC	1019
2013	4	琉球朝日	憲法	電話法	無作為-AC	1009
2013	11	琉球朝日	基地	電話法	RDD-AC	1076
2013	12	朝日 + 琉球朝日	基地	電話法	RDD-AC	1076
2014	1	朝日 + 琉球朝日	名護市長選	電話法	RDD	860
2014	10	琉球放送	知事選	電話法	RDD	900
2014	11	琉球朝日	知事選	電話法	RDD	1206
2014	12	朝日	衆院選	電話法	RDD	1445
2015	4	単独	基地	電話法	RDD-AC	610
2015	4	琉球放送	基地	電話法	RDD	900
2015	6	朝日 + 琉球朝日	戦争記憶	電話法	RDD	846
2015	10	琉球放送	基地	電話法	無作為	793
2016	1	朝日	宜野湾市長選	電話法	RDD	744

(注) RDD-AC は RDD のオートコール方式。朝日は朝日新聞。空欄は記事に記載なし。

掲載の調査単位を母集団に取り込む手段として、RDD (Random Digit Dialing) が注目されるようになる (島崎 2000:68)。そして、今日ではメディア世論調査のマジョリティはこの方法が採用されている。

全国紙では RDD 法の導入が面接法から電話法への移行の契機となった。事実、沖縄タイムスでも 2000 年から RDD に移行しているが、それ以前から電話法が採用されている。90 年代において電話法が採用されていた有力な理由として、沖縄県民の電話帳登録率が高かったことがある。そして、RDD 法の導入に関しては、朝日新聞社が RDD 法に移行した時期とほぼ一致している。朝日新聞は 1990 年代半ばまでは、選挙調査を面接法で行なっていたが、衆議院の 300 小選挙区が導入されたことや、コストの関係から、90 年代半ばに電話法に移行し、21 世紀になって RDD を使うようになった (吉田 2008:188)。

2016 年 2 月下旬に実施した沖縄タイムス社におけるヒアリング調査によると、選挙情勢調査ではなく、大きな政策判断や緊急調査の場合、オートコール方式を採用しているという。表 1 からオートコール方式を採用したケースが 2009 年以降認められる。オートコール方式はオペレータ方式に比して、調査費用はおよそ半減し、したがってより多くの世論調査の実施が可能となる。この点に関しては、後に取り上げる琉球新報社はオートコール方式を採用していない。オートコール方式の問題点は、電話口に出た人に回答を求めることになるため、年齢や性別の偏りが大きくなりがちであるという点にある。そこで、沖縄タイムス社では、選挙結果の予測につながる選挙情勢調査ではオートコール方式は用いず、オペレータ方式を採用している。回答率に関しては、オペレータ調査の方がオートコールよりもやや高い。また、調査結果に関しては、オートコール方式のほうがオペレータ方式よりも基地反対が高めに出る傾向がある。例えば、辺野古移転について「反対」の割合は、オペレータ方式では 65% だったのが、オートコール方式では 70% であった。また、クロス集計に関しては、統計的有意差の有無についての統計的検定は行っているが、「統計的有意差」や「統計的検定」という用語を記事に含めると、多くの読者にとっては難しいと判断し、記事には検定のこと書かないという。

言うまでもなく、世論調査の実施には少なからぬ調査費用が必要であり、したがって財政的な問題が発生する。例えば、筆者は 2008 年に読売新聞社の世論調査担当者から話を聞く機会に恵まれた。当時、読売新聞の世論調査が面接法から電話法に移行するかどうか検討されており、その主要な理由のひとつが調査費用の問題であった。当時、世論調査室は社内最大の「金食い虫」と言われていたという。この点に関して質問を行ったところ、沖縄タイムス社では世論調査の実施に対する財政的なプレッシャーは特にないという。それであるが故、地方紙としては異例に多い調査が可能となっているのである。

また調査コストは費用の問題だけではなく調査にかかる時間や労力もある。同じ電話法でも、選挙人名簿から無作為に抽出し、さらに電話帳から電話番号が判明した人だけを抽出する方法や、電話帳から無作為に抽出する方法がある。それらに比べ、RDD の方が労力・時間的なコストは大幅に削減される。RDD 方の採用は、世論調査回数の増加に大きく寄与している。

3. 沖縄タイムス社の世論調査報道

次に、沖縄タイムスの世論調査報道について〈見出し〉と〈概要〉を紹介する。〈概要〉は、主として調査概要である。ヒアリング調査によると、クロス集計結果を報道する場合には統計的検定

を行っているが、検定については専門的知識に属するので記事の中では触れていない。したがって、例えば「男性よりも女性で反対が多い」という記事は統計的検定の有意水準をパスしたことを意味しているという。

1989年

・7月21日 <選挙（参院選）>

<見出し>喜屋武氏 追い風で先行、比嘉氏は厳しい戦い、カギ握る3割の浮動票。

<概要>参院選を前に朝日新聞社と共同で実施した県内世論調査に関する記事。調査方法は面接法。県内全有権者を対象とし、標本抽出は層化無作為二段抽出法を採用。第一段階では調査地点（全79地点）を抽出し、第二段階では各地点の選挙人名簿から無作為抽出で調査対象者を計1000人抽出。有効回答者数は728人で有効回答率は73%。

1992年

・1月1日 <本土復帰>

<見出し>復帰「良かった」90.6%、「沖縄らしさ消失」41%、自然破壊には強い懸念。

<概要>復帰20年を前に1991年末に実施した単独調査に関する記事。調査方法は電話法。県内全有権者を対象とし、標本抽出は層化無作為二段抽出法を採用。第一段階では調査地点（全89地点）を抽出し、第二段階では各地点の選挙人名簿から無作為抽出で抽出した有権者について電話帳に当たり、電話番号判明者に対して調査員が電話。回答者数は502人。



1995年

・11月11日 <基地問題>

<見出し>90%が「基地縮小・撤去」、安保「ためにならず」38%、知事の代行拒否高く評価、政府対応「評価しない」。

<概要>朝日新聞社、米国ハリス社と共同で実施した世論調査に関する記事。県内調査の調査方法は面接法。県内全有権者を対象とし、標本抽出は層化無作為二段抽出法を採用。第一段階では調査地点を抽出し、第二段階では各地点の選挙人名簿から無作為抽出で抽出調査対象者を800人抽出。有効回答者数は598人。有効回答率は75%。

1997年

・4月10日 <基地問題>

<見出し>改正反対61%、「特措法は差別的」代替へりも64%反対。

<概要>米軍用地特別措置法改正案をめぐる国会審議が続く中、朝日新聞社と共同で実施した県民意識調査に関する記事。調査方法は各市町村の有権者名簿から無作為二段抽出法で1600人を抽出。そのうち電話番号の判明した1025人に電話調査。有効回答数は846。

・5月12日 <基地問題>

<見出し>8割が基地縮小・撤去求む、国内移設に全国は反対、なお本土と格差実感。

<概要>本土復帰25年を迎えて朝日新聞社、米国ハリス社と共同で実施した世論調査に関する記事。調査方法は面接法。層化二段無作為抽出法により抽出し、回答者は710人。層化に際しては、農業地域、勤労者住宅地域、基地のある地域、基地周辺の地域を加味し、73地点を抽出。全国調査結果、米国民調査と県民意識との比較を行っている。

1997年(平成9年) 5月12日 月曜日 第17282号 (日付)

8割が基地縮小・撤去求む

国内移設に全国は反対

いまだで譲り
 沖縄 93%
 全国 90%
 米国 66%

その反対
 沖縄 6%
 全国 10%
 米国 34%

米国民調査との比較

本土復帰25年世論調査

なお本土と格差実感

沖縄タイムス

糸数 隆典 病院

・9月30日 <基地問題>

<見出し>建設反対 55% 賛成 22%、住民投票 7 割が賛成、「名護市民」と同傾向に。

<概要>名護市議会による海上ヘリポート建設の是非を問う市民投票条例案の審議が大詰めを迎えるなか、単独で実施した県民世論調査に関する記事。調査方法は各市町村の選挙人名簿から無作為二段抽出法で 1800 人を抽出。そのうち電話番号が判明した 1272 人に学生調査員が電話調査。有効回答数は 874。

・10月1日 <全県自由貿易地域>

<見出し>全県自貿 賛成 37% 反対 27%、「是非」に迷い浮彫り、8 割が関心示す。

<概要>全県 FTZ 構想の 2001 年実施に対する調査結果に関する記事。職業別、支持政党別のクロス集計結果などにも触れられている。調査は 9 月 30 日記事のものと同じ。

・12月9日 <名護市市民投票（基地問題）>

<見出し>建設反対 54% 賛成 33%、7 割強「投票に行く」、告示控え関心高まる。

<概要>名護市民に対して実施した朝日新聞社との共同調査。調査方法は名護市の選挙人名簿から千人を無作為二段抽出法で選び、電話番号の判明した 752 人に電話調査。有効回答数は 546。

1998 年

・7月9日 <基地問題>

<見出し>海上基地 知事の「反対」55%が支持、6 割県外移設望む、基地「全面撤去」は 3 割。

<概要>朝日新聞社との共同調査。県内の選挙人名簿から 1600 人を無作為二段抽出。電話番号の判明した 1121 人に対して調査し、有効回答数は 714 人。

・11月10日 <選挙（知事選）>

<見出し>稲嶺、大田氏が大接戦、「必ず行く」87%、予断許さぬ最終攻防。

<概要>朝日新聞社との共同調査。調査方法は各市町村の有権者名簿から無作為二段抽出法で 1600 人を抽出。そのうち電話番号の判明した 1028 人に電話調査。有効回答数は 737。

1999 年

・4月26日 <ガイドライン法案>

<見出し>ガイドライン法案本社緊急世論調査、反対 55%、賛成は 26%、全国とは対照的 / 反対理由 紛争に巻き込まれる 42%。

<概要>調査対象者は、県の各市町村から 1998 年 11 月現在の選挙人名簿掲載者数の割合に応じて無作為に 500 基点を選び出し、基点をもとに学生調査員が各基点 1 人ずつ調査。共同通信社の全国世論調査の結果と県民意識とのズレを中心に報じている。

・7月21日 <国旗国歌法案>

<見出し>国旗国歌法案 本紙県民意識調査 反対が過半数、「君が代」否定は6割強、「国歌として必要」29%。

<概要>県民600人に対して実施した単独調査。調査対象者は、県の各市町村から1998年11月現在の選挙人名簿登載者数の割合に応じて無作為に600基点を選び出し、基点をもとに学生調査員が各基点1人ずつ調査。日本世論調査会が実施した全国調査の結果と県民意識とのずれなどが報じられている。

・12月7日 <基地問題>

<見出し>名護市移設反対45%、「賛成」は32%、8割が説明不十分、稲嶺知事の支持43%。

<概要>稲嶺知事が米軍普天間飛行場の移設先を名護市辺野古沿岸域と発表した問題を中心に、朝日新聞社と共同で実施した県民世論調査。調査方法は県の選挙人名簿から2,000人を無作為二段抽出法で選び、電話番号の判明した1442人に電話調査。有効回答数は1015。

・12月19日 <基地問題>

<見出し>「普天間」移設で名護市民、反対59% 賛成23%、基地被害を懸念、振興策に期待も。

<概要>朝日新聞社と共同で名護市民に実施した調査に関する記事。調査方法は名護市の選挙人名簿から1,000人を無作為二段抽出で選び、電話番号の判明した748人に電話調査。有効回答数は566。

2000年

・6月21日 <選挙(衆院選)>

<見出し>3区東門氏やや優勢、優位に立つ白保氏 1区、2区仲村氏大きくリード。

<概要>朝日新聞と共同。朝日新聞社調査の全国情勢も隣の記事で報じている。

・11月10日 <選挙(那覇市長選)>

<見出し>堀川・翁長氏 激しく競る、4割が態度未定。

<概要>朝日新聞と共同。那覇市選挙人名簿から層化二段抽出法で1,000人を選び、そのうち電話番号が判明した732人に調査。有効回答者は517人。

2001年

・11月20日 <中城湾埋め立て>

<見出し>反対57% 賛成24%、住民投票肯定7割、「市の説明足りない」75%。

<概要>中城湾埋め立てに関して沖縄市民に行った調査に関する記事。朝日新聞と琉球朝日放送との共同調査。沖縄市選挙人名簿から層化二段抽出法で1,000人を選び、そのうち電話番号が判明した716人に調査。有効回答者は478人。

2002年

・5月12日 <基地問題>

<見出し>基地に根強い抵抗感、県内移設反対が69% 地位協定改定は90%、本土格差なお74%。

<概要>復帰30年に当たって朝日新聞と共同で実施した世論調査に関する記事。朝日RDD法を採用。基地には強い抵抗感を示す一方、復帰に関しては「よかった」が87%に上った。

2004年

・5月1日 <憲法>

<見出し>改憲必要50% 不要29%、9条改正29% 反対40%、自衛隊の賛否拮抗。

<概要>憲法記念日前に琉球放送、琉球朝日放送と共同で行った世論調査に関する記事。朝日RDD法を採用。改正派が護憲派を大きく上回ったことなどが報じられている。

・9月14日 <基地問題>

<見出し>辺野古移設反対81%、「海外へ」最多7割、84%が協定改定望む。

<概要>米軍ヘリの墜落事故後、早期返還の要求が高まっている普天間飛行場移設問題に関して朝日新聞と共同で実施した調査に関する記事。

2005年

・8月13日 <基地問題>

<見出し>辺野古移設反対82%、基地「整理・縮小」7割、現状容認激減4%。

<概要>前年の2004年8月に発生した沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故から1年になるのを前に琉球朝日放送と共同で実施した世論調査に関する記事。小泉内閣の沖縄基地問題への取り組みに対しては「評価しない」が8割に上った。

・11月15日 <基地問題>

<見出し>沿岸案「反対」72%、否定派84%「米国へ」、政府取り組み7割不満。

<概要>在日米軍再編の中間報告で日米が合意した米軍普天間飛行場のキャンプシュワブ沿岸部への移設に関する調査に関する記事。朝日新聞との合同調査で朝日RDD法を採用。

2006年

・4月19日 <基地問題>

<見出し>滑走路2本「反対」71%、市長判断「不支持」68%、知事の拒否姿勢73%支持。

<概要>米軍普天間飛行場移設問題で政府と名護市が合意したキャンプシュワブ沿岸部にV字型の滑走路2本を建設することに関する意見などを把握する調査。RDD法による調査。

・5月16日 <基地問題>

<見出し>知事合意「評価せず」46%、2本案「反対」69%、「負担減らない」66%。

<概要>米軍普天間飛行場移設問題で稲嶺知事が政府案を基本に対応する「確認書」を額賀防衛

庁長官と交わしたことに関する世論を把握する調査に関する記事。朝日新聞と共同で朝日 RDD 法を採用。稲峰知事の対応については「評価しない」が「評価する」を10ポイント上回った。

2007年

・4月29日 <憲法>

<見出し>憲法改正反対46%、賛成43%を上回る、9条改正反対は5割超、国民投票法7割が否定。

<概要>憲法記念日を前に RDD 法で実施した調査に関する記事。憲法改正の賛否に関する項目の選択肢のワーディングは、「必要ある」「必要ない」であった。2004年4月の前回調査と比べて「必要ない」が14ポイント増え、「必要ある」は7ポイント減少した。

・11月25日 <健康>

<見出し>沖縄「長寿ではない」41%、働き盛りに強い危機感、経済余裕なし6割。

<概要>沖縄が健康長寿県だと思いかどうかをメインの質問項目とした調査。RDD法を採用。男女ともに「思わない」が「思う」を上回り、「思わない」の理由として最も多くの回答者に選択されたのは「運動や食生活に問題がある」であった。

2009年

・5月14日 <基地問題>

<見出し>県内移設反対68%、「削減にならず」28%、沖合移動 評価は2分。

<概要>普天間飛行場の県内移設をめぐる賛否とその理由をメイン質問項目とした調査。朝日新聞社との共同調査で朝日 RDD 方式を採用している。賛成派18%、反対派68%で、理由は分散していることが報じられている。

・11月11日 <基地問題>

<見出し>「県外・国外追求を」63%、嘉手納統合反対71%。

<概要>オバマ大統領の来日を前に実施した緊急世論調査に関する記事。オートコール方式で回答者の男女別内訳は男352人、女459人。「鳩山首相は米政府とどのように交渉すべきか」という問いに対して、選択肢は「日米政府が合意したキャンプシュワブ沖の実現を急ぐべき」、「辺野古沖への修正案を急ぐべき」「県外・国外への交渉をすべき」「よくわからない」の4つを設定している。

2010年

・1月19日 <選挙（名護市長選）>

<見出し>稲嶺・島袋氏 激しく競る、普天間移設反対65%、北部振興は評価2分。

<概要>1月24日投票の名護市長選に関して朝日新聞社と共同で実施した世論調査に関する記事。朝日 RDD 方式を採用。

・4月20日 <基地問題>

<見出し>「国外・県外へ」90%、昨秋より26ポイント上昇、71%「グアムなど海外」。

<概要>普天間飛行場の県外・国外移設を求める県民大会を前に実施した緊急世論調査に関する記事。オートコール方式を採用し、回答者は男295人、女408人と女性比率が高い。国外移設を求める世論の強さが報じられた。

・5月11日 <基地問題>

<見出し>県内表明「評価せず」76%、発言修正「不支持」90%。

<概要>5月4日に初来県した鳩山由紀夫首相が米軍普天間飛行場の県内移設を表明したことなどを受け、実施した緊急世論調査に関する記事。鳩山首相の発言修正に対する県民の強い反発意識を報じている。

・11月22日 <選挙(知事選)>

<見出し>伊波・仲井真氏競り合う、無党派層ではほぼ互角、2割態度示さず。

<概要>朝日新聞社、琉球朝日放送と共同で実施した知事選情勢調査に関する記事。朝日RDD法を採用。経済活性化を重視する人には仲井真氏支持が多く、基地問題を重視する人では伊波氏支持が多いことなども報じている。

2011年

・8月31日 <歴史教科書採択>

<見出し>育朋社教科書「反対」56%、選定手続き 6割が問題視。

<概要>石垣・竹富・与那国の3市町村で実施したオートコール方式による世論調査に関する記事。回答者数は計251人。石垣市と与那国町が育朋社教科書を採択したことに関する意見分布などが報じられている。

2012年

・1月1日 <本土復帰40年>

<見出し>「本土と格差」84%、「基地負担感」が最大、自衛隊「現状通り」57%。

<概要>前年2011年の12月中旬に実施した調査に関する報道。5月に本土復帰50年を迎えるのを前に、琉球放送と合同で実施した県民意識調査に関する記事。本土と格差があると回答した人が84%に達する一方、復帰して良かったと考えている人も89%に達していることなど、グラフを用いて報じている。

・5月9日 <基地問題>

<見出し>沖縄の基地問題は「差別」県民50%「そう思う」、全国58%「思わない」、負担軽減意識に差。

<概要>朝日新聞社と共同の調査に関する記事。朝日新聞社との共同調査で朝日RDD法を採用。全国と沖縄県民の比較を報じている。



2013 年

・4月12日 <基地問題>

<見出し>「辺野古反対」75%、普天間移設反発増す、「全面撤去」が「縮小」抜く。

<概要>日米両政府が米普天間飛行場の移設条件付き全面返還に合意して17年を迎えるにあたって実施した世論調査（琉球朝日放送と共同：オートコール方式）に関する記事。

・4月23日 <「主権回復の日」式典>

<見出し>式典「評価しない」7割。「屈辱の日」最多、副知事出席6割否定的。

<概要>サンフランシスコ講和条約発効から61年目の4月28日に政府が式典を開くことに関して、琉球朝日放送と共同で実施した世論調査（オートコール方式）に関する記事。式典に批判的な県民民意を伝えている。

・5月3日 <憲法>

<見出し>改憲反対51%。賛成23%を引き離す。「9条の継承」高い支持。本島中部で反対割合最も高い（56.9%）。

<概要>憲法記念日を前に琉球朝日放送と共同で実施した調査（オートコール方式）に関する報道。ワーディングで興味深いのは、「米国に押し付けられた」が、反対理由のみならず、賛成理由にも設定されていることである。一般に「押し付け憲法論」というのは、反対理由として取り上げられるが、民間人を巻き込んだ悲惨な地上戦を経験した沖縄では、米国の押し付けによってこそ平和主義の現憲法ができたこととして肯定的に評価する声があることが背景にある。



表2 憲法改正の賛否

賛成	23.3
反対	51.3
どちらともいえない	25.4

表3 改正反対の主な理由

平和理念・戦力不保持	62.7
米国に押し付けられた	12.5
戦後の国民を支えてきた	7.5

表4 改正賛成の主な理由

自衛権の位置づけを明確化	28.5
新しい権利や制度を加える	24.2
米国に押し付けられた	22.9

・12月4日 <基地問題>

<見出し>公約変更7割評価せず。国会議員・自民県連 辺野古容認に。7割知事不承認望む。知事の埋め立て申請の可否判断はどうすべきと思うか。「承認」21.9%、「不承認」72.3%、「分からない」5.8%。

<概要>米軍普天間飛行場返還問題をめぐり、自民党の県関係国会議員5名と県連が県外移設から名護市辺野古移設へと公約を変更したことに関する世論調査（琉球朝日放送と共同、オートコール方式）に関する記事。「県外から方針転換したから評価しない」と「公約を破ったから評価しない」が合わせて7割に上ることを報じている。

・12月17日 <基地問題>

<見出し>辺野古「不承認を」64%、埋め立て反対強く、普天間移設 知事支持率57%。知事埋め立て申請の可否判断「承認」22%、「不承認」64%、知事支持層に限ると「承認」24%、「不承認」63%。県連転換「納得せず」71%。安倍内閣支持率「支持」28%、「不支持」51%。普天間の辺野古移設「賛成」22%、「反対」66%。

<概要>米軍普天間飛行場返還問題で名護市辺野古の公有水面埋め立て承認申請への仲井真知事の判断が迫るのを前に実施した調査に関する報道。朝日新聞社と琉球朝日放送との共同調査。「承認すべきでない」が「承認すべき」を大きく上回り、57%に上る仲井真知事支持層でも「承認すべきでない」が「承認すべき」を大きく上回った。

2014年

・1月14日 <選挙（名護市長選）>

<見出し>稲嶺氏先行、追う末松氏、「辺野古」反対64%、県知事支持率は24%。未定者3割弱。稲嶺氏、社会、共産、社大支持層固めたほか、無党派層の8割から支持。自主投票を決めた民主支持層の大半からも支持。最も重視する争点「移設問題」56%、「地域振興策」23%。仲井真知事支持率24%、不支持率51%（12月中旬、支持率57%、不支持率14%—政府の埋め立て申請を知事が承認する前）。市長選に「必ず行く」85%。

<概要>朝日新聞、琉球朝日放送と共同で行った名護市長選の情勢調査に関する記事。朝日RDD方式を採用。稲嶺氏優位が伝えられる。

・10月28日 <選挙（知事選）>

<見出し>知事選 翁長氏先行、仲井真氏追う、下地・嘉納氏伸び悩む、4割が態度未定、投票の際に重視する争点「基地問題」40%、「経済の活性化」29%、「教育・子育て支援」13%。翁長氏、社民・共産・社大支持層の約9割、無党派層の52%、自民支持層の約2割から支持。公明支持層は翁長・仲井真に分かれる。「大いに関心がある」59%、「少しは関心がある」35%。投票に「必ず行く」79%。

<概要>琉球放送と共同で行った知事選情勢調査に関する記事。サンプリング方法はRDDで電話口に出た人から回答を得た。翁長氏の優位が伝えられている。

・11月9日 <選挙（知事選）>

<見出し>翁長氏優位、仲井真氏追う、下地・嘉納氏伸び悩む、最も重視する争点「基地問題」45%、「経済活性化」38%、翁長氏無党派層の7割が支持。自主投票の公明支持層翁長氏と仲井真氏に割れる、知事選への関心「大いに関心がある」57%、「少しは関心がある」35%。

<概要>朝日新聞、琉球朝日放送と共同で実施した知事選情勢調査に関する記事。有効回答は1206人。

・12月11日 <選挙（衆院選）>

<見出し>1区赤嶺・国場氏接戦。下地やや苦しい、2区照屋氏優勢、3区玉城優位、4区仲里氏やや先行。

<概要>朝日新聞と共同で実施した衆院選の情勢調査に関する記事。回答者数は1区374人、2区322人、3区360人、4区392人。

2015年

・4月7日 <基地問題>

<見出し>辺野古「知事支持」83%、「不支持」13%、辺野古での新基地建設76%「反対」、「賛成」18%、翁長知事の姿勢「支持」83%、「不支持」13%、政府の姿勢「不支持」80%、「支持」15%、安倍首相の姿勢「納得しない」71%、「納得する」18%。

<概要>菅官房長官の来県に伴い実施した緊急世論調査に関する記事。翁長知事の姿勢に対しては8割以上が支持している一方、政府の姿勢に対しては8割が不支持であるという結果などが報じられている。本調査はオートコール方式で実施され、回答者の男女別内訳は女性が61%、男性が39%と、女性に大きく偏っている。

・4月21日 <基地問題>

<見出し>普天間対応「知事評価」72%、「評価しない」22%、辺野古移設「反対」65%、「賛成」22%、安倍政権「評価せず」72%、「評価する」22%。

<概要>戦後70年迎えるにあたって実施した調査に関する報道。普天間返還問題、辺野古移転問題についての調査結果を中心に報じている。普天間返還問題については、翁長知事の姿勢に対しては72%が評価している一方、同問題に関する安倍首相に対して「評価する」と回答した人は22%にとどまったことなどを報じている。また辺野古移転に賛成の人は28%に対して反対と回答した人は65%に上った。

・6月17日 <戦後70年>

<見出し>沖縄戦「風化」68%、「引き継がれている」20%、記憶継承86%が意欲、知事の訪米「評価」73%、知事「支持」64%、「不支持」18%、知事は辺野古承認を「取り消すべきだ」58%、「取り消すべきではない」23%。辺野古移設「反対」66%、「賛成」18%。安倍内閣「支持」22%、「不支持」53%。

<概要>戦後70年を迎えるにあたって実施した調査に関する報道。沖縄戦の帰国が「風化している」と回答した人が68%に上る一方、沖縄戦の体験や知識を何らかの機会に次世代へ引き継ぐ意志があったとした人が86%に上っていることも報じている。

・10月20日 <基地問題>

<見出し>知事の承認取り消し「支持」79%、「不支持」16%。国が取り消しを無効化する対抗措置を経て再開しようとしていること「妥当ではない」72%、知事「支持」79%、「不支持」16%、裁判で沖縄側の主張が認められる「期待できる」50%、「期待できない」34%、「どちらでもない」16%。

<概要>翁長知事が名護市辺野古での新基地建設に関する沿岸部の埋め立て承認を取り消したことを受けて実施した緊急調査に関する報道。知事の決断に対する支持は高いが、裁判で沖縄側の主張が認められるかどうかについては50%が「期待できる」と回答するにとどまったことを報じている。

2016年

・1月19日 <選挙（宜野湾市長選挙）>

<見出し>佐喜真・志村氏が激戦、宜野湾市長選に伴い、県外移設ではない解決方法72%、最も重視する争点「普天間飛行場の移転」44%、「経済や福祉政策」36%、移設問題をめぐる翁長知事への評価「評価する」51%、「評価しない」29%、投票「必ず行く」83%、「できれば行きたい」14%、「行かない」2%。

<概要>朝日新聞と共同で実施した宜野湾市での選挙情勢調査。見出しの順番通り佐喜真候補が志村候補をリードしているものの、激戦の様相であることを報じている。

4. 要約と結論

沖縄県は47都道府県中、地方メディアによる世論調査の実施が最も盛んな県と考えられる。筆者らは沖縄タイムス社と琉球新報社でヒアリング調査および資料収集を行い、ここでは沖縄タイムス社の世論調査の展開について報告した。その結果、次のような特質が浮かび上がった。

- (1) 本研究において遡及可能な期間であった1989年以降の沖縄タイムス社の世論調査方法は、すべて電話法を採用している。これは沖縄県民の電話帳登載率が高かったことが背景にある。
- (2) 全国メディアの場合、無作為抽出法による面接法からRDD法による電話法への転換が世論調査回数増加をもたらす重要なきっかけとなったが、沖縄タイムス社の場合、米軍基地の整理・縮小に関する県民投票の実施など、政治状況が世論調査回数増加の主要なきっかけとなっていた。
- (3) コスト面から多数の世論調査の実施を可能にした要因として、沖縄県民の電話帳登載率が高かったことを挙げるができる。しかし、2002年ごろからは全国メディアと同様に、おおむねRDD法に切り替わっている。とはいえ、近年においても従来の無作為抽出法もしくは採用されている。
- (4) RDD法による調査の場合、調査方法として、コストの低いオートコール方式を採用することもある。そのことにより、沖縄タイムスは地方紙としては異例の頻度で世論調査を実施することを可能にしているといえよう。
- (5) ただ、オートコール方式は低コストという利点は有するものの、回答者に偏りが見られ、そのため選挙世論調査としては用いられていない。

(6) 沖縄タイムスは朝日新聞社との共同調査も多く、朝日 RDD 方式の採用や、選挙世論調査における記事表現の基準などにおいて朝日新聞のノウハウを活用している。地方メディアが主体となって世論調査を実施するうえで、全国メディアとの連携が重要な意味を持っている。本稿の焦点は地方メディアの世論調査の展開に関して考察を加えることにあった。世論調査結果からみられる沖縄県民世論の展開、またその特質については他の機会で論じることにした。

注

(1) 本ヒアリング調査、資料収集は、2015 年度明治大学大学院研究科間共同研究：研究課題「アジアにおける社会把握の実態に関する研究—社会調査の‘アメリカ化’をめぐる—」（研究代表者：井田正道明治大学政治経済学部教授、共同研究者：藤江昌嗣明治大学経営学部教授）の一環として実施されたものである。沖縄タイムス社のヒアリング調査の実施に際しては、山内健治明治大学政治経済学部教授の協力を得た。また、沖縄タイムス社調査において同社の与那嶺一枝編集局次長に大変お世話になった。この場をお借りして御礼申し上げたい。

文献

- 井田正道 (2011a) 「『ワーディング』によって変化する回答」『リベラルタイム』2011 年 1 月号、リベラルタイム出版社。
- 井田正道 (2011b) 「世論調査批判の論点」『政経論叢』（明治大学）第 79 巻 5・6 号。
- 井田正道 (2013) 『世論調査を読む—Q&A からみる日本人の<意識>』明治大学出版会。
- 井田正道 (2017) 「世論調査における固定電話なし層の性格」『政経論叢』（明治大学）第 83 巻 3・4 号。
- 大沼雄次 (2011) 「民意と異なる『新聞世論調査』の質問」『リベラルタイム』2011 年 1 月号、リベラルタイム出版社。
- 金沢誠 (2011) 「首をかしげたい『テレビの世論調査』」『リベラルタイム』2011 年 1 月号、リベラルタイム出版社。
- 篠原清夫・清水強志・榎本環・大矢根淳 (2010) 『社会調査の基礎』弘文堂。
- 島崎哲彦 (2000) 『社会調査の実際—統計調査の方法とデータの分析—』学文社。
- 週刊ポスト (2010) 「大新聞世論調査の支離滅裂」2010 年 10 月 8 日号、小学館。
- 二木啓孝・松本正生 (2010) 「私たちは『世論調査』という社会資産を生かせるか」『世界』2010 年 11 月号、岩波書店。
- 盛山和夫・近藤博之・岩永雅也 (1992) 『社会調査法』放送大学教育振興会。
- 吉田貴文 (2008) 『世論調査と政治—数字はどこまで信用できるのか—』講談社 a 新書。
- 世論調査研究会 (1990) 『世論調査ハンドブック』原書房。
- Gallup.com. <http://www.gallup.com/poll/113980/Gallup-Daily-Obama-Job-Approval.aspx> (2016 年 12 月 13 日アクセス)。
- 涌井良幸・涌井貞美 (2015) 『図解 使える統計学』中経出版。

「天皇制」と新聞論調

赤尾 光史*

はじめに

2016年9月、平成28年度新聞協会賞〈編集部門〉にNHKの【天皇陛下『生前退位』の意向のスクープ】が選ばれた。同賞〈編集部門〉は「ニュース」「写真・映像」「企画（キャンペーン、連載、解説、コラム、地域報道、紙面づくりの工夫など）」の3カテゴリーに分かれており、NHKの受賞作は「ニュース」カテゴリーに属する。同作品は、実質的審査に当たった「ニュース部門審査会」およびその上位機関の「選考分科会」委員が、それぞれ全員一致で評価したものという（「平成28年度新聞協会賞 選考経過」『新聞研究』2016年10月号）。

7月13日、NHKは「ニュース7」で、天皇に生前退位の意向があり、宮内庁はその意向を内外に表明する方向で調整中であることを特報した。さらにNHKは同月29日に「8月8日など候補にお気持ち表明」とした第2報を出し、事実8月8日午後3時、宮内庁は天皇の国民向けビデオメッセージを公表した。メッセージの放映時間は約11分間であった。

天皇自らが、少なくとも法制度上は想定されていない生前退位の意味を、言葉を慎重に選びながらも国民の前で相当程度明確にするというきわめて衝撃的な事態である。NHKの7月13日のスクープ報道を機に、当然ながら新聞各社も大量の関連報道を展開し、併せて社説を折々掲載するに至った。

広く天皇制の根本にかかわる事態が論議の対象となったことは、近年にも数回ある。その論議のほとんどは「女性・女系天皇容認の是非」「女性宮家創設の是非」「旧皇族の皇族としての復活の是非」など、皇位継承者の減少に対する手立てを軸に据えた、いわば方法論の検討といってよい。その折々に、新聞メディアも言論機関として社説を掲載し、論議の一角を占めてきたのはむろんである。

今回のいわゆる生前退位をめぐる論議と、過去の女性・女系天皇などをめぐる論議とでは、本来互いに異なった位相を持つ。ただ、そうであっても双方ともに天皇制の在り方、つまりは憲法規定に直接関連した事態を論議の対象とする点で共通することは疑いあるまい。

こうした認識のもとに、まず今回の生前退位問題にかかわる新聞社説を、その後に過去の天皇制関連の社説をレビューし、レビューののりを越えない程度の評を加える。これが本稿の目的である。

象徴天皇制の安定的継続のための手立てが、現在も過去においても重要な検討課題であることはいうまでもない。ただ、それと同様に、時にはそれ以上に重要なことは、「象徴天皇制とは何か」という根本的かつ国民的な論議の喚起であるように筆者には思える。記述にあたってはこのことを念頭に置くつもりである。

記述の構成は、〈1. 生前退位問題の経緯と各紙の論調〉〈2. 天皇制にかかわる近年の論議〉

*あかお みつし ジャーナリズム研究者

< 3. まとめ>とした。記述対象とする新聞は、原則として朝日、毎日、読売のいわゆる3大紙に限ったが、これはもっぱら作業量の都合による。< 1. 生前退位問題の経緯と各紙の論調>の考察対象期間は、NHKのスクープ報道以後、およそ2016年11月半ばまでとした。また、社説の掲載順は社による掲載日の違いにかかわらず、朝日、毎日、読売の順とした。

1. 生前退位問題の経緯と各紙の論調

まず、7月13日のNHKのスクープに始まる今回の生前退位をめぐる一連の動きを、8月8日のビデオメッセージ公表表明までに限定して簡単に示しておく。次のとおりである。

2016年7月13日	NHKが「ニュース7」で、天皇が生前退位の意向を宮内庁関係者に示していることから、同庁を中心にその意向を内外に表明する方向で調整が進められていると「ニュース7」で特報。宮内庁はこれを否定。
7月14日	新聞各紙が朝刊で天皇の意向表明関連ニュースを報道。
7月29日	NHKが「8月8日など候補にお気持ち表明」とする第2報を放送。
8月5日	宮内庁が、8月8日午後3時に天皇の意向を国民に向けたビデオメッセージの形で表明すると発表。
8月7日	夕刻、皇居・御所でビデオメッセージを収録。
8月8日	宮内庁が天皇の国民に向けた約11分間のビデオメッセージを公表。放送各局がニュース番組・特別番組でこれを放映。海外メディアもBBCが同時放映し、AFP、ロイターも速報。在京の一般新聞各紙は朝日、毎日、産経、東京の4紙が号外を発行して伝える。

ビデオメッセージの内容は、およそ次のようなものであった。

①80歳を超えて体力の面から様々な制約を覚えることもあり、象徴の務めを果たしていくのが難しくなることを案じている、②国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に対して象徴の立場への理解を求めるとともに、天皇もまた国民に対する理解を深め、常に国民とともにある自覚を自らの内に育てる必要を感じてきた、③高齢化によって国事行為や象徴としての行為を限りなく縮小することには無理がある、④天皇が幼少であったり、重病などでその機能を果たせなくなった場合は摂政を置くことも考えられるが、その場合も天皇は生涯の終わりまで天皇であり続けることに変わりはない、⑤天皇が深刻な状態に立ち至った場合には社会の停滞や国民の暮らしへの影響が懸念され、また終焉に当たっては2か月の殯の行事と1年間の喪儀関連行事が続いて家族などが厳しい状況におかれるが、こうした事態を避けることができないものかと思う、⑥国民の理解が得られることを切に願っている。

意向表明の翌日8月9日の各紙紙面は、当然ながら大量の関連記事・論説で横溢した。例えば朝日は1面に「天皇陛下 お気持ち表明」「退位の願いにじむ」「象徴の務め 難しくなるのでは」を見出しとする本記のほか、12個面にわたって多角的な視点の関連ニュースを掲載した。大量記事はむしろ他紙も同様であるが、ここでは省略する。

同日の各紙社説については後述するとして、その前に7月13日に放映したNHKのスクープを受けた3紙の社説から、骨子となる部分を掲出しておく。朝日と読売は7月15日付、毎日7月14日付である。

＜朝日＞7月15日付「生前退位 象徴天皇考える契機に」

「公務の削減も行われてはいるが、天皇の地位にある以上、責務を十全・公平に果たしたいという陛下の強い気持ちがあり、なかなか進んでいない」「立场上、基本的人権にさまざまな制約が課されているとはいえ、陛下もひとりの人間として尊重されてしかるべきだ」「退位に道を開くとすれば、その要件や手続き、『前天皇』の地位をどう定めるかなど、課題は少なくない」「議論の過程を透明にし、これからの天皇や皇室のあり方について、国民が考えを深める環境をととのえる(略)国会には強くそのことを求めたい」

＜毎日＞7月14日付「天皇陛下のご意向 国民全体で考えたい」

「82歳の陛下は、象徴天皇として憲法に定められた国事行為など公務を行っているが、ご高齢などで差し支えが生じる前に、天皇の位を皇太子さまに譲るお考えとみられる」「象徴天皇としての役割を決してゆるがせにしない。今回のご意向にもこうしたお考えがうかがえる」

＜読売＞7月15日付「ご意向付度して広範な議論を」

「生前退位は、象徴天皇としての務めの重さと年齢について、考え抜かれた末のご意思だろう。お気持ちを付度し、議論を重ねていくことが大切である。ご高齢の陛下の健康を気遣う国民の理解も得られよう」「皇室制度の根幹に関わる問題である。政府は担当チームを設け、水面下で検討を進めているというが、今後は有識者会議などの場で幅広く意見を求めるべきだ」「皇室の将来を考えれば、秋篠宮さまの長男、悠仁さまの誕生で途絶えている女性天皇・女系天皇の議論も避けて通れない」

以上であるが、朝日が天皇の人権に言及し、「ひとりの人間として尊重されるべきだ」としている点、読売が生前退位に関する有識者会議の設置を促していること、さらに女性・女系天皇に触れていることが目を引く。

こののち、3紙が生前退位問題を社説のテーマとして一斉に取り上げるのは、ビデオメッセージ公表翌日の8月9日である。同日付3紙社説内容の抜粋は次のとおり。

＜朝日＞8月9日付「天皇陛下お気持ち表明 『総意』へ議論を深めよう」

「メッセージを貫くのは、日本国および国民統合の象徴として責務を全うすることへの、強い責任感だ」「代行者として摂政を置く案にあえて触れたうえで、天皇の務めを果たせないまま地位にとどまることへの疑念を強くにじませた」「改めて思うのは、政治の側が重ねてきた不作為と怠慢だ」「お気持ちの表明をうけて、どう対応すべきか。戦後70年にわたり、国会や憲法学界で交わされてきた象徴天皇制をめぐる議論と、これまでの歩みが土台になるのは言うまでもない」「天皇の地位は、主権者である国民の総意に基づく。陛下の思いを受けとめつつ、判断するのは国民だ。こ

の基本原則を確認したうえで、解決すべき課題とその方策を考えるために必要な材料を提示する。それが政府の使命である」「朝日新聞の社説は、これからの皇室のあり方を探る前提として、広がりすぎた感のあるこれらの活動をいったん整理し、両陛下や皇族方に、何をどう担ってもらうのが適切か、検討する必要があると主張してきた」「一連の事態は、象徴天皇制という仕組みを、自然人である陛下とそこが一家が背負っていくことに伴う矛盾や困難を浮かびあがらせた」

＜毎日＞8月9日付「陛下のお気持ち 前向きに受け止めたい」

「全体から伝わってくるのは、陛下が形式的な国事行為にとどまらず、ご自身の意思で国民の中に分け入ってきた行為こそが、象徴天皇の核心であるという自己認識である」「陛下は『務めを果たせぬまま、生涯の終わりに至るまで天皇であり続ける』と問題を指摘した。摂政制度では抜本的な対策にはならないとの思いがこもっていた。憲法1条は天皇の地位を『主権の存する日本国民の総意に基づく』と定める。国民が陛下のお言葉を主体的に受け止め、判断できるのなら、憲法問題は乗り越えられよう」「皇室の将来を考えれば、女性天皇などを含めた皇位継承の議論にもなろう」「広範な議論に及ぶ皇室典範の改正を見送り、陛下の例だけを想定して生前退位を認める特別立法を制定する案もある」

＜読売＞8月9日付「天皇『お言葉』 象徴の在り方を議論したい」

「行事を完璧にこなすことこそ、象徴天皇の務めだという陛下の信念が伝わってくる。ご意思を尊重しつつ、様々な角度から議論を深めるべきだ」「今後、精力的な活動が困難になった場合、象徴天皇たり得なくなるのだろうか。各種行事は、皇太子さまをはじめとする皇族方に委ねるなど、陛下のご負担を今より軽減する方策も考えられよう」「自発的退位は、『国民の総意に基づく』という象徴天皇の位置づけと矛盾するとの意見がある。高齢を理由とすると、一代限りの話では済まなくなることも考えられる」「生前退位を否定してきた政府の国会答弁との整合性の問題もある」「有識者会議などで議論を尽くしたい」

ビデオメッセージでは、「象徴」という言葉が8回使われている。天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」という憲法規定の「象徴」の意味あるいは機能、さらには「象徴」としての具体的な役割を述べ、その役割遂行に対する年齢的な限界を示しながら「国民の理解を得られることを、切に願っています」と結んだ。3社の社説はそれぞれ重点の置きどころが異なるが、議論対象としての「象徴天皇」あるいは「象徴天皇制」への視点設定という意識は、各紙にほぼ共通して見られる。

天皇のビデオメッセージによる将来の退位意向表明以降、政府は対応策の具体的検討に入った。憲法は第2条で「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と定めているが、その皇室典範は第4条で「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」と規定するのみで、生前退位については無規定である。したがって本来は、憲法の「世襲のもの」が生前譲位を容認しているのかどうか、また皇室典範の改正なくして天皇の生前退位も新天皇の即位も可能であるのかどうか十分な検討を要するはずなのだが、そのような根本的議論はむしろ回避され、徐々に、現天皇に限り生前退位を可能とする特別措置法の制定で対処する考

え方が浮上してくる。

9月23日、関連問題論議のための「天皇の公務負担軽減等に関する有識者会議」が、首相の私的諮問機関として設置された。同有識者会議のメンバーは次の6人。

今井敬・経団連名誉会長（座長）、小幡純子・上智大学教授（行政法）、清家篤・慶応義塾長（労働経済学）、御厨貴・東京大学名誉教授（日本政治史）、宮崎緑・千葉商科大学国際教養学部長（国際政治学）、山内昌之・東京大学名誉教授（国際関係史）。

有識者会議設置以降、10月17日の第1回会議までの動きを略記しておく。

2016年9月20日	臨時国会の所信表明演説で安倍首相が、生前退位問題に関する有識者会議の設置に言及。
9月23日	首相の私的諮問機関「天皇の公務負担軽減等に関する有識者会議」設置。
9月29日	民進党が「生前退位」に限らず、関連の問題への対応を協議する「皇位検討委員会」を党内に設置。
9月30日	横畠内閣法制局長官が衆議院予算委員会で民進党細野豪志・代表代行の質問に対し、「憲法を改正しなければ退位による皇位の継承を認めることはできないということではない」と答え、さらに「ある法律の特例・特則を別の法律で規定するのは法制上可能だ」と述べて、皇室典範の特例法制定による生前退位の実現は可能であるとする考えを示す。
10月13日	政府が有識者会議に対し、年明けに論点を整理して公表するよう求め、同時に年内に7回程度の会合を開くことを確認。
10月17日	安倍首相も出席し、第1回有識者会議を開催。

公表されている第1回有識者会議の議事概要によれば、「憲法や歴史、皇室制度などの様々な専門的な知見を有する方々からヒアリングをしっかりと行った上で、国民世論も踏まえ、それらの意見も参考に提言をまとめていくこと」を座長が提案し、次回でその人選と日程などを決定することになったという。

新聞3紙はこの第1回会合の前後に社説を掲載した。朝日と毎日が16日付、読売は18日付である。次に抜粋して掲出する。

<朝日>10月16日付「有識者会議 掘り下げた天皇制論を」

「メンバーには、これからの時代の象徴天皇制はどうあるべきかという問題意識に立って、掘り下げた議論を望みたい」「戦前の神権天皇制に郷愁をもつ人をはじめ一部に異論は残るものの、退位を認める方向で国民合意は形づくられつつある」「典範改正が筋なのは言うまでもない。だがそうすると、退位の強制を防ぐ一般規定をどう定めるかなど、論点はさらに広がる。陛下の年齢や健康を考え、特例法で緊急かつ最小限の措置を講じるのも、一概に否定されるものではないだろう」「皇族の数が減り、将来の活動の維持が危ぶまれる事態への手当てが急がれる」「野田内閣は『女性宮家』を新たに設ける構想を打ち出したが、安倍内閣に交代してから話は進んでいない。(略)首

相が皇室制度を大切だと思うのなら、4年間に及ぶ不作為を反省したうえで、この課題から逃げずに、真摯にとり組む姿勢を示す必要がある」

＜毎日＞10月16日付「象徴天皇 『国民と共に』あつてこそ」

「有識者会議での論点は多岐にわたるとみられるが、象徴天皇をどう考えるかはその中核となろう」「象徴の姿は固定化されたものではないだろう。時代とともに変化し、天皇の個性で変わることもある。時々の受けとめ方があつていい」「安倍政権は一代限りの特別立法で対応したい意向とも伝えられているが、特別立法の整備さえすれば退位が実現するわけではない。一方で時間の制約もある。その折り合いをつけるのは簡単ではない。国民の多くが納得し社会全体が共有できる議論が何より重要だ」

＜読売＞10月18日付「『生前退位』会議 予断を排した議論が重要だ」

「会議では、生前退位だけでなく、高齢である陛下の公務の負担軽減策や、国事行為を代行する摂政の役割なども議論する。陛下のご意向を尊重しつつ、政府として、制度全体を包括的に検討することは適切だろう」「憲法は、天皇は国政に関する権能を有しないと定めている。この規定に照らせば、陛下のご意向を前提に、生前退位ありきの議論を拙速に進めることは避けたい。特例で自由意思による退位を認めても、将来的に、皇位の安定的な継承が損なわれる懸念がある」「何より大切なのは、国民が納得できる結論を得ることである」

朝日の社説は、生前退位論議のみならず、これを契機に皇室をめぐる種々の問題の検討が必要であるとして、とりわけ皇族の数の減少による「将来の活動の維持が危ぶまれる事態」への懸念を示し、あらためて女性宮家という課題への真摯な取り組みを政権に求めている。女性宮家、さらには女性・女系天皇に関する議論は過去にも幾度か展開された経緯があるが、それについては、次の項で記述する。

読売の社説の眼目は、「生前退位ありきの議論を拙速に進めることは避けたい」とする一文に集約されている。感情論の支配によってあらかじめ結論が設定され、法の枠組みに対する真摯な検討がおろそかとなるような事態への警鐘と解釈すべきだろう。

第2回有識者会議は10月27日に開かれ、櫻井よしこ・ジャーナリスト、平川祐弘・東京大学名誉教授（比較文化論）、八木秀次・麗澤大学教授（憲法学）、所功・京都産業大学名誉教授（日本法制史）など16人の専門家を順次招いてヒアリングを実施することを決めた。

生前退位問題にかかわる2016年10月半ばまでの動きのあらましと、それにかかわる新聞メディア3紙の論調は以上のとおりである。

2. 天皇制にかかわる近年の論議

天皇制に関連して近年展開された論議は、およそ（1）皇室典範見直し機運を契機とする論議（小泉純一郎内閣時）、（2）「皇室典範に関する有識者会議」設置を契機とする論議（小泉内閣時）、（3）天皇即位20年を契機とする論議（麻生太郎内閣～鳩山由紀夫内閣時）、（4）女性宮家創設の動きを契機とする論議（野田佳彦内閣時）の4回とあってよい。論議の経緯と各紙社説内容は次のと

おり（肩書きは当時）。

(1) 皇室典範見直し機運を契機とする論議—2001年5月

山崎拓・自民党幹事長が著書『憲法改正—道義国家をめざして』（生産性出版、2001年）の中で女性天皇容認論を主張し、小泉純一郎首相、鳩山由紀夫民主党代表も賛意を表した。また、皇太子妃懐妊の兆しもあって女性天皇をめぐる議論が展開された。

<朝日>5月15日付「論議は自然なことだ 女性天皇」

「政府・与党から『女性天皇』に道を開こう、という考え方が出てきたのは大きな変化である。天皇制維持のために、などと力むことではない。女子の皇位継承を可能にするのは自然なこと」「憲法は男女平等を定めている。それに基づき、女性にも選挙権が認められた。女性天皇に反対する根拠は、もはや説得力をもちえなくなっている」「戦後改革を生き延びた皇室制度も、真に時代に沿ったものへと改めていく必要がある。『女性天皇』は、そのための自然な入口に位置付けられよう」

男女平等という民主主義的価値基準を前提とする女性天皇容認論の展開である。「力むことではない」かどうかはともかく、刺激的な主張ではあるだろう。なお、この社説で朝日は女性天皇論のみならず、「天皇の退位についても、議論し直した方がよい」とも主張していることを付記しておく。

<毎日>5月14日付「女性天皇 時代に合う論議をしよう」

「皇位継承を男系の男子皇族に限る皇室典範の規定には、憲法の男女平等原則に違背するとの指摘があった。女性の社会進出がめざましい今日、疑問が生じるのは当然で、見直しの議論も必要だろう」とする一方、天皇が国民とは異なる「特別な存在」であることに触れ、「国民と同列に男女平等原則だけを根拠に女性天皇を認めようとするのは、妥当とはいえない」としている。

<読売>5月16日付「ご懐妊発表 時代に沿う皇室へ議論深めたい」

骨子は「政府は、同じ新憲法で『皇位は世襲』と定めているのは『男系』を前提としており、男女平等の例外だと主張してきた。しかし、新世紀を迎えた今、これらの主張に異論が出てきても不思議はない。男女平等から『男女共同参画』へと社会も進んでいる。見直しの動きは時宜を得たものというべきだ」というものである。

以上のとおり、朝日、毎日、読売3紙の主張に微妙な違いはあるが、天皇の地位を男系の男子に限る制度の見直しの論議を促している点ではほぼ一致する。留意しておかなければなるまい。

(2) 「皇室典範に関する有識者会議」の設置を契機とする論議—2005年11月および2006年2月

皇室典範は「皇統に属する男系の男子」が皇位を継承すると定めているが、秋篠宮以来40年にわたって男系男子の誕生がなく、将来の皇位継承に支障をきたすおそれもあることから、皇室典範の改正をもって事態に対応すべしとする声が浮上してきた。こうした事情を背景に2004年12月27日、小泉純一郎首相の私的諮問機関「皇室典範に関する有識者会議」が、「将来にわたり皇位継

承を安定的に維持するための皇位継承制度とこれに関連する制度の在り方について検討を行う」ことを目的として発足した。会議メンバーは吉川弘之・独立行政法人産業技術総合研究所理事長、元東京大学総長以下10人。有識者会議は発足後17回の会合を重ね、翌2005年11月24日付で報告書を公表した。報告書の内容の柱は、①皇位継承資格を女性とその子孫の女系皇族に広げる、②皇位継承の順序は男女を問わず、天皇の直系の第1子を優先する、というものである。これに関連する社説は次のとおり。

<朝日> 2005年11月25日付「皇位継承 時代が求めた女系天皇」

「将来にわたって安定した皇位継承の制度をどうつくるか。それが有識者会議の課題だった」
『女性天皇、女系天皇の容認』と『第1子優先の継承』という結論は妥当だと思う。支持したい」と述べて上記二つの柱を評価し、同時に「天皇が高齢などで退位したり、皇族がみずから皇室を離れたりすることができないか。そうしたことも、この報告書を機に論議が広がってほしい」と、天皇の生前退位や皇族の自由意思の尊重などにも言及していることは注目してよい（生前退位については、前記のとおり2001年5月15日付社説でも触れている）。

<毎日> 11月22日付「長子継承案 国民の合意形成に努力を」

「女性天皇を認めれば、女子の皇族は多いので天皇制も安定し、継承問題の悩みも解消する。有識者会議としては時代を反映させた自然な結論と言ってもいい」「現代にふさわしい皇室像を求めれば女性・女系天皇の容認は自然の流れである」としながらも、伝統を尊ぶ立場からの疑問や反対の声に配慮する一文もあり、明瞭さを欠く印象は否めない。

<読売> 11月25日付「皇室典範報告 平易に説いた男系維持の難しさ」

「今後も男系を維持していくことの難しさなど、有識者会議として結論に至った考え方が、簡潔で平明に説明されていると言っていいだろう」「有識者会議が示した制度を、多くの国民が共感をもって受け入れるなら、皇室制度が揺らぐことはないだろう」とするなど、主張よりも有識者会議の結論を尊重する姿勢である。これに先立つ報告書公表前の10月28日付社説でも、「将来にわたり安定的に皇位を継承し、皇室制度を継承していくためには、これ（筆者注：方向性が明らかになった有識者会議の結論のこと）が責任をもって示せる唯一の回答だったということだろう。（中略）10人の委員全員の一致した結論であるなら、尊重していいのではないか」という。

有識者会議報告書の公表後、小泉首相は皇室典範改正に強い意欲を示して改正案の検討に着手もしていたが、2006年2月に入って女性・女系天皇に道を開く皇室典範改正に反対の立場の与野党議員が多数の署名を集め、集会を開くなどの動きが活発化する。この状況で、3紙は次のような社説を掲載した。

<朝日> 2006年2月4日付「皇室典範 ここは冷静な議論を」

上記2005年11月25日付社説とニュアンスの異なる「（有識者会議の）報告について、私たちは『妥当な結論だ』と支持した。ただ、皇位継承順を第1子優先とするかどうかには議論の余地があ

ると考えている」とする考え方を示した。女性・女系天皇の容認に対する疑念あるいは反対論の高まりに配慮したものと推測される。この社説では同時に、女系天皇に異を唱える皇族の発言を取り上げ、「一般論としては皇族であっても自由に発言するのが望ましいと思う。だが、戦後の憲法で国民統合の象徴とされた天皇には、政治的行為や発言に大きな制約がある。皇族もこれに準じると解釈すべきだろう」と批判を加えていることを記しておく。

＜毎日＞2月5日付「皇室典範改正 政争の具にせず、論議深めよ」

小泉首相の皇室典範改正を急ぐ動きを「説明は不十分だ」と批判し、一方の女性・女系天皇に反対または慎重であるべきだとの意見に対しても、「男系天皇が継続できる具体的な対策の提示がまず求められる。同時に乖離している世論を説得し、同調を図るべきだ」と注文をつけるが、問題の中身に対する毎日自身のスタンスは必ずしも示されてない。「女性天皇を認めれば、女子の皇族は多いので天皇制も安定し、継承問題の悩みも解消する」として有識者会議報告を評価した前年11月22日付社説とは、上記朝日の社説と同様明らかにニュアンスが異なる。

＜読売＞2月3日付「皇室典範改正 国民に理解が浸透する工夫を」

「男系維持がなぜ難しいのか、有識者会議の議論の経緯を含めて国民に丁寧に説明して、国民のコンセンサスの落ち着き先を探ることが大事ではないか」「一般の法律案ではないのだから、郵政民営化法案の時のような“強行突破”も、全面的な抵抗もなじまない」と、もっぱら国民的合意形成のための努力傾注を促す。

3紙が上記のような社説を掲載した後の2006年2月7日、NHKが秋篠宮妃懐妊の兆候と報じ、同月24日に宮内庁が懐妊を発表した。男子誕生で事態が変わる可能性もあることから、朝日は2月9日付で「皇室典範 待つのも選択肢だ」、毎日は2月8日付で「紀子さまご懐妊 無事な出産をお祈りします」、読売は9日付で「紀子さまご懐妊 ご誕生の日を楽しみに待ちたい」と見出しを付した社説を掲載した。それぞれ皇室典範改正問題にも触れているが、内容の詳細は省略する。

以上のような背景があって皇室典範改正案の国会提出は結局見送られ、女性・女系天皇問題は沈静化した。その後2006年9月、秋篠宮家に長男・悠仁親王が誕生する。

(3) 天皇即位20年を契機とする論議—2009年1月および同年11月

2009年1月7日、天皇は即位20年を迎えた。同日付で毎日が「天皇陛下即位20年 『国民とともに』を实践した」というタイトルの社説を掲載し、その約10か月後の11月12日に執り行われた即位20年を記念する式典に際し、朝日が「即位20年 未来の天皇像考える機に」と題した社説を載せた。ともに、日本国憲法下で即位した初の天皇の誠実な歩みを評価する内容であるが、皇位継承問題にも言及している。

＜朝日＞11月12日付「即位20年 未来の天皇像考える機に」

「(日本国憲法下で即位した初めての) 象徴天皇として前例のない道を模索してきた。その『平成流』スタイルが時代の求めに合い、多くの国民に受け入れられた」と評価する一方で、「私たちは、

象徴天皇の役割と限界は何かを問うことを天皇陛下に任せきりにしてきたのではないか。陛下の存在感と人柄に、ときには憲法の枠を超える期待もしてこなかったか」と問い、「陛下の思いを尊重しながらも、憲法の理念が形骸化せぬよう、私たちは常に敏感でなければならない」という。これに加えて、「女性・女系天皇を認めるかどうかの議論は、3年前の悠仁さま誕生で止まったままだ。合意形成に向け、熟議を再開したい」とも記している。

<毎日> 1月7日付「天皇陛下即位20年 『国民とともに』を实践した」

「陛下は『国民統合の象徴』として具体的に成すべきことを自らに課すように行ってきた」と評価し、そのうえで皇室典範に触れ、「男系男子の継承に限る現行皇室典範のままでは、将来皇位継承資格者を欠く事態すら憂慮される。(中略) この節目に、負担をかける公務の軽減や簡素化とともに、皇位継承問題についてもオープンで多様な論議を広げたい」として、朝日と同様に皇位継承問題への論議再開を促す。

(4) 女性宮家創設の動きを契機とする論議—2011年11月および2012年10月

羽田信吾・宮内庁長官が2011年10月5日、野田佳彦首相に対し、「女性皇族が多い現状のままでは皇族が将来減少し、皇室の安定的な活動を維持できなくなる」として

対策を検討するよう要請した。それを受けて野田内閣は、男系男子による皇位継承は維持しながら、女性皇族が結婚後も皇室にとどまる「女性宮家」の創設を視野に入れた皇室典範改正に取り組むこととし、2012年2月から7月まで6回にわたって12人の有識者にヒアリングした。この結果、政府は①天皇の子や孫である女性皇族は結婚後も宮家を構え、皇室にとどまる。その夫や子も皇族とするが、子は結婚すると皇族の身分を離れる、②女性の宮家はつくるが、夫や子は皇族としない、③女性皇族は結婚後皇族の身分を離れるが、その後も国家公務員として皇族活動を支援する、の3案にまとめた論点整理を同年10月5日に公表した。しかし、12月26日政権が交代して第2次安倍晋三内閣が発足すると、論点整理は具体的に検討されることなく問題は白紙に戻された。この動きに関連する社説は次のとおり。

<朝日> 2012年2月21日付「女性宮家 国民合意を築くために」

「(宮内庁の) 心配はそのとおりだし、女性宮家は比較的多くの人に受け入れられるだろう」としながらも、別の角度から天皇の公的行為と呼ばれる活動の増加について、「こうした活動は親しみやすい皇室づくりに役立ってきた。だがゆきすぎれば天皇の政治利用などを招き、これまで育ててきた象徴天皇制の基盤をかえってそこなう恐れもある」と記す。また「新たに宮家を立てるとして、皇室に残る女性皇族の範囲をどこまでに限るのか。宮家創設を強いるのか、意思を尊重するのか。夫や子、孫も皇族としてずっと遇していくのか」と疑問を投げながら、「これらの問いに答えを出すためにも、国民と皇室の関係を確かめ直すことが必要だ。(中略) 皇室のありようは、日本国民の総意に基づく。その国民が合意を形づくるための努力を政府は惜しんではならない」と結んで、根本に立ち返った論議を提唱している。

<朝日> 2012年10月10日付「皇室のあり方 国民の支えあってこそ」

政府がまとめて公表した3案について、イメージしやすいのは①案だろうとしながらも、「悠仁さまが生まれ、皇位継承へのさし迫った不安はない。いま考えるべきは、皇室活動の内容や規模はいかにあるべきで、それを皇族方にどう担ってもらうのが適切かという問題だ」「将来、皇位継承の問題を真剣に検討しなければならない時がくる可能性はある。そうなった時は、その時点で考えられる選択肢のなかから、その時の国民が答えを出せばいい」という。皇位継承問題については、以前の、例えば前記した2009年11月12日付の熟議喚起の提唱などに比べ、いささか冷めた印象がある。

<毎日> 2011年11月26日付「『女性宮家』 皇室の将来へ論議を」

「『女性宮家』は皇族の数を維持するとともに皇位継承の資格者を広げる可能性がある。もちろん短兵急に決めることはできない。国民に開かれた論議と理解が必要だ。戦後、天皇制は『開かれた皇室』『国民とともにある皇室』という理念で理解され、親しまれてきた。長い歴史に培われた伝統を守ることと、時代とともに新しい形も取り入れていくことは、決して矛盾しない」と述べ、女性宮家の創設に肯定的な姿勢である。

<読売> 2011年11月26日付「『女性宮家』 皇位継承の議論を再開したい」

「(女性宮家の創設に関する宮内庁の要請は) 皇位継承のあり方や国家の根幹に関わる重要な課題だ。広く国民の理解を得ながら、検討を進めていくべきだろう」とだけ述べ、主張らしきものはない。ただ、これに加えて「安定的な皇位継承には、女性天皇・女系天皇の問題も避けては通れぬ課題である。皇室制度を安定的に存続させていくためには、いかなる制度改正が望まれるのか。小泉内閣以来、しばらく途切れていた議論を再開させる必要がある」と、暫時論議の途絶えていた女性・女系天皇問題にも言及していることを記しておく。

<読売> 2012年10月6日付「女性宮家案 皇室活動の安定へ議論深めよ」

論点整理については、「皇室活動の安定性を確保するために、方向性を打ち出したことは一定の前進である」と、一般論として評価する。そのうえで「政府は男系男子による皇位継承を定めた皇室典範1条は改めないことを、今回の議論の大前提とした。(中略) 論点整理では、女性宮家を創設した場合でも一代限りとした。さらに、女性皇族は結婚して皇族の身分を離れても、国家公務員として皇室活動を支援するという案も示している。ただ、これでは皇族の減少に歯止めをかけることは出来まい」として、「皇室典範改正に向けた議論を、さらに継続していく必要がある」と結ぶ。上記2011年11月26日付社説も併せ、読売の議論を提唱する姿勢はきわめて明瞭というべきだろう。

ま と め

<1. 生前退位をめぐる動きと新聞論調>で、朝日、毎日、読売3紙の社説を2016年7月から11月までの5か月間に限ってレビューし、<2. 天皇制に関連する新聞論調>で、同様に3紙社説の概要を記した。後方で記述対象とした社説は、小泉純一郎内閣時の女性・女系天皇容認論を

テーマとするものと野田佳彦内閣時の女性宮家創設論に関係するものが中心である。

かつての女性・女系天皇論および女性宮家創設論は、いうまでもなく天皇制の安定的持続を前提とする議論であるが、今回の生前退位に関連する議論の前提もまた、高齢化時代によりよく適合する天皇制の安定的継続、とって差し支えないだろう。

現天皇の「国民と共にある」人間像が原型として国民の中に形成されたのは、一般にいわれるように1959年の天皇夫妻の結婚を契機とするといつて大過ないはずである。テレビをはじめとするマスメディアは、結婚報道以降も天皇個人あるいは夫妻の姿を折々に取り上げて、人々に“大衆天皇制”を印象付ける作用を果たしてきた。誠実で好ましさを感じさせる人間天皇像はこのような営為の中で国民の中に浸透、定着し今日に至っているのである。

敗戦直後一部にあった、統治権総攬者としての昭和天皇の戦争責任を問うて退位を求める議論⁽¹⁾とは異なり、今の世論は高齢でなおその務めを誠実に果たそうとする「人間天皇」に情を寄せた退位容認の方向に傾きつつあるように見える。いわば、往年の問責的退位請求論から同情的退位容認論への全きシフトである。そのことの裏付けは、生前退位に関する世論調査結果の一例を挙げれば足りるだろう。共同通信が2016年8月8日、9日に実施した電話調査によれば、「天皇が生前に退位できるようにすることをどう思いますか」という質問に86.6%の人が「できるようにした方がよい」と答え、そのうちの67.5%の人が理由として「天皇の意向を尊重すべきだから」を挙げたという（東京新聞8月10日付紙面）。こうした空気の中で、生前退位が動かしがたい既成のものとして、そのうえで遺漏なき法的整備が検討事項の中心テーマとなって粛々と進行する。本稿執筆時点（2016年11月）で描かれる構図は、およそそのようなものだろう。その構図の中で展開される議論の中身は新聞論調も含めて様々ではあるが、議論の核心に象徴天皇制の安定的継続という命題が存在することに変わりはない。このことは、前述したかつての女性・女系天皇容認論、あるいは女性宮家創設論にも当然ながら共通する。象徴天皇制の安定的継続のために時の問題に対応して法的整備を実施するのは、法治国家であれば当たり前である。しかし、法整備という外形的な対応だけで事が済むわけでは決してない。冒頭に記したように、安定的継続を前提とするのであれば、より重要なのは象徴天皇制という憲法上の制度の内実に対する国民の理解とそれに基づく議論、すなわち、憲法第1条にいう「日本国の象徴」「日本国民統合の象徴」の根本的な意味に対する理解と議論である⁽²⁾。同条で象徴天皇の地位が「主権の存する日本国民の総意に基づく」と定められている以上、アカデミズムにとどまらない国民レベルにすそ野を広げた理解と議論が不可欠であることはいうまでもあるまい⁽³⁾。むろん、言論機関である新聞メディアもこれにまったく無頓着であったわけではない。一例を挙げれば、朝日は2016年10月14日付の「耕論」面で、「国家の象徴とは」というタイトルを付し、2人の論者（河西秀哉・神戸女学院大学准教授、瀧井一博・国際日本文化研究センター教授）の見方を掲載している。これはこれで多とするにしても、他紙を含めて同種テーマの記事の絶対量不足は否めない。この問題に関して新聞を含めたメディア全般に今求められているのは、「象徴とは何か」をあらためて国民的議論の俎上に載せるための種々の工夫だろう。その任に最も適したメディアはやはり新聞ではないか。筆者はそう考える。

注

(1) 根津朝彦は、『中央公論』の紙面研究と編集者の群像を通して戦後ジャーナリズム史上の「論壇」と総

合雑誌の位置づけを解明すること」を目的とした研究で、1961年の「風流夢譚」事件以前は天皇制批判にタブーはなく、総合雑誌の中では『中央公論』がその批判の主導的存在であったと記している（『戦後『中央公論』と「風流夢譚」事件』日本経済評論社、2013年）。

- (2) 藤田省三は、かつて石母田正、大江志乃夫、遠山茂樹との座談会でこう語っている。「天皇は『国民統合の象徴』といわれていますね。しかし、これは多少アイマイで多義的な規定だと思う。国民の象徴か統合の象徴なのか、わからない面がある。（中略）このアイマイさが支配階級に利用されている。この点から憲法が本来もっているべき規範性が崩されている」（『藤田省三対話集成1』みすず書房、2006年）所収。初出『現代の発見 第4巻 現代の天皇制』（春秋社、1963年）。
- (3) 現行憲法における「象徴」の意味については諸説ある。例えば芦部信義は「憲法第一条の象徴天皇制の主眼は、天皇が国の象徴たる役割をもつことを強調することにあるというよりも、むしろ、天皇が国の象徴たる役割以外の役割をもたないことを強調することにあると考えなければならない」（『憲法』岩波書店、1993年）といい、佐藤幸治は「『象徴』は元来社会心理的なものであって、それ自体としては法と関係を有しうる性質のものではない。にもかかわらず、『象徴』関係が法的に規定されることがあるのは、基本的には右の社会心理の醸成・維持を願望してのことである」（『現代法律学講座5 憲法 第三版』青林書院、1996年）と述べる。

出版界この一年

森重良太*

私は、毎年、このレポートの冒頭部は「出版界の概況」としている。しかし今年は、「もっとも衝撃的だった出来事」の報告からはじめたい。

【1】取次、書店の破産と、その余波

[1.1] 太洋社、芳林堂書店の破産

2016年2月末、芳林堂書店が、自己破産した。負債総額は約20億円。

私は、週に1~2回は同書店・高田馬場店を覗いていた。2月に入ってから、雑誌の棚が品薄になっていたが、実は、入荷がストップしていたのだった。すぐに店頭で「問屋変更にもなうトラブルの為、入荷が止まっており…」といった主旨の貼紙が出た。主要帳合（仕入れ先）である出版取次の中堅「太洋社」が経営悪化に追い込まれ、自主廃業を模索していた、その影響で入荷が止まっていたのである。結局、芳林堂書店は急速に経営が悪化、自己破産に至る（その後、太洋社も3月に破産する）。

この構図は、太洋社の破産が芳林堂書店の破産を招いたように見えたが、実際は、逆ともいえた。芳林堂書店は、昨今の経営悪化で、太洋社への支払いが滞っていた。本は、最終的に書店の店頭で現金化されるから、書店が売上げを還流しなければ、お金の流れはストップする。芳林堂書店からお金が入ってこなくなった太洋社は、たちまち経営悪化に拍車がかかり、商品を出庫できなくなった（そのほか、大手取次が、太洋社帳合の書店を次々と「引き抜き」した点も指摘されている）。

出版取次は、単なる問屋ではなく、金融機能も備えており、書店と一心同体である。だから、A取次ルートが使用不可だからといって、すぐにB取次に移ることは容易ではない。芳林堂書店も、帳合変更を模索したが、どこも引き受けてくれなかったようだ。

「新文化」2016年2月25日付によれば、太洋社帳合の書店は約300社（800店舗）あったが、最終的に10社前後が、廃業・倒産に追い込まれた。

芳林堂書店の事業は「書泉」に移譲されたが、本稿責了時点（2017年2月初旬）では、旧屋号のまま運営されている。「書泉」は「アニメイト」の子会社のせいか、その後、サブカル系の品揃えが増えているように見受けられる。

[1.2] 信山社=岩波ブックセンターの破産

ところで、その芳林堂書店は、かつて、池袋西口に「芳林堂書店池袋本店」を構えており、池袋を代表する大型書店であった（2003年12月閉店）。ここで、1970年代に店長をつとめていたのが、

*もりしげ りょうた 日本大学法学部新聞学科 非常勤講師

柴田信氏である。まだパソコンのない時代に、書籍の「単品管理」システムを開拓した名物店長だ。

その柴田氏は、1978年、岩波書店の子会社だった(株)信山社に入社し、岩波ブックセンターの経営に携わった。2001年、岩波書店が信山社を手放すと、(有)信山社を設立し、自ら代表取締役社長(後に会長)となって、岩波ブックセンターの事業を継承した。さらに神保町ブックフェスティバルを催すなど、公私ともに、神保町の顔として知られていた。⁽¹⁾

その信山社=岩波ブックセンターも、11月末、破産した。負債総額は約1億3000万円。実は柴田信氏は、10月12日に86歳で逝去されていた。お別れの会が11月21日に開催され、その4日後の破産である。柴田氏の個人的な信用でぎりぎりまで経営が保たれていた様子がかがえる。

柴田氏が育てた2つの老舗書店、「芳林堂書店」「岩波ブックセンター」が立て続けに破産したことは、2016年の出版界を象徴する出来事であった。

[1.3] 出版市場の「身の丈」とは

なぜ、こういうことになるのか。

「本が売れないから」で片づけるのは簡単だが、当然ながら社会構造の変化がある。「出版ニュース」2016年1月上中旬号の、藤脇邦夫氏(元・出版社営業マン)の寄稿「ダウンサイジング化していく出版業界」の論旨をご紹介したい。

2015年は「団塊の世代の最後、昭和24~25年生まれが、定年延長の最終年度の65歳で、完全定年となった」「以後、この世代は、すべての業種からほとんど姿を消す。そのまま年金生活に入る、入れるのはこの年代までである」。

この世代は「700~800万人で、基本的に活字世代の最後でもあるが、いくら少なく見積もっても、この一割以上の100万人前後は今まで何らかの読書習慣があり、この層は65歳定年以後も本を読む習慣はおそらくそのまま続くだろう」。

ところが「年金生活に入ると、本の購入代を捻出することができない」ので、「図書館でしか本を読まない層」が増える。結果、「毎年、100万人前後の本の実売消費」が消えていく。「かつての活字世代は完全に、『本は借りて読むもの』という意識に切り替わる。図書館でしか本を読まない習慣がさらに加速して、定着していく意識変化はもはや時間の問題だ」。

このことを証明したのが、前段で述べた、老舗書店の破産ではないだろうか(このほか、2016年8月には、紀伊國屋書店新宿南店が、6階洋書売場を残して閉店している)。

この“藤脇説”は、ほかの点でも示唆に富んでいるのだが、特に共感を覚えるのが、いまや出版業界の「市場規模は、1~1.5兆円が身の丈にあった売り上げなのかもしれない」との指摘である。

では、現在は、どれほど「身の丈にあっていない」のか、そして「図書館でしか本を読まない層」の増加をどう考えればいいのか、以下、簡単に考察する。

【2】2016年の出版概況

本稿は、2016年11~12月にかけて執筆しており、この時点で2016年のデータ類は、まだまとまっていない。よって、概況は「2015年」「2016年上半期」の2節に分けて綴る。

[2.1] 2015年の出版概況⁽²⁾

2015年の全出版物（書籍＋雑誌）の推定販売金額は、1兆5,220億円（前年比5.3%減）。特に週刊誌の落ち込みが大きく、前年比13.6%減（過去最大のマイナス）。

返品率は書籍37.2%（前年比0.4%減）、雑誌41.8%（前年比1.8%増）。

2015年は、『火花』（又吉直樹著／文藝春秋）の大ヒットがあったため、微減で収まったようだ。そのほか、賛否両論を呼んだ『絶歌』（元少年A／太田出版）や、約6,000円の定価で15万部を売り上げた『21世紀の資本』（トマ・ピケティ、山形浩生他訳／みすず書房）なども貢献したと思われる。

[2.2] 2016年上半期の概況⁽³⁾

本稿執筆時点での最新データによれば、2016年上半期の全出版物（書籍＋雑誌）の推定販売金額は7,701億円（前年比2.7%減）。ただし、書籍だけを見ると4,064億円で、前年比1.6%増である（【4】参照）。と思われる。

これに対し、雑誌は3,637億円（前年比7.1%増）と、またも大幅な落ち込みである（半期単位で過去最大）。現に、実売10万部を超えている週刊誌は、「週刊文春」（43万5,995部）、「週刊現代」（32万2,857部）、「週刊新潮」（27万54部）、「週刊ポスト」（24万3,020部）の4誌だけである⁽⁴⁾。

[2.3] 「電子出版」市場⁽⁵⁾

ところが雑誌は、「電子出版」では伸びている。2016年上半期の「電子雑誌」の売上げは92億円で、前年比「76.9%増」である。その大半を占めているのが「dマガジン」で、約70億円と推定されている。これはNTTドコモが運営する電子雑誌サービスで、毎月400円（税別）で160誌以上（本稿執筆時）の雑誌が読み放題となる。この登録会員数が2016年3月で309万契約に達しているという。「SPA!」のように、紙（5万6,836部）を、電子読み放題の読者数（12万2,647）が上回っている雑誌もある。

2016年8月、アマゾンが「キンドル・アンリミテッド」なるサービスを始めた。月額980円（税込）で和書12万冊以上、洋書120万冊以上が読み放題というものだ（最初の30日間無料）。

だが、9月下旬、アマゾンは、講談社のコンテンツ約1,000点をはじめ、小学館、光文社、朝日新聞出版など、約20社のコンテンツを同サービスから無断で削除していたことが判明した。

アマゾンは、コンテンツを充実させるために、一種の“上乘せ契約”を行っていた。ダウンロードしたコンテンツの1割以上が読まれた場合、1冊全巻を読んだのと同じ金額を出版社に支払うというものだ。アマゾン側の正式説明がないので推測だが、あまりに契約が殺到し、想定以上の“上乘せ”を支払わなければならなくなり、予算オーバーとなった模様である（なお、アマゾンは、8月に、独占禁止法違反の疑いで、公正取引委員会の立ち入り検査を受けたことも報じられている）。

こういった現象を見るにつけ、今後、「雑誌」が生き残る道は、電子出版にあるようにも見える。ちなみに電子出版全体の市場は、2015年で1,502億円（前年比31.3%増）だが、その8割近くはコミックである。

【3】“充実”する公共図書館

現在、年間に全国の公共図書館（3,361館）で貸出される本は、個人貸出しが「6億9,048万冊」、団体貸出し（学校や読み聞かせグループなどへの貸出し）が「2,355万3,000冊」。合わせて約「7億冊」以上である。⁽⁶⁾これに対し、書店で売れる本は、年間「6億2,633万冊」。⁽⁷⁾つまり、いまや本は、書店で売れる数を、図書館で貸出される数が上回っているのである。

近年、本が売れない遠因の一つに、公共図書館の“充実”ぶりがあるのではないかと、との説がある。

2016年11月、日本書籍出版協会は、全国約2,600の公共図書館にあてて、文芸書の取り扱いについて「配慮」を求める要望書を送付した。具体的な内容は公開されていないのだが、読売新聞（11月23日付）の報道によれば、「利用者のリクエストが上位にある本の過度な購入や、寄贈を呼び掛けるところがあり、出版に携わる者に懸念が広がる」と指摘、「出版界からの声と住民の要望とのバランスに配慮され、文芸書・文庫本の購入や寄贈に、格段のご配慮」を要望しているという。

たとえば、2016年12月中旬時点で、世田谷区立図書館（16館、5図書室）の『コンビニ人間』（村田沙耶香／文藝春秋）所蔵数は「69冊」となっている。最多所蔵は奥沢図書館の「6冊」で、「うちみたいな小さな本屋に、ベストセラーは2～3冊しか配本されない」と嘆いている町の書店主にすれば、垂涎の数字であろう。

そして、「69冊」全冊貸出し中で、予約数は「1613件」。1冊に対し23人前後が予約待ちで並んでいる計算になる。仮に1冊が2週間貸出されるとして、最後尾の人は46週間、およそ1年近く待つことになる。

この状況に対し「買ったほうが早いのに」との意見は通用しない。おそらく予約待ちの多くのひとは、「図書館でしか本を読まない層」なのである。よって、仮に世田谷図書館から『コンビニ人間』を撤去しても、その分、書店での売り上げが増えるようなことは、ないはずだ。

問題は、この「図書館でしか本を読まない層」の増加である。本の対価が支払われないと、増刷ができない。そうなれば、文庫化や、生産媒体である文芸誌の継続も困難になり、本そのものが出せなくなる——これが、出版社や著者側の言い分だ。

もちろん図書館側は、反論している。

日本図書館協会副理事長の山本宏義氏は、図書館は「利用者に本と接する機会を設ける」「地域の文化拠点としての役割」「図書館内に街の書店の地図を置き、応援する」などと述べているが、⁽⁸⁾それでもやはり、図書館が「図書館でしか本を読まない層」を育成しているように見える点も、否めない。

山本氏は、同記事の中で、「現在の図書館が抱える最大の問題は、資料費の削減だ」と述べている。確かに資料費は、2000年の約346億円に対し、2015年では約281億円と減っている。ところが館数は、2,639館（2000年）→3,261館（2015年）と、大きく増えている。⁽⁹⁾こうなると当然、予算の奪い合いが起き、「実績」が重視される。「貸出し数」や「来館者数」である。貸出し数を増やすには人気のある本を多く収蔵することが早道だ。来館者数を増やすには、開館時間を延長し、館内に飲食店などを設置する。指定管理者制度の出番である。かくして民間の運営代行によって、公共図書館はますます“充実”する。

かといって、版元は、これ以上定価を下げることはできないし、ましてや本を無料にすることもできない。

これでは「図書館でしか本を読まない層」は増える一方であり、いよいよ、先述の“藤協説”にあった「1~1.5兆円が身の丈」が現実になりそうだ。2016年の推定販売金額が約1.5兆円だから、出版界の縮小傾向は、最終段階に入りつつあるのかもしれない。

【4】2016年の売れ行き良好書、話題の本

一般には取次が発表するランキングが有名だが、実態に近いといわれている、オリコンの書籍ランキングを掲げる。⁽¹⁰⁾どれも「推定実売部数」なので、「発行（印刷）部数」は、この3~4割増しだと考えていただきたい。

- ① 『天才』石原慎太郎／幻冬舎 804,587 冊
- ② 『おやすみ、ロジャー 魔法のぐっすり絵本』
カール＝ヨハン・エリー、三橋美穂・監修／飛鳥新社 791,666 冊
- ③ 『嫌われる勇気 自己啓発の源流「アドラー」の教え』
岸見一郎、古賀史健／ダイヤモンド社 535,370 冊
- ④ 『ハリー・ポッターと呪いの子 第一部・第二部 特別リハーサル版』
J.K. ローリング他、松岡佑子・訳／静山社 492,104 冊
- ⑤ 『どんなに体がかたい人でもベターッと開脚できるようになるすごい方法』
Eiko／サンマーク出版 489,373 冊
- ⑥ 『つくおき 週末まとめて作り置きレシピ』nozomi／光文社 466,234 冊
- ⑦ 『君の隣臓をたべたい』住野よる／双葉社 451,089 冊
- ⑧ 『羊と鋼の森』宮下奈都／文藝春秋 411,003 冊
- ⑨ 『世界一かんたん定番年賀状 2016』
年賀状素材集編集部／KADOKAWA＝アスキー・メディアワークス 398,289 冊
- ⑩ 『コンビニ人間』村田沙耶香／文藝春秋 380,784 冊

2016年は、実売のミリオン・セラーは出なかった。

出版界では田中角栄ブームだったが、その中で突出していたのが①である。これは、田中角栄の一人称で描かれた、自伝とも小説ともつかない不思議な読み物であった。

③は2013年12月の初刊で、すでに人気を得ていたが、テレビで取り上げられたせいもあり、再ブームとなった。

また、小説投稿サイトから生まれた⑦、本屋大賞受賞の⑧、芥川賞受賞作で著者がコンビニでバイト中だった⑩など、小説が多くランクインした。ちなみに④は舞台劇の台本であり、小説ではない。その一方、⑤は健康実用本のように見えて、中身の大半は小説である。

文庫の第1位は、アニメ映画の監督自身による原作『小説 君の名は。』（新海誠／角川文庫）で1,196,994冊。2位の『夢幻花』（東野圭吾／PHP文芸文庫）の559,515冊のほぼ倍の売り上げを示した。

そのほか、元東大総長で仏文学者の蓮實重彦が著した小説『伯爵夫人』（新潮社）が三島賞を受

賞したが、著者が会見で「まったく喜んでおりません」「このような80歳の老人に賞を与えるのは日本文化にとって嘆かわしい」など、異様な反応を見せて話題となった。

盛岡のさわや書店フェザン店の店員、長江貴士氏が、ある文庫を、中身を伏せるカバーをかけて強力推薦し、「文庫X」として売り出したところ、全国の書店で展開される人気となった。12月に入って書名が、『殺人犯はそこにいる 隠蔽された北関東連続幼女誘拐殺人事件』（清水潔／新潮文庫）と明かされたが、ユニークな本の売り方として注目された。

注

- (1) 柴田信氏に関する記述は、主として『口笛を吹きながら本を売る 柴田信、最終授業』（石橋毅史／晶文社）を参考にした。
- (2) 「出版指標 2016年版」（公益社団法人全国出版協会 出版科学研究所）より。
- (3) 「出版月報」（公益社団法人全国出版協会 出版科学研究所）2016年7月号より。本稿責了直前に、出版科学研究所が発表したデータによれば、2016年の出版市場の売れ行きは1兆6618億円で、前年比0.6%減にとどまった（電子出版市場が伸びたため）。ただし内訳は、書籍7370億円、雑誌7339億円で、「41年ぶり“書高雑低”に」なった（「新文化」2017年2月2日付）。
- (4) 日本ABC協会（雑誌部数公査機構）による2016年上半期のデータ。産経新聞12月11日付「花田紀凱の週刊誌ウォッチング」より。
- (5) データ類は注3同より。本稿責了直前に、出版科学研究所が発表したデータによれば、2016年の電子出版市場の売れ行きは1909億円で、前年比27.1%増と、大幅な伸びを見せている。そのうち76.5%は「電子コミック」だが、「電子雑誌」のみに絞れば、52.8%増と、驚異的な伸び率である（「新文化」2017年2月2日付より）。
- (6) 日本図書館協会のウェブサイト内「公共図書館集計（2015年）」より。
- (7) 注2同より。
- (8) 読売新聞2016年12月15日付「図書館の文芸書購入のあり方」より。
- (9) 日本図書館協会のウェブサイト内「公共図書館経年変化」より。
- (10) オリコンのウェブサイト「発表!! 2016年 年間本ランキング」より。2015年11月23日～2016年11月20日の実質集計期間に、全国約3,719店舗をオリコンが調査した。

※出典元のないデータや事象は、複数の一般紙（朝日、毎日、読売、日経、産経等）、業界専門紙（新文化、読書人、図書新聞等）で広く報道されたものにつき、省略した。

2016年の放送界概観

片野 利彦*

本稿では、2016年の放送界を概観する。

◆放送を取り巻く諸動向

前回の本稿（「2015年の放送界概観」）では、NHK放送文化研究所が1985年から5年毎に行っている「日本人とテレビ」調査の2015年版の結果に触れ、テレビ視聴時間が初めて短時間化に転じたこと、すなわち、長時間視聴層および普通視聴層が減少し、短時間視聴層が増加したことを確認した。特に、20代を中心とした若年層にテレビが見られなくなりつつあることがデータから読み取れた。

2月17日、同研究所が1960年から5年毎に行っている「国民生活時間調査」の2015年版の結果が発表された。1日の中で15分以上テレビを見ている人の割合は、平日・土・日とも85%で、国民のほとんどが接する“日常メディア”といえる一方、2010年と比較すると、平日・土・日ともに幅広い年齢層で低下していることが明らかとなった。特に平日の男性20・30代では70%を割り込んでいた。テレビ視聴の全員平均時間は平日3時間18分、土3時間47分、日3時間57分で、男女70歳以上は5時間を超えているのに対し、男女30代以下は3時間に満たなかった。長時間視聴する高年層によって高い水準を維持してきた国民全体の視聴時間が減少に転じたことが、本調査からも窺えることとなった。

このような背景のもと、民放キー5局（日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ）が運営するCM付きの見逃し配信サービス「TVer」は、サービス開始から14ヶ月あまりとなる12月17日、アプリのダウンロード数が累計500万を突破した。10月からは毎日放送、朝日放送の在阪2社も新たに参加し、配信コンテンツ数は当初の約50番組から約100番組に拡大した。11月の再生数は7局合計で1,201万回と最高記録となり、現在では視聴者の8割がスマートフォンやタブレットから利用するなど、民放番組への新たなアクセス経路としての位置付けを徐々に固めつつある。

インターネットを利用した動画配信サービスが多数生み出される中、とりわけ注目を集めるのが、サイバーエージェントとテレビ朝日が出資したAbemaTV社の運営によるインターネットテレビ局「AbemaTV」だ。約70のオリジナルの生放送コンテンツや、ニュース、音楽、スポーツ、アニメなど、多彩な編成の約30チャンネルが無料で配信されており（オンデマンド再生が可能な定額プランもある）、4月の開局後、アプリのダウンロード数は3ヶ月で500万、6ヶ月で1,000万に達するなど順調な推移を見せている。

*かたの としひこ 日本民間放送連盟 番組・著作権部

テレビ番組のインターネット同時配信は、民放が行うにあたり放送法上の規制はないが、NHKは同法で制限されている。総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」でNHKは、災害対応や視聴者からの要望などを背景に、放送番組のネット同時配信が可能になるよう法制度の整備を要望した。初期投資「数十億円」、年間経費「数十億円～百億円を下回る規模」と試算している。これに対し日本民間放送連盟は、「国民の合意を得ることが不可欠。拙速な議論や制度改正は避けるべき」などと反発した。継続された同検討会では、同時配信の実現に必要な法改正を求めるNHKに対し、民放側から、災害時やスポーツ大会など一部には同時配信の需要があることを認める声もあった。一方、同時配信を常時行うことについては、事業的に成り立つほどのニーズがあるとは判断していない、民放は受信料を使えるNHKのように赤字を垂れ流せない、といった否定的な意見も出た。また、多額の投資が必要なシステム作りをNHKと民放が共同で進めるべき、との提案も出された。

放送の受け手の生活環境が変化するのに伴い、視聴習慣も大いに変容してきている。放送とインターネットにまつわる様々な試行錯誤が着実に進められる一方で、根底となる法や制度のあり方をめぐる議論の行方も注目される。

次世代の高解像度放送様式である4K・8Kに関しては、BSを使った4K・8Kの試験放送で編成主体となる認定基幹放送事業者（ソフト）に、次世代放送推進フォーラム（NexTV-F）とNHKが2月に認定された。NexTV-Fは4月にデジタル放送推進協会（Dpa）と事業統合し、一般社団法人放送サービス高度化推進協会（A-PAB）として発足、4K・8Kやスマートテレビなどの放送サービスの高度化に関わる技術仕様の検討などに継続してあたることとなった。8月にはNHKがBSで試験放送を開始、放送設備や受信環境の整備に向けた検証が進められた。また、12月には4K・8Kの実用放送の編成主体となる衛星基幹放送業務（ソフト）の受付結果が公表され、NHKの他、民放キー局系BS5社やWOWOWが申請した。

ラジオでは、10月からradikoによる新たな実験が始められた。「タイムフリー」は過去1週間の番組が後から聴ける聞き逃し機能、「シェアラジオ」は番組中の任意の部分をソーシャルメディア上で共有できる機能で、新たな会員登録や料金は不要である。とりわけ前者は、これまでの番組編成のあり方を問い直す仕組みともいえるが、こちらもテレビ同様、受け手のアクセス経路確保のための新たな試みといえる。

◆視聴率に関するトピックス

ビデオリサーチが10月より、視聴率の集計方法を変えた。関東地区での視聴率調査の対象世帯数を600から900に拡大し、この世帯を対象に、番組を録画して再生視聴する「タイムシフト視聴率」の測定を新たに始めた。これまでの、放送と同時に見た視聴率（リアルタイム視聴率）と、録画して1週間以内に見た視聴率（タイムシフト視聴率）を加え、重複分を除いた数字が新たな指標「総合視聴率」である。中にはドラマなどでタイムシフト視聴率がリアルタイム視聴率を上回る番組もあるなど、従来の数値だけでは分からなかった視聴の実態が浮き彫りとなった。

人気グループ SMAP の解散騒動は、2016 年を通じて大きな関心が集まった話題であった。メンバー 5 人による騒動への謝罪を放送した 1 月 18 日の「SMAP × SMAP」（フジテレビ）の視聴率は 31.2% にまで達し、12 月 26 日の最終回は 23.1% だった。

民放の連続ドラマでは、「ドクター X ～外科医・大門未知子～」(テレビ朝日) が 20% 前後をキープし、シリーズを通しての人気ぶりを見せ付けた。医師や刑事といった定番のキャラクターのみならず、不動産会社の営業ウーマンや出版社の校閲担当など、これまであまり描かれてこなかった職種を主人公に据えた作品も人気を集めた。また、番組エンディングで出演者が踊る“恋ダンス”がネット上でも話題となった「逃げるは恥だが役に立つ」(TBS テレビ) は、初回から視聴率が一度も下がらず、最終回は同番組最高の 20.8% を記録した。

これまで、民放が優位とされたゴールデンタイムの視聴率は、年度の上半期で NHK が首位となった。4 月の熊本地震や、東京都知事選、リオ五輪など、報道やスポーツ中継に注目が集まったためとみられる。

◆表現・報道の自由と公権力をめぐって

放送倫理・番組向上機構 (BPO) の放送倫理検証委員会が 2015 年 11 月に公表した、NHK 『クローズアップ現代』の問題に関する意見を発端に、放送法のあり方やその解釈、また、表現・報道の自由と公権力との関係をめぐり、活発な議論が喚起されることとなった。

放送法第 4 条の解釈をめぐり、2 月 8 日の衆議院予算委員会で民主党の奥野総一郎議員が高市早苗総務大臣に対し、法に基づく業務停止と無線局の停止の可能性について質問した。高市大臣は、「放送事業者が自律的に放送法を守ることが基本」としたうえで、「放送法第 4 条は単なる倫理規定ではなく法規範性を持つ」「電波の停止に至るような対応が将来にわたってないとは断言できない」などと発言した。

12 日には、総務省が放送法第 4 条第 1 項の「政治的公平」の解釈に関する政府統一見解を衆議院予算委員会の理事懇談会に提示した。従来からの解釈に「何ら変更はない」としながら、「政治的公平」の適合性は「一つの番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断する」とし、「番組全体」は「一つ一つの番組の集合体」であり、「一つ一つの番組を見て、全体を判断することは当然」とも述べている。これ以降、前年のような目立った出来事はみられないものの、表現の自由をめぐる根源的な問いかけは、常に伏在し続けているとみるべきであろう。

書評

Clifeord G. Christians, Mark Fackler & John P. Ferré *Ethics for Public Communication: Defining Moments in Media History*, Oxford University Press, 2012

塚本 晴二 朗*

はじめに

所謂「プレスの社会的責任」は、プレスの自由委員会の『自由で責任あるプレス』によって提起された。そして1956年に刊行された、フレッド・S・シーバート、セオドア・ピータスン、ウィルバー・シュラムらによる『マスコミの自由に関する四理論』で一先ず理論化される。『四理論』は、コミュニケーションの学術的研究とジャーナリズムという専門職の実務との間の知的ギャップを埋めたものとして高く評価され、ベストセラーとなり、たぶん他のいかなるジャーナリズム研究の文献よりも、多くの回数増刷され、多くの言語に翻訳された⁽¹⁾。その結果「社会的責任論」は、1970年代に入る頃には、ジャーナリズムにとって重要な理論となった。

しかし1974年に刊行されたジョン・C・メルルの『自由の命法』において、「社会的責任」の意味の相対的で不明確な点が批判された⁽²⁾。この批判によって、「社会的責任論」が重要視されなくなったというわけではないが、倫理学としての明確な哲学的基盤を示した反論があったとも言い難い。メルルの批判から約20年経過した1993年にクリフォード・G・クリスチャンズ、マーク・ファックラー、ジョン・P・フェレらの『グッド・ニュース』が、コミュニタリアン・ジャーナリズムという概念によって、ジャーナリストの「社会的責任」を説明した⁽³⁾。倫理学の見地からすれば、単なるお題目であった「社会的責任論」にやっと魂が宿り、ジャーナリズム倫理学といえるものが確立したのである。

本書は、ジャーナリズム倫理学にとって画期的な文献であった『グッド・ニュース』と、同じ3人の著者によって書かれたものである。先の書がコミュニタリアン・ジャーナリズムの倫理学原理構築のための書であったのに対して、本書は、今日の状況にコミュニタリアン・ジャーナリズムの理論をどのように応用するか、ということができるだろう。我々を取り巻くメディア環境の今日の変化が、我々にどのような影響を及ぼし、どのように対処すべきかを考えるための書である。専門職としてのジャーナリストのみを対象としたものではない。当然本書は、ジャーナリズム倫理学の書ではなく、メディア倫理学あるいはタイトルの通りパブリック・コミュニケーション倫理学の書である。

*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

本書の概要

本書はまずイントロダクションで、かつて『グッド・ニュース』で展開された、コミュニタリアン・ジャーナリズムの倫理学原理を確認するところから始まる。イントロダクションではあるが、極めて重要な章である。

まず、「自律 (Autonomy)」と「個人 (Individual)」という言葉に注目し、コミュニタリアニズムの位置づけを行っている。人は18世紀の啓蒙主義以来、自分自身で決定した結果にしたがって生きていく自律的な個人と想定され、自由は人類たり得るための不可譲の要素であると考えられてきた。メディアの発達にあてはめて考えると、印刷物が多くの人々に読まれるようになる以前は、知識や技術は徒弟制度的な関係を通じて学ばれた。知識や技術は、他者が自分に教えてくれた結果である、と理解されていた。しかし印刷物が普及し独学が可能になると、紙の上の言葉だけをみて、自分が読んだ情報の著者を度外視するようになり、自身が自律的存在であるという幻影によって己惚れるようになった。コミュニタリアンはこのような幻影のための解毒剤であり、個人の権利の政治学の代わりに共通善の倫理学を促進する。なぜならば、個々人のアイデンティティは、生まれる前から存在しているコミュニティの価値によって確立されるのであって、個人が先に存在していたわけではない。社会的な規範の基盤となるものは、個人の権利ではなく、コミュニティの共通善なのである、としている。

次に、西洋の主流の倫理学であった、徳・功利・義務の三つの倫理学に言及して、新たな倫理学原理の必要性を説いている。

徳倫理学は道徳的な人格と行為を検討するものである。しかしそれゆえ個人的な動機付けを過大視するが、メディアの倫理学としては、組織的な強制を無視して個人的な動機付けのみ重点を置くのは無理がある、としている。

功利主義は最大多数の最大幸福によって道徳的行為を判断する。それは多様な社会にあっても、魅力的な指針であったが、最大多数の最大幸福というのは行為の結果であって、功利主義はその結果を正確に評価することを前提としたものである。日々の出来事を扱う上に、長期的なものも含まれるメディアにとって、選択の結果は不鮮明な場合が多い、としている。

義務倫理学はカントに代表されるような、人間は道徳的命法に従って生きる義務がある、というもので、都合や状況の変化で容易に合理化される主観的なアプローチの克服を可能にする。故に、いかなる場合にも良い記事を手に入れるためのプレスによる欺瞞、製品を売るための広告業者による欺瞞、不誠実な広報等は受け入れられない。しかしこのような原理は、今日必要とされる国境を越えた異文化間のメディア倫理学には不適當とされ、今や多様なコミュニティの道徳的判断に関する知的帝国主義とさえ考えられる。義務倫理学における道徳的存在とは、想定されたような普遍的な個人ではなく、欧米等の特定の時空間によって定義された合理的個人にすぎない、としている。

次にコミュニタリアニズムの位置づけに移る。高速な電子技術の登場等によるメディアのグローバル化は、メディア倫理学を国際的な視野に適合すべきものにした。コミュニタリアニズムは、このような新しい時代のための倫理学である、とする。道徳的価値は、コミュニティを通じて展開する。故に、善悪の判断とはコミュニティ同士が共に世界についての真実であると信じるものである。それは対話において発見される。ネル・ノディングズは、フェミニズムの倫理学の立場から、

一定の原理から論理的に善を引き出す倫理学を否定し、アラスデア・マッキンタイアは、人間がどのようにコミュニティにおいて生活を解釈するかに根ざした道徳哲学を主張した。しかしまた、コミュニタリアニズムは、徳倫理学におけるアリストテレスの「実践的知性」、功利主義におけるミルの「多数者の暴虐」、義務倫理学におけるカントの「人間性の原理」等をふまえ、東西南北のグローバルな文化に共通する、新しい古典理論である。本書において原理とは形而上学的所与ではなく、人間存在の前提である、としている。

第1章以下の事例を扱って学ぶ趣旨としては、三つの目的をあげている。第1に、道徳的ミニマリズムへの挑戦である。倫理学など学ばなくても、善悪の判断などつくと思っている人は多いが、人間は相互性の中に存在しているのであり、そうしたことを理解する時、道徳的成長に繋がる。第2に、道徳的無関心への挑戦である。寛容は美德であるが、今日他人の道徳的価値観に干渉するな、という意味に拡大されている。しかしそれは、紛争を減らし避けるという名目で他者から自身を切り離すという、無関心になり得る。本書は隣人に対する攻撃や個人的な価値に関する不当な要求ではない、道徳的洞察の枠組みを作る方法を提示する。第3に、技術主義への挑戦である。メディアは技術の向上と共に、産業的な能率等を中心とする技術主義に陥りがちである。しかし、コミュニケーションは、単なる情報の移動ではなく、シンボル作成を通じての人間の文化の維持刷新である、としている。

イントロダクションとエピローグの間には15の事例がある。第1章から第15章は、5章分ずつ3部に分けられている。第1部が報道 (News)、第2部が唱道 (Advocacy)、第3部が娯楽 (Entertainment) となっている。

各章の事例研究は、最初の4分の1が事例の概要等でしめられている。残りの部分は事例の文脈をふまえて、倫理学を中心として、コミュニタリアニズムの観点から考察をしている。本書の主要な立場は、メディアがコミュニティのためにどのようなことができるかである。したがって、「ジャーナリズムとは何か」とか「娯楽や広告の送り手も専門職か」というようなアプローチはみられない。本書の著者3人のこれまでの研究を考えると、意外ではある。しかし、それだけ「パブリック・コミュニケーション」というものの範囲と、そのための倫理学、ということにこだわっているということだろう。

また事例の対象が、放送ジャーナリズムのパイオニアであるエドワード R. マローをはじめとする個人であることも注目される。組織や集団が対象となっているのは、15事例のうちアルジャジーラ英語放送等を扱った4事例のみである。コミュニタリアニズムが、決して集団主義ではなく、メディアをコミュニティのためのものにしていく担い手は、あくまでも個人であるということを前面に出している、といえるだろう。

エピローグでは、三点を強調して終わっている。第1点は Mutuality である。クリスチャンズがコミュニタリアン・ジャーナリズムの理論を展開する上で非常に重要視する概念である。倫理規範とは、コミュニティ内の人と人との相互関係から成り立つという考え方の中心となる概念である。筆者は今のところ「相互性」という訳語を使っているが、最近和辻倫理学の「間柄」という訳があてはめられるかどうか考えているところである。和辻の概念は縦の関係が中心のように思えるので、主に横の関係のことであろう Mutuality とは相容れないような気もするが、社会的な文脈の中で、人間の相互関係を考えるという時に、「間柄」という概念が使えるような気もするのである。

第2点は Oral Culture である。これは本書の著者達の研究には、あまりみられなかった概念である。簡単にいえば、コミュニティの Mutuality の向上のためには、直接的な口頭での対話が大切だということである。本書における「パブリック・コミュニケーション」という概念は、インターネット等の新しい通信手段の登場により生まれてきた概念である。この新しい手段が、コミュニティの直接的対話を促し、共通善へと繋げていくこと、それが「パブリック・コミュニケーション」の倫理だということである。

第3点は Universals である。筆者は「普遍性」という訳語をつけている概念で、これもクリスチャンズが、ジャーナリズム倫理学と展開する上で、非常に重要視した概念である。つまり、倫理学である以上、普遍性は大前提であるべきで、ポスト・モダンの時代においても、人間が本質的に所有する倫理的な価値観は存在するはずである、ということである。これまでのクリスチャンズの論理展開では、ポスト・モダニズムの相対主義批判から、普遍性を主張するのだが、本書ではそうになってない。相対主義批判がないわけではないが、それよりも人間の本質としての倫理的判断を強調している。

おわりに

既述の通り、本書はジャーナリズム倫理学に限定した書ではない。しかし『グッド・ニュース』を理論編とし、本書を実践編とすることによって、コミュニタリアン・ジャーナリズム倫理学は完成したといえる。そういう意味で、本書もジャーナリズム倫理学の記念碑的な文献である。

ただタイトルの「パブリック・コミュニケーション」という概念が重要であることはいうまでもない。1対多のマス・コミュニケーションというものによって規定されていた社会的なコミュニケーションの状況が、インターネット等の新しいメディア、あるいは通信手段によって、本書でいうパブリック・コミュニケーションというものに移行したことによって、コミュニケーションの倫理学がその姿を変えようとしている、というのが本書の前提である。1対多のコミュニケーションが社会的なコミュニケーションの主流であった状況が、再びパーソナルなコミュニケーションを可能にしつつある状況を、まさにコミュニタリアニズム倫理学が規範理論の主流となるべき状況と捉えているのである。

註

- (1) Christians, Clifford G., Glasser, Theodore L., McQuail, Denis, Nordenstreng, Kaarle, and White, Robert A. (2009) *Normative Theories of the Media: Journalism in Democratic Societies*. Urbana and Chicago: University of Illinois Press. pp.3-4.
- (2) Merrill, John C. (1974) (reprint 1990) *The Imperative of Freedom: A Philosophy of Journalistic Autonomy*. New York: Freedom House. pp.81-94.
- (3) Christians, Clifford G., Ferré, John P., & Fackler, P. Mark (1993). *Good News: Social Ethics & the Press*. New York: Oxford University Press. pp.32-34.

書 評

浜田幸絵『日本におけるメディア・オリンピックの誕生 ロサンゼルス・ベルリン・東京』
(MINERVA 社会学叢書 51)
(ミネルヴァ書房 2016年)

石川 徳 幸*

はじめに

本稿を認めている2016年には、リオデジャネイロで第31回オリンピック競技大会が開催された。オリンピックに国威発揚を結びつける言説は、今も昔も洋の東西を問わず、枚挙に遑がない。今大会の日本においても、史上最多のメダル獲得数を記録したことや、閉会式における東京大会に向けた引き継ぎセレモニーの「成功」など、メディアを通じて昂揚感に溢れた話題が相次いで発せられた。

オリンピックに関して、その政治的・経済的・文化的意味を考えると、メディアの役割が無視できないものとなっていることは論を俟たない。「メディアを利用して拡大するオリンピックという構図⁽¹⁾」といった強い相互依存関係が指摘されているように、オリンピックはメディアによってグローバルなスポーツ・イベントとして肥大化し続けている⁽²⁾。

こうした「メディアのイベントとしてのオリンピック」という形態は、いつ頃から見られるようになったのだろうか。オリンピックの商業主義化に関しては、1980年代以降に顕著である旨の指摘がなされている⁽³⁾。しかしながら、今日のような巨大なメディア・イベントとなる以前において、オリンピックとメディアの関係がいかなる関係性を持って発展してきたのかを、直接的に照射した研究はほとんど見られない。

こうした問題に真っ向から取り組んだ研究成果が、若手の研究者によって刊行された。2020年の東京大会に向けて、今後ますますオリンピックに関する取組みが増えると思われるが、そうした中で、歴史的視座に立って現代のオリンピックの原型を探る研究が成されたことは、時宜を得た意義のあるものであると考える。

本書の特徴と構成

本書は、著者の博士論文を大幅に改稿したものであり、⁽⁴⁾「1930年代のメディアによって伝えられたオリンピックが、日本国内においていかなる社会的・文化的意味をもち、国民意識の形成とどのように関わっていたのか」⁽⁵⁾を検討課題とした学術書である。考察の対象としては、1932年に開催されたロサンゼルス大会、1936年に開催されたベルリン大会、そして1940年に開催予定であった幻の東京大会が、⁽⁶⁾主たる事例として取り上げられる。

端的に本書の新規性を述べれば、1930年代の日本において「メディアのイベントとしてのオリンピック」が成立し、ナショナリズム、インターナショナリズム、娯楽の3要素が顕在化していく

*いしかわ のりゆき 日本大学法学部新聞学科 専任講師

過程を、実証的に論じたことにある。これまでも、戦時期のメディア・イベントや幻の東京オリンピックに関する研究はあったが、「オリンピック」がメディアの中で再構成されていく過程に注目した研究は管見の限り見られなかった。オリンピックをめぐる、こうしたメディアの媒介する娯楽的要素と、ナショナリズムとインターナショナリズムといった思想的側面が表面化していくメカニズムを解き明かしたことで、本書は、肥大化し続ける現代のオリンピックの問題にも通じる新生面を開いたと言える。

その具体的な構成は、序章、第Ⅰ部（第1章から第5章）、第Ⅱ部（第6章から第9章）、終章から成っている。以下に、その結論に至るまでの検討の過程を、各章の概要を追いながら見ていくことにしたい。

まず、序章「メディアのイベントとしてのオリンピック」では、オリンピックとメディアに関する先行研究が整理され、先述した本書の検討課題が明示される。1930年代のメディアによって伝えられたオリンピックが、日本国内においていかなる社会的・文化的意味をもち得たのか。それらは国民意識の形成とどのように関わっていたのか。これらの検討課題に臨むため、日本におけるメディアのイベントとしてのオリンピックの展開を、「表象それ自体」と「表象が作り出されるメカニズム」という二つの次元から分析していく枠組みが提示される。本書では、前者の次元におけるアプローチを「表象分析」、後者を「政治経済学的分析」と位置づけ、それぞれのアプローチによる二部構成で論述される。

第Ⅰ部「オリンピックの政治経済学」では、新聞社、放送局、企業、政府・国家といった諸アクターの動向が取り上げられ、オリンピックの表象が生み出されるメカニズムについて検討される。

第1章「新聞社—報道と事業活動をめぐる競争の過熱」では、新聞社のオリンピックの取材体制や報道に関して、当時の二大新聞社（朝日新聞、毎日新聞）および同盟通信社の取り組みを扱っている。具体的には、日本でオリンピックを報じられるようになった1900年代から、本書が主たる対象とする1930年代にかけて、新聞社がオリンピックに関して手がけた事業活動と報道体制について検討がなされる。総じて本章では、オリンピック報道が1928年のアムステルダム大会における日本選手の活躍を契機として過熱化し、「1930年代を通じて、新聞社はオリンピックを事業活動の資源とみなし、報道だけでなく事業活動の面でも、鎬を削っていた」状況が明らかにされ、それらの事業によってオリンピックは「ただ新聞で受動的に読むだけのものではなく」、「主体的・能動的に参加、体験するイベントになった」ことが指摘される。⁽⁷⁾

続く第2章「放送局—新技術の実験舞台としてのオリンピック」では、日本では1925年に実用化されたラジオ放送が、1930年代にはすでにスポーツ実況中継が人気を博していたといった時代状況が示される。ラジオという当時の新技術が、オリンピックの報道においても活用され、日本はロサンゼルス大会を放送した唯一の国となった。続くベルリン大会では、ナチス・ドイツが国家の威信をかけて整えた放送設備が活かされ、「各国に向けた放送（各国をつなぐ放送）によって、オリンピックのもつ国際性が示されていた」ことが説明されている。⁽⁸⁾ こうした新技術を活用したベルリン大会は、日本の放送界においては東京大会の模範として認識されたことが指摘されている。

第3章「企業—消費文化とオリンピックの結合」では、企業とオリンピックの関係について、新聞に掲載されたオリンピック関連広告を題材として検討されている。そこでは、「オリンピックと

という言葉が連想させる祝祭的な雰囲気や娯楽性に、企業が着目した⁽⁹⁾ことが明らかにされ、「企業や新聞社が行う懸賞、凱旋イベント、講演会、映画会、セールなどは、オリンピックの祝祭空間が地理的な制約から解放されて移転したものであった」と位置づけて説明されている。

第4章「政府・国家一対外宣伝・国内統合・外交戦略」では、1920年代半ばから1936年のベルリン大会までの時期を対象として、日本における国家とスポーツの関係を検討している。著者は、まず前提として「オリンピックに最初に関心をもったのは、政府でも体育関係者でもなく、マス・メディアであった⁽¹⁰⁾」と、オリンピックを国民的関心事として仕立て上げたのは、国家権力よりは民間であったことを指摘する。しかし、1920年代にはスポーツの政策化が見られるようになり、1930年代になると、政府が積極的にオリンピックに関与していった過程が明らかにされる。総じて本章では、オリンピックを通じて対日イメージの改善を企図するなど、政府が次第に外交戦略のなかにオリンピックを位置づけるようになったことが指摘されている。

第5章「一九四〇年東京オリンピック—東京市・政府・メディア・企業の交錯する思惑」では、1940年の東京大会の構想が誕生し変化していく過程と、その構想が日本社会に与えた影響に注目している。具体的には、第1節で東京大会の「招致から返上まで」の過程を、第2節で「東京オリンピック計画の推進組織」の体制を、第3節で「東京オリンピック計画の推進者たち」の人的ネットワークを明らかにした上で、第4節において「東京オリンピック計画をめぐるメディア、企業・経済界の動向」について考察がなされる。総じて、幻の東京大会は「戦前日本のオリンピックの終着点⁽¹¹⁾」として位置づけられ、そこにはオリンピックを通じた東京復興や国際協調など複数の意味・意義が結びつけられていたことが指摘されている。第I部を通して、政治経済学的なアプローチに基づいて取り上げてきた諸要素の動向を総体的に捉えきった本章は、本書の白眉ともいえるだろう。

続く第II部「オリンピックの表象」では、第6章から第9章を通じて、オリンピックがメディアにおいてどのように描き出されたかが検討される。ここでは、主として印刷メディアにおける表象が分析対象となっており、ラジオ放送やニュース映画は史料的制約から表象分析の対象からは外している。分析にあたっては、質的分析と量的分析とが相互補完的に用いられており、論証性を高めるように努められている。すなわち、量的分析によって全体的傾向を体系的に把握するとともに、質的分析によって意味の多層性について考察がなされる。

第6章「東京三紙のロサンゼルス大会表象—国際舞台で奮闘する日本人」と、第7章「東京三紙のベルリン大会表象—ナショナリズムの肥大化」では、それぞれロサンゼルス大会とベルリン大会に関する表象の量的・質的分析を行っている。分析対象は、当時の東京の代表的新聞であった『東京朝日新聞』『東京日日新聞』『読売新聞』を選定している。量的分析では、「ナショナリズムの再生産に関する表象の傾向と特徴⁽¹²⁾」が数量的に把握される。質的分析では、それぞれの大会の主要場面に関する記事を題材として、メディア・テキストの意味の多層性を考察している。また、広告に関する分析を加え、広告においてもナショナリズムの再生産に関わる表象がみられたことが明らかにされている。ロサンゼルス大会に比べてベルリン大会では、以下の3つの変化が見られたことが指摘されている。第1に、報道量が大幅に増加し、写真の掲載枚数も増えて視覚に訴える内容になっていたこと、第2に、国家を中心としてオリンピック大会を捉える傾向が顕著になったこと、第3に、日本国内の社会的諸関係の物語化がみられたことである⁽¹³⁾。

第8章「地方紙の報道—ローカリズムとナショナリズムの重層構造」では、前章までに中央紙を

題材として分析したロサンゼルス大会とベルリン大会に関して、地方紙の報道を取り上げた検討が行われる。分析対象は『静岡民友新聞』と『東奥日報』が扱われているが、この二紙の選定理由には「新聞社の地理的・産業的条件」と「新聞社が基盤としている地域のオリンピック選手輩出状況」が対照的であったことが提示されている。⁽¹⁴⁾ 分析の結果として、本章では「故郷の選手が国家的な目的のために奮闘・粉砕しているという姿が、ドラマチックに描き出されることによって、郷土への帰属意識が国家への帰属意識へと接合された」⁽¹⁵⁾ことが示され、ローカル・アイデンティティとナショナル・アイデンティティが重層的に作用していたことが明らかにされた。

第9章「雑誌の報道—多様な言説空間」では、雑誌のオリンピック関連記事に関して質的分析が行われる。分析対象には、当時もっとも読まれていた大衆雑誌『キング』、女性雑誌から『婦人公論』と『婦人倶楽部』、総合雑誌から『中央公論』と『日本評論』、その他にも『オール讀物』、『エコノミスト』、『文藝春秋』等といった当時の主要な各種雑誌が取り上げられている。ここでは、「大衆雑誌や女性雑誌では、新聞報道以上に、国際舞台で奮闘する日本人選手の姿を劇的かつ詳細に描き出していた」一方で、「総合雑誌のオリンピック評論は、一般的な新聞や雑誌で顕著であったオリンピック言説とは距離を置き、むしろ、これらを批判する傾向にあった」⁽¹⁶⁾ことが特徴づけられている。

ここまでの検証から、著者は「1930年代の日本におけるオリンピックは、国民意識を形成、強化するものであった。しかし、それは、ナショナリズム—辺倒のイベントであったわけではない。ナショナリズム、インターナショナリズム、そして娯楽という三要素が、〔中略〕相乗化して、オリンピックというイベントを国民的イベントに仕立て上げていった」⁽¹⁷⁾と論じる。終章「近代日本におけるオリンピックの力学」では、これを受けて本書の分析課題に対する総括がなされる。すなわち、1930年代のメディアによって伝えられたオリンピックが、日本国内においていかなる社会的・文化的意味をもち得たのかという問いに対し、1930年代に出現したオリンピックの体験のあり方が「国際社会の一員としての国家に同一化することと、商品を消費しスポーツ・イベントを娯楽として楽しむこと、あるいは、郷土の一員としての帰属意識を確認する事とが結びつけられる」ものであったことが示される。その上で著者は、1930年代に「メディア、国家、企業が後ろ盾となって、メディアのイベントとしてのオリンピックが成立し、ナショナリズムとインターナショナリズムと娯楽的要素が盛り上がっていくメカニズムが動き出した」ことを指摘し、「現代のオリンピックの原型」⁽¹⁸⁾となったと結論づけている。

当該研究における今後の課題～結びにかえて～

先述の本書の学術的な位置づけを踏まえた上で、当該研究における課題を取りあげて結びに代えたい。本書は、1930年代におけるオリンピックをめぐる表象と、それらが生み出される背景について実証的に分析がなされたものであるが、いくつかの課題を残している。

例えば、第8章と第9章における地方紙や雑誌の質的分析は、本書では第6章と第7章で行った東京三紙を題材とした量的・質的分析を補完する内容として位置づけられている。その扱いに関しては評者としても異論はないが、当該時期のメディアの全体的傾向を量的分析によって体系的に把握するのであれば、史料制約が許す限り、地方紙や雑誌を対象とした網羅的な量的分析も検討されるべきである。表象の一部である広告に関して、地方紙や雑誌における扱いがいかなるもので

あったのかは本書では触れられていない。もちろん、量的分析には時間と労力がかかるため、こうした作業を1人の研究者の負担に求めることは現実的ではない。本書がもたらした成果をもとに、共同研究などプロジェクトが組まれることを期したい。

また、本書が指摘した当該時期のナショナリズムとインターナショナリズムについて考察する場合、やはり同時期に企画された紀元二千六百年式典や万国博覧会も合わせ、総体的に論じる機会が望まれる。そうでなければ、本書で指摘されたメディアの表象の特徴が、当時のオリンピックに特有のものであったのか、他のイベントでも共通してみられる時代的特質を有するものであったのか⁽¹⁹⁾が判じ難い。

ここまで記した内容は、評者による一読者としての勝手な私見にすぎないが、本書がもたらした優れた知見に、より多くの方が触れる機会となれば幸いである。

注

- (1) 山田健太 (2015) 「東日本大震災・オリンピック・メディア—国益と言論」『マス・コミュニケーション研究』86号、47頁。
- (2) 一例として、ジャパンコンソーシアムが獲得した2018年の平昌冬季オリンピックと2020年の東京オリンピックの2大会分の放映権料は660億円となっている(日本民間放送連盟「報道発表」2014年6月19日。<https://www.j-ba.or.jp/category/topics/jba101364>)。
- (3) 例えば、李美花 (2016) 「メガイベントとしてのオリンピックに関する一考察」『大阪成蹊大学紀要』2号、139頁。
- (4) 本書「あとがき」より。
- (5) 本書21頁。
- (6) 幻の東京大会とは、1936年に東京大会の招致が決まったものの、翌年に勃発した日中戦争が長期化したことをうけて、1938年に大会の開催権を返上し、実現しなかった大会を指す。
- (7) 本書53頁。
- (8) 本書69頁。
- (9) 本書81頁。
- (10) 本書84頁。
- (11) 本書135頁。
- (12) 本書140頁および175頁。
- (13) 本書203頁。
- (14) 本書205頁。
- (15) 本書223頁。
- (16) 本書261頁。
- (17) 本書263頁。
- (18) 本書271頁。
- (19) すでに著者はオリンピック以外のメディア・イベントに関する業績も発表されており、合わせて参照されたい。例えば、『『京城日報』の紀元2600年記念イベント』(『メディア史研究』38号、2015年、ゆまに書房)。

ビッグデータ環境と大統領選を検証する

別府 三奈子*

2016年は、米国のジャーナリズム研究にとって、ひとつの大きな節目の始まりの年となるだろう。ヒラリー・クリントンの圧勝予想から始まった大統領選挙で、ふたを開ければ第45代アメリカ合衆国大統領ドナルド・トランプが誕生した。あらかじめのニュースメディアが勝者となることを予測し、支持を表明していたクリントンは、得票総数でトランプを上回ったものの、選挙人数の多い州を落とし選挙に敗れた。新聞の多くが伝統的に民主党を支持する傾向が強いアメリカのニュースメディアではあるが、この選挙予想の外れっぷりは、ニュースメディアの信用に関わるほど大きなものとなった。

選挙中からトランプは、主流派ニュースメディアとの敵対関係を明確にし、伝えられる内容に偏りがある、フェイクがある、と攻撃し続けた。選挙中のみならず当選後も、ニュースメディアがトランプにとって好ましくないニュースを流すたびに、記者と言い争う場面が展開された。

記者と大統領候補者、という立場は、個人対個人、あるいは、ニュースメディアという組織体対個人、という関係だった。しかし、米国の大統領には、巨大な特権が付与される。行政機関の長にトランプが選出されたことで、行政特権に含まれる機密を指定する権限と、国民の知る権利の対立が先鋭化するのには必須だろう。米国のジャーナリズムの弱点は、会社益や国益と、ジャーナリズムの根本規範である公益に齟齬が生じる時代に露呈される。今後、修正第一条は、新しいメディア環境と新しい大統領の下で、その意義を問われ、運用のされ方も全面的に精査されることになるだろう。この時期を経て米国は、民主主義と言論の自由について、大きな代償を払いながら、今日の激変に鍛えられて次の成熟のステップに入っていくことだろう。

大統領就任前日に記者団と対面したトランプは、CNNのホワイトハウス担当のベテラン記者ジム・アコスタに対して「(CNNのニュースは酷いから)質問させない」と声を荒げ続けた。「質問のチャンスを」と淀みなく繰り返す記者と、フェイクニュース批判を大声で続ける大統領就任予定者の、全くかみ合わないやりとりがしばらくテレビ中継されていた。

ホワイトハウス報道官就任予定のショーン・スパイサーは、就任式参加者数について、ニュースメディアが8年前より少ない、と伝えたことを否定し、過去最大だったと述べたのち、修正に至った。一方で、海外やネットも含めれば過去最大、とさらに強弁している。

自らの政権に疑問を呈する記者を相手にせず、ツイッターで直接メッセージを発し続ける大統領。選挙予測を大きくはずした多くのニュースメディア。ホワイトハウス報道官が、事実に基づく報道官となるか、強弁に徹する広報官となるか、あるいは、虚言・暴言もいとわない宣伝官となるかは、いずれ明らかになる。今後、こういったさまざまな点について、ジャーナリズム研究の分野が活発になり、検証研究や分析レポートが続々と出てくることだろう。その意味では、米国の民主

*べっふ みなこ 日本大学法学部新聞学科 教授

制とジャーナリズムの関係が可視化されやすい数年となると思われる。

ハーバード大学ニーマン研究所のHP上に、さっそく大統領選挙関連の様々な問題提起が掲載されている。この研究所は、米国のトップジャーナリストたちのネットワークの大きなハブとなっている。ここで、ジャーナリズムの向上のために多くの提言をしてきたジェイ・ローゼンは、新聞が人びとの信頼を取り戻すために、ジャーナリストたちはこれまでしたことがない程、取材のために奔走しなければならなくなるだろう、と予想している。ピュー財団研究所の報告では、大統領選について人々がもっとも利用したのは、テレビニュースだとの結果がでている。トランプはかつて、テレビの娯楽番組のレギュラーで、毒舌コメントで人気だったという。ニュースの中の、親共和党派對親民主党派ではなく、テレビの中の親ニュース番組派對非ニュース番組派というこれまでにない対立構図で、ニュースが人びとに届かなくなっているといった、さまざまな見立てがある⁽¹⁾。

これから、国内で巨大な政治的権限と発言の場をもつ大統領が真向から否定する「事実」と、記者が証拠をもって権力監視するための「事実」の対決になってくる。さまざまな形の政治圧力によって、言論の自由が弱くなり、市民の社会を見る視界が曇ってしまう事例が増えるだろうか…。イギリスの欧州からの離脱。米国の米国第一主義。気候の大変動と各地での災害。テロの拡散と難民の流出・困窮。ネット社会の次のステージとしてのビッグデータ時代。激動の世界で、ジャーナリズムの在り方、企業の在り方、ともに多くのことがこれまで通りでは通用しない中で、研究領域が担うテーマは多い。

1. 専門研究誌で研究動向を辿る

米国におけるジャーナリズム研究の磁場は、学会や大学研究者が主導するものと、専門職能団体が主導するものに分けられる。職能団体の場合は、大学や民間研究機関、研究者に助成金を提供し、現業の現状や問題点の把握や解決法を導き出すためのものが主流である。

この他にも、大学付属機関で、言論の自由、意識動向の統計調査、調査報道ジャーナリズム、情報公開、といったテーマをもった研究所が研究と報告を続けている。例えば、ハーバード大学ニーマン・ジャーナリズム研究所や、1961年から研究専門誌コロンビア・ジャーナリズム・レビューを発刊しているコロンビア大学ジャーナリズム大学院、調査報道ジャーナリズム教育の拠点となっている Investigative Reporters and Editors (IRE) を擁するミズーリ大学といった、ジャーナリズム研究・教育の基幹大学がタイムリーに研究テーマを顕在化し続けている。

学会としては、本稿でも何度か取り上げてきた、AEJMC (Association for Education in Journalism and Mass Communication、<http://www.aejmc.org/>) の規模が最大である。1912年の創設だが、第一次世界大戦と第二次世界大戦中に合計4回年次総会が開かれていないことから、2017年8月に定例年次総会100回目の記念行事をシカゴで予定している。50か国3700人の会員を擁する学会で、ジャーナリズム研究の世界動向をも反映している。現在は、18の研究部会 (division)、10の分科会 (interest groups)、18の小研究会 (commissions) に組織化されている。1999年から南カリフォルニア州コロンビアに独自の拠点をもっている。

会員全員に無料で配布されている定期刊行の会誌は現在、以下の3誌である。

・ *Journalism & Mass Communication Quarterly*: 季刊の研究投稿誌で、独自の調査結果の報告のほか、最新の理論や方法論に関する研究、国際コミュニケーション、ジャーナリズム史、社会

的・法的問題などに関する研究論文が掲載されている。ブックレビューも充実しており、毎号20冊前後について、関連する専門家の署名入りで論評される。学生向けの教科書は以下のJMC-Educatorに掲載され、こちらは研究動向、社会動向を反映したラインナップとなっている。

・*Journalism & Mass Communication Educator*: ジャーナリズムとマスコミュニケーションの教育者や、大学や高校でそれを運営する専門家が必要とする情報を提供する季刊の専門誌である。教授法や新設講座、新たな技術指導を授業に導入する際に有用なものである。この分野の講座数や履修生の年次統計調査なども継続している。関連書籍、特にテキストの類について、専門家の論評が本の紹介とともに、毎号7本前後掲載されている。

・*Journalism & Mass Communication Monographs*: 1冊に論文一本が掲載される季刊の専門研究誌で、3誌のなかでもっとも深く専門研究に触れることができる。

上述以外にも、現在、以下のような雑誌が定期刊行されている。刊行頻度や分量はさまざまだが、いずれも部会の研究動向を会員が共有できるように配慮されている。ニューズレターの種類はもっと多く、マスコミュニケーションをめぐる多くの専門研究の磁場があることが、ここからも察せられよう。

- ・ 広告部会 *Journal of Advertising Education*
- ・ コミュニケーション理論・方法論部会 *Communication Methods and Measures*
- ・ カルチュラル・クリティカル・スタディーズ部会 *Journal of Communication Inquiry*
- ・ テレビニュース部会 *Electronic News*
- ・ 国際コミュニケーション部会 *International Communication Research Journal*
- ・ 法律部会 *Communication Law and Policy*
- ・ 雑誌部会 *Journal of Magazine and New Media Research*
- ・ マスコミュニケーションと社会部会 *Mass Communication and Society*
- ・ メディア倫理部会 *Journal of Mass Media Ethics*
- ・ 新聞部会 *Newspaper Research Journal*
- ・ PR 部会 *Journal of Public Relations Research*、*Journal of Public Relations Education*
- ・ 視覚コミュニケーション部会 *Visual Communication Quarterly*
- ・ 地域ジャーナリズム分科会 *Community Journalism*
- ・ 宗教とメディア小研究会 *Journal of Media and Religion*
- ・ 小規模プログラム小研究会 *Teaching Journalism and Mass Communication*

2. 2つの検証研究の流れ

こういった専門の磁場を中心に、2016年の研究動向を見ていくと、主にふたつの流れが見えてくる。ひとつは、ビッグデータを駆使するネット社会の到来によって起きている情報社会の変質を、さまざまな角度から研究し、その技術を生かそうとするものである。人びとの情報接種行動、メディア生産者たちのネット利用法、法律等、多岐にわたる研究が次々と蓄積されている。もうひとつは、ホットな話題であった大統領選キャンペーンに関連する研究である。2016年春号の後者は主に、ニュースのフレーム分析、アジェンダセッティング理論を援用した検証などが多い。

例えば、*JMC-Quarterly*の2016年夏号は、ビッグデータ時代の情報へのアクセスと規制をテー

マにした特集号となっており、多角的な8本で構成されている。⁽²⁾ 情報接触行動については、例えば、若者のニュース接触行動研究から、相変わらずツイッターが情報流布に強いことや、⁽³⁾ 2012年の大統領選挙での学生新聞のニュースフレームとニュースソース分析など、⁽⁴⁾ 様々なものがある。

ミズーリ大学ジャーナリズムスクールは、2004年からマッキントッシュにインフラを切り替え、インターネット社会をジャーナリズムに積極的に活用する技術開発と教育に力を注いできた。その結果、調査報道とビッグデータを結び付けて取材できる実践型の人材を全米で最も早くから、最も多く輩出する場となっている。

日本の新聞が分析対象となっている珍しい論文もある。日本の戦時性暴力に関する日本と韓国の新聞内容比較分析である。⁽⁵⁾ 朝日新聞、読売新聞、朝鮮日報、ハンギョレという、両国の4紙を取り上げ、フレーム分析している。分析軸には、外交摩擦、人的関心、経済面、道徳面、責任感、などを用いている。こういったテーマの論文が掲載される背景には、東アジア諸国の動向と米国の関係が近くなっているといった時代の動きも考えられよう。

新大統領を迎え、政治・法律・経済・国防と安全保障等に大きな変化が予想されるここしばらくは、研究動向もそれらに対応し、特に政治とジャーナリズム、あるいは、ビッグデータと情報社会、といった側面からのものが続くと思われる。

注

- (1) www.niemanreports.org, Election '16: Lessons for Journalism.
- (2) Information Access and Control in an Age of Big Data, *JMC-Quarterly*, vol.93. Summer, 2016.
- (3) Edson C.T Tandoc Jr. and Erika Johanson, Most students get breaking news first from Twitter, *NRJ*, vol.37, No.2, 2016, pp.153-166.
- (4) Aimee Burch and Raluca Cozma, Student election stories use more diverse news sources, *NRJ*, vol.37-3, 2016, pp.235-248.
- (5) Hyeong-Jun Pak, News Reporting on Comfort Women: Framing, Frame Difference, and Frame Changing in Four South Korean and Japanese Newspapers, 1998-2013, *JMC-Quarterly*, vol.93-4, 2016, pp.1006-1025.

メディアの予測は当たらなかった —自己中メディアの雪だるま化と信頼回復へのチャンス—

伊藤 英一*

- 1、米国大統領選世論調査に見るメディアの過誤と驕り
- 2、正解を出した唯一のメディアと世論調査から学ぶこと
- 3、声なき声の反発と新潮流
- 4、メディアの信頼性の失墜、メディア拒否層の急増
- 5、ヨーロッパにおけるメディアの信頼性
- 6、自己中メディアと雪だるま化する情報
- 7、ポスト事実、ポスト真実の潮流とメディア信頼回復のチャンス

メディアが、事実を直視できず、正しい情報から遊離断絶していることを証明するような出来事が続いている。主流のジャーナリズムを担うメディア人は、自己の安住するエリートたちの世界生活しか理解できず、傍流の少数意見を無色透明に脱色させ、自分たちの形成する一本化された主流に視聴者も巻き込めると思い込んでいる。まさに、反省無き自己中に陥っているのだ。主流メディアが一团となって伝える一元化された情報は、一色に染められたまま雪だるまのように膨れて行く。自己中の慢心に陶醉しきったメディアの内輪では、常に正しく理性溢れる自分たちだから、仲間内の相互チェックは不必要だ。しかし、仲間でない連中のファクト・チェックには矢鱈熱心という図式から、メディアの伝える情報は一つの色に染められて行く。

ヨーロッパ連合（EU）からの英国離脱、いわゆるブレグジット（Brexit）を巡る国民投票の帰結について、大方のメディアはEU残留と予測した。しかし、2016年6月23日に実施された投票の結果は、EUからの離脱を選択するものが17,410,742票（約52%）を数え、EUへの残留を支持する16,141,241票（約48%）を上回った。メディアの世論調査や、EU残留への楽観的な予測は、裏切られたのだ。そのようなメディアの錯誤が、英国とEUを巡る混迷に拍車を掛け、事実認識を曇らせる傾向が生じている。

2016年11月8日実施された米国の大統領選挙では、投票直前までのメディアの予想あるいは期待するところと、投票箱を開けた後の結果は、真逆のものとなった。ドナルド・トランプ候補が、獲得投票数はさて置き、選挙人獲得数で凌駕し、勝利した。最高最適と最悪不適の二人の間（entre le meilleur et le pire）で戦われたとも評される今回の大統領選で、米国民が選択したトランプ新大統領が果たして最高最適か最悪不適のどちらに結果的になるのかは予断を許さない。兎にも角にも、自由な民主主義による判断は厳然と示された。殆どの新聞やテレビといったメディアがクリントン候補を支持することを表明し、さらに踏み込んでトランプ候補を支持しないと断固た

る論調を展開する中で、この結果が出た。

主流メディアがこぞって一方の候補者に最高最適との御墨付きを与えれば、読者や視聴者はそれを信じて従うようになると考え、人々を席卷しリードする力がメディアにはあるという過信は無かったのか。逆に、メディアが他方を最悪不適と決めつけ蔑視する姿勢に、メディアの放つエリート的悪臭を嗅ぎ取った人々は反発したのではないか。

しかし、一縷の望みというか、救いとも思われることもあった。精緻で正確な世論調査も、少なくとも一つではあるが実施され、その成果を誠実に伝えたメディアがあったのだ。南カリフォルニア大学（USC）と提携したロサンゼルス・タイムズ紙（LA Times）は、トランプ候補を支持する層の底力は侮り難いとして、選挙戦期間中を通じて、他のメディアからの輦蹙ひんしゆくを買いながらも敢然と、正鵠を得た世論調査の発表を続けた。

ただ、これを唯一の例外として、いずれもクリントン候補の楽勝を予感させるものであった。にもかかわらず、トランプ大統領は選出されたのだ。

得票数においては、クリントンが勝ったのだから、大方の世論調査があながち間違っともいえないと弁護する向きもある。しかし、米国大統領選の選挙人制度を考慮した上で、深刻な状況となりつつある中流層の崩壊と、その中流層の下流層に転落するかもといった不安や危機感の増大を勘案すると、トランプ候補への底堅い支持は読み取れないとおかしく、トランプ勝利とまで予想をしなくても接戦となることは確かな状況下で、少なくともクリントン楽勝との予測は出なかった筈だ。

ソ連崩壊と東西冷戦終結の時から、はや四半世紀、世界は一つというグローバル化の行く手に関しては、真逆の国内指向的な空気が漂っている。また、ウォーターゲート事件（Watergate scandal）をはじめとした調査報道（Investigative journalism）が華やかだった1970年代から1990年代にかけて築かれてきた、自由なメディアへの高揚感や信頼感は、どこに行ってしまったのだろう。

「くだらない世論調査（sondage de merde）」と書かれた鞆を下げながら、職を求めてトランプ氏に擦り寄るメディア人とおぼしき2名を描いた諷刺画が、11月10日付けのル・モンド紙の一面を飾った。

ジャーナリズムって何なのだ。世論調査なんて何の価値もない。⁽²⁾といった危機感が、これから来年にかけて数々の選挙を控えているヨーロッパのメディアの論調に見受けられるようになっている。

1、米国大統領選世論調査に見るメディアの過誤と驕り

ワシントン・ポスト紙のブログ欄、フィックスで、選挙戦を巡る世論調査について担当していたクリス・シリザ氏は、「我々は間違った。世論調査が間違っていた。選挙を誤解していた。（We were wrong. The polls were wrong. We fundamentally misunderstood this election）⁽³⁾」、と認めざるを得なかった。

何を誤ったか。グローバル化から取り残され、犠牲となったままの人々の本音の声を聞き取れなかったのであろう。⁽⁴⁾ 就業機会を失ったままの白人層が抱える不安や怒り、恐怖、憎悪の声は小さくはなかったのだが。⁽⁵⁾

しかし、ワシントン・ポスト紙をはじめとした大半のメディアによる世論調査の問題は、調査そのものが間違っただけにとどまるのみでなかった。ニューヨーク・タイムズ紙の例を取れば、同紙の結果と違うものを掲載したロサンゼルス・タイムズ紙を非難攻撃までしている。

大半のメディアと異なった調査結果を出し続けた、つまり開票結果に近い予測に成功した南カリフォルニア大学とロサンゼルス・タイムズ紙による合同調査 (U.S.C./LAT poll) を、結果も出ていない8月8日の時点で、「ドナルド・トランプ優位と見る調査は問題がある (A Favorable Poll for Donald Trump Seems to Have a Problem)⁽⁷⁾」との見出しを掲げ、ウェブ上で酷評したのだ。この見出しは、当初「ドナルド・トランプ優位と見る調査は重大な問題がある (A Favorable Poll for Donald Trump Has a Major Problem)⁽⁸⁾」として掲出されたもので当初の断定的語調をやわらげ、重大な (major) との形容詞を省いたものだが、いずれにせよ、客観的であるべき調査に恣意的意思が介在していることが垣間見えるような内容であった。

ワシントン・ポスト紙と ABC 放送による世論調査 (Washington Post-ABC News poll)、ニューヨーク・タイムズ紙が CBS 放送と組んで行っている世論調査 (New York Times/CBS News poll)、NBC 放送ウォール・ストリート・ジャーナル紙の世論調査 (NBC/WSJ poll) 等々の調査結果が、ほぼ同様の数値を示し、ヒラリー・クリントン候補がリードしているとみていた。そして、米国の大半のメディアの調査も同様の結果が得られていると多数派に属することを持って自賛している。加えて、「特異な例外が一つだけある」と、名指しで少数派を非難したのだ。

ここで特異な例外と非難されたのは、南カリフォルニア大学とロサンゼルス・タイムズ紙による合同調査 (U.S.C./LAT poll) である。合同調査の結果として、ドナルド・トランプ候補がほぼ恒常的に一歩リードしていると報じたためだった。しかし、この調査を担っている南カリフォルニア大学のジャーナリズム教育部門は、4年前のオバマ大統領再選の際にも、その精度の高さはランド研究所の実績を継承する素晴らしいものと注目を浴びた実績がある。また NHK の BS1 で、2014年10月13日と18日、「メディアの明日」シリーズの第3回として、「デジタルジャーナリズム最前線」を特集した際、南カリフォルニア大学のジャーナリズム教育を取り上げ、そのデータ解説を含むデジタルにも強いジャーナリスト養成の模様を紹介している。

決して、ワシントン・ポスト紙やニューヨーク・タイムズ紙が異端と決めつけて、平均値の算出からも排除するほどのものではなかったのだ。

そして、この U.S.C./LAT poll では、「今日 (2016年8月8日の執筆日) においても、ヒラリー・クリントンのリードは1ポイントのみ (Even today, Hillary Clinton has only a one-point lead)」として、この調査以外はクリントンが余裕あるリードと見たのとは異なっている。これは、南カリフォルニア大学とロサンゼルス・タイムズ紙による合同調査 (U.S.C./LAT poll) が採用している手法に問題があるからではないかと糾弾した。

更に、ニューヨーク・タイムズ紙は10月13日付けの紙面上とウェブ上で、U.S.C./LAT poll の世論調査はデザイン上の欠陥があると攻撃を続けた。多数派に属する自紙のみが正しいとする傲慢とも受け取れる姿勢であった。メディアによる意見表明は自由であろうが、他のメディアへの同調を促し、従属させるような動きは、メディアの独立性と多元性を損なう自殺行為である。

一方、ロサンゼルス・タイムズ紙の調査スタッフは、むしろ個人的にはクリントン支持派が多いものの、算出される数字は数字、数字がものを言う、客観的な独自の数値を投票前日まで発表し

続けた。また、11月8日の開票速報では、開票結果を報じる他のニュース速報も、自紙の判断と並列して伝えていた。⁽¹⁰⁾

2、正解を出した唯一のメディアと世論調査から学ぶこと

米国大統領選の当日、2016年11月8日の夕刻になって、フランスのリベラシオン紙 (La Libération) は、南カリフォルニア大学のアリ・カプタイン (Arie Kapteyn) 教授とのインタビュー記事⁽¹¹⁾を掲載した。

そこでは、他の調査に対しては謙虚でありながらも、ランド研究所の流れを汲む、世論の実情をつかもうとする真摯な姿勢が浮き彫りにされている。インターネットでアンケート調査を行う際、端末を持っていない人にはタブレットを提供し、インターネットにアクセスできない層の情報を取り逃さないようにするよう配慮がなされていたようだ。各週の調査対象を7組に分け、一日当たり400人から500人ほどの人々に、5問以内の質問に回答してもらう。この質問は、択一式のものではなく、ゼロから100までのパーセントの数値で答えてもらう形が取られており、謝礼が週1回の回答に対して2ドルが支払われていたという。

パーセントを採用するメリットは、「投票に行きますか」といった質問に対して、行くか、行かないかとの二者択一で回答ないし決断を迫るよりも、行く可能性が20%程度ならば20と回答された数値を加重した平均値の方が数値的にもより近く、また選択を強要することも避けられるのではないかとの判断からという。

また、ニューヨーク・タイムズ紙の記者から批判されたことについての感想を訊ねられると、カプタイン教授は淡々と世論調査で大切なことは透明性だと断言した。⁽¹²⁾ 透明性の高い数値は、アンケートに答えてくれた人、全員の意図、指向、選択の可能性を平均することにより得られるもので、恣意的なものであってはならない、と答えている。同教授は、個人的にはクリントン支持で、彼女の支持層は南カリフォルニア大学の周辺に限定すれば圧倒的に強いものの、米国全土を調査すれば、答えは悲しいかな、違ったものにならざるを得なかったのだ、とリベラシオン紙 (La Libération) に告白している。

また、ブルームバーグ社 (Bloomberg) も、この南カリフォルニア大学の調査だけが実勢に近い情報を拾い続けたことに着目していた。ブルームバーグ社のインタビュー⁽¹³⁾に応じたカプタイン教授は、調査にあたっては米国の全土をカバーすることが必須であり、欠落した地方があってはいけないことと、他社のデータを共用、借用してはいけないという当然のこと (ではあるが、実際には横行していること) を、大切なことだと強調している。

3、声なき声の反発と新潮流

ここで、2016年7月10日から選挙前日の11月7日までの世論の動きを、南カリフォルニア大学とロサンゼルス・タイムズ紙による調査で追ってみると興味深い事実が浮き彫りになってくる。

7月15日に公表された10日からの調査結果⁽¹⁴⁾では、トランプの勝利見込みが42.7%、クリントンの勝利の見込みは40.2%で、トランプ優勢であるものの、ほぼ互角の勝負であった。これが、11月7日と選挙の直前になると、トランプ46.8%、クリントン43.6%となっており、概観的な傾向としては大きな変化はなく、トランプがやや優勢という傾向が続いた。

年収による階層別のデータによれば、家庭当たりの年収が3万5千ドル以下の層では、クリントン支持がトランプ支持を上回っていることで一貫しているが、7月10日の時点では44.1%であったものが11月7日には52.8%と上昇しており、クリントン支持が高まっている。一方、この層での、トランプ支持は7月10日で38.1%であったが、11月7日の時点でも37.2%と動きは小幅ながら下降となっている。

家庭の年間所得が3万5千ドル以上、7万5千ドル以下の中間層を見てみると、この層の特色が鮮明となっている。トランプ支持が明らかなのだ。7月10日の時点で、トランプ支持が45.9%であるのに対して、クリントン支持が34.5%と既に開きがあった。これが11月7日になると、トランプ支持が53.2%と上昇したのに比べ、クリントン支持は37.3%の伸びに留まり、中間層のトランプ支持が固まっていったことが観察される。

終始、ほぼ一定の数値を示したのが、白人層のトランプ支持で、7月10日に52.2%、11月7日には55.8%と一貫して過半数であった。一方、白人層のクリントン支持は7月10日に30.7%であったものが、11月7日の時点でも34.2%にとどまった。

白人層であって、中間所得層という、転落を危惧する社会階層、すなわち転落危惧層という中間層崩壊の犠牲者となりうる人々の声がトランプに期待した層なのだ。

更に、期間中、トランプ候補の過去の発言が取り上げられ女性蔑視と話題になることがしばしばだった。そこで、女性による支持の動きを追ってみよう。女性層に限ると、7月10日にクリントン支持は42.9%、トランプ支持が36.3%で、クリントンがトランプを6.6%上回っていた。これが、11月7日になるとクリントン支持は47.6%と4.7ポイント上昇しているものの、トランプ支持も6.5ポイント増の42.8%と上昇し善戦、その差の開きは4.8%にとどまり、増加分だけをみるとトランプの方が勝っている。マスメディアが取り上げたトランプ候補の女性蔑視発言等が女性層のクリントン支持拡大にプラスの影響があったかについては、むしろトランプ候補への女性支持が高まっている面も直視すれば、メディアやクリントン陣営が女性蔑視発言にこだわり続けることへのネガティブな影響もあったことも考えられる。

また、今回の両候補による発言について、詳細に事実（ないしは事実と称するもの）と照らし合わせて、チェックを行うことにワシントン・ポスト紙をはじめとしたニュース・メディアは熱を入れた。しかし、このようなファクト・チェック⁽¹⁵⁾と呼ばれるマスメディアの公表するものが、視聴者、ひいては投票する人の行動に、どれ程の影響力を持ったのか、あるいは逆に人々のメディアへの反感を誘ったのか微妙なところだ。高所得階層と大学院以上の水準には動きが見受けられなくもないものの、他のデータではインパクトがあるとは言えない。枝葉末節にこだわり、大都会でのデスクワーク化しつつあるジャーナリズムの現状を象徴するような仕事でもあることを忘れてはならないだろう。マスメディアの発表するところに、ネット上の反応は、それこそ多様で、こちらが本来メディアに期待される草の根に寄り添ったメディアの機能を発揮していた点が見受けられる。

更に、新聞やテレビといったメディアが、クリントン候補支持を表明し、米国の全土にわたるマスメディアが民主党のカラーである青の一色にほぼ染まったにもかかわらず、⁽¹⁶⁾そのポジティブなインパクトが見受けられないことも、マスメディアが再考を求められるところだろう。

特に、存続が危惧される新聞メディアは、編集スタッフと記者の質的維持は勿論のこと、その経営と資本関係の健全さこそ再チェックが必要なのではないかと思われる。ファクト・チェックで、

弱いピノキオをいじめるよりも、エリート側にどっぷりつかったメディアの自己反省が必要なのだろう。

ここで、世論調査の話に戻ろう。「投票に行く」といった、社会的、に望ましい（のではないか）と思われるようなことについて、アンケートを試みたとする。

すると、回答してくれる本人が意識的であるか、無意識的であるかは別にして、模範的な答えが返される可能性が高い。「社会的望ましきのバイアス (social desirability bias)」と呼ばれるような偏りが生じてしまうのだ。

トランプ候補は、支持層の拡がり世論調査で思わしくないとされた時、彼の支持者には、その意図を公に表明することに内気 (too “shy”)⁽¹⁷⁾な人が多いからと釈明したことがある。この言葉の正否はともかく、支持者がシャイな場合、何となく周りの意見に配慮する場合、本音を漏らすのが憚られるような場合、等々、世論調査に答えてくれる人の行動パターンに配慮すべきことは少なくない。

さらに、メディアが持っているとされる社会力を行使して、「世論によれば」との見解に利用しやすい世論を操作し、醸成しようとする意図が、潜在的にでも隠されているとすれば、それは邪道であろう。

少なからぬ人々が自分の意見表明に躊躇し、周囲の大勢を伺いながら配慮する傾向があることは否めない。ドイツの社会学者エリザベート・ノエレ＝ノイマン (Elisabeth Noelle-Neumann)⁽¹⁸⁾は、人は孤立することを恐れる余り、マスメディアが流布する大勢の意見に同調する傾向があることを指摘した。個々人の意見は沈黙し、螺旋を描く流れとなって、メディアの意見に同調し、増幅していくのではないかと考えたのだ。1972年、ドイツ連邦共和国（当時は西ドイツ）で実施された選挙にあたって、メディアの意見に同調させるかのようにラディカルに意見を変えたりする投票行動があることを明らかにした。特に、政治に関し確信をもてないとする少なからぬ女性の間で、このような傾向が顕著に見受けられた。彼女が、「沈黙の螺旋 (Die Theorie der Schweigespirale / Spiral of silence / La spirale du silence)」と名付けた現象である。

しかし、人々の姿勢、特に女性の政治やメディアに対する姿勢は激変している。ノエレ＝ノイマンが研究対象としたドイツも様変わりし、ドイツ民主共和国（東ドイツ）に属していた各州がドイツ連邦共和国に合流、東西ドイツの統一が実現してから、すでに四半世紀となる。そして、東ドイツで育った女性が統合ドイツのトップである時代になったのだ。2005年、アンゲラ・メルケル氏が首相 (Bundeskanzlerin) に就任し、今日までの十余年にわたってより強力なリーダーシップが発揮されている。右傾化 (droitisation) の潮流に敢然と立ち向かい、難民受け入れには前向きに取り組み、ドイツ国内のみならずEUにおいても人道的理念を掲げて説得を続けたメルケル首相は、タイム誌により2015年の人⁽¹⁹⁾に選ばれている。もっとも、彼女に続く2016年の人⁽²⁰⁾に選ばれたのがトランプ次期大統領⁽²¹⁾であり、彼を選んだタイム誌は8月22日号の表紙にメルトダウン、10月24日号の表紙にはトータル・メルトダウンと記してトランプ氏を戯画化した表紙カバーを使ったりしており、今年の人⁽²¹⁾のタイトルも PRESIDENT OF THE DIVIDED STATES OF AMERICA と、アメリカ合衆国大統領の合の字に相当する United に替えて Divided を用いている。ただ、こうなると各州が分断されていることになってしまい、21世紀の懸案でもある階層間の分断は吹っ飛び、南北戦争を戦ったリンカーン大統領の勇姿を彷彿とさせてしまう。

いずれにせよ、2015年の人選に選ばれたメルケル首相の揺らぎのない姿勢を思い起こせば、弱い女性といった戯言が通用する時代では最早ないのは確かである。

米国での大統領選では、今回、女性であるがゆえに打ち破れない「ガラスの天井 (glass ceiling)」の問題も取り上げられ、ジェンダーによる格差は当然に解消されなければならないのは確かだが、弱者側に立っていない強者側の候補が「ガラスの天井」を持ち出すことに違和感を覚えた向きもあったのではなかろうか。

4、メディアの信頼性の失墜、メディア拒否層の急増

米国の大統領選さなかの9月14日に公表されたメディアへの信頼に関するギャラップ調査⁽²²⁾では、メディアを信頼するとの答えは32%にまで急落したことが明らかとなった。逆に、68%もの人々が、メディアを全く、あるいは余り信用していないと答えたのである。特に、共和党の支持者で、メディアを信頼するとした人は14%にまで急落し、昨年の32%から半減以上の落ち込みとなった。共和党のリーダーや専門家筋からは、「ヒラリー・クリントンが過度にメディアの肯定的な注目を集める一方で、ドナルド・トランプが不当で否定的な扱われ方をしている (Hillary Clinton has received overly positive media attention, while Donald Trump has been receiving unfair or negative attention)」とのコメントを取り上げていた。ギャラップの調査によれば、メディアへの信頼度は1976年の72%を頂点として、昨年度の40%まで漸減して来ていたが、今年度に入って8ポイント急落し32%という惨憺たる数字となった。嘗てのヴェトナム戦争やウォーターゲート事件と対峙した調査報道 (investigative journalism) が華やかだった40年前頃のメディアとは比べるべくもない。しかし、32%という、すなわち3分の1以下の人々が信頼してしてくれるだけといった状況は、健全とはいえないだろう。今回のギャラップ調査でもバランス感覚に富んだ核心をついた的確な指摘がされており、9月14日の時点でメディアが傾聴していればと残念な気もする。また、18歳から49歳までの年齢層が示した信頼度も26%と、昨年度の36%より10ポイント下がった。ネット・バブルがはじけた15年前の2001年でも55%と、当時の若年層の半数以上はメディアを信用していた状況を思い起こすと少々淋しい気持ちにさせられる。

1972年以來の伝統を誇るこのギャラップ調査であるが、本家本元の米国では余り話題にならなかった。と言うよりも、メディアの側からしてみれば、3分の2もの人々がメディアに信頼を寄せてくれないなどの情報は、聞きたくも無ければ、また耳を傾けるほどの勇気や道徳心も持ち合わせていなかったのかも知れない。

「主流メディアは、トランプ候補の物議を醸す発言には事細かに過度な焦点を当てる一方、クリントン陣営を取り巻く論駁すべき点には殆ど注意を払っていない (the “mainstream media” are too hyperfocused on every controversial statement or policy proposal from Trump while devoting far less attention to controversies surrounding the Clinton campaign.)⁽²³⁾」と、注意をうながしたギャラップ調査のコメントを謙虚に傾聴していればと惜まれる。共和党支持者の14%からのみに信用されているに過ぎないという事実の意味するところから推察できるものがあつたようにも思われるが。

5、ヨーロッパにおけるメディアの信頼性

大西洋を挟んだヨーロッパでは、これから一年間ほど各国で大きな選挙や国民投票が目白押しとなっていることもあり、米国メディアの信頼性が急落していることについて、ヨーロッパの自省へのきっかけとしても話題に取り上げられることが多かった。

そんな中で、ヨーロッパ委員会は、9月から10月にかけて実施された「メディア多元主義と民主主義に関する調査報告書」⁽²⁴⁾を、2016年11月17日⁽²⁵⁾に公表している。

この調査では、EU加盟28国における民主主義の「要の石 (pierre angulaire)」⁽²⁶⁾としての役割を果たすメディアにかかわる問題として、主に次の三つの課題への検証が実施された。すなわち、①メディアの伝える情報の多様性は確保されているか、②メディアの独立性は担保されているか、③メディアは信頼できるか、との三つである。

ここでは、これら三問中の第3問（③メディアは信頼できるか）に焦点を絞って概観してみたい。

今年の調査結果によっても、メディアへの信頼度は北欧で高く、南欧では低いとの傾向は相変わらずだった。北欧のフィンランドは88%、スウェーデンとデンマークは両国とも77%の人々が自国メディアを信頼しているのに対し、南欧のギリシャでは26%、フランスは34%、スペインは38%と低い信頼度で、調査対象の19か国平均では53%⁽²⁷⁾となった。

北欧の国々よりは若干下回るものの、ドイツでのメディアへの信頼はかなり堅固で、とても信頼できるが19%、かなり信頼しているが53%となっており、計72%の人々がメディアに肯定的である。逆に、否定的に見るものは、余り信用できないが20%、全く信用できないが6%で、計26%と4分の1程度にとどまっている。ちなみに、オーストリアのメディア信頼度が、ドイツとほぼ同様の数値を示していることも興味深い。

ちなみに、12月4日、このオーストリアで大統領の決選投票が実施され、難民受け入れに寛容なファンデアベレン (Alexander Van der Bellen) 「緑の党」前党首が極右のホーファー (Norbert Hofer) 氏を破り当選した。ヒットラーの犠牲者も健在のオーストリアで、かつての悪夢再来を危惧する声もあったが、メディアの動きは視聴者や読者の高い信頼を裏切らないものだった。

次は、信頼度調査で成績が思わしくなかった国として、フランスを観察してみよう。

メディアの信頼回復に積極的に取り組んでいる筈のフランスではあるが、メディアは信頼できる情報を提供しているとするのが34%にまで落ち込んでいる。それも、とても信頼できるは4%に過ぎず、ある程度まで信頼できるが30%であり、芳しい数値ではない。逆にメディアを信用できないとするものが63%を占め、これは最悪のギリシャに次ぐワースト2位であり、内訳は余り信用していないとするもの38%、全く信用できないとするもの25%にのぼった。

フランス国内に限ったメディア信頼度調査は、毎年1月、カトリック系日刊紙であるラ・クロワ紙 (La Croix) からの委嘱を受けてTNS Sofres社⁽²⁸⁾ (旧社名は「Société française d'enquêtes par sondages ; フランス世論調査会社」と称した伝統ある民間調査会社) が実施している。

今年も、2016年1月7日から11日にかけての面談調査により、「物事はメディアが語る通りに推移していますか」⁽²⁹⁾と聞く形で行われた。この調査報告はラ・クロワ紙により「フランス人のメディアへの信頼 (La confiance des Français dans les media)」⁽³⁰⁾と題してプレゼンテーションされたが、このプレゼン資料によれば、ラジオが55%で昨年比8ポイント減、新聞が51%で7ポイン

ト減、テレビが50%で7ポイント減、インターネットは31%で8ポイント減と、2015年1月のシャルリ・エブド襲撃事件と11月のパリ襲撃事件などの痛手を、メディアの信頼度の面でもうかがえる。ただし、30年程の動きでみると、2015年初頭はメディアの信頼度が最も回復していた時でもあり、むしろ通常の数値に戻ったとも解釈できる。新聞の信頼度だけに限って見ても、1991年に43%、2004年に44%まで下がった時もあった。

この調査とヨーロッパ委員会の調査では3四半期ほどの時間的経過もあり、また信頼度面で十数ポイントの開きがあり、両調査の単純な比較は困難だが、フランスのメディアへの信頼度は、ヨーロッパ全体からみると低いものであることは確かのようにだ。そこで、さらに2016年5月27日に発表されたロイター協会の報告（Reuters Institute Digital News Report⁽³¹⁾）でフランスのメディアが流すニュースに寄せられる信頼度を見ると32%で、ロイターの調査対象国26か国中23位と、ロイターの数値ではブービー賞獲得に後がない。ちなみに、このロイターの調査によれば、日本のメディア信頼度は43%、15位で平均値のやや下、米国は33%で22位と、最底辺を彷徨っているフランスを1ポイント、1ランク分だけ上となった。⁽³²⁾このロイターの調査はデジタル・ニュースに限定しているとされているが、各国利用者のアクセス頻度の高い既存メディアの扱うニュースに焦点を絞っており、実質的に対象26か国のメディアへの信頼を比較するものと見て良い。

ヨーロッパ委員会の調査に戻り、英国のメディアへの信頼度を見よう。この調査では、英国のEU離脱（Brexit）問題でEU残留との楽観的な論調だったにもかかわらず国民投票の結果はEUからの離脱を選択するものが過半数となった英国での数値も発表されている。メディアをとっても信頼するものは6%、ある程度まで信頼できるとするものが38%で、計44%が英国ではメディアを信頼しているとの結果であった。⁽³³⁾逆に、メディアを余り信用できないとする者は35%、全く信用できないとする16%で、計51%と否定的な見方が過半数となった。

イタリアは、メディアを信頼するもの52%と過半を占め、信頼しないものも44%にのぼるが、うち全く信用しないとの意見は10%にとどまっている。このイタリアでも、オーストリアの大統領選決選投票と同日の12月4日、憲法改正のための国民投票が行われ、否決多数との国民の声を受けて、レンツィ（Matteo Renzi）首相が辞意を表明した。国民の意志を問う墮伊両国の投票結果も、メディアの行動も対極的な面が見受けられた。

いずれにせよ、ヨーロッパ全体では過半数がメディアの情報に信頼を寄せ、特に北欧やドイツでは信頼性が高いものがある。しかし、メディアに関しては先進国でもあった英国やフランスでは、信頼しないと否定的に受け止め、拒否する層が過半を超えてきているのだ。

メディアを取り巻く社会環境は激変しており、マスメディアが社会規範を形成する能力そのものを失いつつあるだけでなく、ネットの世界の情報が量的には勿論のこと、質と速度で凌駕してきている。ネット情報は、情報発信が自由であるだけに清濁混在の奔流となっている嫌いはある一方、受信者側がリテラシーを高め、情報源の確認を怠らず、清濁の識別能力を磨けば、現場に近く新鮮な情報を迅速に入手できるのは確かで、むしろマスメディアの制御された情報よりも優れている面もある。

いずれにせよ、北欧やドイツ語圏では、依然としてメディアの信頼性には高いものがあることは救いだろう。この高い信頼を受けている紙面やテレビの内容もその信頼に値するものであり、学ぶ点が多い。特に、その信頼はメディアの担い手であるジャーナリストと視聴者の距離感の近さにあ

ることから生まれてきていると考えられる面が興味深い。

EU28 か国中でもトップの信頼度を誇るフィンランドは、隣国スウェーデンやロシア（旧ソ連）との関係で辛酸を舐めさせられ続けた歴史から、情報の重要性を痛切に体感しており、経済面や教育面に限らず、ジェンダーでの面でも最高水準にある国にふさわしいメディアとしての信頼を得ている。信頼を寄せる者が88%で、しかも絶対的に信用しているが33%と抜きんでており、かなり信頼している55%との計88%である。

この11月に公表されたヨーロッパ委員会の「メディア多元主義と民主主義に関する調査報告書」⁽³⁴⁾は、①メディアの伝える情報の多様性は確保されているか、②メディアの独立性は担保されているか、③メディアは信頼できるか、との三つの質問を中心に構成されていることは既に述べた。が、ここで取り上げられた①多様性、②独立性、③信頼、の三つは相互に関連しており、多様な情報は、独立したメディアから、独立しているジャーナリストから伝えられ、それが視聴者の信頼を獲得し、その信頼が更に情報を多様化し、独立性を高めて行く、といった好循環を生む可能性を読み取れる点でも充実した報告となっている。ここで、EUに加盟していない永世中立国スイスのメディアにも触れておきたい。人口800万人で、ドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語の四つを国語とするスイスは、小規模ながら地方の特色を生かしたメディアが育ってきた。このスイスではメディアの品質メディアへの信頼に関する調査がチューリッヒ大学公共性社会研究所（Forschungsinstitut Öffentlichkeit und Gesellschaft der Universität Zürich ; fög）⁽³⁵⁾により7年間にわたって行われている。この大学研究所はロイターのメディア調査の一翼を担っている機関であり、ここから2016年11月17日に発表されたメディアの信頼度は50%と先のロイターで発表した数値と同様で26か国中9位であった。⁽³⁶⁾しかし、このチューリッヒ大学研究所がここで新たに強く懸念を表明したのは、メディアの利用者層で第1位となったのが、「メディア乞食（indigents médiatiques）」⁽³⁷⁾と彼らが呼ぶ層で31%を占めたことである。この表現が適切かどうかはさて置き、メディア情報に支出をせず、無料紙やネット上の速報など無料情報で事は足りるとする層が第1位となったのだ。メディアの採算以上に懸念されているのは、30歳以下の女性グループが顕著なこの層の問題は、メディアのカバーする範囲と内容が限定されてきていることにある。⁽³⁸⁾この層の関心が個人的な災難やスキャンダルといったものに絞られているからだ。

6、自己中メディアと雪だるま化する情報

多様なメディアの時代に、多様な情報や意見が伝えられているか。少なくとも、マスメディアに限って見れば、答えは否定的にならざるを得ない。英国のEU離脱や米大統領選で流れたメディアの論調や情報は、極端なまでに一様なものだった。メディアは多様になっても、肝心の情報は逆に一様化に向かっているのだ。開票開始とほぼ同時に、「ヒラリー・クリントン、85%で当選確実」などという開票速報をニューヨーク・タイムズ紙が出し、他の多くのメディアもほぼ同様の数値を報じるという同報通信化の現象が見受けられるのも、実質的にメディアが一様化しつつあることの証左でもあろう。

技術的には、ビッグ・データのもたらす情報への過度な依存と、まだ不完全な段階にあるそのビッグ・データ処理への無知が重なっており、基礎データの使い回しがもたらす落とし穴のようなものが生じている。本当は、スモール・データ、ミニ・データの情報から得られる真実が、見事なま

で見落とされていると考えられる。

一様化すると、どうなるか。ル・モンド紙上で情報の分析と解説を担当しているサミュエル・ローラン (Samuel Laurent) 氏は、ブレグジットやトランプ選出に、「メディアの合意に対抗する効果 (un effet « anti-consensus médiatique »)」が観察されると指摘する。「ある人 (または、あるテーマ) について、すべての主流メディアが同一の意見となった時点から、その人は一挙にメディアの殉教者の地位を獲得する (dès lors que tous les médias mainstream sont du même avis sur une personne (ou un sujet), celle-ci acquiert d'emblée un statut de martyr des médias)⁽³⁹⁾」とし、メディアの犠牲者が逆に殉教者として祀り上げられる効果が起こるといふ。メディアの集中砲火を浴びたトランプ氏も殉教者になったのかも知れない。

また、今回のトランプを支持する層の意向を吸収できなかった原因の一つとして、米国における急激な地方メディアの解体があると、アンナ・クラーク (Anna Clark) 女史はレポートしている。

更に、ジャーナリストの実生活との乖離を指摘しているのが、パリ政治学院 (Institut d'Etudes Politiques de Paris ; Sciences-Po) のジュリア・カジェ (Julia Cagé) 助教授だ。

彼女は、「メディアは描写するけれども、“本当の人々”の生活を生きていない (Les médias décrivent mais ne vivent pas la vie des “vraies gens”)⁽⁴¹⁾」からと、トランプ選出を予測できなかった理由に一般人との生活感に隔たりがあると、11月11日付けのル・モンド紙に記し、大衆を蔑視したような論点を批判している。

ジャーナリストとはいえ多様だ。メディアの編集者をはじめとした幹部は年収上位1%に入る層で大都会の中心にオフィスを構え、地方の実情など知る筈もない。一方、要員削減に怯える記者たちは、削減競争に勝ち残ったものとしてのエリート意識を持ちながらも、情報源としての政治的・経済的エリート層に擦り寄りざるを得ない。エリート層の見解をおもんばかった記者による自己規制が効いた記事が蔓延する^{ゆえん}所以でもある。いずれにせよ、メディアを介して流される情報はエリート層から発され、エリート層の内輪だけで回転している自分たちだけに通用するものに過ぎないのだ。要するに、メディアの描く世界は、社会を実際に生き抜いている本当の生活とは程遠いものになってしまう。ジャーナリストは多様かも知れないが、メディアの扱う情報はどれも一様なものになってしまうことになる。

なぜトランプの勝利が予想できないか。一つの理由は、メディアのエリートたちが望まないから。メディアのヴィジョンにないものは伝えられないのだ。「情報は現実の表象ではなく、現実を創る人によって構築されるもの (l'information n'est pas la représentation exacte de la réalité, mais la construction de la réalité par ceux qui la font.)⁽⁴²⁾」なのである。本来あるべき職業人としてのジャーナリストは、己の希望するところと現実とを冷徹に分けて観察するための訓練を受けていなければならないにもかかわらず、その基本が忘れられてしまっている。

メディアにかかわるエリート層の中で通用するインサイダー的な内輪の情報は、雪だるまのように膨れ上がって行く。どこをとっても、純白の一色になった情報だけが、メディアの世界で自己拡大、自己拡散していくことになる。メディアの世界に、どっぷり浸かっている限り、周りはみんな同じ白一色の白銀の世界となっているから超安心で、自己チェックの機会などありようもない。ただ、今回の米大統領選やブレグジットのような現実のしっぺ返しを食らうと困惑を極めてしまうのだが、みんなが間違っていたのだから、むしろ現実の方が悪いのだと妙な気休めに逃げ込んでしま

う。

本当の人々、本当の生活、本当の情報は、放置されたままとなっているのだろう。自己中に陥ったメディアのエリートたちだけに通用する雪だるま的情報は百害あって一利なしである。一利の価値もない情報など、それこそ新大統領のビジネス感覚からすれば、蹴散らしてしまいたいものさだ。

大衆的な政治家が選出されることをもって「民主主義の危機」⁽⁴³⁾などと標榜するメディアは、その前に大衆と隔絶したメディアであって良いのかを自省する必要があるだろう。民主主義は、アテネの時代から、みんなのものであることを理念とする考えであり、市民のものなのだ。ただ、アテネの時代のように市民が支配階層で、奴隷の声を無視して事が足りたような時代では、今はない。

市民はエリートだけではなく、また大衆だけでもないのは確かだが、大衆は市民ではないと決めつけてはいけない。上から目線で、沈黙する大衆を、良き民主主義に導くといったメディアのエリートが跋扈することの方がもっと危険なことである。

メディアがインサイダー情報に傾けば傾く程、アウトサイダーからは遊離し、全体像がつかめなくなるのは当然であろう。懸命に生き抜く人々の意見を蔑視するようなエリートになりきってしまったのは、社会の行く末が見えなくなってしまう。

インサイダー対アウトサイダーの図式からみると、オバマ大統領の視野の広さには改めて感銘を受ける。11月28日付けのニューヨーカー誌（The New Yorker）に掲載されたオバマ現大統領⁽⁴⁴⁾についての記事には、後継大統領の選挙が接戦となることを予想し、国民からインサイダーそのものと見られているヒラリー候補のことを案じる様子が活写されている。

8年前、オバマ大統領が誕生した時の感動を思い起こして、少々感傷的にならざるを得なかった。

7、ポスト事実、ポスト真実の潮流とメディア信頼回復のチャンス

人は自分に身近であればあるほど強い関心を抱く。自分が住んでいる街や村、自分が生きている今という時、信頼や心をよせ触れられる身近な人、自己と一体化した社会や職場、等々、人は自分に近いものに直に接するほど高い興味を示し、自分からの距離が遠のくに従って関心が低くなって行く。この自分からの距離とは、地理的距離だけでなく、時間的距離、心理的距離、社会的距離、等々があり、これらの距離が隔たるに従って、自分にとっては関わりのない世界となる。

これを、「近接性の法則（la loi de proximité）」と呼んでいる。

ジャーナリストは、この法則を念頭に記事を書き編集することが肝要と、イヴ・アニェス（Yves Agnès）は、彼が2002年に執筆した「ジャーナリズム教本（Manuel de journalisme）」⁽⁴⁵⁾の冒頭で説き、その考えはフランス国際ラジオ放送などにも採用されている。アニェスは、ウエスト・フランス紙（Ouest-France）やル・モンド紙（Le Monde）の編集長を務めた後にジャーナリスト養成に携わって来た経験を持つだけに、実務家的な教育者としての気を配ったテキストを作成している。

読者や視聴者がいてくれてこそ成り立つメディアである以上、お客さまに関心を持っていただき、さらに受け入れられる記事や番組でなければならない。そのためには、ジャーナリストが「近接性の法則」をしっかりと体得しておかなければならない（ならなかった）。

しかし、今や誰しもが情報を発信できるネットの時代なのだ。プロフェッショナルとはいえ、一

人のジャーナリストが幾ら頑張ったところで、ビジネスや社会のあちこちに散在するアマチュアのジャーナリストとなる可能性を持ったすべての人々に、近接性の点で勝てる訳がない。

むしろ、プロであるジャーナリストの強みとは、実業や現場とは離れたところにいる岡目八目の立場を享受できるところにある。

デジタルの時代、すべての人々がジャーナリストとなってソーシャル・メディアを駆使、ブログやブイログ (vlog) で文字から映像・音声まで発信できている。プロのジャーナリストが果たさなければいけない役割は、ネットに溢れる情報をビッグ・データと照応させながら、広い視野から整理して視聴者の手元に届けることにある。

「近接性の法則」は、むしろ、アマチュア・ジャーナリスト全員が無意識の内に陥っている情報の特性であると観念した上で、プロのジャーナリストとしての俯瞰的な視点を見定め、自らの立ち位置を再確認するための枠組みとして用いることが重要なのだ。

ただし、広い視野からの俯瞰的視点といっても、決して現場ないしはフィールドを軽視してはいけないことは当然である。

「近接性の法則」で重要なことは、すべての人々が自分の近くに接するものに関心が強いということだ。そして、その人々の距離感を計りながら、いたずらにエリート層に擦り寄ったり、逆の特定の層を軽蔑したりといった行動を厳に自戒しながら、溢れる情報から解明していくことが必要となってくる。すべての人々の発する情報、あるいは発しないで内に秘めている情報、等々に無差別均等の注意を払って、世界の動きを見定めるのだ。

また、メディアが信頼を失ってきている理由の一つに、メディアとしての意見を表明しようとする傾向があることも指摘されている。

1970年代の調査報道が華やかだった時代のメディアの基本的使命は、事実を掘り起し、検証した上で、事実裏付けられた情報を伝えることだった。真実を伝えれば、情報を受け取った人々が意見を述べてくれたのだ。

この基本的使命は、ネット時代の今でも変化はない筈である。

情報が氾濫するネット時代では、メディアが意見を提示して率先リードして行くことこそ重要だとの考えもある。しかし、事実を掘り起し、検証した上で、事実裏付けられた情報を伝えるという基本的使命をおろそかにしたメディアが出す社説などの意見ほど滑稽なものはない。

今回の米大統領選でいみじくも示されたように、メディアの意見が期待されていると考えるのは増上慢極まる思い込みに過ぎない。

200紙に余る新聞がクリントンを支持し、20紙に届かない新聞のみがトランプ支持に回っても、選挙の結果は結果として示されている。⁽⁴⁶⁾ 意見表明の傾向が強い記事 (opinion-driven writing)⁽⁴⁷⁾ が、必ずしも支持されている訳ではない。国民や地元の意見あるいは動向を誠実にフォローして、現状報告を続ける地味とも見えるオーストリア型のメディアであっても、高い信頼度は獲得できるし、これからの6年間を託せる大統領を選出する一助ともなっている。

ヨーロッパ委員会の調査で、このオーストリアと同位と高い信頼をドイツが得たことは先に触れたが、ドイツのメディアはロイターの調査でも52%の信頼度で26か国中7位のランクしている。⁽⁴⁸⁾ この理由として、公共および民間のニュースが双方とも信頼できるリポーティングの強力な実績記録の積み重ねにより築かれているとロイターは記している。⁽⁴⁹⁾

2016年4月に明るみに出されたパナマ文書を最初に取り上げたメディアが南ドイツ新聞 (Die Süddeutsche Zeitung) だった。⁽⁵⁰⁾ ドキュメントの数で1千150万文書、情報量で2.6テラバイトに上るパナマ文書が、南ドイツ新聞の調査ジャーナリストであるバスティアン・オーベルマイエル (Bastian Obermayer) 記者の手に託されたのは一年余り前のこととされる。⁽⁵¹⁾ この南ドイツ新聞が窓口となって国際調査報道ジャーナリスト連合 (International Consortium of Investigative Journalists; ICIJ) においてパナマ文書が共有され、国際協同作業としての情報分析が開始されたのである。

第2次世界大戦後の1945年10月6日、占領下にあったバイエルン州で、いち早く米軍から「重要な意見形成日刊紙 (wichtige meinungsbildende Tageszeitung)」⁽⁵²⁾ として創刊を許されたのが南ドイツ新聞だ。その創刊号の冒頭第6行目以降に掲載された言葉が、「自由を愛し、全体国家を憎み、国家社会主義のすべてを嫌悪するドイツ人みんなのメガフォン (ein Sprachrohr für alle Deutschen, die einig sind in der Liebe zur Freiheit, im Haß gegen den totalen Staat, im Abscheu gegen alles, was nationalsozialistisch ist)」⁽⁵³⁾ になるという、ナチズムへの訣別宣言である。しかし、以来、中道左派の立ち位置は変わらずとも、いたずらに偏向的な意見報道に走ることなく、事実の報道の面で脚光を浴びることになっていることが興味深い。

「事実を伝える」というメディアの基本的役割を果たすことが、メディアへの信頼を回復する道であろう。ただ、事実とはいえ、ファクト・チェックなどと称する他人の揚げ足取りのことではない。自制心の効いた俯瞰的な立ち位置から見出される事実のことである。いわんや、ポスト・ファクト (post-fact/ポスト事実/事実後) とかポスト・トゥルース (post-truth/ポスト真実/真実後) とか呼んで、時間軸のずれを理由に事実から逃げることは勿論ない。⁽⁵⁴⁾

オックスフォード辞書は2016年11月16日に、2016年の言葉は「post-truth (ポスト真実/真実後)」だと発表した。しかし、英国でも真実探究の価値が下がった訳では決していない。2016年7月6日には、イラク戦争開始の真相を問う報告 (The Report of the Iraq Inquiry) がジョン・チルクット卿 (Sir John Chilcot) ⁽⁵⁵⁾ から発表された。2003年3月20日、米英主導により開始されたイラク侵攻が正当だったのかを、その開始に先立つ2002年の時点からの検証を行った結果の報告である。

2003年2月14日、国連安保理事会で異例のスタンディング・オベーションを受けたフランスのドゥ・ヴィルパン (Dominique de Villepin) ⁽⁵⁶⁾ 外相の演説の背景についても詳細な事実の解明を行っている。⁽⁵⁷⁾

むしろ問題は、このような地味で地道な努力の積み重ねの精華として公開された真実や事実を伝えるべきメディアが、この報告を伝えることを怠っているばかりでなく、メディアの自己検証を殆ど行っていないことである。このイラク戦争に限られた話ではないのかも知れないが、1990年代から顕著になってきた真実や事実を後回しにした政治 (Post-truth politics/post-factual politics)、真実でないことを真実であるかのように思い込ませるトゥルーシネス (Truthiness) ⁽⁵⁸⁾ を横行させている流れの一端をメディアが担っていた事実⁽⁵⁹⁾に目を瞑ってはいけぬ筈である。

自からが伝える事象や内容が事実であり、真実であることを検証する自己チェック、内部チェックを徹底することが逆に重要なメディアの信頼を獲得して行く第一歩となるのではないだろうか。

メディアが第四の権力 (4ème pouvoir/4th Estate) の主体であるとされるのも、行政・立法・

司法の三権にかかわる情報伝達とチェックの機能が期待されているからである。ただ、忘れてはいけないのは、ここでいうチェック機能は否定的・破壊的なものが望まれているのではないことだろう。期待されるチェック機能とは未来志向型で建設的なものである。三権に阿^{おもね}った自己規制を払拭すると同時に、真実を探求する勇気と胆力に支えられた報道が必要な時代なのだ。そんなメディアが伝える真実こそが、メディアへの信頼を築いて行くのである。

メディアの多様性、独立性、信頼の好循環を再生させ、蔓延する悪循環が断ち切られることを祈りたい。

注

なお、脚注に付したウェブ等の参照日時は、特に記載の無い限り、2016年12月8日23:00JST 現在のものである。

- (1) “More than 200 newspapers supported Clinton, while Trump received the backing of fewer than 20.”, in “Donald Trump: How the media created the President” by David Sillito Media, BBC, 13 November 2016.

<http://www.bbc.com/news/entertainment-arts-37952249>

“Sur les 100 principaux quotidiens du pays, 57 ont soutenu la candidate démocrate, deux seulement ont appelé à voter pour Donald Trump”, in “. Trump : pourquoi les médias se sont trompés par Frédéric Autran, La Libération, 18 novembre 2016

http://www.liberation.fr/planete/2016/11/18/trump-pourquoi-les-medias-se-sont-trompes_1529467

- (2) “Pour les partisans de Nicolas Sarkozy ou de Marine Le Pen, la cause est entendue : la victoire de Donald Trump est la preuve que les sondages n’ont plus aucune valeur.” Les sondeurs français face au choc américain., Le Monde. 11 novembre 2016, p.12.

“Aux sondeurs de changer de méthode!”, Le Monde. 23 novembre 2016, p.25.

- (3) Trump just blew up the electoral map, Aaron Blake, The Fix, November 9 at 1:55 AM

<https://www.washingtonpost.com/news/the-fix/wp/2016/11/08/donald-trumps-path-to-victory-is-suddenly-looking-much-much-wider/>

- (4) Sept chiffres surprenants sur l’élection américaine,

http://www.francetvinfo.fr/monde/usa/presidentielle/hillary-clinton/sept-chiffres-surprenants-sur-l-election-americaine_1912709.html

- (5) L’électorat afro-américain s’est moins mobilisé qu’en 2012, Le Monde. 10 novembre 2016, p.1.

- (6) “How One Illinois Man Distorts National Polls”, The New York Times, October 13, 2016, p. A18 of the New York edition.

http://www.nytimes.com/2016/10/13/upshot/how-one-19-year-old-illinois-man-is-distorting-national-polling-averages.html?rref=collection%2Fsectioncollection%2Fupshot&action=click&contentCollection=upshot®ion=rank&module=package&version=highlights&contentPlacement=4&pgtype=sectionfront&_r=3

- (7) “A Favorable Poll for Donald Trump Seems to Have a Problem”,

<http://www.nytimes.com/2016/08/09/upshot/a-favorable-poll-for-donald-trump-has-a-major-problem>.

html?_r=0

- (8) http://www.nytimes.com/2016/08/09/upshot/a-favorable-poll-for-donald-trump-has-a-major-problem.html?_r=0
- (9) “By design, the U.S.C./LAT poll is stuck with the respondents it has.”, *in op.cit.*
- (10) Where to watch election results on TV, online and in real life,
<http://www.latimes.com/entertainment/tv/la-et-st-watch-election-results-20161108-story.html>
- (11) Tolly Taylor ; “Avant cette nuit, un sondeur donnait Trump gagnant”, La Libération, 8 novembre 2016 à 20:12,
http://www.liberation.fr/planete/2016/11/08/avant-cette-nuit-un-sondeur-donnait-trump-gagnant_1527107
- (12) “Mais la chose la plus importante, à mes yeux, est que l’on a été transparent sur ce que nous avons fait. Notre particularité a été de pondérer également les intentions de vote des sondés: ils donnent leur préférence, avec un pourcentage de probabilité dans leur choix.”
- (13) David Shook ; “How One Pollster Saw Trump’s Win Coming - Few predicted Donald Trump’s presidential election. A team from the University of Southern California did.”, November 12, 2016
<http://www.bloomberg.com/news/articles/2016-11-11/how-the-usc-dornsife-la-times-poll-saw-trump-s-win-coming>
- (14) “USC, Los Angeles Times launch daily election poll”, USC Media Relations, July 15, 2016
<https://pressroom.usc.edu/usc-los-angeles-times-launch-daily-election-poll/>
- (15) “Fact checking in the aftermath of a historic election”, By Glenn Kessler, November 10 2016,
<https://www.washingtonpost.com/news/fact-checker/wp/2016/03/22/all-of-donald-trumps-four-pinocchio-ratings-in-one-place/>
- (16) “Après des mois de relations épouvantables avec une bonne partie des médias américains, M. Trump continue donc d’émettre des signaux contradictoires. Une capacité d’ouverture, comme l’a montrée la visite au prestigieux quotidien new-yorkais, tout comme la volonté de court-circuiter une presse jugée uniformément hostile.” *in* “La relation schizophrénique de Donald Trump avec les médias Le président élu fait à la fois preuve d’ouverture, comme l’a montrée la visite au « New York Times », tout en voulant court-circuiter une presse jugée hostile.” LE MONDE | 23.11.2016 à 10h26
http://abonnes.lemonde.fr/elections-americaaines/article/2016/11/23/la-relation-schizophrenique-de-donald-trump-avec-les-medias_5036263_829254.html
- (17) <http://heavy.com/news/2016/11/clinton-vs-trump-presidential-polls-final-why-wrong-hillary-wisconsin-pennsylvania-turnout-michigan-iowa-ohio-new-hampshire-north-carolina-electoral-college-map-la-times-traffic-upshot-five-thirty-e/>
- (18) Elisabeth Noelle-Neumann ; “The spiral of silence: a theory of public opinion”, *Journal of Communication*, Volume 24, Issue 2, June 1974, pp. 43-51.
Ernst Forsthoff et al. (edit.) ; Standorte im Zeitstrom: Festschrift für Arnold Gehlen.
Zum 70. Geburtstag am 29.1.1974. Frankfurt am Main
Elisabeth Noelle-Neumann, « La spirale du silence », Hermès, no 4, CNRS Éditions, Paris, 1989

- (19) <http://time.com/time-person-of-the-year-2015-angela-merkel/>
- (20) <http://time.com/time-person-of-the-year-2016-donald-trump/>
- (21) Time has been critical of Trump many times over the course of the past year (Aug. 22 issue on left, Oct. 24 issue on right)
- (22) “Americans’ Trust in Mass Media Sinks to New Low”,
http://www.gallup.com/poll/195542/americans-trust-mass-media-sinks-new-low.aspx?g_source=Media&g_medium=search&g_campaign=tiles
- (23) «the “mainstream media” are too hyperfocused on every controversial statement or policy proposal from Trump while devoting far less attention to controversies surrounding the Clinton campaign.», in “Americans’ Trust in Mass Media Sinks to New Low” (*op. cit.*)
- (24) European Commission ; “Media pluralism and democracy”- 2016 Special Eurobarometer 452 (September 2016 - October 2016), November 2016.
<http://ec.europa.eu/COMMFrontOffice/publicopinion/index.cfm/Survey/getSurveyDetail/instruments/SPECIAL/surveyKy/2119>
- (25) http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-3690_en.htm
- (26) http://www.lexpress.fr/actualites/1/monde/les-medias-dans-l-ue-confiance-au-nord-defiance-au-sud_1851600.html
- (27) *ibid.* p.26,
- (28) <http://www.tns-sofres.com/>
- (29) “Question : En général, à propos des nouvelles que vous lisez/voyez/entendez dans un journal/ à la radio/ à la télévision/ sur internet est-ce que vous vous dites : les choses se sont passées comme... les raconte”, in “Baromètre 2016 de confiance des Français dans les media”.
- (30) La Croix ; La confiance des Français dans les media, Résultats d’ études, Janvier 2016.
 Baromètre 2016 de confiance des Français dans les media,
<http://www.tns-sofres.com/publications/barometre-2016-de-confiance-des-francais-dans-les-media>
- (31) Reuters Institute Digital News Report, May 27, 2016, p.39.
<https://reutersinstitute.politics.ox.ac.uk/sites/default/files/Digital-News-Report-2016.pdf>
- (32) *ibid.*, p.76 & p.32.
- (33) *ibid.* p.T1 (p.63)
- (34) European Commission ; “Media pluralism and democracy”- 2016 Special Eurobarometer 452 (September 2016 - October 2016), November 2016.
<http://ec.europa.eu/COMMFrontOffice/publicopinion/index.cfm/Survey/getSurveyDetail/instruments/SPECIAL/surveyKy/2119>
- (35) Forschungsinstitut Öffentlichkeit und Gesellschaft de l’Université de Zurich
- (36) fög - Forschungsinstitut Öffentlichkeit und Gesellschaft : Un service public fort renforce la confiance dans le système médiatique, 17.11.2016
- (37) <http://www.lematin.ch/suisse/medias-sociaux-appauvrissent-information/story/29171479>
- (38) “Leur part a connu un accroissement de 10 points de pourcentage depuis 2009 et atteint aujourd’hui

31%. Spécialement de jeunes femmes de moins de 30 ans font partie de ce groupe. Ce comportement de consommation a des conséquences pour la société. Les « indigents médiatiques » font davantage attention aux événements personnalisés, émotionnels ou moralisés, comme des catastrophes ou des scandales.”

- (39) <http://www.zdnet.fr/actualites/trump-president-quel-role-ont-joue-les-medias-et-les-reseaux-sociaux-39845080.htm>
- (40) <http://annaclark.net/>
- (41) Julia Cagé ; “Les médias décrivent mais ne vivent pas la vie des “vraies gens””, Le Monde, 11 novembre 2016 p.24.
- (42) *ibid.*
- (43) “Je ne sais pas si l’on peut appeler cela (en stigmatisant aux USA les électeurs de Donald Trump et en France, les partisans de Marine Le Pen en imposant une certaine forme de bien-pensance hors de laquelle le champs du débat n’existe pas) un déni de démocratie, mais c’est un déni de réalité et c’est de la désinformation.”, *in* Julia Cagé : “La plupart des médias se sont moqués des électeurs de Donald Trump”, 11 novembre 2016
<http://bscnews.fr/201611105935/franc-tireur/julia-cage-la-plupart-des-medias-se-sont-moques-des-electeurs-de-donald-trump.html>
- (44) David Remnick ; “It Happened Here.” (Obama Reckons with a Trump Presidency) : The New Yorker, November 28, 2016.
<http://www.newyorker.com/magazine/2016/11/28/obama-reckons-with-a-trump-presidency>
- (45) Yves Agnès ; Manuel de journalisme, La Découverte, 2002, Paris, pp.36-39, 448pp,
- (46) “More than 200 newspapers supported Clinton, while Trump received the backing of fewer than 20.”, *in* “Donald Trump: How the media created the President” by David Sillito, BBC, 13 November 2016 (*op. cit.*).
- (47) “With the explosion of the mass media in recent years, especially the prevalence of blogs, vlogs and social media, perhaps Americans decry lower standards for journalism. When opinion-driven writing becomes something like the norm, Americans may be wary of placing trust on the work of media institutions that have less rigorous”, *in* “Americans’ Trust in Mass Media Sinks to New Low” (*ibid.*)
- (48) Reuters (*op. cit.*), p.37.
- (49) “Despite the recent debates about biased reporting, most Germans still broadly trust the news. This is due to a strong track record of reliable reporting from both public service and commercial news brands. Our focus groups show that Germans are aware that truth is a complex issue but they also expect transparency and diverse views in news coverage”, (*ibid.*)
- (50) <http://panamapapers.sueddeutsche.de/articles/56ff9a28a1bb8d3c3495ae13/>
- (51) “The source behind the Panama Papers got in touch last year with Bastian Obermayer, an investigative journalist with Germany’s Süddeutsche Zeitung newspaper.

They used the name John Doe and sent the message: “Interested in secret data?” The source gave Süddeutsche Zeitung leaked documents from Mossack Fonseca’s internal database in real time

instalments. The papers included details of the beneficial owners of offshore companies, passport copies, and emails”,

<https://www.theguardian.com/news/2016/may/06/panama-papers-source-breaks-silence-over-scale-of-injustices>

- (52) <http://www.ivw.eu/aw/print/qa/titel/1221?quartal%5B20163%5D=20163&quartal%5B19984%5D=19984>
- (53) http://www.sueddeutscher-verlag.de/assets/sv_geschichte/451006_sz_erstausgabe.pdf
- (54) Ahmed Al Sheikh : “The media in the post-truth era - In the post-truth world, a far-right embrace of social media threatens the broadcasting of truth”, 11 Dec 2016
<http://www.aljazeera.com/indepth/opinion/2016/12/media-post-truth-era-161210125419198.html>
 “Post-truth ou «post-vérité», a été choisi mercredi comme mot de l’année par le dictionnaire britannique Oxford, 16 novembre 2016.
http://www.liberation.fr/france/2016/11/16/post-truth_1528899
- (55) <http://www.iraqinquiry.org.uk/the-report/>
- (56) http://www.francetvinfo.fr/monde/proche-orient/offensive-jihadiste-en-irak/de-l-attentat-d-orlando-a-celui-de-bagdad-pourquoi-le-mois-du-ramadan-2016-a-t-il-ete-aussi-sanglant_1532251.html
<https://www.theguardian.com/uk/2010/jun/29/chilcot-inquiry-france-sir-john-holmes>
<http://www.bbc.com/news/uk-politics-36712735>
- (57) SECTION 3.2 DEVELOPMENT OF UK STRATEGY AND OPTIONS, JANUARY TO APRIL 2002 – “AXIS OF EVIL” TO CRAWFORD, France’s position, p.399.
http://www.iraqinquiry.org.uk/media/247887/the-report-of-the-iraq-inquiry_section-32.pdf
- (58) Monica Davey ; 2005: In a Word, Week In Review | The Words, The New York Times, Dec. 25, 2005
<http://www.nytimes.com/2005/12/25/weekinreview/2005-in-a-word.html>
- (59) Imaginaire historique de Dominique de Villepin - Dans cet entretien, Dominique de Villepin revient sur sa vision de la paix pour la société, France Culture, 09.12.2016,
<https://www.franceculture.fr/emissions/la-fabrique-de-l-histoire/imaginaire-historique-de-dominique-de-villepin>
 Dominique de Villepin ; “Mémoire de paix pour temps de guerre”, Grasset, Paris, 2016.

習近平執政4年と中国の言論空間

山本 賢二*

習近平は2012年11月15日に中国共産党第18回全国代表大会に続く18期1中全会において中国共産党中央委員会総書記、中国共産党中央軍事委員会主席に就任し、その治政が始まった。さらに、翌2013年3月14日には中華人民共和国国家主席と中華人民共和国軍事委員会主席に就任、この時点で党政軍の三権を掌握した。

そして、2016年10月27日に採択された「中国共産党第18期中央委員会第6回全体会議コミュニケ」（中国共産党第十八届中央委员会第六次全体会议公报）の最後の部分で「全体会議は呼びかける、全党の同志は習近平同志を核心とする党中央の周りにしっかり団結し、今回の全体会議の精神を全面的に深く掘り下げて貫徹し、政治意識、大局意識、核心意識、模範意識をしっかりと打ち立て、党中央の権威と党中央の集中統一指導を断固変ることなく擁護し、引き続き全面的に厳しく党を治めことを推進し、共に風紀の清新な政治生態を作り出し、党が人民を団結させ率いて中国の特色ある社会主義の新しい局面を絶えず切り拓くことを確保しよう。」（「全会号召，全党同志紧密团结在以习近平总书记为核心的党中央周围，全面深入贯彻本次全会精神，牢固树立政治意识、大局意识、核心意识、看齐意识，坚定不移维护党中央权威和党中央集中统一领导，继续推进全面从严治党，共同营造风清气正的政治生态，确保党团结带领人民不断开创中国特色社会主义事业新局面。」（「2016年10月27日中国共产党第十八届中央委员会第六次全体会议通过」）と指摘しているように、習は「習近平同志を核心とする党中央」と称されるまでになった。

すでに三権を掌握している習に「核心」という言葉を加えることには彼の権力基盤が固まっていないとする見方としっかりと固まったという異なる二つの評価があるが、筆者は、権力基盤が固まっていないからこそそれが必要であり、これが党の公式文書に使われたことは少なくとも党内においてそうした必要性を主張する勢力が主流になったことを示していると考えている。

ここでは、習近平執政4年間におけるジャーナリズム、メディア、イデオロギー、宣伝などに関係する習の発言や出来事を検証することを通じて、当面の中国の言論空間を描いてみたい。

1. 習近平の発言と党と政府の関係会議の動向

習近平は2013年8月19日の全国宣伝思想工作会議で「経済建設は党の中心工作であり、イデオロギー工作は党の極めて重要な工作である。」と強調、「宣伝思想工作こそはイデオロギー領域におけるマルクス主義の指導的地位を打ち固め、全党全国人民の団結奮闘する上での共通の思想的基盤を打ち固めなければならない。」と述べると同時に、「党性」と「人民性」について「党性と人民性は従来から一致したものであって、統一されたものである。党性を堅持する、その核心は正しい政

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

治的方向を堅持し、政治的立場にしっかりと立ち、確固として党の理論と路線方針政策を宣伝し、確固として中央の重大な配置を宣伝し、確固として情勢に関する中央の重大な分析判断を宣伝し、断固党中央と高度の一致を保持し、断固中央の権威を擁護することである。・・・人民性を堅持するには、最も広範な人民の根本的利益をうまく実現し、うまく擁護し、うまく発展させることを出発点と立脚点にしなければならない、民を本とし、人を本とすることを堅持しなければならない。」と指摘した。この「8.19 講話」は習が三権掌握後に直接「宣伝」に言及した初めてのものである。(本誌 8 号 2014 年 3 月 海外研究動向 拙稿「中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動」参照)

11 月になると、9 日から 12 日まで中国共産党 18 期 3 中全会が開催され、習近平体制の今後における路線、政策、方針が提示された。同全会で採択された「全面的に改革を深化させる若干の重大問題に関する中共中央の決定」(「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」)は「十一、推进文化体制机制创新」「(38) 完善文化管理体制」の中で、「輿論誘導」について次のように党の意思を明示している。

「正しい輿論誘導を堅持する体制メカニズムを健全にする。基礎管理、内容管理、業種管理及びネット違法犯罪防犯とそれに打撃を与えるなどの聯同メカニズムを健全にし、ネット突発事件処理メカニズムを健全にし、正面の先導と法律に基づく管理を結び付けたネット輿論工作構造を作る。ニュースメディア資源をまとめ、伝統メディアと新興メディアが融合発展することを推進する。ニュース発表の制度化を推進する。新聞工作者の職業資格制度を厳格にし、新しい型のメディア運用、管理を重視し、コミュニケーション秩序を規範化する。」

これは「正しい輿論誘導」をしていくためのジャーナリズム・メディアの制度化の方向を示したものである。この「決定」はその性格上、大きな方向が示されているだけで、今後については関係部門で細部にわたる計画が作られ、実行に移されることになる。

次に、12 月 30 日には、習は 18 期中央政治局第 12 回集団学習において対外宣伝に言及し、「国家文化のソフトパワーを向上させ、国際的な発言権向上に努めなければならない。」とし、「新興メディアの役割をうまく発揮し」、「中国の物語を上手く語り」、「中国の声を上手く伝えなければならない」と指摘した。

2014 年に入ると、2 月 27 日の中央インターネット安全・情報化指導小組の設立と同時に習はその組長になり、「ネット大国」から「ネット強国」に向かうべく、指導体制一元化のトップに就いた。また、その第 1 回会議で習は「ネット上での輿論工作は長期の任務であり、ネット上の宣伝を新たなものを創り、改善しなければならない、ネット伝播の法則を運用し、主旋律をうたいあげ、プラスのエネルギーを激発し、社会主義の核心的価値観を大いに培い、実践し、ネット上での輿論先導の時、度、効をしっかりと把握し、ネット空間をはっきりさせなければならない。」と呼びかけた。

また、8 月 18 日、習は中央全面深化改革指導小組第 4 回会議において「新旧メディアの融合」の必要性を語り、10 月 15 日には、文芸工作座談会で「社会主義の核心的価値観」を「輿論宣伝」などを通じて人々の「精神的追求」と「自覚行動」に変えなければならないと呼びかけた。

そして、翌 2015 年 12 月 25 日には、解放軍報社を視察した際、習は「党がメディアを管理する原則を堅持するには、政治家が新聞を作るという要求を厳格に実行に移し、報道宣伝工作の指導権を終始党に対し忠誠で頼りになる人の掌中に握られるよう確保しなければならない。」と呼びかけ

ている。さらに、12月30日、18期中央政治局第12回集団学習において、「中国の夢の宣伝と解釈は現代の中国の価値観としっかり結び付けなければならない」などとも語っている。

2. 習近平の「党の報道輿論工作座談会」における「重要講話」

2016年に入ると、2月19日、習近平は「中共中央总书记、国家主席、中央军委主席」（中共中央総書記、国家主席、中央軍事委主席）（人民日報2016.2.20）という肩書で午前人民日報、新華社、CCTVを視察した後、「党的新闻舆论工作座谈会」（党の報道輿論工作座談会）に出席し、「重要講話」（重要講話）を行った。

この「重要講話」は上述した一連の流れの延長線上にあるジャーナリズム・メディア観を披歴したものであり、言わば習近平執政4年の総括的発言とも言えよう。その中で、習は党とメディアの関係について次のように述べている。

「党の報道輿論工作について、党性原則を堅持する上での最も根本的なことは報道輿論工作に対する党の指導を堅持することである。党と政府の運営するメディアは党と政府の宣伝の陣地であり、姓を党と名乗らなければならない。党の報道輿論メディアのあらゆる工作はいずれも党の意思を體現し、党の主張を反映させ、党中央の權威を擁護、党の団結を擁護し、党を愛し、党を護り、党のためにを実行に移さなければならない。いずれも一つを見る意識を強め、思想面政治面行動面で党中央と高度の一致を保持しなければならない。党性と人民性の統一を堅持し、党の理論と路線方針政策を人民大衆の自覚行動に変え、適時に人民大衆の創造した経験と直面する實際状況を反映させ、人民の精神世界を豊かにし、人民の精神的力を強めなければならない。ジャーナリズム観は報道輿論工作の魂である。深く掘り下げてマルクス主義のジャーナリズム観教育を繰り広げ、広範な報道輿論工作者を党の政策主張の伝播者、時代の風雲の記録者、社会進歩の推進者、公平正義のキーパーになるよう導かなければならない。」

(原文)

党的新闻舆论工作坚持党性原则，最根本的是坚持党对新闻舆论工作的领导。党和政府主办的媒体是党和政府的宣传阵地，必须姓党。党的新闻舆论媒体的所有工作，都要体现党的意志、反映党的主张，维护党中央权威、维护党的团结，做到爱党、护党、为党；都要增强看齐意识，在思想上政治上行动上同党中央保持高度一致；都要坚持党性和人民性相统一，把党的理论和路线方针政策变成人民群众的自觉行动，及时把人民群众创造的经验 and 面临的实际情况反映出来，丰富人民精神世界，增强人民精神力量。新闻观是新闻舆论工作的灵魂。要深入开展马克思主义新闻观教育，引导广大新闻舆论工作者做党的政策主张的传播者、时代风云的记录者、社会进步的推动者、公平正义的守望者。

また、「輿論誘導」（輿論導向）については次のように指摘している。

「報道輿論工作の各領域、各部位はいずれも正しい輿論誘導を堅持しなければならない。各級党機関紙党機関誌、ラジオ局テレビ局は誘導を重視、都市型新聞雑誌、ニューメディアも誘導を重視

しなければならない。ニュース報道は誘導を重視、副刊、特定テーマ番組、広告宣伝もまた誘導を重視しなければならない。時局ニュースは誘導を重視、娯楽類、社会類のニュースも誘導を重視しなければならない。国内のニュース報道は誘導を重視、国際ニュース報道も誘導を重視しなければならない。】。

(原文)

新聞輿論工作各个方面、各个环节都要坚持正确舆论导向。各级党报党刊、电台电视台要讲导向，都市类报刊、新媒体也要讲导向；新闻报道要讲导向，副刊、专题节目、广告宣传也要讲导向；时政新闻要讲导向，娱乐类、社会类新闻也要讲导向；国内新闻报道要讲导向，国际新闻报道也要讲导向。

上掲のように習は「党と政府の運営するメディアは党と政府の宣伝の陣地であり、姓を党と名乗らなければならない。」などとし、歴代の中国共産党指導者と同様に党の指導の絶対性を強調し、党に従うことを求めている。いわゆる「党がメディアを管理する」は不変であるとはいえ、それに「姓を党と名乗らなければならない。」という表現を加えたことは彼の新機軸と言えよう。

これと同時に、前任者である江沢民、胡錦濤の関係「講話」(江泽民「关于党的新闻工作的几个问题」1989年11月28日、「舆论导向正确是党和人民之福」1996年9月26日、胡锦涛「在人民日报考察工作时的讲话」2008年6月20日)と読み比べるとさらにいくつかの違いを指摘できる。その一つは、習が輿論誘導(輿論导向)についてより詳細に述べていることである。すなわち、中国のメディアとその内容(「各級党機関紙党機関誌、ラジオ局テレビ局、都市型新聞雑誌、ニューメディア、ニュース報道、副刊、特定テーマ番組、広告宣伝、時局ニュース、娯楽類、社会類のニュース、国内のニュース報道、国際ニュース報道」)は全て輿論誘導を重視しなければならないと語っているのである。

さらにもう一つは、メディアの機能について列挙した中で「公平正義のキーパー」(公平正義的守望者)にもなるべきだと述べている点である。それは「党の意思を體現し、党の主張を反映させ、党中央の権威を擁護、党の団結を擁護し、党を愛し、党を護り、党のためにを実行に移さなければならない。」という文脈の中で言及されているとはいえ、習の推進する腐敗撲滅へメディアが機能するよう求めたものである。

この「公平正義」という表現は習が中国共産党中央委員会総書記、中国共産党中央軍事委員会主席に就任して間もなく、2012年12月4日に開かれた「首都各界現行憲法公布施行30周年記念大会」において、「われわれは憲法を最高法律規範として、引き続き憲法を統帥とする中国の特色ある社会主義の法律体系を完全にし、国家の諸事業と諸業務を法制の軌道に組み込み、依拠できる法律があり、依拠しなければならない法律があり、法律執行は必ず厳しくし、法律に違反すれば必ず追究することを実行し、社会の公平正義を擁護し、国家と社会生活の制度化、法制化を実現しなければならない。」(新华网北京12月4日电 在首都各界纪念现行宪法公布施行30周年大会上的讲话(2012年12月4日)习近平)と述べているところから始まっている。その後、「法制」について論じる際に、習はたびたびこの言葉を使ってきたが、メディアに関連して「公平正義」を使用したのはこれが初めてであろう。

そして、最後に指摘したいのは「・・・党中央の権威を擁護、・・・」という文言が入っていることである。この表現はすでに上述の「8.19 講話」で使われていたものであるが、わざわざ「権威」を「党中央」に加える「党中央の権威」が2016年2月の段階でも使われるということは、この間、一貫して習近平をはじめとする「党中央の権威」の「擁護」が求められていたとも言える。なお、この表現は前述の中国共産党第18期中央委員会第6回全体会議コミニケにも使われている。この「権威」は「核心」と表裏一体の関係にあると言え、「党中央」のトップにある習近平を指しているとするのが妥当であろう。それは、「党の18期6中全会の精神を学習、貫徹するための中央宣伝講釈団動員会」において政治局常務委員の劉雲山が呼びかけた「全体会議は習近平総書記が党中央の核心、全党の核心であることを明確にしたが、これは全党全国の各民族人民の共通の願いであり、党と国家の根本手的利益のあるところでもある。深く掘り下げて宣伝講釈することを通じて、全党の同志を導き、より一段と『四つの意識』、とりわけ核心意識、模範意識を増強させ、断固として習近平同志を核心とする党中央の権威を擁護、自覚して思想面政治面行動面で習近平同志を核心とする党中央と高度の一致を保ち、より着実に党中央の諸決定配置を実行に移させなければならない。」(学習貫徹党的十八届六中全会精神 中央宣講団動員会在京召开 2016年11月02日 新华社)という文言からも読み取れるものである。

3. メディア・宣伝党政組織のトップ人事

組織は人が動かすのは周知のことであるが、民主集中制の組織原則を採る中国においてはとりわけ組織のトップ人事は重要になる。習近平時代に入って中央のメディアや宣伝に関係する党政組織のトップ人事が着々と行われてきた。2016年10月現在、下記のような関連部門の人事異動が行われている。

- (1) 人民日報社長：張研農（2008年3月28日－2014年4月30日）→楊振武（2014年4月30日－）
- (2) 求是社長：李宝善（2008年6月－2014年4月）→李捷（2014年5月－）
- (3) C C T V：胡占凡（2011年11月－2015年4月）→聂辰席（2015年4月－2016年9月）
景俊海（2016年10月－）
- (4) 中央人民放送局：王求（2007年6月－2015年6月）→閻曉明（2015年7月－）
- (5) 新華社：李從軍（2008年4月－2014年12月）→蔡名照（2014年12月－）
- (6) 國務院新聞弁公室主任（中共中央對外宣傳弁公室）：王晨（2008年3月－2013年3月）→
蔡名照（2013年5月－2014年11月）→蔣建国（2015年1月－）
- (7) 国家インターネット情報弁公室主任（中央インターネット安全・情報化指導小組弁公室主任）：魯煒（2013年5月－2016年6月）→徐麟（2016年7月－）
- (8) 国家新聞出版放送テレビ総局局長：蔡赴朝（2011年3月－2016年9月）（2013年に新聞出版双書と合併した）→聂辰席（2016年10月－）
- (9) 中央弁公庁主任：令計劃（2007年9月－2012年9月）→栗戰書（2012年9月－）
- (10) 中央宣伝部：劉雲山（2002年10月24日－2012年11月21日）→劉奇葆（2012年11月

21日－)

以上のトップ人事を見ると、習近平が党の総書記・軍事委員会主席に就任した2012年11月15日以前からのトップは中央弁公庁主任の栗戦書だけである。また、中央宣伝部部長は習の就任6日後に劉雲山から劉奇葆になっている。この両氏は人事異動の必要がない人物か、それとも異動できない人物のどちらかであろうが、基本的には習との関係が良好であることには変わりはない。とりわけ、栗戦書は習とは「密接な関係」(相馬勝『習近平の「反日」作戦』小学館2015.7.11pp.48-59)にあり、信頼が厚く、側近中の側近と言える人物であると言える。すなわち、メディア・宣伝党政組織のトップはほぼ習近平人事によって固められたことを示している。

このほか、特記しなければならないのは中央規律検査委員会から中央の主要6メディアである人民日報社、新華社、求是雜誌社、光明日報社、経済日報社、チャイナディリー社に派遣駐屯させている「規律検査組」をこれまで新華社規律検査組組長であった李熙を人民日報社規律検査組組長に転任させ、李に6社を統括させることになったことである。(「駐人民日报社纪检组:督促6家单位部署党风廉政建设」中央纪委监察部网站2016年1月31日)これは2016年1月12日に開催された第18期中央規律検査委員会第6回全体会議を受けての措置であり、主流メディアに対する党の綱紀肅正の第一歩と言え、今後の動向が公表されるか否かは別として、その過程、結果は中国全てのメディアに多大の影響を与えるであろう。なぜならば、一般に中国のメディアの社長に就く人物はその社の中国共産党党組の組長が兼務することになっているからであり、「規律検査」する過程で汚職などが摘発されれば、上掲のトップ人事にも影響を生むからである。

4. 中央弁公庁の「当面のイデオロギー領域における状況に関する通報」(「关于当前意识形态领域情况的通报」)

筆者が本誌においてたびたび取り上げてきた「当面のイデオロギー領域における状況に関する通報」(「关于当前意识形态领域情况的通报」《中办发【2013】9号》文件)は2012年末からの習近平時代の始まりと共に2013年4月に中央弁公庁から下達された。

本来、イデオロギー問題については中央宣伝部が統括しているので、同部が下達するか、あるいは同部の連名が普通であるが、中央弁公庁だけの名義で出されている点、注目に値する。とはいえ、中央弁公庁主任は前述した習とは「密接な関係」にある、側近中の側近である栗戦書であることで、この「通報」には習の観点が反映されていると見るのが妥当であろう。「通報」が注意を喚起した7項目は以下の通りである。

- (1) 西側の憲政民主を宣揚し、現代の指導を否定し、中国の特色を備えた社会主義政治制度を否定することを企む。
- (2) 「普遍的価値」を宣揚し、党の執政の思想理論基盤を動揺させようと企む。
- (3) 公民社会を宣揚し、党の執政の社会的基盤を瓦解させようと企む。
- (4) 新自由主義を宣揚し、我が国の基本的経済制度を改変しようと企む。
- (5) 西側のジャーナリズム観を宣揚し、我が国の党がメディアを管理する原則と新聞出版管理体制

度に挑戦する。

- (6) 歴史修正主義を宣揚し、中国共産党の歴史と新中国の歴史を否定しようと企む。
- (7) 改革開放に疑問を投げかけ、中国の特色を備えた社会主義の性質に疑問を投げかける。

「通報」は上掲の項目それぞれに説明を加えて後、「上述の誤った思潮と主張は、域外のメディアや反動的出版物の中に大量に存在するとともに、インターネットや地下のパイプを通じて域内に浸透している。域内のネット論壇、ブログ、マイクロブログにもある程度伝播されている。報告会、シンポジウム、大学の教室、論壇講座、民間読書会、個別の出版物の中にも時として出現する。もしそれをそのまま蔓延させたら、いかなる旗を掲げ、いかなる道を歩み、いかなる目標に向かって前進するかなどの重大問題における人々の思想的コンセンサスを妨げ、わが国の改革発展安定という大局を妨げることになる。」と指摘している。

ちなみに、その中の(5)についてはその問題点を次のように指摘している。

「一部の者は『報道の自由』を看板に掲げ、西側のジャーナリズム観を宣揚し、わが国メディアの党性原則を否定している。その主な現れは、メディアは『社会の公器』、『第四の権力』と標榜し、マルクス主義のジャーナリズム観を攻撃する、『ネットの情報の自由流通』を鼓吹し、わが国がインターネット管理を強化していることをネット上の言論を抑圧していると誇る、わが国メディアは『法治の盲点、人治の特区』と称し、西側の観念に合わせて新聞法をつくろうと呼びかける、わが国は報道出版の自由を制限していると称し、宣伝管理部門撤廃を騒いでいる、にある。西側のジャーナリズム観を宣伝する実質は抽象的、絶対的報道の自由を鼓吹し、メディアに対する党の指導に反対し、わが国のイデオロギーに浸透する突破口を開こうと企図しているのである。」

上掲の7項目に関連する出来事として、「憲政」の必要性を論じた『南方週末』元旦のこぼれ(2013.1.1)差し替え、この「通報」という「国家秘密」を漏えいした高瑜逮捕・7年の実刑判決(2014.4・2015・4)、党内改革派の歴史・現状認識をより多く掲載してきた『炎黄春秋』の主管単位変更(2014.9)、中国国内では出版できない関連書籍を扱ってきた香港の「銅鑼灣書店」関係者不明事件(2015.10-12)、『炎黄春秋』の指導部改造(2016.7.18)、左右中さまざまな論文をネット上に公開してきた「共識ネット」(「共识网」)の閉鎖(2016.10.1)などを挙げることができる。これらはいずれも上掲「通報」の7項目に触れるものであり、こうした出来事は香港を含む中国の言論空間の縮小を象徴している。

また、在日学者朱建榮(2012.7-2013.1)や王柯(2014.3)らの中国帰国時における拘束事件は日本を含む国外在住の中国系学者、知識人にある種の警告を与えるのに十分であり、彼ら自身も自らの言論空間を知らされたことであろう。

もとより、これより先、1998年2月には東京大学に留学中のウイグル人留学生トフティ・テュニヤズが帰国時に国家分裂を煽動したとして逮捕され11年の懲役刑に処されている例などを挙げるまでもなく、こうした事態はいまに始まったことではないが、戦前戦中の教訓をもとに憲法で「学問の自由」が保障されている日本において研究活動に従事する中国系の学者が現代中国について自由な研究を行えないとするならば、自然科学領域は別として、彼らの社会科学領域の研究にア

カデミズムを期待することができないことをいま一度認識させられた。また、日本人の現代中国研究についても「自制」する研究者が現れる可能性もある。

5. 「無界新聞」事件

2016年3月4日深夜、中央インターネット情報弁公室系統に属する新疆ウイグル自治区のウェブサイト「無界新聞」に習近平の辞職を求める公開書簡がアップされた。「忠誠な共産黨員」（「忠誠的共产党员」）という署名のある「習近平同志に党と国家の指導職務を辞するよう要求することに関する公開書簡」（《关于要求习近平同志辞去党和国家领导职务的公开信》）（中国数字时代（China Digital Times））は政治、外交、経済、思想文化などの領域から辞職すべき理由を指摘している。その「思想文化」の中で同書簡は「思想文化面で、あなたは『メディアは姓を党と名乗らなければならない』と強調し、メディアの人民性を無視、国を挙げて愕然とした。あなたは周小平、花千芳というレベルの割と低い者を文芸戦線の代表に仕立て上げたが、広範な文芸工作者にがっかりさせた。あなたは文化単位が直接あなたのために賛歌をうたうことを容認、あなたの妻彭麗媛の妹はCCTVの春節交歓夜会の映像制作主任に就き、もともとみんなが楽しみにしていた春節夜会をあなた個人の宣伝の道具にした。あなたのこうした個人崇拜を容認し、『中央に疑義をとる』ことを許さず、『一言堂』を行うやり方は、われわれのように『文化大革命』を経験した者をして、われわれの党、国家は二度と新たな十年にわたる大きな災難に堪えることはできないと密かに心配させざるを得ない。」と指摘している。

こうした「書簡」のネット上での公表は権力闘争の反映であることは言うを待たない。権力が一人に集中する過程においてはさまざまな意見が出ることは自然のことである。その後「関係者」が拘束されたが、逮捕起訴されたということもなく、解放されたと伝えられていることを考えると、当局がそれを組織的活動ではないと判断したか、当面暫時静観という選択をしたかである。ネット上に流されているこの「書簡」の全文（「参与（www.canyu.org）」2016年3月4日讯）は以下の通りであり、習近平に対する異なる意見の一つとして参考にされたい。

关于要求习近平同志辞去党和国家领导职务的公开信

习近平同志，你好。

我们是忠诚的共产党员。值此全国“两会”召开之际，我们给你写这封信，要求你辞去所有党和国家领导职务。提出这个要求，是出于党的事业的考虑，是出于国家和民族前途的考虑，同样，也是出于你和你家人自身安全的考虑。

习近平同志，你自2012年在党的“十八大”当选新一届的中央委员会总书记以来，立志反腐打老虎，党内的贪污腐败等不正之风有所好转。你亲自出任中央全面深化改革领导小组等多个小组的组长，为经济发展也做了大量的工作，得到了一些老百姓的拥戴，这些我们都看在眼里。

但是，习近平同志，我们不得不指出的是，正是因为你用这种方式，将权力全面抓到了自己的手里，直接决策，在政治经济思想文化等各个领域，都造成了前所未有的问题和危机。

政治上，你抛弃了党的优良传统，其中最显著的是让各级领导表态支持你为核心，抛弃了以民主集

主制为核心的常委会集体领导原则，权力过分集中。你在强化人大政协国务院党组职能的同时，弱化了国家各权力机关的独立性，包括国务院总理李克强在内等同志的职权受到了很大影响。与此同时，中纪委派驻各机关单位和国企的巡视组成了新的权力体系，导致各级党委政府权责不清，决策混乱。

外交上，你抛弃了邓小平同志“韬光养晦”的一贯方针，盲目出手，不仅没能创造良好的周边国际环境，还让朝鲜成功进行了原子弹和导弹的试验，形成对中国国家安全的巨大威胁；也让美国成功重返亚洲，与南朝鲜、日本、菲律宾及东南亚各国形成统一战线，联手遏制中国。在处理港澳台问题上，没有遵从邓小平同志英明的“一国两制”构想，进退失据，从而导致民进党获得台湾政权，香港独立势力抬头。特别是在香港问题上，以非正常方式把香港书商带回内地，对“一国两制”构成了直接的伤害。

经济上，你通过中央财政经济领导小组，直接参与宏观和微观经济政策的制订，导致了中国股市楼市的巨幅动荡，老百姓数以十万计的财富化为乌有，哀鸿遍野。供给侧改革及去产能政策，导致国企央企职工大量下岗；民营企业倒闭成风，大量人员失业。“一带一路”战略，把大量的外汇储备投入混乱的国家和地区，不见回报。外汇储备过度消耗，人民币进入贬值周期，大家的信心日渐低落，国民经济陷入即将崩溃的境地，人心思变。

在思想文化上，你强调“媒体姓党”，而无视媒体的人民性，举国愕然；你扶持周小平花千芳这样水平较低的人成为文艺战线的代表，让广大文艺工作者心寒；你纵容文化单位直接给你唱赞歌，你的爱人彭丽媛的妹妹出任中央电视台春节联欢晚会的制片主任，使本来大家喜闻乐见的春晚成为你个人的宣传工具。你这些纵容个人崇拜，不许“妄议中央”，搞“一言党”的做法，让我们这些经历过“文化大革命”的人不禁暗自揪心——我们的党、国家和民族再也经不起新的十年浩劫！。

习近平同志，你推行高压反腐，对纠正党的不正之风有帮助作用，但是，因为没有配套措施跟上，客观上，也造成了目前各级政府消极怠工的现象，官员怕事不办事，老百姓怨声载道，也进一步加剧了经济形势的恶化。我们也看到，现在的反腐，目标只集中在权力斗争。我们担心，这种加剧党内权力斗争的做法，也可能给你和你的家人带来人身安全上的隐患。

因此，我们认为，习近平同志你不具备带领党和国家走向未来的能力，不适合再担任总书记一职。我们要求你为了党的事业兴旺发达，为了国家的长治久安，为了你和你家人的安全，辞去所有的党和国家的职务，让党中央及全国人民另选贤能，带领我们积极进取，走向未来。

忠诚的共产党员

二零一六年三月

6. 習近平執政4年と「主戦場」としてのインターネット

憲法に次ぐ「法律」として2010年4月に改正された新「国家秘密保護法」の制定施行に呼応し、2014年3月に「中華人民共和国国家秘密保護法实施条例」（「中华人民共和国保守国家秘密法实施条例」）が施行され、7月には「新聞従業人員職務行為情報管理弁法」（「新闻从业人员职务行为信息管理办法」）も下達された。この「弁法」は「新聞出版秘密保護規定」が旧「国家秘密保護法」の制定施行を受けて制定されたのと同様に、2010年4月に改正された新「国家秘密保護法」の制定施行に呼応したものである。同「弁法」を下達した際に出された「各省（自治区、直轄市）新聞

出版ラジオテレビ局、新疆生産建設兵団新聞出版局、中央と国家機関各部委、各民主党派、各人民団体新聞雑誌主管部門、中央主要新聞單位」(「各省(区、市)新闻出版广电局, 新疆生产建设兵团新闻出版局, 中央和国家机关各部委、各民主党派、各人民团体报刊主管部门, 中央主要新聞單位:」) にあてた「通知」(「关于印发《新闻从业人员职务行为信息管理办法》的通知 2014年07月08日 新广出发〔2014〕75号」) の中で同総局はメディア関係者のインターネット利用を含む次のような現状認識を示している。

「近年、新聞従業人員が職務行為の情報を乱用する現象が時として現れている。あるものは秘密保護法規に違反し秘密に係わる情報を勝手に散布、伝播させ、あるものは思いのまま職務活動の中で知り得た情報をインターネットプラットフォームを通じて発表し、あるものは当該新聞單位が放送発信しなかった報道をその他の域内外のメディアにゆだね掲載放送させ、あるものは新聞單位の資源を利用し不当な利益を得ようとしたりして、正常なニュース伝播秩序を妨害し、党と国家の利益を損なっている。新聞従業人員の職務行為の情報の管理を着実に強化するため、『国家秘密保護法』等の関係法律法規に基づき、総局は『新聞従業人員の職務行為情報管理弁法』を制定、いまここに印刷配布するので、真剣に貫徹実行されたい。」

また、新華社電が伝えた習の「8.19 講話」にはインターネット言及箇所は無かったもの、ネット上に流布されている「『8.19』講話精神傳達提綱」(「“8・19” 讲话精神传达提纲」) では習がインターネットについて詳細に語っている。そして、その内容を反映したかのように、同「講話」学習キャンペーンの中でも中央党学校が下達した「中共中央党学校の習近平総書記の一連の講話精神を深く掘り下げて学習貫徹することに関する意見」(「中共中央党校关于深入学习贯彻习近平总书记系列讲话精神的意见」) の「宣伝思想工作に関する重要論述を深く体得する」には「インターネットはすでに輿論闘争の主戦場になっており、ネット上での闘争はすでにイデオロギーの安全を守るための重大な課題になっており、宣伝思想工作の重要の中でも重要なものとして力を入れなければならない。」とされていることから、「8.19 講話」の中で、習がインターネットを「輿論闘争の主戦場」と見なしていることが分かる。

(http://news.takungpao.com/mainland/focus/2013_11/2013508_2.html)

この「提綱」にある習近平のインターネットに関する発言部分は以下の通りであり、中国の公式メディアは「8.19 講話」の全文は公表していないが、習の執政4年間に作られた(つくられつつある)インターネットに関係する法規や動向を見れば、「提綱」にある習の発言内容が彼の肉声であろうことが分かるであろう。

.....

思い切って力を入れ、思い切って管理し、剣を光らせるのに勇敢になり、団結と大多数を勝ち取ることに着眼し、理をもって有利に段階を追って輿論闘争を繰り広げ、幹部大衆が是非の境界をはっきり分け、あいまいな認識をはっきりさせることを支援しなければならない。悪意をもって党の指導を攻撃し、社会主義制度を攻撃し、党史国史を歪曲し、デマを流し、事を起こすあれらの言論に対しては、すべての新聞雑誌、講演論壇、会議会場、映画テレビ、ラジオ局、舞台劇場などいづれもそれらに空間を提供してはならず、すべてのデジタル新聞雑誌、移動テレビ、ケータイメ

ディア、ケータイショートメール、マイクロメール、ブログ、Podcast、マイクロブログ、BBSなどのニューメディアもいずれもそれに便宜を提供してはならない。こうした言論に対しては、ネット上で規制を強化しなければならないのみならず、着実に人への働きかけを行わなければならない。四つの基本原則に違反したものは、教育誘導しなければならない、責任制をつくらなければならない、所在場所と単位は確実に管理しなければならない。デマを流し、事を起こしたものに対しては、必ず法に基づいて調査処理しなければならない、「三岔口」のように暗闇の中で動き回るようなことをしてはならないし、こうした者にそこで勝手気ままにデマを流し、事を起こし、どさくさに紛れて利益を得、煽り立て、たきつけ、言いたい放題させてはならない。

.....

インターネットはすでに世論闘争の主戦場になっている。ある同志が言うには、インターネットはわれわれが直面する「最大の変数」になっていて、うまく行わなければわれわれの「頭痛の種」になってしまう。西側反中勢力はずっとインターネットを利用して「中国を倒す」ことを企んできた。何年も前「インターネットをもつことになり、中国に対応する方法を得た」、「社会主義国家が西側の懐に飛び込むのに、インターネットから始まるであろう」と公言した西側の政治家がいた。米国の「PRISM」、「x keyscore」などの監視計画から見ると、彼らのインターネット活動のエネルギーと規模は人の想像をはるかに超えたものである。インターネットというこの戦場で、われわれがもちこたえ、勝利できるか否かは直接我が国のイデオロギーの安全と政権の安全に関係する。

.....

情勢の発展の必要に基づけば、わたしはネット上での輿論工作を宣伝思想工作の重要な中でも重要として力を入れなければならないと見ている。宣伝思想工作は人への工作であり、人がどこにいるかによってそこが重点となるべきである。わが国のネット利用者は6億人近くであり、ケータイネット利用者は4.6億余人であり、そのうちウェイポユーザーは3億余人に達している。たくさんの人、特に若い人は基本的に主流メディアを見ず、大部分の情報をネット上から得ている。この事実を直視し、力を強め投入し、速やかにこの輿論の戦場の主導権を掌握しなければならない。はじに追いやられてはならない。「本領パニック」問題をうまく解決し、真に現代メディアの新しい手段新しい方法を運用できるプロの専門家にならなければならない。深く掘り下げてネット上の世論闘争を繰り広げ、ネット上での攻撃浸透行為を厳密に防止し、力を組織し誤った思想的観点に対し批判反駁を行わなければならない。法に従ってネット社会管理を強化し、ネットの新しい技術新しい応用の管理を強化し、インターネットの管理ができコントロールできるを確保し、われわれのネット空間をすがすがしいものにしなければならない。この仕事をやるのは容易ではないが、難しくてもやらなければならない。天下に難き事なし、ただ心あるものを恐れる。他人が何を言おうが恐れるな。ネット上でマイナス面の言論が少なくなるのはわが国社会の発展、社会の安定、人民が落ち着いて暮らし仕事に励むことに対し、好いところだけで悪いところはない。わたしが往時生産隊に入っていた時の農民のことばを使えば、ケラが鳴くのを聞き作物を植えないほど恐れてはならない。

.....

われわれの同志は必ず陣地意識を強めなければならない。宣伝、思想の陣地はわれわれが占領しなければ、人さまが占領する。私が見るに、思想の陣地は大体三つのゾーンがある。一つ目はレッ

ドゾーン、主に主流メディアとネット上の正面の勢力で構成されているもので、これはわれわれの主陣地であり、必ずしっかりと守り、決して失ってはならない。二つ目はブラックゾーンであり、主にネット上と社会の一部マイナス面の言論によって構成されているもので、それには各種敵対勢力が作り出した輿論を含んでおり、これは主流ではないがその影響を低く見積もってはならない。三つめはグレーゾーンであり、レッドとブラックの間にある。異なるゾーンに対しては、異なる策略を取らなければならない。レッドゾーンに対しては、打ち固め発展させ、絶えずその社会的影響を拡大しなければならない。ブラックゾーンに対しては、勇敢に進入し、中核に潜り込み闘い、それが色を変えるよう徐々に推進しなければならない。グレーゾーンに対しては、大規模に活動を展開し、速やかにそれをレッドゾーンに転化させ、それがブラックゾーンに脱皮することを防止しなければならない。こうした活動は、しっかりと力を入れて行い、堅持していけば必ず成果を上げることができる。

.....

ネット上での闘争は、一種の新しい輿論闘争の形態であり、戦略戦術を工夫しなければならない。人さまが運動戦、遊撃戦できているのに、われわれは正規戦、陣地戦だけで戦ってはならず、機動的柔軟にならなければならない。人さまの戦い方にわれわれは合わせ、真っ向から対峙し、機先を制し勝たなければならない。人さまの言いなりになって動いてはならず、戦術が単調であることで戦略という大局を誤ってはならない。これこそは「是は常に是といえども、時に用いず。非は常に非といえども、時に必ず行う」というものである。ネット上の闘争の特色と法則を深く掘り下げて分析し、ネット上での闘争の勢力を細心に組織しなければならない。ネットのオピニオンリーダーに対しては、教育誘導を強めなければならない。よい者は励まさなければならない。よくない者は拘束しなければならない。そのまま放任してはならない。

.....

以上、習近平執政4年間においてつくられたインターネットに関する法規や言論問題に関する動向は中央弁公庁の「通報」や習のこの「8.19講話」に呼応したものであり、その理解に資するため、下記に関連した出来事を時系列的に並べる。

2012年

6月7日 国家インターネット情報弁公室と工業・情報化部「インターネット情報サービス管理弁法（修正草案意見聴取稿）」（「互联网信息服务管理办法（修订草案征求意见稿）」）提示。

2013年

1月 南方週末「元旦のことば」差し替え騒動

4月「当面のイデオロギー領域における状況に関する通報」（「关于当前意识形态领域情况的通报」《中办发【2013】9号》）

4月「ニュース取材編集人員のインターネット活動管理を強化することに関する通知」（关于加强新闻采编人员网络活动管理的通知）下達。

8月19日、習近平、全国宣伝思想工作会議で講話。

9月 最高人民法院と最高人民検察院「情報ネットワークを利用し誹謗等を行う刑事案件を処理

するうえでの法律適用の若干の問題に関する解釈」（「关于办理利用信息网络实施诽谤等刑事案件适用法律若干问题的解释」）発表。

9月 『新聞記者研修教材 2013』発行。

9月25日 国家新聞出版ラジオテレビ総局「ニュース取材編集人員職域研修を繰り返すことに関する通知」（关于开展新闻采编人员岗位培训的通知）下達。

11月9日－12日 中国共産党18期3中全会、「全面的に改革を深化させる上での若干の重要問題に関する中共中央の決定」（「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」）採択。

12月30日 習近平、18期中央政治局第12回集団学習で対外宣伝に言及。

2014年

1月15日 「@uighurbiz」（维吾尔在线）ネット主宰者イリハム・トッティー拘束。

2月27日 中央インターネット安全・情報化指導小組設立、習近平その組長に就任。

3月 「中華人民共和国国家秘密保護法実施条例」（「中华人民共和国保守国家秘密法实施条例」）施行。

5月 弁護士浦志強拘束。

7月8日 国家新聞出版ラジオテレビ総局「新聞従業人員の職務行為情報管理弁法」（「新闻从业人员职务行为信息管理办法」）下達。

7月14日 国家新聞出版ラジオテレビ総局「2014年新聞記者証更新に関する通知」（「关于2014年换发新闻记者证的通知」）、「2014年新聞記者証更新実施弁法」（「2014年新闻记者证换发实施办法」）下達。

7月30日 ウルムチ市人民検察院、「国家分裂罪」でイリハム・トッティーを公訴。

8月1日 「インスタントメッセージングツール公衆情報サービス發展管理暫定規定」（「即时通信工具公众信息服务发展管理暂行规定」）公布施行。

8月18日 習近平、中央全面深化改革指導小組第4回会議で「新旧メディアの融合」の必要性強調。同会議、「伝統メディアと新興メディアの融合發展を推進することに関する指導意見」（关于推动传统媒体和新兴媒体融合发展的指导意见）採択。

8月26日 國務院、中国全土のインターネットの情報内容管理活動と監督管理法執行について、国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）へ権限授与。

9月10日 『炎黄春秋』の〔主管主宰單位〕の変更。

9月23日 ウルムチ市法院一審、イリハム・トッティーに「国家分裂罪」で無期懲役の判決。

10月15日 習近平、文芸工作座談会で「社会主義の核心的價值觀」を「輿論宣伝」などを通じて人々の「精神的追求」と「自覚行動」に変えなければならないと強調。

11月1日 「国家安全法」を改定した「中華人民共和国反スパイ法」（「中华人民共和国反间谍法」）全人代常務委員会で採択。

11月3日 反テロ法（「反恐怖主义法」）草案提示。

11月17日 國務院弁公室「政府ウェブサイト情報内容建設強化に関する意見」（国务院办公厅关于加强在政府网站信息内容建设的意见）下達。

11月19日－21日 中国主催の第1回世界インターネット大会開催。

11月21日 イリハム・トッテイーの上訴、二審の刑事裁定で棄却、無期懲役確定。

2015年

1月 「新しい情勢の下で高等教育機関の宣伝思想工作をより一層強化改善することに関する意見」(「关于进一步加强和改进新形势下高校宣传思想工作的意见」) 下達。

2月4日 「インターネットユーザーアカウント名称管理規定」(「互联网用户账号名称管理规定」) 公布、3月1日施行。

4月28日 「インターネットニュース情報サービス単位インタビュー活動規定」(「互联网新闻信息服务单位约谈工作规定」) 公布、6月1日施行。

5月 新疆日報副社長趙新尉拘束、調査。

5月5日 国家インターネット情報弁公室、ウェブサイトニュースの転載できる380の報道単位(中央のニュースサイト26、中央の報道単位63、部委のウェブサイト10、省級報道単位281)の名簿公表。

7月4日 「国務院の積極的に『インターネット+』行動を推進することに関する指導意見」(「国务院关于积极推进“互联网+”行动的指导意见」) 公表。

7月6日 全人代「中華人民共和国インターネット安全法(草案)」(「中华人民共和国网络安全法(草案)」) 公表。

8月4日 公安部、全国重点インターネットサイトとサービス企業安全管理会議で「重点ウェブサイトとインターネット企業に『インターネット安全警務室』を設置」することを通達。

10月 香港「銅鑼灣書店」関係者行方不明事件。

11月27日 反テロ法可決。

12月16日-18日 中国主催の第2回世界インターネット大会開催、習近平講話。

12月22日 浦志強に国家政権転覆扇動罪で有罪判決確定。

12月25日 習近平、解放軍報社を視察。

2016年

1月 中央の主要6メディア人民日報社、新華社、求是雜誌社、光明日報社、經濟日報社、チャイナディリー社の「規律検査組」を李熙人民日報社規律検査組組長が統括。

2月19日 習近平、人民日報、新華社、CCTVを視察後、「党的新闻舆论工作座谈会」(党の報道輿論工作座談会)で「重要講話」(重要講話)。

3月4日 中央インターネット情報弁公室系統に属する新疆ウイグル自治区のウェブサイト「無界新聞」に習近平の辞職を求める書簡掲載。

3月21日 「中国記協新聞道德委員会規程(試行)」公布。

3月28日 工業・情報化部「インターネットドメイン名管理弁法(意見聴取稿)」(互联网域名管理办法征求意见稿)を公表。

4月28日 「中華人民共和国域外非政府組織域内活動管理法」(中华人民共和国境外非政府组织境内活动管理法)公布、2017年1月1日施行。

5月 全人代「中華人民共和国インターネット安全法(草案第二次審議用稿)」(「中华人民共和国

国网络安全法（（草案二次审议稿）」公表。

6月25日 「インターネット情報検索サービス管理規定」（互联网信息服务搜索服务管理规定）公布、8月1日施行。

6月28日 「モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定」（移动互联网应用程序信息服务管理规定）公布、8月1日施行。

7月4日 「インターネット広告管理暫定弁法」（インターネット広告管理暫定弁法）公布、9月1日施行。

7月12日 『炎黄春秋』の指導部改造。

10月1日 「共識ネット」（「共识网」）閉鎖。

10月24日－27日 中国共産党第18期中央委員会第6回全体会議開催。27日、「コミュニケ」（中国共产党第十八届中央委员会第六次全体会议公报）発表。「新たな情勢の下での党の政治生活に関する若干の準則」（关于新形势下党内政治生活的若干准则）、「中国共産党党内監督条例」、（中国共产党党内監督条例）、「党の第19回全国代表大会開催に関する決議」（关于召开党的第十九次全国代表大会的决议）採択。

11月5日 習近平、新華社創設85周年に祝電、「新華社は党が創設し指導する報道輿論機関であり、党の報道輿論工作の重鎮である。」と指摘。

11月7日 12期全人代常務委員会第24回会議、「中華人民共和国インターネット安全法」採択、2017年6月1日施行。

習近平、中国記者協会第9期理事会メンバーらと会見、「党と人民の信頼できる新聞工作者」になるよう強調。

11月16日－18日 中国主催の第3回世界インターネット大会開催、習近平、映像であいさつ。

上記の中で、2014年1月15日に逮捕され、同9月23日にウルムチ市法院の一審で無期懲役の判決を受け、11月21日に上訴が棄却され無期懲役が確定し、服役中の中央民族大学教師イリハム・トッティーが運営していたインターネットサイト「@uighurbiz」（维吾尔在线）はウイグル族からの中国語による発信ルートの一つであり、その閉鎖は習近平時代のインターネットという「輿論闘争の主戦場」における中国共産党の一つの「勝利」と言えるものであろう。

また、2016年3月に公布された「中国記協新聞道德委員会規程（試行）」は2013年から始まる地方単位での「新聞道德委員会」の実験活動が一定の成果をあげた反映でもあり、その機能については稿を改めて論じたい。

7. 「中華人民共和国インターネット安全法」の採択

筆者は拙稿「新疆『七・五』事件と中国のインターネット規制」（『政経研究』第47巻第4号2011.3.10pp.87-120）の中で2009年7月5日、新疆ウイグル自治区の区都ウルムチ市で発生した民族衝突事件（「7.5」事件）後に行われたインターネットの遮断について詳細に論じた。インターネットの遮断はチベット自治区でかつて行われてはいるがそれは短期的なものであって、10か月以上にわたりインターネットが長期に遮断されたのはこれが初めてである。事件発生翌日の7月6

日から新疆域内のインターネットは遮断されたが、およそ半年後からネット環境正常化が始まり、12月29日に人民網（ネット）、新華網（ネット）、翌2010年1月11日に新浪網（ネット）、搜狐網（ネット）、域外へ天山網（ネット）、2月6日に域外サイト27、人民網と新華網のBBSの一部がそれぞれ時系列的に開放され、5月14日になって自治区インターネット不良情報摘発電話・ポストが開設されると同時にインターネットが全面開放された。

こうした超法規的措置が時として採られるのが中国ではあるが、漢人地域においても同様の措置が採られる可能性の有無について考える上で、筆者は「中華人民共和国国家インターネット安全法」（以下「ネット法」）の「草案」からその条文に関心を持っていた。最終的には今回採択された「ネット法」にはその法的根拠となる次のような条文が入れられた。

第58条 国家の安全と社会の公共秩序を守ることで、重大な突発社会安全事件を処理する必要から、國務院の決定、あるいは承認を経て、特定区域においてインターネット通信に対し制限などの臨時措置を講ずることができる。

（原文）

第五十八条 因维护国家安全和公共秩序，处置重大突发社会安全事件的需要，经国务院决定或者批准，可以在特定区域对网络通信采取限制等临时措施。

「草案」には「第50条 国家の安全と社会の公共秩序を守ることで、重大な突発社会安全事件を処理する必要から、國務院、あるいは省、自治区、直轄市人民政府は國務院の承認を経て、一部地域においてインターネット通信に対し制限などの臨時措置を講ずることができる。」（原文：第五十条 因维护国家安全和公共秩序，处置重大突发社会安全事件的需要，国务院或者省、自治区、直辖市人民政府经国务院批准，可以在部分地区对网络通信采取限制等临时措施。）とあり、「省、自治区、直轄市人民政府」もネット遮断の権限をもつ内容であったが、この部分は二次草案の第56条で削除され、そのまま「ネット法」の第58条に引き継がれた。すなわち、「ネット法」ではネット遮断の権限は中央政府のみがもつものであって、地方政府にはその権限がないことを明記したのである。

このほか、「ネット法」についての詳細な分析は今後に譲り、ここでは以下に筆者の関心のある条文に触れ、習のインターネット観理解に供したい。

（1）適用範囲

第2条 中華人民共和国域内でのインターネット建設、運営、維持と使用、およびインターネットの安全の監督管理には本法が適用される。

（原文）

第二条 在中华人民共和国境内建设、运营、维护和使用网络，以及网络安全的监督管理，适用本

法。

「ネット法」は「第2条」にその適用範囲を上記のように明記している。これは「草案」、「二次草案」いずれも「第2条」に置かれ、同じ内容である。ここで言うところの「中華人民共和国域内」には香港、マカオという二つの特別行政区が含まれるのか、他の条文を含めて明確にされていない。

(2) 管理責任

第8条 国家インターネット情報部門はインターネット安全工作和関係監督管理工作を統括調整する責任を負う。国務院電信主管部門、公安部門とその他の関係機関は本法と関係法律、行政法規の規定に合わせて、各自の職責の範囲内でインターネットの安全保護と監督管理工作の責任を負う。県級以上の地方人民政府の関係部門のインターネットの安全保護と監督管理の職責は、国家の関係規定に合わせて確定する。

(原文)

第八条 国家网信部门负责统筹协调网络安全工作和相关监督管理工作。国务院电信主管部门、公安部门和其他有关机关依照本法 and 有关法律、行政法规的规定，在各自职责范围内负责网络安全保护和监督管理工作。县级以上地方人民政府有关部门的网络安全保护和监督管理职责，按照国家有关规定确定。

ここでは中央においては「国家インターネット情報部門」と「国務院電信主管部門、公安部門とその他の関係機関」、地方においては「県級以上の地方人民政府の関係部門」によってネットが管理されることが明文化されている。

この条文は「草案」では「国務院電信主管部門、公安部門とその他の関係機関」との文言が「・・・国務院工業・情報化、公安部門とその他の関係部門・・・」(原文: 国务院工业和信息化, 公安部门和其他有关部门) となっていたところ、「二次草案」で修正されすでにこの内容になっていた。

(3) 禁止事項

第12条 国家は公民、法人とその他の組織が法に基づいてネットを使用する権利を保護し、ネット接続の普及を促し、ネットサービスレベルを向上させ、社会に安全、便利なネットサービスを提供し、ネット情報の法律に基づく秩序ある自由な流通を保障する。

如何なる個人や組織もインターネット使用には、憲法法律を遵守、公共秩序を遵守、社会公德を尊重しなければならず、インターネットの安全に危害を及ぼしてはならず、インターネットを利用して国家の安全、荣誉と利益に危害を及ぼし、国家政權転覆、社会主義制度ひっくり返すことを煽動し、国家分離、国家統一破壊を煽動、テロリズム、過激主義を宣揚、民族怨恨、民族蔑視を宣

揚、暴力、猥褻色情情報を伝播、虚偽情報をねつ造、伝播させ経済秩序と社会秩序を混乱させたり、他人の名誉、プライバシー、知的財産権とその他の合法的権益を侵害するなどの活動に従事してはならない。

(原文)

第十二条 国家保护公民、法人和其他组织依法使用网络的权利，促进网络接入普及，提升网络服务水平，为社会提供安全、便利的网络服务，保障网络信息依法有序自由流动。

任何个人和组织使用网络应当遵守宪法法律，遵守公共秩序，尊重社会公德，不得危害网络安全，不得利用网络从事危害国家安全、荣誉和利益，煽动颠覆国家政权、推翻社会主义制度，煽动分裂国家、破坏国家统一，宣扬恐怖主义、极端主义，宣扬民族仇恨、民族歧视，传播暴力、淫秽色情信息，编造、传播虚假信息扰乱经济秩序和社会秩序，以及侵害他人名誉、隐私、知识产权和其他合法权益等活动。

「ネット法」は上掲のように「第12条」で「ネット情報の法律に基づく秩序ある自由な流通を保障する。」としたうえで、「禁止事項」を規定している。インターネットを通じて流してはいけない情報を箇条書きにすると次の12項目になる。

- ① 憲法法律を遵守しないもの
- ② 公共秩序を遵守しないもの
- ③ 社会公德を尊重しないもの
- ④ インターネットの安全に危害を及ぼすもの
- ⑤ 国家の安全、荣誉と利益に危害を及ぼすもの
- ⑥ 国家政權転覆、社会主義制度ひっくり返すことを煽動するもの
- ⑦ 国家分離、国家統一破壊を煽動するもの
- ⑧ テロリズム、過激主義を宣揚するもの
- ⑨ 民族怨恨、民族蔑視を宣揚するもの
- ⑩ 暴力、猥褻色情情報を伝播するもの
- ⑪ 虚偽情報をねつ造、伝播させ経済秩序と社会秩序を混乱させるもの
- ⑫ 他人の名誉、プライバシー、知的財産権とその他の合法的権益を侵害するもの

冒頭の3行(日訳)は「草案」(第9条)、「二次草案」(第12条)を通じて変わっていない。

その下の文言については「草案」に無い文言は、「・・・インターネットを利用して国家の安全、荣誉と利益に危害を及ぼし、国家政權転覆、社会主義制度ひっくり返すことを煽動し、国家分離、国家統一破壊を煽動、テロリズム、過激主義を宣揚、民族怨恨、民族蔑視を宣揚、暴力、猥褻色情情報を伝播、虚偽情報をねつ造、伝播させ経済秩序と社会秩序を混乱させたり、他人の名誉、プライバシー、知的財産権とその他の合法的権益を侵害するなどの活動に従事してはならない。」の中の「荣誉と利益」、「国家政權転覆、社会主義制度をひっくり返すことを煽動し、国家分離、国家統一破壊を煽動」、「虚偽情報をねつ造、伝播させ経済秩序」、「名誉、プライバシー、知的財産権」な

どであり、これらは「二次草案」で加えられていた。ここから採択された「ネット法」の条文が禁止事項についてより詳細に規定していることが分かる。

(4) 実名制

第24条 インターネット運営者はユーザーのためにネット接続、アカウント名登録を処理、固定電話、携帯電話のネット加入手続きを処理したり、あるいはユーザーのために情報配信、インスタントメッセージなどのサービスを提供する上で、ユーザーと取り決めに調印、あるいは提供するサービスを確認するとき、ユーザーに真実の身分情報の提供を要求すべきである。ユーザーが真実の身分情報を提供しない場合、インターネット運営者はそれに関係サービスを提供することができない。

国家はネット身分信頼戦略を実施し、安全、便利な電子身分認証技術研究開発を支持し、異なる電子身分認証間の相互認証を推進する。

(原文)

第二十四条 网络运营者为用户办理网络接入、域名注册服务，办理固定电话、移动电话等入网手续，或者为用户提供信息发布、即时通讯等服务，在与用户签订协议或者确认提供服务时，应当要求用户提供真实身份信息。用户不提供真实身份信息的，网络运营者不得为其提供相关服务。

国家实施网络可信身份战略，支持研究开发安全、方便的电子身份认证技术，推动不同电子身份认证之间的互认。

この「二次草案」(23条)と同じ内容である条文は「真実の身分情報」(実名)を提供しないものはインターネットを利用できないことを明文規定したものである。この条文の「草案」に無く、「二次草案」から加えられた文言は「・・・为用户提供信息发布、即时通讯等服务，・・・」の「インスタントメッセージなど」(「即時通讯等」)と「・・・应当要求用户提供真实身份信息。」の「すべきである」(「・・・应当」)、「国家实施网络可信身份战略，支持研究开发安全、方便的电子身份认证技术，」の「ネット身分信頼戦略を実施し」(「・・・实施网络可信身份战略・・・」)であり、「草案」から削除されたのは「・・・推动不同电子身份认证之间的互认。」の後にあった「通用」である。

(5) 捜査協力

第28条 インターネット運営者は公安機関、国家安全機関の法に基づいて国家安全を守り、犯罪を捜査する活動に技術的支援と協力を提供すべきである。

(原文)

第二十八条 网络运营者应当为公安机关、国家安全机关依法维护国家安全和侦查犯罪的活动提供技术支持和协助。

この条文も「二次草案」を踏襲したものである。この条文になる前の「草案」は「第23条」で「国家の安全と犯罪捜査の必要から、捜査機関は法律の規定に合わせて、インターネット運営者に必要な支援と協力を要求することができる。」(原文:第二十三条 为国家和侦查犯罪的需要, 侦查机关依照法律规定, 可以要求网络运营者提供必要的支持与协助。)としていた。「ネット法」は「インターネット運営者」の捜査協力への義務化を明確にしたものと言える。

もとより、習近平は2015年12月16日から18日にかけて開催された中国主催の第二回世界インターネット大会で講話を行い、「四つの原則」を提示、そのトップに「ネット主権の尊重」(尊重网络主权)を挙げ、『国連憲章』の確立した主権平等の原則は現代の国際関係の基本的準則であり、国と国の往来する諸領域をカバーするものであり、その原則と精神はネット空間にも適用されるべきである。」(新華社2015年12月16日電)と語っている。「ネット法」がこの「ネット主権」論を基礎に制定されたことは疑いのないところである。すなわち、この「ネット法」の制定は習の下で「国家主権」→「情報主権」→「ネット主権」という構図の中に中華人民共和国の情報管理政策が立案されていることの一つの反映でもある。

8. 中国における「輿論」

中国における「輿論」は習近平の言葉にあるように「輿論誘導」によって作り出さなければならないものであり、そのためには「党がメディアを管理する」ことを確実にしなければならないのである。習が党性と人民性の一致を強調し、「中央の権威」の「擁護」を求め、細部にわたり「輿論誘導」の必要性を説くとともに、「公平正義」を見守るよう呼びかけたのは習がメディアに対して党の「核心」としての彼に対する忠誠を求めたメッセージなのであり、「姓を党と名乗らなければならない。」と言うところの「党」も党の組織原則である民主集中制の頂点にある習を意味しているのである。その習は総書記に選出された2012年11月の18期1中全会で「新たな情勢下において、われわれの党は多くの厳しい挑戦に直面しており、党内には解決が待たれる多くの問題がある。特に一部の黨員幹部の中に生まれた汚職腐敗、大衆からの遊離、形式主義、官僚主義などの問題は大きな気力で解決しなければならない。全党は覚醒しなければならない。」と呼びかけ、「党は党を管理しなければならず、厳しく党を治めなければならない」(「党要管党、从严治党」)ことを語っている。

これは党内闘争の始まりを意味しており、腐敗撲滅を通じて、政治局常務委員であった周永康、軍事委員会副主席であった徐才厚、郭伯雄、中共中央弁公室主任であった令計画、重慶市委書記であった薄熙来などのいわゆる「虎」を退治し、「ハエ」も無数叩き落されている。

2016年5月3日、習は中央規律検査委員会第6回全体会議で「民心は最大の政治であり、正義は最強の力である。」として、2015年の国家統計局のアンケート調査を引用し、「91.5%の大衆が党風廉政建設と反腐敗工作の成果に大変満足、あるいは比較的満足していることを示している。」と語るとともに、「93.7%の指導幹部、92.8%の普通幹部、87.9%の企業人、86.9%の都市住民が中国の反腐敗に自信、あるいは比較的自信があることを示している。」とする中国社会科学院のアンケート調査のデータも利用しながら、「党風廉政建設と反腐敗闘争」に「民意」があるとし、「われ

われが党を管理党を治めることを疎かにせず、風紀の肅正を停めず、腐敗に反対し悪を懲らしめることに手を緩めなければ、この負けることのない、決して負けてはならない闘争に必ず勝つことができる。」(習近平在中紀委第六次全体会议上的讲话(全文)人民日报2016年05月03日)と呼びかけている。

1968年10月、毛沢東は李徳生に対し「われわれ共産党人が革命をやるのに、数十年来、輿論づくりに依拠してきた。……一つの政権を転覆させるには、決まってまず先に輿論を創り出さなければならない。革命の階級もそうするし、反革命の階級もそうするのである。」と語っている。(毛沢東：我们共产党闹革命就是靠造舆论 董保存 2012年03月05日09:12 来源：《党史博览》)この時の毛沢東の言葉は「闘争」に臨んだとき常に引用されるものであり、敵も味方も自分に有利に導くために「輿論」を創り出すものであることを示している。「闘争」とは「権力」の争奪を意味しており、「反腐敗闘争」であろうが、「輿論闘争」であろうがいずれもその目指すところは「権力」の掌握にある。

これより先、2016年2月1日にはこれまでの七大軍区(北京、瀋陽、済南、南京、広州、蘭州、成都)から五大戦区(東部、南部、西部、北部、中部)に改編した。これは習近平が完全に軍を掌握したことを示している。中国においては「権力」の最大の後ろ盾が「暴力装置」であることは歴史が証明しているところであり、それが中国共産党のよって立つ「武」であり、もう一方の「文」(情報宣伝)との両輪で中国を統治経営してきた。

習は執政4年をかけて、腐敗撲滅を通じて、政敵を排除し、インターネットを中心とする情報を管理するシステムを構築し、来年2017年下半期に開催される中国共産党第19回全国代表大会を迎えようとしている。この19全大会において彼の総書記二期目が承認されるであろうが、18全大会からの一期目のこれまでの4年間において、2013年4月の中央弁公庁の「通報」から始まって、同年8月の「8・19講話」、2016年2月の「党の報道輿論工作座談会」、同年11月の「ネット法」の成立を経て中国の言論空間は習近平体制を補完するための「文」の制度設計の中に組み込まれたと言える。言葉を換えて言えば、習近平執政4年は中国の言論空間のよって立つ制度的保障が憲法にあるのではなく、一党独裁の中国共産党という唯一絶対の権力、その「党中央」の「権威」としての「核心」によって伸縮自在に変わるものであることをいま一度証明した。習近平は「党の報道輿論工作座談会」においてメディアに「公平正義のキーパー」の役割を期待したような発言をしたが、その後に採択された「新たな情勢の下での党の政治生活に関する若干の準則」と「中国共産党党内監督条例」には「キーパー」(守望者)などの表現は一切ない。その意味は中国のメディアはあくまでも党の所有物であり、「キーパー」と言う表現はあくまでも限定された戦術(汚職撲滅)に活用される機能発揮を求めたことに使用されたに過ぎず、中国共産党に対する普遍的なキーパーの機能を果たすよう求めたものではないことも自明なことである。中国のメディアは依然として、あるいはこれまで以上に党の代弁者としての機能発揮を求められていくことになるであろうことを考えると、インターネットを含めた中国のメディアから流される情報を一つの政治現象として分析することの有効性は増すことはあっても減じることはないであろう。

韓国のメディア・ジャーナリズム関連研究の動向：2016年度

小林 聡明*

はじめに

本稿は、2016年度（韓国：2016年3月～2017年2月）に韓国言論学関連分野の主要三誌に掲載された論文すべてを抜き出し、簡単な内容紹介を附したものである。なお、主要三誌とは、『韓国言論学報』（韓国言論学会）、『韓国言論情報学報』（韓国言論情報学会）、『言論と社会』（社団法人言論と社会）である。これらの雑誌の位置づけなどについては、拙稿を参照していただきたい（「韓国の言論学関連学会の状況と研究動向の概要：2015年1～12月」『ジャーナリズム&メディア』9号、日本大学法学部新聞学研究所、2016年3月）。

2016年度の主要三誌に掲載された論文は、外形的な意味において、いくつかの特徴を明確にしている。第一に、歴史的な観点や哲学的アプローチの研究が少なく、オンライン調査などを用いた実証的な研究が活発に行われていることである。第二に、既存のマスメディアだけでなく、ソーシャル・メディアにもバランス良く目配りされた研究状況の広がりを見取できることである。第三に、日本のメディア・ジャーナリズム研究との顕著な違いとして、韓国の場合、複数の著者が共同執筆した論文が多く見られることである。

本稿では、内容面からの傾向整理などは、あえて行わなかった。それは、すべての掲載論文を紹介することで、読者の観点から傾向を見出してほしいという願いが込められているからである。以下、三誌に掲載された個別の論文について見ていきたい。

1. 『韓国言論学報』

(1) 第60巻第1号

① ジャーナリズム・コミュニケーション

「地域新聞の利用動機および非利用の理由が地域新聞利用行態に及ぼす影響：嶺南・湖南・忠清地域民調査を中心に」（ファン・ソンウク、崔ホンリム、ペ・ジヒャン）は、釜山、蔚山、慶南、大邱、慶北、光州、全羅、大田、忠清の4地域の住民1674名を調査し、オンライン、オフラインによる地域新聞ニュースの利用について分析した。「暴力犯罪報道が子どもに与える情緒的および認知的影響：恐怖反応の媒介的役割を中心に」（ユ・ウヒョン、チョン・ヨングク、チョン・ジヒ）は、暴力犯罪報道が、子どもにあたえる情緒的（心理的外傷および犯罪に対する恐怖）および認知的（犯罪被害の可能性知覚および犯罪発生率知覚）影響を明らかにした。「地域新聞発展基金支援のための地域民中心の地域新聞評価尺度構成に関する探索：専門家デルファイ調査を中心に」（チョン・ソンホ、李ファヘン、李ジョンギ）は、地域新聞発展基金の支援政策について、受け手の観点から分析した。「政治的理念性向による政派的新聞露出：世論指導層としてのコラム寄稿者と一般

*こばやし そうめい 日本大学法学部新聞学科 専任講師

大衆比較研究」(白ヨンミン、金フィジョン、韓ギョソプ、チャン・スルギ、金ヨンソク)は、新聞社にコラムを寄稿する外部執筆陣と一般新聞利用者が、どのように政派的メディアを利用しているのか、その行態を解明した。「フランシスコ法王の訪韓と韓国社会の危機兆候：法王訪韓関連言論報道に対する批判的言説分析」(リュ・ウンジェ、崔ジンホ)は、2014年に起きたフランシスコ法王シンドロームに内在する社会的欲望と言説政治について、政治的リーダーシップの不在に起因する韓国社会での危機の兆候という文脈から分析した。「経済情報に対する非対称的反応：経済ニュースへの経済主体の心理と行為」(李ワンス、朴ヤンス)は、個人や企業のような経済主体が、メディアによる経済情報に触れた際、今後の景気展望について、どのように異なった認識や反応を見せるのかについて分析した。「儀礼としてのジャーナリズム：韓国ジャーナリズムの政派性についての新たな理解」(朴ヨンホム、金ギョン)は、今日の韓国ジャーナリズムが有する政派性問題について、これまで看過されてきた文化的要素の観点から検討し、韓国社会におけるジャーナリズムの儀礼的な役割という新たなアプローチを提案した。「我々は平素、原子力の安全問題をどのように扱ってきたのか：報道資料と言論報道比較を通じた「原子力安全の現実」探索」(崔ユンジョン)は、原子力安全委員会の報道資料と、メディア報道を比較することで、それぞれによって構成される「原子力安全の現実」とは何かについて明らかにした。

② ニューメディア

「計画された行動理論を根拠とするサイバーいじめ行為意図予測要因：集団別(青少年、大学生および社会人)分析」(ユ・ジェウン、チョ・ユンギョン)は、サイバーいじめに対する態度、主観的規範、認知的行為統制感が、サイバーいじめ行為意図に及ぼす影響について分析した。

③ PR・広告

「障害者支援メッセージに対する反応に好惠的／共感的訴求と利他的性向(共感的関心／観点受容)が、及ぼす影響に関する研究」(李スンジョ、金ボンゲン)は、障害者支援キャンペーン伝達において、訴求類型(好惠的／共感的)と、利他的性向(共感的関心／観点受容)が及ぼす影響を解明した。

④ 理論・方法

「電送理論を根拠とする文化開発効果の人とモデル分析：オーディション番組が青少年の垂直的個人主義におよぼす影響を中心に」(李ソクジョン、陸ウンヒ、崔テフン、朴スジン)は、オーディション番組の主な視聴者であり、社会的価値を形成していく段階にある青少年に着目し、オーディション番組の視聴が、彼ら・彼女のなかで、競争を重要と考える垂直的個人主義を、いかに生み出していくのかについて分析した。

(2) 第60巻第2号

① ジャーナリズム・コミュニケーション

「選択的ニュース利用：政派的选择性とニュース選択性の原因と政治的含意」(閔ヨン)は、ニュース消費における選択性が増大していることに注目し、政派的选择性とニュース選択性の原因

と、その政治的効果について検討した。「日帝強占期・韓ギオクの言論活動と民族運動」(朴ヨンギユ)は、これまで十分に検討されてこなかった言論人・韓基億の植民地期における言論活動と民族運動について分析した。「政治ニュース・フレームと受容者の解釈的フレームが、科学技術の意見形成に及ぼす影響：セウォル号惨事のなかの「ダイビング・ベル」投入に関するナラティブ解釈モデルの経験的検証を中心に」(チョン・チャンヨン、金チュンシク)は、ニュース・フレームが、科学技術イシューに対するニュース受容者の解釈と意見に及ぼす影響を検証した。「ニュース書き込みに対する偏向知覚がイシューへの世論知覚に及ぼす影響」(チョン・ジウン、朴ナムギ)は、多様な意見を含む書き込みがあらわれたとき、その書き込みをどのように知覚するのかによって、イシューに対する世論知覚の方向が、いかに変化するのかについて検証した。「視聴者の世帯形態は、フード番組の視聴効果発生過程に、どのような影響を与えるのか？：調節された媒介過程モデル検証を中心に」(ホン・ジャギョン、白ヨンミン)は、フード番組の視聴が、視聴者に、どのような心理的欲求を充足させ、主観的な幸福感の増進に寄与するのか。そして、こうしたフード番組が視聴効果の発生過程が、視聴者の世帯形態によって、いかに異なっているのかを実証的に解明した。「1960年代の言論人・朴権相の言論学研究についての考察」(金ヨンヒ)は、1960年代の言論人である朴権相の言論学研究について考察し、韓国言論学研究史における意味を検討した。「意味ネットワーク分析を利用した2005～2014年の自殺報道分析：＜朝鮮日報＞と＜ハンギョレ＞を中心に」(金テオク、崔ミョンイル)は、2005年から2014年までに発行された＜朝鮮日報＞と＜ハンギョレ＞に掲載された自殺報道記事について意味ネットワーク分析を行うことで、韓国社会において重要な社会問題となった自殺問題について検討した。「ソーシャル・ネットワーク・サービス利用者の没入が、利用低下に及ぼす影響：フェイスブックとインスタグラムの違いから見た関係負担の媒介効果」(李チェイ、金ヨンジョン)は、ソーシャル・ネットワーク・サービスの利用低下が、フェイスブックとインスタグラムの利用者のあいだで、どのように異なっているのかを分析した。「メディア・メッセージ効果知覚の正確性検証：世論調査結果と報道による実際の態度変化と知覚された態度変化の比較」(許ユジン、チョン・ソンウン)は、メディア効果知覚の正確性に関する既存研究の検証方法と結果を批判的に検討し、実際の態度変化と知覚された態度変化の比較を通じて、メディアの実際の効果と知覚された効果との相違を検証した。

② ニューメディア

「政治的理念によるツイッター空間での集団間の意見相違分析：セウォル号事件を中心に」(チョン・ヒョジョン、ペ・ジョンファン、ホン・スリン、朴チャンウン、ソン・ミン)は、ツイッター空間において、同様の傾向を持つ利用者間で同質的ネットワークが形成されることを前提として、セウォル号事件についてのツイッター利用者の政治的意見の相違を分析した。

③ 放送・コンテンツ・文化

「外国人留学生の行動意図に影響を及ぼす要因間の経路分析研究」(金ヨンギ、金チャンソク、文ソニイ、朴ジンス)は、在韓外国人留学生の行動意図に影響を及ぼす要因間の経路を分析した。「総合編成チャンネルの北朝鮮イメージ生産方式：「日常」への転換、理念的定形の固守」(パン・フィギョン、李ギョンミ)は、総合編成チャンネルの脱北民が出演する娯楽番組が、どのように北

朝鮮イメージを作り出しているのかについて検討した。

④ 理論・方法

「肥満の責任に帰するメッセージと感情が政策支持と健康行動意図に及ぼす影響：帰因理論と計画された行動理論を中心に」(金スジン、車フィウォン)は、構成された原因と解決の責任に帰するメッセージが、肥満解決のための健康行動に及ぼす影響を検証した。「総合編成チャンネル導入によるTV放送の多様性変化研究：メイン視聴時間帯の放送番組ジャンルの多様性と視聴者露出の多様性分析(2011～2015)」(ソン・インドク)は、地上波および総合編成チャンネルがメイン視聴時間帯に提供した放送番組の編成および視聴率資料をもとにして、総合編成チャンネル導入による主要放送チャンネルの番組編成パターンの変化と、それによる放送番組ジャンルの多様性の変化について実証的に分析した。

(3) 第60巻第3号

① ジャーナリズム・コミュニケーション

「対人コミュニケーションにおける嘘を手がかりとしての視線回避：対話段階別の視線回避の役割と機能を中心に」(金デジュン)は、普遍的な嘘を手がかりとして知られた視線回避が、審問という特殊な対人コミュニケーションの状況で、どのように実際に嘘の手がかりとなるのかについて解明した。「韓国のMARS事態は、どのように政治化されたのか?：健康統制領域の認識性向が、MARS被害関連の責任帰因に及ぼす効果に対する政治的性向の調節効果を中心に」(チャン・ギョウン、白ヨンミン)は、人が健康関連の信念と政治関連の信念が、どのような関係を有しているのか。そして、こうした信念が2015年の韓国でMARS感染が広がった事態の原因についての認識と責任の所在の判断に、いかなる影響を及ぼしたのかを明らかにした。「敵対的メディア知覚が行動意向に及ぼす影響：政治的アイデンティティの顕著性と情緒、イシュー関与度の役割を中心に」(金ヒョンジョン)は、外集団メディアに対する敵対的メディアの知覚が、政治的アイデンティティが顕著な場合、強化されるのかについて検証し、敵対的メディアの知覚が、行動意向にいたる過程で情緒とイシューの関与度の役割について探索した。「国内テレビ・フォーマット番組の流通に関する研究：完成番組との比較を中心に」(チョン・ユンギョン)は、2012年から3年間の韓国のフォーマット番組の輸出増加率、輸出市場集中度、輸入フォーマット制作国の集中度分析を通じて、フォーマット番組の流通が、完成番組の流通と、どのような違いを示しているのかについて分析した。「ジャーナリズムの観点から見たモバイル基盤のポータル・ニュースのゲートキーピングと利用者のニュース利用」(金ギョンヒ)は、モバイルでサービスされるポータル・ニュース価値と編集の独自性、ニュース編集が利用者のニュース利用に及ぼす影響について考察した。「外国人犯罪についての言論報道が、外国人真犯人認識の形成に及ぼす影響」(朴ソンジョ、朴スンガン)は、韓国社会の移住外国人に対する真犯人認識が、犯罪発生統計の客観的事実を根拠とするのではなく、韓国メディアの移住外国人犯罪報道によって形成され、強化される点について明らかにしようとした。「オンラインとオフライン新聞の引用適切性比較：述語客観性と取材源の水準を中心に」(李ゴンホ、高フンソク)は、記事の引用句に用いられた「述語客観性」と「取材源の水準」(透明度と信頼度)を通じて、オンライン(<オーマイ・ニュース>と<ニューデیلیー>)

とオフライン新聞（＜朝鮮日報＞と＜ハンギョレ＞）の情報の方向性が、どのように具現されるのかについて把握しようとした。

② ニューメディア

「青少年のオンライン有害情報露出とオンライン逸脱行動に及ぼす要因：父母の仲裁と同年代の策動の違い」（李ヘミ、ヤン・ソウン、金ウンミ）は、デジタル環境で青少年が直面するオンライン上の多様な危険性に影響をおよぼす要因を幅広く分析し、オンライン有害情報露出および逸脱行動において、父母と同年代の人々の相反した役割と、そうした役割が、不備と同年代の人々との関係のなかで、いかに作用するのかを解明した。「社会不安と対人不安が、社会参与に及ぼす影響：社会比較と情報追窮の媒介効果を中心に」（権イェジ）は、ネットワーク社会の市民性が、伝統社会と異なり、個人の感情が重視されるという点に着眼し、社会不安および対人不安が、社会参与に及ぼす影響を把握した。

③ 放送・コンテンツ・文化

「歴史トークショーのジャンル混種化：KBS1 ＜歴史ジャーナル その日＞分析を中心に」（李ジョンズ）は、歴史トークショーという混淆的なジャンルにおいて、歴史を扱うスタイルが、どのように変化しているのかを考察した。「テレビ芸能あるいは娯楽番組の司会者および出演者の問題言語使用が、番組に対する興味と視聴者の暴力性向に及ぼす影響」（ウォン・ギボム、文ソンジュン）は、テレビ放送の芸能または娯楽番組の司会者および出演者が、使用する問題のある言語が、視聴者の態度変化に、どのような影響を及ぼしているのかについて実証的に分析した。

④ PR・広告

「企業—女性職員間の関係性モデルに関する影響：性別多様性の気風と離職意図との媒介変因としての関係性」（金ヒョスク）は、現在までの関係性の研究成果を継承・発展させるための一環として、「組織—公衆間の関係性モデル」を企業と女性職員の関係性に適用し、分析を試みた。

⑤ 理論・方法

「中国人移民者のメディア利用と文化価値」（文ソンジュン、ウォン・ギボム、ウ・ブン）は、中国移民者の韓国メディア利用が、彼ら・彼女らの文化価値形成に対して、どのような影響を与えるのかについて実証的に分析した。

(4) 第60巻第4号

① ジャーナリズム・コミュニケーション

「質的メタ分析を通じたニュース・フレームの類型：国内117のフレーム研究を対象として」（李フィヨン、金ジョンギ）は、現在まで、韓国国内のニュース・フレーム研究で蓄積された類型を統合し、調査分析を試みることで、4つの次元で15種類のニュース・フレームを導き出した。「多文化の再現と移住民メディア利用と社会関係およびアイデンティティ：済州結婚移住女性の声を中心に」（ジョン・ウィチョル、チョン・ヨンボク）は、済州地域に暮らす結婚移住女性への聞き取り

調査を通じて、彼女らのメディア利用、社会関係、アイデンティティについての解釈を試みた。「日帝強占期ニューヨーク韓人言論の特性と役割：ディアスポラ的アイデンティティを中心に」(朴ヨンギュ)は、日本植民地期にニューヨークで朝鮮人が発行していた新聞・雑誌に着目し、それらが、どのように民族アイデンティティを維持させ、母国との連帯のなかで活動していたのかを分析することで、強力なディアスポラのアイデンティティが埋め込まれていたことを浮き彫りにした。「言論史研究対象と範囲を大きく拡大する：車培根の言論史研究」(金ヨンヒ)は、車培根の研究業績のなかで、言論史研究を中心にして、主な研究内容と成果を詳細に検討し、韓国言論学研究史における意義について考察した。「火のない所に煙は立たないか?：政府機関の噂に対するインターネット公衆の介入と責任間の関係探索」(車ユリ、権イェジ、羅ウンヨン)は、政府機関に関する噂への介入要因を基盤として、インターネット公衆を類型化し、該当の類型によって、噂の発生問題の責任に違いがあるのかについて検証した。「段階的順応技法比較および段階延長研究：多文化学生のための大学生メンター募集への適用」(車ドンピル)は、多文化学生のための大学生メンター募集で、段階的順応技法のうち、どの技法が、より効果的なのかについて分析した。「国内言論のSTAP細胞事件報道態度：ファン・ウソク報道の「教訓」の失踪原因分析を中心に」(金ハンビョル、チン・ダルヨン)は、2014年のSTAP細胞事件に関する報道について、2005年のファン・ウソク事件と比較し、分析することで、「ファン・ウソク報道の教訓」が生かされていない原因が、どこにあるのかについて検討した。「1994~2014年 韓国経済ニュースの変化：言論の監視機関の役割を中心に」(李ナヨン、白カンヒ)は、韓国言論の財政的危機が、急速に進む最近20年間の韓国における経済ニュースが、どのように変化したのかについて、言論の監視機関の役割を基準に分析した。

② ニューメディア

「外向性と年齢帯によるコミュニケーション空間認識の相違：空間知覚、時間配分およびネットワーク性と共存感を中心に」(羅ウンヨン、権イェジ)は、個人の内向性-外向性と世代によって、コミュニケーションのための視空間知覚と公共の場所での没入、連結性と共存感および複合時間性が、どのような違いを有しているのかについて分析した。「セット販売による市場支配力転移に関する探索的研究：SKテレコムとCJハロービジョン間の混合型企業セットの事例を中心に」(カン・ジェウォン)は、「混合型企業結合とセット販売による市場支配力転移」問題について多層的で統合的なアプローチを通じて分析した。

③ 理論・方法

「<セウォル号特別法>に対する意見構成で死の顕著性が、意見激化と利他的行為意図に及ぼす影響：心理的距離と集団主義の調節効果を中心に」(金ヨンウク、李ジヨン)は、セウォル号事故について、特別法への意見が激化する現象を恐怖管理理論の文脈で診断し、セウォル号犠牲者に対する利他的行為の意図に死の顕著性が、どのような影響を与えているのかについて実証的に分析した。「青少年の芸能人に対する関心と摂食障害：芸能人崇拜概念を中心に」(シム・ジェウン、ファン・ジェウォン)は、男女高校生各250名を対象にオンラインアンケートを実施し、「芸能人崇拜」が、青少年の摂食障害に及ぼす影響について分析した。

(5) 第60巻第5号

① ジャーナリズム・コミュニケーション

「ゲーム中毒既成法理に対する批判的考察：保健福祉部の精神健康総合対策に対する憲法的判断を中心に」(朴ヒョンア、李ジェジン)は、既存のゲーム中毒関連法案および最近の保健福祉部によって協力を推進されている精神健康総合対策のうち、ゲーム中毒と関連した項目について検討した。「取材源使用の原則と現実：セウォル号報道を中心に」(ソン・サンゲン)は、「朝鮮日報」「東亜日報」「ハンギョレ新聞」「京郷新聞」の総合面の記事とKBSおよびJTBCの午後9時のニュースについて内容分析を実施し、セウォル号事件報道について、取材源に着目して分析した。「政治家に対する事前態度が、属性議題設定効果に及ぼす影響についての研究：第18代大統領選挙における大学生有権者を中心に」(李ナヨン)は、属性議題設定理論を基にして、政治家についてのニュース報道の影響力が、当該政治家への受容者の選好程度(事前態度)によって、どのように異なるのかについて分析した。「国内デジタル・ニュース議題の流れに対するマクロ的分析：伝統的マスコミ、インターネット・マスコミ、ソーシャル・メディアを中心に」(イム・ジョンソプ)は、デジタル・ニュース市場を主導するマスコミとソーシャル・メディア間の議題設定についてマクロ的に分析し、媒体間の議題設定の性格を診断した。

② ニューメディア

「SNS利用と政治参与：政治的社會資本と情報および娯楽追求動機の調節された媒介効果を中心に」(崔ジヒャン)は、社會資本という概念とSNS利用動機に着目し、SNSが、いかなるメカニズムを通じて、市民の政治参与に意味ある影響をあたえるのかについて分析した。「オンライン嫌悪表現の拡散ネットワーク分析：イシューの属性別拡散パターンおよび嫌悪表現の類型と強度」(ホン・ジュヒョン、羅ウンギョン)は、インターネットとSNSを通じて、特定の対象に対する嫌悪表現が増加する現象に注目し、嫌悪表現の対象者を統制する可能性と被害の範囲を基準として類型化し、検討作業を実施した。「フェイスブックの友達のニュース推薦が、ニュース信頼度認識とニュース関与行動に及ぼす影響：認知精巧化認知指導力を中心に」(金ミヒ)は、オンライン実験を実施し、フェイスブックの友達によるニュース推薦が、フェイスブック利用者のニュース信頼度意識とニュース関与の行動に及ぼす影響を検証した。「プライバシー関連要因が、フェイスブックの持続的利用意向に及ぼす影響についての拡張モデル研究：オンライン・リスク管理戦略の防護集団と主導的対処集団の潜在平均経路分析を中心に」(チョン・ヘソン、李ヒョンジュ、金ギテ)は、構造幫助式モデルを適用し、フェイスブックのプライバシーの危険認識—プライバシー念慮—信頼—持続的利用意向の構造的関係を分析し、オンライン・プライバシーの危険管理戦略の防護集団と主導的対処集団の潜在平均相違分析と調節効果を実証的に検証した。「教育目的の著作物利用の公正利用判断要素：米国判決の性向および含意」(チョ・ヨンア)は、アメリカの判例を対象として、教育目的における著作物の公正利用についての判断要素を分析した。

③ 放送・コンテンツ・文化

「メディア利用としてのゲーム利用：「何を」するのかから「どのように」するのかへ」(金ウンミ、李サンヒョク)は、ゲーム利用者が、ゲーム内でどのような行動を選択するのか、それによっ

てメディア経験が、どのように異なるのかに着目し、「行うもの」としてのゲーム利用が有する意味について分析した。「コミュニティ・ラジオ銅雀FMの多重参与と実践事例研究：ネグリとハート、ヴィルノの多重理論を中心に」(カン・ジンソク、ソ・ユソク)は、ソウル・銅雀FMの多重実践と情緒変移の事例を分析することで、コミュニティ・ラジオの含意について検討したものである。

④ PR・広告

「国内自殺予防ウェブサイトについての分析：健康信念モデルの適用」(アン・スンテ、李ハナ)は、健康信念モデルの5つの要因を理論的枠組として使用し、韓国内の自殺予防ウェブサイトを分析することで、自殺と精神疾患についての知覚された深刻性、脆弱性、恵沢、障害要因に関する情報提供が不足していることを明らかにした。

⑤ 理論・方法

「長期時系列内容分析のためのニュース・ビッグデータ分析の活用可能性：100万件の記事の情報源とテーマで見た新聞26年」(朴テミン)は、本格的な長期時系列研究を遂行するために、自然語処理と意味ネットワーク分析が組み合わせられたニュース・ビッグデータを活用することの提案を行った。

(6) 第60巻第6号

① ジャーナリズム・コミュニケーション

「‘Nudge Communication’の方法論的類型分類：公益的説得のためのナッジの活用方案」(カン・ジュンマン)は、韓国の日常的な生において、ほとんど無限の適用範囲を有するナッジ(Nudge)をコミュニケーション学が、積極的に取り扱うべき点を強調し、‘Nudge Communication’の類型を分類すると同時に、公益的説得のためのナッジの活用方案について探求した。「身体イメージ関連ニュースおよび書き込みの論調が、女子大生の身体イメージに及ぼす影響」(金キョンボ)は、20代の女子大学生を対象として、オンライン・メディア環境において、人の外貌に関する信念の学習が、どのように否定的な自己身体イメージ評価がなされるのか、その過程について分析した。「新聞、放送、ポータル・メディアの意見多様性比較分析：「統合進歩党解散宣告」関連報道を中心に」(ノ・ヒョンジュ、ユン・ヨン Chol)は、多元化された言論生態系において、韓国言論(新聞、放送、ポータル)の意見の多様性が、媒体内、そして媒体間で、どのようにあらわれているのかについて分析した。「父母と子女間の意思疎通行為に対する知覚相違が、子女の感情調節および認知的意思疎通能力に及ぼす影響」(リュ・ソンジン)は、父母と子女との多様な意思疎通行為に対する知覚において、統計的な有意味な差の有無について分析し、知覚の相違が、子女の感情調節および認知的意思疎通能力に、いかなる影響を及ぼすのかを検証した。「信頼の条件：ジャーナリズム専門性と党派性が偏向性が言論信頼の政治信頼に及ぼす影響」(閔ヨン)は、言論に対する不信という状況が広まるなかで、言論への信頼が、どのような原因と結果によって構成されているのかについて、19歳以上の成人に対するオンライン調査を用いて検討した。「放送の客観性に対する研究：法律的観点を中心に」(朴アラン)は、放送通信審議委員会の審議議決のうち、

「客観性」違反が制裁の事由となった場合を調査し、客観性は法的に、どのような意味を有するのかについて分析した。「多変化したニュース消費が議題一致度（consensus）に及ぼす影響」（ソン・ボヨン、金ウンミ）は、議題設定に影響を及ぼす受容者の変因のうち、利用者のニュース消費パターンに注目し、メディア環境の変化とともに観察されるニュース消費パターンと議題設定効果の結果として公衆議題一致度の関係を分析することで、公衆の議題一致度が増加している現象を議題設定理論を通じて解明した。「＜毎日新報＞の「婦人と家庭」欄を通じて見た1920年代序盤の「婦人」への視線」（李ミンジュ、崔イスク）は、韓国最初の婦人欄である「毎日新報」の「婦人と家庭」欄を対象として、同欄が、いかなる背景で登場しどのようなイシューを通じて、当時の女性を規定しようとしたのかについて分析した。

② ニューメディア

「SNSにおける潜伏観察行為と利用強度に及ぼす影響要因分析：フェイスブック利用者の性格および心理的特性を中心に」（チョン・ソンウン、朴ナムギ）は、SNS利用者の性格および心理的特性が、SNSで発生する潜伏観察行為とSNS利用強度に、いかなる影響を及ぼすのかについて分析した。

③ 放送・コンテンツ・文化

「国内児童虐待ニュースに対する批判的言説分析：「ウォンヨンイ事件」を中心に」（金ヘヨン、カン・ジンスク）は、児童虐待ニュースについての批判的言説分析を通じて、社会的阻害階層であり、少数者である子どもの劣悪な生の環境と暴力現象を批判し、対応策を模索した。

2. 『韓国言論情報学報』

(1) 通巻 75 号

「SBS＜それが知りたい＞の役割と成就、そして明と暗を文脈化する：テキスト分析とメディア生産者研究を通じて光をあてる」（李ギヒョン、ファン・ギョンア）は、SBSが放送する時事告発番組＜それが知りたい＞の役割や制作陣が直面する制度的な圧迫と影響について多面的に光をあてた送り手分析の研究である。「男性のブランド消費と差異の文化政治：韓国社会の30代男性の消費経験を中心に」（リュ・ウンジェ、朴ジョンウン）は、韓国社会における男性のブランド消費が持つ社会文化的意味と、個人がブランド品に、いかなる意味を付与し、これを消費する過程で、どのような経験と実践を行うのかについて分析した。「移住女性に関する嫌悪感情研究：ダウム・サイト「アゴラ」言説を中心に」（韓フィジョン）は、討論の空間である「ダウム」の「アゴラ」に着目し、移住女性に関するインターネット・ポータルサイトの掲示物と書き込みのナラティブに込められた感情の特性を分析した。

(2) 通巻 76 号

「グレマス記号学を利用した叙事分析の問題：＜冬の王国＞を中心に」は、＜冬の王国＞の叙事分析を行った既存論文の間違いを指摘し、＜冬の王国＞が、家族のなかで愛を最高の価値として示し、既存の体制順応的イデオロギーを再生していることを明らかにした。「南韓の対北放送専門家

が持つ統一過程における放送の役割についての認識研究：Q方法論を利用した北韓自由放送論と南北交流協力放送論の差異の究明」(チョ・スジン、李チャンヒョン)は、韓国の対北朝鮮・放送専門家が、南北朝鮮の統一過程における放送の役割について、どのような認識を持っているのかについて分析した。「韓国の原発に対する新聞報道フレーム変化研究：日本・福島原発事故前後の比較」(シム・ウンジョン、金ウイグン)は、福島原発事故前後を比較し、韓国の原発報道の一般的特性と報道フレームの相違について、中央の日刊新聞と原発所在地域の日刊新聞について内容分析することで明らかにした。「犯罪ニュース露出と多文化受容性：危険知覚の媒介効果を中心に」(ホ・ユン Chol、イム・ヨンホ)は、外国人犯罪に関するニュースの接触が受け手の多文化受容性に、どのように影響するのかについて、体系的に究明した。「記事削除請求権新設の妥当性検討：忘れられる権利を中心に」(ムン・ソヨン、金ミンジョン)は、忘れられる権利の概念と、その保護法益、そして韓国における表現の自由を規制する法律を検討し、記事削除請求権新設の妥当性について検討した。「自ら「行動する」美術家たち：自立的美術新生空間主体の生活経験と芸術実践研究」(シン・ヘヨン)は、韓国の美術生産の場で出現した自立の新生空間に着目し、当該空間の主体が有する生活経験と芸術実践について検討した。「中国文化崛起の逆説」(金スンス)は、中国の文化産業が韓国の文化市場に進出し、多くの変化を引き起こしている現象について、中国の文化市場とメディア政策を分析することで明らかにした。

(3) 第77号

① 企画論文・意見志向ジャーナリズムの新たな浮上と民主主義の危機

「総合編成チャンネル・ジャーナリズムの批判的照明：時事トークショー政治媒介エリートのテレビ政治」(李ヨンジュ)は、総合編成チャンネルの代表的な番組である時事トークショーが、政治媒介エリートによる政治的偏向性と感情の表出によって、どのように政治化されていったのか、テレビ政治の効果を読みといた。「植民地「メディア効果論」の構成：大衆統制技術としてのメディア「影響言説」」(ユ・ソンヨン)は、「植民的メディアの影響言説」が、当初から統治の問題であり、商業的消費大衆と抵抗的群衆統制のための言説であったことを解明した。「民主主義の危機と言論の扇情的党派性の関係についての試論：チャンネルAとTV朝鮮の政治時事トークショーを中心に」(李ジョンフン、李サンギ)は、チャンネルAとTV朝鮮の政治時事トークショーが、特定政党と政治家、特定集団だけを対象として憤怒や嫌悪のような激烈な否定的感情を呼び起こすスタイルに注目し、これらの番組が有する意味や構造を分析した。

② 一般論文

「太極旗掲揚台というヘゲモニー国家装置論序説」(チョン・ギュチャン)は、特定の場所に設置され、空間を実体的に掌握し、可視化されることで、一般の人々の視覚を支配する太極旗掲揚台を、国家イデオロギー政治の一様態としてとらえ、その意味を分析することで、支配の効果や抵抗の可能性について論じた。「総合編成チャンネルの浮上と娯乐的政論場の形成：政治-メディア体系間の構造的接触の新たな様相」(チョン・ジュンヒ)は、韓国の総合編成チャンネルが、たんにメディア産業内部での経済的效果に限らない広範な社会的影響力をおびたジャーナリズム機構に成長したとみなし、その社会政治的特性を究明した。「韓国における新聞用紙の社会経済史：市場の

力学を中心に」(ユン・サンギル)は、新聞用紙の需給状況に対する経済史的観点と、新聞用紙市場の行為者(国家、停止業者、新聞業者)への社会史的な観点から、光復後の韓国における新聞用紙市場のダイナミクスを解明した。「テレビ芸能番組のなかの多文化主義:JTBC <非首脳会談>の「君が代」論乱を通じてみた多文化主義言説の脆弱性研究」(金テヨン、ユン・テジン)は、JTBCの番組<非首脳会談>に挿入された「君が代」をめぐる論乱で、メディアが再現/構成する多文化主義言説に対して、反日、民族、国家、平和など多様な概念が介入するとき、どのような言説構造的変化が生じるのかを解明した。「初期釜山のノレバン(カラオケ・ボックス)文化形成の社会的文脈とメディア史的意味:1980年代カラオケ文化との関係を中心に」(ユン・サンギル、チャン・イル)は、日本産カラオケが釜山に流入した社会経済的背景を検討し、1980年代釜山地域を中心に広まったカラオケ文化が、1990年代のノレバン文化の台頭に、いかなる関連性を有していたのかについて解明した。

(4) 通巻 78 号

「ソーシャル・メディア環境での危険イシューの露出と社会資本が危険認識に与える影響」(クァク・ウンア、崔ジンホ、韓ドンソプ)は、ソーシャル・メディア環境で、受け手の現実危険認識に影響を与える要因について分析した。「地域放送の内部植民地は、どのように作動するのか:社長選任など支配構造分析と改善方案」(金ジェヨン、李スンソン)は、1990年代中盤から2015年までのMBC地域系列局17社と地域民放9社の社長と株主・理事の構成を分析し、地域放送の内部植民地実態について分析した。「コミュニティ・ラジオと地域共同体構成員の相互作用についてのフィールド研究:麻浦FMの事例を中心に」(パン・ミョンジン、金ヨンチャン)は、麻浦FMについての事例研究を通じて、オルタナティブ・メディア、テクノロジー、そしてコンテンツ中心の議論にかたよっている既存のコミュニティ・ラジオ研究の限界を乗り越えようとするものであった。「MARS関連の危険情報探索と処理がMARS予防行動に与える影響:危険情報探索処理モデルの拡張とSNS利用程度にともなう調節効果を中心に」(ソ・ミヘ)は、2015年のMARS危機のなかで、同一の応答者を対象に行われた二度のオンライン・パネル調査結果を利用し、個人の危機関連情報探索処理に及ぼす要因と、危険情報探索処理が、いかに危険防止行動に肯定的な影響を及ぼすのかについて検証した。「Theil指数と移動指標を活用したメディア市場構造分析:全国総合日刊紙市場を中心に」(オ・ジョンホ)は、2001年から2015年までの韓国の日刊紙産業における市場構造の変化を分析した。「地域新聞記者のキャリア移動研究」(イム・ヨンヒ)は、地域新聞記者の職業移動を通じて、地域言論の現実と記者の職業アイデンティティの変化を検討した。「1950年代韓国におけるアメリカの図書翻訳事業の展開と意味」(車ジェヨン)は、1950年代のアメリカ政府が文化冷戦のさなかで、広報外交の一環として海外で実施した図書プログラムの全体的な輪郭を検討し、韓国で実施されたアメリカによる図書翻訳事業の展開過程と目的、内容を分析することで、事業の成果と意味を解明した。

(5) 通巻 79 号

「知識を通じた政治あるいは政治のための知識:言論学者の政治参与現況と特徴研究」(金ソンヘ、ソボユン、チン・ミンジョン、カン・グクジン)は、メディア関連法と、これを根拠として設

置された各種理事会および委員会を調査することで、韓国のメディア・ジャーナリズム研究者が、どのようにして政治に参加しているのか、そのメカニズムについて明らかにした。「言論が産業災害を報道する方式に関する研究：サムスン白血病事態の場合」(パン・フィギョン、ウォン・ヨンジン)は、サムスン白血病事態についての言論報道に焦点をあて、言論が産業災害を報道する方式について検討した。「メディアとしての bot：ニュース・チャット bot についての試論的論議」(オ・セウク)は、新たな技術であるニュースチャット Bot の意味と作動方式、そして展望について、メディアの観点から試論的に分析した。「安倍内閣の日本の過去史認識問題についての韓国言論の視角：保守新聞と進歩新聞にあらわれた報道フレームの逆動的過程」(李ワンス、ベ・ジェヨン、朴キョンウ)は、韓国言論が、安倍政権発足後、過去史問題についての日本の立場に対して、どのように反応し、対応したのかを明らかにした。「モバイル時代の記事の長さに関する探索的研究」(チョン・ヨング、チョン・イェヒョン、郭亜奇・李プルム)は、コンピューティングと移動通信が結合し、完全に新たな趣向のコンテンツが作り出されているモバイル時代にあう記事の長さは、どのくらいなのかという問いに答えるものであった。「嫌悪性書き込みの第3次効果：書き込みの属性と利用者の性向を中心に」(チョ・ユンヨン、イム・ヨンホ、ハ・ユン Chol)は、オンライン・ポータル・ニュースについてのヘイト書き込みの第三次効果が、ニュース利用者の性向によって、どのように異なっているのかを解明した。「親日清算についての米軍政期<東亜日報>と<朝鮮日報>の報道態度」(チェ・ベク)は、米軍政期において、<東亜日報>と<朝鮮日報>が、親日清算問題について、どのように報じてきたのか、その報道態度を分析した。「テクノロジー、労働、そして生の脆弱性」(チェ・ソクジン)は、自立主義マルキストらの論議を基盤として、新自由主義社会における情報通信技術、労働、社会的関係の変化について論じた。

(6) 通巻 80 号

「メディアと不平等の弁証法」(金スンス)は、不平等とメディアの関係を考察することで、経済的・国家的・理念的の不平等が、社会の性格を左右し、このことが、メディアの不平等の根源になっていることを指摘した。「「ヘル朝鮮現象」の特徴と含意を分析する：保守言論と進歩言論間の再現作用についてのテキスト分析を中心に」(金エリン、イム・ヘビン、チャン・ハンスルほか6名)は、政派性の異なる主要メディアに掲載された「ヘル朝鮮」関連記事と寄稿文、特集をテキスト分析することで、「ヘル朝鮮」現象が有する複合的な側面と、その含意を探究した。「アイドルをとりまくジェンダー化された Schadenfreude の文化政治学：< IU 事態 >を中心に」(金ヒョンギョン)は、IU4 集のアルバム発売を事例として、女性アイドルに対する否定的な大衆感情の内容と論理を明らかにした。「オンライン上の個人情報露出についての認識と保護態度研究：ビッグデータ時代の個人情報露出についての心理的反発に注目して」(金ヒョンジ、チョン・ウンシク、金ソント)は、未来の新たな競争力としてのビッグデータの価値が、個人の人権を侵害し、優先されてはならないという前提のもとで、オンライン利用者の個人情報露出に対する認識と保護、態度について検討した。「社会的トラウマの個性化と治癒のためのメディア・セラピーの可能性研究：戎 (Jung) の集団無意識と個性化の自由を中心に」(ユ・スク、カン・ジンスク)は、セウォル号惨事による社会的トラウマ現象を分析し、メディアを通じたトラウマ・セラピーの意味と限界を探究した。「1960年代前半期韓国の有線放送事業の運営と全国有線放送協会活動の意義」(ユン・サンギル)

は、1960年代前半期における韓国の有線ラジオ放送事業の運営と変容過程について、1963年12月に開始された全国有線放送協会の活動を中心に描いた。「私学非理についてのテレビニュース・フレーム分析」(李ソヒョン、崔ジンボン)は、KBS、MBC、SBS、YTN、JTBCの5つの放送局が、私学非理問題について、どのように報じてきたのかについて分析した。

3. 『言論と社会』

(1) 第24巻第1号

「『青年時代』構成の文化政治学—2010年以後、青年代言説についての批判的分析」(金ソンギ)は、2010年から2014年までの韓国における主要日刊紙の記事557件を抽出し、青年世代の言説が韓国社会で有している文化政治的意味について論議した。「メディア・サービス失敗事例研究が稀少な原因についての知識社会学的考察」(金ピョンホ、ファン・ジュソン)は、韓国社会におけるメディア技術やサービスの爆発的成長の裏にある重大なメディア・サービスの重要な失敗事例(サイワールド、衛星/地上波DMB、ワイプロ、3D放送など)に関する研究が、なぜ稀少なのかという問いに答えようとするものであった。「メディア文化のなかのフード番組(モクバン)とヘゲモニー過程」(ホン・ソクギョン、朴ソジョン)は、韓国の支配的な飲食文化の価値と伝統的アイデンティティを逸脱するインターネット・フード番組(「モクバン」)文化について、社会的コミュニケーションと飲食文化を媒介とするメディア文化の観点から考察した。「ハプティクス・コミュニケーション：インターフェイス相互感性、Haptic Embodiment、その含意」(朴ソンヒ)は、モバイル・メディア利用を身体化の観点から検討することで、人間—メディア—世界という連関が有する意味を解明した。

(2) 第24巻第2号

「朴正熙の歴史的遺産に関するメディアの記憶形成方式：メディアの理念的相違と記憶の相違比較」(李ワンス、崔ミョンイル)は、朴正熙元大統領に関するメディアの記憶方式について、死亡直後の1979年10月27日から11月5日までの期間に発行された訃報記事を分析して、明らかにした。「『危険に処する身体：『生活習慣病』の社会的構成と危険の個人化』(ヤン・ウンギョン)は、韓国メディアにおける「生活習慣病」概念の広がり注目し、最近の健康増進言説の性格について社会文化的観点から分析した。「健康食品言説の受容に関する研究：20~30代女性との深層インタビューを中心に」(カン・ボラ)は、韓国社会において、健康食品に関する言説が増加している状況に注目し、個人が健康食品言説について有している理解と実践の基準を分析することで、健康食品言説の社会文化的背景と、その言説を受容する特徴的な過程を捉えようとするものであった。「メディア存在論：Simondonの「個体化」を通じて見たマクルーハンのメディア論」(金サンホ)は、シモンドンの技術的対象についての哲学が、発生的で、過程的であり、関係論的である。質料形相論を批判の始まりとして、その個体化論議を始めたことは、その哲学が向かう地点を明らかにした。

「視覚技術としての幻灯と植民地の視覚性」(ユ・ソンヨン)は、言葉が抑圧され、文字に対する検閲が日常化された植民地において確立された視覚メディアの覇権的優位に着目し、視覚技術の孤立性と限界を解明しようとした。

(3) 第24巻第3号

「言論は言論らしくならねばならない！：模範的地域週刊新聞を通じて学ぶ建設的教訓」(金ソンヘ)は、韓国の地域週刊新聞が、どのように地域経済を活性化し、地域住民の立場を代弁し、自治体と権力集団を監視し、対案を模索する模範的なコミュニティ・メディアの役割を担うことができるようになったのかを分析することで、韓国のマスコミにとっての教訓を探ろうとするものであった。「親密な民俗誌学の倫理：青年世代の女性たちの脆弱な生、労働、デジタル・メディア使用を研究する」(チェ・ソクジン)は、青年世代の女性たちの生と労働の脆弱性をデジタル・メディアが、どのように媒介しているのかを分析した。「光州地域メディアの場の力学構造変化：ニュース通信社の出現を中心にした質的研究」(ハン・ソン)は、地域メディアの場に参与する内部行為者たちのなかで、主導的な役割が、だれによって、どのような方式で担われるのかについて分析した。「「ボランティア市民」になること：新自由主義生存倫理と青年世代」(金スミ)は、1990年代中盤に市民性と社会的関係が再構成される局面で、青少年ボランティア活動の制度化をめぐる公的言説が構成されるプロセスと、その意味を検討した。「脱走と模倣：1970年代青年文化の感覚と情動実践」(金イェラン)は、1970年代の青年文化について、互いに異なる位置にある青年下位文化の感覚と情動実践を通じて生成・遂行される世代的力学のなかで解釈しようとした。「メディア環境変化のなかの新聞「文化ジャーナリズム」の現況と明暗：主要日刊紙文化部記者らの深層インタビューを中心に」(李ギヒョン、金セウン、金ギョンヒ)は、マスコミの文化部記者たちの活動を中心に文化ジャーナリズムの現況と役割、そして、その複合的含意について明らかにした。

(4) 第24巻第4号

「モノドロジーとコンピュータ連算社会科学としてのメディア研究：イシューの生涯主義と社会的微粒子分析的視角」(イム・ジョンズ)は、コンピュータ化された社会科学への転換において、メディア・コミュニケーション分野のビッグデータ研究が、イシューへの注目とライフ・サイクルの分析に注目したモナドの主張に注目し、モナドの社会科学にメディア研究プログラムの新たな可能性を提案するものである。「流通者中心の映像文化運動事例研究：1990年代「最上とその次」の活動を中心に」(オ・セソプ、ハン・サンホン)は、レンタルビデオ業者など流通者に焦点をあて、彼らが担った地域の映像文化運動の展開を分析することで、1990年代の韓国における映像文化の広がりや発展を解き明かした。「デジタル労働のジェンダーに関する批判的考察：女性「フェイスブック・スター」のデジタル労働を中心に」(金エラ)は、消費資本と技術を通じて、利用者の参与活動を労働力として捉えようとするデジタル経済において、女性が、ソーシャルメディアの積極的利用者として、同時に生産者として無賃あるいは低賃金の労働力として動員されている状況について批判的に考察した。

2016 年度新聞学研究所事業報告

○共同研究プロジェクト

「映像情報のカテゴリー化をめぐる研究」

研究代表者 大井眞二（日本大学法学部新聞学科教授）

研究分担者 岩淵美克（日本大学法学部新聞学科教授）、小林義寛（同教授）、
佐幸信介（同教授）、米倉律（同准教授）、
宮脇健（日本大学危機管理学部専任講師）

研究目的

本共同研究は 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災後の TV 放送の報道内容を分析し、災害時におけるニュース報道及び他の関連する映像情報を量的、質的両面から研究する上で必要な基盤整備としてのデータベース構築を目的として、平成 25 年度からその研究を始めた。

現在、研究代表者らは 2011 年 3 月 11 日の発災から今日に至るまで、東京キー局（6 局）の大震災に関わる TV 映像の記録・保存を進めており、映像資料データ量は 80 テラビットを超えるレベルに到達している。この映像記録は JCC の MaxChannel だけでなく大量の外付け HDD に蓄えられている。

これらの映像データは東日本大震災という未曾有の危機を保存したという事実のみの価値だけではなく、その後も震災関連の TV 映像を長期間映像データとして保存していることに、今後のジャーナリズム研究およびマスコミュニケーション研究の分野にとって大きな価値をもつ。

そこで、本研究では平成 26、27 年度に引き続き、①映像データ保存とニュース及び他の関連する映像情報の分類を初めとするデータベース構築のための作業を行い、その上で、②報道内容の質的、量的分析を行う。

研究経過

大震災発災から 5 年を迎えた平成 28 年度は、これらの貴重な TV 映像データを将来に向かって研究活動に活用するため、NHK 放送文化基金の研究支援——「アーカイブ構築とその利用に関する研究」（平成 27 年－28 年）とのリンケージを図りながら、以下の研究課題を具体的に進めてきた。① TV ニュース報道及び他の関連する TV 映像データの追加逐次保存と、これまで記録・保存した TV ニュース報道及び他の関連する TV 映像情報の分類・整理というデータベース構築のための作業。その後②映像情報の内容の量的、質的な分析を通じて、東日本大震災関連のニュース報道など TV 映像情報の特徴を明らかにするための基礎的研究。そして、③データベースに蓄積している膨大なデータをどのように利活用するかについての、メタデータの作成の方法や特徴に関するパイロット研究を進めてきた。

こうした研究成果は、今年のシンポジウム（「地域ジャーナリズムの課題と可能性(2) 東日本

大震災が地域メディアに問いかけたもの」(平成28年2月20日、日本大学法学部新聞学研究所主催)において中間報告を既に行ったが、小括的な成果報告としてシンポジウム(平成29年1月28日、日本大学法学部新聞学研究所主催)と、本誌10号・特集「“3月ジャーナリズム”化する震災テレビ報道～東日本大震災の映像アーカイブ研究から～」でまとめている。なお本新聞学研究所のアーカイブ化事業の経緯については、同誌10号所収論文「東日本大震災TV映像アーカイブ化の試み—日本大学法学部新聞学研究所のアーカイブ化事業に関する覚書」において詳述しているので、参照されたい。

○シンポジウム

テ ー マ	「“3月ジャーナリズム”化する震災テレビ報道～東日本大震災の映像アーカイブ研究から～」
開催日時	平成29年1月28日(土) 14時30分～17時30分
場 所	法学部10号館3階1032講堂
主 催	日本大学法学部新聞学研究所
研究報告	①大井 眞二 日本大学法学部新聞学科教授 ②米倉 律 日本大学法学部新聞学科准教授 ③原 由美子 NHK放送文化研究所研究主幹 ④加藤 徹郎 法政大学講師
司 会	大井 眞二
コメンテーター	大森 真 飯館村役場/元テレビユー福島報道局長 八谷 昌幸 NHK報道局チーフプロデューサー

○研究指導

名 称	新聞学研究所 2016年度メディア・イノベーション講座
開催期間	平成28年9月8日(木)～9月9日(金)(1日3時限編成)
場 所	法学部10号館1042講堂
受講生	54名
内 容	開講式・ガイダンス 湯浅 正敏 日本大学法学部新聞学科教授 「カンヌライオンズ2016 クリエイティブのトレンド」 佐藤 達郎 多摩美術大学美術部共通教育センター教授、元博報堂 「新聞社のイノベーション」 平 和博 朝日新聞社IT専門記者 「日本映画界にブレイクスルーは起きるのか」 富山 省吾 日本アカデミー賞協会事務局長、元東宝映画社長 「ソーシャル時代のテレビ報道」 足立 義則 NHK報道局ネット報道部副部長

「実践キャラクター論」

大野 茂 阪南大学国際コミュニケーション学部教授

「出版大変革はいまや最終コーナーだ」

鈴木 宣幸 講談社編集総務局長

ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領

平成 19 年 4 月 1 日制定
 平成 19 年 4 月 1 日施行
 平成 22 年 8 月 1 日改正
 平成 24 年 7 月 19 日改正
 平成 25 年 6 月 20 日改正

○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員，非常勤教員および新聞学研究所所員，新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し，研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

○投稿対象

- 1 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは，未公刊の論文でかつ以下の要件を具備しているものをいう。
 - ①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨，主張の一貫性と明証性 ③一定の知見，結論を持っているものをいう。
- 2 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは，未公刊の論文で，現場での体験や知見に基づいて独自の主張を展開しているものをいう。
- 3 「研究ノート」 研究ノートとは，未公刊で，明確な結論には至っていないが論文としての要件 1-①，1-②を具備しているものをいう。
- 4 「調査研究報告」 調査研究報告とは，現地調査，計量調査，面接調査等の調査によって得られた資料，記録，知見を含んだ内容のものをいう。

○掲載基準

『ジャーナリズム&メディア』に掲載する論文等は，未公刊であり，研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて，研究所が許可したものとする。ただし，研究所の依頼により書かれた論文等は，査読を省略することができる。

○掲載媒体

『ジャーナリズム&メディア』への掲載と同時に、日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

○執筆要領

- 1 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
 - ① 原則として，Word あるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁は A4 横書きで，16,000 字以上 32,000 字以内とする。ただし，研究所が承認した場合にはその限りではない。
 - ② 写真，図表等は，本文原稿の中に組み込むこと。ただし，メールでの添付ファイルには，写真，図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。

- ③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話 (Fax) 番号、E-Mail アドレス所属を明記する。
- ④ 補注を必要とする場合は、(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に<注>と明記のうえ一括して記載する。

2 引用・参考文献、本文および注での引用

① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

- (1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。
- (2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「 」を書名には『 』を付す。
- (3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。
- (4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体 (斜体) で表記する。
- (5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本 (単著) : 著者名 (公刊西暦年) 『書名』 発行所

単行本 (共著の一部) : 著者名 (公刊西暦年) 「論文名」 編著者名 『書名』 発行所

雑誌 : 引用論文著者名 (公刊西暦年) 「表題」 『掲載雑誌名』 巻 (号) 発行所

[引用・参考文献の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』 北樹出版

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」 小川浩一編著 『マス・コミュニケーションへの接近』 八千代出版

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」 『マス・コミュニケーション研究』 70号

- (6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとの原著公表年代と訳書公表年代は=で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair (1998 = 2006) *The Sociology of Journalism*, London: Arnold. (小川浩一・赤尾光史監訳 『ジャーナリズムの社会学』 リベルタ出版)

② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

(1) 「方式1」

- (ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを (氏名 文献発行年 : 引用ページ) の形式で記入する。

(福田充 2010) (福田充 2010 : 36 — 37) (B.McNair 1998 = 2006 : 55 — 56)

- (イ) 複数の引用文献がある場合には、(氏名1 文献発行年 : 引用ページ ; 氏名2 文献発行年 : 引用ページ) とする。

- (ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「 ; 」で区切って列記する。

(荻谷剛彦 2001 : 135 ; 2009 : 43) (B.McNair 1996 : 14 ; 1998 : 18 — 19)

- (エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき、a, b, …を付して区別する。
(橋木俊詔 2006a : 24 ; 2006b : 35)
- (オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき、「,」で区切って列記する。
(福田充 2010 : 26, 37)
- (カ) 翻訳書の場合には、原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。
(B.McNair 1998 = 2006 : 37)
- (キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合、引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。

(2) 「方式2」

- (ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式2」の場合、補注も引用と一括して記載する。

「…だ。⁽¹⁾」「……と言える。⁽¹²⁾」

- (イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ、引用を通し番号順に一括して記載する。

なお、〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献、本文および注での引用」に準じて著者名、公刊西暦年、書名・論文名、発行所・雑誌名を記述したあとに、引用ページを付ける。

[注の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版 27—28

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版 243—244

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号 85—86

3 図・表・写真の取り扱い

- ① 図・表・写真等は、別用紙に作成する。
- ② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。
- ③ 図(写真を含む)・表には、図1, 図2, …, 表1, 表2, …のように通し番号を付け、必要ならば図表の簡潔な説明文(キャプション)を付ける。

[説明文の事例]

図1 学力格差と階層

表1 新聞購読と所得

4 ページ番号(ノンブル)の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

○調査研究報告(本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し、写真、図表等が多数になり、総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

以 上

日本大学法学部新聞学研究所規程

平成19年3月9日制定
平成19年4月1日施行

(名 称)

第1条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下研究所という）と称し、法学部（以下学部という）に置く。

(目 的)

第2条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことによって学部の教育、研究に寄与すると共に、その学術的成果を通じて広く社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① ジャーナリズム、メディア、コミュニケーションに関する研究、調査及び研究集会の開催
- ② 委託研究、共同研究及び研究員の受入れ
- ③ 学術研究誌、研究所叢書の発行及びその他の情報発信事業
- ④ 学部学生、大学院生の研究指導
- ⑤ 他学部学生（大学院生を含む）の研究指導
- ⑥ その他研究所の目的達成に必要な事業

(部 門)

第4条 研究所は、事業の遂行に必要なときは、専門別の研究部門を設けることができる。

(構 成)

第5条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は、法学部長（以下学部長という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

- 2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。
- 3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 所長は、研究所を代表し、その業務を統括する。

(次 長)

第7条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

- 2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

(所 員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

- 2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

(研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

2 研究補助員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

(嘱託)

第10条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

(顧問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(講師又は指導員)

第12条 研究所は、第3条の事業を行うため、講師又は指導員を委嘱することができる。

2 前項の講師又は指導員は、所長が委嘱する。

(運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究員並びに研究室生の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

(委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

(経理)

第16条 研究所の経理は、学部的一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(所管)

第17条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

(監査)

第18条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければな

らない。

(報告義務)

第19条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における業務計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究員及び研究室生)

第20条 研究所は、研究員及び研究室生を受け入れることができる。

2 研究員及び研究室生の受入れについての細則は、別に定める。

(改正)

第21条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かなければならない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

Journalism & Media

CONTENTS

【Feature】

OI, Shinji, The Construction of Television (video) Archive concerning “The Great East Japan Earthquake”
by Institute of Journalism & Media, Nihon University

YONEKURA, Ritsu, Regional Bias of Information in TV Reporting on Great East Japan Earthquake and it’s
Time-Series Changes: from Archival Analysis Focusing on Names of Places

HARA, Yumiko, Five Years since the Great East Japan Earthquake: What Network Nightly News Shows
Have Reported

KATO, Tetsuro, In Calendar Journalism, What has TV News Speaking, Talking, Suggested? : The
Expressions of TV Archives Metadata in the Great East Japan Earthquake

NISHIDA, Yoshiyuki, An Attempt to use Metadata in Media Studies of Broadcast Archives: Focusing on
the Coverage of the Great East Japan Earthquake

【CONTRIBYTED PAPER】

Zang Qianfan, Constitutional Problems in China’s Press Regulation

【BIBLIOGRAPH & DATA】

YAMAMOTO, Kenji, Official regulations about the news and the coverage activity of the foreign news
media and reporter in China

【RESEARCH NOTE】

Zhang Xinhui, The Images of China in Japanese Media: A Framing Analysis of Television Reporting on
2015 Chinese Military Parade

【RESEARCH REPORT】

IDA, Masamichi, Local Media and Opinion Polls in Japan: The Case of the Okinawa Times

【MEDIA REPORTS】

AKAO, Mitsushi

MORISHIGE, Ryota

KATANO, Toshihiko

【BOOK REVIEWS】

TSUKAMOTO, Seijiro

ISHIKAWA, Noriyuki

【RESEARCH TREND OF FOREIGN COUNTRIES】

BEPPU, Minako

ITO, Eichi

YAMAMOTO, Kenji

KOBAYASHI, some

編集後記

最近、印象に残った映画に『黄金のアデーレ 名画の帰還』（2015年・米英、原題：Woman in Gold）という作品がある。グスタフ・クリムトの名画「黄金のアデーレ」（1907年）をめぐって起こされた裁判を中心としたストーリーで、実話をもとにしている。第二次大戦中、スイスからアメリカに亡命しその後はアメリカ在住のユダヤ人女性（当時82歳・マリア・アルトマン）が、1998年に絵を所有するオーストリア政府を相手に裁判を起こす。絵は彼女の一家からナチスによって不当に略奪されたものだった。裁判のプロセスと、彼女とその親族が、戦争中に辿った過酷で数奇な運命の記憶とが交互に構成される。「オーストリアの至宝」とされていた絵は、最終的にマリアの手に返還されこととなり、今はニューヨークのギャラリー「ノイエ・ガレリエ」で展示されている。

この映画で考えさせられるのは、戦争をめぐる「記憶」ということである。よく知られるように、歴史社会学の分野では1990年代半ば以降、「記憶論的展開」と呼ばれるパラダイム転換が生じた。戦争からの時間の経過とともに、戦争は「直接的体験」ではなく、「社会的記憶」として編成され、語られるものとなっている。だからこそ、その「記憶」の在り方をめぐって時として過酷な闘争（記憶のポリティクス）が繰り広げられる。「アデーレ」をめぐる裁判も、この絵にまつわる記憶（ナチスによる不当な強奪）を取戻すためのものだったと言える。

2016年12月末以来、韓国の釜山で慰安婦少女像が市民団体によって設置されたことをめぐって再び日韓関係が硬直化している。日韓両政府の対応の当否について今は問わないとして、この一件も「記憶」をめぐる闘争に他ならない。「元慰安婦」の女性達や、関係者で存命の人が少なくなるなか、「従軍慰安婦問題」は間違いなく「集合的記憶」の編成とそれをめぐるポリティクスという次元の問題となっている。

「社会的記憶」が焦点化されているのは、「戦争」に関してばかりではない。本号で「特集」として扱った東日本大震災についても、社会的関心の低下がいわれ、記憶の風化が問われている。戦争であれ、震災であれ、社会的記憶の編成とメディアの関わりは深い。新聞や放送といったマス・メディアも、その歴史を重ねていくほど、ますます「社会的記憶」との関係性が重要かつアクチュアルなテーマとなっていくだろう。

編集委員

米倉律（編集・出版部門代表）
佐幸信介、別府三奈子

新聞学研究所紀要 『ジャーナリズム&メディア』 第10号

2017年3月15日発行

編集・発行 日本大学法学部 新聞学研究所
〒101-8375 東京都千代田区三崎町2-3-1
TEL 03-5275-8510

編集協力・印刷 株式会社 メディオ

Journalism & Media

March 2017 No.10

Institute of Journalism and Media Studies
Nihon University